防府市地域防災計画

資　　料　　編

令和８年２月

防府市防災会議

≪目次≫

共通編

第１　総則

●条例等

１-１-１　防府市防災会議条例 …… 1
１-１-２　防府市防災会議運営要綱 …… 3

●防災組織

１-２-１　防府市防災会議委員名簿 …… 4
１-２-２　防災関係機関一覧 …… 6

●防災上の市の概況

１-３-１　防府市の地質 …… 9
１-３-２　人口の推移 …… 10
１-３-３　道路の状況 …… 10
１-３-４　地目別民有地面積 …… 11
１-３-５　都市計画用途地域 …… 11
１-３-６　過去の主な災害の状況 …… 12

第２　災害予防計画

●予防

２-１-１　危険住宅の移転事業 …… 14
２-１-２　自主防災組織における防災マニュアルの作成手順 …… 15
２-１-３　防災訓練内容 …… 16

●ボランティア活動

２-２-１　ボランティアの活動内容 …… 17

●配備体制

２-３-１　防府市の動員配備 …… 18

●条例等

２-４-１　防府市災害対策本部条例 …… 28
２-４-２　防府市災害対策本部設置運営要綱 …… 29
２-４-３　各種相互応援協定書一覧 …… 41
２-４-４　平常時における防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例 …… 46

●災害対応

２-５-１　市及び県の応急活動事例（時系列表） …… 48
２-５-２　勤務時間外での地震発生への対応フロー図 …… 50

●通信施設

2-6-1　市防災行政無線（移動系）の現況 51
2-6-2　市防災行政無線（同報系）の現況 52
2-6-3　消防無線一覧 54
2-6-4　災害時の電話・電報施設の利用 55
2-6-5　災害時の非常通信の利用 58

●観測・予報情報等

2-7-1　水位観測所及び通報水位・警戒水位 61
2-7-2　雨量観測所 62
2-7-3　風速計一覧 63
2-7-4　潮位観測所一覧 63

●防災組織

2-8-1　自衛隊の派遣要請の流れ及び連絡窓口 64
2-8-2　徳山海上保安部の連絡窓口 64

●医療・保健

2-9-1　救急告示病院 65
2-9-2　災害拠点病院等 66
2-9-3　防府市内の医療関係者の人員調 66
2-9-4　ＤＭＡＴ及びＪＭＡＴやまぐち 67
2-9-5　医療救護所備付物品医療品器具基準表 70
2-9-6　県立総合医療センターの医療救護班 71
2-9-7　日本赤十字病院救護班 71
2-9-8　防府医師会緊急災害対策班 72
2-9-9　医療救護班の活動体系 74

●輸送

2-10-1　県の措置による輸送施設、輸送拠点等の指定事項 75
2-10-2　臨時ヘリポートの選定条件 75
2-10-3　臨時ヘリポート予定地 76

●避難指示等

2-11-1　避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般） 77
2-11-2　避難指示等の判断基準 78
2-11-3　避難指示等の判断の際に助言を求めることのできる主な専門機関 78

●避難体制

2-12-1　主な避難誘導体制の整備事項 79
2-12-2　土砂災害警戒区域における避難体制の整備 79
2-12-3　洪水浸水想定区域における避難体制の整備 80
2-12-4　津波災害警戒区域における避難体制の整備 81

2-12-5　高潮浸水想定区域における避難体制の整備 82

●災害危険区域

2-13-1　急傾斜地崩壊危険区域一覧 83
2-13-2　土砂災害警戒区域の指定箇所一覧 84

●要配慮者関係

2-14-1　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 101
2-14-2　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川） 102
2-14-3　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川） 106
2-14-4　津波災害警戒区域における避難促進施設 107
2-14-5　高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設 108

●避難場所等

2-15-1　避難場所等の指定基準等 112
2-15-2　避難場所等 114

●食料・飲料水・生活必需品等

2-16-1　防府市指定給水装置工事事業者一覧（支援協定締結業者） 118

●防災物資・施設・資機材

2-17-1　学校施設設備点検箇所一覧 119
2-17-2　医療品・防疫薬剤主要調達先 120
2-17-3　火葬施設処理能力 120

●金融・貸付等

2-18-1　山口県市町総合事務組合積立金 121

第３　災害応急対策計画

●配備体制

3-1-1　配備体制表（地震・津波・その他の災害等） 122
3-1-2　職員の動員に係る留意事項 124
3-1-3　配備体制の伝達系統（勤務時間内・時間外） 124
3-1-4　第１警戒体制、第２警戒体制における業務の流れ 125
3-1-5　災害対策本部の組織構成図 126
3-1-6　本部室の組織体制及び部の設置基準 127
3-1-7　災害対策本部における事務分掌 128

●災害対応

3-2-1　参集時の対応の流れ（震度６弱以上の地震が発生した場合） 134
3-2-2　防府警察署の警備体制及び活動内容 136
3-2-3　徳山海上保安部の活動内容 138

●災害情報の収集・伝達

3-3-1　災害対策本部の連絡系統図 139

3-3-2　情報収集連絡系統 140
3-3-3　応急対策別必要情報 142
3-3-4　各対策部別必要情報 144
3-3-5　県等関係機関による被害状況の把握及び措置 145
3-3-6　被害発生報告書様式 146
3-3-7　直接即報の概要 148
3-3-8　広報活動の主な流れ 150
3-3-9　広報すべき主な内容 152
3-3-10　災害時の主な広報手段 153
3-3-11　収集すべき内容及び収集対象とする機関 154
3-3-12　放送要請取扱要領 155
3-3-13　放送局の報道計画 156
3-3-14　地区家畜防疫対策協議会連絡体系図 158

●気象情報等

3-4-1　気象警報・注意報等の種類と発表基準 159
3-4-2　土砂災害警戒情報の発表基準 163
3-4-3　土砂災害緊急情報の周知基準 165
3-4-4　噴火警報等の発表基準 166
3-4-5　山口県の気象細分区域 169
3-4-6　気象情報等の伝達系統 170
3-4-7　市内部における伝達系統（勤務期間内・時間外） 173
3-4-8　県における伝達系統 174
3-4-9　大規模火災その他特殊災害発生時の市内部における伝達 175
3-4-10　気象情報等に関する関係機関による措置事項 176

●条例等

3-5-1　被害程度の認定基準 188
3-5-2　被害発生報告書要領 192
3-5-3　緊急警報放送実施要領 193

●応援・受援

3-6-1　災対法による応援協力体系図 194
3-6-2　県への応援要請の概要 195
3-6-3　県消防防災ヘリコプターの応援要請図 196
3-6-4　自衛隊災害派遣要請の概要 197
3-6-5　山口県内広域消防応援計画 202
3-6-6　県内広域消防応援様式 208
3-6-7　緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画 212
3-6-8　緊援隊応援様式 221
3-6-9　山口県緊急消防援助隊受援計画 230
3-6-10　緊援隊受援様式 239
3-6-11　山口県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画 244
3-6-12　山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧 253

●救急・救助

3-7-1　各機関における救急・救助活動 254
3-7-2　離島患者救急搬送の概要 256
3-7-3　各機関における主な医療活動 257
3-7-4　後方医療に関する主な医療活動 260

●医療・保健

3-8-1　人工透析患者・難病患者への対応 261
3-8-2　災害救助法適用の場合の医療・助産体制の運用図 263
3-8-3　医薬品・医療資器材の補給体制図 263
3-8-4　集団発生傷病者救急医療活動の概要 264
3-8-5　県による健康管理活動の概要 268
3-8-6　県の防疫措置 269

●輸送

3-9-1　臨時ヘリポートの設置概要 271
3-9-2　交通規制の実施区分 272
3-9-3　災対法における現場措置 273
3-9-4　災害時における車両運転者の義務 273
3-9-5　災害救助法に基づく輸送の対象範囲 274
3-9-6　市保有車両一覧 275
3-9-7　防長交通株式会社所有バスの配置状況 275
3-9-8　日本通運株式会社所有貨物自動車の配置状況 275
3-9-9　緊急通行車両確認申請の対象となる車両により輸送する対象 276
3-9-10　緊急通行車両確認標章 276
3-9-11　緊急通行車両確認証明書 277

●避難指示等

3-10-1　避難指示権者及び時期 278
3-10-2　避難指示等に必要な事項と伝達手段 279
3-10-3　避難指示等の伝達系統図 280
3-10-4　避難の措置に関する通知・報告の処理体系 281

●警戒区域の設定

3-11-1　警戒区域の設定権者及びその内容 282
3-11-2　警戒区域の設定権者区分 283
3-11-3　警戒区域の表示及び事故防止例 284

●避難場所等

3-12-1　避難場所等開設時の対応 285
3-12-2　避難場所等の運営時の留意事項 286
3-12-3　他地区への移送に関する措置 287
3-12-4　他の被災自治体からの被災者受入れ措置 288
3-12-5　避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項 289

●要配慮者関係

3-13-1　要配慮者への福祉サービス（概要）……290
3-13-2　社会福祉施設における主な災害対応……290

●食料・飲料水・生活必需品等

3-14-1　食料・飲料水・生活必需品等の担当部署……291
3-14-2　食料の調達・輸送・配布時の留意事項……293
3-14-3　県による食料の供給……294
3-14-4　災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図……295
3-14-5　災害救助法に基づく食料の供給に関する対象範囲……295
3-14-6　炊き出しの実施に関する留意事項……296
3-14-7　応急給水基準……296
3-14-8　応急給水活動系統図……297
3-14-9　災害救助法に基づく飲料水の供給に関する対象範囲……298
3-14-10　生活必需品の供給方針……299
3-14-11　生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項……300
3-14-12　生活必需品等の調達・供給経路図……301
3-14-13　県による救助物資の送達……302
3-14-14　災害救助法に基づく生活必需品の供給に関する対象範囲……302

●防災物資・施設・資機材

3-15-1　上水道の現況……303
3-15-2　防疫体制及び防疫用器材等の保有状況……303
3-15-3　防疫薬剤の仕様及び方法（参考）……303
3-15-4　清掃施設・機材等の状況……304
3-15-5　公共下水道現況一覧……305

●建物の応急復旧

3-16-1　応急危険度判定活動体系図……306
3-16-2　被災建築物応急危険度判定の流れ……306
3-16-3　災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する対象範囲……307

●災害救助法、罹災証明書等被害認定関連

3-17-1　災害救助法事務処理系統図……308
3-17-2　災害救助法適用事務の実施区分……309
3-17-3　災害救助法の適用基準……310
3-17-4　災害救助法の適用手続きに係る事務処理事項……311
3-17-5　災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表……312
3-17-6　救助の種類別業務実施区分の基準……317

●文教対策

3-18-1　学校における情報収集及び伝達系統……318
3-18-2　文教対策実施系統図……318
3-18-3　文教対策被害報告の内容……318
3-18-4　教科書の供給あっせん系統図……319

3-18-5　災害救助法に基づく学用品の供給に関する対象範囲 319
3-18-6　学校等の施設の応急復旧及び施設機能の確保基準 319

●廃棄物処理

3-19-1　災害廃棄物処理体制の概要 320
3-19-2　災害廃棄物発生量パラメーター覧 321
3-19-3　避難所から発生する生活ごみ量算出式 321
3-19-4　し尿処理体制の概要 322
3-19-5　し尿収集必要量パラメーター覧 323
3-19-6　仮設トイレの必要基数 323
3-19-7　道路関係障害物の除去の概要 323
3-19-8　河川・港湾・漁港関係障害物除去の概要 324

●ボランティア活動

3-20-1　ボランティア活動の実施系統 325
3-20-2　災害ボランティアセンターの活動内容 326

●復旧対策

3-21-1　主な応急復旧措置【道路・橋りょう・トンネル】 327
3-21-2　主な応急復旧措置【河川・ため池・内水排水施設】 329
3-21-3　主な応急復旧措置【港湾・漁港施設】 330
3-21-4　主な応急復旧措置【海岸保全施設】 331
3-21-5　主な応急復旧措置【砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設】 332
3-21-6　主な応急復旧措置【治山・林道施設】 333
3-21-7　主な応急復旧措置【中国電力ネットワーク】 334
3-21-8　主な応急復旧措置【県営電力施設】 335
3-21-9　主な応急復旧措置【ガス事業者（旧一般ガス事業者）】 336
3-21-10　主な応急復旧措置【水道施設】 338
3-21-11　主な応急復旧措置【電気通信設備】 340
3-21-12　工業用水道施設の連絡体制図 343

●農林業災害対策

3-22-1　農産物対策全般の実施系統 344
3-22-2　予察の実施体系 344
3-22-3　病害虫防除対策実施体系 345
3-22-4　地区家畜防疫対策協議会活動組織 345

第４　復旧・復興計画

●金融・貸付等

4-1-1　生活相談等受付の措置概要 346
4-1-2　住宅資金の概要 348
4-1-3　各機関の租税の納期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置 349
4-1-4　生活福祉資金貸付条件等一覧表 350

４-１-５　母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表 351
４-１-６　災害援護資金一覧表 354
４-１-７　災害弔慰金一覧表 355
４-１-８　災害見舞金一覧表 356
４-１-９　被災者生活再建支援法の概要 357
４-１-10　義援金品の受付・保管・配分に係る各機関の措置 359
４-１-11　災害復旧事業に関する国庫負担の関係法令及び地方債・交付税一覧 361
４-１-12　激甚災害に対する特別な財政措置 362

●条例等

４-２-１　県災害見舞金支給要綱 363
４-２-２　防府市災害見舞金等支給要綱 365
４-２-３　激甚災害の指定基準 367
４-２-４　局地激甚災害の指定基準 370

●復旧対策

４-３-１　主な災害復旧事業一覧 372

個別災害編

第５　震災対策

●被害想定

５-１-１　山口県の活断層図 373
５-１-２　発災季節と発災時刻の想定 374
５-１-３　南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定 379
５-１-４　南海トラフ巨大地震による津波の浸水面積 379

●災害対策

５-２-１　落下倒壊危険物対策 380
５-２-２　津波災害に対する活動図 381
５-２-３　津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置） 382
５-２-４　海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策 383

●防災物資・施設・資機材

５-３-１　分団別消防水利の現況 386

●災害対応

５-４-１　市消防機関の系統図 387

●災害情報の収集・伝達

５-５-１　津波情報に関する伝達文例 388
５-５-２　放射性物質事故等発生時の伝達系統図 388

●気象情報等

５-６-１　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 389

●危険物の取扱い

５-７-１　危険物の応急対策（石油類等） 390
５-７-２　危険物の応急対策（火薬類） 392
５-７-３　危険物の応急対策（高圧ガス） 393
５-７-４　危険物の応急対策（放射性物質） 395
５-７-５　危険物の応急対策（毒物劇物） 396

第６　風水害対策

●災害危険区域

６-１-１　水防警報区域一覧 397
６-１-２　災害による孤立危険区域 398
６-１-３　重要水防箇所及び避難場所 399
６-１-４　地すべり防止区域 417

●警戒区域の設定
6-2-1　災害危険区域の設定基準 418

第７　火災対策

●災害危険区域
7-1-1　防火重点地域 422

●防災組織
7-2-1　防府市の消防組織及び編成 423
7-2-2　消防本部及び消防団の人員 425
7-2-3　火災に対する消火体制 426
7-2-4　周辺地域の私設消防隊 428

●防災物資・施設・資機材
7-3-1　消防用車両等現有台数 429
7-3-2　文化財等の防火施設の現況 431
7-3-3　森林消防隊の組織及び装備 432
7-3-4　化学消火剤の所在状況 433
7-3-5　消防資機材の貸付け手続き 433

●条例等
7-4-1　山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領 434

●火災対策
7-5-1　火災気象通報・火災警報の連絡系統 437
7-5-2　火災発生時の避難指示 438
7-5-3　林野火災対応 439
7-5-4　空中消火の実施 440

●災害情報の収集・伝達
7-6-1　県への伝達（火災即報）個別基準 443
7-6-2　市民広報 444
7-6-3　報道広報 444

●警戒区域の設定
7-7-1　火災警戒区域・消防警戒区域の設定 445

第８　雪害対策

●災害対策
8-1-1　雪害対策系統 446
8-1-2　県が行う除雪 446

第９　交通災害対策

●災害対策

9-1-1　関係機関の実施する措置等（海上災害予防対策）……447
9-1-2　関係機関の実施する措置等（道路災害予防対策）……450
9-1-3　関係機関の実施する措置等（鉄道交通災害予防対策）……451
9-1-4　航空機事故等発生時の応急活動体制……453

●災害情報の収集・伝達

9-2-1　海上災害時における一般的な通報連絡体制図……454
9-2-2　関係機関に対する通報連絡系統……455
9-2-3　大規模航空機事故等発生した場合における災害情報の伝達……456

●条例等

9-3-1　周防地区海上安全対策協議会会則……457
9-3-2　防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則……459
9-3-3　防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱……461

第 10　産業災害対策

●災害対策

10-1-1　平常時及び災害時の連携体制（企業内災害）……466

●危険物の取扱い

10-2-1　危険物貯蔵タンクの所在状況（容量 100 キロリットル以上）……468
10-2-2　給油取扱所所在状況……468
10-2-3　ガス事業者……468
10-2-4　放射性物質の所在状況……468
10-2-5　火薬類販売業者……468
10-2-6　火薬類取扱い規制実施責任者（知事・市長）……469
10-2-7　高圧ガス製造所一覧……470
10-2-8　有害物質を取扱う施設を有する工場一覧……470
10-2-9　毒物劇物製造所一覧……470

共　　通　　編

第1　総　　則

●条例等

■ １－１－１　防府市防災会議条例

（昭和 38 年防府市条例第 12 号）

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、防府市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）防府市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、40 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。ただし、その者が欠けた場合その他やむを得ない事由により、その者を委員に充てることができない場合は、この限りでない。

（１）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　４人以内

（２）陸上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者　３人以内

（３）山口県の知事の部内の職員（次条において「山口県の職員」という。）のうちから市長が任命する者　４人以内

（４）山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者　１人

（５）市長がその部内の職員（次条において「市の職員」という。）のうちから指名する者　２人以内

（６）上下水道事業管理者

（７）教育長

（８）消防長及び消防団長

（９）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者　10 人以内

（10）自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから市長が任命する者　８人以内

（11）公募の手続により決定した者　４人以内（うち男性は２人以内とする。）

６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は指名する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第６条　防災会議の庶務は、総務部において処理する。

（その他）

第７条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則　抄

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中防府市防災会議条例第３条第５項の改正規定、同条第６項を削る改正規定、同条第７項（「第５項第７号の」を削り、同項を同条第６項とする部分に限る。）の改正規定及び同条第８項の改正規定は、平成 25 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の防府市防災会議条例第３条第５項の規定（同項第７号を除く。）により防府市防災会議の委員に任命され、又は指名されている者の任期は、平成 25 年３月 31 日までとする。同日までに後任の委員に任命され、又は指名された者の任期についても同様とする。

３　この条例の施行の日から平成 25 年３月３１日までの間に改正前の防府市防災会議条例第３条第５項第７号の委員に任命された者（同条第７項ただし書の補欠の委員を除く。）の任期は、同条第７項本文の規定にかかわらず、平成 25 年３月 31 日までとする。

（準備行為）

４　第１条の規定による改正後の防府市防災会議条例第３条第５項第 11 号の規定による委員の公募に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 26 年６月 26 日から施行する。

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

■ １－１－２　防府市防災会議運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、防府市防災会議条例（昭和 38 年防府市条例第 12 号）第７条の規定に基づき、防府市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　防災会議は、会長が招集する。

２　防災会議の議長は、会長をもって充てる。

３　防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

４　防災会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

（専決処分等）

第３条　会長は、防災会議の所掌事項について、次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附　則

この要綱は、昭和 39 年３月 30 日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 58 年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 24 年 10 月 12 日から施行する。

●防災組織

■ 1－2－1　防府市防災会議委員名簿

会長　防府市長　池田豊

【委員】　令和７年７月１日現在

区分	所属及び職名	所属機関の所在地	連絡窓口	電話番号
１号	国土交通省山口河川国道事務所長	防府市国衙１丁目 10-20	防災課	22-1785
〃	徳山海上保安部長	周南市那智町 3-1	警備救難課	(0834)31-0110
〃	下関地方気象台　次長	下関市竹崎町４丁目 6-1		(083)234-4007
２号	陸上自衛隊第 17 普通科連隊 第２中隊長	山口市上宇野令 784	第３科運用訓練幹部	(083)922-2281
〃	航空自衛隊　第 12 飛行教育団 司令部教育部　計画班長	防府市大字田島無番地	教育部 計画班長	22-1950
３号	山口県山口県民局長	山口市神田町 6-10		(083)921-9540
〃	山口県防府土木建築事務所長	防府市寿町 7-1	総務課	22-3485
〃	山口県防府保健所　所長	〃	防府保健部	22-3740
〃	山口県山口農林水産事務所長	山口市神田町 6-10	企画振興室	(083)922-5291
４号	山口県防府警察署長	防府市駅南町 7-22	警備課	25-0110
５号	防府市保健こども部長	〃　寿町 7-1		23-2111
５号	防府市危機管理監	〃　寿町 7-1		〃
６号	防府市上下水道事業管理者	〃　仁井令町 13-1		23-2512
７号	防府市教育長	〃　寿町 7-1		23-2111
８号	防府市消防長	〃　佐波２丁目 11-25		23-9901
〃	防府市消防団長	〃　〃		〃
９号	西日本旅客鉄道㈱　助役	山口市小郡令和 1 丁目 2-1		(083)976-1510
〃	ＮＴＴ西日本㈱山口支店 災害対策室　担当課長	〃　熊野町 4-5	設備部 災害対策室	(083)923-4281
〃	中国電力ネットワーク㈱ 山口ネットワークセンター　副所長	〃　中央２丁目 3-1	総務課	(083)921-3558
〃	日本通運㈱防府支店　スーパーバイザー	防府市駅南町 9-39	管理課	21-0202
〃	防長交通㈱防府営業所　次長	〃　国衙１丁目 1-15	営業所	22-3765
〃	山口合同ガス㈱防府支店　供給課長	〃　自由ヶ丘１丁目 5-17	業務部	22-0026
９号	西日本高速道路（株）　中国支社 周南高速道路事務所長	周南市大字久米字東秋本 2803-1		(0834)33-9741

区分	所　属　及　び　職　名	所属機関の所在地	連絡窓口	電　話　番　号
〃	(一社)防府医師会　理事	防府市三田尻１丁目 3-1		22-0565
〃	(公社)山口県看護協会 防府支部長	〃　大字上右田 2686		24-5790
〃	日本郵便㈱防府郵便局長	〃　佐波２丁目 11-1		22-0890
10 号	防府市自治会連合会　会長			
〃	〃　民生委員・児童委員協議会理事	防府市寿町 7-1		
〃	防府市社会福祉協議会　事務局長	〃		22-3907
〃	防府市社会福祉事業団　常務理事	防府市鞠生町 12-2		23-6625
〃	防府市防災士等連絡協議会　会長			
〃	(公大)山口県立大学 看護栄養学部　准教授	山口市桜畠６丁目 2-1		(083)933-1450
〃	ＹＩＣ看護福祉専門学校　教務統括	防府市中央町 1-8		26-1122
〃	防府市地域協働支援センター長	〃　栄町１丁目 5-1		24-7722
11 号	公募委員　４人			

■ １－２－２　防災関係機関一覧

《指定地方行政機関》

機　関　名	窓　　口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
国土交通省山口河川国道事務所	総務課	747-8585	防府市国衙1丁目10-20	22-1785	23-8973
福岡管区気象台（下関地方気象台）		750-0025	下関市竹崎町4丁目6-1 下関地方合同庁舎内	083-234-4007	083-224-1427
近畿中国森林管理局 山口森林管理事務所		753-0094	山口市野田35-1	083-922-0386	083-923-4631
中国四国農政局山口支局		753-0088	山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎1号館3階	083-922-5200	083-934-1120

《自衛隊》

機　関　名	窓　　口	郵便番号	所　在　地	電話番号
陸上自衛隊第１７普通科連隊	第３科運用訓練幹部	753-8503	山口市上宇野令784	083-922-2281
航空自衛隊第１２飛行教育団	教育部計画班長	747-8567	防府市大字田島無番地	22-1950
航空自衛隊航空教育隊		747-8567	防府市大字田島無番地	22-1950

《海上保安部》

機　関　名	窓　　口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
第六管区海上保安本部 徳山海上保安部	警備救難課	745-0023	周南市那智町3-1	0834-31-0110	0834-31-0114

《警察署》

機　関　名	窓口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
防府警察署	警備課	747-0801	防府市駅南町7-22	25-0110	21-6810

《指定公共機関》

機　関　名	窓　　口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
日本郵便㈱防府郵便局		747-8799	防府市佐波2丁目11-1	22-0890	21-9521
西日本旅客鉄道㈱防府駅		747-0036	防府市戎町1丁目1-1	23-5255	24-3279
ＮＴＴ西日本㈱山口支店	設備部災害対策室	753-0077	山口市熊野町4-5	083-923-4281	083-934-3599
中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター	総務課	753-8518	山口市中央2丁目3-1	083-921-3558	083-921-3548
日本通運㈱防府支店	業務推進	747-0801	防府市駅南町9-39	21-0202	23-9824
西日本高速道路㈱中国支社 周南高速道路事務所	統括課	745-0801	周南市大字久米字東秋本2803-1	0834-33-9741	0834-28-2669

《指定地方公共機関》

機　関　名	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
防長交通㈱防府営業所	747-0024	防府市国衙1丁目1-15	22-3765	22-5642
山口合同ガス㈱防府支店	747-0066	防府市自由ヶ丘1丁目5-17	22-0026	24-3561
(一社)防府医師会	747-0814	防府市三田尻1丁目3-1	22-0565	24-4060
(公社) 山口県看護協会	747-0062	防府市大字上右田2686	24-5790	24-1230
山口県ＬＰガス協会防府徳地支部	747-0825	防府市大字新田164	22-2359	
山口県トラック協会防府支部	747-0825	防府市大字新田2033-1	24-2047	

《公共的団体》

機　関　名	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
防府商工会議所	747-0037	防府市八王子2丁目8-9	22-4352	22-4763
山口県農業協同組合 統括本部支部	747-0802	防府市中央町4-1	23-6511	23-6518
〃　防府中央支所	747-0802	〃	22-0251	25-3549
〃　東支所	747-0012	防府市牟礼今宿2丁目3-10	38-0344	25-3592
〃　西支所	747-1232	防府市大字台道3585	32-0004	32-2054
〃　南支所	747-0834	防府市大字田島320-1	23-1780	25-3635
〃　北支所	747-0062	防府市大字上右田2181-1	22-3045	25-3569
〃　ふれあい富海支所	747-1111	防府市大字富海1258-1	34-0002	34-0583
〃　〃　小野支所	747-0106	防府市大字奈美143-2	36-0121	36-1834
〃　〃　西浦支所	747-0835	防府市大字西浦1435	29-0030	29-0185
〃　〃　華城支所	747-0849	防府市西仁井令2丁目28-8	22-5097	23-3257
山口県漁業協同組合　吉佐支店	747-0824	防府市新築地町2-2	22-9112	22-9090
〃　中浦支所	747-0834	防府市大字田島3901	29-0305	29-0308
〃　向島支所	747-0831	防府市大字向島168	22-5804	22-2545
〃　野島支所	747-0832	防府市大字野島679-18	34-1515	34-1565
〃　大海支店	754-1101	山口市秋穂東643-1	083-984-2402	083-984-2406
防府市社会福祉協議会	747-8501	防府市寿町7-1	22-3907	25-1388
（一社）防府歯科医師会	747-0801	防府市駅南町14-28	21-8020	21-8020
（一社）防府薬剤師会	747-0028	防府市東松崎町4-23	38-4360	38-4371
㈱ぷらざＦＭ	747-0035	防府市栄町1-5-1　ルルサス防府	26-0767	25-3713
山口ケーブルビジョン㈱	753-8538	山口市中園町7-40	083-934-1234	083-924-2484

《山口県》

機　関　名	窓　口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
山口県（県庁）	防災危機管理課 （防災企画班）	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2360 （夜間）083-933-2390	083-933-2408
防府土木建築事務所	総務課	747-8501	防府市寿町7-1	22-3485	22-3488
〃　防府港務所		747-0825	防府市築地2049	22-6209	22-6239
山口農林水産事務所	総務課	753-0064	山口市神田町6-10	083-922-5291	083-932-2387
山口健康福祉センター	総務課	753-8588	山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2525	083-934-2527
農林総合技術センター農林業技術部 （病害虫防除所）		747-0004	防府市大字牟礼10318	28-1211	38-4115
佐波川ダム管理事務所		747-0401	山口市徳地野谷620	56-0020	56-0101

《市町》

機　関　名	窓　　口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
下関市	防災危機管理課	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-9333 （夜間）083-231-1111	083-231-9966
宇部市	防災危機管理課	755-8601	宇部市常盤町1-7-1	0836-34-8139 （夜間）0836-31-4111	0836-29-4266
山口市	防災危機管理課	753-8650	山口市亀山町2-1	083-934-2723 （夜間）083-922-4111	083-934-2958
萩市	防災危機管理課	758-0041	萩市江向510	0838-25-3808 （夜間）0838-25-3131	0838-21-3501
防府市	防災危機管理課	747-8501	防府市寿町7-1	25-2115 （夜間）23-2111	23-2136
下松市	防災危機管理課	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1832 （夜間）0833-45-1700	0833-44-2459
岩国市	危機管理課	740-8585	岩国市今津町1-14-51	0827-29-5119 （夜間）0827-29-5000	0827-24-4213
光市	防災危機管理課	743-8501	光市中央6-1-1	0833-72-1403 （夜間）0833-72-1400	0833-72-1731
長門市	防災危機管理課	759-4192	長門市東深川1339-2	0837-23-1111 （夜間）0837-22-2111	0837-23-1233
柳井市	危機管理課	742-8714	柳井市南町1-10-2	0820-22-2111 （夜間）0820-22-2116	0820-23-4595
美祢市	総務課防災危機管理室	759-2292	美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-1110 （夜間）0837-52-1110	0837-53-1959
周南市	防災危機管理課	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8208 （夜間）0834-22-8332	0834-22-8806
山陽小野田市	総務課危機管理室	756-8601	山陽小野田市日の出1-1-1	0836-82-1122 （夜間）0836-82-1111	0836-83-2604
周防大島町	総務課	742-2192	周防大島町小松126-2	0820-74-1000 （夜間）0820-74-1000	0820-74-1016
和木町	企画総務課	740-8501	和木町和木1-1-1	0827-52-2136 （夜間）0827-52-2135	0827-52-5313
上関町	総務課	742-1402	上関町長島448	0820-62-0311 （夜間）0820-62-0311	0820-62-1600
田布施町	総務課	742-1592	田布施町下田布施3440-1	0820-52-5802 （夜間）0820-52-2111	0820-53-0140
平生町	総務課	742-1195	平生町大字平生町210-1	0820-56-7111 （夜間）0820-56-7111	0820-56-3864
阿武町	総務課	759-3622	阿武町奈古2636	08388-2-3110 （夜間）08388-2-3110	08388-2-2090

《消防》

機　関　名	窓　　口	郵便番号	所　在　地	電話番号	FAX
下関市消防局	警防課	750-0014	下関市岬之町17-1	083-233-9112 （夜間）083-233-9119	083-224-0119
宇部・山陽小野田消防局	警防課	755-0027	宇部市港町2-3-30	0836-21-6113 （夜間）0836-21-6111	0836-31-0119
山口市消防本部	警防課	753-0089	山口市亀山町2-1	083-932-2602 （夜間）083-932-2603	083-932-2003
萩市消防本部	警防課	758-0041	萩市大字江向428-2	0838-25-2784 （夜間）0838-25-2772	0838-26-3945
防府市消防本部	警防課	747-0044	防府市佐波2-11-25	23-9918 （夜間）24-0119	23-2002
下松市消防本部	警防課	744-0061	下松市大字河内1950	0833-45-1781 （夜間）0833-45-0119	0833-41-7678
岩国地区消防組合消防本部	警防課	740-0037	岩国市愛宕町1-4-1	0827-31-0199 （夜間）0827-31-0119	0827-32-1119
光地区消防組合消防本部	消防課	743-0011	光市光井6-16-1	0833-74-5603 （夜間）0833-74-5604	0833-74-5611
長門市消防本部	警防課	759-4101	長門市東深川1902-1	0837-22-5295 （夜間）0837-22-0119	0837-22-0428
柳井地区広域消防組合消防本部	警防救急課	742-0031	柳井市南町5-4-1	0820-22-0040 （夜間）0820-22-0040	0820-23-4503
美祢市消防本部	警防課	759-2212	美祢市大嶺町東分11173	0837-52-2192 （夜間）0837-52-2176	0837-52-0540
周南市消防本部	警防課	745-0056	周南市新宿通5-1-3	0834-22-8762 （夜間）0834-22-8765	0834-31-8533

●防災上の市の概況

■ １－３－１　防府市の地質

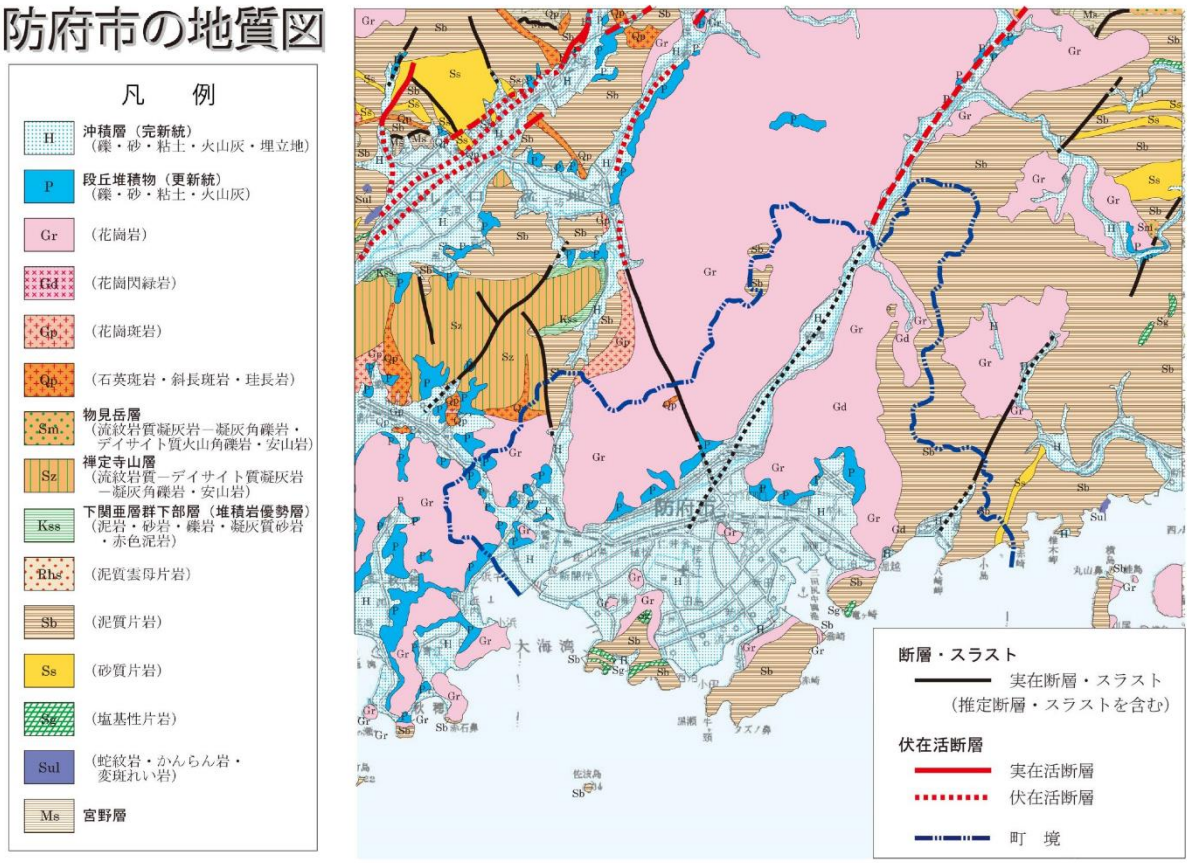

本市域に分布する地質系統を大別すると、山地を構成する中・古生代に生成された岩層と、低地あるいは平野を構成する新生代の第４系に区分することができる。

山地を形成している中･古生代の岩層としては、大部分が花崗岩類と周防変成岩類である。ところにより、これを貫く半深成岩の石英斑岩やひん岩が見られ、また、しばしばランプロファイアなどの岩脈も存在する。さらに、大道地域の一部には中生代白亜紀の周南層群が分布し、野島は領家変成岩類よりなっている。

平野部は第４系よりなるが、これには地表で直接観察される段丘ないし台地を形成している第４系、あるいは崖錘性の堆積物と、ボーリングの資料から知ることができる平野の地下を構成している第４紀の堆積物がある。防府平野の広い範囲は歴史時代に干拓により形成されたものであるが、第４系の地層からなる段丘や台地は大道地域や平野周辺の山麓部に見られる。防府平野においては比較的多くのボーリングが行われており、その資料から地下における地質もかなり判明していて、相当の厚さの第４紀の堆積層が明らかにされている。

（山口県地質図第３版説明書（平成 24 年 12 月山口県地学会）から抜粋）

■ 1－3－2　人口の推移

（各年10月１日現在）

年	人口	増加		世帯数	一世帯当り人数	老年人口		
		数（人）	率（%）		（人）	人口（人）	割合（%）	全国割合（%）
昭和 55 年	111,468	—	—	34,197	3.3	12,657	11.4	9.1
昭和 60 年	118,067	6,599	5.9	37,752	3.1	14,671	12.4	10.3
平成　2 年	117,634	-433	-0.4	39,128	3.0	17,149	14.6	12.1
平成　7 年	118,803	1,169	1.0	41,668	2.9	20,217	17.0	14.6
平成 12 年	117,724	-1,079	-0.9	43,367	2.7	23,610	20.1	17.4
平成 17 年	116,818	-906	-0.8	44,958	2.6	26,387	22.6	20.2
平成 22 年	116,611	-207	-0.2	46,851	2.5	29,506	25.3	23.0
平成 27 年	115,942	-669	-0.6	47,573	2.4	33,582	29.0	26.6
令和　2 年	113,979	-1,963	-1.7	48,858	2.3	35,036	31.0	28.6

■ 1－3－3　道路の状況

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分		道路延長				舗装延長	
		実延長（m）	改良済延長（m）	未改良延長（m）	改良率（%）	舗装延長（m）	舗装率（%）
高速自動車国道		20,214	20,214	0	100.0%	20,214	100.0%
国道	指定区間内	22,402	22,402	0	100.0%	22,402	100.0%
	指定区間外	3,208	3,208	0	100.0%	3,208	100.0%
県道	主要地方道	52,093	45,375	6,718	87.1%	52,053	99.9%
	一般県道	42,569	37,812	4,757	88.8%	41,339	97.1%
市道		686,699	504,529	183,384	73.5%	674,360	98.2%

※山口県の道路状況（R3）：出典

■ 1－3－4　地目別民有地面積

（令和５年１月１日現在）（単位：ａ）

総面積	田	畑	宅　地	池　沼	山　林	原　野	雑種地
1,012,789	222,215	47,050	237,252	565	437,718	17,163	50,826

■ 1－3－5　都市計画用途地域

（令和５年３月３１日現在）

種　　類	面　　積（ha）	建ぺい率（%）	容積率（%）	建築物の高さの限度（m）
第一種低層住居専用地域	111	50	80	10
	14	50	80	12
	10	50	100	12
小　計	135	—	—	—
第二種低層住居専用地域	18	50	80	10
第一種中高層住居専用地域	418	60	200	—
第二種中高層住居専用地域	115	60	200	—
第一種住居地域	900	60	200	—
第二種住居地域	41	60	200	—
準住居地域	32	60	200	—
近隣商業地域	75	80	200	—
商業地域	91	80	400	—
	20	80	500	—
小　計	111	—	—	—
準工業地域	501	60	200	—
工業地域	86	60	200	—
工業専用地域	518	60	200	—
合　　計	2,950	—	—	—

■ 1-3-6　過去の主な災害の状況

【防府市における近年の災害履歴】

日　　付	災 害 名	内　　容
昭和51年９月12日	台風12号	家屋の半壊６戸、一部破損 259 戸、床下浸水４戸、 河川の損壊 24 か所、道路の損壊 33 か所
昭和53年６月11日	豪雨	家屋の半壊１戸、床下浸水 18 戸
昭和54年７月２日	梅雨前線	家屋床下浸水 321 戸、一部破損２戸、非住家の破損２戸
昭和55年７月14日	梅雨前線	家屋床上浸水７戸、床下浸水 68 戸
昭和60年６月21日 ～７月14日	豪雨	死者１人、家屋の床上浸水１戸、床下浸水 23 戸
昭和61年７月16日	梅雨前線	家屋の床下浸水２戸、田畑の流出 1.8ha
昭和62年２月４日	暴風雪	５cm の積雪
昭和62年８月31日	台風12号	降水量４mm のかぜ台風、農作物に被害
昭和62年11月18日	地震	M5.4、各地の震度山口４、下関３、萩３相当
昭和63年６月24日	豪雨	農林・土木関係の被害大
平成２年６月16日	豪雨	家屋の床下浸水 12 戸、農林・土木関係の被害大
平成３年９月27日	台風19号	死者１人、重傷者６人、軽傷者 26 人、家屋の全壊６棟、 半壊 46 棟、一部破損 1,099 棟
平成５年８月２日	豪雨	死者３人、家屋の全壊３棟、一部破損 40 棟、床上浸水 30 棟、 床下浸水 1,500 棟
平成11年９月24日	台風18号	軽傷者 14 人、家屋全壊３棟、半壊 49 棟、一部破損 1,410 棟、 床上浸水 387 棟、床下浸水 527 棟
平成15年７月12日	集中豪雨	軽傷者１人、家屋の一部破損１棟、床上浸水２棟、 床下浸水 115 棟
平成16年８月30日	台風16号	床下浸水 29 棟
平成16年９月７日	台風18号	重傷者１人、軽傷者 19 人、家屋全壊３棟、半壊 39 棟、 一部破損 1,809 棟、床下浸水 22 棟
平成16年９月29日	台風21号	軽傷者２人
平成16年10月20日	台風23号	家屋の一部破損９棟
平成17年９月６日	台風14号	軽傷者１人、床下浸水 21 棟
平成18年４月８日	富海門前 山林火災	70a 雑木を焼損
平成18年９月17・18日	台風13号	軽傷者１人、農作物に被害
平成19年２月28日	大道切畑 林野火災	70a 雑木を焼損
平成19年８月２・３日	台風5号	床下浸水５棟(河川増水による浸水)、 古屋川護岸崩壊(L=10m、H=３m)等

日　　付	災害名	内　　容
平成21年７月21日	豪雨	１時間雨量 72.5mm、24 時間降水量 275.0mm の記録的豪雨により土砂災害が発生 【人的被害】 死者 19 人(災害関連死５人含む)、重傷者 13 人、軽傷者 22 人 ※死者の発生した主な被災地:国道 262 号沿い (勝坂周辺)、真尾下郷、真尾南郷、奈美(松ヶ谷) 【家屋被害】 全壊 30 棟、半壊 61 棟、 床上浸水 114 棟、床下浸水 1012 棟 【農林業関係被害】 農作物 251.20ha ‥‥‥‥‥‥　(98,358 千円) 農作物施設５か所‥‥‥‥‥‥　(33,702 千円) 農地 26.10ha ‥‥‥‥‥‥‥‥　(481,180 千円) 農業用施設 125 か所‥‥‥‥‥(1,276,536 千円) 林業用施設３か所‥‥‥‥‥‥　(36,400 千円) 【公共施設被害】 市斎場「悠久苑」‥‥‥‥‥‥　420,000 千円 市営大光寺原霊園‥‥‥‥‥‥　62,500 千円 最終処分場進入口‥‥‥‥‥‥　1,000 千円 【市管理土木施設被害】 河川 152 か所‥‥‥‥‥‥‥‥　(243,677 千円) 道路 87 か所‥‥‥‥‥‥‥‥‥　(570,000 千円) 下水道 11 か所‥‥‥‥‥‥‥‥　(10,970 千円) 公園７か所‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　(55,200 千円) 【学校施設被害】 ８か所‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　(6,035 千円) 【文化財施設被害】 毛利氏庭園‥‥‥‥‥‥‥‥‥　8,700 千円 阿弥陀寺‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　1,770 千円
平成22年７月12日	豪雨	床下浸水 13 棟
平成26年３月14日	伊予灘地震	M6.2、各地の震度　防府（西浦）５弱、（寿）４ 重傷者１人、軽傷者１人

第2　災害予防計画

●予防

■ ２－１－１　危険住宅の移転事業

事業主体		市（建築課及び都市計画課）。ただし、例外として市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。
移転促進区域		• 豪雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害が発生した地域 • 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第１項 の規定に基づく条例で指定された区域のうち住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため居住の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域
補助制度	**国の補助**	次に掲げる経費については、政令で定めるところにより、それぞれ４分の３を下らない割合により、その一部を補助する。 • 住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費（当該取得及び造成後に譲渡する場合を除く。） • 移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助に要する経費 • 住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設、その他政令で定める公共施設の整備に要する経費 • 移転促進区域内の農地等の買取りに要する経費 • 移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備で政令に定めるものに要する経費 • 移転者の住居の移転に対する補助に要する経費
	地方債の特別措置	地方財政法（昭和23年法律第109号）第５条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

○　がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅（がけ地の崩壊、土石流、雪崩及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法第39条第１項の規定に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域、同法第40条の規定に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域（山口県建築基準条例第７条）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅）の移転を行う者に対して、補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行い、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって住民の生命の安全を確保することを目的とする。

事業主体		市（建築課）。ただし、特別の事情がある場合には、県が実施することができる。
移転の促進		市は、事業計画にしたがって危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助、指導を行い、移転の促進を図る。
補助制度	**国の補助**	国は、事業主体に対して、移転事業に要する費用（①危険住宅の除去等に要する経費、②危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費）について予算の範囲内においてその２分の１を補助する。
	県の補助	県は、事業主体に対して、移転事業に要する費用について予算の範囲内においてその４分の１を補助する。

■ ２－１－２　自主防災組織における防災マニュアルの作成手順

自主防災組織は、地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとし、作成については、地区内の消防団、医師、看護師等の専門家（又はＯＢ）の協力を得て、おおむね次のような段階を重ね、協議を行う。

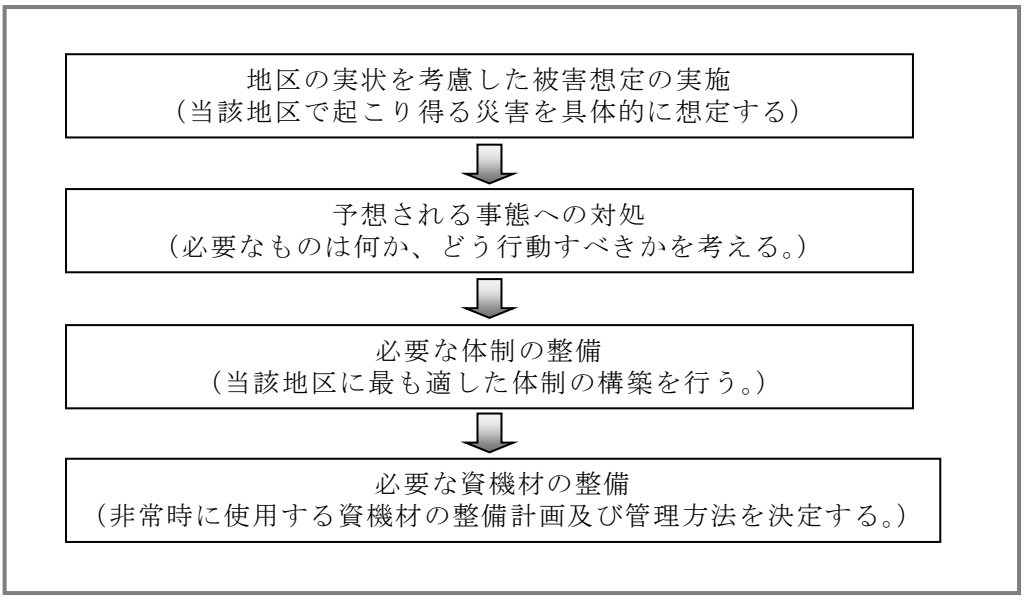

（注）　地区の実状とは、次のとおりである。

１　自然的条件（地形、地質）
２　社会的条件（道路、橋りょう）
３　年齢別、職業別人口構成
４　通勤者、在宅者数
５　高齢者、障害者、乳幼児、児童生徒などの数
６　消防施設（防火水槽、消防ポンプ、消火栓）
７　避難場所、避難路
８　危険箇所及び危険区域（コンクリートブロック塀、老朽家屋、危険物施設、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）
９　医療機関

■ ２－１－３　防災訓練内容

市	◆　災害対策本部設置運営 ◆　情報の収集伝達、広報 ◆　避難所及び救護所設置運営 ◆　高齢者等避難開始、避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定 ◆　食料、飲料水、医療その他の救援活動 ◆　消防及び水防活動 ◆　救助及び救急活動 ◆　被災者に対する被害情報及び生活情報の提供（広報） ◆　避難行動要支援者を含む要配慮者の避難支援（避難支援等関係者との情報伝達及び避難支援等の機能確認） ◆　応援受入 ◆　ボランティアの活動体制の確立受入 ◆　緊急交通路の確保（道路啓開、交通規制） ◆　自主防災組織等の活動支援 ◆　応援協定に基づく広域合同訓練等　　など
防災関係機関	◆　消火活動 ◆　救助及び救急 ◆　医療救護 ◆　ライフライン施設応急復旧 ◆　救援物資輸送 ◆　情報伝達及び広報　　など
自主防災組織・地域住民	◆　初期消火 ◆　応急救護 ◆　炊き出し ◆　避難及び避難誘導 ◆　避難行動要支援者を含む要配慮者の避難支援（避難支援等関係者との情報伝達及び避難支援等の機能確認） ◆　避難所の開設・運営 ◆　ペット同行避難 ◆　物資の配給　　など

●ボランティア活動

■ 2-2-1　ボランティアの活動内容

1　専門ボランティアの活動例

区　　分	活　動　内　容	必 要 な 資 格 等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害警戒区域等の点検調査等	斜面判定士
水防協力団体（ボランティア）	水防活動の支援	水防管理者が指定する団体
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護等	動物飼養経験がある等動物の適正飼育についての知識や技能を有する者
救援物資搬入ボランティア	大型トラック等での支援物資の搬入の際に、小型重機等を使用した物資の受け入れ	フォークリフトや小型移動式クレーンの運転資格者
保育ボランティア	避難所等におけるこどもの預かり、一般ボランティアへの保育指導等	保育士、幼稚園教諭

2　一般ボランティアの活動例

ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 例	
被災家屋の片付け	◆　屋内外の片付け、瓦礫の運搬、土砂の除去、畳あげや掃除など
支援物資の運搬等	◆　支援物資の運搬、仕分け、配布
避難所運営等の支援	◆　給水、炊き出し、清掃、洗濯等
要配慮者への対応	◆　配食、生活支援、買い物、付き添い等
日常生活支援	◆　こどもの遊び相手、話し相手等
被災者の訪問調査等	◆　被災者の訪問調査、健康状態の確認、被害状況の確認

●配備体制

■ 2－3－1　防府市の動員配備

1　災害対策本部未設置

(1)　震災

配備体制	配備基準	配備課	人数	職員参集基準
第1警戒体制	震度3の地震発生	防災危機管理課 行政管理課	2名	あらかじめ課長が指名した職員（必要に応じて各課の判断により増員すること）
		農林漁港整備課	1名	
		道路課	2名	
		河川港湾課	1名	
	遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報等が発表される可能性があるとき	防災危機管理課 行政管理課	2名	
第2警戒体制	震度4の地震発生	防災危機管理課 行政管理課	4名	あらかじめ課長が指名した職員（必要に応じて各課の判断により増員すること）
		人事課	2名	
		デジタル推進課	1名	
		広報政策課	1名	
		地域振興課	2名	
		福祉総務課	2名	
		健康増進課	2名	
		農林漁港整備課	2名	
		道路課	2名	
		河川港湾課	2名	
		都市計画課	2名	
		建築課	3名	
		消防本部	1名	
		教育委員会	2名	
		上下水道局	1名	

(2)　風水害

<table>
<tr><th>配備体制</th><th colspan="2">配備基準</th><th>配備課</th><th>人数</th><th>職員参集基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１警戒体制</td><td rowspan="2">風水害対策</td><td>大雨注意報
洪水注意報</td><td>防災危機管理課
行政管理課
河川港湾課</td><td>１名
１名</td><td rowspan="10">あらかじめ課長が指名した職員
（必要に応じて各課の判断により増員すること）</td></tr>
<tr><td>高潮注意報</td><td>防災危機管理課
行政管理課
農林漁港整備課
河川港湾課</td><td>１名
２名
１名</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第２警戒体制</td><td rowspan="3">風水害対策</td><td>大雨警報
洪水警報
暴風警報
暴風雪警報</td><td>防災危機管理課
行政管理課
農林漁港整備課
道路課
河川港湾課
都市計画課
消防本部
上下水道局</td><td>２名
２名
２名
２名
２名
１名
１名</td></tr>
<tr><td>高潮警報</td><td>防災危機管理課
行政管理課
農林漁港整備課
道路課
河川港湾課</td><td>２名
２名
２名
２名</td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>防災危機管理課
行政管理課
農林漁港整備課
道路課
河川港湾課</td><td>２名
２名
２名
２名</td></tr>
<tr><td>雪害対策</td><td>大雪警報</td><td>防災危機管理課
行政管理課
道路課
上下水道局</td><td>２名
２名
１名</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模な火災、交通災害、産業災害等に係る対策</td><td colspan="2">(3)大規模火災その他特殊災害発生時の配備対応のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">水防非常体制</td><td colspan="2">洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき</td><td colspan="2" rowspan="3">防府市水防本部設置運営要綱による</td><td rowspan="3">課長及びあらかじめ課長が指名した職員
（必要に応じて各課の判断により増員すること）</td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂災害危険度情報（警戒（警戒レベル３相当））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき</td></tr>
<tr><td colspan="2">梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防非常体制</td><td colspan="2">台風の暴風域が２４時間以内に防府市にかかると予想されるとき</td><td colspan="2" rowspan="2">防府市水防本部設置運営要綱による</td><td rowspan="2">課長及びあらかじめ課長が指名した職員
（必要に応じて各課の判断により増員すること）</td></tr>
<tr><td colspan="2">高潮による被害が予想されるとき</td></tr>
</table>

(3)　大規模火災その他特殊災害発生時

【大規模火災】

建物火災	◆　建物火災の用途、規模、延焼拡大状況から、多数の住民避難等の措置を要するなど、社会的影響度が高いと判断されるもの
林野火災	◆　林野火災で防災関係機関（消防防災ヘリ要請を除く。）へ応援要請を要するなど、社会的影響度が高いと判断されるもの ◆　住宅等へ延焼するおそれがある等、社会的影響度が高いもの
交通機関の火災	◆　航空機火災 ◆　タンカー火災の他、社会的影響度が高い船舶火災 ◆　トンネル内等の車両火災で、死傷者が多数発生するなど、社会的影響度が高いもの ◆　列車火災で、死傷者が多数発生するなど、社会的影響度が高いもの
その他	◆　上記に掲げるもののほか、火災による毒性ガスの発生等により住民避難等の措置を要するもの

【大規模火災】

配備体制	配備基準		配備課	人数	職員参集基準	主要対応
第２警戒体制	大規模火災 全て		防災危機管理課	全員		統括
			行政管理課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難所・食料供給
			広報政策課	２人		報道対応
			地域振興課	２人		自治会への連絡
			各課から	４人	広報車両担当として、あらかじめ本部統括部総括班が指名した職員（２班編成）	広報活動
			環境政策課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	公害対策
			消防本部		消防本部配備基準による	消防活動
	大規模火災発生時の個別配備課	建物	福祉総務課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難者生活物資供給
			建築課	２人		住宅供給・市住対応
		林野	農林漁港整備課	１人	あらかじめ所属長が指名した職員	山林被害
			農林水産振興課	１人		
		交通機関 （航空機等）	健康増進課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	応急救護所・医師会調整
		交通機関 （タンカー等船舶）	農林漁港整備課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	漁港被害
			河川港湾課	２人		河川港湾被害
			農林水産振興課	２人		農業被害
		交通機関 （トンネル内等車両・列車事故で多数死傷者発生時）	道路課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	道路被害
			健康増進課	２人		応急救護所・医師会調整
		その他 （毒性ガス発生・住民避難を要するもの）	障害福祉課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	要配慮者・施設避難
			高齢福祉課	２人		
			子育て推進課	２人		
			福祉総務課	２人		避難者生活物資供給
			健康増進課	２人		応急救護所・医師会調整

【危険物等に係る事故】

◆　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬類等（以下、「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- 火災警戒区域を設定したもの
- 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの
- 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- タンクの火災、爆発又は漏えい事故で、社会的影響度が高いもの
- 海上、河川への危険物等流出事故で、社会的影響度が高いもの
- 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で、社会的影響度が高いもの

※火災警戒区域の設定（消防法第 23 条の２）

（設定条件）

ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。

（設定権者）

消防長又は消防署長

（権　　限）

区域内における火気使用の禁止、区域内からの退去、出入り禁止、若しくは制限

【危険物等に係る事故】

配備体制	配備基準		配備課	人数	職員参集基準	主要対応
第２警戒体制	危険物等事故全て		防災危機管理課	全員		統括
			行政管理課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難所・食料供給
			広報政策課	２人		報道対応
			地域振興課	２人		自治会への連絡
			各課から	４人	広報車両担当として、あらかじめ本部統括部総括班が指名した職員（２班編成）	広報活動
			環境政策課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	公害対策
			消防本部		消防本部配備基準による	消防活動
	危険物等に係る事故発生時の個別配備課	火災警戒区域を設定又は住民避難行動があったもの	福祉総務課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難者生活物資供給
		・爆発により周辺被害を及ぼしたもの ・可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等事故	福祉総務課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難者生活物資供給
			建築課	２人		住宅供給・被災建物応急危険
			健康増進課	２人		応急救護所・健康被害・医師会関係
		・タンクの火災、爆発及び漏えい事故 ・海上、河川への危険物等流出事故	河川港湾課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	河川港湾被害
			農林漁港整備課	２人		山林・漁港被害
			農林水産振興課	２人		農業被害
			健康増進課	２人		健康被害

【原子力事故】

◆　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者から消防機関に通報があったもの

◆　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

【原子力事故】

配備体制	配備基準	配備課	人数	職員参集基準	主要対応
第２警戒体制	原子力事故全て	防災危機管理課	全員		統括
		行政管理課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難所・食料供給
		広報政策課	２人		報道対応
		地域振興課	２人		自治会への連絡
		各課から	４人	広報車両担当として、あらかじめ本部統括部総括班が指名した職員（２班編成）	広報活動
		環境政策課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	公害対策
		健康増進課	２人		健康被害
		河川港湾課	２人		河川港湾被害
		農林漁港整備課	１人		山林・漁港被害
		農林水産振興課	１人		農業被害
		消防本部		消防本部配備基準による	消防活動
		上下水道局		上下水道局配備基準による	上下水道被害

【その他（特定）の事故】

◆　異臭等、原因が特定できない事故で、死傷者が多数発生し、社会的影響度が高いもの
◆　各種イベント行事における雑踏事故で、死傷者が多数発生し、社会的影響度が高いもの
◆　上記以外の人的物的被害が甚大な事故で、社会的影響度が高いもの

【その他（特定）の事故】

配備体制	配備基準	配備課	人数	職員参集基準	主要業務
第２警戒体制	その他（特定）事故全て	防災危機管理課	全員		統括
		行政管理課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	避難所・食料供給
		広報政策課	２人		報道対応
		地域振興課	２人		自治会への連絡
		各課から	４人	広報車両担当として、あらかじめ本部統括部総括班が指名した職員（２班編成）	広報活動
		環境政策課	２人	あらかじめ所属長が指名した職員	公害対策
		健康増進課	２人		健康被害
		消防本部		消防本部配備基準による	消防活動

※　上記に示すほか、関係主管部に属する施設の被災又は人的被害などの災害事象・規模により緊急の対応が必要と判断される場合は、随時、関係所管部長が指名する職員の配備をもって対応する。

※　電算システム停止時、所属長が必要と認める人員を配備する。

2　対策本部設置

防府市災害対策本部設置運営要綱に定める。

配備体制	配備基準	配備課	職員参集基準
第１非常体制	水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき	防府市災害対策本部設置運営要綱による	課長及び課長が必要と認める人員
	防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき		
	台風が防府市に上陸すると予想されているとき		
	市内で震度５弱又は震度５強の地震が発生した時		
	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき		
第２非常体制	特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき		全職員
	市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても、被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき		
	市内で震度６弱以上の地震が発生したとき		
	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき		

動員配備に係る留意事項

1　大規模火災その他特殊災害が発生した場合は、前項記載の配備による第２警戒体制に入るものとする。また、隣接する石油コンビナート特別防災区域等から災害通報を受けたきは、第１警戒体制として、防災危機管理課長が必要な配備を指示し、災害規模により第２警戒体制へ移行するなどの対応をとるものとする。この場合、災害の状況によっては、市長は、災害対策本部設置を命ずることがある。

　なお、個別の事故災害対策において配備基準を別途定めている場合は、その基準による。

2　交通途絶等のため所定の課等に参集することができない場合は、所属長にその旨を連絡するとともに、参集可能な市有施設で配備に当たる。

3　震度の判断については、報道機関の放送、揺れなどから職員自ら判断すること。

●条例等

■ ２－４－１　防府市災害対策本部条例

昭和38年防府市条例第13号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２−４−２　防府市災害対策本部設置運営要綱

平成１４年２月１９日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、防府市災害対策本部条例（昭和３８年防府市条例第１３号）第５条の規定に基づき防府市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長及び本部員）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

２　災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、教育長、上下水道事業管理者、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、消防長及び危機管理監をもって充てる。

（本部員会議）

第３条　本部員会議は、災害に関する応急対策（以下「災害応急対策」という。）の基本的事項について協議する。

２　本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

３　本部員会議は、必要のつど本部長が招集する。

４　本部員会議は、原則として防府市役所本館４階災害対策本部室で開催する。ただし、本部長が必要と認めた場合はこの限りではない。

（本部の組織）

第４条　本部に、次の各号に掲げる部を置く。

（１）　本部統括部

（２）　総務部

（３）　総合政策部

（４）　文化スポーツ観光交流部

（５）　生活環境部

（６）　福祉部

（７）　保健こども部

（８）　産業振興部

（９） 土木都市建設部

(10) 文教対策部

(11) 上下水道対策部

(12) 消防対策部

(13) 応援協力部

２　部に部長及び副部長を置き、副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　部長及び副部長は、それぞれ別表第１の当該欄に掲げる職にあるものをもって充てる。

４　部に別表第２に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。

５　班に班長及び班員を置き、班長には別表第２の当該欄に掲げる職にあるものをもって充て、班員には担当課に勤務する職員をもって充てる。

６　班長は部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

（部及び班の所掌事務）

第５条　部及び班の所掌事務は、別表第２の定めるところによる。

２　本部長は、必要があると認めるときは、前項に定めた部及び班の所掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。

（配備）

第６条　本部長は、本部を設置したとき又は本部設置後において配備の規模を変更する必要が生じたときは、次の各号に定めるところによりその規模を指定する。

（１） 第１非常体制

ア　水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき

イ　防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認められるとき

ウ　台風が防府市に上陸すると予想されているとき

エ　市内で震度５弱又は震度５強の地震が発生したとき

オ　「山口県瀬戸内沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき

（２） 第２非常体制

ア　特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき

イ　市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき

ウ　市内で震度６弱以上の地震が発生したとき

エ　「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき

２　気象災害、地震災害及び津波災害以外の災害についての体制は、防府市地域防災計画の定めるところによる。

（配備人員及び連絡員）

第７条　課長は、配備の規模に応じて別表第３に定める配備人員を毎年あらかじめ指定しておかなければならない。

２　部長は本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部長の指示により、連絡員を本部統括部に派遣するものとする。

３　配備人員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知ったとき又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。

（その他の事項）

第８条　この要綱に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他の全ての事務に優先して迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第９条　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、水防法(昭和２４年法律第１９３号)、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第 10 条　この要綱に定める以外の本部に関する活動事項については、防府市地域防災計画の定めるところによる。

第 11 条　この要綱により処理した事項についての残務整理については、本部にあっては部長の職にあったものがこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、各部の運営について必要な事項は、当該部長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年１月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年８月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年２月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年６月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年５月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１２月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
本部統括部	防災危機管理課他	危機管理監	総務部次長
総務部	総務部	総務部長	人事課長
総合政策部	総合政策部	総合政策部長	総合政策部次長
文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部長	文化スポーツ観光交流部次長
生活環境部	生活環境部	生活環境部長	生活環境部次長
福祉部	福祉部	福祉部長	福祉部次長
保健こども部	保健こども部	保健こども部長	保健こども部次長
産業振興部	産業振興部	産業振興部長	産業振興部次長
土木都市建設部	土木都市建設部	土木都市建設部長	土木都市建設部次長
文教対策部	教育委員会	教育長・教育部長	教育部次長
消防対策部	消防本部	消防長	消防次長
上下水道対策部	上下水道局	上下水道事業管理者	上下水道局次長
応援協力部	議会事務局他外局	会計管理者	監査委員事務局長

別表第２（第４、５条関係）

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
本部統括部 （危機管理監）	総括班 （防災危機管理課長）	各部から指名された職員	１　本部統括部の総括に関すること。 ２　災害対策本部員会議の運営に関すること。 ３　避難指示等の進言に関すること。 ４　県及び防災関係機関（国土交通省、警察、自衛隊等）との連絡調整に関すること。 ５　県、他市町及び自衛隊等への応援要請に関すること。 ６　各種災害情報の分析及び将来予測に関すること。 ７　災害復旧本部の設置に関すること。 ８　各部との連絡調整に関すること。
	情報整理班 （防災危機管理課課長補佐）	各部から指名された職員	１　各種災害情報、気象状況等の収集・整理に関すること。
	情報発信班 （防災危機管理課係長）	各部から指名された職員	１　広報車、防災行政無線、その他情報伝達媒体を用いた避難指示等の市民への伝達に関すること。
	被害情報班 （班員のうち指名された職員）	各部から指名された職員	１　臨時電話の対応に関すること。 ２　臨時ＦＡＸの対応に関すること。
	広報班 （広報政策課長）	広報政策課	１　市民への災害情報、活動状況及び災害関連情報の周知・広報（市ウェブサイト、市広報等）に関すること。 ２　記者会見に関すること。 ３　報道機関の対応に関すること。 ４　災害記録（写真等）に関すること。
総務部 （総務部長）	職員班 （人事課長）	人事課	１　職員の応援動員（被災他市町村への派遣を含む。）に関すること。 ２　国、県及び他の市町村職員の派遣要請に関すること。 ３　広域応援、派遣職員等の受入れに関すること。 ４　職員の食料等の把握等に関すること。 ５　職員の公務災害補償に関すること。 ６　直接即報に関すること。 ７　職員の参集状況・安否情報の把握に関すること。 ８　救助法による賃金職員等の雇い上げに関すること。 ９　部内の庶務及び連絡調整に関すること。 １０　本部統括部の応援に関すること。
	秘書班（秘書課長）	秘書課	１　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ２　市長会等との連絡に関すること。
	総務班 （行政管理課長）	行政管理課	１　市庁舎管理及び庁内電話に関すること。 ２　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ３　公用車等の管理及び配車に関すること。 ４　公用令書の取扱いに関すること。 ５　来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 ６　市庁舎発電機・燃料等の確保に関すること。 ７　被災者の他地区等への移送に関すること。 ８　駐車スペースの確保に関すること。 ９　庁内の電話交換業務に関すること。 １０　避難場所等の開設・閉鎖、運営の総括に関すること。 １１　避難場所等の情報の収集・整理に関すること。 １２　避難場所等への食料等の確保・供給に関すること。 １３　災害対策業務従事職員（消防団員等含む）への食料等の確保・供給に関すること。 １４　応急用米穀の調達に係る農林水産班の応援に関すること。 １５　避難所等の運営における応援要請及び受入れ調整に関すること。 １６　避難所内の環境改善対策に関すること。 １７　本部統括部の応援に関すること。
	財政班 （財政課長）	財政課	１　災害対策に必要な財政措置に関すること。 ２　本部統括部の応援に関すること。
	調査班 （課税課長）	課税課	１　災害地区内の土地・家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関すること。 ２　罹災証明書の交付に関すること。 ３　被災者台帳の作成に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	第１応援班 （収納課長）	収納課	1　調査班の応援に関すること。
	第２応援班 （契約課長）	契約課	1　総務班の応援に関すること。
総合政策部 （総合政策部長）	政策推進班 （政策推進課長）	政策推進課	1　出張所班の応援に関すること。 2　部内の庶務及び連絡調整に関すること。 3　本部統括部の応援に関すること。
	出張所班 （地域振興課長）	地域振興課	1　各出張所長及び自治会長との連絡に関すること。 2　管内の災害等の情報収集及び報告に関すること。 3　専門ボランティアの受付に関すること。
	システム管理班 （デジタル推進課長）	デジタル推進課	1　庁内情報システム等に関すること。 2　本部統括部の応援に関すること。
文化スポーツ観光交流部 （文化スポーツ観光交流部長）	観光班 （観光振興課長）	観光振興課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　観光客の安全・保護に関すること。 3　避難場所等（ｻｲｸﾘﾝｸﾞﾀｰﾐﾅﾙ）の運営に関すること。 4　帰宅困難者に関すること。 5　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	体育施設班 （スポーツ振興課長）	スポーツ振興課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　避難場所等（防府市スポーツセンター武道館・体育館（ソルトアリーナ防府）、の運営に関すること。 3　緊急消防援助隊の受入れに関すること。 4　自衛隊の災害派遣の受入れに関すること。 5　警察災害派遣隊の受入れに関すること。
	文化施設・文化財班 （文化振興課長）	文化振興課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　避難場所等（防府市公会堂、防府市地域交流センター）の運営に関すること。 3　文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 4　文化財の修復に関すること。 5　災害時における外国人への支援に関すること。 6　国際交流関係団体との連携に関すること。
	競輪班 （競輪局長）	競輪局	1　施設内の来場者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3　遺体収容所の開設、運営に関すること。 4　観光班の応援に関すること。
生活環境部 （生活環境部長）	環境班 （環境政策課長）	環境政策課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　環境保全協定締結事業所の被害状況把握に関すること。 3　災害時における公害に関すること。 4　防疫活動の実施に関すること。 5　動物救護に関すること。 6　飲用井戸水検査補助に関すること。 7　改葬許可申請受付に関すること。 8　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	相談班 （くらし安全課長）	くらし安全課	1　災害に関する市民相談に関すること。 2　被災者支援制度の取りまとめに関すること。
	安否情報班 （市民課長）	市民課	1　被災者情報（安否情報）の収集・提供に関すること。 2　埋火葬許可証の発行に関すること。 3　遺留品の整理、引き渡しに関すること。 4　身元不明遺体の取扱いに関すること。 5　物資輸送班の応援に関すること。
	廃棄物対策班 （クリーンセンター所長）	クリーンセンター	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　災害時におけるごみ及びし尿の処理に関すること。 3　災害廃棄物の仮置場に関すること。 4　仮設トイレの設置に関すること。 5　災害廃棄物等の環境モニタリングに関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
福祉部 （福祉部長）	救助班 （福祉総務課長）	福祉総務課 生活支援課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　災害救助計画に関すること。 3　救助法適用時の事務処理に関すること。 4　義援金及び援助物資の受付・配布に関すること。 5　赤十字医療班及び赤十字奉仕団の動員に関すること。 6　避難場所等（福祉センター）の運営に関すること。 7　災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの受入れ・活動調整に関すること。 8　生活必需品の調達に関すること。 9　被保護世帯等の救助に関すること。 10　災害弔慰金等及び災害見舞金の支給に関すること。 11　被災者生活再建支援金の支給に関すること。 12　生活資金の貸付（社会福祉協議会と連携）に関すること。 13　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	要配慮者支援班 （高齢福祉課長）	高齢福祉課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3　避難行動要支援者名簿に関すること。 4　要配慮者の避難及び支援に関すること。 5　福祉関係事業所への協力要請に関すること。 6　広域避難時の支援に関すること。 7　災害時要配慮者の実態調査に関すること。
		障害福祉課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3　要配慮者の避難及び支援に関すること。 4　福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5　福祉避難所の開設・運営に関すること。 6　福祉対策活動体制の確立に関すること。 7　福祉対策の実施に関すること。 8　要配慮者支援の応援要請、受け入れに関すること。
保健こども部 （保健こども部長）	子育て支援班 （子育て推進課長）	子育て推進課 こども相談支援課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3　要配慮者の避難及び支援に関すること。 4　福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5　救護班の応援に関すること。 6　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	救護班 （健康増進課長）	健康増進課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　災害時における医療助産に関すること。 3　医薬品及び衛生資材の確保・配分に関すること。 4　防府医師会との連絡調整及び協力に関すること。 5　災害時における感染症予防に関すること。 6　災害対策業務従事職員の健康管理に関すること。 7　避難所・仮設住宅等における保健対策の実施に関すること。 8　被災地における食品衛生に関すること。 9　災害医療救護本部の設置に関すること。 10　医療救護所の設置に関すること。 11　医療救護所に関する情報公開・共有に関すること。 12　医療救護活動の実施に関すること。 13　負傷者状況及び医療機関の被災状況の把握に関すること。 14　後方医療機関への搬送・医療活動に関すること。 15　災害派遣医療チームの受入れ及び連絡調整に関すること
	物資輸送班 （保険年金課長）	保険年金課	1　避難場所等及び被災地への食料・物資等の輸送に関すること。 2　輸送拠点（青果物卸売市場）の運営に関すること。 3　輸送事業者等との調整に関すること。 4　大規模災害時における広域輸送拠点の確保に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
産業振興部 （産業振興部長）	農林水産班 （農林漁港整備課長）	農林水産振興課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　応急用米穀等の調達に関すること。 3　農業、水産関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 4　災害対策用船舶（漁船）の確保に関すること。 5　応急仮設住宅用資材の調達に関すること。 6　輸送拠点及び避難場所等（青果物卸売市場）の運営に関すること。 7　貯木の流出防止及び除去に関すること。 8　被災家畜の管理場の確保に関すること。 9　飼料の確保、調達及び配給に関すること。 10　病害虫防除対策（植物防疫法）に関すること。 11　種子及び種苗の確保供給（主要農作物種子法）に関すること。 12　被災農林漁業関係者への援助措置に関すること。 13　部内の庶務及び連絡調整に関すること
		農林漁港整備課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　山林関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 3　港湾・漁港施設・荷揚げ施設の応急復旧対策に関すること。 4　海岸保全施設の応急復旧対策に関すること。 5　樋門・排水機場管理業務に関すること。 6　水路等維持補修業務に関すること。 7　農道維持管理業務に関すること。 8　土地改良区及び関係機関に対する連絡に関すること。
	商工班 （企業応援課長）	商工振興課 企業応援課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　被災商工業者に対する経営指導及び応急復旧対策に関すること。 3　被災企業等の生活再建支援に関すること。 4　農林水産班の応援に関すること。
土木都市建設部 （土木都市建設部長）	土木調査班 （道路課長）	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興課・農林漁港整備課から指名された職員	1　道路施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2　河川、ため池及び内水排除施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 3　砂防施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 4　港湾、漁港関連施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 5　農業、山林、水産関係の被害状況の調査及び報告に関すること。 6　都市計画関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること。
	道路班 （道路課技術補佐）	道路課	1　道路、橋りょう等の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 2　交通状況等の情報提供に関すること。 3　緊急道路啓開に関すること。 4　緊急輸送道路等の確保に関すること。 5　応急工事の施工体制の確保に関すること。 6　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	河川班 （河川港湾課長）	河川港湾課	1　水防計画に関すること。 2　水防緊急対策に関すること。 3　水防用資機材の確保及び輸送に関すること。 4　河川、都市下水路等の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 5　応急工事の施工体制の確保に関すること。 6　河川障害物の除去に関すること。 7　水防（土のう）に関すること
	都市整備班 （都市計画課長）	都市計画課	1　都市計画関係施設の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 2　被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に関すること。 3　住居関係障害物の除去体制の確立に関すること。 4　公共施設の復興計画に関すること。 5　被災宅地危険度判定に関すること。
	建築班 （建築課長）	建築課	1　公営住宅その他公共建物の被害状況の収集及び報告に関すること。 2　公営住宅その他公共建物の応急修理及び復旧に関すること。 3　災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関すること。 4　応急仮設住宅計画に関すること。 5　被災建築物応急危険度判定に関すること（応急危険度判定士の派遣に関すること。）。 6　被災建築物応急危険度判定に係る実施本部の設置及び県・関係機関との連絡調整に関すること。 7　被災住宅の応急修理に関すること。 8　災害地区内の家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関する総務部調査班の応援に関すること。
	第3応援班 （用地管理課長）	用地管理課	1 土木調査班の応援に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
文教対策部 （教育長・教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　文教関係の被害状況のとりまとめ報告に関すること。 3　学校対応に対する全体把握及び指揮に関すること。 4　学校等施設の機能の確保に関すること。 5　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	学校教育班 （学校教育課長）	学校教育課	1　児童生徒の避難措置に関すること。 2　被災児童生徒に対する学用品の供与等に関すること。 3　被災児童生徒に対する医療、防災及び給食等に関すること。 4　避難場所等（学校施設）の運営に関すること。 5　応急教育の実施に関すること。 6　学校再開の支援に関すること。 7　学校給食の確保に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	生涯学習課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　避難場所等（公民館）の運営に関すること。 3　受援機関等応援団体の宿泊準備に関すること。 4　避難場所等（防府市青少年科学館）の運営に関すること
消防対策部 （消防長）	消防総務班 （消防総務課長）	消防総務課	1　消防対策部の総括に関すること。 2　消防及び水防活動状況の本部への報告・連絡に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　資機材の調達及び配備に関すること。 5　消防団に関すること。 6　救助活動従事者(消防団員等含む)への食料等の需要把握及び輸送に関すること。 7　消防本部の庶務に関すること。 8　消防本部職員の活動計画に関すること。 9　部内他班に属さない事項に関すること。
	予防班 （予防課長）	予防課	1　建築許可等についての同意に関すること。 2　防火対象物、危険物製造所等に対する措置命令等に関すること。 3　危険物の貯蔵及び取扱いの制限等に関すること。 4　火薬類の取扱いの許可、認可及び検査等に関すること。 5　危険物流出の原因調査に関すること。 6　火災の調査に関すること。 7　火災のり災証明に関すること。 8　火災予防及び避難広報に関すること。
	警防班 （警防課長）	警防課	1　医療機関との連絡調整に関すること。 2　消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 3　警防本部に関すること。 4　消防水利に関すること。 5　緊急消防援助隊に関すること。 6　消防防災ヘリコプター及び救急医療用ヘリコプターに関すること。 7　救急救助資機材の整備に関すること。
	通信指令班 （広域通信管理課長）	広域通信管理課	1　消防通信の運用及び確保に関すること。 2　災害活動の記録に関すること。 3　各種気象状況の収集伝達に関すること。 4　警防本部の設置及び職員の非常招集に関すること。 5　緊急通報等の受付に関すること。 6　火災警報に関すること。
	消防班 （消防署長）	消防署	1　消防、救急及び救助活動に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　被害状況の調査及び伝達に関すること。 4　水火災、その他の災害の警防活動に関すること。 5　消防水利及び地理に関すること。 6　消防用機械器具の整備、維持、保全に関すること。
	消防団（水防団）		1　警戒防ぎょ作業に関すること。
上下水道対策部 （上下水道事業管理者）	上下水道総務班 （総務課長）	総務課 財務課	1　上下水道対策の総括に関すること。 2　本部との連絡調整に関すること。 3　被災者に対する飲料水等の供給に関すること。 4　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	水道班 （水道課長）	水道課	1　水源施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　給配水施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	下水道班 （下水道課長）	下水道課	1　公共下水道（汚水）の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　終末処理場及びポンプ場の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
応援協力部 （会計管理者）	会計班 （会計課長）	出納室（会計課）	1　金融に関する応急措置に関すること。 2　応援救助に要する経費の管理に関すること。 3　義援金の保管に関すること。 4　他部の応援に関すること。
	議会班 （議会事務局次長）	議会事務局	1　所管施設の被害状況の把握、緊急措置に関すること。 2　議員の安否確認、連絡調整に関すること。 3　議会運営に関する調整に関すること。 4　他部の応援に関すること。
	第４応援班 （監査委員事務局長）	監査委員事務局	1　他部の応援に関すること。
	第５応援班 （選挙管理委員事務局長）	選挙管理委員会事務局	1　他部の応援に関すること。
	第６応援班 （農業委員会事務局長）	農業委員会事務局	1　他部の応援に関すること。

別表第３（第７条関係）

体制名	配備課	配備人員
第１非常体制	防災危機管理課 人事課 行政管理課 政策推進課 デジタル推進課 広報政策課 地域振興課 観光振興課 スポーツ振興課 文化振興課 競輪局 環境政策課 クリーンセンター 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て推進課 こども相談支援課 健康増進課 農林水産振興課 農林漁港整備課 商工振興課 企業応援課 道路課 河川港湾課 都市計画課 建築課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課 消防総務課 予防課 警防課 広域通信管理課 消防署 上下水道局総務課 水道課 下水道課	・課長及び課長が必要と認める人員

別表第３（第７条関係）

体制名	配備課	配備人員
第２非常体制	全職員による体制	

■ 2-4-3　各種相互応援協定書一覧

令和7年4月1日現在

区　分	協　定　書　名	協　定　先	協定締結日
相互協力	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局	平成23年12月15日
	山口県及び市町相互間の災害時応援協定書	山口県及び県内市町	平成24年1月12日
	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	加盟団体53自治体	平成23年7月12日
	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	海ネット共助会員のうち73自治体	平成24年3月29日
	防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書	安芸高田市	平成26年2月4日
	災害時相互応援協定書	東大寺サミット実行委員会構成自治体	平成26年6月18日
	雪舟サミット構成市災害時相互応援協定	構成自治体5自治体	平成28年2月10日
	防災に係る相互協力に関する協定書	防府市防災士等連絡協議会	令和2年9月17日
消防	山口県内広域消防相互応援協定書	山口県内の市町及び各消防の一部事務組合	平成24年4月1日
	山口県消防防災ヘリコプター応援協定	山口県、山口県内の市町及び各消防の一部事務組合	平成24年4月1日
	中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書	下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合	平成24年4月1日
	火災調査等にかかる消防相互応援協定書	周南市、下松市、光地区消防組合及び柳井地区広域消防組合	平成15年4月21日
	防府市消防本部と徳山海上保安部との業務協定書	徳山海上保安部	令和元年9月1日
	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	県下11消防、西日本旅客鉄道株式会社広島支社	平成24年6月29日
	防府市消防本部地域における医療救護活動に関する協定書	山口県立総合医療センター	平成22年10月1日
	防府市消防本部地域における医療救護活動に関する協定書	医療法人神徳会　三田尻病院	平成22年10月1日
警察	災害時における災害警備本部設置に関する協定書	防府警察署	平成25年1月11日
医療・救護	医療救護活動に関する協定書	一般社団法人防府医師会	平成15年4月1日
	大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書	医療法人神徳会　三田尻病院	平成29年2月1日

区　　分	協　　定　　書　　名	協　　定　　先	協 定 締 結 日
災害時放送	災害時等における放送要請に関する協定書	株式会社ぷらざＦＭ	平成 22 年 12 月 28 日
	災害時における緊急告知放送に関する協定書		平成 22 年 6 月 1 日
災害時放送	災害時における緊急告知放送に関する協定書	山口ケーブルビジョン株式会社	平成 22 年 6 月 1 日
	ＣＡＴＶ緊急情報表示システムの利用に関する協定書		平成 22 年 7 月 1 日
ダム	佐波川ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達提供に関する協定書	山口県佐波川ダム管理事務所	平成 18 年 3 月 14 日
避難場所等（学校）	避難所の開設に係る覚書	山口県立防府高等学校	平成 18 年 9 月 1 日
		山口県立防府西高等学校	平成 18 年 9 月 1 日
		山口県立防府商工高等学校	平成 30 年 4 月 20 日
		山口県立農業大学校	平成 18 年 9 月 1 日
		高川学園高等学校	平成 18 年 9 月 1 日
		誠英高等学校	平成 18 年 9 月 1 日
		学校法人第二麻生学園 山口短期大学	平成 28 年 7 月 6 日
避難場所等（学校外）	防災協力協定書	株式会社丸久	平成 20 年 6 月 6 日
	防災協力協定書	マックスバリュ西日本株式会社	平成 20 年 6 月 6 日
	災害時等における防災活動協力に関する協定書	イオンリテール株式会社	平成 23 年 7 月 21 日
	避難所の開設に係る覚書	社会福祉法人勝間保育園	平成 21 年 4 月 1 日
	一時避難場所の開設に係る覚書	イオンタウン株式会社	平成 23 年 9 月 16 日
	避難所の開設に係る覚書	学校法人ＹＩＣ学園 多々良幼稚園	平成 23 年 11 月 7 日
	避難所の開設に係る覚書	株式会社ブリヂストン 防府工場	平成 23 年 5 月 10 日
	避難所の開設に係る覚書	ＮＴＴ西日本株式会社 山口支店	平成 23 年 4 月 12 日
	避難所の開設に係る覚書	防府とくぢ農業協同組合	平成 24 年 4 月 1 日
	避難所の開設に係る協定書	社会福祉法人みどり会 西佐波保育園	平成 25 年 3 月 13 日
	避難所の開設に係る協定書	社会福祉法人ライフケア高砂	平成 25 年 4 月 17 日
	災害時における避難場所等の開設にかかる協定書	山口県漁業協同組合 吉佐支店野島支所	平成 26 年 4 月 1 日
	避難場所としての施設利用に関する協定書	社会福祉法人わかば会玉祖保育園	令和 3 年 6 月 1 日
	避難場所としての施設利用に関する協定書	学校法人玉祖学園玉祖幼稚園	令和 3 年 6 月 1 日
	避難所の開設に係る覚書	大村印刷株式会社	令和 4 年 7 月 1 日
	避難所の開設に係る覚書	宗教法人防府天満宮	令和 5 年 7 月 1 日
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人華世会	平成 27 年 3 月 12 日

区　　分	協　　定　　書　　名	協　　定　　先	協 定 締 結 日
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人敬天会	平成 27 年 3 月 12 日
		社会福祉法人蓬莱会	平成 27 年 3 月 12 日
		社会福祉法人博愛会	平成 27 年 3 月 12 日
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人ライフケア高砂	平成 27 年 3 月 12 日
		学校法人ＹＩＣ学院 ＹＩＣ看護福祉専門学校	平成 28 年 5 月 20 日
		障害者支援施設華南園	平成 28 年 6 月 1 日
		特別養護老人ホーム岸津苑	平成 28 年 6 月 17 日
		社会福祉法人山口県コロニー協会	平成 28 年 7 月 1 日
		養護老人ホームやはず苑	平成 28 年 7 月 15 日
		社会福祉法人山口県社会福祉事業団	平成 29 年 5 月 1 日
		社会福祉法人防府市社会福祉事業団	令和 5 年 12 月 14 日
	災害発生時における福祉避難所の開設に関する協定書	山口県立防府総合支援学校	平成 29 年 8 月 3 日
電話	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	ＮＴＴ西日本株式会社 山口支店	平成 25 年 2 月 1 日
電力	停電発生時における円滑な連絡体制および協力体制の確立に関する確認書	中国電力ネットワーク株式会社 山口ネットワークセンター	令和 2 年 4 月 1 日
燃料	災害時における石油燃料の供給に関する協定書	山口県石油協同組合防府支部	平成 28 年 11 月 1 日
水道・下水道	公益社団法人日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱	日本水道協会山口県支部	平成 25 年 4 月 1 日
	災害時における水道施設復旧支援に関する協定書	防府市指定給水装置工事事業者	令和 4 年 12 月 1 日
	災害時における応援活動に関する協定	フジ地中情報株式会社	平成 6 年 4 月 1 日
	中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール	日本下水道協会	平成 26 年 7 月 17 日
	非常時における水道水の相互融通に関する協定書	山口市上下水道事業管理者	平成 22 年 6 月 1 日
給水	災害時等における防災活動協力に関する協定書【再掲】	イオンリテール株式会社	平成 23 年 7 月 21 日
物資提供	防災協力協定書【再掲】	株式会社丸久	平成 20 年 6 月 6 日
	防災協力協定書	株式会社イズミ	平成 20 年 6 月 6 日
物資提供	防災協力協定書【再掲】	マックスバリュ西日本株式会社	平成 20 年 6 月 6 日
	災害時等における防災活動協力に関する協定書【再掲】	イオンリテール株式会社	平成 23 年 7 月 21 日
	防災協力協定書	株式会社ユアーズ	平成 20 年 7 月 8 日
	災害時における物資の供給に関する協定書	レンゴー株式会社	平成 24 年 12 月 25 日

区　　分	協　　定　　書　　名	協　　定　　先	協 定 締 結 日
物資提供	災害時における物資の供給に関する協定書	富士製パン株式会社	令和 4 年 7 月 1 日
物資提供	災害時における物資の供給に関する協定書	セッツカートン株式会社	平成 24 年 12 月 25 日
	災害時における物資供給に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 3 月 2 日
	災害時における物資の供給に関する協定書	山口県ＬＰガス協会 防府徳地支部	平成 27 年 3 月 11 日
	災害時における物資の供給に関する協定書	生活協同組合コープやまぐち	平成 27 年 11 月 4 日
	災害時における地図製品等の供給に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 30 年 12 月 20 日
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	有限会社トラベスト	平成 31 年 2 月 8 日
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	光東株式会社	令和元年 6 月 3 日
	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ナフコ	令和元年 6 月 3 日
	健康増進に関する包括連携協定書	大塚製薬㈱	令和 2 年 9 月 24 日
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	㈱アクティオ中国支店	令和 3 年 7 月 7 日
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	山口三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱	令和 4 年 8 月 2 日
	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	㈱キロク防府営業所	令和 6 年 2 月 1 日
物資提供（自動販売機（災害ベンダー））	災害時における飲料等の供給に関する協定書（サイクリングターミナル）	株式会社共立メンテナンス ベル商事株式会社	令和 3 年 4 月 1 日
	災害対応型自動販売機の運用に関する協定書（文福東側）	ダイコーフーズ株式会社	令和 5 年 4 月 1 日
	災害対応型自動販売機の運用に関する協定書（メバル公園）	ベル商事株式会社	令和 3 年 6 月 1 日
福祉 物資提供	災害時におけるストーマ装具等の供給に関する協定書	有限会社加賀メディカル	平成 30 年 2 月 26 日
		株式会社平和医療機器	平成 30 年 2 月 26 日
		シジュウカラ薬局	平成 30 年 2 月 26 日
		有限会社ヘイワ薬局	平成 30 年 2 月 26 日
		株式会社山口メディカル	平成 30 年 2 月 26 日
		山内漢方薬局	平成 30 年 2 月 26 日
		有限会社いくも薬局	平成 30 年 5 月 14 日
物資輸送	災害時における物資輸送等に関する協定書	福山通運株式会社　防府営業所	令和 5 年 5 月 19 日
災害救助	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書	ＮＰＯ法人日本レスキュー協会	平成 21 年 12 月 22 日

区　　分	協　　定　　書　　名	協　　定　　先	協 定 締 結 日
災害救助	災害時における災害救助犬の出動に関する協定書	ＮＰＯ法人九州救助犬協会	平成 22 年 2 月 17 日
応急対策	災害時の応急対策業務に関する協定書	山口県建設業協会防府支部	平成 25 年 5 月 1 日
住宅	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	一般社団法人山口県宅地建物取引業協会防府支部	平成 21 年 6 月 23 日
相談	災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書	山口県行政書士会	平成 25 年 12 月 2 日
地理空間情報	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省国土地理院	平成 24 年 11 月 28 日
情報配信	災害に係る情報配信等に関する協定書	ヤフー㈱	平成 31 年 2 月 21 日
応急・復旧対策	災害時におけるドローンによる応急・復旧対策業務に関する協定	山口県産業ドローン協会	令和元年 9 月 1 日
し尿	災害時におけるし尿収集運搬に関する協定書	防府環境設備株式会社	令和元年 12 月 13 日
		株式会社ホーエー	令和元年 12 月 13 日
輸送	災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定	防長交通㈱防府営業所	令和 2 年 2 月 13 日
郵便	災害時における防府市と日本郵便株式会社防府市内郵便局との協力に関する協定	日本郵便株式会社防府市内郵便局	令和 2 年 10 月 1 日
宿泊施設利用	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	ビジネスホテルみやま	令和 2 年 6 月 9 日
		ビジネス旅館わたや	令和 2 年 6 月 9 日
		スーパーホテル防府駅前	令和 2 年 6 月 17 日
		ホテルルートイン防府駅前	令和 2 年 8 月 27 日
		ホテルＡＺ山口防府店	令和 3 年 4 月 1 日
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に係る協定書	㈱デベロップ、山陽建設工業㈱	令和 4 年 4 月 7 日

■ ２−４−４　平常時における防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）及び防府市地域防災計画の定めるところにより、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供することにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

１　防府市地域防災計画法第５条の規定に基づき、防府市が作成した法第２条第 10 号ロに規定する市町村地域防災計画をいう。

２　避難行動要支援者法第 49 条の 10 第１項に定める避難行動要支援者をいう。

３　避難支援等法第 49 条の 10 第１項に定める避難支援等をいう。

４　避難行動要支援者名簿法第 49 条の 10 第１項に定める避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。

５　避難支援等関係者法第 49 条の 11 第２項に定める避難支援等関係者をいう。

（避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等）

第３条　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、防府市地域防災計画に定める避難行動要支援者の要件に該当する者とする。

２　避難行動要支援者名簿には、防府市地域防災計画に定める避難行動要支援者に関する事項を記載するものとする。

３　市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（名簿情報の提供）

第４条　市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を平常時において提供するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が名簿情報の提供について拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

（名簿情報の取扱いに関する協定）

第５条　市長は、前条第１項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、防府市地域防災計画の定める当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

２　市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

（名簿情報の漏えい防止のための措置）

第６条　市長は、提供する名簿情報の漏えい防止のために防府市地域防災計画の定める適切な措置を講ずるものとする。

２　第４条第１項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために防府市地域防災計画の定める適切な措置を講ずるものとする。

（利用及び提供の制限）

第７条　第４条第１項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的の範囲を超えて、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

（守秘義務）

第８条　第４条第１項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 27 年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日（平成 26 年 10 月 10 日）から施行する。

（準備行為）

２　第４条に規定する平常時における避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

●災害対応

■ 2－5－1　市及び県の応急活動事例（時系列表）

	県	市	消防本部
初動体制確立期（おおむね1時間以内）	・職員参集、配置（初動要員） ・指揮命令系統の確立 ・自衛隊への空中偵察要請 ・情報収集伝達体制の確立 ・医療救護班自主出動準備 （県立総合医療センター） ・医療救護班派遣準備の要請 （日本赤十字病院） ・医療救護班応援準備の要請 （中四国地方医務局） ・他県の消防派遣要請 ・庁内施設設備の点検	・職員参集、配置（初動要員） ・指揮命令系統の確立 ・庁内施設設備の点検 ・情報収集、伝達体制の確立及び情報収集開始 ・地震津波情報を市民、関係機関へ伝達 ・医療救護班出動準備	・指揮命令系統の確立 ・情報収集開始 ・消火・救急・救助活動 ・職員の非常招集 ・消防団の非常招集
緊急対応期（おおむね6時間以内）	・災害対策本部の設置 ・国に被害状況の報告 ・関係機関との情報交換 ・医療救護活動体制の確立 ・自衛隊救援部隊の要請 ・日本赤十字山口県支部及び県医師会等医療救護班の出動要請 ・災害対策地方本部の設置（必要に応じて） ・緊急道路の確保 ・危険道路の交通規制 ・災害広報体制の確立及び災害広報の実施 ・災害救助法適用に係る諸体制の確立 ・避難所開設の支援体制の確立 ・避難所開設情報、安否情報等の広報開始 ・義援金受付窓口の設置 ・緊急復旧工事に係る体制の準備	・災害対策本部の設置 ・県に被害状況の報告 ・県、関係機関等との情報交換 ・医療救護班の派遣 ・緊急道路の確保 ・危険道路の交通規制 ・災害救助法適用に係る諸体制の確立 ・避難所の開設準備 ・避難所の開設、避難指示 ・他団体・機関等からの応援受入窓口の設置 ・医療用水の配給体制の確立 ・災害広報活動の実施 ・避難所開設情報、安否情報等の広報体制確立 ・義援金受付窓口の設置 ・緊急復旧工事に必要な体制の準備	・消火・救急・救助活動 ・県、市への災害情報、対応状況の連絡 ・関係機関との情報交換 ・他市、他県の応援要請、受入窓口の開設 ・応援部隊の受入
救援対策前期（おおむね12時間以内）	・指定行政機関に対し本部連絡員の派遣要請 ・国に被害状況の報告 ・関係機関との情報交換 ・国への応急対策協力要請 ・他の都道府県への応援派遣要請 ・他県等からの応援者の受入体制の確立 ・医療救護物資の確保 ・救護物資の確保 ・災害救助法に基づく救護活動の実施 ・生活物資の確保、供給体制の確立 ・救援物資の受入れ、配給体制の確立 ・緊急物資輸送ルートの確保 ・緊急輸送車両の確認証明書の発行 ・海上輸送に係る支援の要請 ・被災建物等の安全点検 ・ボランティアの受入体制の確立 ・県外受入医療機関の確保、情報提供 ・義援金受付 ・防疫実施体制の確立 ・応急復旧工事開始 ・災害応急復旧に必要な建設機械の調達	・県に被害状況の報告 ・県、他市町村への応援要請 ・関係機関との情報交換 ・災害救助法に基づく避難者救護対策の実施 ・救助物資の受入、配給 ・輸送物資ルートの確保 ・避難所等の建築物の安全点検 ・医療救護所の開設 ・防疫の実施 ・ボランティアの活動体制の確立 ・避難所の運営体制の確立 ・遺体処理体制の確立 ・瓦礫、ごみ処理体制の確立 ・義援金の受付 ・避難所開設情報、安否情報等の広報実施 ・応急復旧工事の実施	・消火・救急・救助活動 ・県、市への災害情報、対応状況の連絡 ・県、関係機関との情報交換 ・応援部隊の受入

	県	市	消防本部
緊急対策後期（発災後３日以内）	・国への被害状況報告 ・関係機関との情報連絡 ・被害現地の実情調査の実施 ・危険箇所等の応急措置実施 ・ボランティアの受入開始	・県への被害状況の報告 ・関係機関等との情報交換 ・災害救助法に基づく各種対策の実施 ・避難所、救護所の本格的運営 ・災害広報の本格的実施 ・ボランティアの受入開始 （避難所運営、物資配給、炊出し医療救護、危険建物判定、介護等） ・相談窓口の設置（住居あっせん） ・遺体安置所の設置 ・死体の埋葬 ・応急復旧工事に着手 ・広報活動の実施 ・家屋被災の調査体制の確立 ・在宅要援護者に対する支援活動開始	・消火・救急・救助活動 ・行方不明者の捜索活動 ・県、市への災害情報、対応状況の連絡 ・県、関係機関との情報交換
応急復旧期（１か月以内）	・被害調査 ・国への被害状況報告 ・復旧計画策定 ・国への要望 ・国、国会議員の視察対応（資料作成） ・仮設住宅建設着手 ・公営住宅入居事務開始 ・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給開始 ・被災者への生活資金の貸付け開始 （生業資金、生活福祉資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金、災害援護資金） ・在宅要援護者に対する支援活動開始 ・避難所での巡回健康相談開始 ・激甚災害指定に係る作業 ・各種相談窓口の設置 （住宅相談（融資等）、健康・医療、福祉、生活、教育、雇用、中小企業、就職） ・中小企業、農林漁業者への融資開始 ・税金の減免手続き等の開始 ・応急復旧関係技術職員のあっせん調整 ・復旧工事開始	・被害調査 ・国、国会議員等の視察対応 ・復旧計画策定 ・国、県への要請 ・義援金の受け取り ・義援金の配分 ・罹災住宅の調査 ・罹災証明書の発行 ・被災住宅の処理開始 ・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給開始 ・被災者への生活資金の貸付け開始 （生業資金、生活福祉資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金、災害援護資金等） ・合同慰霊祭 ・応急復旧工事に本格的に着手 ・公営住宅へのあっせん開始 ・生活必需品の確保、提供 ・応急教育の実施 ・避難所での巡回健康相談開始 ・激甚災害指定に係る作業 ・各種相談窓口の設置 （住宅相談、健康・保険、福祉、生活、教育雇用、中小企業） ・税金の減免手続き等の開始	・行方不明者の捜索活動 ・火災原因調査 ・被害調査 ・救急搬送証明書の発行 ・火災による罹災証明書の発行

■ 2-5-2　勤務時間外での地震発生への対応フロー図

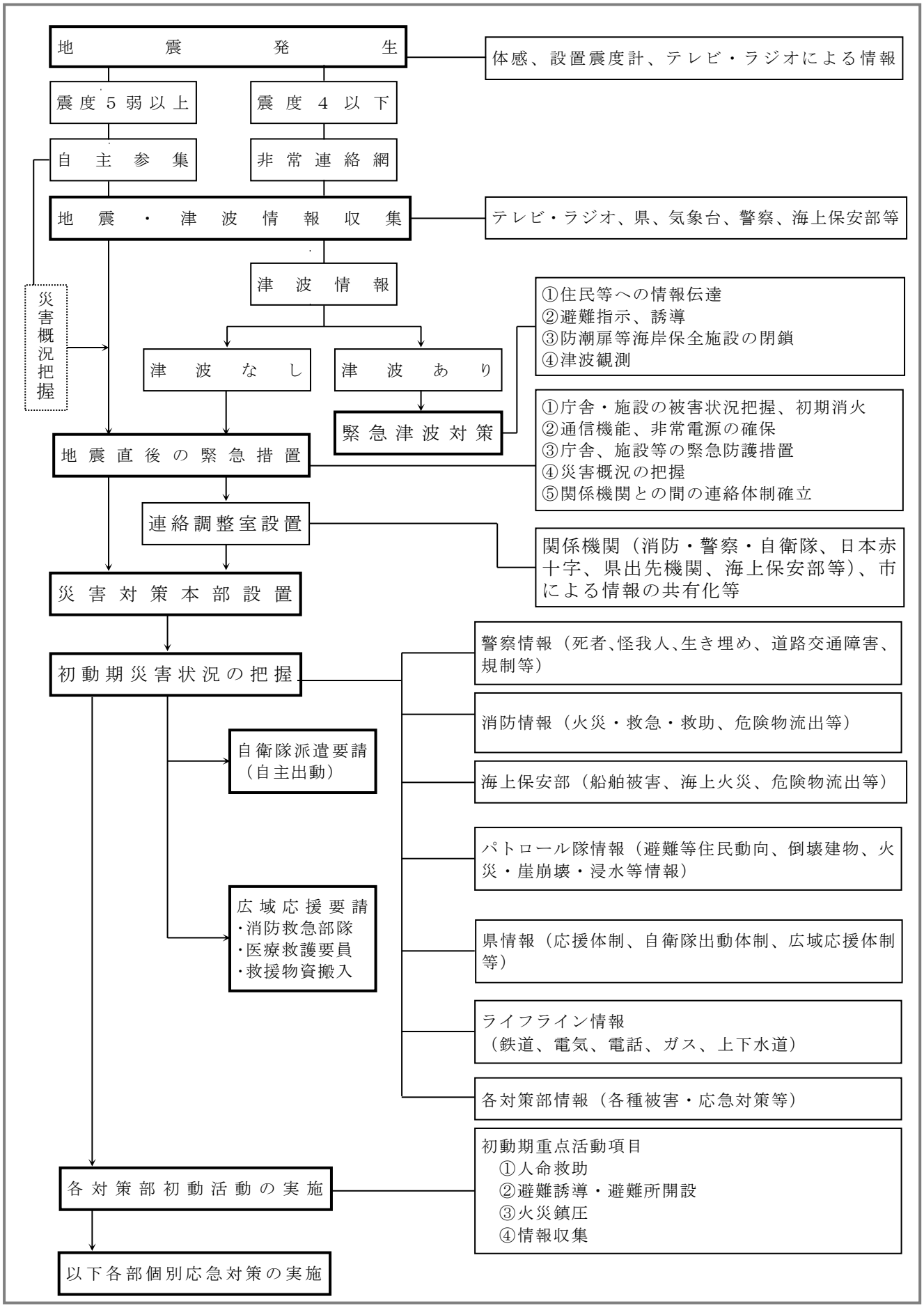

●通信施設

■ ２－６－１　市防災行政無線（移動系）の現況

	出　　力	基（台 数）	備　　考
ＩＰ無線	－	26	基地局 1、防災危機管理課８、総務班１、情報発信班５、土木調査班１０、野島１
陸上移動局 （携帯用）	１Ｗ	7	防災相互無線 466.775MHz　5 158.35MHz　2

■ 2－6－2　市防災行政無線（同報系）の現況

局種									
親	親局	中	中継局	再	再送信子局	屋	屋外拡声子局	CA	CATV接続用屋外拡声子局

周波数(MHz) 区分			
①58.475	②65.330	③61.745	④61.925

局№	局種	設置場所	呼出名称	周波数区分	アンサーバック	出力	相手局	時差区分	備考
	親	防府市役所	ぼうさいほうふし	①		10w	中継局 再送信子局 屋外拡声子局	－	－
	予備親	防府市消防本部		①					
	中	山口尾	ぼうさいほうふしやまぐちおちゅうけい	① ②		0.1w 10w	親局 子局	－	－
01	再 屋	富海公民館	ぼうさいほうふしとのみ	① ③	有	2w 0.1w	親局 子局	A	－
18	再 屋	中関公民館	ぼうさいほうふしなかのせき	① ④	有	0.1w 0.1w	親局 子局	A	－
53	再 屋	大繁枝会館	ぼうさいほうふしおおしげし	① ③	有	0.1w 0.1w	親局 子局	B	－
02	屋	牟礼福祉センター	ぼうさいほうふしむれふくしせんたー	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
03	屋	牟礼公民館	ぼうさいほうふしむれこうみんかん	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
04	屋	牟礼中学校	－	①	－	－	－	B	親局配下
05	屋	江泊会館	－	①	－	－	－	B	親局配下
06	屋	農業大学	－	①	－	－	－	A	親局配下
07	屋	公会堂	ぼうさいほうふしこうかいどう	①	有	0.01w	親局	A	親局配下
08	屋	国府中学校	－	①	－	－	－	A	親局配下
09	屋	サイクリングターミナル	－	①	－	－	－	A	親局配下
10	屋	桑山中学校	－	①	－	－	－	A	親局配下
11	屋	新田小学校	－	①	－	－	－	A	親局配下
12	屋	宮市福祉センター前公園	ぼうさいほうふしみやいちふくしせんたー	①	有	0.01w	親局	A	親局配下
13	屋	古祖原公園	－	①	－	－	－	A	親局配下
14	屋	向島公民館	ぼうさいほうふしむこうしまこうみんかん	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
15	屋	小田児童公園	ぼうさいほうふしこだじどうこうえん	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
16	屋	ゆうあい地域交流ホーム	ぼうさいほうふしゆうあいちいきこうりゅうほーむ	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
17	屋	野島漁村センター	ぼうさいほうふしのしまぎょそんせんたー	①	有	2w	親局	A	親局配下
19	屋	新田公民館	ぼうさいほうふししんでんこうみんかん	①	有	0.1w	親局	B	親局配下
22	屋	西浦公民館	ぼうさいほうふしにしのうらこうみんかん	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
23	屋	勝間公民館	ぼうさいほうふしかつまこうみんかん	①	有	0.01w	親局	B	親局配下
24	屋	華城公民館	ぼうさいほうふしはなぎこうみんかん	①	有	0.01w	親局	A	親局配下
25	屋	公設青果市場	－	①	－	－	－	A	親局配下

局No.	局種	設置場所	呼出名称		周波数区分	アンサーバック	出力	相手局	時差区分	備考
28	屋	玉祖福祉センター	ぼうさいほうふし	たまのやふくしせんたー	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
29	屋	右田福祉センター	ぼうさいほうふし	みぎたふくしせんたー	①	有	0.01w	親局	B	親局配下
30	屋	右田公民館	ぼうさいほうふし	みぎたこうみんかん	①	有	0.01w	親局	A	親局配下
31	屋	田ノ口会館		－	①	－	－	－	A	親局配下
33	屋	旦西会館		－	①	－	－	－	A	親局配下
36	屋	華浦公民館	ぼうさいほうふし	かほこうみんかん	①	有	0.01w	親局	B	親局配下
37	屋	自由ヶ丘中央広場	ぼうさいほうふし	じゆうがおかちゅうおう	①	有	0.1w	親局	A	親局配下
39	屋	末田自治会公園		－	①	－	－	－	B	親局配下
40	屋	黄金通集会所		－	①	－	－	－	A	親局配下
41	屋	小茅会館		－	①	－	－	－	A	親局配下
42	屋	開作西自治会館		－	①	－	－	－	A	親局配下
43	屋	滝鶴台婦人生誕地公園		－	①	－	－	－	B	親局配下
44	屋	和田峪会館		－	①	－	－	－	A	親局配下
50	屋	勝坂植樹帯		－	①	－	－	－	A	親局配下
51	屋	松崎公民館	ぼうさいほうふし	まつざきこうみんかん	①	有	0.01w	親局	B	親局配下
52	屋	小島遠ヶ崎会館		－	①	－	－	－	A	親局配下
54	屋	大原自治会館	ぼうさいほうふし	おおはらじちかいかん	①	有	2w	親局	A	親局配下
58	屋	華浦小学校	ぼうさいほうふし	かほしょうがっこう	①	有	0.01w	親局	A	親局配下
60	屋	右田小学校	ぼうさいほうふし	みぎたしょうがっこう	①	有	0.01w	親局	A	親局配下
57	屋	富海漁協			①				B	親局配下
59	ＣＡ	開出西			①				A	親局配下
26	屋	小野公民館	ぼうさいほうふし	おのこうみんかん	②	有	1w	山口尾中継局	A	山口尾配下
27	屋	真尾公会堂		－	②	－	－	－	B	山口尾配下
45	屋	鈴屋地区自治会ホール		－	②	－	－	－	A	山口尾配下
46	屋	中山公会堂	ぼうさいほうふし	なかやまこうかいどう	②	有	1w	山口尾中継局	B	山口尾配下
47	屋	西組公会堂	ぼうさいほうふし	にしぐみこうかいどう	②	有	1w	山口尾中継局	A	山口尾配下
48	屋	久兼上自治会	ぼうさいほうふし	ひさかねかみじちかい	②	有	2w	山口尾中継局	A	山口尾配下
49	屋	本畑公会堂	ぼうさいほうふし	ほんばたこうかいどう	②	有	2w	山口尾中継局	A	山口尾配下
38	屋	戸田山増圧ポンプ場	ぼうさいほうふし	へたやまぽんぷじょう	③	有	0.01w	富海再送信子局	A	富海配下
20	屋	中浦自治会館		－	④	－	－	－	A	親局配下
21	屋	善正寺		－	④	－	－	－	B	親局配下
32	屋	大道公民館	ぼうさいほうふし	だいどうこうみんかん	③	有	0.01w	大繁枝再送信子局	A	大繁枝配下
34	屋	東畑会館	ぼうさいほうふし	ひがしはたかいかん	③	有	0.1w	大繁枝再送信子局	A	大繁枝配下
35	屋	防府西高等学校		－	③	－	－	－	A	大繁枝配下
55	屋	西山会館		－	③	－	－	－	B	大繁枝配下
56	屋	上之庄自治会館		－	③	－	－	－	A	大繁枝配下

■ ２－６－３　消防無線一覧

局　種　別	周　波　数　帯	出　　力	基　　数	備　　考
陸上移動局 （車載無線）	150MHZ帯	１０Ｗ	6	防災相互波
陸上移動局 （携帯無線）	150MHZ帯	５Ｗ	8	防災相互波
陸上移動局 （署活動系）	400MHz帯	１Ｗ	66	うち防災相互波９
備考				

【デジタル波】

局　種　別	周波数種別	出　　力	基　　数	備　　考
基地局	活動波 主運用波 統制波	２０Ｗ	2	消防本部 大平山局舎
固定局	簡易多重	０．１９Ｗ	2	消防本部 大平山局舎
陸上移動局 （可搬型）	活動波 主運用波 統制波	５Ｗ	1	
陸上移動局 （卓上型）		５Ｗ	3	
陸上移動局 （車載無線）		５Ｗ	27	
陸上移動局 （携帯無線）		２Ｗ	43	

■ ２−６−４　災害時の電話・電報施設の利用

１　一般電話及び電報

事　　項	対　　策
非常緊急用電話の承認	市においては、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、ＮＴＴ西日本㈱山口支店から承認を受けている。
非常・緊急扱い電報	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（「非常扱いの電報」を除く。）に先立って取扱われる。 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は、受付電話番号115番に申し出る。その際、発信人は、その旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。

２　専用電話

災害時において、通常の通信ができないとき、又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を使用して、通信の確保を図る。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄道・軌道電話及び電気事業電話があり、利用方法については下記による。

一般的使用	有線電気通信法（昭和28年法律第96号）により市、県及び防災関係機関は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な場合に、他機関が設置する専用通信施設を利用して、通信の確保を図るものとする。
災対法の規定に基づく使用	市長及び知事が、市民、関係機関に対し、緊急かつ特別に通知、要請、伝達、警告を行う必要がおきたとき、又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事及び市長が応急措置の実施に当たり、必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、他の機関が設置する専用電話を使用して通話の確保を図るものとする。

なお、使用するに当たっての必要事項については、次のとおりである。

ア　使用者、通信内容、使用条件、事前協議

使用者	使用条件等	災対法第57条	災対法第79条	他の法律に特別の定めがあるもの
市　長	通信内容	1　法令の規定により、災害に関する予報、警報の通知を受けたとき（災対法第56条）。 2　自ら災害に関する予報、警報を知ったとき（災対法第56条）。 3　法令の規定により、自ら災害に関する警報をしたとき（災対法第56条）。 4　知事から上掲による通知を受けたとき（災対法第56条）。 5　1～4の場合における、市民その他関係ある公私の団体に対する伝達（災対法第56条）。 ※上記の場合において予想される災害事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について必要な通知又は警告（災対法第56条）。	災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるとき。	消防法 第18条 消防組織法 第41条 水防法 第20条 電波法 第52条
	使用条件	1～5が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるとき(災対法第57条)。		
	事前協議	利用する場合の手続きについては、あらかじめ関係機関と協議して定める（災害対策基本法施行令第22条）。	利用に際しては、関係機関との手続きについての事前の協議は要件としていないが、災害時における通信は、それぞれの関係機関自体の緊急通信も輻輳するものであるから、左に準じた配慮を行い、通信確保の迅速化を図るものとする。	

（注）1　法令の規定による災害に関する予報、警報の通知要領

(1) 知事の場合=気象業務法第15条、消防法第22条、水防法第10条の2

(2) 市長の場合=気象業務法第15条、消防法第22条、水防法第10条の3

2　自ら災害に関する警報

知事の場合=水防法第11条、特定目的ダム法第32条

市長の場合=消防法第22条、気象業務法第23条

3　自ら災害に関する予報、警報を知る。

市長の場合=ラジオ、テレビ、災対法第54条(発見者の通報)

4　法令の規定により自ら災害に関する警報

市長の場合=消防法第22条、気象業務法第23条

イ　使用手続き

警察通信設備の使用	「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」による。
ＪＲ西日本設備の使用	「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」による。
他の機関の専用通信の使用	使用しようとする理由、通信の内容及び発信者、受信者等の要件を示して当該通信設備設置機関の責任者に申し出るものとする。

3　携帯電話の使用

市は、情報の収集伝達又は応急対策を円滑に行うための手段として、携帯電話の効果的な使用を行う。

■ ２－６－５　災害時の非常通信の利用

事　　項	措　　置　　事　　項
非常通信の利用	市、県及び防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。 この場合の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合に限られる。 １　非常通信の発受 非常通信は、無線局の免許人自らが発信、受信するほか、防災関係機関から依頼に応じて発信、受信する。 また、免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信実施の是非について判断の上、発信する。 ２　非常通信協議会 非常通信（無線・有線）の利用を円滑、的確に実施するため、「非常通信協議会」が設置されている。 (1) 中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長） (2) 中国地方非常通信協議会（会長：中国総合通信局長） 非常通信協議会では、県・市町の防災行政無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町と県を結ぶルート）」を策定している。 これらの非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。 (3) 防府土木建築事務所（連絡先　22-3485） (4) 国土交通省山口河川国道事務所（連絡先　22-1785） (5) 徳山海上保安部三田尻中関分室（連絡先　23-9898） (6) 防府警察署（連絡先　25-0110） ３　非常通信利用に係る依頼文等 次の方法により最寄りの無線局に「非常」と表示して差し出す。 (1) 非常通信用紙又は適宜の用紙に、あて先の住所・氏名、電話番号、本文及び発信者の住所・氏名を記載すること。 (2) 本文は、カタカナ又は普通の文章形式で、できる限り簡略化し、なるべく200字以内にまとめること。 ４　非常通報の発信を行う無線局及び移動無線局の派遣等 (1) 非常通信協議会所属の無線局及びいずれの無線局からも発信できる。 (2) 陸上移動無線局の派遣 有線通信が利用できない状況にあり、かつ付近に利用できる無線局が所在しない場合等に対処するため、非常通信協議会は、無線局設置機関と協議して、所属の陸上移動無線局の派遣を措置するものとする。 (3) 船舶無線局の利用 陸上無線局による非常通信の確保が困難な場合等には、入港中の漁船、商船等の船舶無線局に対して発信を依頼することができる。

事　　項	措　　置　　事　　項
非常通信の利用	5　非常無線・有線に共通する事項 (1) 非常通報の伝送に要する料金 ア　ＮＴＴ以外の無線局に依頼するときは、原則として無料である。 イ　伝送途上において、発信局、着信局のうち１局でもＮＴＴ所属の取扱局が関係すると、「料金免除扱いの電報」を除いて、全て有料となる。 (2) 非常通信として取扱う通信の内容 非常通信（無線・有線）として取扱える通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものであればよいことになっている。 ア　人命の救助に関するもの イ　天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害に関するもの ウ　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 エ　電波法（昭和25年法律第131号）第74条第1項に基づく実施の指令及びその他の指令 オ　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの カ　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの キ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの ク　遭難者救護に関するもの ケ　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの コ　鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの サ　中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの シ　救助法第7条及び災対法第71条第１項の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
防災相互通信用無線	1　石油コンビナート等の大量油流出事故等が発生した場合に、円滑かつ的確な応急対策を関係機関が実施するため、県、関係市町、消防、警察、海上保安庁等相互間の通信連絡手段として、「防災相互通信用無線」をそれぞれが常置している。 2　この無線は、陸上移動局及び携帯局で構成され、移動範囲は当該無線局の目的を達成するために必要な陸上、海上又は空域となっていることから、当該地域の災害応急対策に必要な情報収集、連絡は、これを使用するなどして、通信の確保を図るものとする。
災害対策用移動通信機器等の借用	1　総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

<table>
<tr><th>事　　項</th><th>措　　置　　事　　項</th></tr>
<tr><td>災害対策用移動通信機器等の借用</td><td>【総務省が所有する災害対策用機器】
<table><tr><th>種　　類</th><th>貸　与　条　件　等</th></tr><tr><td>簡易無線、MCA 無線、衛星携帯電話
（簡易無線局等）</td><td>機器貸与：無償
新規加入料：不要　基本料・通話料：不要</td></tr></table>2　市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</td></tr>
<tr><td>臨時災害放送機器の借用</td><td>1　総務省（中国総合通信局）では、「臨時災害放送用機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地の搬入できる体制を整備している。
【中国総合通信局に配備されている臨時災害放送機器】
<table><tr><th>種　　類</th><th>貸　与　条　件　等</th></tr><tr><td>臨時災害放送用機器
(FM 送信機)</td><td>機器貸与：無償
注　他の総合通信局に配備されている臨時災害放送機器についても、貸与可能である。</td></tr></table>2　市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。</td></tr>
<tr><td>災害対策用移動電源車の借用</td><td>1　総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に移動電源車を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。
【中国総合通信局に配備されている移動電源車】
<table><tr><th>種　　類</th><th>貸　与　条　件　等</th></tr><tr><td>中型移動電源車１台
（発電容量 100kVA）</td><td>車両貸与：無償
運用経費：要
（注）　他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。</td></tr></table>2　市は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに関する要請を行い、貸与を受けるものとする。</td></tr>
</table>

●観測・予報情報等

■ 2－7－1　水位観測所及び通報水位・警戒水位

1　国土交通省山口河川国道事務所

番号	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	氾濫危険水位（m）	堤防高		所管	電話番号
							左岸（m）	右岸（m）		
1	佐波川	西浦	防府市西浦						国土交通省	22-1785
2	〃	新橋	〃 新橋町	2．7	3．4	4．6	7．4	6．9	〃	〃
3	〃	真尾	〃 真尾						〃	〃
4	〃	漆尾	山口市徳地伊賀地	2．3	3．4	4．0	7．2	5．0	〃	〃

※　佐波川の水位の危険度レベルについて

新橋、人丸橋、睦美橋、中央橋、二の宮橋、出雲合橋の橋脚に、洪水の危険度が分かる量水板が設けられています。

量水板は、「氾濫注意水位（黄）」「避難判断水位（赤）」「氾濫危険水位（紫）」として色分けしてあります。量水板については新しい配色に順次更新する予定です。

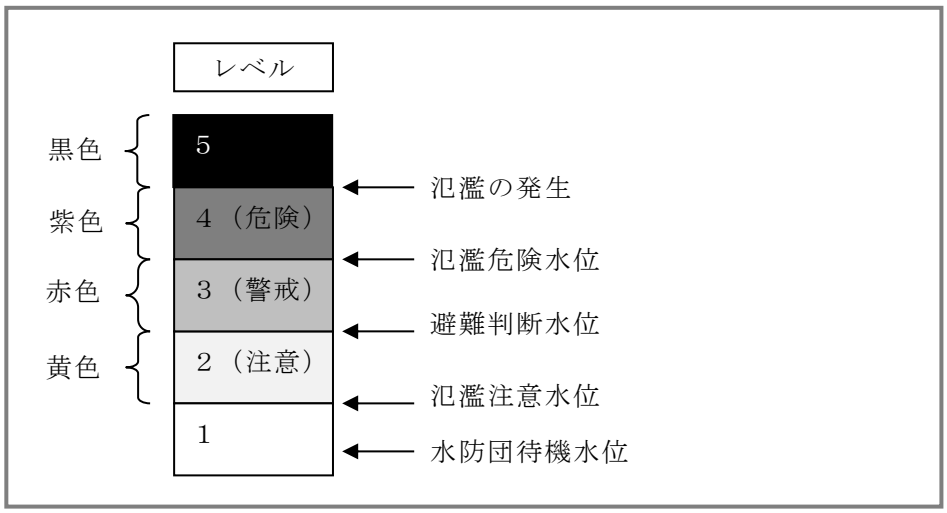

2　山口県防府土木建築事務所

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位（通報水位）（m）	氾濫注意水位（警戒水位）（m）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位（m）	堤防高		所管	電話番号
						左岸（m）	右岸（m）		
柳川	柳川	防府市大字江泊 1804-4 地先	1.1	1.7	1.8	4.5	4.0	山口県	22-3485
馬刀川	馬刀川	防府市敷山町 1-1	0.5	0.9	1.0	2.0	1.9	同上	〃

■ 2-7-2　雨量観測所

1　国土交通省山口河川国道事務所

番号	水系名	観測所名	位置	所管	電話番号	備考
1	佐波川	防府	防府市国衙１丁目10-20	国土交通省	22-1785	国土交通省（国道含む）
2	〃	真尾	〃　大字真尾字小池 454	〃	〃	〃

2　山口県防府土木建築事務所

番号	観測所名	位置	所管	電話番号	備考
1	防府土木雨量局	防府市寿町 7-1	山口県	22-3485	
2	大平山雨量局	防府市大字富海字藤兵衛ヶ谷 517 - 5	〃	〃	
3	野島雨量局	防府市大字野島 685-9	〃	〃	

3　下関地方気象台（地域気象観測所）

観測所名	位置	電話番号	備考
防府	防府市大字植松	083-234-4007（下関地方気象台）	

4　防府市消防本部

位置	設置箇所	電話番号	備考
防府市佐波二丁目１１－２５	本庁舎屋上	24-0119	参考数値

■ 2－7－3　風速計一覧

1　防衛省

位　　置	所　有　者　名	電 話 番 号
防府市田島	航空自衛隊防府北基地	22-1950

2　下関地方気象台（地域気象観測所）

位　　置	電　話　番　号
防府市大字植松	083-234-4007（下関地方気象台）

3　海上保安庁

位　　置	所　有　者　名	電 話 番 号
防府市大字野島（周防野島灯台）	徳山海上保安部	0834-31-0110

4　山口県

位　　置	所　有　者　名	電　話　番　号
防府市浜方二ノ桝（中関観測局）	防府土木建築事務所	22-3485
防府市新田（三田尻観測局）	防府土木建築事務所	22-3485

5　防府市消防本部

位　　置	設 置 箇 所	電　話　番　号	備　　考
防府市佐波二丁目 11-25	本庁舎屋上	24-0119	参考数値

■ 2－7－4　潮位観測所一覧

港　湾　名	観　測　所	位　　置	所　管　名	電　話　番　号
三田尻中関港	中関港観測局	防府市浜方二ノ桝	防府土木建築事務所	22-3485

●防災組織

■ ２－８－１　自衛隊の派遣要請の流れ及び連絡窓口

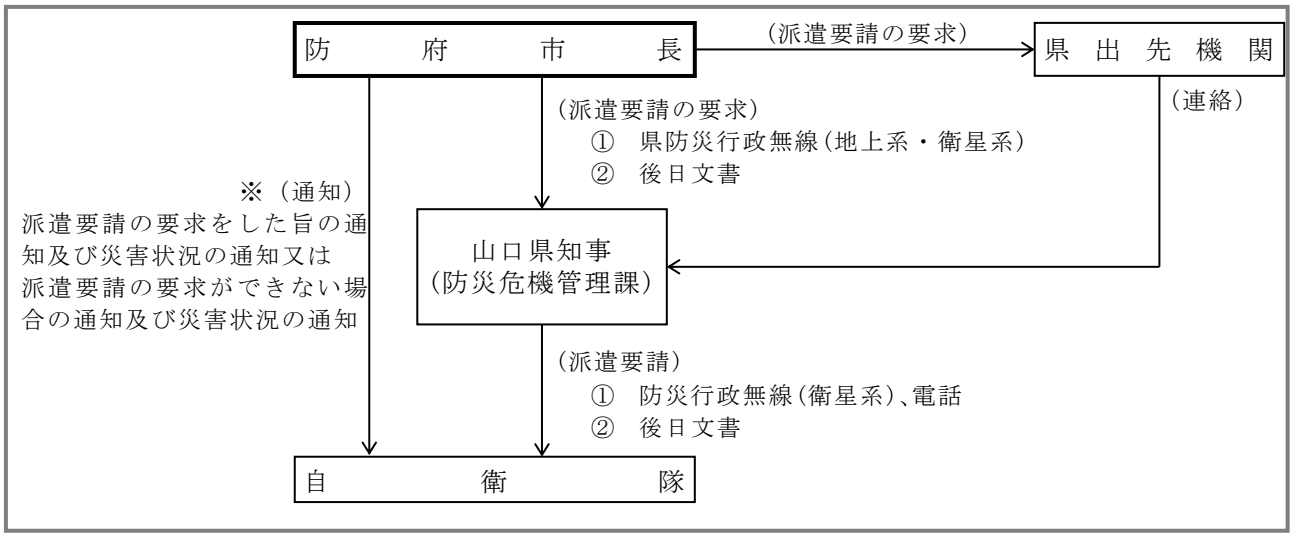

陸上自衛隊	第 17 普通科連隊	山口市	083-922-2281（内線 232） 防災無線（衛星系）8-035-217
	第 13 旅団	広島県	082-822-3101 防災無線(衛星系)8-034-101-941-157
	中部方面総監部	兵庫県	072-782-0001
海上自衛隊	小月教育航空群	下関市	083-282-1180 防災無線（衛星系）218
	第 31 航空群	岩国市	0827-22-3181
	下関基地隊	下関市	083-286-2323
	呉地方総監部	広島県	0823-22-5511 防災無線（衛星系）8-034-101-89-158
	佐世保地方総監部	長崎県	0965-23-7111
航空自衛隊	第 12 飛行教育団	防府市	0835-22-1950（内線 5231）
	航空教育隊	防府市	0835-22-1950（内線 5431）
	西部航空方面隊	福岡県	092-581-4031（内線 2348）
	第３術科学校	福岡県	093-223-0981

■ ２－８－２　徳山海上保安部の連絡窓口

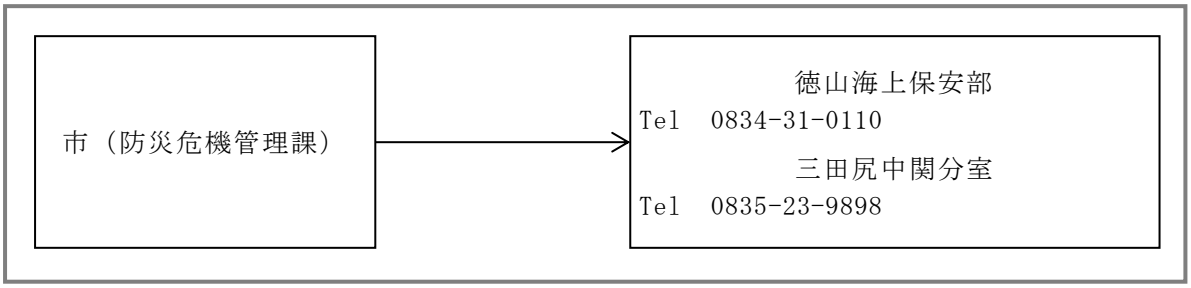

●医療・保健

■ ２－９－１　救急告示病院

【救急告示病院】　令和７年７月１日現在

病院又は診療所名	所　在　地	電　話	診　療　科　目	病床数
県立総合医療センター	防府市大字大崎 10077	22-4411	内・循・消・呼・神・神内・産婦・乳腺・血・泌・糖内・代内・皮・耳・眼・外・心外・整・脳外・形・小外・小・新生・歯外・歯・麻・放・リハ・救急	504 ※
山口博愛病院	〃　お茶屋町 2-12	22-2310	内・循・血・外・整・神内・皮・呼・消・糖内・代内・アレ・放	98
三田尻病院	〃　〃　町 3-27	22-1110	内・循・消・呼・血・糖内・腎・透析・神内・泌・皮・眼・外・乳腺・整・脳外・小・口腔・歯・アレ・放	128
緑町三祐病院	〃　緑町１丁目 5-29	22-3145	内・外・脳外・循・消・整・皮・眼・リハ	86
松本外科病院	〃　天神２丁目 1-44	22-1409	外・消・循・糖内・肛･麻･内･脳外・リウ・救急・呼・リハ・泌・整	80
防府胃腸病院	〃　駅南町 14-33	22-3339	内・消・胃・外・放・リハ・麻・疼内	108
桑陽病院	〃　車塚町 3-20	23-1781	内・消・循・透析・腎・糖内・泌・整・リハ・リウ	99

※　感染症病床 14 を含む

■ 2-9-2　災害拠点病院等

No.	医療機関名	災害医療		救急医療		病床数	所在地	電話番号
		災害拠点病院	DMAT（チーム数）	救命救急センター	救急告示病院等			
1	山口県立総合医療センター	基幹	2	○	○	504	防府市大崎10077	0835-22-4411
2	医療法人神徳会 三田尻病院	○	1		○	128	防府市お茶屋町3-27	0835-22-1110
3	医療法人社団松友会 松本外科病院				○	80	防府市天神2-1-44	0835-22-1409
4	医療法人康淳会 緑町三祐病院				○	86	防府市緑町1-5-29	0835-22-3145
5	医療法人米沢記念 桑陽病院				○	99	防府市車塚町3-20	0835-23-1781
6	財団法人防府消化器病センター 防府胃腸病院				○	108	防府市駅南町14-33	0835-22-3339
7	医療法人博愛会 山口博愛病院				○	98	防府市お茶屋町2-12	0835-22-2310

■ 2-9-3　防府市内の医療関係者の人員調

令和4年12月31日現在

医師	歯科医師	薬剤師	助産師	保健師	看護師	
					正	准
302人	80人	240人	54人	59人	1,525人	395人

■ ２－９－４　ＤＭＡＴ及びＪＭＡＴやまぐち

１　大規模災害時の医療体系

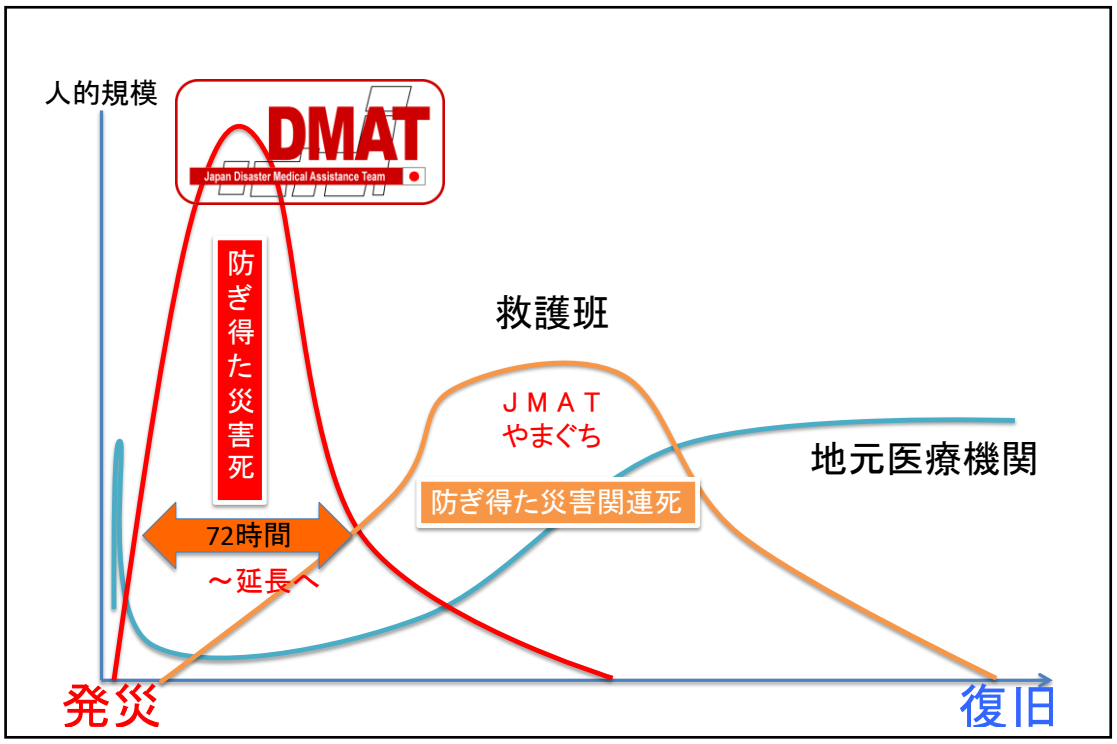

２　ＤＭＡＴの基本的機能と任務

- ◆　被災地域内での医療情報収集と伝達
- ◆　被災地域内でのトリアージ、応急治療、搬送
- ◆　被災地域内の医療機関、特に災害拠点病院の支援・強化
- ◆　広域搬送拠点医療施設（Staging Care Unit）における医療支援
- ◆　広域航空搬送におけるヘリコプターや固定翼機への搭乗医療チーム
- ◆　災害現場でのメディカルコントロール

3　ＤＭＡＴの活動

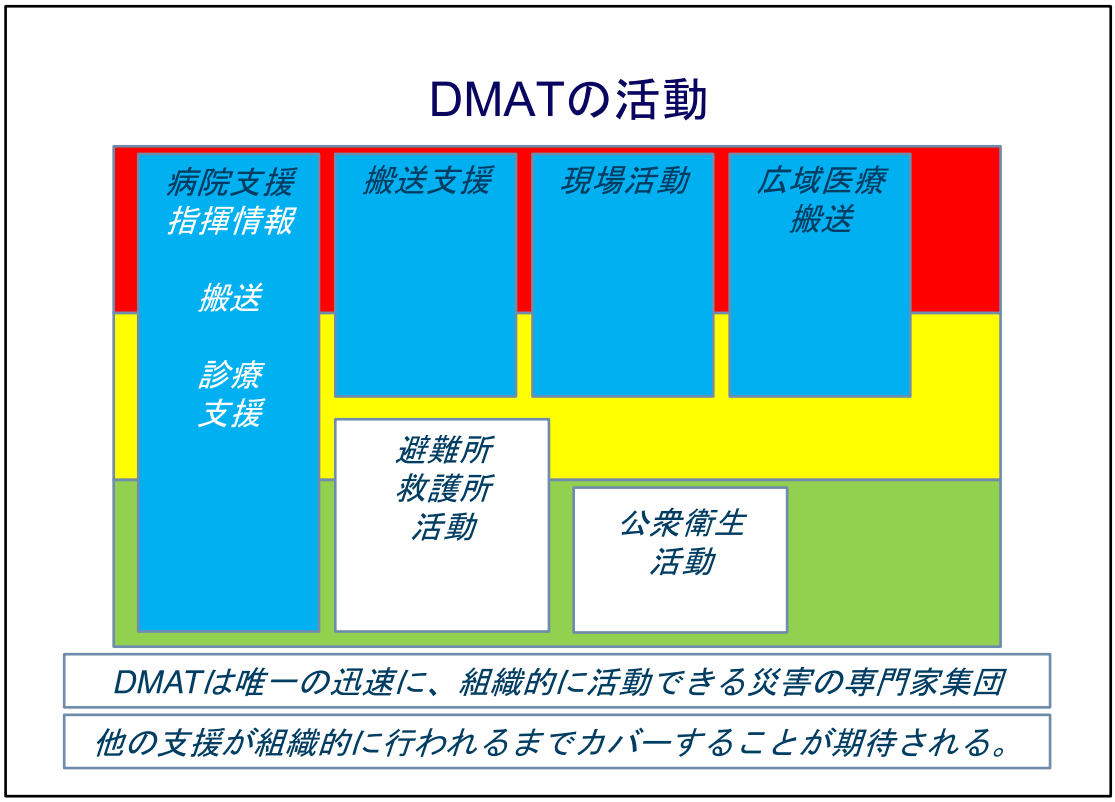

4　日本医師会の災害医療活動（ＪＭＡＴ）

プロフェッショナルオートノミーに基づく行動

(1) 避難所・救護所等の被災者への医療、健康管理

(2) 避難所等の公衆衛生対策：感染症対策、避難所の健康状態、食生活の把握と改善

(3) 在宅患者の医療、健康管理

(4) 派遣先地域の医療ニーズの把握と評価

(5) 医療支援が行き届いていない地域（医療支援空白地域）の把握及び巡回診療等の実施

(6) 現地の情報の収集・把握、共有

(7) 被災地の医療関係者間の連絡会の設置支援

(8) 患者移送

(9) 再建後の被災地医療機関への引継ぎ

５　「ＪＭＡＴやまぐち」チーム登録・編成フロー図

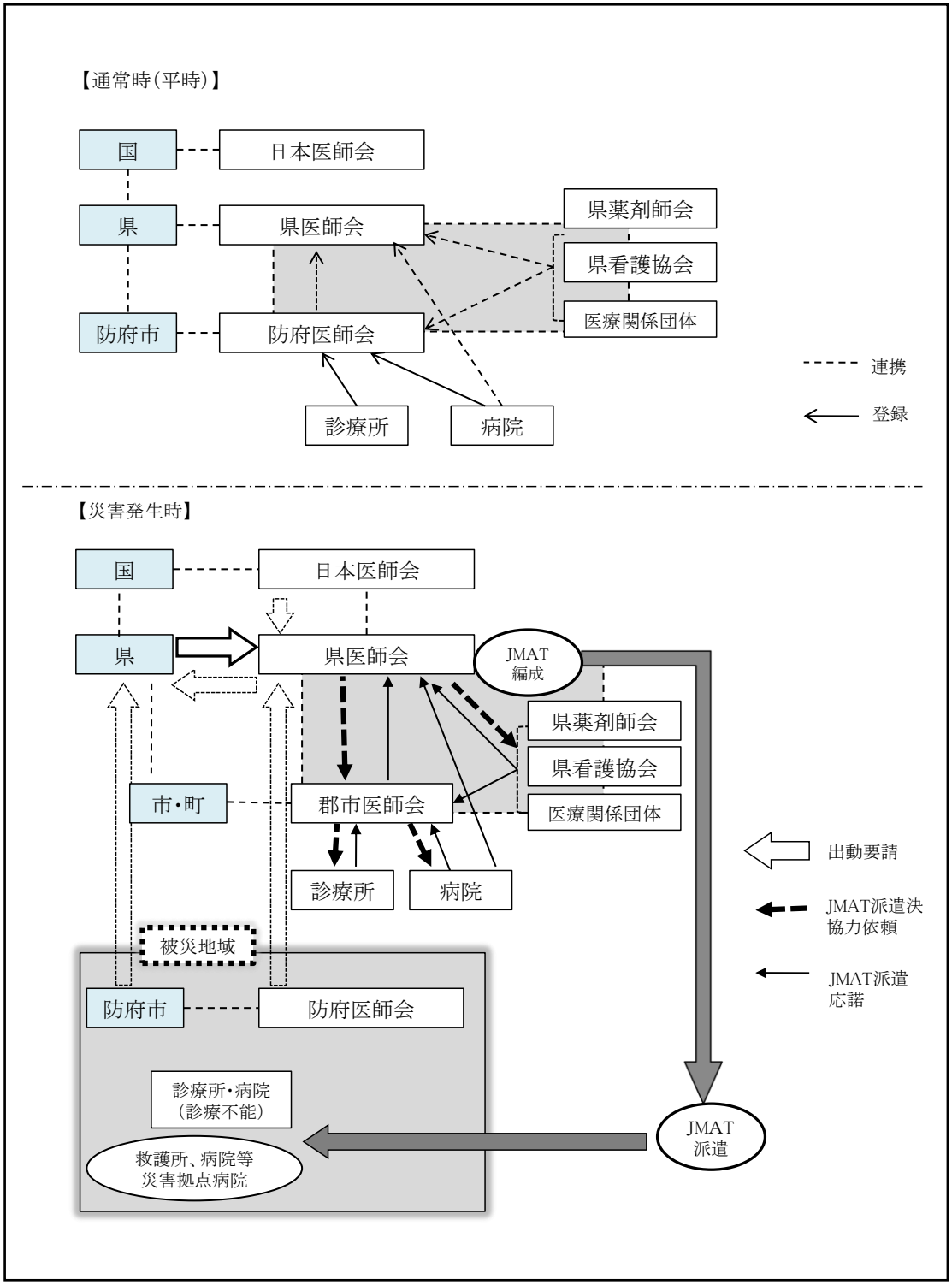

■ 2－9－5　医療救護所備付物品医療品器具基準表

1　物品明細表

（救護所最低基準）

品　名	規　格	数　量	品　名	規　格	数　量
天幕		1	標識	60cm×130cm	1
寝台		2	赤十字旗	60cm× 90cm	1
毛布		3	〃	28cm× 48cm	1
担架		3	旗竿	01	1
机		1	腕章		適当
長椅子		2	手洗石けん		3
救急箱		1	手洗ブラシ		1
洗面台		2	汚物かん		1
タオル		3	救急車		1
コンロ		1	燃料		若干
椅子		2			

2　医療器具明細表

（救護所最低基準）

品　名	規　格	数　量	品　名	規　格	数　量
体温計		2	懐中電灯	ペンライト	1
ピンセット	無鈎	2	膿盆		1
聴診器		1			

3　救護所薬品明細票

（救護所最低基準）

品　名	規　格	数　量	品　名	規　格	数　量
消毒用アルコール	５００ml	1	トリアージ物品		適当
副木	２組	１０	ガーゼ	１０m４列	１０
三角布	中	１０	包帯	５列	１０
脱脂綿	５０g	4	包帯止	１００×	1
オスバン	５００ml	2	片眼帯		5
絆創膏		1	生理食塩水	５００ml	2
絆創膏（テープ）		1			

■ 2－9－6　県立総合医療センターの医療救護班

救　護　班	編成可能数	1班の構成人員
県立総合医療センター	11 個班	医師２　看護師４　事務員１　運転手１

■ 2－9－7　日本赤十字病院救護班

【常備救護班の編成】

災害の発生に際し、直ちに医療救護活動が実施できるよう、常備救護班を山口赤十字病院に６個班、小野田赤十字病院に２個班編成するとともに、各施設に救護要員を登録している。

施設	災害対策本部要員	救護班要員	血液供給要員	特殊救護要員	計
支部	１１				１１
山口病院	6	３１８			３２４
小野田病院	2	２５			２７
血液センター	4	５１	１２	1	６８
計	２３	３９４	１２	1	４３０

【救護班１個班の編成基準】

医師（班長）	看護師長	看護師	主事	計
１人	１人	２人	２人	６人

※　初動救護班（第１班）には、薬剤師１人を加えて７人で編成している。

■ 2－9－8　防府医師会緊急災害対策班

○防府医師会緊急災害対策班（令和４年７月１日）

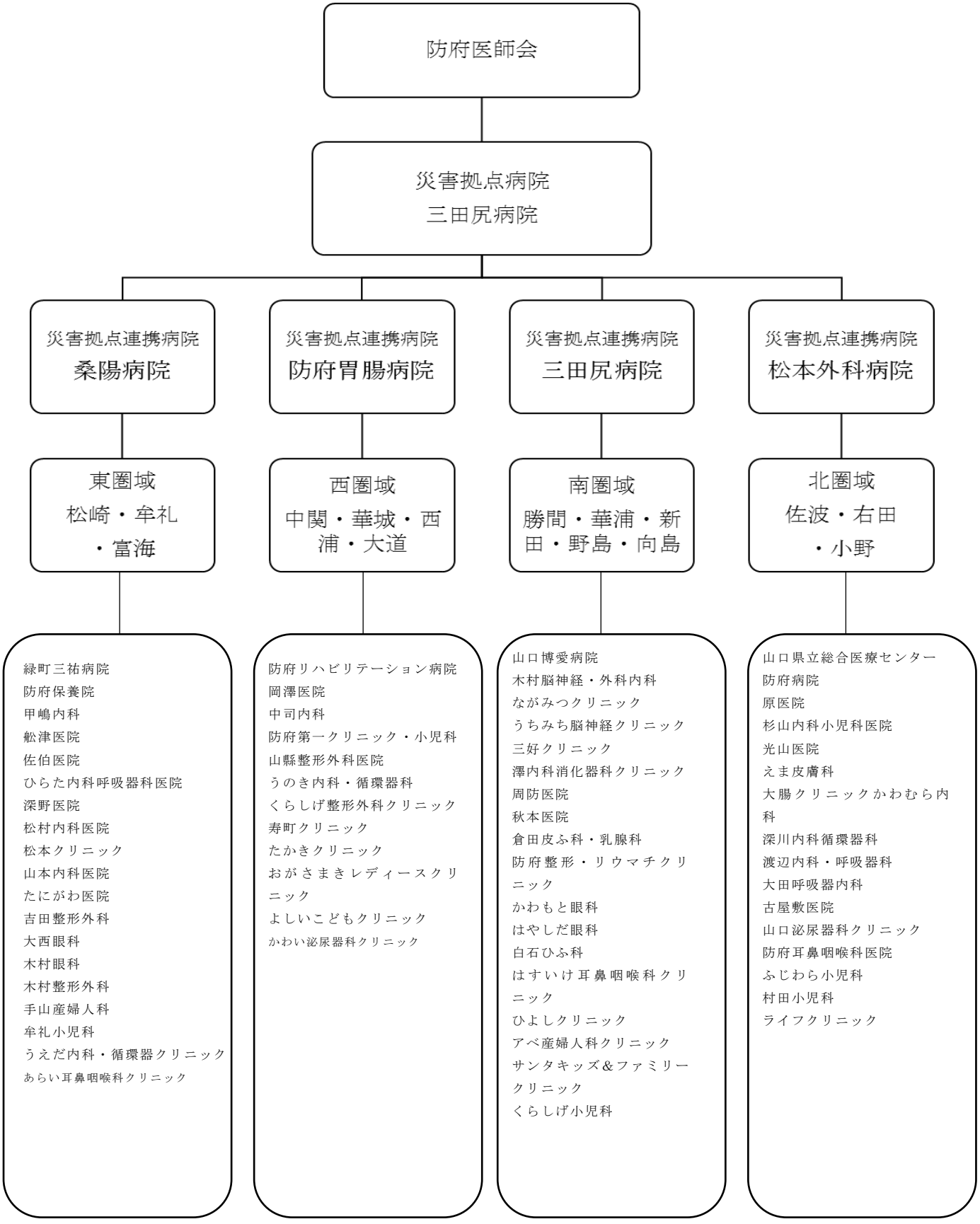

防府医師会緊急災害対策要領

(1) 防府医師会長は、防府市長の要請があった場合可及的速やかに防府医師会緊急災害対策本部を設置し、適宜各地区、各班長に指示する。但し、状況により市災害対策本部に合流することがある。

曜日、時間帯による災害対策本部設置区分

※ 週日午前９時～午後５時の間　医師会　【22-0565】

※ 週日の夜間及び日曜日、祝日　医師会長

(2) 現地出動以外の役員は本部に集合する。

附記　１　本部は県立総合医療センターと連絡を密にする。

２　県立総合医療センター・三田尻病院・山口博愛病院・松本外科病院・緑町三祐病院・防府胃腸病院・桑陽病院は患者の収容に協力する。

■ ２－９－９　医療救護班の活動体系

【医療救護活動体系】

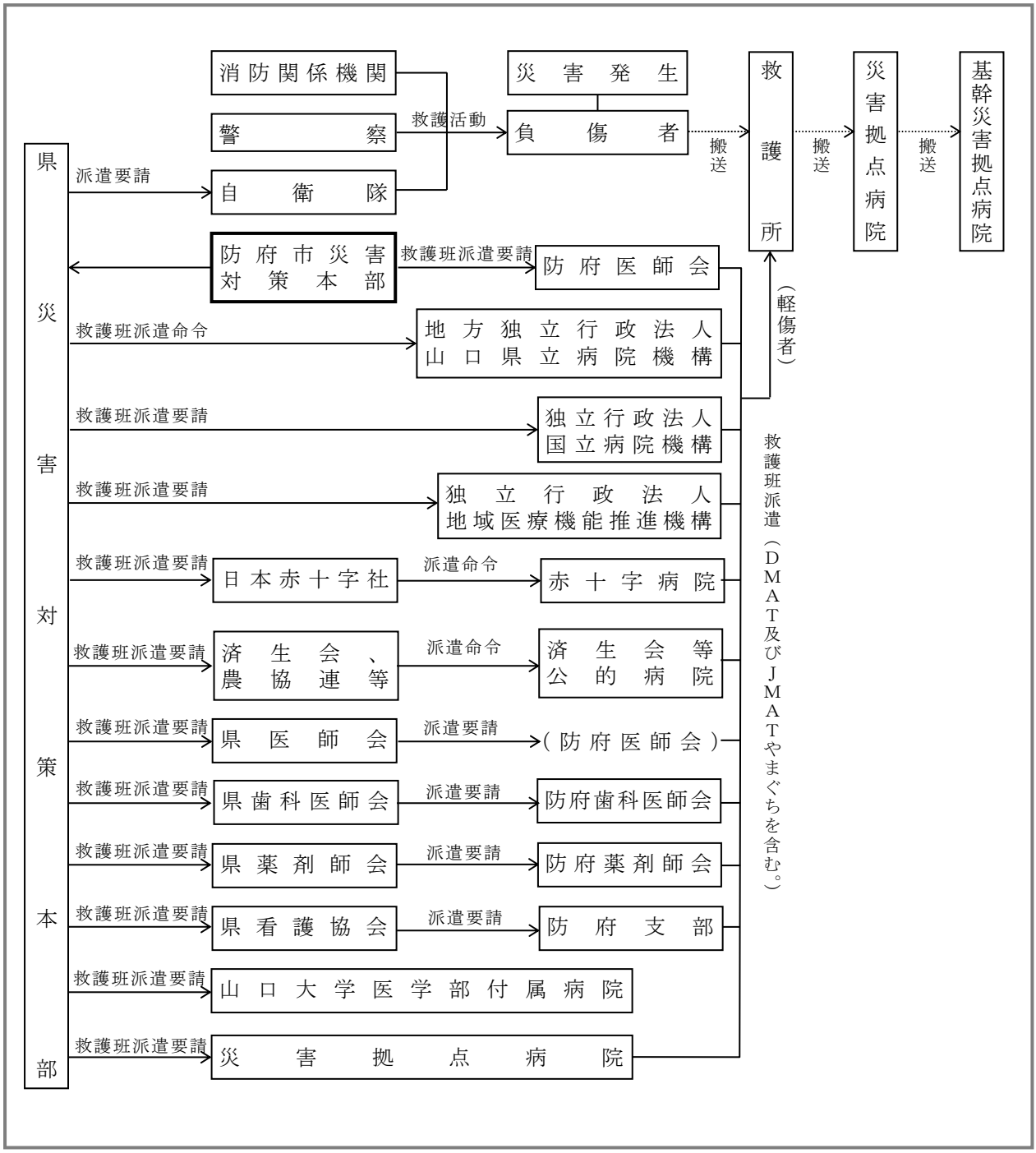

●輸送

■ 2-10-1　県の措置による輸送施設、輸送拠点等の指定事項

1　県の措置による輸送施設等の指定

区　　分	内　　容
道路	◆　緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定 ◆　幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定
港湾	◆　海上緊急輸送基地となる主要な港湾の指定 ◆　海上緊急輸送基地を補完する港湾の指定
漁港	◆　海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定 ◆　海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定
飛行場等	◆　航空輸送の拠点となる飛行場等の指定 ◆　臨時ヘリポートの指定

2　県の措置による輸送拠点等の指定

ア　他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、避難所等への配送を行うための拠点施設を指定しておく。

イ　他県等からの応援部隊が被災地において部隊の指揮､宿営等を行う拠点施設を指定しておく。

■ 2-10-2　臨時ヘリポートの選定条件

おおむね次の要件を満たすものであること。

具　体　的　事　項	備　　考
1　着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2　着陸帯の地表面には、小石、砂又はかれ草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、接地面が土の場合は散水等をしておく。
3　着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4　ヘリコプターの進入路及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 • 消防防災ヘリコプターについては､着陸地点中心から半径約33m以内は平坦で、障害物がないこと。 • 自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 • 着陸地点中心から半径約100m以内は高さ12m以上の障害物がないこと。 • 着陸地点中心から半径約150m以内は高さ20m以上の障害物がないこと。
5　天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

■ 2-10-3　臨時ヘリポート予定地

1　山口県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリの離着陸場の予定地一覧

名称	所在地	地積(㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
上右田防災ステーションHP	上右田地先	500	25×20	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	22-1785	無	
佐波川河川敷	古祖原地先	2,500	50×50	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	22-1785	無	
総合医療センター	大字大崎10077	324	18×18	総合医療センター総務課	22-4411	無	
防府高校	岡村町2-1	20,000	100×200	学校	22-0136	有	
佐波小学校	八王子2丁目6-10	10,920	84×130	学校	22-0728	有	
桑山中学校	桑山2丁目7-26	22,400	140×160	学校	22-2182	有	
向島運動公園	大字向島1713-8	23,000	230×100	市都市計画課	25-2150	無	
野島HP	大字野島687-11	1,089	33×33	市農林漁港整備課	25-2366	無	○
大平山ロープウェイ山麓駐車場	大字牟礼山163-94	1,156	34×34	市観光振興課	25-2233	無	
大平山山頂公園駐車場	大字富海山517-1他	2,420	55×44	市都市計画課	25-2150	無	
牟礼漁港環境整備施設用地	大字江泊533-10他	3,393	87×39	市農林漁港整備課	25-2366	無	
牟礼中学校グラウンド	敷山町1-1	9,090	101×90	学校	23-4830	有	
大道小学校グラウンド	大字台道400-1	5,548	76×73	学校	32-0007	有	
富海中学校グラウンド	大字富海1246-1	5,432	97×56	学校	34-0023	有	
小野小学校グラウンド	大字奈美633-1	8,900	100×89	学校	36-0004	有	
西浦小学校グラウンド	大字西浦1944-1	7,440	93×80	学校	29-0101	有	
佐波川河川敷真尾ＨＰ	真尾地先	400	20×20	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	22-1785	無	

2　陸上自衛隊航空機の臨時ヘリポート予定地一覧

第1予定地		第2予定地		第3予定地	
認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡
防府高等学校	14,523	桑山中学校	8,100	佐波小学校	7,085

3　山口県警察ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地一覧

名称	所在地	地積(㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
向島運動公園	大字向島1713-8	23,000	230×100	市都市計画課	25-2150	無	
野島HP	大字野島687-11	1,089	33×33	市農林漁港整備課	25-2366	無	○
大平山ロープウェイ山麓駐車場	大字牟礼山163-94	1,156	34×34	市観光振興課	25-2233	無	
牟礼漁港環境整備施設用地	大字江泊533-10他	3,393	87×39	市農林漁港整備課	25-2366	無	

●避難指示等

■ ２-11-１　避難指示等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）

種　別	発令時の状況	市民に求める行動
高齢者等避難【警戒レベル３】	◆ 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	◆ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保） ◆ 土砂災害警戒区域、河川の洪水浸水想定区域等の住民は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ◆ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング
避難指示【警戒レベル４】	◆ 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	◆ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
緊急安全確保【警戒レベル５】	◆ 災害が発生又は切迫している状況即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	命の危険　直ちに安全確保！ ◆ ◆ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、直ちに安全を確保

※屋内安全確保：洪水等及び高潮に対し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保する行動

■ ２-11-２　避難指示等の判断基準

【避難指示等の基準例】

避難指示等を発令する際の基準例
１　気象台から暴風、大雨、洪水、高潮等の災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき。
２　防災関係機関から暴風、大雨、洪水、高潮等の災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき。
３　河川が氾濫注意水位（警戒水位）を突破し、洪水のおそれがあるとき。
４　河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。
５　「洪水警報の危険性分布」において、対象河川が「警戒（赤）」となった場合。
６　土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害のおそれがあるとき。
７　土砂災害警戒情報が発表されたとき（又は土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」するとき）。
８　大規模な火事で、風下に拡大するおそれがあるとき。
９　大規模な爆発が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
１０　有毒ガスの流出等突発的事故が発生したとき。
１１　雪崩による著しい危険が切迫していると認められるとき。
１２　その他危険が切迫していると認められるとき。

避難指示等の発令基準は、あらかじめ市長が市内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づく危険区域の状況に応じ、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、別に定めておくものとする。

なお、避難指示等の決定に際して最も重要なことは、災害情報の迅速かつ的確な収集と、その情報に基づく判断にある。情報は、消防及び警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て実施する。

■ ２-11-３　避難指示等の判断の際に助言を求めることのできる主な専門機関

機　　関　　名	
国の機関	国土交通省山口河川国道事務所
	下関地方気象台
県の機関	防災危機管理課
	砂防課
	防府土木建築事務所

避難指示等の判断に際し、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有する指定地方行政機関や都道府県等に助言を求めることができる。災害発生の危険性が高まった場合などは躊躇することなくこれらの機関へ助言を求めるものとする。

なお、これらの機関からの助言は、専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、重要な判断材料として避難指示等の判断を行うものとする。

●避難体制

■ ２-12-１　主な避難誘導体制の整備事項

誘導責任者、協力者の選定	◆　昼間における不在の場合等を考慮し、避難誘導が迅速に行われるよう、警察官、消防機関、市職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力を依頼する。 ◆　指示者（市長、警察官及び海上保安官）と誘導担当機関（者）は、異なる場合が多いため、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る体制を構築する。
避難経路の選定	◆　避難経路を２か所以上選定する。（相互に交差しないよう配慮する。） ◆　火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。 ◆　住民の理解と協力を得て選定する。 ◆　避難経路を要所ごとに表示するなど、避難場所及びその位置を日頃から住民に周知徹底する。
避難の順位の設定	◆　避難の際に配慮が必要な者の特性を十分に考慮し、優先順位を定める。 ①　病弱者、高齢者、障害者、傷病者及び妊婦 ②　乳幼児、児童生徒 ③　女性 ④　その他の者 ⑤　災害従事者
避難時の主な携帯品の設定	◆　貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、免許証、健康保険証（母子健康手帳）、お薬手帳、常備薬（処方箋も含む）、懐中電灯及び携帯ラジオ ◆　若干の食料品、日用品等（家族構成によって特に必要となるものを中心に）

■ ２-12-２　土砂災害警戒区域における避難体制の整備

土砂災害警戒区域における措置（土砂災害防止法第８条）

土砂災害警戒区域内における警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の警戒避難体制の整備	土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
住民等への周知	土砂災害警戒区域の範囲、土砂災害に関する情報の伝達ルート、土砂災害のおそれがある場合の避難場所、避難方法等を警戒区域内の住民へ十分に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布し、説明会の実施等必要な措置を講じる。

■ ２-12-３　洪水浸水想定区域における避難体制の整備

洪水浸水想定区域における措置（水防法第14・15条・15条の3）

洪水予報等の伝達方法	洪水予報又は避難判断水位情報の通知を受けたときは、同報系防災行政無線、市メールサービス、広報車等による巡回等地域の実情に応じた方法により情報の伝達を行うものとする。なお、具体的な伝達方法については、共通編第３編第２章「災害情報等の収集・伝達」に定める気象情報、火災気象通報の伝達によるほか防府市水防計画に定めるところによる。
避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、あらかじめ洪水浸水想定区域ごとに避難場所を定め、災害時等には避難情報の発令及び伝達を的確に行うとともに防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、共通編第３編第８章「避難」に定めるところによる。
洪水浸水想定区域内の防災上配慮が必要な施設における措置	洪水浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものや、大規模な工場その他の施設でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものに対し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置を行う（水防法第 15 条関連）。 このため、市は、洪水浸水想定区域内にある対象施設の名称及び所在地を市防災計画に掲載するとともに、施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報及び避難情報等の伝達方法を定め、周知しておくものとする。
洪水浸水想定区域内の防災上配慮が必要な施設における避難確保計画	市防災計画に名称及び所在地を掲載された施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成するとともに、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。また、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。
住民等への周知	洪水浸水想定区域の範囲、洪水予報及び避難判断水位情報に関する情報の伝達ルート、浸水被害のおそれがある場合の避難場所、避難方法等を警戒区域内の住民に十分に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布し、説明会の実施等必要な措置を講じる。

■ ２-12-４　津波災害警戒区域における避難体制の整備

津波災害警戒区域における措置（津波防災地域づくりに関する法律第53・54条・55条・71条）

津波警報等の伝達方法	津波警報等の通知を受けたときは、同報系防災行政無線、市メールサービス、広報車等による巡回等地域の実情に応じた方法により情報の伝達を行うものとする。なお、具体的な伝達方法については、共通編第３編第２章「災害情報等の収集・伝達」に定める気象情報、火災気象通報の伝達による。
避難場所その他津波災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置	津波災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、あらかじめ警戒区域ごとに避難場所を定め、災害時等には避難情報の発令及び伝達を的確に行うとともに防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、共通編第３編第８章「避難」に定めるところによる。
市長が行う津波避難訓練の実施に関する事項	南海トラフ巨大地震などを想定した津波避難訓練を毎年１回以上実施する（共通編第２編第２章「災害に強い地域づくり・人づくり」及び南海トラフ地震防災対策推進計画による。）
津波災害警戒区域内の防災上配慮が必要な施設（避難促進施設）における措置	津波災害警戒区域内にある地下街等又は避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの）に対し、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置を行う（津波防災地域づくりに関する法律第 54 条関連）。 このため、市は、津波災害警戒区域内にある対象施設の名称及び所在地を市防災計画に掲載するとともに、施設の所有者又は管理者に対する津波警報等及び避難情報等の伝達方法を定め、周知しておくものとする。
津波災害警戒区域内の避難促進施設における避難確保計画	市防災計画に名称及び所在地を掲載された施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
住民等への周知	国土交通省令で定めるところにより、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）の配布し、説明会の実施等の開催により周知を図る。

■ ２-12-５　高潮浸水想定区域における避難体制の整備

高潮浸水想定区域における措置（水防法第 14 の 3・15 条・15 条の 3）

高潮予報等の伝達方法	高潮予報の通知を受けたときは、同報系防災行政無線、市メールサービス、広報車等による巡回等地域の実情に応じた方法により情報の伝達を行うものとする。なお、具体的な伝達方法については、共通編第３編第２章「災害情報等の収集・伝達」に定める気象情報、火災気象通報の伝達によるほか防府市水防計画に定めるところによる。
避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置	高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、あらかじめ高潮浸水想定区域ごとに避難場所を定め、災害時等には避難情報の発令及び伝達を的確に行うとともに防災関係機関等の協力を得て避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、共通編第３編第８章「避難」に定めるところによる。
高潮浸水想定区域内の防災上配慮が必要な施設における措置	高潮浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の高潮時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものや、大規模な工場その他の施設でその高潮時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものに対し、当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保及び浸水の防止のための措置を行う（水防法第 15 条関連）。 このため、市は、高潮浸水想定区域内にある対象施設の名称及び所在地を市防災計画に掲載するとともに、施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮予報及び避難情報等の伝達方法を定め、周知しておくものとする。
高潮浸水想定区域内の防災上配慮が必要な施設における避難確保計画	市防災計画に名称及び所在地を掲載された施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成するとともに、当該施設利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。また、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。
住民等への周知	高潮浸水想定区域の範囲、高潮予報に関する情報の伝達ルート、浸水被害のおそれがある場合の避難場所、避難方法等を警戒区域内の住民に十分に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布し、説明会の実施等必要な措置を講じる。

●災害危険区域

■２-13-１　急傾斜地崩壊危険区域一覧

No.	区域名	整理番号	所在地	告示年月日
1	迫戸	H48-005	防府市迫戸町	昭和46年3月19日
2	中関	S02-053	防府市大字田島字中関沖ノ町	昭和47年2月15日
3	岡庄	H26-016	防府市大字田島字岡庄	昭和47年2月15日
4	小田	H43-009	防府市大字向島字小田	昭和47年2月15日
5	野島（杉藪）	H35-001	防府市大字野島字杉藪	昭和50年2月28日
6	野島（天石）	S03-005	防府市大字野島字天石	昭和50年2月28日
7	江泊	S05-004	防府市大字江泊	昭和56年3月31日
8	松崎	S05-005	防府市大字松崎町	昭和56年3月31日
9	多々良	S05-006	防府市大字惣社町	昭和56年3月31日
10	迫戸北	S05-007	防府市迫戸町	昭和56年3月31日
11	岡の辻	S09-001	防府市大字野島字岡の辻	昭和57年11月30日
12	金森	S09-002	防府市大字久兼字金森	昭和57年11月30日
13	旦東	S09-003	防府市大字台道字旦東	昭和57年11月30日
14	畑	S09-004	防府市大字東佐波令字畑	昭和57年11月30日
15	遠藤	S09-015	防府市大字田島字遠藤	昭和58年2月8日
16	郷ヶ崎	S09-016	防府市大字向島字郷ヶ崎	昭和58年2月8日
17	七尾	S09-017	防府市大字佐野字七尾	昭和58年2月8日
18	芝原	S09-018	防府市大字野島字芝原	昭和58年2月8日
19	女山	S09-019	防府市大字西浦字潮合	昭和58年2月8日
20	小浜	S09-020	防府市大字江泊字小浜	昭和58年2月8日
21	中山	S09-021	防府市大字中山字山根	昭和58年2月8日
22	堀越	S09-022	防府市大字江泊字堀越	昭和58年2月8日
23	桑山	S10-023	防府市桑山１丁目	昭和59年2月28日
24	中村（2）	S11-020	防府市大字久兼字大崩	昭和59年8月17日
25	門前	S12-007	防府市大字富海字門前	昭和59年12月4日
26	下切	S14-024	防府市大字中山字下切	昭和61年10月14日
27	寺尾	S16-009	防府市大字久兼字寺尾	昭和62年6月5日
28	本村	S16-010	防府市大字向島字岩鳧田	昭和62年6月5日
29	小茅	S17-007	防府市大字西浦字小茅沖	昭和62年8月28日
30	井ノ上山	H22-005	防府市桑山２丁目	昭和63年5月31日
31	西泊	H21-012	防府市大字田島字西泊沖	平成1年11月24日
32	小茅中	H33-016	防府市大字西浦字小茅中	平成3年8月9日
33	遠ヶ崎東	H36-009	防府市大字台道字観音沖平～大字佐野字遠ヶ崎	平成9年1月14日
34	片山	H40-011	防府市大字下右田字片山	平成10年3月20日
35	潮合	H42-003	防府市大字西浦字潮合～字汐合	平成11年3月2日
36	小森	H43-004	防府市大字佐野字小森	平成11年10月5日
37	台ヶ原（1）	H047-009	防府市大字佐野字石崎～字峠下	平成15年3月25日
38	沖ノ原西		防府市大字江泊字崖ノ下～字上ノ地	平成20年11月21日
39	平		防府市大字鈴屋字平	令和6年9月17日

■ 2-13-2　土砂災害警戒区域の指定箇所一覧

1　急傾斜地の崩壊

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	岩　畠（一）（ 1 ）	K-206-　RC164-003	防府市岩畠２丁目、多々良１丁目、多々良２丁目、大字牟礼	○	○
2	岩　畠（一）（ 2 ）	K-206-　RC164-004	防府市岩畠２丁目、大字牟礼	○	○
3	岩　畠（一）（ 3 ）	K-206-　RC164-007	防府市岩畠３丁目	○	－
4	岩　畠（一）（ 4 ）	K-206-　RC164-012	防府市岩畠２丁目	○	○
5	岩　畠（一）（ 5 ）	K-206-　RC164-013	防府市岩畠２丁目	○	○
6	江　泊（一）（ 1 ）	K-206-　RC173-006	防府市大字江泊	○	○
7	江　泊（一）（ 2 ）	K-206-　RC173-007	防府市大字江泊	○	○
8	江　泊（一）（ 3 ）	K-206-　RC173-008	防府市大字江泊	○	○
9	江　泊（一）（ 4 ）	K-206-　RC271-003	防府市大字江泊	○	○
10	江　泊（一）（ 5 ）	K-206-　RC271-004	防府市大字江泊	○	○
11	江　泊（一）（ 6 ）	K-206-　RC271-005	防府市大字江泊	○	○
12	江　泊（一）（ 7 ）	K-206-　RC271-006	防府市大字江泊	○	－
13	江　泊（一）（ 8 ）	K-206-　RC271-007	防府市大字江泊	○	○
14	江　泊（一）（ 9 ）	K-206-　RC271-008	防府市大字江泊	○	○
15	江　泊（一）（ 10 ）	K-206-　RC271-014	防府市大字江泊	○	○
16	江　泊（一）（ 11 ）	K-206-　RC271-016	防府市大字江泊	○	○
17	江　泊（一）（ 12 ）	K-206-　RC271-017	防府市大字江泊	○	○
18	江　泊（一）（ 13 ）	K-206-　RC271-018	防府市大字江泊	○	○
19	江　泊（一）（ 14 ）	K-206-　RC271-019	防府市大字江泊	○	○
20	江　泊（一）（ 15 ）	K-206-　RC271-020	防府市大字江泊	○	○
21	江　泊（一）（ 16 ）	K-206-　RC273-001	防府市大字江泊	○	○
22	江　泊（一）（ 17 ）	K-206-　RC273-002	防府市大字江泊	○	○
23	江　泊（一）（ 18 ）	K-206-　RC273-003	防府市大字江泊	○	○
24	江　泊（一）（ 19 ）	K-206-　RC273-004	防府市大字江泊	○	○
25	江　泊（一）（ 20 ）	K-206-　RC273-005	防府市大字江泊	○	○
26	江　泊（一）（ 21 ）	K-206-　RC273-007	防府市大字江泊	○	○
27	江　泊（一）（ 22 ）	K-206-　RC273-008	防府市大字江泊	○	○
28	江　泊（一）（ 23 ）	K-206-　RC271-024	防府市大字江泊	○	○
29	江　泊（一）（ 24 ）	K-206-　RC271-028	防府市大字江泊	○	－
30	江　泊（一）（ 25 ）	K-206-　RC271-029	防府市大字江泊	○	－
31	江　泊（一）（ 26 ）	K-206-　RC273-010	防府市大字江泊	○	○
32	大　崎（一）（ 1 ）	K-206-　RC151-002	防府市大字大崎	○	○
33	大　崎（一）（ 2 ）	K-206-　RC151-004	防府市大字大崎	○	○
34	大　崎（一）（ 3 ）	K-206-　RC151-006	防府市大字大崎	○	○
35	大　崎（一）（ 4 ）	K-206-　RC151-012	防府市大字大崎	○	○
36	大　崎（一）（ 5 ）	K-206-　RC152-002	防府市大字大崎	○	○
37	大　崎（一）（ 6 ）	K-206-　RC152-003	防府市大字大崎、自由ヶ丘３丁目	○	○
38	大　崎（一）（ 7 ）	K-206-　RC152-004	防府市大字大崎	○	○
39	大　崎（一）（ 8 ）	K-206-　RC152-006	防府市大字大崎	○	－
40	大　崎（一）（ 9 ）	K-206-　RC152-007	防府市大字大崎	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
41	大崎（一）（ 10 ）	K-206- RC152-008	防府市大字大崎	○	○
42	大崎（一）（ 11 ）	K-206- RC152-009	防府市大字大崎	○	○
43	大崎（一）（ 12 ）	K-206- RC153-013	防府市大字大崎	○	○
44	大崎（一）（ 13 ）	K-206- RC154-001	防府市大字大崎	○	○
45	大崎（一）（ 14 ）	K-206- RC154-002	防府市大字大崎	○	○
46	奥畑（一）（ 1 ）	K-206- QC872-001	防府市大字奥畑	○	○
47	奥畑（一）（ 2 ）	K-206- QC872-002	防府市大字奥畑、山口市徳地岸見	○	○
48	奥畑（一）（ 3 ）	K-206- QC872-003	防府市大字奥畑	○	○
49	奥畑（一）（ 4 ）	K-206- QC872-004	防府市大字奥畑	○	○
50	奥畑（一）（ 5 ）	K-206- QC872-005	防府市大字奥畑	○	○
51	奥畑（一）（ 6 ）	K-206- QC874-003	防府市大字奥畑	○	○
52	奥畑（一）（ 7 ）	K-206- QC874-006	防府市大字奥畑	○	○
53	奥畑（一）（ 8 ）	K-206- QC874-007	防府市大字奥畑	○	○
54	奥畑（一）（ 9 ）	K-206- QC874-009	防府市大字奥畑	○	○
55	奥畑（一）（ 10 ）	K-206- QC881-001	防府市大字奥畑	○	○
56	奥畑（一）（ 11 ）	K-206- QC881-002	防府市大字奥畑	○	○
57	奥畑（一）（ 12 ）	K-206- QC881-003	防府市大字奥畑	○	○
58	奥畑（一）（ 13 ）	K-206- QC881-007	防府市大字奥畑	○	○
59	奥畑（一）（ 14 ）	K-206- QC881-008	防府市大字奥畑	○	○
60	奥畑（一）（ 15 ）	K-206- QC881-009	防府市大字奥畑	○	○
61	奥畑（一）（ 16 ）	K-206- QC881-012	防府市大字奥畑	○	○
62	上右田（一）（ 1 ）	K-206- RC061-001	防府市大字上右田	○	○
63	上右田（一）（ 2 ）	K-206- RC062-001	防府市大字上右田	○	○
64	上右田（一）（ 3 ）	K-206- RC062-002	防府市大字上右田	○	○
65	上右田（一）（ 4 ）	K-206- RC062-003	防府市大字上右田	○	○
66	上右田（一）（ 5 ）	K-206- RC063-001	防府市大字上右田	○	○
67	上右田（一）（ 6 ）	K-206- RC063-002	防府市大字上右田	○	○
68	上右田（一）（ 7 ）	K-206- RC063-003	防府市大字上右田	○	○
69	上右田（一）（ 8 ）	K-206- RC063-004	防府市大字上右田	○	○
70	上右田（一）（ 9 ）	K-206- RC063-005	防府市大字上右田	○	○
71	上右田（一）（ 10 ）	K-206- RC063-009	防府市大字上右田	○	○
72	上右田（一）（ 11 ）	K-206- RC063-010	防府市大字上右田	○	－
73	上右田（一）（ 12 ）	K-206- RC063-011	防府市大字上右田	○	○
74	上右田（一）（ 13 ）	K-206- RC063-012	防府市大字上右田、大字東佐波令	○	○
75	切畑（一）（ 1 ）	K-206- RC042-001	防府市大字切畑	○	○
76	切畑（一）（ 2 ）	K-206- RC042-002	防府市大字切畑	○	○
77	切畑（一）（ 3 ）	K-206- RC043-001	防府市大字切畑	○	○
78	切畑（一）（ 4 ）	K-206- RC043-002	防府市大字切畑	○	○
79	切畑（一）（ 5 ）	K-206- RC043-003	防府市大字切畑	○	○
80	切畑（一）（ 6 ）	K-206- RC043-004	防府市大字切畑	○	○
81	切畑（一）（ 7 ）	K-206- RC044-001	防府市大字切畑	○	○
82	切畑（一）（ 8 ）	K-206- RC044-002	防府市大字切畑	○	○
83	切畑（一）（ 9 ）	K-206- RC044-003	防府市大字切畑	○	○
84	切畑（一）（ 10 ）	K-206- RC044-004	防府市大字切畑	○	○
85	切畑（一）（ 11 ）	K-206- RC044-005	防府市大字切畑	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
86	切畑（一）（ 12 ）	K-206- RC044-006	防府市大字切畑	○	○
87	切畑（一）（ 13 ）	K-206- RC042-004	防府市大字切畑	○	○
88	切畑（一）（ 14 ）	K-206- RC044-007	防府市大字切畑	○	○
89	切畑（一）（ 15 ）	K-206- RC044-008	防府市大字切畑	○	○
90	切畑（一）（ 16 ）	K-206- RC044-009	防府市大字切畑	○	○
91	桑山（一）（ 1 ）	K-206- RC252-001	防府市桑山１丁目、桑山２丁目、寿町	○	○
92	桑山（一）（ 2 ）	K-206- RC261-001	防府市桑山１丁目、桑山２丁目、寿町、駅南町	○	○
93	桑山（一）（ 3 ）	K-206- RC261-002	防府市桑山１丁目、桑山２丁目、寿町	○	○
94	桑山（一）（ 4 ）	K-206- RC261-003	防府市桑山１丁目、駅南町	○	○
95	桑山（一）（ 5 ）	K-206- RC261-006	防府市桑山１丁目	○	○
96	桑山（一）（ 6 ）	K-206- RC261-007	防府市桑山１丁目、石が口１丁目	○	○
97	桑山（一）（ 7 ）	K-206- RC261-008	防府市桑山１丁目	○	○
98	桑山（一）（ 8 ）	K-206- RC261-009	防府市桑山１丁目、岡村町	○	○
99	桑山（一）（ 9 ）	K-206- RC261-010	防府市桑山１丁目	○	○
100	国分寺町（一）（ 1 ）	K-206- RC161-011	防府市国分寺町、大字東佐波令	○	○
101	国分寺町（一）（ 2 ）	K-206- RC161-013	防府市国分寺町、大字東佐波令	○	○
102	国分寺町（一）（ 3 ）	K-206- RC161-014	防府市国分寺町、惣社町、大字東佐波令	○	○
103	国分寺町（一）（ 4 ）	K-206- RC161-019	防府市国分寺町、松崎町	○	○
104	国分寺町（一）（ 5 ）	K-206- RC163-007	防府市国分寺町	○	－
105	寿町（一）（ 1 ）	K-206- RC163-004	防府市寿町	○	○
106	佐野（一）（ 1 ）	K-206- RC144-009	防府市大字佐野	○	○
107	佐野（一）（ 2 ）	K-206- RC144-010	防府市大字佐野	○	○
108	佐野（一）（ 3 ）	K-206- RC144-012	防府市大字佐野	○	○
109	佐野（一）（ 4 ）	K-206- RC153-004	防府市大字佐野	○	○
110	佐野（一）（ 5 ）	K-206- RC153-005	防府市大字佐野	○	○
111	佐野（一）（ 6 ）	K-206- RC153-007	防府市大字佐野	○	○
112	佐野（一）（ 7 ）	K-206- RC153-008	防府市大字佐野	○	－
113	佐野（一）（ 8 ）	K-206- RC153-009	防府市大字佐野	○	－
114	佐野（一）（ 9 ）	K-206- RC153-010	防府市大字佐野	○	○
115	佐野（一）（ 10 ）	K-206- RC153-011	防府市大字佐野	○	○
116	佐野（一）（ 11 ）	K-206- RC153-012	防府市大字佐野	○	○
117	佐野（一）（ 12 ）	K-206- RC153-014	防府市大字佐野	○	○
118	佐野（一）（ 13 ）	K-206- RC153-015	防府市大字佐野	○	○
119	佐野（一）（ 14 ）	K-206- RC242-002	防府市大字佐野	○	○
120	佐野（一）（ 15 ）	K-206- RC242-003	防府市大字佐野	○	○
121	佐野（一）（ 16 ）	K-206- RC242-004	防府市大字佐野	○	○
122	佐野（一）（ 17 ）	K-206- RC242-005	防府市大字佐野	○	○
123	佐野（一）（ 18 ）	K-206- RC242-006	防府市大字佐野	○	－
124	佐野（一）（ 19 ）	K-206- RC153-016	防府市大字佐野	○	○
125	佐野（一）（ 20 ）	K-206- RC242-009	防府市大字佐野	○	○
126	敷山町（一）（ 1 ）	K-206- RC162-015	防府市敷山町、大字牟礼	○	○
127	下右田（一）（ 1 ）	K-206- RC054-001	防府市大字下右田	○	○
128	下右田（一）（ 2 ）	K-206- RC054-004	防府市大字下右田	○	○
129	下右田（一）（ 3 ）	K-206- RC054-005	防府市大字下右田	○	○
130	下右田（一）（ 4 ）	K-206- RC054-006	防府市大字下右田	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
131	下右田（一）（5）	K-206- RC054-010	防府市大字下右田、大字高井	○	○
132	下右田（一）（6）	K-206- RC054-011	防府市大字下右田	○	○
133	下右田（一）（7）	K-206- RC054-012	防府市大字下右田	○	○
134	下右田（一）（8）	K-206- RC054-015	防府市大字下右田	○	○
135	下右田（一）（9）	K-206- RC054-016	防府市大字下右田	○	－
136	下右田（一）（10）	K-206- RC152-011	防府市大字下右田	○	○
137	自由ヶ丘（一）（1）	K-206- RC151-007	防府市自由ヶ丘４丁目、大字大崎	○	－
138	自由ヶ丘（一）（2）	K-206- RC151-011	防府市自由ヶ丘４丁目	○	－
139	自由ヶ丘（一）（3）	K-206- RC152-005	防府市自由ヶ丘３丁目、大字大崎	○	－
140	自由ヶ丘（一）（4）	K-206- RC151-014	防府市自由ヶ丘２丁目、大字大崎	○	－
141	鈴屋（一）（1）	K-206- QC964-001	防府市大字鈴屋	○	○
142	鈴屋（一）（2）	K-206- QC964-002	防府市大字鈴屋	○	○
143	鈴屋（一）（3）	K-206- QC964-003	防府市大字鈴屋	○	○
144	鈴屋（一）（4）	K-206- QC964-005	防府市大字鈴屋	○	○
145	迫戸町（一）（1）	K-206- RC163-001	防府市迫戸町、大字東佐波令、松崎町	○	－
146	迫戸町（一）（2）	K-206- RC161-005	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
147	迫戸町（一）（3）	K-206- RC161-007	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
148	迫戸町（一）（4）	K-206- RC161-008	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
149	迫戸町（一）（5）	K-206- RC161-009	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
150	迫戸町（一）（6）	K-206- RC161-010	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
151	惣社町（一）（1）	K-206- RC163-003	防府市惣社町、多々良１丁目、大字東佐波令	○	○
152	惣社町（一）（2）	K-206- RC164-001	防府市惣社町、多々良１丁目	○	○
153	台道（一）（1）	K-206- RC132-001	防府市大字台道	○	－
154	台道（一）（2）	K-206- RC134-001	防府市大字台道	○	○
155	台道（一）（3）	K-206- RC134-002	防府市大字台道	○	○
156	台道（一）（4）	K-206- RC134-003	防府市大字台道	○	○
157	台道（一）（5）	K-206- RC141-002	防府市大字台道	○	○
158	台道（一）（6）	K-206- RC141-003	防府市大字台道	○	○
159	台道（一）（7）	K-206- RC142-001	防府市大字台道、大字切畑	○	○
160	台道（一）（8）	K-206- RC143-001	防府市大字台道	○	－
161	台道（一）（9）	K-206- RC143-002	防府市大字台道	○	○
162	台道（一）（10）	K-206- RC144-002	防府市大字台道	○	○
163	台道（一）（11）	K-206- RC144-003	防府市大字台道	○	○
164	台道（一）（12）	K-206- RC144-006	防府市大字台道	○	○
165	台道（一）（13）	K-206- RC241-001	防府市大字台道	○	○
166	台道（一）（14）	K-206- RC241-002	防府市大字台道	○	○
167	台道（一）（15）	K-206- RC242-001	防府市大字台道	○	○
168	台道（一）（16）	K-206- RC132-002	防府市大字台道	○	○
169	台道（一）（17）	K-206- RC132-003	防府市大字台道	○	○
170	台道（一）（18）	K-206- RC134-004	防府市大字台道	○	○
171	台道（一）（19）	K-206- RC134-005	防府市大字台道	○	○
172	台道（一）（20）	K-206- RC141-004	防府市大字台道	○	○
173	台道（一）（21）	K-206- RC141-006	防府市大字台道	○	○
174	台道（一）（22）	K-206- RC241-003	防府市大字台道	○	○
175	高井（一）（1）	K-206- RC052-002	防府市大字高井	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
176	高井（一）（ 2 ）	K-206- RC054-002	防府市大字高井、大字下右田	○	○
177	高井（一）（ 3 ）	K-206- RC054-003	防府市大字高井、大字下右田	○	○
178	高井（一）（ 4 ）	K-206- RC054-007	防府市大字高井	○	○
179	高井（一）（ 5 ）	K-206- RC054-008	防府市大字高井	○	○
180	高井（一）（ 6 ）	K-206- RC054-009	防府市大字高井	○	○
181	高井（一）（ 7 ）	K-206- RC054-013	防府市大字高井	○	○
182	高井（一）（ 8 ）	K-206- RC054-014	防府市大字高井	○	○
183	高井（一）（ 9 ）	K-206- RC054-018	防府市大字高井、大字下右田	○	○
184	高井（一）（ 10 ）	K-206- RC054-019	防府市大字高井、大字下右田	○	○
185	高井（一）（ 11 ）	K-206- RC052-004	防府市大字高井	○	○
186	田島（一）（ 1 ）	K-206- RC253-013	防府市大字田島	○	○
187	田島（一）（ 2 ）	K-206- RC253-014	防府市大字田島	○	○
188	田島（一）（ 3 ）	K-206- RC351-011	防府市大字田島	○	○
189	田島（一）（ 4 ）	K-206- RC351-012	防府市大字田島	○	○
190	田島（一）（ 5 ）	K-206- RC351-013	防府市大字田島	○	－
191	田島（一）（ 6 ）	K-206- RC351-015	防府市大字田島	○	○
192	田島（一）（ 7 ）	K-206- RC351-016	防府市大字田島	○	○
193	田島（一）（ 8 ）	K-206- RC351-017	防府市大字田島	○	○
194	田島（一）（ 9 ）	K-206- RC351-018	防府市大字田島	○	○
195	田島（一）（ 10 ）	K-206- RC351-019	防府市大字田島、大字浜方	○	○
196	田島（一）（ 11 ）	K-206- RC353-003	防府市大字田島	○	○
197	田島（一）（ 12 ）	K-206- RC353-004	防府市大字田島	○	○
198	田島（一）（ 13 ）	K-206- RC353-005	防府市大字田島	○	－
199	田島（一）（ 14 ）	K-206- RC354-001	防府市大字田島	○	○
200	田島（一）（ 15 ）	K-206- RC354-002	防府市大字田島	○	○
201	田島（一）（ 16 ）	K-206- RC351-032	防府市大字田島	○	○
202	田島（一）（ 17 ）	K-206- RC351-033	防府市大字田島	○	○
203	田島（一）（ 18 ）	K-206- RC353-007	防府市大字田島	○	○
204	田島（一）（ 19 ）	K-206- RC353-009	防府市大字田島	○	○
205	多々良（一）（ 1 ）	K-206- RC164-002	防府市多々良１丁目、多々良２丁目	○	○
206	多々良（一）（ 2 ）	K-206- RC164-009	防府市多々良２丁目	○	－
207	多々良（一）（ 3 ）	K-206- RC164-010	防府市多々良２丁目	○	－
208	富海（一）（ 1 ）	K-206- RC174-005	防府市大字富海	○	○
209	富海（一）（ 2 ）	K-206- RC174-006	防府市大字富海	○	○
210	富海（一）（ 3 ）	K-206- RC181-002	防府市大字富海	○	○
211	富海（一）（ 4 ）	K-206- RC181-004	防府市大字富海	○	○
212	富海（一）（ 5 ）	K-206- RC181-005	防府市大字富海	○	○
213	富海（一）（ 6 ）	K-206- RC183-001	防府市大字富海	○	○
214	富海（一）（ 7 ）	K-206- RC183-005	防府市大字富海	○	○
215	富海（一）（ 8 ）	K-206- RC183-007	防府市大字富海	○	○
216	富海（一）（ 9 ）	K-206- RC272-001	防府市大字富海	○	○
217	富海（一）（ 10 ）	K-206- RC272-002	防府市大字富海	○	○
218	富海（一）（ 11 ）	K-206- RC272-003	防府市大字富海	○	○
219	富海（一）（ 12 ）	K-206- RC281-002	防府市大字富海	○	○
220	富海（一）（ 13 ）	K-206- RC281-005	防府市大字富海	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
221	富　海（一）（ 14 ）	K-206-　RC174-009	防府市大字富海	○	○
222	富　海（一）（ 15 ）	K-206-　RC183-015	防府市大字富海	○	―
223	富　海（一）（ 16 ）	K-206-　RC183-016	防府市大字富海	○	○
224	富　海（一）（ 17 ）	K-206-　RC183-020	防府市大字富海	○	○
225	富　海（一）（ 18 ）	K-206-　RC281-007	防府市大字富海	○	○
226	中　山（一）（ 1 ）	K-206-　QC873-001	防府市大字中山	○	○
227	中　山（一）（ 2 ）	K-206-　QC873-002	防府市大字中山	○	○
228	中　山（一）（ 3 ）	K-206-　QC873-004	防府市大字中山	○	○
229	中　山（一）（ 4 ）	K-206-　QC873-005	防府市大字中山	○	○
230	中　山（一）（ 5 ）	K-206-　QC873-006	防府市大字中山	○	○
231	中　山（一）（ 6 ）	K-206-　QC873-007	防府市大字中山	○	○
232	中　山（一）（ 7 ）	K-206-　QC873-008	防府市大字中山	○	○
233	奈　美（一）（ 1 ）	K-206-　QC962-001	防府市大字奈美	○	○
234	奈　美（一）（ 2 ）	K-206-　QC962-002	防府市大字奈美	○	○
235	奈　美（一）（ 3 ）	K-206-　QC962-003	防府市大字奈美	○	○
236	奈　美（一）（ 4 ）	K-206-　QC962-004	防府市大字奈美	○	○
237	奈　美（一）（ 5 ）	K-206-　QC962-005	防府市大字奈美	○	○
238	奈　美（一）（ 6 ）	K-206-　QC962-006	防府市大字奈美	○	○
239	奈　美（一）（ 7 ）	K-206-　QC962-007	防府市大字奈美	○	○
240	奈　美（一）（ 8 ）	K-206-　QC962-008	防府市大字奈美	○	○
241	奈　美（一）（ 9 ）	K-206-　QC962-009	防府市大字奈美	○	○
242	奈　美（一）（ 10 ）	K-206-　QC971-001	防府市大字奈美	○	○
243	奈　美（一）（ 11 ）	K-206-　QC971-002	防府市大字奈美	○	○
244	奈　美（一）（ 12 ）	K-206-　QC971-003	防府市大字奈美	○	○
245	奈　美（一）（ 13 ）	K-206-　QC971-013	防府市大字奈美	○	○
246	西　浦（一）（ 1 ）	K-206-　RC244-001	防府市大字西浦	○	○
247	西　浦（一）（ 2 ）	K-206-　RC244-002	防府市大字西浦	○	○
248	西　浦（一）（ 3 ）	K-206-　RC251-001	防府市大字西浦、大字植松	○	○
249	西　浦（一）（ 4 ）	K-206-　RC253-001	防府市大字西浦	○	○
250	西　浦（一）（ 5 ）	K-206-　RC253-002	防府市大字西浦	○	○
251	西　浦（一）（ 6 ）	K-206-　RC253-003	防府市大字西浦	○	○
252	西　浦（一）（ 7 ）	K-206-　RC253-004	防府市大字西浦	○	○
253	西　浦（一）（ 8 ）	K-206-　RC253-005	防府市大字西浦	○	○
254	西　浦（一）（ 9 ）	K-206-　RC253-006	防府市大字西浦	○	○
255	西　浦（一）（ 10 ）	K-206-　RC253-007	防府市大字西浦	○	○
256	西　浦（一）（ 11 ）	K-206-　RC253-008	防府市大字西浦	○	○
257	西　浦（一）（ 12 ）	K-206-　RC253-009	防府市大字西浦	○	○
258	西　浦（一）（ 13 ）	K-206-　RC253-011	防府市大字西浦	○	○
259	西　浦（一）（ 14 ）	K-206-　RC253-012	防府市大字西浦	○	○
260	西　浦（一）（ 15 ）	K-206-　RC253-016	防府市大字西浦	○	○
261	西　浦（一）（ 16 ）	K-206-　RC342-001	防府市大字西浦	○	○
262	西　浦（一）（ 17 ）	K-206-　RC342-002	防府市大字西浦	○	○
263	西　浦（一）（ 18 ）	K-206-　RC351-002	防府市大字西浦	○	○
264	西　浦（一）（ 19 ）	K-206-　RC351-003	防府市大字西浦	○	○
265	西　浦（一）（ 20 ）	K-206-　RC351-004	防府市大字西浦	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
266	西浦（一）（ 21 ）	K-206- RC253-017	防府市大字西浦	○	○
267	西浦（一）（ 22 ）	K-206- RC253-018	防府市大字西浦	○	○
268	野島（一）（ 1 ）	K-206- RC593-001	防府市大字野島	○	○
269	野島（一）（ 2 ）	K-206- RC593-003	防府市大字野島	○	○
270	野島（一）（ 3 ）	K-206- RC691-001	防府市大字野島	○	○
271	野島（一）（ 4 ）	K-206- RC691-002	防府市大字野島	○	○
272	野島（一）（ 5 ）	K-206- RC691-003	防府市大字野島	○	○
273	野島（一）（ 6 ）	K-206- RC691-004	防府市大字野島	○	○
274	東佐波令（一）（ 1 ）	K-206- RC063-006	防府市大字東佐波令	○	○
275	東佐波令（一）（ 2 ）	K-206- RC063-007	防府市大字東佐波令	○	○
276	東佐波令（一）（ 3 ）	K-206- RC161-001	防府市大字東佐波令	○	○
277	東佐波令（一）（ 4 ）	K-206- RC161-002	防府市大字東佐波令	○	○
278	東佐波令（一）（ 5 ）	K-206- RC161-003	防府市大字東佐波令	○	○
279	東佐波令（一）（ 6 ）	K-206- RC161-016	防府市大字東佐波令	○	－
280	久兼（一）（ 1 ）	K-206- QC873-010	防府市大字久兼	○	○
281	久兼（一）（ 2 ）	K-206- QC873-012	防府市大字久兼、大字奥畑	○	○
282	久兼（一）（ 3 ）	K-206- QC971-009	防府市大字久兼	○	○
283	久兼（一）（ 4 ）	K-206- QC971-010	防府市大字久兼	○	○
284	久兼（一）（ 5 ）	K-206- QC971-011	防府市大字久兼	○	○
285	久兼（一）（ 6 ）	K-206- QC972-001	防府市大字久兼	○	○
286	久兼（一）（ 7 ）	K-206- QC972-002	防府市大字久兼	○	○
287	久兼（一）（ 8 ）	K-206- QC972-003	防府市大字久兼	○	○
288	久兼（一）（ 9 ）	K-206- QC972-004	防府市大字久兼	○	○
289	久兼（一）（ 10 ）	K-206- QC972-006	防府市大字久兼	○	○
290	久兼（一）（ 11 ）	K-206- QC972-007	防府市大字久兼	○	○
291	久兼（一）（ 12 ）	K-206- QC972-008	防府市大字久兼	○	○
292	久兼（一）（ 13 ）	K-206- QC972-009	防府市大字久兼	○	○
293	久兼（一）（ 14 ）	K-206- QC972-011	防府市大字久兼	○	○
294	久兼（一）（ 15 ）	K-206- QC972-012	防府市大字久兼	○	○
295	久兼（一）（ 16 ）	K-206- QC972-013	防府市大字久兼	○	○
296	久兼（一）（ 17 ）	K-206- QC974-001	防府市大字久兼	○	○
297	久兼（一）（ 18 ）	K-206- QC974-003	防府市大字久兼	○	○
298	久兼（一）（ 19 ）	K-206- QC974-006	防府市大字久兼	○	○
299	久兼（一）（ 20 ）	K-206- QC974-007	防府市大字久兼	○	○
300	久兼（一）（ 21 ）	K-206- QC974-008	防府市大字久兼	○	○
301	久兼（一）（ 22 ）	K-206- QC974-009	防府市大字久兼	○	○
302	久兼（一）（ 23 ）	K-206- QC974-010	防府市大字久兼	○	○
303	久兼（一）（ 24 ）	K-206- QC974-011	防府市大字久兼	○	○
304	久兼（一）（ 25 ）	K-206- QC972-015	防府市大字久兼	○	○
305	松崎町（一）（ 1 ）	K-206- RC163-005	防府市松崎町	○	○
306	真尾（一）（ 1 ）	K-206- QC973-003	防府市大字真尾	○	○
307	真尾（一）（ 2 ）	K-206- QC973-004	防府市大字真尾	○	○
308	真尾（一）（ 3 ）	K-206- QC973-005	防府市大字真尾	○	○
309	真尾（一）（ 6 ）	K-206- RC062-006	防府市大字真尾	○	○
310	真尾（一）（ 7 ）	K-206- RC062-007	防府市大字真尾	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
311	真尾（一）（ 8 ）	K-206- RC062-008	防府市大字真尾	○	○
312	真尾（一）（ 9 ）	K-206- RC071-001	防府市大字真尾	○	○
313	真尾（一）（ 10 ）	K-206- RC071-002	防府市大字真尾	○	○
314	真尾（一）（ 11 ）	K-206- RC071-003	防府市大字真尾	○	○
315	真尾（一）（ 12 ）	K-206- RC071-005	防府市大字真尾	○	○
316	真尾（一）（ 13 ）	K-206- RC071-006	防府市大字真尾	○	○
317	真尾（一）（ 14 ）	K-206- RC073-001	防府市大字真尾	○	○
318	真尾（一）（ 15 ）	K-206- RC073-002	防府市大字真尾	○	○
319	真尾（一）（ 16 ）	K-206- RC073-003	防府市大字真尾	○	○
320	真尾（一）（ 17 ）	K-206- RC062-009	防府市大字真尾	○	○
321	真尾（一）（ 18 ）	K-206- RC071-008	防府市大字真尾	○	－
322	向島（一）（ 1 ）	K-206- RC354-004	防府市大字向島	○	○
323	向島（一）（ 2 ）	K-206- RC361-001	防府市大字向島	○	○
324	向島（一）（ 3 ）	K-206- RC361-002	防府市大字向島	○	○
325	向島（一）（ 4 ）	K-206- RC361-003	防府市大字向島	○	○
326	向島（一）（ 5 ）	K-206- RC361-004	防府市大字向島	○	○
327	向島（一）（ 6 ）	K-206- RC361-006	防府市大字向島	○	○
328	向島（一）（ 7 ）	K-206- RC362-001	防府市大字向島	○	－
329	向島（一）（ 8 ）	K-206- RC362-003	防府市大字向島	○	○
330	向島（一）（ 9 ）	K-206- RC362-004	防府市大字向島	○	○
331	向島（一）（ 10 ）	K-206- RC363-001	防府市大字向島	○	○
332	向島（一）（ 11 ）	K-206- RC363-004	防府市大字向島	○	○
333	向島（一）（ 12 ）	K-206- RC363-005	防府市大字向島	○	○
334	向島（一）（ 13 ）	K-206- RC363-006	防府市大字向島	○	○
335	向島（一）（ 14 ）	K-206- RC362-005	防府市大字向島	○	○
336	牟礼（一）（ 1 ）	K-206- RC162-002	防府市大字牟礼	○	○
337	牟礼（一）（ 2 ）	K-206- RC162-003	防府市大字牟礼	○	○
338	牟礼（一）（ 3 ）	K-206- RC162-005	防府市大字牟礼	○	○
339	牟礼（一）（ 4 ）	K-206- RC162-006	防府市大字牟礼	○	○
340	牟礼（一）（ 5 ）	K-206- RC162-007	防府市大字牟礼	○	○
341	牟礼（一）（ 6 ）	K-206- RC171-002	防府市大字牟礼	○	○
342	牟礼（一）（ 7 ）	K-206- RC171-003	防府市大字牟礼	○	○
343	牟礼（一）（ 8 ）	K-206- RC171-004	防府市大字牟礼	○	○
344	牟礼（一）（ 9 ）	K-206- RC171-005	防府市大字牟礼	○	○
345	牟礼（一）（ 10 ）	K-206- RC171-006	防府市大字牟礼	○	○
346	牟礼（一）（ 11 ）	K-206- RC171-010	防府市大字牟礼	○	○
347	牟礼（一）（ 12 ）	K-206- RC171-011	防府市大字牟礼	○	－
348	牟礼（一）（ 13 ）	K-206- RC171-012	防府市大字牟礼	○	○
349	牟礼（一）（ 14 ）	K-206- RC171-013	防府市大字牟礼	○	○
350	牟礼（一）（ 15 ）	K-206- RC171-014	防府市大字牟礼	○	○
351	牟礼（一）（ 16 ）	K-206- RC173-001	防府市大字牟礼	○	○
352	牟礼（一）（ 17 ）	K-206- RC173-002	防府市大字牟礼	○	○
353	牟礼（一）（ 18 ）	K-206- RC171-018	防府市大字牟礼	○	－
354	牟礼（一）（ 19 ）	K-206- RC171-019	防府市大字牟礼	○	－
355	牟礼（一）（ 20 ）	K-206- RC172-002	防府市大字牟礼	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
356	牟礼（一）（ 21 ）	K-206- RC173-010	防府市大字牟礼	○	○
357	和字（一）（ 1 ）	K-206- QC873-009	防府市大字和字、大字久兼	○	○
358	和字（一）（ 2 ）	K-206- QC971-004	防府市大字和字	○	○
359	和字（一）（ 4 ）	K-206- QC971-007	防府市大字和字	○	○
360	和字（一）（ 5 ）	K-206- QC971-008	防府市大字和字	○	○
361	和字（一）（ 6 ）	K-206- QC973-001	防府市大字和字	○	○
362	和字（一）（ 7 ）	K-206- QC973-002	防府市大字和字	○	○
363	和字（一）（ 8 ）	K-206- QC971-014	防府市大字和字	○	○
364	徳地岸見（一）（ 7 ）	K-203- QC872-004	山口市徳地岸見、防府市大字奥畑	○	○

２　地すべり

No.	箇　所　名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	向　　島（三）（　1　）	J-206- RC363-001	防府市大字向島	○	―
2	田　　島（三）（　1　）	J-206- RC353-001	防府市大字田島	○	―
3	田　　島（三）（　2　）	J-206- RC353-002	防府市大字田島	○	―
4	西　　浦（三）（　1　）	J-206- RC253-001	防府市大字西浦	○	―
5	西　　浦（三）（　2　）	J-206- RC253-002	防府市大字西浦	○	―
6	西　　浦（三）（　3　）	J-206- RC351-001	防府市大字西浦	○	―
7	西　　浦（三）（　4　）	J-206- RC351-002	防府市大字西浦	○	―
8	富　　海（三）（　1　）	J-206- RC183-001	防府市大字富海	○	―
9	富　　海（三）（　2　）	J-206- RC183-002	防府市大字富海	○	―
10	真　　尾（三）（　1　）	J-206- RC071-001	防府市大字真尾	○	―
11	久　　兼（三）（　1　）	J-206- QC972-001	防府市大字久兼	○	―

３　土石流

No.	箇　所　名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	岩　　畠（二）（　1　）	D-206-　RC162-004	防府市岩畠２丁目、岩畠３丁目、敷山町、大字牟礼	○	○
2	江　　泊（二）（　1　）	D-206-　RC271-001	防府市大字江泊	○	○
3	江　　泊（二）（　2　）	D-206-　RC271-002a	防府市大字江泊	○	○
4	江　　泊（二）（　3　）	D-206-　RC271-002b	防府市大字江泊	○	○
5	江　　泊（二）（　4　）	D-206-　RC271-002c	防府市大字江泊	○	－
6	江　　泊（二）（　5　）	D-206-　RC271-004	防府市大字江泊	○	○
7	江　　泊（二）（　6　）	D-206-　RC271-005a	防府市大字江泊	○	○
8	江　　泊（二）（　7　）	D-206-　RC271-005b	防府市大字江泊	○	○
9	江　　泊（二）（　8　）	D-206-　RC272-001	防府市大字江泊、大字富海	○	－
10	大　　崎（二）（　1　）	D-206-　RC151-001a	防府市大字大崎	○	－
11	大　　崎（二）（　2　）	D-206-　RC151-001b	防府市大字大崎	○	○
12	大　　崎（二）（　3　）	D-206-　RC151-002	防府市大字大崎	○	○
13	大　　崎（二）（　4　）	D-206-　RC151-004	防府市大字大崎	○	○
14	大　　崎（二）（　5　）	D-206-　RC152-004	防府市大字大崎、大字高井	○	○
15	奥　　畑（二）（　1　）	D-206-　QC872-001	防府市大字奥畑、山口市徳地岸見	○	○
16	奥　　畑（二）（　2　）	D-206-　QC872-002	防府市大字奥畑	○	○
17	奥　　畑（二）（　3　）	D-206-　QC872-003	防府市大字奥畑	○	○
18	奥　　畑（二）（　4　）	D-206-　QC874-003	防府市大字奥畑	○	○
19	奥　　畑（二）（　5　）	D-206-　QC874-004	防府市大字奥畑	○	○
20	奥　　畑（二）（　6　）	D-206-　QC874-005	防府市大字奥畑	○	○
21	奥　　畑（二）（　7　）	D-206-　QC874-006	防府市大字奥畑、山口市徳地岸見	○	○
22	奥　　畑（二）（　8　）	D-206-　QC874-007	防府市大字奥畑、山口市徳地岸見	○	○
23	奥　　畑（二）（　9　）	D-206-　QC874-008	防府市大字奥畑	○	○
24	奥　　畑（二）（　10　）	D-206-　QC874-011	防府市大字奥畑	○	○
25	奥　　畑（二）（　11　）	D-206-　QC874-012	防府市大字奥畑	○	○
26	奥　　畑（二）（　12　）	D-206-　QC874-014a	防府市大字奥畑、大字久兼	○	○
27	奥　　畑（二）（　13　）	D-206-　QC874-014b	防府市大字奥畑、大字久兼	○	○
28	奥　　畑（二）（　14　）	D-206-　QC874-015	防府市大字奥畑、大字久兼	○	○
29	奥　　畑（二）（　15　）	D-206-　QC874-016	防府市大字奥畑	○	○
30	奥　　畑（二）（　16　）	D-206-　QC881-002	防府市大字奥畑	○	○
31	奥　　畑（二）（　17　）	D-206-　QC881-003	防府市大字奥畑	○	○
32	奥　　畑（二）（　18　）	D-206-　QC881-004	防府市大字奥畑	○	○
33	奥　　畑（二）（　19　）	D-206-　QC881-005a	防府市大字奥畑、山口市徳地岸見	○	○
34	奥　　畑（二）（　20　）	D-206-　QC881-005b	防府市大字奥畑	○	○
35	奥　　畑（二）（　21　）	D-206-　QC881-005c	防府市大字奥畑	○	○
36	奥　　畑（二）（　22　）	D-206-　QC881-006	防府市大字奥畑	○	○
37	奥　　畑（二）（　23　）	D-206-　QC883-001	防府市大字奥畑、山口市徳地岸見	○	○
38	上　右　田（二）（　1　）	D-206-　RC061-004a	防府市大字上右田	○	－
39	上　右　田（二）（　3　）	D-206-　RC061-005	防府市大字上右田	○	○
40	上　右　田（二）（　4　）	D-206-　RC061-006	防府市大字上右田	○	○
41	上　右　田（二）（　5　）	D-206-　RC061-007	防府市大字上右田	○	－
42	上　右　田（二）（　6　）	D-206-　RC061-008	防府市大字上右田	○	－
43	上　右　田（二）（　7　）	D-206-　RC062-001a	防府市大字上右田	○	○
44	上　右　田（二）（　8　）	D-206-　RC062-001b	防府市大字上右田	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
45	上右田（二）（ 9 ）	D-206- RC062-001c	防府市大字上右田	○	○
46	上右田（二）（ 10 ）	D-206- RC062-002	防府市大字上右田	○	○
47	上右田（二）（ 11 ）	D-206- RC063-002	防府市大字上右田、大字下右田	○	○
48	上右田（二）（ 12 ）	D-206- RC063-003a	防府市大字上右田	○	○
49	上右田（二）（ 13 ）	D-206- RC063-003b	防府市大字上右田	○	○
50	上右田（二）（ 14 ）	D-206- RC063-004	防府市大字上右田	○	－
51	上右田（二）（ 15 ）	D-206- RC063-005	防府市大字上右田	○	○
52	上右田（二）（ 16 ）	D-206- RC063-006	防府市大字上右田	○	－
53	上右田（二）（ 17 ）	D-206- RC063-007	防府市大字上右田	○	○
54	上右田（二）（ 18 ）	D-206- RC064-001	防府市大字上右田	○	○
55	上右田（二）（ 19 ）	D-206- RC064-002	防府市大字上右田、大字東佐波令	○	○
56	切畑（二）（ 1 ）	D-206- RC042-001	防府市大字切畑	○	○
57	切畑（二）（ 2 ）	D-206- RC042-002a	防府市大字切畑	○	○
58	切畑（二）（ 3 ）	D-206- RC042-002b	防府市大字切畑	○	○
59	切畑（二）（ 4 ）	D-206- RC042-003	防府市大字切畑	○	○
60	切畑（二）（ 5 ）	D-206- RC042-005	防府市大字切畑	○	○
61	切畑（二）（ 6 ）	D-206- RC043-001	防府市大字切畑	○	○
62	切畑（二）（ 7 ）	D-206- RC043-002	防府市大字切畑	○	○
63	切畑（二）（ 8 ）	D-206- RC043-003	防府市大字切畑	○	○
64	切畑（二）（ 9 ）	D-206- RC044-001	防府市大字切畑	○	○
65	切畑（二）（ 10 ）	D-206- RC044-002	防府市大字切畑	○	○
66	切畑（二）（ 11 ）	D-206- RC044-003	防府市大字切畑	○	○
67	切畑（二）（ 12 ）	D-206- RC044-004	防府市大字切畑	○	○
68	切畑（二）（ 13 ）	D-206- RC142-001	防府市大字切畑	○	－
69	切畑（二）（ 14 ）	D-206- RC142-002	防府市大字切畑	○	－
70	切畑（二）（ 15 ）	D-206- RC142-003	防府市大字切畑	○	－
71	切畑（二）（ 16 ）	D-206- RC142-004	防府市大字切畑	○	○
72	国分寺町（二）（ 1 ）	D-206- RC161-005	防府市国分寺町、大字東佐波令	○	○
73	国分寺町（二）（ 2 ）	D-206- RC161-006	防府市国分寺町、大字東佐波令、松崎町	○	－
74	国分寺町（二）（ 3 ）	D-206- RC161-007	防府市国分寺町、大字東佐波令、松崎町	○	－
75	国分寺町（二）（ 4 ）	D-206- RC162-001	防府市国分寺町、惣社町、大字東佐波令、松崎町	○	－
76	国分寺町（二）（ 5 ）	D-206- RC162-002	防府市国分寺町、惣社町、大字東佐波令、松崎町	○	－
77	佐野（二）（ 1 ）	D-206- RC144-004	防府市大字佐野	○	○
78	佐野（二）（ 2 ）	D-206- RC153-001	防府市大字佐野	○	○
79	佐野（二）（ 3 ）	D-206- RC153-002	防府市大字佐野	○	○
80	佐野（二）（ 4 ）	D-206- RC153-003	防府市大字佐野、大字大崎	○	○
81	佐野（二）（ 5 ）	D-206- RC153-004	防府市大字佐野	○	○
82	下右田（二）（ 1 ）	D-206- RC054-001	防府市大字下右田、大字高井	○	－
83	下右田（二）（ 2 ）	D-206- RC054-002	防府市大字下右田、大字高井	○	○
84	下右田（二）（ 3 ）	D-206- RC054-008	防府市大字下右田、大字高井	○	－
85	下右田（二）（ 4 ）	D-206- RC054-009	防府市大字下右田	○	○
86	下右田（二）（ 5 ）	D-206- RC054-010a	防府市大字下右田、大字高井	○	○
87	下右田（二）（ 6 ）	D-206- RC054-010b	防府市大字下右田	○	○
88	下右田（二）（ 7 ）	D-206- RC063-001	防府市大字下右田	○	－
89	下右田（二）（ 8 ）	D-206- RC054-012	防府市大字下右田、大字高井	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
90	自由ヶ丘（二）（ 1 ）	D-206- RC151-005	防府市自由ヶ丘１丁目、自由ヶ丘２丁目、自由ヶ丘３丁目、自由ヶ丘４丁目、大字大崎	○	○
91	自由ヶ丘（二）（ 2 ）	D-206- RC151-007	防府市自由ヶ丘一丁目、自由ヶ丘二丁目、自由ヶ丘四丁目、大字大崎	○	○
92	鈴屋（二）（ 1 ）	D-206- QC964-00１	防府市大字鈴屋	○	－
93	鈴屋（二）（ 2 ）	D-206- QC964-002	防府市大字鈴屋	○	○
94	鈴屋（二）（ 3 ）	D-206- QC964-003	防府市大字鈴屋	○	○
95	鈴屋（二）（ 4 ）	D-206- QC964-004	防府市大字鈴屋	○	○
96	鈴屋（二）（ 5 ）	D-206- QC964-005	防府市大字鈴屋、大字奈美	○	－
97	鈴屋（二）（ 6 ）	D-206- QC964-006	防府市大字鈴屋	○	○
98	迫戸町（二）（ 1 ）	D-206- RC161-001	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	－
99	迫戸町（二）（ 2 ）	D-206- RC161-003	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
100	迫戸町（二）（ 3 ）	D-206- RC161-004	防府市迫戸町、大字東佐波令	○	○
101	台道（二）（ 1 ）	D-206- RC132-001a	防府市大字台道	○	○
102	台道（二）（ 2 ）	D-206- RC132-001b	防府市大字台道	○	○
103	台道（二）（ 3 ）	D-206- RC134-002a	防府市大字台道	○	○
104	台道（二）（ 4 ）	D-206- RC134-002b	防府市大字台道	○	○
105	台道（二）（ 5 ）	D-206- RC134-002c	防府市大字台道	○	－
106	台道（二）（ 6 ）	D-206- RC134-003	防府市大字台道	○	○
107	台道（二）（ 7 ）	D-206- RC134-004	防府市大字台道	○	○
108	台道（二）（ 8 ）	D-206- RC134-005a	防府市大字台道	○	－
109	台道（二）（ 9 ）	D-206- RC134-005b	防府市大字台道	○	○
110	台道（二）（ 10 ）	D-206- RC141-001	防府市大字台道	○	○
111	台道（二）（ 11 ）	D-206- RC142-005	防府市大字台道	○	－
112	台道（二）（ 12 ）	D-206- RC142-006	防府市大字台道	○	○
113	台道（二）（ 13 ）	D-206- RC144-001	防府市大字台道	○	○
114	台道（二）（ 14 ）	D-206- RC144-002	防府市大字台道	○	○
115	台道（二）（ 15 ）	D-206- RC144-003	防府市大字台道	○	○
116	高井（二）（ 1 ）	D-206- RC052-001a	防府市大字高井、大字下右田、山口市大字下小鯖	○	○
117	高井（二）（ 2 ）	D-206- RC052-001b	防府市大字高井、大字下右田、山口市大字下小鯖	○	○
118	高井（二）（ 3 ）	D-206- RC054-003	防府市大字高井	○	－
119	高井（二）（ 4 ）	D-206- RC054-004	防府市大字高井	○	－
120	高井（二）（ 5 ）	D-206- RC054-005	防府市大字高井	○	○
121	高井（二）（ 6 ）	D-206- RC054-006	防府市大字高井	○	○
122	高井（二）（ 7 ）	D-206- RC054-007	防府市大字高井	○	－
123	高井（二）（ 8 ）	D-206- RC054-011	防府市大字高井、大字下右田	○	－
124	高井（二）（ 9 ）	D-206- RC152-001	防府市大字高井	○	－
125	高井（二）（ 10 ）	D-206- RC152-003	防府市大字高井、大字大崎	○	○
126	田島（二）（ 1 ）	D-206- RC253-002	防府市大字田島、大字西浦	○	○
127	田島（二）（ 2 ）	D-206- RC353-001	防府市大字田島、大字浜方	○	－
128	富海（二）（ 1 ）	D-206- RC174-001a	防府市大字富海	○	○
129	富海（二）（ 2 ）	D-206- RC174-002	防府市大字富海	○	○
130	富海（二）（ 3 ）	D-206- RC174-003a	防府市大字富海	○	○
131	富海（二）（ 4 ）	D-206- RC174-003b	防府市大字富海	○	○
132	富海（二）（ 5 ）	D-206- RC181-001a	防府市大字富海	○	○
133	富海（二）（ 7 ）	D-206- RC181-002	防府市大字富海	○	○
134	富海（二）（ 8 ）	D-206- RC181-003	防府市大字富海	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
135	富　　海（二）（ 9 ）	D-206- RC183-001	防府市大字富海	○	―
136	富　　海（二）（ 10 ）	D-206- RC183-002	防府市大字富海	○	―
137	中　　山（二）（ 1 ）	D-206- QC873-001a	防府市大字中山	○	○
138	中　　山（二）（ 2 ）	D-206- QC873-001b	防府市大字中山	○	○
139	中　　山（二）（ 3 ）	D-206- QC873-002	防府市大字中山	○	○
140	中　　山（二）（ 4 ）	D-206- QC873-003	防府市大字中山	○	―
141	中　　山（二）（ 5 ）	D-206- QC873-004a	防府市大字中山	○	―
142	中　　山（二）（ 6 ）	D-206- QC873-004b	防府市大字中山	○	―
143	中　　山（二）（ 7 ）	D-206- QC873-005	防府市大字中山	○	○
144	中　　山（二）（ 8 ）	D-206- QC873-006	防府市大字中山	○	○
145	中　　山（二）（ 9 ）	D-206- QC873-007	防府市大字中山	○	○
146	中　　山（二）（ 10 ）	D-206- QC873-008	防府市大字中山	○	―
147	奈　　美（二）（ 1 ）	D-206- QC864-001	防府市大字奈美	○	○
148	奈　　美（二）（ 2 ）	D-206- QC864-003a	防府市大字奈美	○	○
149	奈　　美（二）（ 3 ）	D-206- QC864-003b	防府市大字奈美	○	○
150	奈　　美（二）（ 4 ）	D-206- QC864-003c	防府市大字奈美	○	○
151	奈　　美（二）（ 5 ）	D-206- QC864-003d	防府市大字奈美	○	○
152	奈　　美（二）（ 6 ）	D-206- QC864-003e	防府市大字奈美	○	○
153	奈　　美（二）（ 7 ）	D-206- QC864-003f	防府市大字奈美	○	○
154	奈　　美（二）（ 8 ）	D-206- QC864-003g	防府市大字奈美	○	○
155	奈　　美（二）（ 9 ）	D-206- QC864-003h	防府市大字奈美	○	○
156	奈　　美（二）（ 10 ）	D-206- QC864-003i	防府市大字奈美	○	○
157	奈　　美（二）（ 11 ）	D-206- QC864-003j	防府市大字奈美	○	○
158	奈　　美（二）（ 12 ）	D-206- QC864-003k	防府市大字奈美	○	○
159	奈　　美（二）（ 13 ）	D-206- QC962-00 1	防府市大字奈美、大字鈴屋	○	―
160	奈　　美（二）（ 14 ）	D-206- QC962-002	防府市大字奈美	○	―
161	奈　　美（二）（ 15 ）	D-206- QC962-003	防府市大字奈美	○	○
162	奈　　美（二）（ 16 ）	D-206- QC962-004	防府市大字奈美	○	○
163	奈　　美（二）（ 17 ）	D-206- QC971-001	防府市大字奈美	○	○
164	奈　　美（二）（ 18 ）	D-206- QC971-002	防府市大字奈美	○	○
165	奈　　美（二）（ 19 ）	D-206- QC971-003	防府市大字奈美	○	○
166	奈　　美（二）（ 20 ）	D-206- QC971-004	防府市大字奈美	○	○
167	奈　　美（二）（ 21 ）	D-206- QC971-005	防府市大字奈美	○	○
168	奈　　美（二）（ 22 ）	D-206- QC962-005	防府市大字奈美	○	―
169	奈　　美（二）（ 23 ）	D-206- QC962-008	防府市大字奈美	○	○
170	奈　　美（二）（ 24 ）	D-206- QC962-009	防府市大字奈美	○	○
171	奈　　美（二）（ 25 ）	D-206- QC864-0031	防府市大字奈美	○	―
172	奈　　美（二）（ 26 ）	D-206- QC962-010	防府市大字奈美	○	○
172	西　　浦（二）（ 1 ）	D-206- RC253-001	防府市大字西浦、大字植松	○	○
173	野　　島（二）（ 1 ）	D-206- RC691-001	防府市大字野島	○	○
174	東佐波令（二）（ 1 ）	D-206- RC064-003	防府市大字東佐波令	○	○
175	東佐波令（二）（ 2 ）	D-206- RC064-004	防府市大字東佐波令	○	○
176	東佐波令（二）（ 3 ）	D-206- RC064-005a	防府市大字東佐波令	○	○
177	東佐波令（二）（ 4 ）	D-206- RC064-005b	防府市大字東佐波令	○	○
178	久　　兼（二）（ 1 ）	D-206- QC873-010	防府市大字久兼、大字奥畑	○	○

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
179	久　兼（二）（ 2 ）	D-206- QC873-011	防府市大字久兼	○	○
180	久　兼（二）（ 3 ）	D-206- QC971-012	防府市大字久兼	○	○
181	久　兼（二）（ 4 ）	D-206- QC971-014	防府市大字久兼	○	○
182	久　兼（二）（ 5 ）	D-206- QC971-015	防府市大字久兼	○	－
183	久　兼（二）（ 6 ）	D-206- QC972-001	防府市大字久兼	○	○
184	久　兼（二）（ 7 ）	D-206- QC972-002	防府市大字久兼	○	○
185	久　兼（二）（ 8 ）	D-206- QC972-003	防府市大字久兼	○	○
186	久　兼（二）（ 9 ）	D-206- QC972-004	防府市大字久兼	○	○
187	久　兼（二）（ 10 ）	D-206- QC972-005	防府市大字久兼	○	○
188	久　兼（二）（ 11 ）	D-206- QC972-006	防府市大字久兼	○	○
189	久　兼（二）（ 12 ）	D-206- QC972-007	防府市大字久兼	○	○
190	久　兼（二）（ 13 ）	D-206- QC972-008	防府市大字久兼	○	○
191	久　兼（二）（ 14 ）	D-206- QC972-009	防府市大字久兼	○	○
192	久　兼（二）（ 15 ）	D-206- QC972-010	防府市大字久兼	○	○
193	久　兼（二）（ 16 ）	D-206- QC972-011	防府市大字久兼	○	○
194	久　兼（二）（ 17 ）	D-206- QC972-012	防府市大字久兼	○	○
195	久　兼（二）（ 18 ）	D-206- QC972-013	防府市大字久兼	○	○
196	久　兼（二）（ 19 ）	D-206- QC972-014	防府市大字久兼	○	○
197	久　兼（二）（ 20 ）	D-206- QC972-015	防府市大字久兼	○	○
198	久　兼（二）（ 21 ）	D-206- QC974-001	防府市大字久兼	○	○
199	久　兼（二）（ 22 ）	D-206- QC974-004	防府市大字久兼	○	○
200	久　兼（二）（ 23 ）	D-206- QC974-005	防府市大字久兼	○	○
201	久　兼（二）（ 24 ）	D-206- QC974-007	防府市大字久兼	○	○
202	久　兼（二）（ 25 ）	D-206- QC974-008	防府市大字久兼	○	○
203	久　兼（二）（ 26 ）	D-206- QC974-010	防府市大字久兼	○	○
204	久　兼（二）（ 27 ）	D-206- QC974-011	防府市大字久兼	○	○
205	久　兼（二）（ 28 ）	D-206- QC974-012	防府市大字久兼	○	○
206	久　兼（二）（ 29 ）	D-206- QC974-013	防府市大字久兼	○	○
207	久　兼（二）（ 30 ）	D-206- QC974-015	防府市大字久兼	○	○
208	久　兼（二）（ 31 ）	D-206- QC974-016	防府市大字久兼	○	○
209	久　兼（二）（ 32 ）	D-206- QC974-017	防府市大字久兼	○	○
210	久　兼（二）（ 33 ）	D-206- RC072-001	防府市大字久兼	○	○
211	久　兼（二）（ 34 ）	D-206- RC072-002	防府市大字久兼	○	－
212	真　尾（二）（ 1 ）	D-206- QC973-004	防府市大字真尾、大字和字	○	○
213	真　尾（二）（ 2 ）	D-206- QC973-005	防府市大字真尾	○	○
214	真　尾（二）（ 3 ）	D-206- QC973-006	防府市大字真尾	○	○
215	真　尾（二）（ 4 ）	D-206- RC062-004	防府市大字真尾、大字上右田	○	○
216	真　尾（二）（ 5 ）	D-206- RC062-005	防府市大字真尾	○	○
217	真　尾（二）（ 6 ）	D-206- RC062-006	防府市大字真尾	○	－
218	真　尾（二）（ 7 ）	D-206- RC062-007	防府市大字真尾	○	－
219	真　尾（二）（ 8 ）	D-206- RC062-008	防府市大字真尾	○	○
220	真　尾（二）（ 9 ）	D-206- RC062-009	防府市大字真尾	○	－
221	真　尾（二）（ 11 ）	D-206- RC062-011	防府市大字真尾	○	○
222	真　尾（二）（ 12 ）	D-206- RC064-006a	防府市大字真尾	○	－
223	真　尾（二）（ 14 ）	D-206- RC071-001	防府市大字真尾	○	－

No.	箇所名	箇所番号	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
224	真尾（二）（ 15 ）	D-206- RC071-002	防府市大字真尾	○	○
225	真尾（二）（ 16 ）	D-206- RC071-003	防府市大字真尾	○	○
226	真尾（二）（ 17 ）	D-206- RC071-004	防府市大字真尾	○	○
227	真尾（二）（ 18 ）	D-206- RC071-005a	防府市大字真尾	○	○
228	真尾（二）（ 19 ）	D-206- RC071-005b	防府市大字真尾	○	○
229	真尾（二）（ 20 ）	D-206- RC071-006	防府市大字真尾	○	－
230	真尾（二）（ 21 ）	D-206- RC071-007	防府市大字真尾	○	○
231	真尾（二）（ 22 ）	D-206- RC071-008	防府市大字真尾	○	○
232	真尾（二）（ 23 ）	D-206- RC073-001	防府市大字真尾	○	○
233	真尾（二）（ 24 ）	D-206- RC073-002	防府市大字真尾	○	－
234	真尾（二）（ 25 ）	D-206- RC073-003a	防府市大字真尾	○	○
235	真尾（二）（ 26 ）	D-206- RC073-003b	防府市大字真尾	○	○
236	向島（二）（ 1 ）	D-206- RC362-001	防府市大字向島	○	－
237	向島（二）（ 2 ）	D-206- RC363-001	防府市大字向島	○	○
238	牟礼（二）（ 1 ）	D-206- RC073-004	防府市大字牟礼	○	○
239	牟礼（二）（ 2 ）	D-206- RC162-008	防府市大字牟礼	○	○
240	牟礼（二）（ 3 ）	D-206- RC162-010	防府市大字牟礼	○	○
241	牟礼（二）（ 4 ）	D-206- RC162-011	防府市大字牟礼	○	○
242	牟礼（二）（ 5 ）	D-206- RC171-001	防府市大字牟礼	○	○
243	牟礼（二）（ 6 ）	D-206- RC171-002	防府市大字牟礼	○	○
244	牟礼（二）（ 7 ）	D-206- RC171-003	防府市大字牟礼	○	○
245	牟礼（二）（ 8 ）	D-206- RC171-004	防府市大字牟礼	○	○
246	牟礼（二）（ 9 ）	D-206- RC171-005	防府市大字牟礼	○	○
247	牟礼（二）（ 10 ）	D-206- RC171-006	防府市大字牟礼	○	○
248	牟礼（二）（ 11 ）	D-206- RC171-007	防府市大字牟礼	○	○
249	牟礼（二）（ 12 ）	D-206- RC171-008a	防府市大字牟礼	○	○
250	牟礼（二）（ 13 ）	D-206- RC171-008b	防府市大字牟礼	○	○
251	牟礼（二）（ 14 ）	D-206- RC171-009a	防府市大字牟礼	○	○
252	牟礼（二）（ 15 ）	D-206- RC171-009b	防府市大字牟礼	○	○
253	牟礼（二）（ 16 ）	D-206- RC171-009c	防府市大字牟礼	○	○
254	牟礼（二）（ 17 ）	D-206- RC173-001	防府市大字牟礼	○	○
255	牟礼（二）（ 18 ）	D-206- RC173-002	防府市大字牟礼	○	○
256	牟礼（二）（ 19 ）	D-206- RC173-003	防府市大字牟礼	○	○
257	牟礼（二）（ 20 ）	D-206- RC173-004	防府市大字牟礼	○	○
258	牟礼（二）（ 21 ）	D-206- RC173-005	防府市大字牟礼	○	○
259	牟礼（二）（ 22 ）	D-206- RC171-010	防府市大字牟礼	○	－
260	和字（二）（ 1 ）	D-206- QC971-006	防府市大字和字	○	○
261	和字（二）（ 2 ）	D-206- QC971-007	防府市大字和字	○	－
262	和字（二）（ 3 ）	D-206- QC971-009	防府市大字和字	○	○
263	和字（二）（ 4 ）	D-206- QC971-010a	防府市大字和字	○	○
264	和字（二）（ 5 ）	D-206- QC971-010b	防府市大字和字	○	○
265	和字（二）（ 6 ）	D-206- QC971-011	防府市大字和字	○	○
266	和字（二）（ 7 ）	D-206- QC973-001	防府市大字和字	○	－
267	和字（二）（ 8 ）	D-206- QC973-002	防府市大字和字	○	○
268	和字（二）（ 9 ）	D-206- QC973-003	防府市大字和字	○	○

269	和　　字（二）（ 10 ）	D-206-　QC973-007a	防府市大字和字	○	○
270	和　　字（二）（ 11 ）	D-206-　QC973-007b	防府市大字和字	○	○
271	和　　字（二）（ 12 ）	D-206-　QC973-007c	防府市大字和字	○	○
272	和　　字（二）（ 13 ）	D-206-　QC973-007d	防府市大字和字	○	○
273	和　　字（二）（ 14 ）	D-206-　QC973-007e	防府市大字和字	○	○
274	和　　字（二）（ 15 ）	D-206-　QC973-007f	防府市大字和字	○	○
275	和　　字（二）（ 16 ）	D-206-　QC973-007g	防府市大字和字	○	○
276	和　　字（二）（ 17 ）	D-206-　QC973-007h	防府市大字和字	○	○
277	和　　字（二）（ 18 ）	D-206-　QC973-007i	防府市大字和字	○	○
278	和　　字（二）（ 19 ）	D-206-　QC973-007j	防府市大字和字	○	○
279	和　　字（二）（ 20 ）	D-206-　QC971-016	防府市大字和字	○	○
280	和　　字（二）（ 21 ）	D-206-　QC971-017	防府市大字和字	○	○

●要配慮者関係

■ ２-14-１　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会
児童福祉施設	牟礼児童館	〒747-0014 大字江泊1051-3	22-7735	22-8049	大　内
児童福祉施設	防府市なかよし園	〒747-0004 大字牟礼10084-1	22-7667	22-9400	下木部
児童福祉施設	東牟礼保育園	〒747-0004 大字牟礼836-3	38-1206	38-5288	上木部
児童福祉施設	右田留守家庭児童学級	〒747-0063 大字下右田10086-2	24-8180	24-8180	塚原
児童福祉施設	小野保育園	〒747-0106 大字奈美750-1	36-0011	36-0311	奈美
幼稚園	東牟礼幼稚園	〒747-0004 大字牟礼836-2	38-1029	38-5288	上木部
小学校	右田小学校	〒747-0063 大字下右田10086-2	22-1382	22-9493	塚原
中学校	佐波中学校	〒747-0031　迫戸町16-37	22-0233	21-9418	迫戸
中学校	桑山中学校	〒747-0808　桑山二丁目7-26	22-2182	22-4582	石が口
中学校	華西中学校	〒747-0835 大字西浦10545-2	29-0121	29-0446	半田
中学校	大道中学校	〒747-1232　大字台道1124	32-0024	32-0098	小俣
高等学校	山口県立防府高等学校	〒747-0803　岡村町2-1	22-0136	22-2547	岡村町
高等学校	山口県立防府西高等学校	〒747-1232　大字台道36-1	32-1905	32-2708	岩淵
通所介護	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	〒747-0835 大字西浦2429-1	39-2201	39-2202	小茅
通所介護	デイサービスセンターたまのや	〒747-0067 大字佐野152-1	27-6870	27-6560	七尾
有料老人ホーム	幸せます有料老人ホームふうき国分寺	〒747-0021 国分寺町5-29	28-1960	28-1960	国分寺町
通所介護	デイサービスふうき	〒747-0021 国分寺町5-29	28-1996	28-1960	国分寺町
ケアハウス	ケアハウス　あいおい苑	〒747-0067 大字佐野152-1	27-6500	27-6560	七尾
グループホーム	グループホーム　笑生苑	〒747-0067 大字佐野152-1	27-6850	27-6560	七尾
老人憩の家	牟礼北老人憩の家	〒747-0004 大字牟礼336	－	－	坂本
老人憩の家	中関老人憩の家	〒747-0833 大字浜方1067-1	－	－	本町
老人憩の家	上右田老人憩の家	〒747-0062 大字上右田1029-6	－	－	田ノ口
障害者支援施設	防府市大平園	〒747-0004 大字牟礼10114-1	24-4665	24-4666	下木部
障害者支援施設	指定障害者支援施設　ゆうあい	〒747-0831 大字向島10079-42	27-3001	27-3002	本村
障害者支援施設	山口コロニーワークセンター	〒747-1232 大字台道10522	32-0159	32-2002	長沢
障害福祉サービス事業の用に供する施設	防府市愛光園	〒747-0004 大字牟礼10084-1	22-7566	22-9400	下木部
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ワークショップ山口	〒747-1232 大字台道10522	33-0100	32-2514	長沢
障害福祉サービス事業の用に供する施設	山口コロニーキャンパス	〒747-1232 大字台道10522	33-0055	32-2240	長沢
障害福祉サービス事業の用に供する施設	にじいろヘルパーステーション	〒747-0104 大字真尾314-3	36-5936	36-5937	真尾
障害児通所支援事業の用に供する施設	児童デイサービス　アンジュ	〒747-0004 大字牟礼351	28-8854	28-8854	上木部
病院	防府病院	〒747-0064 大字高井961	22-0759	25-0097	大日
病院	山口県立総合医療センター	〒747-8511 大字大崎10077	22-4411	38-2210	日の本の二
児童養護施設	防府海北園　自由ヶ丘ホーム	〒747-0066 自由ヶ丘二丁目7-16	22-2705	－	自由ヶ丘

■ 2-14-2　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会	浸水の程度
病　院	(医)康淳会　緑町三祐病院	〒747-0026　緑町一丁目5-29	22-3145	22-7310	緑町	0.5m未満
病　院	(医)社団松友会　松本外科病院	〒747-0034　天神二丁目1-44	22-1409	21-9008	栄町	0.5m～3.0m未満
診療所	山本内科医院	〒747-0035　栄町一丁目6-14	22-3927	24-4183	栄町	0.5m～3.0m未満
診療所	手山産婦人科	〒747-0035　栄町一丁目8-7	22-0188	22-0098	栄町	0.5m～3.0m未満
診療所	(医)社団　大西眼科	〒747-0035　栄町二丁目1-1	22-5307	25-0024	栄町	0.5m～3.0m未満
診療所	(医)光恵会　光山医院	〒747-0042　今市町21-15	22-1361	22-1778	山口町	0.5m～3.0m未満
病　院	(財)防府消化器病センター防府胃腸病院	〒747-0801　駅南町14-33	22-3339	23-2040	大林寺	0.5m～3.0m未満
病　院	山口博愛病院	〒747-0819　お茶屋町2-12	22-2310	25-1675	岡村町	0.5m未満
診療所	防府耳鼻咽喉科医院	〒747-0037　八王子一丁目24-24	23-7194	23-7202	八王子一丁目	0.5～3.0m未満
診療所	(医)三鳩会　吉田整形外科	〒747-0033　上天神町3-8	22-0021	38-2517	立市・旭町	0.5～3.0m未満
認定こども園（幼）	松崎幼稚園	〒747-0034　天神二丁目5-22	22-0537	21-9063	上天神町	0.5m未満
幼稚園	暁の星幼稚園	〒747-0037　八王子一丁目26-27	38-5777	38-5833	八王子一丁目	0.5～3.0m未満
認定こども園（幼）	佐波幼稚園	〒747-0043　平和町6-20	22-0625	22-2558	徳町	0.5～3.0m未満
認定こども園（幼）	えんしん幼稚園	〒747-0834　大字田島707-3	22-0301	22-0077	中新前町	0.5m～3.0m未満
認定こども園（幼）	中関幼稚園	〒747-0834　大字田島1360-1	22-4246	22-4258	浜内	0.5m～3.0m未満
幼稚園	華城幼稚園	〒747-0848　華城中央二丁目1-28	23-8336	23-8871	小徳田	0.5m～3.0m未満
認定こども園（幼）	右田幼稚園	〒747-0063　大字下右田258-2	23-3323	24-4985	右田市下	0.5m～3.0m未満
認定こども園（幼）	玉祖幼稚園	〒747-0067　大字佐野337-1	23-5160	23-5165	七尾	0.5m未満
小学校	勝間小学校	〒747-0821　警固町二丁目3-1	22-0314	22-7744	警固町	0.5m未満
小学校	佐波小学校	〒747-0037　八王子二丁目6-10	22-0728	22-7774	八王子二丁目	0.5m～3.0m未満
小学校	小野小学校	〒747-0106　大字奈美633-1	36-0004	36-0310	奈美	3.0m～5.0m未満
小学校	右田小学校	〒747-0063　大字下右田10086-2	22-1382	22-9493	塚原	0.5m～3.0m未満
小学校	新田小学校	〒747-0825　大字新田1014-1	22-0539	22-6943	東須賀	0.5m未満
小学校	中関小学校	〒747-0833　大字浜方746	22-0566	22-9947	北側	0.5m～3.0m未満
小学校	華城小学校	〒747-0848　華城中央二丁目2-1	22-0329	22-9967	小徳田	0.5m～3.0m未満
小学校	玉祖小学校	〒747-0065　大字大崎1802	22-1613	22-8141	七尾・居合	0.5m～3.0m未満
中学校	佐波中学校	〒747-0031　迫戸町16-37	22-0233	21-9418	迫戸	0.5m～3.0m未満
中学校	右田中学校	〒747-0064　大字高井565	22-0984	22-7745	沖高井・中塚	3.0m～5.0m未満
中学校	桑山中学校	〒747-0808　桑山二丁目7-26	22-2182	22-4582	石が口	0.5m未満
中学校	華陽中学校	〒747-0834　大字田島719-2	22-1049	22-4683	中新前町	0.5m～3.0m未満
高等学校	山口県立防府高等学校	〒747-0803　岡村町2-1	22-0136	22-2547	岡村町	0.5m～3.0m未満
高等学校	山口県立防府商工高等学校	〒747-0802　中央町3-1	22-3790	22-3791	岡村町	0.5m～3.0m未満
総合支援学校	山口県立防府総合支援学校	〒747-0833　大字浜方205番地の3	22-6108	22-6109	鶴中浜	0.5m未満
児童福祉施設	みどり保育園	〒747-0026　緑町一丁目8番9号	23-7343	23-7345	緑町	0.5m未満
児童福祉施設	西佐波保育園	〒747-0045　高倉一丁目16番10号	23-5538	23-5508	高倉	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	宮市保育所	〒747-0041　本橋町18番1号	23-5615	23-5615	本橋通	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	新田保育園	〒747-0825　大字新田847番地の2	23-8558	23-6789	西須賀	0.5m未満
児童福祉施設	西須賀保育所	〒747-0825　大字新田1204番地の3	24-0972	28-7672	西須賀	0.5m未満
児童福祉施設	華陽保育園	〒747-0834　大字田島716番地の5	22-0003	22-0303	中新前町	0.5m～3.0m未満
認定こども園（幼保）	きんこう保育園	〒747-0834　大字田島433番地	38-3456	38-3475	北側	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	華城保育園	〒747-0847　伊佐江町11番40号	23-3185	23-8859	四辻	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	右田保育園	〒747-0063　大字下右田390番地の1	24-4936	24-4985	右田市下	3.0m～5.0m未満
児童福祉施設	おひさまキッズ	〒747-0026　緑町2-4-1	28-1150	25-8220	緑町	0.5m未満
児童福祉施設	勝間留守家庭児童学級	〒747-0821　警固町二丁目3番1号	38-4984	38-4984	警固町	0.5m未満
児童福祉施設	佐波留守家庭児童学級	〒747-0037　八王子二丁目6番10号	38-6262	38-6262	八王子二丁目	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	小野留守家庭児童学級	〒747-0106　大字奈美633番地の1	36-0199	36-0199	奈美	3.0m～5.0m未満
児童福祉施設	右田留守家庭児童学級	〒747-0063　大字下右田10086番地の2	24-8180	24-8180	塚原	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	新田留守家庭児童学級	〒747-0825　大字新田1014番地の1	38-4985	38-4985	東須賀	0.5m未満
児童福祉施設	中関留守家庭児童学級	〒747-0833　大字浜方746番地	38-4986	38-4986	北側	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	華城留守家庭児童学級	〒747-0848　華城中央二丁目2番1号	38-4242	38-4242	小徳田	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	玉祖留守家庭児童学級	〒747-0065　大字大崎1802番地	38-8383	38-8383	七尾	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	宮市児童館	〒747-0041　本橋町16番3号	22-3801	22-3094	本橋通	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	右田児童館	〒747-0063　大字下右田1233番地	23-2092	23-2064	吉敷	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	はなのうら	〒747-0833　大字浜方205番地の1	28-7813	22-3279	鶴中浜	0.5m未満

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会	浸水の程度
児童福祉施設	ひまわりキッズ	〒747-0801　駅南町4番15号	28-7728	25-8220	佐波	0.5m～3.0m未満
児童福祉施設	キッズステーション駅南	〒747-0801　駅南町4番15号	22-2220	25-8220	佐波	0.5m～3.0m未満
病児保育所	きららルーム	〒747-0814　　三田尻一丁目15-2	26-5656	26-5657	老松	0.5m未満
児童養護施設	防府海北園	〒747-0064　大字高井686番地	22-2044	22-2271	中塚	3.0m～5.0m未満
児童養護施設	地域小規模児童養護施設中塚ホーム	〒747-0064　大字高井683番地	24-5350	24-5350	中塚	0.5m～3.0m未満
児童養護施設	防府海北園　上河原ホーム	〒747-0062　大字上右田2339番地	25-1762	25-1762	上河原	5.0m以上
児童養護施設	防府海北園　自立援助ホーム海北	〒747-0064　大字高井701番地の4	080-4834-7718		中塚	3.0m～5.0m未満
認可外保育所	青空保育園	〒747-0814　三田尻一丁目4番23号	28-1187	28-1197	堀口通	0.5m未満
サービス付高齢者住宅	ケアビレッジスワン	〒747-0104　大字真尾735番地の2	36-1760	36-1760	真尾	0.5m～3.0m未満
サービス付高齢者住宅	ケアライフ防府	〒747-0063　大字下右田797番地の1	21-4165	21-3365	芝生	3.0m～5.0m未満
サービス付高齢者住宅	メゾン・ド・ラペ	〒747-0821　警固町二丁目6番10号	28-2525	28-0166	警固町	0.5m未満
サービス付高齢者住宅	プルメリア	〒747-0825　大字新田818番地の1	28-1170	28-1171	西須賀	0.5m～3.0m未満
ケアハウス	ヘスティア華城　ケアハウス	〒747-0846　大字伊佐江1598番地	20-0321	38-6201	大塚	0.5m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　ヘスティア華城	〒747-0846　大字伊佐江1039番地の1	27-1133	27-1135	大塚	0.5m～3.0m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　フィラージュ開出	〒747-0054　開出西町32番8号	28-9300	28-9303	中河内	0.5m～3.0m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　まめ舎	〒747-0825　大字新田672番地	26-0303	26-0307	下新田	0.5m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　ライフケア高砂	〒747-0062　大字上右田334番地	22-5500	22-5504	和田峪	5.0m以上
介護老人保健施設	尚歯堂	〒747-0825　大字新田775番地の1	26-1133	26-1130	下新田	0.5m未満
介護老人保健施設	好日苑	〒747-0036　戎町二丁目5番1号	26-5010	26-5015	共進町	0.5m～3.0m未満
介護老人保健施設	老人保健施設はくあい	〒747-0814　三田尻一丁目1番24号	26-2626	27-2015	岡村町	0.5m未満
有料老人ホーム	ナーシングホーム緑町	〒747-0026　緑町一丁目7番61号	22-3146	20-1678	緑町	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ヘスティア天神	〒747-0034　天神一丁目7番23号	26-4777	26-6777	下天神町	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	光の郷	〒747-0046　千日二丁目18番21号	20-2800	20-2801	山口町	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	娑羅樹館	〒747-0825　大字新田776番地の5	27-0311	27-0313	下新田	0.5m未満
有料老人ホーム	はびね防府	〒747-0834　大字田島1460番地の4	26-5100	26-5080	北側	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ル・リアン	〒747-0834　大字田島724番地の2	28-7878	28-1115	中新前町	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ヘスティア伊佐江	〒747-0847　伊佐江町11番44号	27-2277	27-2288	四辻	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ライフロハス高砂	〒747-0062　大字上右田334番地	22-5500	22-5504	和田峪	5.0m以上
有料老人ホーム	初梅	〒747-0063　大字下右田363番地	28-1217	28-1218	右田市下	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ＡＣＯＴ	〒747-0834　大字田島1943番地の4	28-1142	28-1144	北山手	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ぴ～ぽ～倶楽部　玲和館	〒747-0836　大字植松1869番地の2	38-3657	38-3566	西開作	0.5m～3.0m未満
有料老人ホーム	ケアライフ防府Ⅱ番館	〒747-0063　大字下右田797番地の1	21-4165	21-3365	芝生	3.0m～5.0m未満
グループホーム	24時間宅老所　新田の楽さん家	〒747-0825　大字新田966番地の1	21-3463	27-2886	西須賀	0.5m～3.0m未満
グループホーム	グループホーム　ニコニコ創	〒747-0062　大字上右田2458番地の1	24-0602	24-0602	上河原	3.0m～5.0m未満
グループホーム	ヘスティア華城　グループホーム	〒747-0846　大字伊佐江1598番地	20-0322	38-6202	大塚	0.5m未満
グループホーム	グループホーム　フィラージュ開出	〒747-0054　開出西町32番8号	28-9301	28-9303	中河内	0.5m～3.0m未満
グループホーム	グループホーム和楽	〒747-0825　大字新田966番地の1	28-8731	28-8745	西須賀	0.5m～3.0m未満
小規模多機能	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター防府	〒747-0825　大字新田600番地の5	28-7500	27-0688	中新田	0.5m～3.0m未満
小規模多機能	スローライフ	〒747-0041　本橋町13番5号	24-7667	24-7667	本橋通	0.5m～3.0m未満
小規模多機能	ヘスティア天神小規模多機能型居宅介護事業所	〒747-0034　天神一丁目7番23号	26-4777	26-6777	下天神町	0.5m～3.0m未満
小規模多機能	小規模多機能　スマイル創	〒747-0062　大字上右田2464番地	25-0778	25-0778	上河原	3.0m～5.0m未満
小規模多機能	ヘスティア伊佐江	〒747-0847　伊佐江町11番44号	27-2277	27-2288	四辻	0.5m～3.0m未満
小規模多機能	自遊の街小規模多機能ハウス　ひだまり倶楽部	〒747-0817　自力町3番27号	27-6648	21-3250	自力東町	0.5m未満
看護小規模多機能	看護小規模多機能型居宅介護東風	〒747-0063　大字下右田350番地3	28-1145	28-1146	右田市下	0.5m～3.0m未満
看護小規模多機能	看護小規模多機能プルメリア	〒747-0825　大字新田818番地の1	28-1172	28-1173	西須賀	0.5m～3.0m未満
通所介護	ａｃｏｔデーサービスセンター	〒747-0834　大字田島1943番地の4	28-1142	28-1144	北山手	0.5m～3.0m未満
ショートステイ	特別養護老人ホーム　ヘスティア華城	〒747-0846　大字伊佐江1039番地の1	27-1133	27-1135	大塚	0.5m～3.0m未満
ショートステイ	特別養護老人ホーム　フィラージュ開出	〒747-0054　開出西町32番8号	28-9300	28-9303	中河内	0.5m～3.0m未満
ショートステイ	特別養護老人ホーム　まめ舎	〒747-0825　大字新田672番地	26-0303	26-0307	下新田	0.5m未満
ショートステイ	特別養護老人ホーム　ライフケア高砂	〒747-0062　大字上右田334番地	22-5500	22-5504	和田峪	5.0m以上
通所リハビリ	介護老人保健施設　好日苑	〒747-0036　戎町二丁目5番1号	26-5010	26-5015	共進町	0.5m～3.0m未満
通所リハビリ	介護老人保健施設　尚歯堂	〒747-0825　大字新田775番地の1	26-1133	26-1130	下新田	0.5m未満
通所リハビリ	光山医院　デイケアセンター	〒747-0046　千日二丁目18番21号	22-1361	20-2801	山口町	0.5m～3.0m未満
通所リハビリ	山縣医院　通所リハビリテーション	〒747-0834　大字田島1092番地	22-0246	21-9896	下新前町	0.5m～3.0m未満

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会	浸水の程度
通所介護	ナーシングホーム緑町　通所介護	〒747-0026　緑町一丁目7番61号	20-1615	20-1678	緑町	0.5m～3.0m未満
通所介護	ケアパートナー防府	〒747-0041　本橋町17番16号	26-6767	24-4600	本橋通	0.5m～3.0m未満
通所介護	さんコープ天神口デイサービス	〒747-0037　八王子一丁目16番2号	28-7293	26-0254	八王子一丁目	0.5m～3.0m未満
通所介護	サンキ・ウエルビィ　デイサービスセンター防府（昭和レトロ）	〒747-0037　八王子二丁目8番8号ゆめタウン防府売場３Ｆ	21-8811	21-7284	八王子二丁目	0.5m～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンター　ふじ防府	〒747-0045　高倉一丁目14番1号	38-3166	38-3188	高倉	0.5m～3.0m未満
通所介護	憩いの里　デイサービスセンター	〒747-0046　千日一丁目5番44号	28-7756		高倉	0.5m～3.0m未満
通所介護	生活処　遊夢庵	〒747-0802　中央町6番30号	26-5150	38-5813	大林寺	0.5m～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンター　新田の楽さん家	〒747-0825　大字新田966番地の1	27-2887	27-2886	西須賀	0.5m～3.0m未満
通所介護	ポシブル防府	〒747-0825　大字新田818番地の3	20-2525	20-2526	西須賀	0.5m～3.0m未満
通所介護	きんこうデイサービスセンター	〒747-0834　大字田島433番地	20-1123	20-1118	北側	0.5m～3.0m未満
通所介護	デイサービス　はぴね防府	〒747-0834　大字田島1460番地の4	26-5100	26-5080	北側	0.5m～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンター　元気の里	〒747-0834　大字田島674番地の5	25-2341	28-0501	下新前町	0.5m～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンター　元気の里　２号館	〒747-0834　大字田島674番地の12	28-8455	28-8456	下新前町	0.5m～3.0m未満
通所介護	デイサービス　えがおの森	〒747-0845　大字仁井令668番地の2	21-8488	28-8331	地神堂	0.5m～3.0m未満
通所介護	ヘスティア華城デイサービスセンター	〒747-0846　大字伊佐江1039番地の1	27-1133	27-1135	大塚	0.5m～3.0m未満
通所介護	Lapi　あそ兵衛	〒747-0807　桑南二丁目5番48号	28-1182	28-1181	古谷河内	0.5m未満
通所介護	デイサービスセンター　フィラージュ開出	〒747-0054　開出西町32番8号	28-9300	28-9303	中河内	0.5m～3.0m未満
通所介護	ケアライフ防府デイサービスセンター	〒747-0063　大字下右田797番地の1	21-4165	21-3365	芝生	3.0m～5.0m未満
通所介護	デイサービスセンター　なんてん	〒747-0063　大字下右田1035番地	28-8812	28-8813	塚原	3.0m～5.0m未満
通所介護	ライフケア高砂デイサービスセンター	〒747-0062　大字上右田334番地	22-5500	22-5504	和田峪	5.0m以上
通所介護	ケアビレッジスワン	〒747-0104　大字真尾735番地の2	36-1760	36-1760	真尾	0.5m～3.0m未満
通所介護	ぴ～ぼ～倶楽部　シニア健康運動サロン防府	〒747-0836　大字植松1869番地の12	38-3655	38-3566	西開作	0.5m～3.0m未満
通所介護	ヘスティア華城機能訓練デイサービスセンター	〒747-0846　大字伊佐江1569番地の1	27-3377	27-3399	大塚	0.5m～3.0m未満
通所介護	ほねつぎデイサービス防府	〒747-0807　桑南一丁目5番18号	27-5231	27-5232	古谷河内	0.5m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	自遊の街デイサービスセンター　ひかり	〒747-0036　戎町一丁目6番22号	21-4820	21-4823	戎町一区	0.5m～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	フィラージュ開出	〒747-0054　開出西町32番8号	28-9300	28-9303	中河内	0.5m～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	はあと	〒747-0849　西仁井令一丁目3番20号西仁井令旭ビル1階	22-4449	22-4559	柳原二区	0.5m～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	心促福祉作業センター	〒747-0062　大字上右田2608番地	22-8530	22-8630	上河原	5.0m以上
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ふれんず	〒747-0802　中央町6番32号第２ＪＡビル2階	28-7087	28-7284	大林寺	0.5m～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	よつばホームA	〒747-0825　大字新田1781番地の1	27-3003	38-7050	問屋口	0.5m～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	グループホーム　りたはうす	〒747-0045　高倉１丁目11番30号	28-1739	28-1739	高倉	0.5m～3.0未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	デイサービス　たんぽぽ	〒747-0825　大字新田1784番地の6	38-7500	28-7381	問屋口	0.5m～3.0未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ライクユー	〒747-0063　大字下右田330番地の2	23-5560	0839-63-9196	右田市上	0.5m～3.0未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ビエネスタ防府	〒747-0801　駅南町2-7トーヨービル2階	28-7245	28-7246	佐波	0.5m～3.0未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	センメイハイツ（あゆみ）	〒747-0845　大字仁井令911-2第二藤田アパート	28-1733	28-1787	寺開作	0.5m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ポシブル防府	〒747-0825　大字新田818-3	20-2525	20-2526	西須賀	0.5m～3.0未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	デイサービス真	〒747-0802　中央町2-5岸本ビル2Ｆ	28-7259	28-7426	藤本町	0.5m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	まちふく防府	〒747-0825　大字新田1497	28-9348	28-9347	東須賀	0.5m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	生活介護てだのふあ	〒747-0801　駅南町2-7トーヨービル102	28-1770	28-1777	佐波	0.5m～3.0未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	にじいろヘルパーステーション	〒747-0104　大字真尾314-3	36-5936	36-5937	真尾	3.0m～5.0m未満
障害者支援施設	華南園	〒747-0833　大字浜方205番地	23-3650	23-3623	鶴中浜	0.5m未満
障害者支援施設	華の浦	〒747-0833　大字浜方205番地の1	22-3280	22-3279	鶴中浜	0.5m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	こども療育スポット　キャンバス	〒747-0026　緑町一丁目7番23号	28-1716	28-1717	国庁通	0.5m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	jump	〒747-0812　鋳物師町9番3号	23-2600	23-2600	東車塚	0.5m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	こども通所支援事業所　はなのうら	〒747-0833　大字浜方205番地の1	28-7813	22-3279	鶴中浜	0.5m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	子ども発達支援　てだのふあ	〒747-0834　大字田島527番地の2	28-9421	24-1644	浜内	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	りぷらす	〒747-0849　西仁井令一丁目2番46号	38-4888	38-4888	開出西	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後りぷらす	〒747-0843　東仁井令町24番1号仁井令ハイツ１階	090-4108-4888	38-4888	鍛冶屋河内	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	児童デイサービス　つぐみ防府	〒747-0046　千日二丁目5番12号	28-7652	28-7653	千日町	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	児童デイサービス　つぐみ右田	〒747-0064　大字高井647番地の2	28-7540	28-7653	中塚	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	ソイルセンター	〒747-0825　大字新田119番地の5	27-3192	27-4340	上新田	0.5m未満

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会	浸水の程度
障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもデイサービス　ひまわり	〒747-0825　大字新田1784番地の5	24-6006	28-7381	問屋口	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	こども発達支援事業所　ミラサーチ楽さん家	〒747-0031　迫戸町2-46	28-9121	28-9141	迫戸	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	エルモ	〒747-0046　千日二丁目5番12号	28-7652	28-7653	千日町	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	てんま	〒747-0067　大字佐野1308番地1	28-9267	28-9268	台ヶ原	3.0m～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	子ども発達支援てだのふあ２	〒747-0834　大字田島526番地の2	28-9421	24-1644	浜内	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	フィールド	〒747-0834　大字田島1224番地	080-3898-3033	0839-63-4168	東築留	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	みらくる　楽さん家	〒747-0833　大字浜方699-60	28-8585	28-8528	北側	0.5m～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	子ども発達サポートどんぐり防府八王子	〒747-0037　八王子二丁目5番1号	28-0245	28-0246	八王子二丁目	0.5m～3.0m未満

■ 2-14-3　洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川）

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会	浸水の程度
幼 稚 園	牟礼幼稚園	〒747-0012　牟礼今宿二丁目13-24	38-0835	38-2455	今　宿	0.5m～1.0m未満
児童福祉施設	牟礼保育園	〒747-0012　牟礼今宿二丁目13-25	38-0768	38-2455	今　宿	0.5m～1.0m未満
小学校	牟礼小学校	〒747-0004　大字牟礼106番地	38-0015	23-7299	下木部	1.0m～3.0m未満
小学校	牟礼南小学校	〒747-0014　大字江泊1361番地	23-5004	23-5892	浮野	0.5m～1.0m未満
児童福祉施設	牟礼留守家庭児童学級	〒747-0004　大字牟礼106番地	38-4241	38-4241	下木部	0.5m～1.0m未満
児童福祉施設	牟礼南留守家庭児童学級	〒747-0014　大字江泊1361番地	23-5591	23-5591	浮野	0.5m～1.0m未満
サービス付高齢者住宅	エルスマイル防府　笑晴庵	〒747-0011　岸津二丁目14番50号	28-2288	28-8817	岸津	0.5m未満
有料老人ホーム	さわやか	〒747-0012　牟礼今宿一丁目21番25号	21-1985	21-1981	今宿	0.5m～1.0m未満
有料老人ホーム	グリーンライフ防府沖今宿	〒747-0013　沖今宿一丁目18番20号	27-2826	27-2827	沖今宿	1.0m～3.0m未満
有料老人ホーム	有料老人ホームそよ風	〒747-0003　牟礼柳20番1号	28-7718	28-7719	柳	1.0m～3.0m未満
有料老人ホーム	逢笑庵	〒747-0011　岸津二丁目14番50号	28-2288	28-8817	岸津	0.5m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　あかつき苑防府	〒747-0014　大字江泊1790番地	28-7660	23-6776	下木部	0.5m未満
通所介護	ＮＰＯさわやか中西	〒747-0005　中西29番7号	28-8171	21-1981	中西	1.0m～3.0m未満
通所介護	デイサービス　円笑	〒747-0011　岸津二丁目14番50号	28-8811	28-8817	岸津	0.5m未満
通所介護	デイサービスセンター　おおひらの里	〒747-0014　大字江泊1790番地	38-5282	38-5374	下木部	0.5m未満
通所介護	デイサービスセンター　オールケアー	〒747-0013　沖今宿一丁目18番20号	27-2826	27-2827	沖今宿	1.0m～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンター　さわやか防府	〒747-0012　牟礼今宿一丁目21番27号	21-1985	21-1981	今宿	0.5m～1.0m未満
通所介護	デイサービスひだまり	〒747-0012　牟礼今宿一丁目11番18号	23-5053	23-5053	今宿	0.5m未満
通所介護	デイサービスおいでませ	〒747-0014　大字江泊1987番地の143	28-1505	28-1506	沖田	1.0m～3.0m未満
通所介護	デイサービスそよ風	〒747-0003　牟礼柳20番1号	28-7718	28-7719	柳	0.5m～1.0m未満
通所介護	デイサービスふれあいの家なかにし	〒747-0005　中西1番17号	24-2318	61-1335	中西	0.5m未満
通所介護	デイサービスあおば	〒747-0003　牟礼柳20番1号	28-7752	28-7719	柳	0.5m～1.0m未満
グループホーム	防府あかり園グループホームいちえ	〒747-0003　牟礼柳23番22号	26-6063	21-3654	柳	0.5m～1.0m未満
グループホーム	グループホーム　あかつき防府	〒747-0014　大字江泊1790番地	28-7660	23-6776	下木部	0.5m未満
養護老人ホーム	やはず苑	〒747-0014　大字江泊1790番地	38-8333	38-8335	下木部	0.5m未満
老人憩の家	牟礼南老人憩の家	〒747-0014　大字江泊2163番地	－	－	沖の原	0.5m未満

※馬刀川及び柳川の浸水区域が重なる施設は、浸水深の大きい値を表示した。

■ ２-14-４　津波災害警戒区域における避難促進施設

津波防災地域づくりに関する法律施行令第１９条関係　　令和７年７月１日現在

	種別		施設	住所	備考
1	第1号	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	24時間宅老所 新田の楽さん家	大字新田966番地の1	
2	第1号	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	グループホーム和楽	大字新田966番地の1	
3	第1号	障害者支援施設	華の浦	大字浜方205番地の1	
4	第1号	障害者支援施設	華南園	大字浜方205番地	
5	第1号	障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもデイサービス　ひまわり	大字新田1784番地の5	
6	第1号	障害福祉サービス事業の用に供する施設	デイサービス　たんぽぽ	大字新田1784番地の6	
7	第1号	障害児通所支援事業の用に供する施設	こども通所支援事業所　はなのうら	大字浜方205番地の1	
8	第1号	障害福祉サービス事業の用に供する施設及び老人福祉施設	障害福祉サービスあゆみの里	大字浜方169番地の1	
9	第1号	障害児通所支援事業の用に供する施設	フィールド	大字田島1224番地	
10	第1号	障害児通所支援事業の用に供する施設	フィールドフォワード	大字田島1314番地	
11	第1号	児童福祉施設	はなのうら	大字浜方205番地の1	
12	第1号	障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスあゆみの里	大字浜方169番地の1	
13	第1号	児童福祉施設（保育所）	華陽保育園	大字田島716番地の5	
14	第1号	児童福祉施設（保育所）	向島保育園	大字向島806番地12	
15	第1号	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	向島留守家庭児童学級	大字向島775番地	
16	第2号	認定こども園（幼）	えんしん幼稚園	大字田島707番地の3	
17	第2号	小学校	防府市立向島小学校	大字向島775番地	
18	第2号	中学校	防府市立華陽中学校	大字田島719番地の2	
19	第2号	総合支援学校	山口県立防府総合支援学校	大字浜方205番地の3	

■ ２-14-５　高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設

R7.7.1現在

区分	施　設　名	（〒）・所　在　地	電話	FAX	自治会	浸水の程度
幼稚園	双葉幼稚園	747-0813　東三田尻二丁目8－12	0835-22-0352	0835-24-5183	局の内	1.0～3.0m未満
幼稚園	牟礼幼稚園	747-0012　牟礼今宿二丁目13-24	0835-38-0835	0835-38-2455	今宿	1.0～3.0m未満
認定こども園（幼）	玉祖幼稚園	747-0067　大字佐野337－1	0835-23-5160	0835-23-5165	七尾	0.5～1.0m未満
認定こども園（幼）	えんしん幼稚園	747-0834　大字田島707－3	0835-22-0301	0835-22-0077	中新前町	3.0～5.0m未満
幼稚園	華城幼稚園	747-0848　華城中央二丁目1－28	0835-23-8336	0835-23-8871	小徳田	1.0～3.0m未満
小学校	防府市立富海小学校	747-1111　大字富海1248番地	0835-34-0014	0835-34-0297	脇	0.5m未満
小学校	防府市立牟礼南小学校	747-0014　大字江泊1361番地	0835-23-5004	0835-23-5892	浮野	0.5～1.0m未満
小学校	防府市立勝間小学校	747-0821　警固町二丁目3番1号	0835-22-0314	0835-22-7744	警固町	1.0～3.0m未満
小学校	防府市立華浦小学校	747-0816　華浦二丁目2番2号	0835-22-0114	0835-22-7765	松原	1.0～3.0m未満
小学校	防府市立新田小学校	747-0825　大字新田1014番地の1	0835-22-0539	0835-22-6943	東須賀	3.0～5.0m未満
小学校	防府市立向島小学校	747-0831　大字向島775番地	0835-22-1796	0835-22-4789	中村	3.0～5.0m未満
小学校	防府市立中関小学校	747-0833　大字浜方746番地	0835-22-0566	0835-22-9947	北側	3.0～5.0m未満
小学校	防府市立西浦小学校	747-0835　大字西浦1944番地の1	0835-29-0101	0835-29-0249	里木舟	1.0～3.0m未満
小学校	防府市立華城小学校	747-0848　華城中央二丁目2番1号	0835-22-0329	0835-22-9967	小徳田	1.0～3.0m未満
小学校	防府市立玉祖小学校	747-0065　大字大崎1802番地	0835-22-1613	0835-22-8141	七尾・居合	1.0～3.0m未満
小学校	防府市立大道小学校	747-1232　大字台道400番地の1	0835-32-0007	0835-32-0043	市東	3.0～5.0m未満
児童福祉施設	華浦留守家庭児童学級	747-0816　華浦二丁目２番２号	22-7961	22-7961	松原	1.0～3.0m未満
児童福祉施設	勝間留守家庭児童学級	747-0821　警固町二丁目３番１号	38-4984	38-4984	警固町	1.0～3.0m未満
児童福祉施設	新田留守家庭児童学級	747-0825　大字新田１０１４番地の１	38-4985	38-4985	東須賀	3.0～5.0m未満
児童福祉施設	中関留守家庭児童学級	747-0833　大字浜方７４６番地	38-4986	38-4986	北側	3.0～5.0m未満
児童福祉施設	華城留守家庭児童学級	747-0848　華城中央二丁目２番１号	38-4242	38-4242	小徳田	1.0～3.0m未満
児童福祉施設	大道留守家庭児童学級	747-1232　大字台道４００番地の１	32-2253	32-2253	市東	3.0～5.0m未満
児童福祉施設	西浦留守家庭児童学級	747-0835　大字西浦１９４４番地の１	29-3011	29-3011	里木船	1.0～3.0m未満
児童福祉施設	牟礼南留守家庭児童学級	747-0014　大字江泊１３６１番地	23-5591	23-5591	浮野	0.5～1.0m未満
児童福祉施設	玉祖留守家庭児童学級	747-0065　大字大崎１８０２番地	38-8383	38-8383	七尾	1.0～3.0m未満
児童福祉施設	富海留守家庭児童学級	747-1111　大字富海１２４８番地	34-0932	34-0932	脇	0.5m未満
児童福祉施設	向島留守家庭児童学級	747-0831　大字向島７７５番地	24-7082	24-7082	中村	3.0～5.0m未満
児童福祉施設	牟礼児童館	747-0014　大字牟礼江泊1051番地の3	0835-22-7735	0835-22-8049	大内	1.0～3.0m未満
中学校	防府市立国府中学校	747-0024　国衙五丁目11番19号	0835-22-1369	0835-22-8206	国衙	0.5～1.0m未満
中学校	防府市立桑山中学校	747-0808　桑山二丁目7番26号	0835-22-2182	0835-22-4582	石が口	1.0～3.0m未満
中学校	防府市立華陽中学校	747-0834　大字田島719番地の2	0835-22-1049	0835-22-4683	中新前町	3.0～5.0m未満
中学校	防府市立華西中学校	747-0835　大字西浦10545番地の2	0835-29-0121	0835-29-0446	半田	1.0～3.0m未満
中学校	高川学園中学校	747-1232　大字台道3635	0835-33-0101	0835-32-3511	駅南	3.0～5.0m未満
高等学校	高川学園高等学校	747-1232　大字台道3635	0835-33-0101	0835-32-3511	駅南	3.0～5.0m未満
大学	山口短期大学	747-1232　大字台道11346-2	0835-32-0138	0835-32-0149	遠ヶ崎	3.0～5.0m未満
総合支援学校	防府総合支援学校	747-0833　大字浜方205－3	0835-22-6108	0835-22-6109	鶴中浜	3.0～5.0m未満
児童養護施設	児童養護施設防府海北園 地域小規模グループケアシーノースガーデン１０１	747-0067　大字佐野172番地の1	28-1031	21-6805	七尾	3.0～5.0m未満
児童養護施設	児童養護施設防府海北園 地域小規模グループケアシーノースガーデン１０２	747-0067　大字佐野172番地の1	28-1032		七尾	3.0～5.0m未満
児童養護施設	児童養護施設防府海北園 地域小規模グループケアシーノースガーデン１０３	747-0067　大字佐野173番地	28-1306		七尾	3.0～5.0m未満
児童養護施設	児童養護施設防府海北園 地域小規模グループケアシーノースガーデン１０４	747-0067　大字佐野173番地	28-1307		七尾	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	こども通所支援事業所はなのうら	747-0833　大字浜方205-1	0835-28-7813	0835-22-3279	鶴中浜	3.0～5.0m未満

障害児通所支援事業の用に供する施設	子ども発達支援てだのふあ	747-0834　大字田島527-2	0835-28-9421	0835-24-1644	浜内	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	こどもデイサービスひまわり	747-0825　大字新田119-5	0835-27-6006	0835-28-7381	問屋口	5.0m以上
障害児通所支援事業の用に供する施設	放課後等デイサービスあゆみの里	747-0833　大字浜方１６９－１	0835-24-5075	0835-24-5075	古浜	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	子どもと家庭の療育ステーションりぷらす	747-0849　西仁井令１丁目２－４６	0835-38-4888	0835-38-4888	開出西	0.5～1.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	子どもと家庭の療育ステーション放課後りぷらす	747-0843　東仁井令町24-1	0835-38-4888	0835-38-4888	鍛冶屋河内	1.0～3.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	みらくる　楽さん家	747-0833　大字浜方699-60	0835-28-8585	0835-28-8528	北側	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	フィールド	747-0834　大字田島1224	080-3898-3033	0839-63-4168	東築留	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	ＫＩＤ　ＡＣＡＤＥＭＹ　ＳＰＯＲＴＳ防府校	747-0817　自力町4-17	0835-38-3366	0835-38-3388	自力東町	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	子ども発達支援てだのふあ２	747-0834　大字大字田島526-2	0835-28-9421	0835-24-1644	浜内	3.0～5.0m未満
障害児通所支援事業の用に供する施設	フィールドフォワード	747-0834　大字田島１３１４	080-3898-3033	050-3145-9023	東築留	3.0～5.0m未満
障害児入所支援	はなのうら	747-0833　大字浜方205-1	0835-22-3280	0832-22-3279	鶴中浜	3.0～5.0m未満
認可外保育施設	ペンストンキッズガーデン防府	747-0824　新築地町22番3号	28-1363		－	1.0～3.0m未満
認可外保育施設	わいわい保育園防府	747-0825　大字新田248番地の1	090-9808-3385		東須賀	3.0～5.0m未満
認定こども園（幼）	鞠生幼稚園	747-0816　華浦二丁目2－1	0835-22-1662	22-1707	新道	1.0～3.0m未満
認定こども園（幼）	中関幼稚園	747-0834　大字田島1360－1	0835-22-4246	22-4258	浜内	3.0～5.0m未満
認定こども園（保）	とのみ保育所	747-1111　大字富海2703番地	34-0039	34-0039	脇	0.5～1.0m未満
認定こども園（幼保）	きんこう保育園	747-0834　大字田島433番地	38-3456	38-3475	北側	3.0～5.0m未満
保育所	江泊保育所	747-0014　大字江泊1068番地	38-3844	38-3844	大内	1.0～3.0m未満
保育所	華陽保育園	747-0834　大字田島716番地の5	22-0003	22-0303	中新前町	3.0～5.0m未満
保育所	妙蓮寺保育園	747-1232　大字台道5381番地	33-0066	33-0063	下津令	0.5m未満
保育所	双葉保育園	747-0821　警固町二丁目7番49号	23-2831		警固町	1.0～3.0m未満
保育所	華城保育園	747-0846　伊佐江町11番40号	23-3185	23-8859	四辻	1.0～3.0m未満
保育所	新田保育園	747-0825　大字新田847番地の2	23-8558	23-6789	西須賀	3.0～5.0m未満
保育所	向島保育園	747-0831　大字向島806番地の12	22-1797		本村	3.0～5.0m未満
保育所	牟礼保育園	747-0012　牟礼今宿二丁目13番25号	38-0768	38-2455	今宿	1.0～3.0m未満
保育所	西浦保育園	747-0835　大字西浦1731番地	29-0018		丸山	1.0～3.0m未満
保育所	西須賀保育所	747-0825　大字新田1204番地の3	24-0972	28-7672	西須賀	3.0～5.0m未満
小規模保育事業所	おひさまキッズ	747-0026　緑町二丁目4番1号	28-1150	25-8220	緑町	0.5m未満
老人憩の家	牟礼南老人憩の家	747-0014　大字江泊2163番地			沖の原	1.0～3.0m未満
老人憩の家	新田老人憩の家	747-0825　大字新田1029番地の1			古前町	3.0～5.0m未満
老人憩の家	中関老人憩の家	747-0833　大字浜方1067番地の1			本町	3.0～5.0m未満
老人憩の家	向島老人憩の家	747-0831　大字向島1739番地の4			郷ケ崎西	3.0～5.0m未満
老人憩の家	華城老人憩の家	747-0836　大字植松903番地の3			前開作	3.0～5.0m未満
老人憩の家	富海老人憩の家	747-1111　大字富海2760番地			脇	0.5m未満
老人憩の家	大道老人憩の家	747-1232　大字台道549番地			駅北	1.0～3.0m未満
有料老人ホーム	ライフクラフト丸山	747-0835　大字西浦1865番地の1	0835-28-2332	0835-29-2778	丸山	1.0～3.0m未満
サービス付き高齢者向け住宅	エルスマイル防府笑晴庵	747-0011　岸津二丁目14番50号	0835-28-2288	0835-28-8817	岸津	3.0～5.0m未満
サービス付き高齢者向け住宅	メゾン・ド・ラペ	747-0821　警固町二丁目6番10号	0835-28-2525	0835-28-0166	警固町	1.0～3.0m未満
サービス付き高齢者向け住宅	プルメリア	747-0825　大字新田818番地の1	0835-28-1170	0835-28-1171	西須賀	3.0～5.0m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム まめ舎	747-0825　大字新田672番地	0835-26-0303	0835-26-0307	下新田	3.0～5.0m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム岸津苑	747-0011　岸津二丁目24番20号	0835-24-0511	0835-25-1238	岸津	3.0～5.0m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームサンハート香月	747-0011　岸津二丁目25番1号	0835-27-1500	0835-27-1503	岸津	3.0～5.0m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム　フィラージュ開出	747-0054　開出西町32番8号	0835-28-9300	0835-28-9303	中河内	1.0～3.0m未満
介護老人保健施設	老人保健施設尚歯堂	747-0825　大字新田775番地の1	0835-26-1133	0835-26-1130	下新田	3.0～5.0m未満

有料老人ホーム	はぴね防府	747-0834　大字田島1460番地の4	0835-26-5100	0835-26-5080	北側	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	ライフクラフト西浦	747-0835　大字西浦1865番地の1	0835-29-2222	0835-29-2778	丸山	1.0～3.0m未満
有料老人ホーム	ＡＣＯＴ	747-0834　大字田島1943番地の4	0835-28-1142	0835-28-1144	北山手	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	グリーンライフ防府沖今宿	747-0013　沖今宿一丁目18番20号	0835-27-2826	0835-27-2827	沖今宿	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	宅粋庵	747-0822　勝間二丁目10番30号	0835-28-8852	0835-28-8853	勝間	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	逢笑庵	747-0011　岸津二丁目14番50号	0835-28-2288	0835-28-8817	岸津	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	ゆうの風三田尻	747-0821　警固町一丁目6番42号	0835-22-6006	0835-22-6206	勝間	0.5～1.0m未満
有料老人ホーム	そよ風	747-0003　牟礼柳20番1号	0835-28-7718	0835-28-7719	柳	1.0～3.0m未満
有料老人ホーム	娑羅樹館	747-0825　大字新田776番地の5	0835-27-0311	0835-27-0313	下新田	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	ル・リアン	747-0834　大字田島724番地の2	0835-28-7878	0835-28-1115	中新前町	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	ホームしせい	747-1232　大字台道3536番地の1	0835-28-1123	083-963-4320	駅南	5.0m以上
有料老人ホーム	ぴ～ぽ～倶楽部日常生活リハビリ特化型有料老人ホーム玲和館	747-0836　大字植松1869番地の12	0835-38-3655	0835-38-3656	西開作	3.0～5.0m未満
有料老人ホーム	さわやか	747-0012　牟礼今宿一丁目21番25号	0835-21-1985	0835-21-1981	今宿	1.0～3.0m未満
有料老人ホーム	ナーシングホーム緑町	747-0026　緑町一丁目7番61号	0835-22-3146	0835-20-1678	緑町	0.5m未満
有料老人ホーム	ヘスティア伊佐江	747-0847　伊佐江町11番44号	0835-27-2277	0835-27-2288	四辻	1.0～3.0m未満
軽費老人ホーム	ヘスティア華城ケアハウス	747-0846　大字伊佐江1598番地	0835-20-0321	0835-38-6201	大塚	3.0～5.0m未満
小規模多機能型居宅介護	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター防府	747-0825　大字新田600番地の5	0835-28-7500	0835-27-0688	中新田	3.0～5.0m未満
小規模多機能型居宅介護	自遊の街小規模多機能ハウスひだまり倶楽部	747-0817　自力町3番27号	0835-27-6648	0835-21-3250	自力東町	3.0～5.0m未満
小規模多機能型居宅介護	ヘスティア伊佐江小規模多機能型居宅介護	747-0847　伊佐江町11番44号	0835-27-2277	0835-27-2288	四辻	1.0～3.0m未満
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能プルメリア	747-0825　大字新田818番地の1	0835-28-1172	0835-28-1173	西須賀	3.0～5.0m未満
通所介護	ポシブル防府	747-0825　大字新田818番地の3	0835-20-2525	0835-20-2526	西須賀	3.0～5.0m未満
通所介護	ａｃｏｔデイサービスセンター	747-0834　大字田島1943番地の4	0835-28-1142	0835-28-1144	北山手	3.0～5.0m未満
通所介護	ライフクラフトデイサービスセンター丸山	747-0835　大字西浦1865番地の1	0835-28-2332	0835-29-2778	丸山	1.0～3.0m未満
通所介護	ライフクラフトデイサービスセンター西浦	747-0835　大字西浦1865番地の1	0835-29-2222	0835-29-2778	丸山	1.0～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンターオールケアー	747-0013　沖今宿一丁目18番20号	0835-27-2826	0835-27-2827	沖今宿	3.0～5.0m未満
通所介護	デイサービスおいでませ	747-0014　大字江泊1987番地の143	0835-28-1505	0835-28-1506	沖田	1.0～3.0m未満
通所介護	宅粋庵デイサービスセンター	747-0822　勝間二丁目10番30号	0835-28-8256	0835-28-8257	勝間	3.0～5.0m未満
通所介護	デイサービス円笑	747-0011　岸津二丁目14番50号	0835-28-8811	0835-28-8817	岸津	3.0～5.0m未満
通所介護	株式会社ピーエーデイサービスセンターゆうの風三田尻	747-0821　警固町一丁目6番42号	0835-28-0068	0835-22-6206	勝間	0.5～1.0m未満
通所介護	古民家デイサービスとのみ	747-1111　大字富海2519番地	0835-34-1000	0835-34-1088	西ノ浜	1.0～3.0m未満
通所介護	デイサービスそよ風	747-0003　牟礼柳20番1号	0835-28-7718	0835-28-7719	柳	1.0～3.0m未満
通所介護	夢のみずうみ村防府デイサービスセンター	747-0835　大字西浦2429番地の1	0835-39-2201	0835-39-2202	小茅	3.0～5.0m未満
通所介護	デイサービス ワンエフ	747-0806　石が口一丁目3番42号	0835-27-6203	0835-27-6208	石が口	1.0～3.0m未満
通所介護	デイサービスセンター新田の楽さん家	747-0825　大字新田966番地の1	0835-27-2887	0835-27-2886	西須賀	3.0～5.0m未満
通所介護	デイサービスセンター元気の里	747-0834　大字田島674番地の5	0835-25-2341	0835-28-0501	下新前町	3.0～5.0m未満
通所介護	デイサービスセンター元気の里２号館	747-0834　田島674番地の12	0835-28-8455	0835-28-8456	下新前町	3.0～5.0m未満
通所介護	なごみ処しゅしゅ	747-0821　警固町一丁目14番40号	0835-28-1500	0835-28-1510	警固町	1.0～3.0m未満
通所介護	デイズしせい	747-1232　大字台道3536番地の1	0835-28-1123	083-963-4320	駅南	5.0m以上
通所介護	ぴ～ぽ～倶楽部シニア健康運動サロン防府店	747-0836　大字植松1869番地の12	0835-38-3655	0835-38-3566	西開作	3.0～5.0m未満
通所介護	デイサービスセンターさわやか防府	747-0012　牟礼今宿一丁目21番27号	0835-21-1985	0835-21-1981	今宿	1.0～3.0m未満
通所介護	ナーシングホーム緑町通所介護	747-0026　緑町一丁目7番61号	0835-20-1615	0835-20-1678	緑町	0.5m未満
通所介護	デイサービスセンターフィラージュ開出	747-0054　開出西町32番8号	0835-28-9300	0835-28-9303	中河内	1.0～3.0m未満
通所介護	ヘスティア華城デイサービスセンター	747-0846　大字伊佐江1039番地の1	0835-27-1133	0835-27-1135	大塚	3.0～5.0m未満
通所介護	ヘスティア華城機能訓練デイサービスセンター	747-0846　大字伊佐江1569番地の1	0835-27-3377	0835-27-3399	大塚	3.0～5.0m未満

通所介護	岸津苑デイサービスセンター	747-0011	岸津二丁目24番20号	0835-21-8834	0835-21-8839	岸津	3.0～5.0m未満
通所介護	防府あかり園デイサービスセンターであい	747-0003	牟礼柳23番33号	0835-26-5663		柳	0.5m未満
通所介護	デイサービスあおば	747-0003	牟礼柳20番1号	0835-28-7752	0835-28-7719	柳	1.0～3.0m未満
地域密着型通所介護	デイサービスえがおの森	747-0845	大字仁井令668番地の2	0835-21-8488	0835-28-8331	地神堂	3.0～5.0m未満
地域密着型通所介護	Ｌａｐｉ あそ兵衛	747-0807	桑南二丁目5番48号	0835-28-1182	0835-28-1181	古谷河内	1.0～3.0m未満
地域密着型通所介護	デイサービスひだまり	747-0012	牟礼今宿一丁目11番18号	0835-23-5053	0835-23-5053	今宿	0.5～1.0m未満
地域密着型通所介護	一期一会 デイサービスセンター	747-0814	三田尻三丁目6番35号	0835-25-8001	0835-25-8002	局の内	1.0～3.0m未満
地域密着型通所介護	きんこう デイサービスセンター	747-0834	大字田島433番地	0835-20-1123	0835-20-1118	北側	3.0～5.0m未満
地域密着型通所介護	デイサービスはぴね防府	747-0834	大字田島1460番地の4	0835-26-5100	0835-26-5080	北側	3.0～5.0m未満
地域密着型通所介護	ほねつぎデイサービス防府	747-0807	桑南一丁目5番18号	0835-27-5231	0835-27-5232	古谷河内	1.0～3.0m未満
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホームフィラージュ開出	747-0054	開出西町32番8号	0835-28-9300	0835-28-9303	中河内	1.0～3.0m未満
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホームヘスティア華城	747-0846	大字伊佐江1039番地の1	0835-27-1133	0835-27-1135	大塚	3.0～5.0m未満
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホームひごろもそう	747-0833	大字浜方8番地の1	0835-28-7706	0835-28-7726	横入川	3.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護	２４時間宅老所新田の楽さん家	747-0825	大字新田966番地の1	0835-21-3463	0835-27-2886	西須賀	3.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護	グループホーム和楽	747-0825	大字新田966番地の1	0835-28-8731	0835-28-8745	西須賀	3.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護	グループホームフィラージュ開出	747-0054	開出西町32番8号	0835-28-9301	0835-28-9303	中河内	1.0～3.0m未満
認知症対応型共同生活介護	グループホーム笑生苑より愛	747-0845	大字仁井令765番地の6	0835-21-8555	0835-28-8651	晒石	3.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護	ヘスティア華城グループホーム	747-0846	大字伊佐江1598番地	0835-20-0322	0835-38-6202	大塚	3.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護	グループホームひごろもそう	747-0833	大字浜方8番地の1	0835-28-7706	0835-28-7726	横入川	3.0～5.0m未満
認知症対応型共同生活介護	防府あかり園グループホームいちえ	747-0003	牟礼柳23番22号	0835-26-6063	0835-21-3654	柳	0.5m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	障害福祉サービス　あゆみの里	747-0833	大字浜方169-1	0835-24-5075	0835-24-5075	古浜	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ソイルセンター	747-0825	大字新田119-5	0835-27-3192	0835-27-4340	上新田	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	デイサービス　たんぽぽ	747-0825	大字新田1784-6	0835-38-7500	0835-28-7381	問屋口	5.0m以上
障害福祉サービス事業の用に供する施設	防府市わかくさ園	747-0805	鞠生町12-2	0835-23-6625	0835-25-2864	松原	1.0～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	てんま	747-0067	大字佐野1308-1	0835-28-9267	0835-28-9268	台ケ原	5.0m以上
障害福祉サービス事業の用に供する施設	グループホーム夢かれん	747-1232	大字台道3527-9	0835-32-1155	0832-32-1888	大繁枝	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	よつばホームＡ	747-0825	大字新田1781-1	0835-38-2220	0835-27-4340	問屋口	5.0m以上
障害福祉サービス事業の用に供する施設	センメイハイツ	747-0814	三田尻二丁目9-8	0835-28-3844	0835-28-3855	自力東町	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	あおぞら	747-0814	三田尻二丁目9-3	0835-22-7228	0835-28-8628	自力東町	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	はあと	747-0849	西仁井令1丁目3-20 西仁井令旭ビル1階	0835-22-4449	0835-22-4559	柳原二区	1.0～3.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	センメイハイツ(あゆみ)	747-0845	大字仁井令911-2 第二藤田アパート	0835-28-1733	0835-28-1787	寺開作	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	てらら	747-0825	大字新田1784-2	0835-27-3036	0835-21-7910	問屋口	5.0m以上
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ポシブル防府	747-0825	大字新田818-3	0835-20-2525	0835-20-2526	西須賀	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	まちふく防府	747-0825	大字新田1497	0835-28-9348	28-9347	東須賀	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	短期入所　防府浜方	747-0833	大字浜方11-5	0835-25-0101	25-0102	横入川	3.0～5.0m未満
障害福祉サービス事業の用に供する施設	ソーシャルインクルーホーム防府浜方	747-0833	大字浜方11-5	0835-28-0101	0835-25-0102	横入川	3.0～5.0m未満
障害者支援施設	華の浦	747-0833	大字浜方２０５－１	0835-22-3280	0835-22-3279	鶴中浜	3.0～5.0m未満
障害者支援施設	華南園	747-0833	大字浜方２０５	0835-23-3650	0835-23-3623	鶴中浜	3.0～5.0m未満
身体障害者福祉センター	防府市身体障害者福祉センター	747-0805	鞠生町12-2	0835-23-6625	0835-25-2864	松原	1.0～3.0m未満

●避難場所等

■ 2-15-1　避難場所等の指定基準等

指定緊急避難場所（屋外及び屋内）	指定基準	災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号。以下「政令という。」）第 20 条の３及び 20 条の４並びに災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）。以下「内閣府令という。」）第１条の６に定める次に掲げる異常な現象の種類ごとに指定する（災対法第 49 条の４）。 １　洪水 ２　崖崩れ、土石流及び地すべり ３　高潮 ４　地震 ５　津波 ６　大規模な火事 ７　内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）
	管理基準	市は、災害が切迫した状況において、速やかに開設できる管理体制を整えておくこと。そのためには、あらかじめ施設管理者等と開設体制について協議しておくこと。
	立地条件	指定基準（４を除く。）に掲げる異常な現象による災害のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
	構造条件	立地条件に立地する場合には、当該異常な現象に対して政令及び内閣府令第１条の４に定める安全な構造であることのほか、次のような基準がある。 １　洪水、高潮及び内水氾濫 想定される水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。 ２　地震 次のいずれかに該当するものであること。 (1) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。 (2) 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。 ３　津波 津波を対象とするものについて、立地条件に立地する場合には、政令及び内閣府令第１条の５に定める安全な構造であることのほか、想定される水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
	その他	１　１人当たりの必要面積は、２㎡以上とすること。 ２　その他市長が別に定める基準に該当するものであること。 ３　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外にあること。 ただし、土砂災害特別警戒区域内に立地する施設であっても、建築基準法施行令第 80 条の３に基づき定められている基準を満たす場合は、この限りではない。また、土砂災害特別警戒区域を除く土砂災害警戒区域内等に立地する施設であっても、鉄筋コンクリート造等の極力強吾な構造などを備えている場合も同様とする。 ４　進入路が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外にあること。 ただし、１つの進入路が同区域内であっても、徒歩等による進入路をほかに確保することが出来る場合は、この限りではない。
指定避難所	規模基準	被災者の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有する必要があるため、１人当たりの必要面積は３㎡以上とすること。
	構造基準	速やかに被災者を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造若しくは設備を有するものであること。

	立地条件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。土砂災害（特別）警戒区域外であること。 ただし、土砂災害特別警戒区域内に立地する施設であっても、建築基準法施行令第 80 条の 3 に基づき定められている基準を満たす場合は、この限りではない。また、土砂災害特別警戒区域を除く土砂災害警戒区域内等に立地する施設であっても、鉄筋コンクリート造等の極力強吾な構造などを備えている場合も同様とする。
	交通条件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所であること。
	福祉避難所である場合	主として要配慮者を滞在させることが想定される避難所や特に支援が必要な人のための指定避難所（以下「福祉避難所」という。）については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制を有すること。また、支援者等のスペースも考慮し、１人当たりの必要面積は４㎡以上とすること。
	学校を指定する場合	学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
	その他	市長が別に定める基準に該当するものであること。
地区一時避難場所	市が指定する指定緊急避難場所までは遠いなどの理由から、まずは近くで安全を確保するため、自治会や自主防災組織等が定める地区一時避難場所について基本的事項を定める。 自治会や自主防災組織等は、地区一時避難場所を定めた場合は市に届け出るものとする。	
	取扱内容	市における地区一時避難場所の取扱いについて、主に次のことを定める。 1　地区一時避難場所としての届出に関すること。 2　運営管理責任者の届出に関すること。 3　運営管理に関すること。 4　避難場所としての使用における指導に関すること。 5　避難場所の表示に関すること。
	運営管理	市は、地区一時避難場所の運営管理責任者に必要な運営管理の基本的事項について、主に次のことを定める。 1　当該避難場所の運営管理責任者の役割 2　災害対策本部設置時と未設置時の取扱い 3　市（防災危機管理課又は災害対策本部避難所統括班）との連絡体制 4　市への連絡内容（管理運営者、避難者情報、物資、周辺状況等） 5　市からの食料・物資等の収受 6　避難指示等発令時等、長期間に及ぶことが想定される場合の指定避難所への移動

■ ２-15-２　避難場所等

避難場所等	避　難　場　所　等　の　説　明
自主避難場所	早い段階で、自主的に避難する場所で、指定緊急避難場所のうち、公民館等を指定。
指定緊急避難場所	災害が発生、またはそのおそれがある場合に、避難する場所。洪水や津波など、災害事象ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設。
指定避難所	一定期間避難滞在をする所。災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等が、一定期間滞在する所として、市が指定して開設する施設。

一覧のうち、災害事象別が【○】となっている場合、該当の災害事象での避難が可能です。

令和７年７月１日現在

地区	避難場所	所在地	自主避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	洪水	高潮	がけ崩れ等	津波	地震	大規模な火事	内水氾濫
富海	富海公民館	大字富海1203-1	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
富海	富海小学校	大字富海1248		○	○	○	○	○	○	○	○	○
富海	富海中学校	大字富海1246-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
富海	脇公園	大字富海2755		○		○	×	○	○	○	○	－
牟礼	牟礼公民館	大字江泊1802-1	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
牟礼	牟礼小学校	大字牟礼106		○	○	○	○	○	○	○	○	○
牟礼	牟礼南小学校	大字江泊1361	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
牟礼	牟礼中学校	敷山町1-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
牟礼	江泊会館	大字江泊607		○	○	○	×	○	○	○	×	×
牟礼	農林総合技術センター 県立農業大学校 屋内運動場	大字牟礼318			○							
牟礼	岩畠公園	岩畠一丁目3930		○		○	○	○	○	○	○	－
牟礼	開発広場（土田）	敷山町871－13、14		○		○	○	○	○	○	○	－
牟礼	アルク牟礼店駐車場	大字江泊1936		○		×	×	○	○	○	○	－
松崎	松崎公民館	栄町二丁目6-7	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
松崎	公会堂	緑町一丁目9-1		○	○	○	○	○	○	○	×	○
松崎	松崎小学校	東松崎町1-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
松崎	国府中学校	国衙五丁目11-19		○	○	○	○	○	○	○	○	○
松崎	防府市サイクリング ターミナル	大字東佐波令2886		○	○	○	○	○	○	○	×	○
松崎	周防国衙跡	国衙三丁目6番、7番		○		○	○	○	○	○	○	－
松崎	アルク防府店駐車場	天神一丁目10-42		○		×	○	○	○	○	○	－
松崎	えびす公園	戎町二丁目1204-6		○		×	○	○	○	○	○	－
松崎	防府天満宮参集殿（社務所） ２階	松崎町14-1		○	○	○	○	○	○	×	×	○
華浦	華浦公民館	お茶屋町4-10	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
華浦	華浦小学校	華浦二丁目2-2		○	○	○	○	○	○	○	○	○
華浦	桑山中学校	桑山二丁目7-26		○	○	○	○	○	○	○	○	○
華浦	三田尻保育所	岡村町9-9		○	○	○	○	○	○	○	×	○
華浦	防府高等学校 体育館	岡村町2-1		○	○	○	○	○	○	○	×	○
華浦	防府商工高等学校体育館	中央町3-1		○	○	○	○	○	○	○	×	○
華浦	三田尻御茶屋公園	お茶屋町1307－1		○		○	○	○	○	○	○	－
華浦	松原公園	松原町584-4		○		○	○	○	○	○	○	－
華浦	華浦公園	華浦二丁目105-1		○		○	×	○	○	○	○	－
華浦	晒石公園	大字仁井令734-4		○		×	×	○	○	○	○	－
勝間	勝間公民館	警固町一丁目7-42	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
勝間	勝間小学校	警固町二丁目3-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
勝間	誠英高等学校　講堂	東三田尻一丁目2-14		○	○	○	○	○	○	○	×	○
勝間	旧ＮＴＴ防府支店 ２棟２階	車塚町8-33		○	○	○	○	○	○	○	×	○
勝間	防府市記念モデル 児童遊園	三田尻三丁目55－1		○		○	×	○	○	○	○	－
勝間	ザ・ビッグ防府店 駐車場	警固町一丁目1-55		○		×	×	○	○	○	○	－
勝間	イオンタウン防府駐車場	鐘紡町7-1		○		×	×	○	×	○	○	－
勝間	鋳物師公園	鋳物師町1285-2		○		×	○	○	○	○	○	－

令和７年７月１日現在

地区	避難場所	所在地	自主避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	洪水	高潮	がけ崩れ等	津波	地震	大規模な火事	内水氾濫
新田	新田公民館	大字浜方182-6	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
新田	新田小学校	大字新田1014-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
新田	防府市スポーツセンター　武道館	大字浜方174-1		○	○	○	×	○	○	○	×	×
新田	防府市スポーツセンター体育館（ソルトアリーナ防府）	大字浜方174-1		○	○	○	○	○	○	○	×	○
新田	防府市スポーツセンター　野球場	大字浜方182-5		○		○	×	○	○	○	○	－
新田	問屋口記念会館	大字新田1973-3		○	○	○	×	○	○	○	×	×
新田	防府市スポーツセンター陸上競技場	大字浜方94-2		○		○	×	○	×	○	○	－
新田	アルク三田尻店駐車場	大字新田111-5		○		×	×	○	○	○	○	－
佐波	佐波公民館	佐波二丁目12-3	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○
佐波	宮市福祉センター	本橋町16-3	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
佐波	佐波小学校	八王子二丁目6-10		○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐波	佐波中学校	迫戸町16-37		○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐波	西佐波保育園	高倉一丁目16-10		○	○	○	○	○	○	○	×	○
佐波	サンライフ防府	八王子二丁目8-9		○	○	○	○	○	○	×	×	○
佐波	防府市地域交流センターアスピラート	戎町一丁目1-28		○	○	○	○	○	○	×	×	○
佐波	防府市青少年科学館ソラール	寿町6-41			○							
佐波	西佐波緑地	佐波二丁目2-11		○		×	○	○	○	○	○	－
佐波	日の出広場児童遊園	本橋町543		○		×	○	○	○	○	○	－
佐波	イオン防府店・ルルサス防府平面駐車場/映画館	中央町1-3		○		×	○	○	○	○	○	－
佐波	千日公園	千日二丁目851-4		○		×	○	○	○	○	○	－
向島	向島公民館	大字向島636-7	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
向島	向島小学校	大字向島775		○	○	○	○	○	○	○	○	○
向島	向島児童遊園	大字向島379－24		○		○	×	○	×	○	○	－
向島	向島運動公園	大字向島1713-8		○		○	×	○	×	○	○	－
野島	野島小･中学校	大字野島158-1		○	○	○	○	○	○	○	×	○
野島	山口県漁業協同組合野島支所	大字野島679-18	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
中関	中関公民館	大字田島1434-2	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
中関	中関小学校	大字浜方746		○	○	○	○	○	○	○	○	○
中関	華陽中学校	大字田島719-2		○	○	○	○	○	○	○	○	○
中関	中浦自治会館	大字田島3238-1		○	○	○	○	○	○	○	×	×
中関	善正寺	大字田島2584			○							
中関	ブリヂストン防府工場体育館	大字浜方100		○	○	○	○	○	○	○	×	○
中関	アルク中関店駐車場	大字田島1497-2		○		×	×	○	○	○	○	－
西浦	西浦公民館	大字西浦1457-3	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
西浦	西浦小学校	大字西浦1944-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
西浦	華西中学校	大字西浦545-2		○	○	○	○	○	○	○	○	○

令和７年７月１日現在

地区	避難場所	所在地	自主避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	洪水	高潮	がけ崩れ等	津波	地震	大規模な火事	内水氾濫
華城	華城公民館	西仁井令二丁目26-1	○	○	○	×	×	○	○	○	×	×
華城	華城小学校	華城中央二丁目2-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
華城	防府市公設青果物地方卸売市場	大字植松1143		○	○	○	○	○	○	○	○	○
華城	華城公園	伊佐江町437－1		○		×	×	○	○	○	○	－
華城	マックスバリュ防府西店駐車場	大字植松575-1		○		×	×	○	○	○	○	－
華城	大村印刷株式会社３階食堂	西仁井令一丁目21-55		○	○	○	○	○	○	○	×	○
小野	小野小学校	大字奈美633－1		○	○	×	○	○	○	○	○	×
小野	小野中学校	大字奈美25			○							
小野	真尾公会堂	大字真尾695		○	○	×	○	○	○	○	×	×
小野	小野公民館	大字奈美709	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
右田	右田公民館	大字高井614	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×
右田	右田福祉センター	大字下右田1233	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○
右田	右田小学校（２階以上）	大字下右田10086-2		○		○	○	○	○	○	×	○
右田	右田中学校	大字高井565		○	○	○	○	○	○	○	○	○
右田	山口県農業協同組合旧右田支所２階会議室	大字高井579		○	○	○	○	○	○	×	×	○
右田	ライフケア高砂	大字上右田334		○	○	×	○	○	○	○	×	○
右田	上右田児童遊園	大字上右田2698－7		○		×	○	○	○	○	○	－
右田	誠和児童遊園	大字下右田468－2		○		×	○	○	○	○	○	－
玉祖	玉祖福祉センター	大字佐野513	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
玉祖	玉祖小学校	大字大崎1802		○	○	○	○	○	○	○	○	○
玉祖	多々良幼稚園	大字大崎161-2		○	○	○	○	○	○	○	×	○
玉祖	玉祖幼稚園駐車場	大字佐野520-1、521、523		○		○	×	○	○	○	○	－
玉祖	玉祖保育園駐車場	大字佐野518-1、519-1		○		○	×	○	○	○	○	－
大道	大道公民館	大字台道413-1	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○
大道	大道小学校	大字台道400-1		○	○	○	○	○	○	○	○	○
大道	大道中学校	大字台道1124		○	○	○	○	○	○	○	○	○
大道	旦西会館	大字台道4711		○	○	○	○	○	○	○	×	×
大道	防府西高等学校体育館	大字台道36-1		○	○	○	○	○	○	○	×	○
大道	山口県農業協同組合防府西支所２階会議室	大字台道3585		○	○	○	×	○	○	○	×	○
大道	高川学園中学校・高等学校屋内運動場	大字台道3635		○	○	○	○	○	○	×	×	○
大道	大道児童遊園	大字台道1346－13		○		×	×	○	○	○	○	－
大道	山口短期大学屋内運動場	大字台道1346-2		○	○	○	×	○	○	○	○	○

●食料・飲料水・生活必需品等

■ 2-16-1　防府市指定給水装置工事事業者一覧（支援協定締結業者）

防府市指定給水装置工事事業者５０者　　令和７年７月１日現在

名　称	代表者氏名	事業所の所在地	ＴＥＬ	ＦＡＸ
穴見工業 ㈱	穴見　徹	防府市大字新田１７２３－５	２７－３１１７	２７－３１１８
イシマル土木㈱	石丸　裕子	防府市酢貝８－１	２１－１３２６	２１－６８２９
㈱板村工業所	板村　憲志	防府市宮市町１０－４６	２２－１９８８	２２－４７２６
今川産商㈱	今川　和博	防府市今市町５－１	２２－３６３６	２２－３６４８
ウエダ設備工業	上田　武司	防府市緑町一丁目６－３０－５０３	２３－４７５５	２３－４７５５
㈲大海住設	大海　高志	防府市大字新田１６２８－１	２１－４３５４	２４－２４６４
㈱岡田商会	岡田　隼人	防府市華園町２－７	２２－１５２０	２４－２５１１
㈲岡村設備	岡村　敏明	防府市大字奈美３６０	３６－１１１９	３６－１３９０
桂工業㈱	徳弘　潔	防府市新築地町３２－１２	２２－３４３３	２２－９１７９
㈱カンサイ	栗林　末成	防府市仁井令町８－３０	２２－３８１１	２５－３２３１
㈱共栄興産	重永　徹	防府市華園町１－２	２３－３２８０	２３－３１２９
㈲協同産業	小嶋　健司	防府市駅南町７－３７	２１－２８２５	２１－２８２５
キヨナガ設備㈱	喜代永　直幸	防府市大字仁井令９２２	２３－８１０９	２３－８１０６
㈱甲洋設備	田中　元浩	防府市寿町３－１４	２８－１８５０	２８－１８５１
澤田建設㈱	澤田　健規	防府市開出西町２３－１	２２－２６３４	２４－３４９８
三起設備総業㈱	長沼　志磨子	防府市自由ヶ丘一丁目５－４０	２２－７５１１	２１－９２６６
㈱三友	藤元　正邦	防府市駅南町９－４３	２３－６３３１	２４－１７３８
山陽建設工業㈱	塩田　唯	防府市大字新田５３２－１	２３－２４４１	２３－５２００
山陽メンテナンスサービス㈱	栗栖　照久	防府市大字新田１１５５－２	２８－２６７０	２３－４６７６
㈱三和設備工業	渡邉　奈津美	防府市大字台道１５４１	３２－０１１６	３２－１１６３
㈱シンエイ	土井　知子	防府市桑山二丁目１１－２０	２５－４１０５	２５－４１１０
新興設備㈱	宮内　雄二	防府市高倉一丁目２２－１９	２１－１２０３	２１－１１２７
杉田設備	杉田　弘行	防府市大字西浦６６７－１２	２９－０２１６	２９－２１４０
盛栄建設㈱	盛田　智幸	防府市大字新田９１５－１	２５－０２５７	２８－７２２６
成長機電㈱	河本　仁	防府市国衙一丁目９－１３	２５－２８８３	２５－７０１３
成長建設㈱	小河　洋光	防府市国衙一丁目９－１３	２２－０７０１	２３－９６２５
瀬戸内ビルメンテナンス合同会社	小西　満	防府市大字江泊２４２２－６	２０－１１７５	２０－１１７６
㈱髙村住宅設備	髙村　武司	防府市大字田島１７４７－１	２９－２６５６	２９－２６５３
㈲伊達工業	伊達　清志	防府市大字江泊１７２－７	２８－００１４	２５－３１８１
田中住設	田中　智士	防府市大字西浦２６８６－２２	２９－０５７７	２９－０６６１
㈲田中設備	田中　純一	防府市華城中央一丁目２０－３	２２－３７１３	２２－７９８２
タマキ	玉木　宏	防府市大字新田１２０４－４	２１－２６７０	２１－２６７０
田村設備㈱	田村　真一	防府市仁井令町２１－６	２１－６８３６	２１－５４９２
㈱中冷山口	谷口　博幸	防府市大字高井３１４－１	２２－３１４７	３８－０４００
中司興業㈱	中司　敏明	防府市大字田島１８００－８	２９－０３２１	２９－４０３３
ながと設備㈱	澤田　健規	防府市大字植松１９－１	２２－１７８２	２２－５４２１
㈱羽嶋松翠園	羽嶋　天平	防府市大字下右田６４７	２３－３６１５	３８－３５４３
㈲フジイ工業	藤井　孝造	防府市大字台道２８８９	３２－０１６７	３２－２５０２
藤本金物店工事部	藤本　市郎	防府市岸津一丁目２０－１４	３８－００１２	３８－０１５５
藤本工業㈱	藤本　利範	防府市佐波一丁目９－１９	２２－３９１０	２１－８４５３
㈲古谷工業	古谷　茂正	防府市大字西浦１２６６－２	２９－１４７８	２９－１５０８
㈱防府水道メンテナンス	光井　祐	防府市伊佐江町１－１６	２３－２９７３	２８－０６９０
誠工業	永田　圭司	防府市中泉町７－８	２６－６７１２	２６－６７１３
桝倉産業㈱	桝野　正明	防府市大字台道１１５５－１	３２－３２３３	３２－３２３２
㈱松岡工業	松岡　和明	防府市大字新田８９６－３	２２－５４５５	２２－５４８１
矢吹商店	上田　健義	防府市大字高井３９５－９	２４－６５１３	２３－１４９５
㈱山本工業	山本　徹	防府市勝間三丁目６－３７	２２－５１０１	２１－５９９０
ヨシタケ建設㈱	吉武　信和	防府市開出本町５－２５	２３－２８３９	２３－８５５４
㈱米本重建	米本　竜也	防府市大字大崎３９５－３	２４－０８３４	２８－７８８７
(一財)防府水道センター	古谷　達也	防府市仁井令町１３－２	２３－５０２１	２５－１６２６

●防災物資・施設・資機材

■ 2-17-1　学校施設設備点検箇所一覧

1　防災上必要な設備等の点検整備

区　　分	内　　容
消火設備	消火器、消火栓、水槽、水バケツ、防火扉
避難・救助	非常階段、救助袋、縄ハシゴ、ハンドマイク、懐中電灯、救助ロープ
医薬品・食料	救急医薬品、担架

2　破損、火災等による被害防止

区　　分	該　当　施　設	点　検　確　認　事　項　等
窓ガラス	教室・廊下等	窓枠等の不良の有無
ロッカー等	教室・廊下・昇降口等・職員室	転倒、移動の有無
ガラス器具	理科実験室・実習室等	転倒、落下、破損の有無、容器の多段積みによる被害発生の有無
理科実験類・医薬品類	理科実験室・実習室・保健室	収納戸棚の転倒の有無、混合発火の可能性の有無、劇毒物の収納状況、自然発火の可能性のある薬品の保管状況
ガス	理科実験室・調理室・給食室	元栓の開閉機能、ガス管の老朽化の有無 ボンベ転倒の有無
石油・ガスストーブ	教室・職員室・事務室・用務員室	周囲の引火物の有無、安全装置作業の有無
食器類	調理室、給食室、	転倒、落下、破損の有無
油類	調理室、給食室、実習室	転倒、落下による流出の危険性の有無
工作機械・工作用具等	実習室	転倒、落下の有無
テレビ	教室・視聴覚教室	転倒、落下の有無
コンピューター	コンピューター室	転倒、落下の有無

■ 2-17-2　医療品・防疫薬剤主要調達先

機　　関　　名	主 要 調 達 先 名	電 話 番 号	所　　在　　地
山口健康福祉センター	ティーエスアルフレッサ㈱山口支店	083-927-4700	山口市大内長野 608 番地 1
〃	㈱セイエル山口営業所	083-921-2300	山口市小郡上郷字流通センター西 901-7
〃	㈱エバルス山口・萩	083-989-5550	山口市江崎 2919-1
〃	㈱サンキ山口支店	083-974-4100	山口市小郡上郷字仁保津 5224
山口健康福祉センター 防府市健康増進課	㈱アステム山口営業部山口支店	083-973-1162	山口市小郡船倉町 2-1
防府市健康増進課	㈱セイエル山口営業所	083-921-2300	山口市小郡上郷字流通センター西 901-7
〃	ティーエスアルフレッサ㈱山口支店	083-927-4700	山口市大内長野 608 番地 1

■ 2-17-3　火葬施設処理能力

箇　所　数	使 用 燃 料 別 炉 体 基 数			1日火葬能力(体)
	天 然 ガ ス	石　　炭	薪・その他	
1	7	―	―	２１

●金融・貸付等

■ 2-18-1　山口県市町総合事務組合積立金

積立金の処分の対象		1　風害 2　水害 3　雪害 4　地震 5　干害 6　火災 7　その他議会の議決を経て定める災害
処分内容	市納付金現在額の３倍以内の額	1　災害による減収補てんを要するとき 2　災害対策事業費の支出を要するとき 3　その他災害に伴う費用の支出を要するとき
	市納付金現在額の範囲内	1　道路、河川その他の公の施設の保全整備又は災害防止対策等に関する事業 2　災害等に係る自動車又は自動車に類し、道路以外の場所で用いる建設機械等の購入に関する事業 3　その他管理者が必要と認めた事業

第３　災害応急対策計画

●配備体制

■ 3－1－1　配備体制表(地震・津波・その他の災害等)

1　地震

(1) 災害対策本部未設置

種　　別	配備の時期	体　制　の　概　要
第１警戒体制	震度３の地震が発生した場合	災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制
第２警戒体制	震度４の地震が発生した場合	１　局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置を実施する体制 ２　事態の推移によっては第１非常体制に切替える体制
南海トラフ地震警戒体制	臨時情報が発表された場合	防府市警戒体制設置運営要綱に定める南海トラフ地震警戒体制

(2) 災害対策本部設置

種　　別	配備の時期	体　制　の　概　要
第１非常体制	震度５弱又は震度５強の地震が発生した場合	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第１非常体制の配備による体制
第２非常体制	震度６弱以上の地震が発生した場合	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第２非常体制の配備による体制

2　津波

(1) 災害対策本部未設置

種　　別	配備の時期	体　制　の　概　要
第１警戒体制	遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報等が発表される可能性があるとき	海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制

(2) 災害対策本部設置

種　　別	配備の時期	体　制　の　概　要
第１非常体制	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第１非常体制の配備による体制
第２非常体制	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表された場合	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第２非常体制の配備による体制

３　その他

(1) 災害対策本部未設置

種　　別	体制の時期の基準	体 制 の 内 容
第１警戒体制	１　市内に大雨、洪水、高潮注意報のうち一以上が発表されたとき。	１　あらかじめ決められた関係課職員を配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。
第２警戒体制	１　大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、暴風雪、大雪警報のうち、一以上が発表されたとき。	災害応急対策に関係ある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い随時関係職員の増員を行い、直ちに第１非常体制に移行し得る体制とする。
水防非常体制	１　洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 ２　土砂災害危険情報（警戒（警戒レベル３相当）が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 ３　梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。 ４　台風の暴風域が１２時間以内に防府市にかかると予想されるとき。 ５　高潮による被害が予想されるとき。	防府市水防本部設置運営要綱による水防本部設置体制

(2) 災害対策本部設置

種　　別	体　制　の　時　期　の　基　準	体 制 の 内 容
第１非常体制	１　水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき。 ２　防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 ３　台風が防府市に上陸すると予想されているとき。	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第１非常体制の配備による体制
第２非常体制	１　特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき。 ２　市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第２非常体制の配備による体制

■ 3－1－2　職員の動員に係る留意事項

○職員の動員体制

1　各配備体制に当たる職員については、災害対策本部設置時の部長に充てられる者が、毎年あらかじめ指名しておくものとする。
2　各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について参集時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
3　勤務時間内のほか、夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集システムによる初動体制、情報連絡体制を整備しておく。
4　部長は、本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部長の指示により連絡員を本部に派遣する。

■ 3－1－3　配備体制の伝達系統（勤務時間内・時間外）

1　勤務時間内における決定及び伝達系統

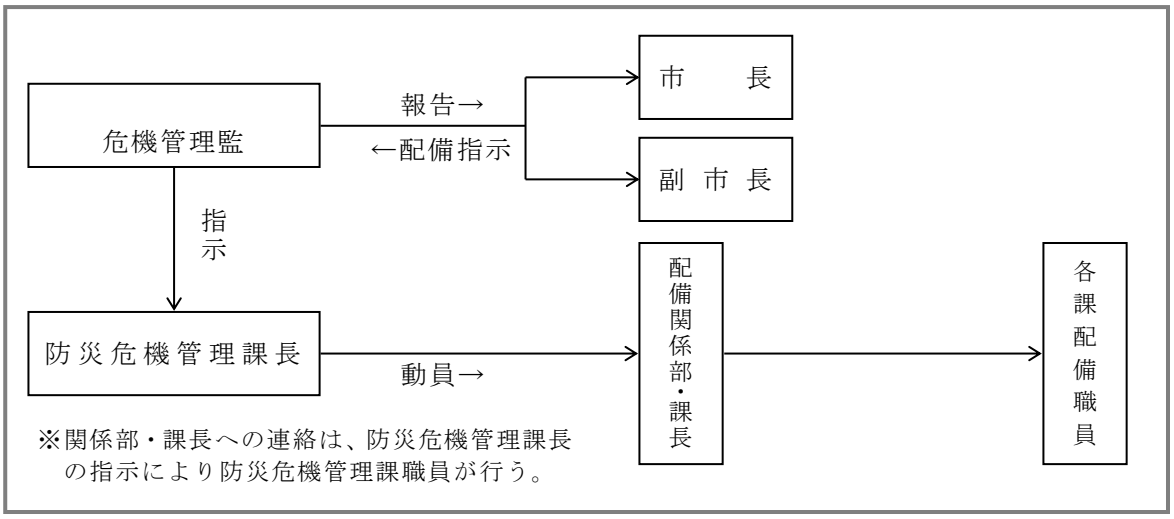

2　勤務時間外における決定及び伝達系統

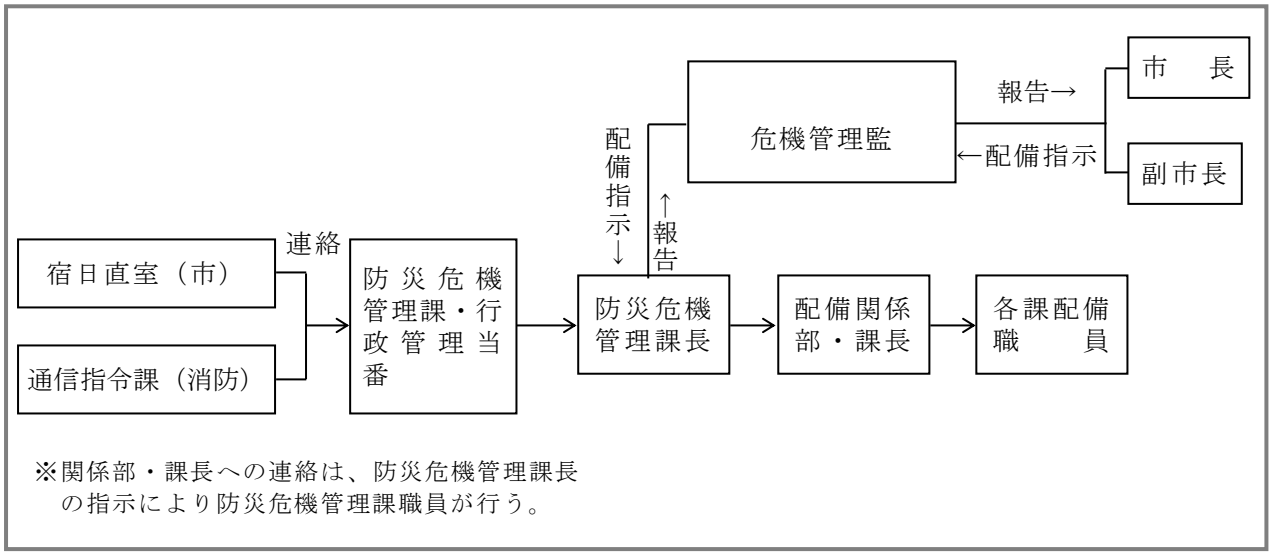

■ 3－1－4　第１警戒体制、第２警戒体制における業務の流れ

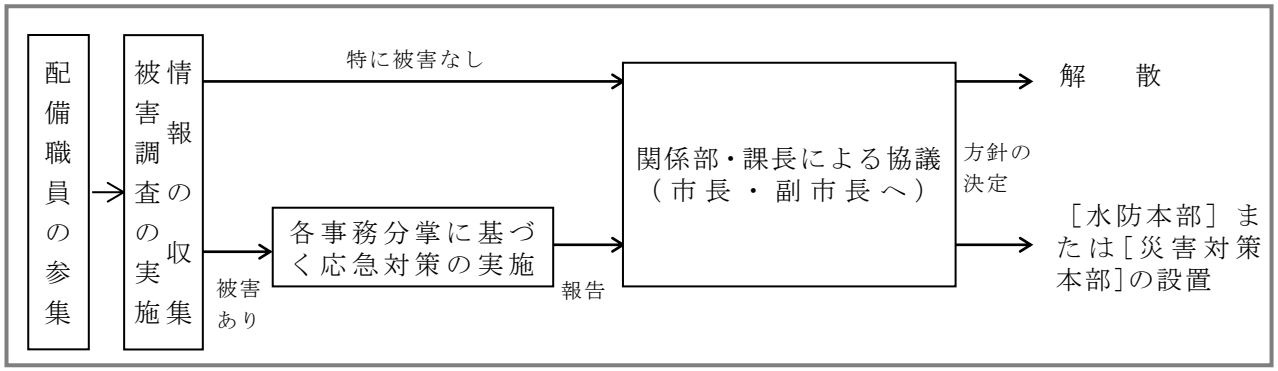

■ 3－1－5　災害対策本部の組織構成図

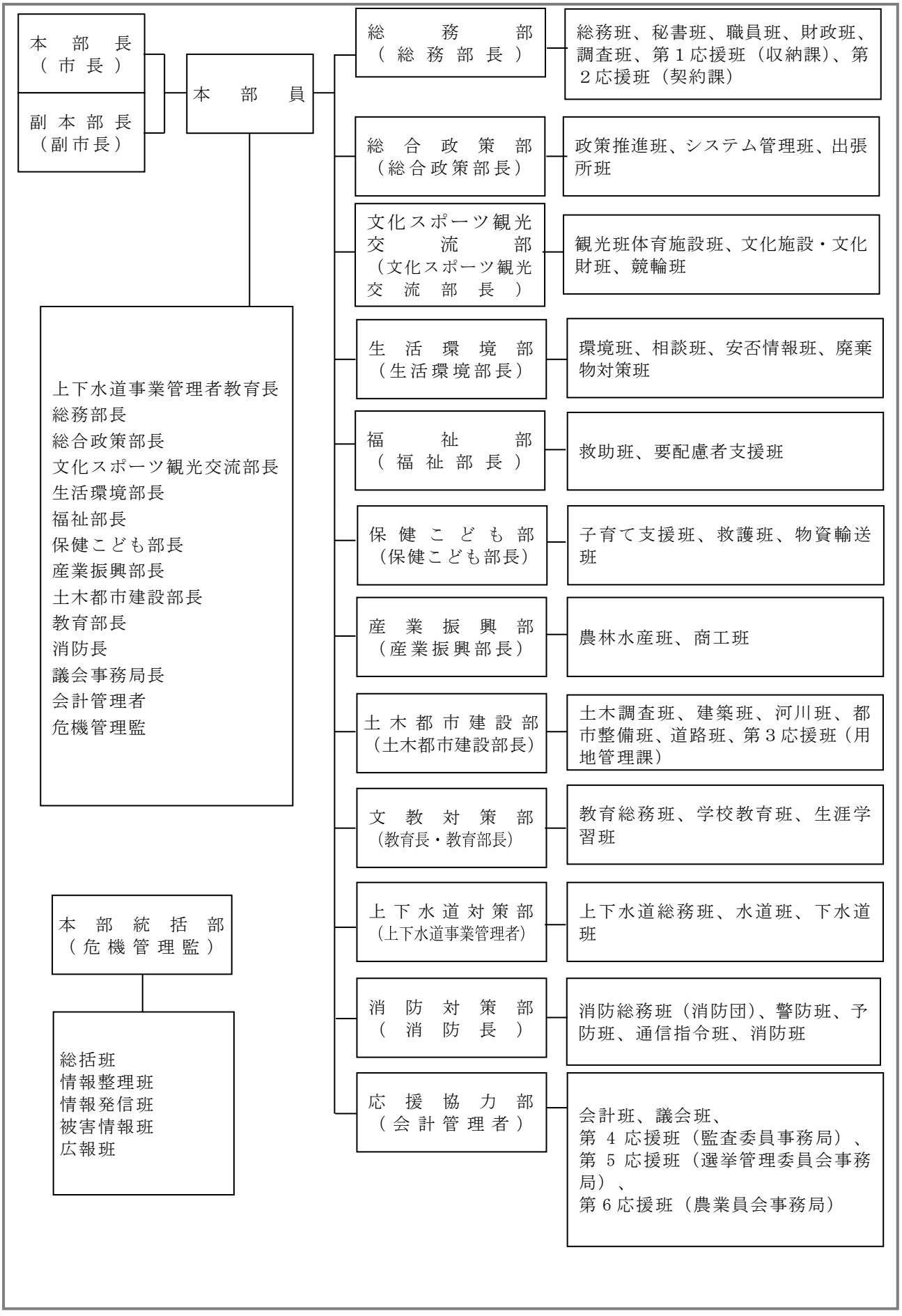

■ 3－1－6　本部室の組織体制及び部の設置基準

3　部の構成組織

市本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
本部統括部	防災危機管理課他	危機管理監	総務部次長
総務部	総務部	総務部長	人事課長
総合政策部	総合政策部	総合政策部長	総合政策部次長
文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部長	文化スポーツ観光交流部次長
生活環境部	生活環境部	生活環境部長	生活環境部次長
福祉部	福祉部	福祉部長	福祉部次長
保健こども部	保健こども部	保健こども部長	保健こども部次長
産業振興部	産業振興部	産業振興部長	産業振興部次長
土木都市建設部	土木都市建設部	土木都市建設部長	土木都市建設部次長
文教対策部	教育委員会	教育長・教育部長	教育部次長
消防対策部	消防本部	消防長	消防次長
上下水道対策部	上下水道局	上下水道事業管理者	上下水道局次長
応援協力部	議会事務局他外局	会計管理者	監査委員事務局長

4　部の設置基準

予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるがおおむね次のとおりとする。

部名	地震・津波 風水害	豪雪	火事・爆発	その他の災害
本部統括部	必置	必置	必置	必置
総務部	必置	必置	必置	必置
総合政策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
文化スポーツ観光交流部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
生活環境部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
福祉部	必置	必置	必置	必置
保健こども部	必置	必置	必置	必置
産業振興部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
土木都市建設部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
文教対策部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
上下水道対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
消防対策部	必置	必置	必置	必置
応援協力部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による

(注)1　その他の災害とは、大規模な干害、有害物・放射性物質の大量放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他の重大な事故とする。

2　災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

■ 3－1－7　災害対策本部における事務分掌

本　　部	所　　掌　　事　　務
本部長　（市長） 副本部長（副市長）	1　災害対策本部の設置に関すること。（意思決定） 2　高齢者等避難、避難指示に関すること。（意思決定） 3　自衛隊派遣要請に関すること。（意思決定） 4　県への要請及び広域応援依頼に関すること。（意思決定） 5　災害対策本部の廃止に関すること。（意思決定）

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
本部統括部 （危機管理監）	総括班 （防災危機管理課長）	各部から指名された職員	1　本部統括部の総括に関すること。 2　災害対策本部員会議の運営に関すること。 3　避難指示等の進言に関すること。 4　県及び防災関係機関（国土交通省、警察、自衛隊等）との連絡調整に関すること。 5　県、他市町及び自衛隊等への応援要請に関すること。 6　各種災害情報の分析及び将来予測に関すること。 7　災害復旧本部の設置に関すること。 8　各部との連絡調整に関すること。
	情報整理班 （防災危機管理課課長補佐）	各部から指名された職員	1　各種災害情報、気象状況等の収集・整理に関すること。
	情報発信班 （防災危機管理課係長）	各部から指名された職員	1　広報車、防災行政無線、その他情報伝達媒体を用いた避難指示等の市民への伝達に関すること。
	被害情報班 （班員のうち指名された職員）	各部から指名された職員	1　臨時電話の対応に関すること。 2　臨時ＦＡＸの対応に関すること。
	広報班 （広報政策課長）	広報政策課	1　市民への災害情報、活動状況及び災害関連情報の周知・広報（市ウェブサイト、市広報等）に関すること。 2　記者会見に関すること。 3　報道機関の対応に関すること。 4　災害記録（写真等）に関すること。
総務部 （総務部長）	職員班 （人事課長）	人事課	1　職員の応援動員（被災他市町村への派遣を含む。）に関すること。 2　国、県及び他の市町村職員の派遣要請に関すること。 3　広域応援、派遣職員等の受入れに関すること。 4　職員の食料等の把握等に関すること。 5　職員の公務災害補償に関すること。 6　直接即報に関すること。 7　職員の参集状況・安否情報の把握に関すること。 8　救助法による賃金職員等の雇い上げに関すること。 9　部内の庶務及び連絡調整に関すること。 １０　本部統括部の応援に関すること。
	秘書班（秘書課長）	秘書課	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　市長会等との連絡に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	総務班 （行政管理課長）	行政管理課	１　市庁舎管理及び庁内電話に関すること。 ２　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ３　公用車等の管理及び配車に関すること。 ４　公用令書の取扱いに関すること。 ５　来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 ６　市庁舎発電機・燃料等の確保に関すること。 ７　被災者の他地区等への移送に関すること。 ８　駐車スペースの確保に関すること。 ９　庁内の電話交換業務に関すること。 １０　避難場所等の開設・閉鎖、運営の総括に関すること。 １１　避難場所等の情報の収集・整理に関すること。 １２　避難場所等への食料等の確保・供給に関すること。 １３　災害対策業務従事職員(消防団員等含む)への食料等の確保・供給に関すること。 １４　応急用米穀の調達に係る農林水産班の応援に関すること。 １５　避難所等の運営における応援要請及び受入れ調整に関すること。 １６　避難所内の環境改善対策に関すること。 １７　本部統括部の応援に関すること。
	財政班 （財政課長）	財政課	１　災害対策に必要な財政措置に関すること。 ２　本部統括部の応援に関すること。
	調査班 （課税課長）	課税課	１　災害地区内の土地・家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関すること。 ２　罹災証明書の交付に関すること。 ３　被災者台帳の作成に関すること。
	第１応援班 （収納課長）	収納課	１　調査班の応援に関すること。
	第２応援班 （契約課長）	契約課	１　総務班の応援に関すること。
総合政策部 （総合政策部長）	政策推進班 （政策推進課長）	政策推進課	１　出張所班の応援に関すること。 ２　部内の庶務及び連絡調整に関すること。 ３　本部統括部の応援に関すること。
	出張所班 （地域振興課長）	地域振興課	１　各出張所長及び自治会長との連絡に関すること。 ２　管内の災害等の情報収集及び報告に関すること。 ３　専門ボランティアの受付に関すること。
	システム管理班 （デジタル推進課長）	デジタル推進課	１　庁内情報システム等に関すること。 ２　本部統括部の応援に関すること。
文化スポーツ観光交流部 （文化スポーツ観光交流部長）	観光班 （観光振興課長）	観光振興課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　観光客の安全・保護に関すること。 ３　避難場所等（ｻｲｸﾘﾝｸﾞﾀｰﾐﾅﾙ）の運営に関すること。 ４　帰宅困難者に関すること。 ５　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	体育施設班 （スポーツ振興課長）	スポーツ振興課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　避難場所等（防府市スポーツセンター武道館・体育館（ソルトアリーナ防府）の運営に関すること。 ３　緊急消防援助隊の受入れに関すること。 ４　自衛隊の災害派遣の受入れに関すること。 ５　警察災害派遣隊の受入れに関すること。
	文化施設・文化財班（文化振興課長）	文化振興課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　避難場所等（防府市公会堂、防府市地域交流センター）の運営に関すること ３　文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 ４　文化財の修復に関すること。 ５　災害時における外国人への支援に関すること。 ６　国際交流関係団体との連携に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	競輪班 （競輪局長）	競輪局	1　施設内の来場者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3　遺体収容所の開設、運営に関すること。 4　観光班の応援に関すること。
生活環境部 （生活環境部長）	環境班 （環境政策課長）	環境政策課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　環境保全協定締結事業所の被害状況把握に関すること。 3　災害時における公害に関すること。 4　防疫活動の実施に関すること。 5　動物救護に関すること。 6　飲用井戸水検査補助に関すること。 7　改葬許可申請受付に関すること。 8　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	相談班 （くらし安全課長）	くらし安全課	1　災害に関する市民相談に関すること。 2　被災者支援制度の取りまとめに関すること。
	安否情報班 （市民課長）	市民課	1　被災者情報（安否情報）の収集・提供に関すること。 2　埋火葬許可証の発行に関すること。 3　遺留品の整理、引き渡しに関すること。 4　身元不明遺体の取扱いに関すること。 5　物資輸送班の応援に関すること。
	廃棄物対策班 （クリーンセンター所長）	クリーンセンター	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　災害時におけるごみ及びし尿の処理に関すること。 3　災害廃棄物の仮置場に関すること。 4　仮設トイレの設置に関すること。 5　災害廃棄物等の環境モニタリングに関すること。
福祉部 （福祉部長）	救助班 （福祉総務課長）	福祉総務課 生活支援課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　災害救助計画に関すること。 3　救助法適用時の事務処理に関すること。 4　義援金及び援助物資の受付・配布に関すること。 5　赤十字医療班及び赤十字奉仕団の動員に関すること。 6　避難場所等（福祉センター）の運営に関すること。 7　災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの受入れ・活動調整に関すること。 8　生活必需品の調達に関すること。 9　被保護世帯等の救助に関すること。 10　災害弔慰金等及び災害見舞金の支給に関すること。 11　被災者生活再建支援金の支給に関すること。 12　生活資金の貸付（社会福祉協議会と連携）に関すること。 13　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	要配慮者支援班 （高齢福祉課長）	高齢福祉課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3　避難行動要支援者名簿に関すること。 4　要配慮者の避難及び支援に関すること。 5　福祉関係事業所への協力要請に関すること。 6　広域避難時の支援に関すること。 7　災害時要配慮者の実態調査に関すること。 8　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
		障害福祉課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3　要配慮者の避難及び支援に関すること。 4　福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5　福祉避難所の開設・運営に関すること。 6　福祉対策活動体制の確立に関すること。 7　福祉対策の実施に関すること。 8　要配慮者支援の応援要請、受け入れに関すること。
保健こども部 （保健こども部長）	子育て支援班 （子育て推進課長）	子育て推進課 こども相談支援課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3　要配慮者の避難及び支援に関すること。 4　福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5　要配慮者支援班の応援に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	救護班 （健康増進課長）	健康増進課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　災害時における医療助産に関すること。 ３　医薬品及び衛生資材の確保・配分に関すること。 ４　防府医師会との連絡調整及び協力に関すること。 ５　災害時における感染症予防に関すること。 ６　災害対策業務従事職員の健康管理に関すること。 ７　避難所・仮設住宅等における保健対策の実施に関すること。 ８　被災地における食品衛生に関すること。 ９　災害医療救護本部の設置に関すること。 １０　医療救護所の設置に関すること。 １１　医療救護所に関する情報公開・共有に関すること。 １２　医療救護活動の実施に関すること。 １３　負傷者状況及び医療機関の被災状況の把握に関すること。 １４　後方医療機関への搬送・医療活動に関すること。 １５　災害派遣医療チームの受入れ及び連絡調整に関すること
	物資輸送班 （保険年金課長）	保険年金課	１　避難場所等及び被災地への食料・物資等の輸送に関すること。 ２　輸送拠点（青果物卸売市場）の運営に関すること。 ３　輸送事業者等との調整に関すること。 ４　大規模災害時における広域輸送拠点の確保に関すること。
産業振興部 （産業振興部長）	農林水産班 （農林漁港整備課長）	農林水産振興課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　応急用米穀等の調達に関すること。 ３　農業、水産関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 ４　災害対策用船舶（漁船）の確保に関すること。 ５　応急仮設住宅用資材の調達に関すること。 ６　輸送拠点及び避難場所等（青果物卸売市場）の運営に関すること。 ７　貯木の流出防止及び除去に関すること。 ８　被災家畜の管理場の確保に関すること。 ９　飼料の確保、調達及び配給に関すること。 １０　病害虫防除対策（植物防疫法）に関すること。 １１　種子及び種苗の確保供給（主要農作物種子法）に関すること。 １２　被災農林漁業関係者への援助措置に関すること。 １３　部内の庶務及び連絡調整に関すること
		農林漁港整備課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　山林関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 ３　港湾・漁港施設・荷揚げ施設の応急復旧対策に関すること。 ４　海岸保全施設の応急復旧対策に関すること。 ５　樋門・排水機場管理業務に関すること。 ６　水路等維持補修業務に関すること。 ７　農道維持管理業務に関すること。 ８　土地改良区及び関係機関に対する連絡に関すること。
	商工班 （企業応援課長）	商工振興課 企業応援課	１　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 ２　被災商工業者に対する経営指導及び応急復旧対策に関すること。 ３　被災企業等の生活再建支援に関すること。 ４　農林水産班の応援に関すること。
土木都市建設部 （土木都市建設部長）	土木調査班 （道路課長）	道路課・河川港湾課・都市計画課・農林水産振興課・農林漁港整備課から指名された職員	１　道路施設の被害状況の調査及び報告に関すること ２　河川、ため池及び内水排除施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 ３　砂防施設等の被害状況の調査及び報告に関すること。 ４　港湾、漁港関連施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 ５　農業、山林、水産関係の被害状況の調査及び報告に関すること。 ６　都市計画関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること。
	道路班 （道路課主幹）	道路課	１　道路、橋りょう等の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 ２　交通状況等の情報提供に関すること。 ３　緊急道路啓開に関すること。 ４　緊急輸送道路等の確保に関すること。 ５　応急工事の施工体制の確保に関すること。 ６　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	河川班 （河川港湾課長）	河川港湾課	１　水防計画に関すること。 ２　水防緊急対策に関すること。 ３　水防用資機材の確保及び輸送に関すること。 ４　河川、都市下水路等の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 ５　応急工事の施工体制の確保に関すること。 ６　河川障害物の除去に関すること。 ７　水防（土のう）に関すること

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	都市整備班 （都市計画課長）	都市計画課	1　都市計画関係施設の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 2　被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に関すること。 3　住居関係障害物の除去体制の確立に関すること。 4　公共施設の復興計画に関すること。 5　被災宅地危険度判定に関すること。
	建築班 （建築課長）	建築課	1　公営住宅その他公共建物の被害状況の収集及び報告に関すること。 2　公営住宅その他公共建物の応急修理及び復旧に関すること。 3　災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関すること。 4　応急仮設住宅計画に関すること。 5　被災建築物応急危険度判定に関すること（応急危険度判定士の派遣に関すること。）。 6　被災建築物応急危険度判定に係る実施本部の設置及び県・関係機関との連絡調整に 関すること。 7　被災住宅の応急修理に関すること。 8　災害地区内の家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関する総務部調査班 の応援に関すること。
	第３応援班 （用地管理課長）	用地管理課	1　土木調査班の応援に関すること。
文教対策部 （教育長・教育部長）	教育総務班 （教育総務課長）	教育総務課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　文教関係の被害状況のとりまとめ報告に関すること。 3　学校対応に対する全体把握及び指揮に関すること。 4　学校等施設の機能の確保に関すること。 5　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	学校教育班 （学校教育課長）	学校教育課	1　児童生徒の避難措置に関すること。 2　被災児童生徒に対する学用品の供与等に関すること。 3　被災児童生徒に対する医療、防災及び給食等に関すること。 4　避難場所等（学校施設）の運営に関すること。 5　応急教育の実施に関すること。 6　学校再開の支援に関すること。 7　学校給食の確保に関すること。
	生涯学習班 （生涯学習課長）	生涯学習課	1　所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　避難場所等（公民館）の運営に関すること。 3　受援機関等応援団体の宿泊準備に関すること。 4　避難場所等（防府市青少年科学館）の運営に関すること。
消防対策部 （消防長）	消防総務班 （消防総務課長）	消防総務課	1　消防対策部の総括に関すること。 2　消防及び水防活動状況の本部への報告・連絡に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。 4　資機材の調達及び配備に関すること。 5　消防団に関すること。 6　救助活動従事者(消防団員等含む)への食料等の需要把握及び輸送に関すること。 7　消防本部の庶務に関すること。 8　消防本部職員の活動計画に関すること。 9　部内他班に属さない事項に関すること。
	予防班 （予防課長）	予防課	1　建築許可等についての同意に関すること。 2　防火対象物、危険物製造所等に対する措置命令等に関すること。 3　危険物の貯蔵及び取扱いの制限等に関すること。 4　火薬類の取扱いの許可、認可及び検査等に関すること。 5　危険物流出の原因調査に関すること。 6　火災の調査に関すること。 7　火災のり災証明に関すること。 8　火災予防及び避難広報に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所　　掌　　事　　務
	警防班 （警防課長）	警防課	1　医療機関との連絡調整に関すること。 2　消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること。 3　警防本部に関すること。 4　消防水利に関すること。 5　緊急消防援助隊に関すること。 6　消防防災ヘリコプター及び救急医療用ヘリコプターに関すること。 7　救急救助資機材の整備に関すること。
	通信指令班 （広域通信管理課長）	広域通信管理課	1　消防通信の運用及び確保に関すること。 2　災害活動の記録に関すること。 3　各種気象状況の収集伝達に関すること。 4　警防本部の設置及び職員の非常招集に関すること。 5　緊急通報等の受付に関すること。 6　火災警報に関すること。
	消防班 （消防署長）	消防署	1　消防、救急及び救助活動に関すること。 2　被災者の避難誘導に関すること。 3　被害状況の調査及び伝達に関すること。 4　水火災、その他の災害の警防活動に関すること。 5　消防水利及び地理に関すること。 6　消防用機械器具の整備、維持、保全に関すること。
	消防団（水防団）		1　警戒防ぎょ作業に関すること。
上下水道対策部 （上下水道事業管理者）	上下水道総務班 （総務課長）	総務課 財務課	1　上下水道対策の総括に関すること。 2　本部との連絡調整に関すること。 3　被災者に対する飲料水等の供給に関すること。 4　部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	水道班 （水道課長）	水道課	1　水源施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　配給水施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
	下水道班 （下水道課長）	下水道課	1　公共下水道（汚水）の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　終末処理場及びポンプ場の被害調査並びに応急復旧対策に関すること。
応援協力部 （会計管理者）	会計班 （会計課長）	出納室（会計課）	1　金融に関する応急措置に関すること。 2　応援救助に要する経費の管理に関すること。 3　義援金の保管に関すること。 4　他部の応援に関すること。
	議会班 （議会事務局次長）	議会事務局	1　所管施設の被害状況の把握、緊急措置に関すること。 2　議員の安否確認、連絡調整に関すること。 3　議会運営に関する調整に関すること。 4　他部の応援に関すること。
	第４応援班 （監査委員事務局長）	監査委員事務局	1　他部の応援に関すること。
	第５応援班 （選挙管理委員事務局長）	選挙管理委員会事務局	1　他部の応援に関すること。
	第６応援班 （農業委員会事務局長）	農業委員会事務局	1　他部の応援に関すること。

●災害対応

■ 3－2－1　参集時の対応の流れ（震度６弱以上の地震が発生した場合）

1 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は近隣の被害状況を把握し、必要により人命救助を優先し、その後あらかじめ指定された参集場所に参集する。
3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、あらかじめ指定された参集場所に参集する。ただし、自主避難場所配置職員は、各自主避難場所に参集する。 (2) 災害その他により、あらかじめ指定された参集場所及び各自主避難場所に参集出来ない職員は、最寄りの本市機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するように努める。
4 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておくほか、避難場所における避難者の状況を必ず確認し参集するものとする。
5 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6 緊急対策班の編成	発災直後の職員の参集率が低い場合には、先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。（注１）・（注２）
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

（注）1　初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

(1) 被害状況調査
(2) 地震等情報調査
(3) 関係機関への情報伝達
(4) 市災害対策本部の設置
(5) 防災用資機材の調達・手配
(6) 広報車等による市民への情報伝達
(7) 支援物資調達準備計画の策定
(8) 安全な避難場所への誘導
(9) 避難所の開設
(10) 広域応援要請の検討

（注）2　緊急対策班の編成は、次のとおりである。

(1) 職員の参集率が低く、各部で充分な人員を確保できないとき、又は地震の規模からできないと予想されるときは、各部の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から班を編成する。
(2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

被害状況収集、広報関係	ア　広報車等による市民への呼びかけ イ　県、消防本部、警察等関係機関との連絡 ウ　消防団、住民組織との連絡 エ　被害調査班の編成 オ　問い合わせ電話への対応

災害対策本部の設置	ア　本部室の設置と関係機関への周知 イ　必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備 ウ　本部員会議に関する準備、連絡 エ　広域応援要請の検討、決定
避難所及び医療救護所の設置	ア　市民の避難状況の確認 イ　避難所の開設 ウ　医療救護所の設置と医療救護班の派遣要請
食料、物資の調達	ア　関係団体、業者への調達手配 イ　他市町、県への応援要請
水道、トイレ対策	ア　上水道の被害状況調査 イ　上水道の応急復旧 ウ　被災者への給水 エ　仮設トイレの確保、設置

■ 3－2－2　防府警察署の警備体制及び活動内容

1　体制の確保

職員の招集・参集	職員は、管内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集する。	
警備体制の確保	以下の状況に応じて、段階的に警備体制を確保する。	
	第１次体制	◆ 管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報（津波・大津波・波浪・暴風（海上）の警報を除く。以下「気象情報」という）が発表されたとき。 ◆ 管内において、震度４の地震が発生したとき。 ◆ 管内に津波注意報が発表されたとき。 ◆ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
	第２次体制	◆ 管内に気象警報が発表され､非常災害警備本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。 ◆ 管内において、震度５弱の地震が発生したとき。 ◆ 管内に津波警報が発表されたとき。 ◆ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
	第３次体制	◆ 気象警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき。 ◆ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ◆ 県内において、震度５強以上の地震が発生したとき。 ◆ 県内に大津波警報が発せられたとき。
警備本部の設置	市内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、防府警察署災害警備計画に定めるところにより、防府警察署に所要の災害警備本部を設置する。	
災害警備本部の組織等	災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成並びに運用は、防府警察署災害警備計画の定めるところによる。	

2　災害警備の実施

情報の収集・伝達等	通信の確保	災害により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
	情報の収集	警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。また、防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。
	災害情報等の伝達	災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。
救出救助活動等		防府警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的・効果的な救出救助活動を行う。救出救助活動に当たっては、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配意する。 また、行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。

避難誘導等		避難誘導を行うに際しては、関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、避難行動要支援者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配意する。 また、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに災害発生の有無について調査を行い、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。
交通規制の実施	**緊急交通路の確保**	災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第１項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。
	一般規制の実施	被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。
	緊急交通路等機能の確保	災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の３に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。 また、信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。
遺体捜索・検視等		警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配意し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。
二次災害の防止		二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。
社会秩序の維持		被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。
相談活動の実施		被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。

（注） 活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

■ 3－2－3　徳山海上保安部の活動内容

通信の確保	徳山海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。 ◆　情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。 ◆　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した船艇を配備する。 ◆　携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。 ◆　非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。 ◆　映像伝送システムを搭載した船艇及び航空機を配備する。 ◆　関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。
海上交通安全の確保	徳山海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。 ◆　災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。 ◆　船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。 ◆　海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。 ◆　海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。 ◆　水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 ◆　航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。 ◆　船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
治安の維持	徳山海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。 ◆　災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。 ◆　警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

●災害情報の収集・伝達

■ 3－3－1　災害対策本部の連絡系統図

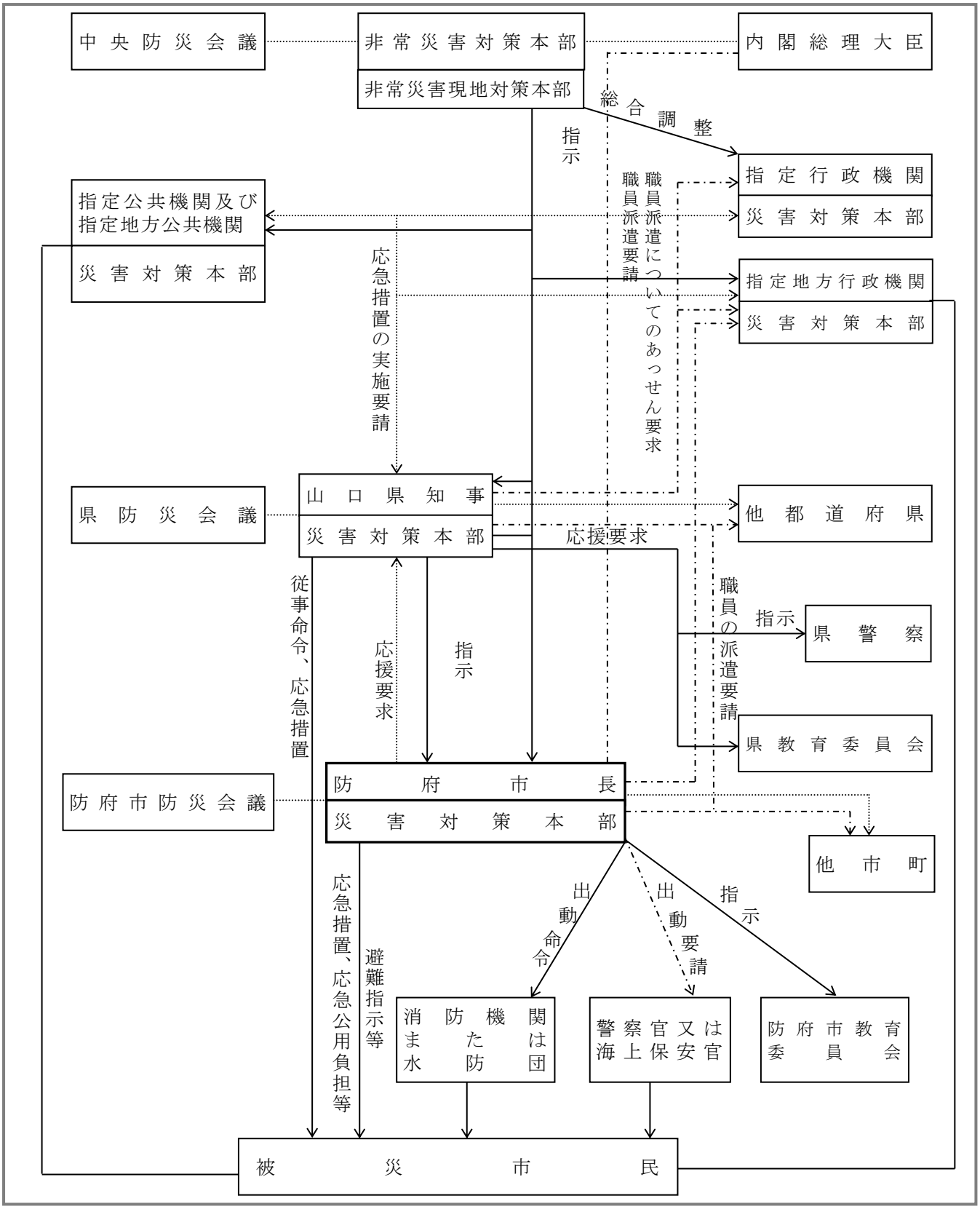

■ 3－3－2　情報収集連絡系統

1　市本部及び県本部等における情報収集連絡系統

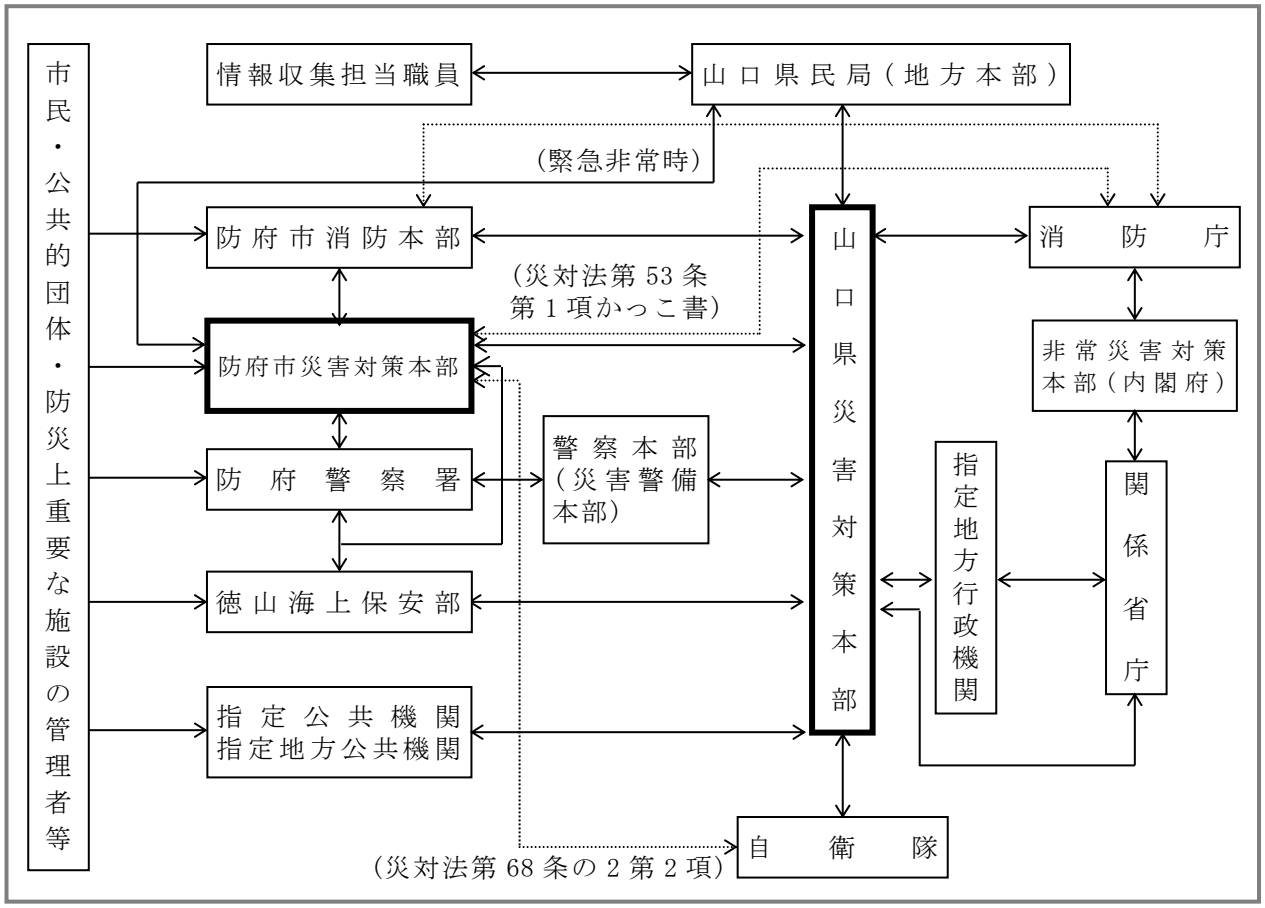

2　市から県への災害情報の報告系統

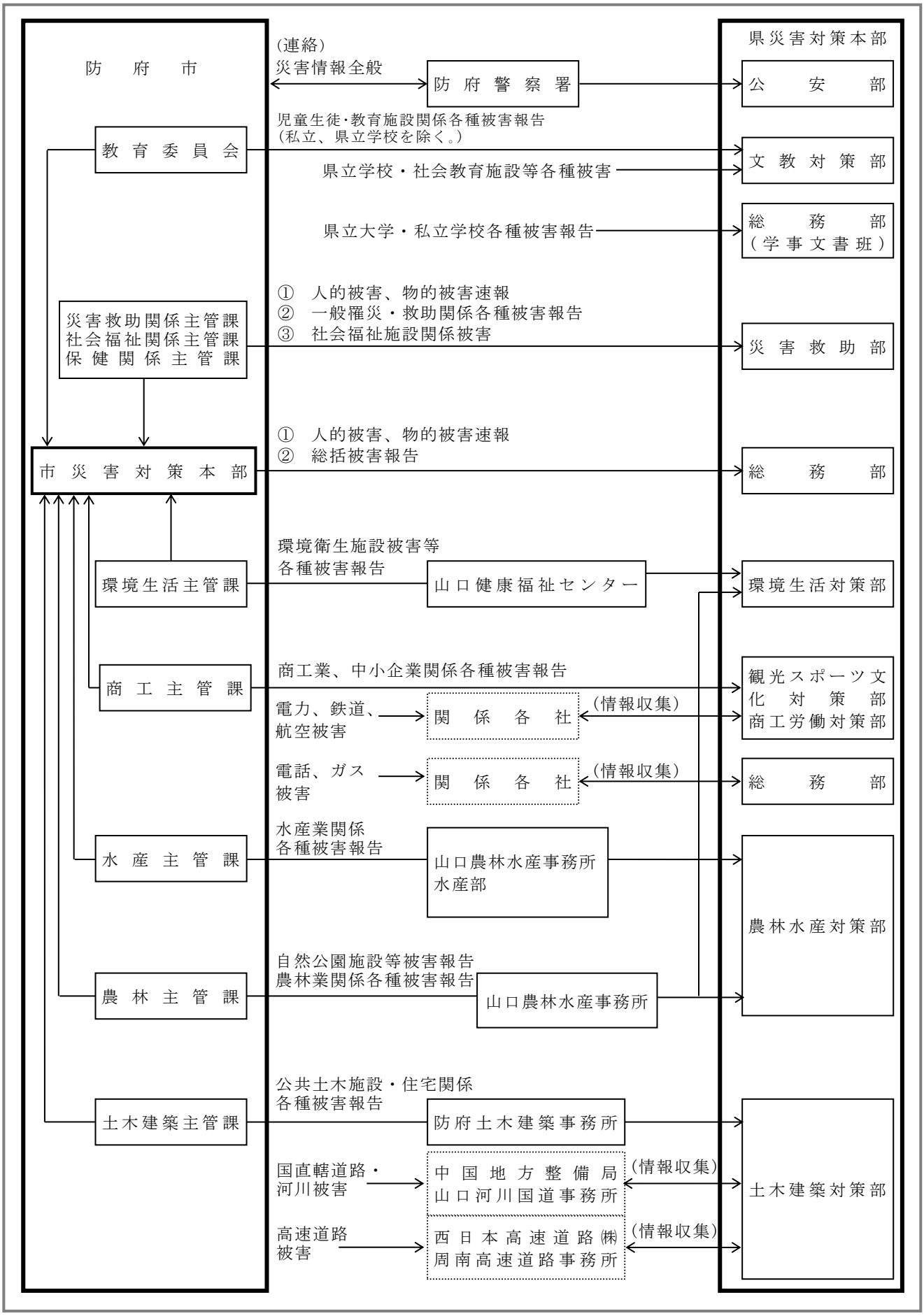

■ 3－3－3　応急対策別必要情報

応急対策	被害情報	措置情報
火災対策	• 火災の発生状況 • 延焼地域の状況 • 水道施設の被害状況 • 危険物の漏えい、流出等の状況 • 道路の被害状況 • 建物の倒壊状況	• 消火活動状況 • 水道施設被害の措置状況 • 道路の応急復旧（啓開）状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況 • 市民の避難状況
危険物対策	• 危険物の漏えい、流出等の状況 • 危険物に係る火災発生・爆発等の危険 • 所在地付近の火災の発生状況 • 延焼地域の状況 • 道路の被害状況	• 危険物流出等に対する措置状況 • 消火活動状況 • 道路の応急復旧（啓開）状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況 • 付近市民・従業員への措置状況
救助･救急対策	• 救助・救急事案（生き埋め・負傷者等）の発生状況 • 病院等医療施設の被害状況 • 道路の被害状況 • 建物の倒壊状況	• 救助・救急活動への対応状況 • 応急救護所の開設状況 • 病院等医療施設の患者収容の可否 • 道路の応急復旧(啓開)状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況
医療･救護対策	• 病院等医療施設の被害状況 • 救助・救急事案（生き埋め・負傷者等）の発生状況 • 火災の発生状況 • 延焼地域の状況 • 危険物の漏えい、流出等の状況 • 電気、ガス、水道施設の被害状況 • 市民の被害状況 • 道路の被害状況	• 病院等医療施設の患者収容の可否 • 応急救護所の開設状況 • 救助・救急活動への対応状況 • 消火活動状況 • 電気、ガス、水道施設被害の応急復旧状況 • 市民等に対する避難指示等の状況 • 道路の応急復旧（啓開）状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況
道路交通対策	• 道路の被害状況 • 火災発生等の状況 • 延焼地域等の状況 • 津波情報 • 市民の避難情報 • 気象情報（余震・降雨） • 鉄道施設の被害状況	• 道路の応急復旧（啓開）状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況 • 消火活動等の状況 • 危険物の漏えい、流出等に対する措置状況 • 市民等に対する避難指示等の状況 • 鉄道施設の応急復旧措置状況
避難対策	• 津波情報 • 山（崖）崩れの発生、ため池等決壊の発生状況及び危険情報 • 避難施設の被害状況 • 住家の倒壊状況 • 火災発生の状況 • 延焼地域の状況 • 危険物の漏えい、流出等の状況 • 道路（避難路）の被害状況 • 気象情報（余震・降雨）	• 市民等に対する避難指示等の状況 • 消火活動の状況 • 危険物の漏えい、流出等に対する措置状況 • 救護所の開設状況 • 避難場所等の開設状況 • 道路の応急復旧（啓開）状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況
ライフライン施設対策	• 電気、ガス、上下水道、電話施設の被害状況 • 道路、鉄道の被害状況 • 港湾施設の被害状況	• 電気、ガス、上下水道、電話施設の応急復旧措置状況 • 道路、鉄道の応急復旧措置状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況

津　波　対　策	• 津波情報 • 市民等の避難状況 • 浸水防除施設の被害状況 • 避難路の被害状況 • 避難所施設の被害状況	• 海面監視等への対応状況 • 市民等に対する避難指示等の状況 • 浸水防除応急措置状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況

■ 3－3－4　各対策部別必要情報

〈災害発生直後〉

調　　査　　内　　容	担当部局・関係機関
人命危機の有無	各部共通
人的被害 （死者、行方不明者、重傷者、軽傷者）	本部統括部総括班 消防対策部 防府警察署 福祉部救助班
住家被害 （全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼）	本部統括部総括班 総務部調査班 福祉部救助班 消防対策部
火災状況	消防対策部
道路・橋りょう	土木都市建設部土木調査班 産業振興部農林水産班 消防対策部
河川・ため池・海岸	
土砂災害	
電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	本部統括部総括班 上下水道対策部 消防対策部
その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各担当部局

〈その後の段階〉

調　　査　　内　　容	担当部局・関係機関
被害状況	各部共通
避難指示又は警戒区域の設定状況	本部統括部総括班
避難所の設備状況	総務班
避難生活の状況	総務班
食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	総務班 福祉部救助班
電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況	本部統括部総括班 上下水道対策部
医療機関の開設状況	福祉部救護班 消防対策部
救護所の設置及び活動状況	福祉部救護班
傷病者の収容状況	消防対策部
道路及び交通機関の復旧状況	本部統括部総括班 土木都市建設部土木調査班 消防対策部

■ 3－3－5　県等関係機関による被害状況の把握及び措置

<table>
<tr><td rowspan="3">県</td><td>被害状況の把握</td><td>◆　土木建築事務所等出先機関による情報収集
◆　市からの被害報告等
◆　市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。
◆　要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。
◆　警察、海上保安部その他の防災関係機関との情報交換
◆　情報の集約（各課→防災危機管理課）
◆　被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。
◆　関係機関への要請
◆　航空機（消防防災ヘリ、県警、自衛隊、ドローン）による情報収集の依頼
◆　防災関係機関に対する情報提供の要請
◆　総合防災情報システムによる情報収集
◆　ＪＡＸＡ衛星画像データや国土地理院の地理空間情報等による被害情報の把握</td></tr>
<tr><td>情報の伝達</td><td>◆　収集した情報は、必要に応じ市町、消防本部をはじめとする防災関係機関に伝達し、災害対策、災害派遣その他必要な措置をとるため活用する。また、報道機関等に発表し、住民に対する周知を図る。
◆　県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を必要に応じ市町及び防災関係機関に連絡する。
◆　県は、国に非常災害対策本部が設置された場合、指定公共機関を通じ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。</td></tr>
<tr><td>政府機関に対する報告、通報</td><td>◆　報告等の必要な災害
(1) 県において災害対策本部を設置した災害
(2) 社会的影響等から報告の必要があると認められる程度の災害
(3) (1)又は(2)になるおそれのある災害
◆　様式に基づき報告を行う。報告は、消防庁への報告と一体的に行う。
◆　報告の種別、時期、様式については、消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）による。
(1) 災害概況即報（火災・災害等即報要領　第４号様式（その１））
(2) 被害状況即報（同様式（その２））
(3) 被害状況確定報告（応急措置完了後20日以内、同様式（その２））</td></tr>
<tr><td>防府警察署</td><td colspan="2">市災害対策本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集する。情報収集は、次による。
◆　警察ヘリコプターによる上空からの情報収集
◆　マスコミからの情報収集
◆　関係機関からの情報収集</td></tr>
<tr><td>その他の防災関係機関</td><td colspan="2">◆　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置若しくは災害に対してとろうとする措置又はその他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達する。
◆　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」による。</td></tr>
</table>

■ 3-3-6　被害発生報告書様式

被　害　発　生　報　告　書

1　報告機関等

●　災害名[　　の被害状況等の報告について　　]

第　報 確　定　報　　年　月　日　時　分現在	市町名：防府市	部課名：
	記入者名：	電　話：

2　災害発生状況

（1）人的被害

区　分	人　員	氏名・年齢、被災の概要
死　者	人	
うち災害関連死者	人	
行方不明	人	
負傷者	人	
軽傷者	人	

（2）　住家･被住家被害

区　分		棟	世帯	人	被災の概要
住　家	全　壊	棟		人	
	半　壊	棟		人	
	一部損壊	棟		人	
	床上浸水	棟		人	
	床下浸水	棟		人	
非住家	全　壊	棟		人	
	半　壊	棟		人	

（3）　その他公共施設

①道路被害

区分	路線名	場所･区間	原　因	規制	規制開始･解除時間
国道 県道 市町		場所 区間　～	事前規制 崩　土 その他	全面 片側	規制開始　月　日　時　分 規制解除　月　日　時　分
国道 県道 市町		場所 区間　～	事前規制 崩　土 その他	全面 片側	規制開始　月　日　時　分 規制解除　月　日　時　分
国道 県道 市町		場所 区間　～	事前規制 崩　土 その他	全面 片側	規制開始　月　日　時　分 規制解除　月　日　時　分

②河川被害

河川名	発生場所	概要等

③ため池被害

ため池名	発生場所	概要等

④土砂崩れ被害

発生場所	概要等

⑤ライフライン被害

断　　水	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
停　　電	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
電話不通	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時

3　災害に対してとられた措置の概要

（1）災害対策本部等の設置状況

区　　分	設　置　日　時	廃　止　日　時
災害対策本部	月　日　時　分	月　日　時　分
その他の体制（水防本部）	月　日　時　分	月　日　時　分
その他の体制（　　）	月　日　時　分	月　日　時　分

（2）避難措置状況

①避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

②避難勧告

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

③自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

（3）消防機関等の出動状況

区　　分	地　　域	目　　的	日　　時		出動人員等(延)	
			出　　動	撤　　収	人員(人)	車両(台)
消防職員						
消防団員						
市町職員						

4　その他

災害ボランティアセンター設置の有無（有・無）

■ 3－3－7　直接即報の概要

【消防庁報告先】

回　線　別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左　記　以　外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	電話 ＦＡＸ	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電話 ＦＡＸ	7-27-90-49013 7-27-90-49033	7-27-90-49102 7-27-90-49036
防災無線（衛星系）	電話 ＦＡＸ	8-048-500-90-49013 8-048-500-49033	8-048-500-90-49102 8-048-500-49036

【報告対象となる災害等】

火災等即報	◆　交通機関の火災 • 航空機火災 • タンカー火災 • 船舶火災であって他社会的影響度が高いもの • トンネル内車両火災 • 列車火災
	◆　危険物等に係る事故 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に揚げるもの • 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの • 負傷者が 5 名以上発生したもの • 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの • 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 • 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの • 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	◆　原子力災害等 • 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの。 • 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの • 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの • 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

	◆　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	◆　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報	◆　死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの • 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 • バスの転落等による救急・救助事故 • ハイジャックによる救急・救助事故 • 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 • その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等即報（該当するおそれがある場合を含む。）	◆　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害 ◆　国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
災害即報	◆　地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ◆　津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの。

■ 3－3－8　広報活動の主な流れ

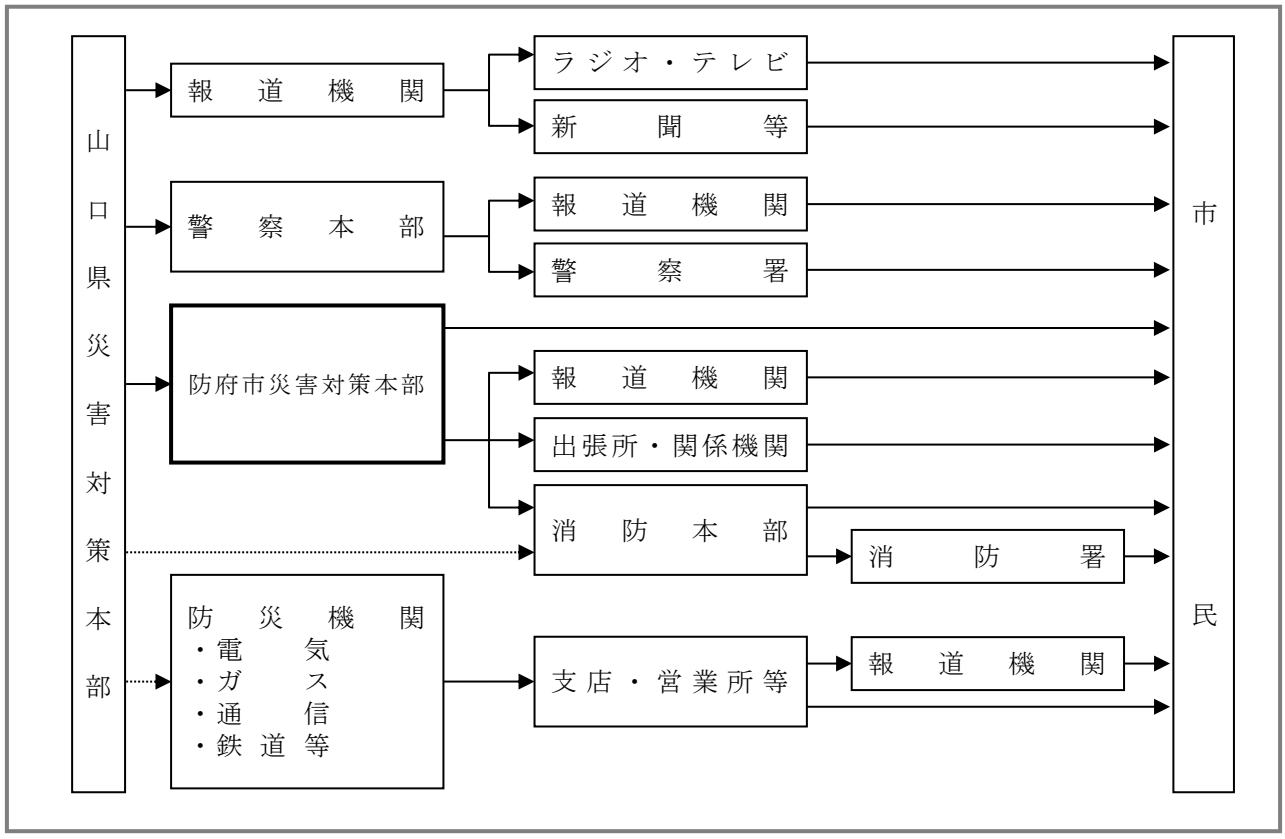

【市における広報の流れ】

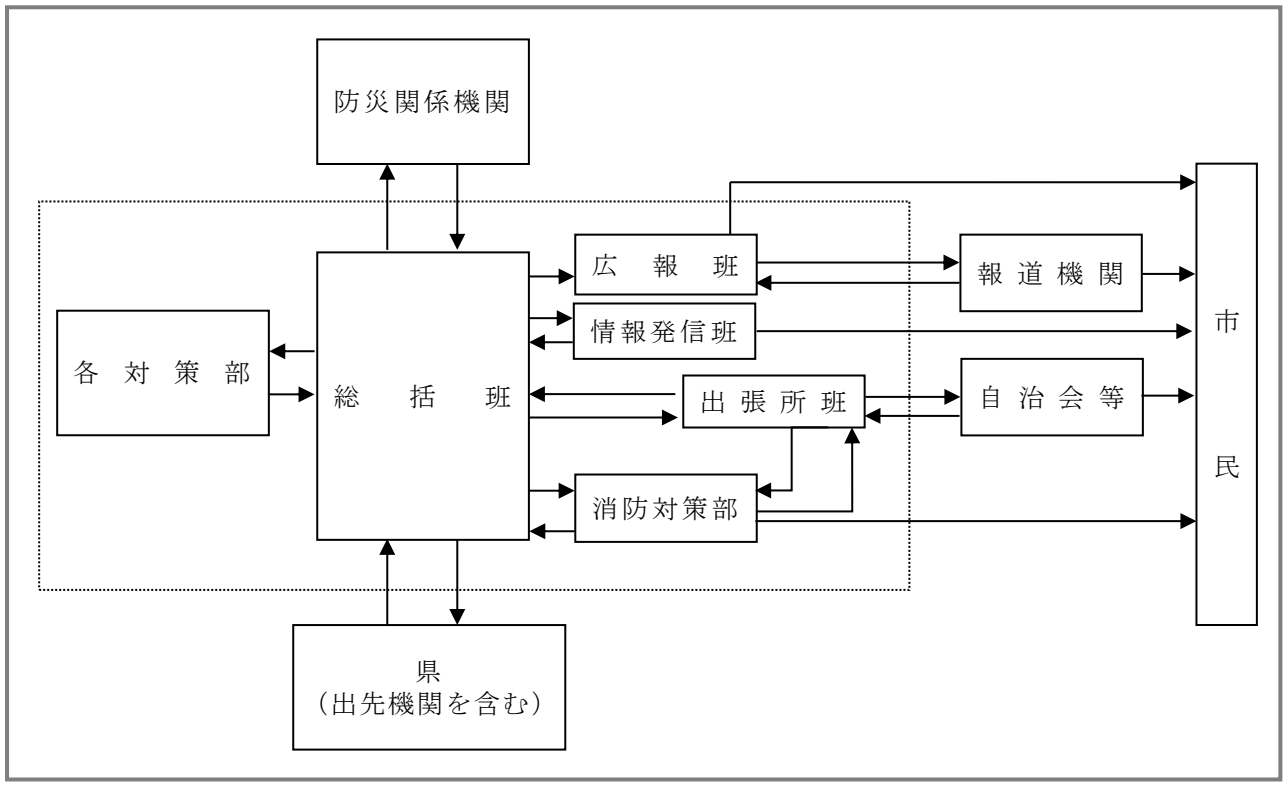

機 関 の 別	連 絡 の 内 容 と な る 事 項
市の部内	◆　災害広報資料の収集及び提供についての依頼 ◆　市民に対する広報事項についての広報の依頼 ◆　被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 ◆　災害全般の情報提供についての依頼
県の部内 （各対策部）	◆　各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 ◆　被害状況の取りまとめ及び資料の提供（本部室班＝防災危機管理課）
報 道 機 関	◆　被害状況及び応急対策の状況の発表 ◆　市民への広報事項の周知についての協力依頼 ◆　情報提供についての依頼 ◆　災害関係の取材についての協力等に関する連絡

■ 3-3-9　広報すべき主な内容

時　　期	広　　報　　内　　容
事前情報	◆　気象に関する情報 ◆　交通情報 ◆　その他必要事項
中間情報	◆　避難に関する情報 ◆　災害発生情報 ◆　交通規制情報 ◆　その他必要事項
発災直後情報	◆　交通規制情報 ◆　ライフライン情報 ◆　安否情報 ◆　避難所情報 ◆　食料・生活物資の情報 ◆　復旧状況 ◆　その他必要事項
応急対策着手後の情報 （順次実施）	◆　道路情報 ◆　公共交通機関の状況 ◆　給食・給水実施状況 ◆　医療・救護実施状況 ◆　電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況 ◆　生活必需品等供給状況 ◆　応急対策実施の状況 ◆　安否情報 ◆　河川・港湾・橋りょう等土木施設状況 ◆　民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ◆　その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

■ 3-3-10　災害時の主な広報手段

担　当　部　署 （対策本部設置時の担当班）	伝　　達　　方　　法
防災危機管理課 （本部統括部　情報発信班）	◆　市メールサービス ◆　エリアメール・緊急速報メール ※避難指示等、緊急性の高い一部の情報に限る ◆　市公式ＬＩＮＥ ◆　同報系防災行政無線 ◆　登録制電話・ＦＡＸ ◆　防災ラジオ ◆　広報車両 ◆　ＦＭわっしょい緊急割込放送 ◆　ケーブルテレビ（緊急情報）
広報政策課 （広報班）	◆　報道機関 ◆　市広報紙 ◆　市ホームページ ◆　データ放送（ＫＲＹ・ＹＡＢ・ＴＹＳ）
地域振興課・防災危機管理課 （出張所班）・（情報発信班）	◆　自治会長（本部設置時） ◆　掲示板（地域の拠点） ◆　情報誌 ◆　新聞折込 ◆　その他、メガフォン、電池式拡声器等
消防本部・消防団 （予防班）	◆　広報車両 ◆　その他、メガフォン、電池式拡声器等

■ 3-3-11　収集すべき内容及び収集対象とする機関

収　集　事　項	収　集　の　内　容	収集対象機関
気象情報	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 市民の心構え及び対策	本部統括部総括班
災害情報及び資料	情報の出所 災害発生の日時場所 災害の対象、範囲及び程度 災害発生の経過	本部統括部総括班 各対策部 対策関係機関
避難等の措置の状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯及び人数 避難先及び避難日時 理由及び経過	本部統括部総括班 総務班 総合政策部出張所班 保健こども部物資輸送班 文教対策部各班 防府警察署
水防団・消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象及び目的 出動人員、指揮者、携行機械器具等 経過	消防対策部 防府警察署 自衛隊
応急対策の情報及び資料	情報の出所 応急対策実施日時及び場所 応急対策の内容 実施経過及び効果	各対策部 対策実施関係機関 県 防府警察署
その他災害に関する各種措置の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象及び実施時期 実施理由、経過及び効果	県 各対策部 対策実施関係機関 防府警察署 報道機関
美談などの災害関連情報	情報の出所 日時及び場所 内容及び経過 連絡先	同上

■ 3-3-12　放送要請取扱要領

○放送要請ができる災害等

◆　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

※　放送対象地域の範囲は、知事と放送機関がその都度協議して決める。

○放送手続

◆　災対法第 57 条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別の事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。

◆　県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、県が定める様式により要請するものとする。

◆　市においては、放送要請に関する要望事項を本部統括部広報班において取りまとめ、本部統括部総括班を通じ市長が行うものとする。また、直接報道機関に対する公表等については、本部統括部広報班において行う。

◆　また、株式会社ぷらざＦＭに対しては、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、直接放送要請を行うことができる。

○放送機関

放　送　機　関	連絡責任者	連　　絡　　先
ＮＨＫ山口放送局	コンテンツセンター長	０８３－９２１－３７０７ 防災無線（地上系）　１０－２１９－３ 無線ＦＡＸ　１９－２１９
山口放送株式会社	報道制作局長	０８３４－３２－１１１０ 防災無線（地上系）　１０－２２０－３ 無線ＦＡＸ　１９－２２０
テレビ山口株式会社	報道制作局長	０８３－９２３－６１１３ 防災無線（地上系）　１０－２２１－３ 無線ＦＡＸ　１９－２２１
株式会社エフエム山口	編成制作部長	０８３－９２４－４５３５ 防災無線（地上系）　１０－２２３－２ 無線ＦＡＸ　１９－２２３
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	０８３－９３３－１１１１ 防災無線（地上系）　１０－２２２－３ 無線ＦＡＸ　１９－２２２
山口ケーブルビジョン株式会社	制作営業局長	電　話　０８３－９３４－１２８１ ＦＡＸ　０８３－９２４－２４８４
株式会社ぷらざＦＭ	株式会社ぷらざＦＭ局長	電　話　２６－０７６７ ＦＡＸ　２５－３７１３

■ 3－3－13　放送局の報道計画

1　法令に基づく放送送出（災対法第 57 条、気象業務法第 15 条、日本赤十字社法第 34 条）

要 請 者	放送機関	要請受理窓口	措　　置
知事 市長 日本赤十字社 等	ＮＨＫ山口放送局 山口放送株式会社（ＫＲＹ） テレビ山口株式会社（ＴＹＳ） 株式会社エフエム山口（ＦＭＹ） 山口朝日放送株式会社（ＹＡＢ） 山口ケーブルビジョン株式会社 株式会社ぷらざＦＭ	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作局長 制作営業局長 ぷらざＦＭ局長	ＮＨＫ、ＫＲＹ、ＴＹＳ、ＦＭＹ、ＹＡＢ、山口ケーブルビジョン株式会社及び株式会社ぷらざＦＭは、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 • 放送送出内容 • 要請側の連絡責任者 • 優先順位 • その他必要な事項

2　各放送局の対応

(1) ＮＨＫ山口放送局

種　　類	放　　送　　要　　領
臨時ニュース	ア　チャイムを鳴らす イ　番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象特別警報・警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

ア　定時ニュースの時間で放送
イ　定時の天気予報の時間で放送
ウ　番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
エ　報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

ア　定時ニュースの時間での放送
イ　天気予報の利用による報道
ウ　番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
エ　緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

ア　ＪＦＮニュース
イ　天気予報の利用による放送
ウ　自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
エ　緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

(5) 山口朝日放送

ア　ＡＮＮニュース及びＹＡＢニュースによる定時のニュース報道

イ　天気予報の利用による報道
ウ　番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
エ　緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

(6) 山口ケーブルビジョン株式会社

ア　「ＣＡＴＶ緊急情報表示システムの利用に関する協定書」に基づき、自主放送チャンネルのデータ緊急放送として放送
イ　「災害時における緊急告知放送に関する協定書」に基づき、市防災行政無線（同報系）と連動した緊急告知放送として放送

(7) 株式会社ぷらざＦＭ

ア　「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、直接放送要請を行うことができる。
イ　「災害時における緊急告知放送に関する協定書」に基づき、市の同報系防災行政無線と連動した緊急告知放送として放送

■ 3－3－14　地区家畜防疫対策協議会連絡体系図

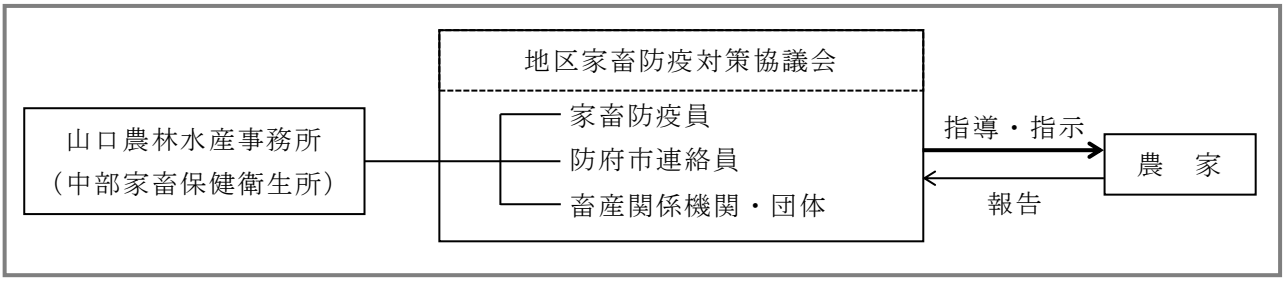

●気象情報等

■ 3－4－1　気象警報・注意報等の種類と発表基準

1　気象特別警報・警報・注意報の概要

	概　　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪又は高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪又は高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2　気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

※　防府市の具体的な警報・注意報発表基準は、気象等に関する警報・注意報発表基準一覧表（防府市）参照

種　　類		概　　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種　　類		概　　要
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるされる警戒レベル３に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

種　　類	概　　要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻､ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・中部・東部・北部の地域名で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から約１時間である。

３　気象等に関する特別警報発表基準

現象の種類	基　　準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）　発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け､これらの実況および予想に基づいて判断される。

４　津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

種　　類	概　　要
津波	高いところで３ｍを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度６弱以上または長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度６弱以上または長周期地震動階級４）を特別警報に位置づける）

５　気象等に関する警報・注意報発表基準一覧表（防府市）

令和７年５月29日現在
発表官署　下関地方気象台

防府市	府県予報区		山口県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		山口・防府	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	28	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	142	
	洪水	流域雨量指数基準	横曽根川流域＝8.6，剣川流域＝6.6，久兼川流域＝8.7，馬刀川流域＝7，柳川流域＝5.6	
		複合基準＊	馬刀川流域＝（10，6.8）	
		指定河川洪水予報による基準	佐波川[新橋・漆尾]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
			山地	12時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	3.2m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	105	
	洪水	流域雨量指数基準	横曽根川流域＝6.8，剣川流域＝5.2，久兼川流域＝6.9，馬刀川流域＝5.6，柳川流域＝4.4	
		複合基準＊	久兼川流域＝（10，6.9），馬刀川流域＝（6，4.4），柳川流域＝（6，4.4）	
		指定河川洪水予報による基準	佐波川[新橋・漆尾]	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5cm
			山地	12時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40％で、実効湿度65％		
	なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか １　気温３℃以上の好天 ２　低気圧等による降雨 ３　降雪の深さ40cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が３℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温－５℃以下		
	霜	11月20日までの早霜　３月20日以降の晩霜　最低気温３℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温－２℃～２℃、湿度90％以上		
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、府県気象情報の一種として都道府県と気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認するなど、自らの避難が必要な警戒レベル４相当。		
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm	

＊　（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

■ ３－４－２　土砂災害警戒情報の発表基準

<table>
<tr><td>土砂災害警戒情報の発表</td><td colspan="2">土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条、災対法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。
県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。</td></tr>
<tr><td>発表対象地域</td><td colspan="2">県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土砂災害警戒情報の発表基準</td><td>警戒基準</td><td>大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。</td></tr>
<tr><td>警戒解除基準</td><td>降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び
基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（土木建築部）と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地震等発生時の暫定発表基準</td><td colspan="2">次の事象が発生した場合、県（土木建築部）と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。</td></tr>
<tr><td>対象となる事象</td><td>◆　震度５強以上の地震を観測した場合
◆　台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合
◆　その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、県（土木建築部）と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。</td></tr>
<tr><td>通常の基準に乗じる割合</td><td colspan="2">
<table>
<tr><th>状況
要素</th><th colspan="2">地　震</th></tr>
<tr><td></td><td>震度５強の地域</td><td>震度６弱以上の地域</td></tr>
<tr><td>土壌雨量指数</td><td>８割</td><td>７割</td></tr>
</table>
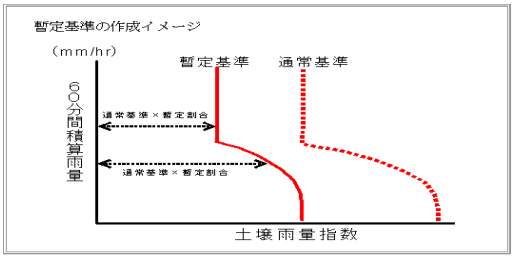

</td></tr>
<tr><td>利用に当たっての留意事項</td><td colspan="2">土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。</td></tr>
<tr><td>土砂災害警戒情報に係る市の対応</td><td colspan="2">市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。
なお、避難指示等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。</td></tr>
</table>

【土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供】

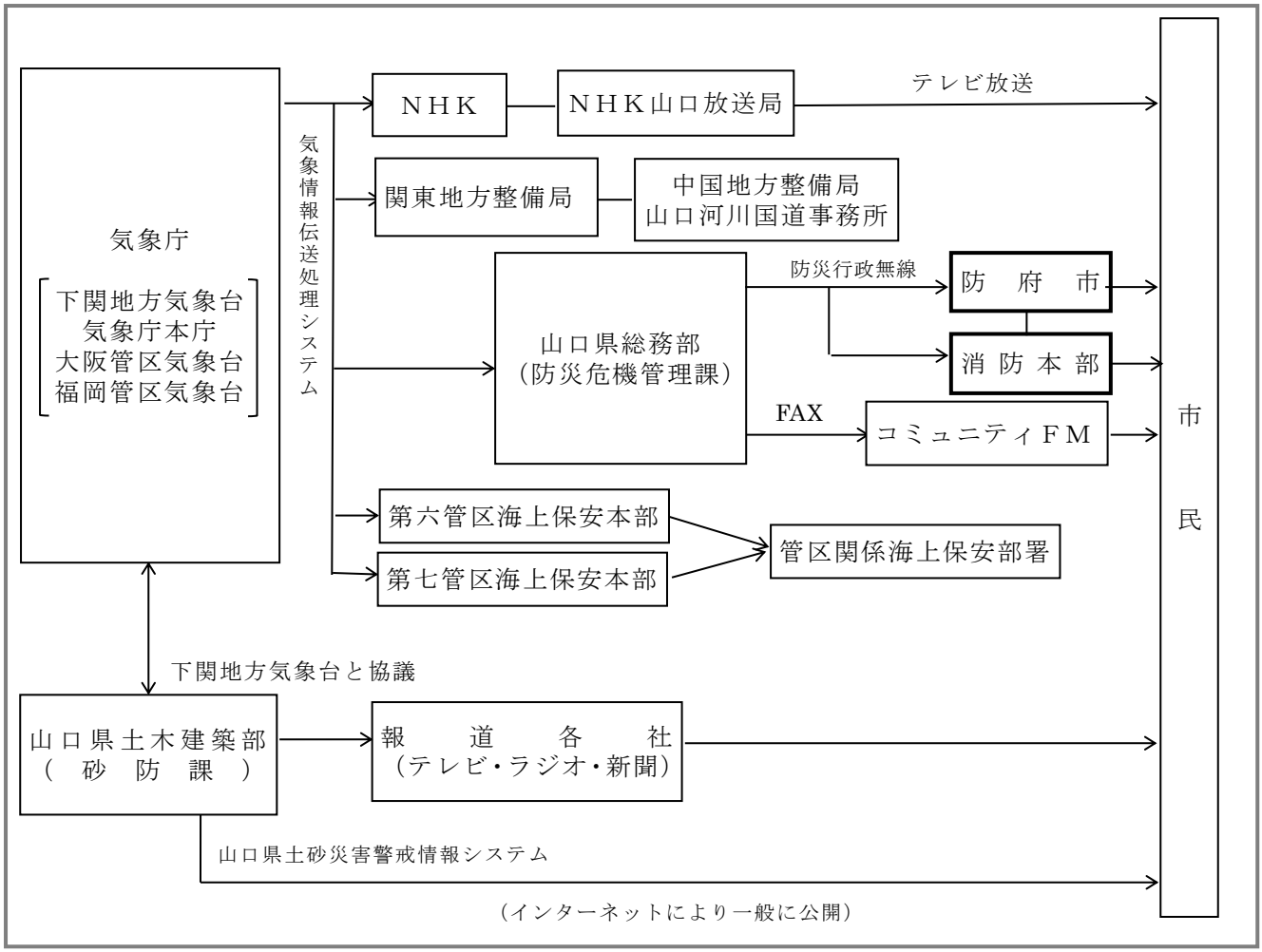

■ 3－4－3　土砂災害緊急情報の周知基準

緊急調査	地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。 なお、緊急調査の着手に当たっては、急迫性要件とその規模要件の２つの要件から判断する。 急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。 規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。
通知及び周知	地滑りによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、市長に通知するとともに、一般市民に周知する。
通知及び周知対象区域	地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。
通知及び周知基準	土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。 ◆　緊急調査及び解析によって、地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報） ◆　継続期における緊急調査によって、地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められた場合（継続情報） ◆　緊急調査によって、地滑りによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）
通知及び周知に当たっての留意点	土砂災害緊急情報は、市や一般市民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。 このため、通知及び周知に当たっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。
土砂災害緊急情報に係る市の対応	市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。

【土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供】

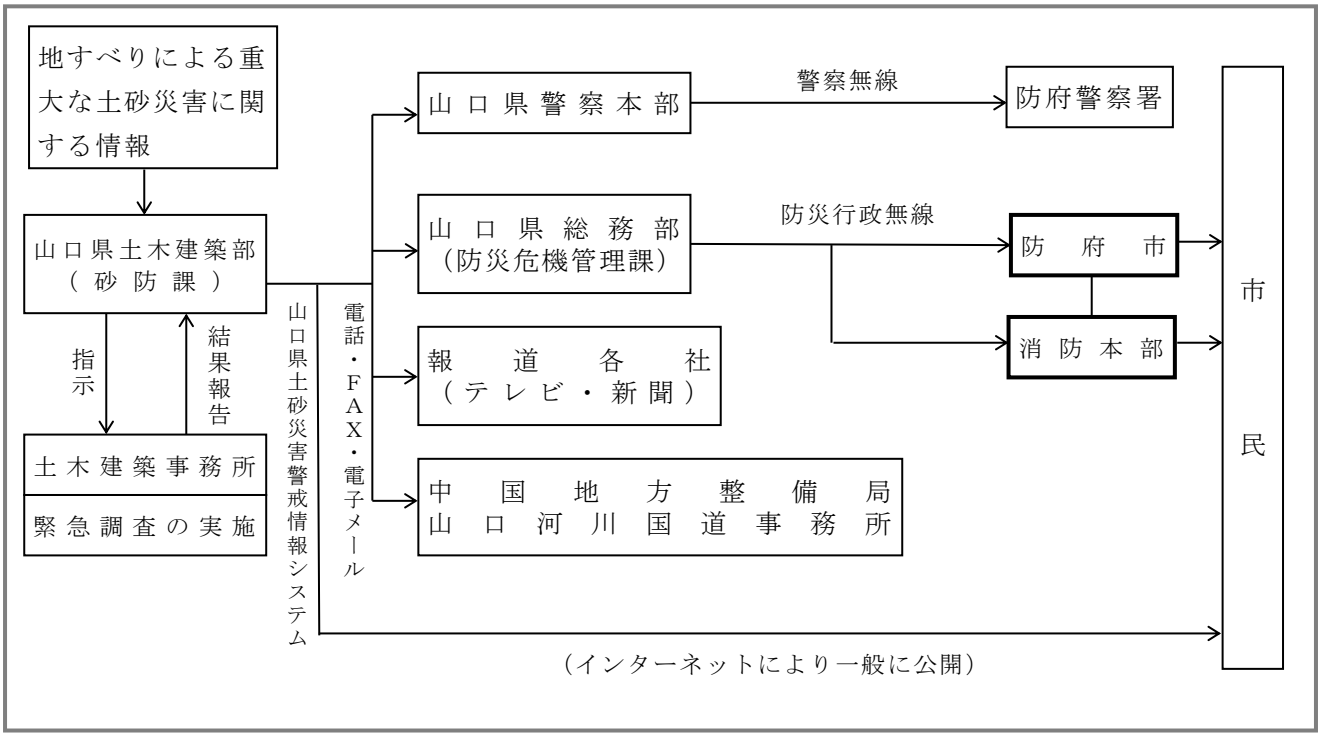

■ 3－4－4　噴火警報等の発表基準

1　噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

ア　噴火警報・予報の種類

(ｱ) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予測される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(ｲ) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に噴火予報を発表する。

イ　阿武火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等

名　　称	対 象 範 囲	火 山 活 動 の 状 況	警 戒 事 項 等
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	**居住地域厳重警戒**
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	**入山危険**
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	**火口周辺危険**
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	**活火山であることに留意**

(2) 火山情報等

ア　火山の状況に関する解説情報

福岡管区気象台地域火山監視・警報センターが発表するもので、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ　　火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に福岡管区気象台地域火山監視・警報センターが発表する。

2　噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報等は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。関係機関は住民への伝達等、必要な措置をとる。

【噴火警報等の伝達系統図】

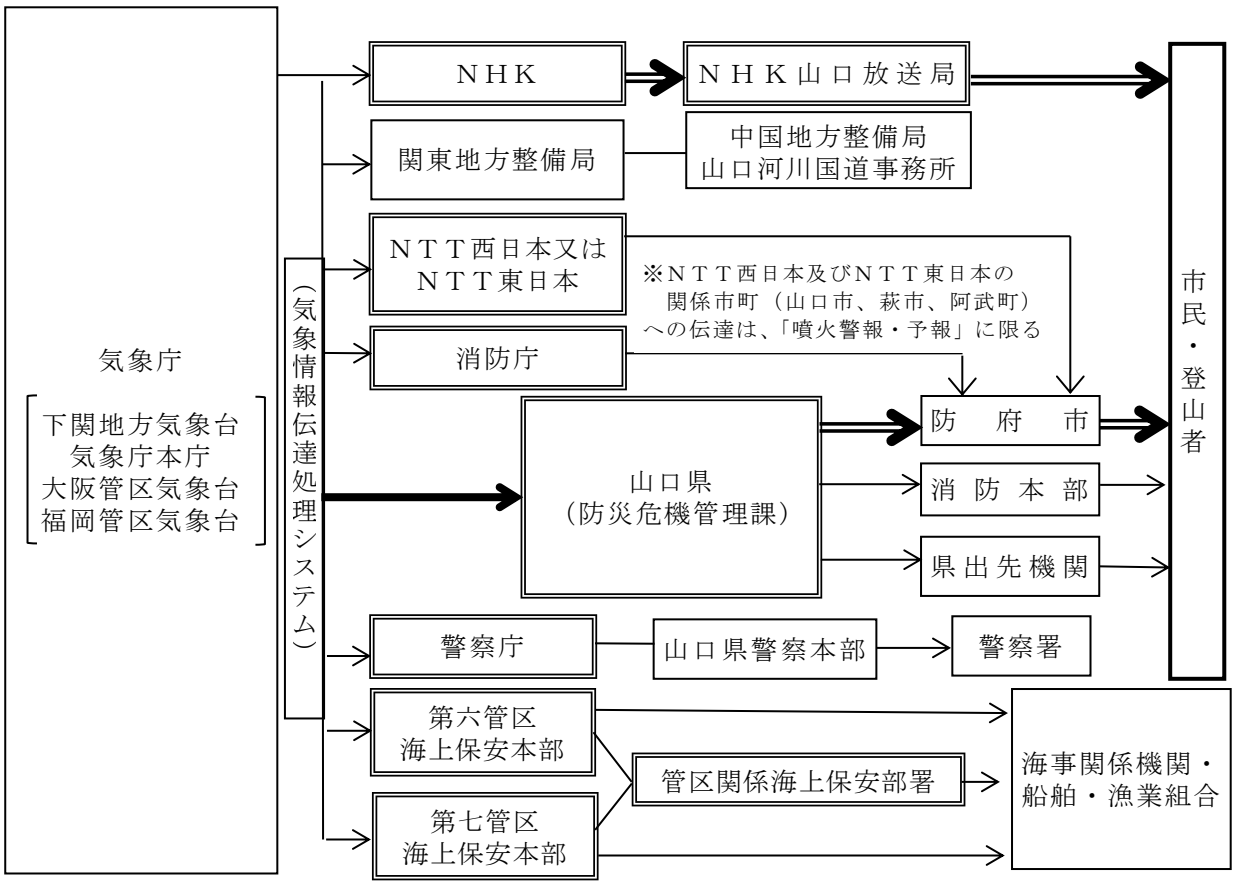

注）二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先
注）太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第１２条によって、通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路
注）二重線の経路は、上記の活動火山対策措置法の規定による「噴火警報」「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等・特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第１５条の２による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

■ ３－４－５　山口県の気象細分区域

山口県の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
西部	下関	下関市
	宇部・山陽小野田	宇部市、山陽小野田市
中部	山口・防府	山口市、防府市
	周南・下松	周南市、下松市
東部	岩国	岩国市、和木町
	柳井・光	光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
北部	萩・美祢	萩市、美祢市、阿武町
	長門	長門市

平成22年５月27日現在

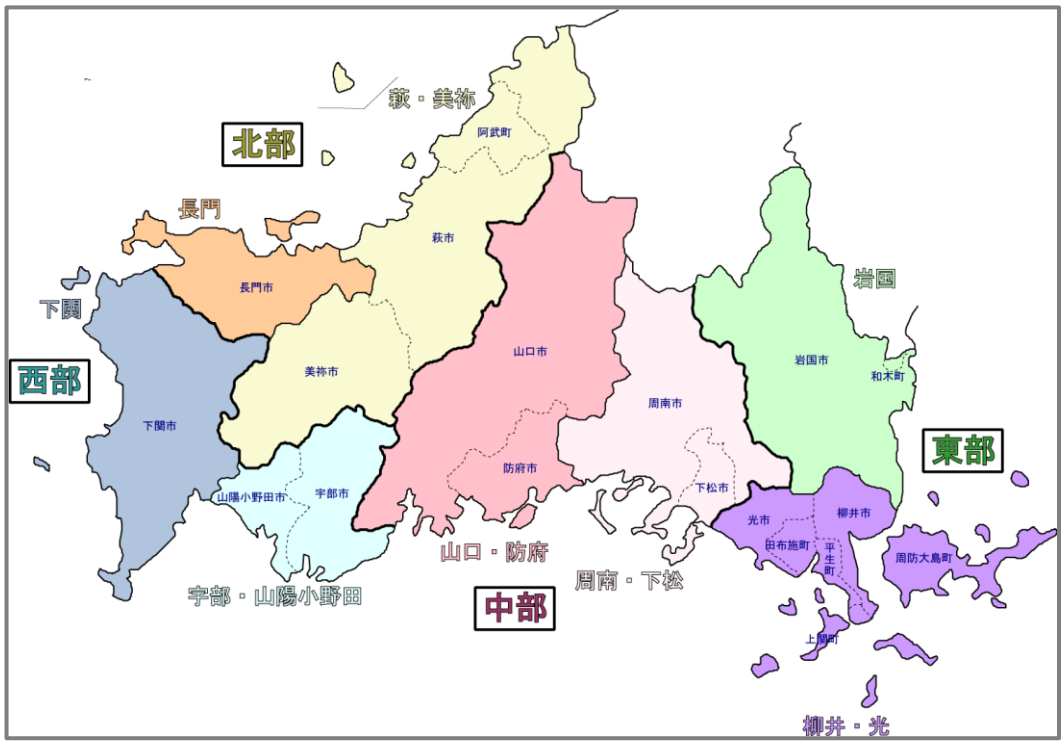

■ 3－4－6　気象情報等の伝達系統

1　特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図

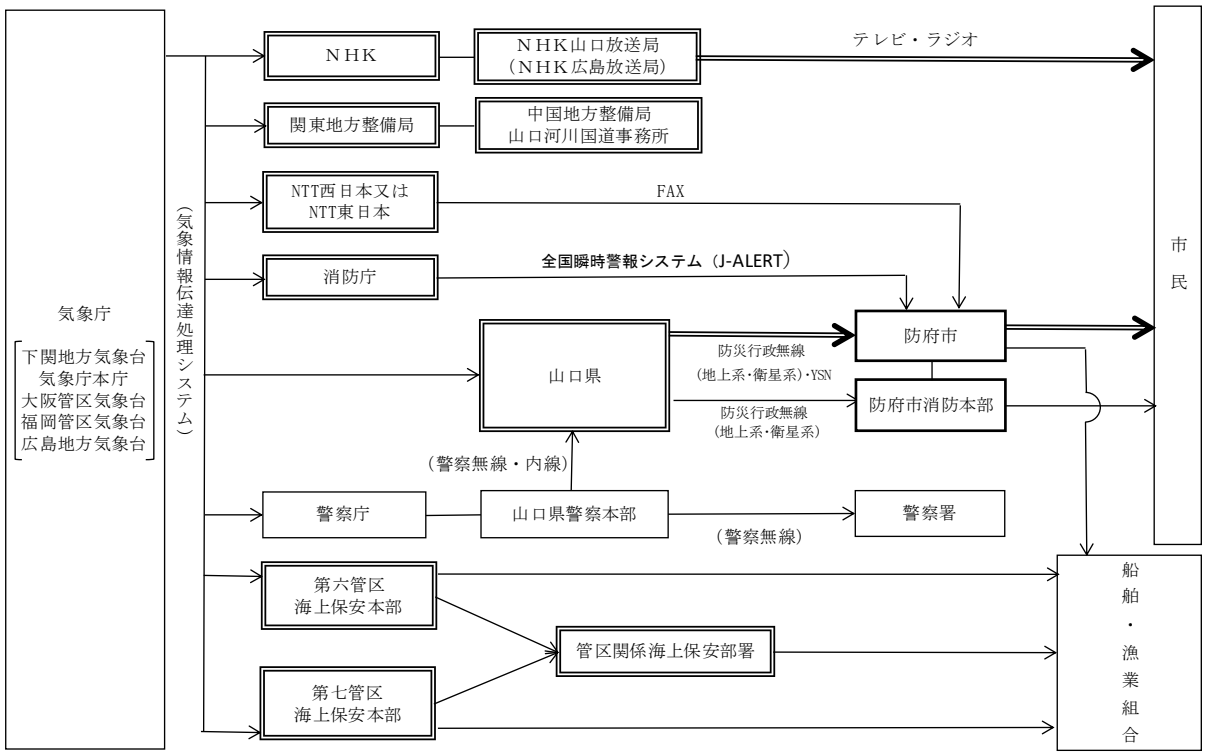

（注）　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。

（注）　二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

2　火災気象通報の伝達（消防法第 22 条）

資料編７－５－１「火災気象通報・火災警報の連絡系統」による。

3　低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達

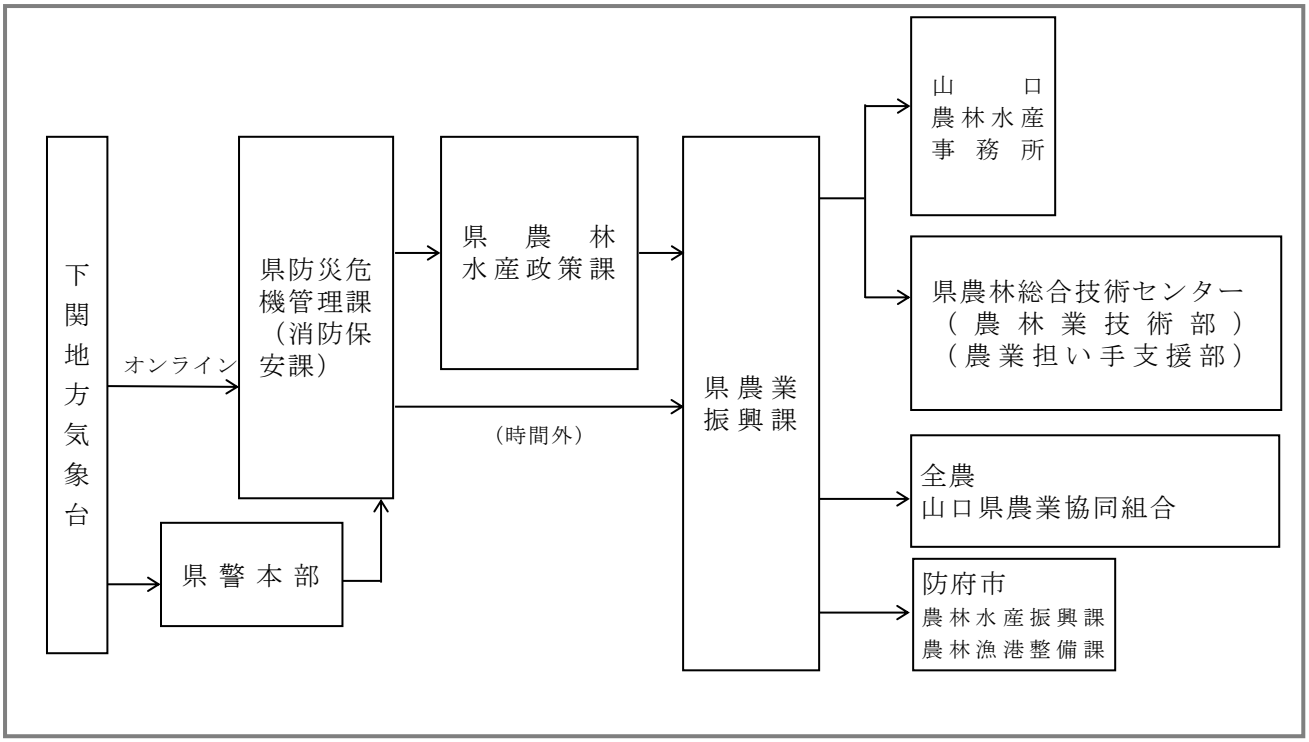

4　異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達

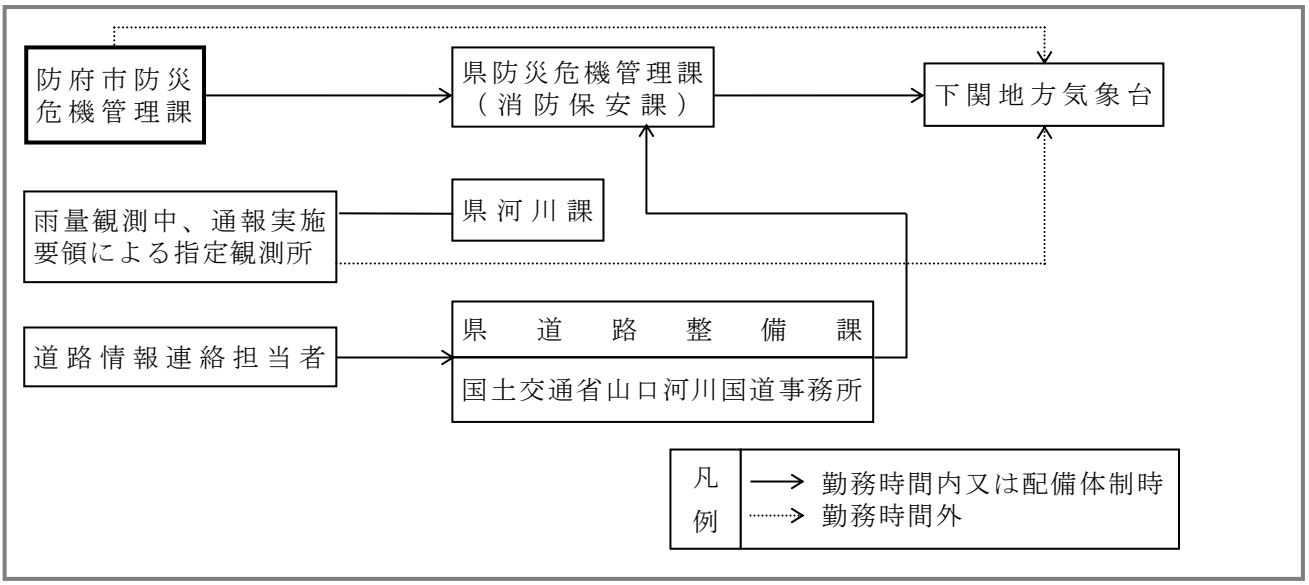

５　大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・津波情報に係る伝達

【気象台から市民までの伝達系統図】

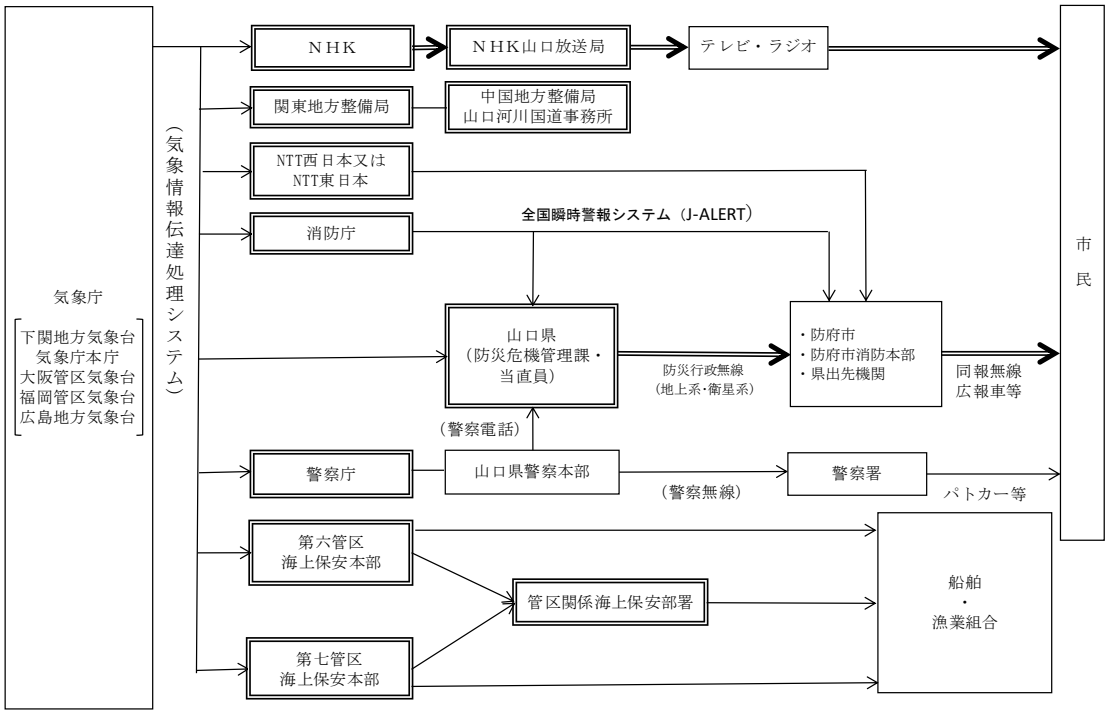

（注）　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。

（注）　二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

■ ３－４－７　市内部における伝達系統（勤務時間内・時間外）

１　勤務時間内

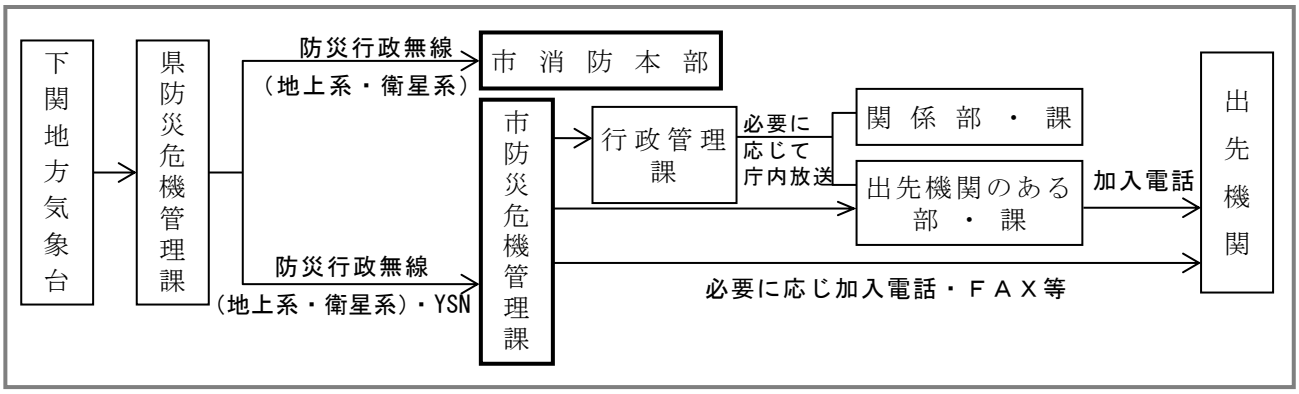

２　勤務時間外

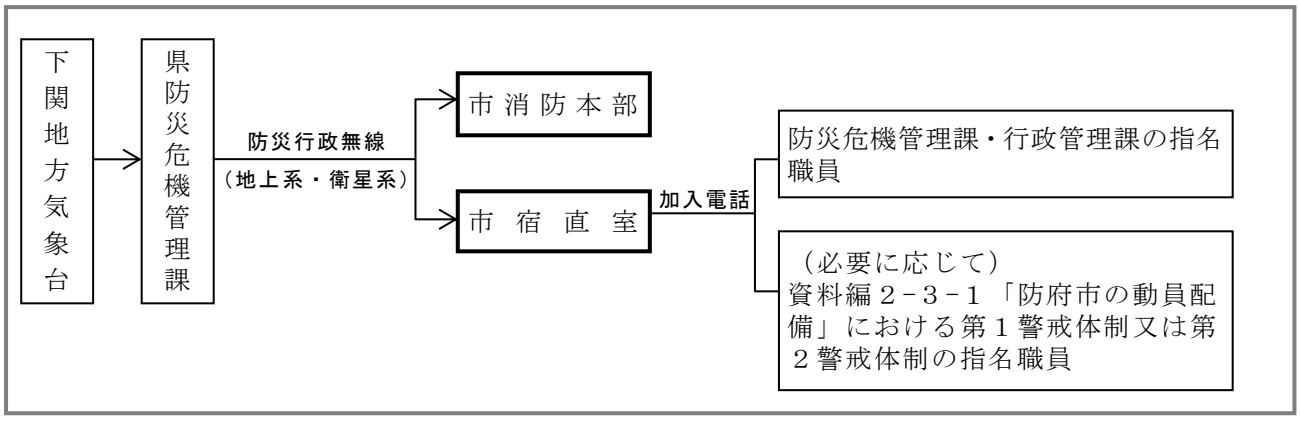

■ 3－4－8　県における伝達系統

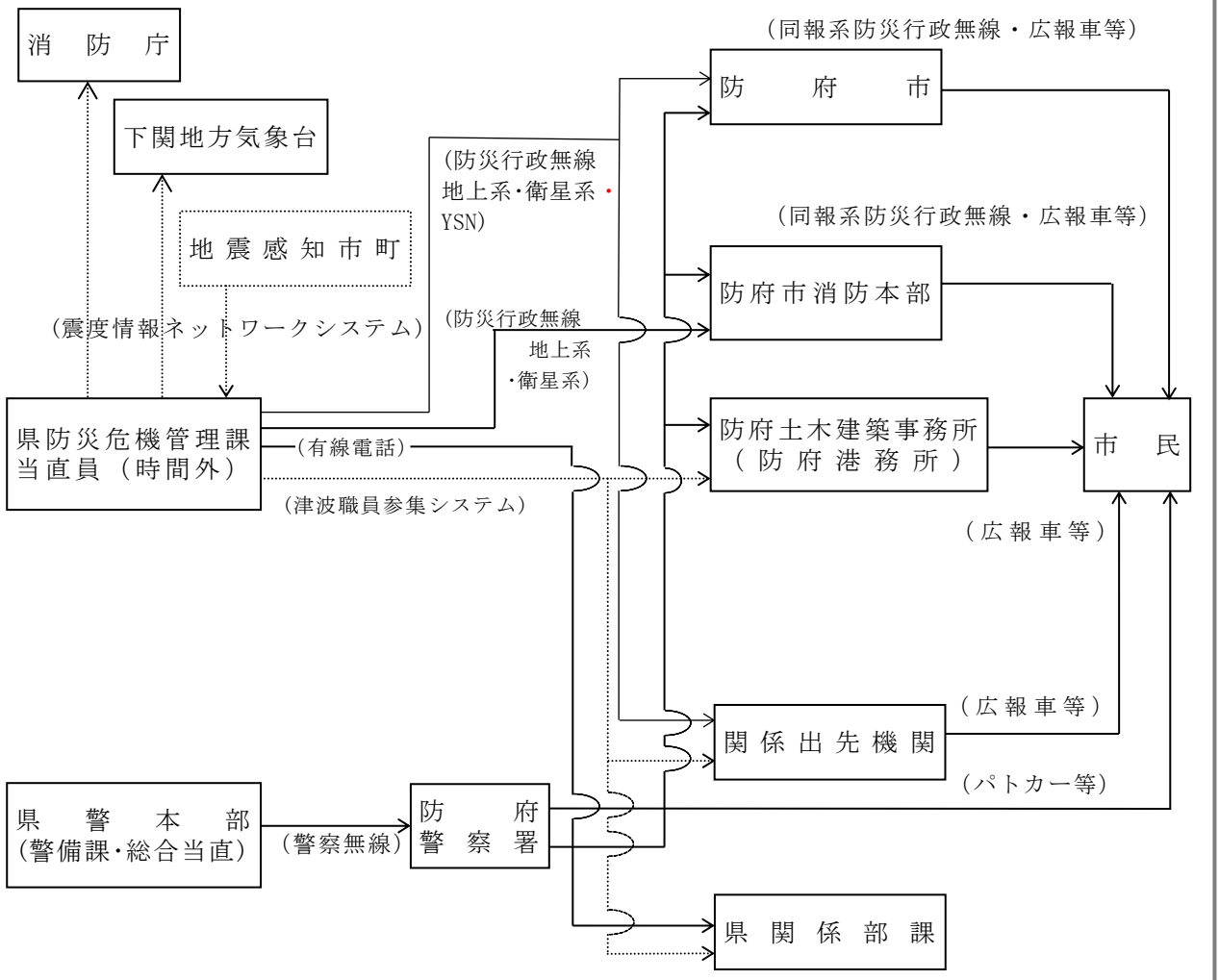

※全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報は防災行政無線を通じて配信

■ 3－4－9　大規模火災その他特殊災害発生時の市内部における伝達

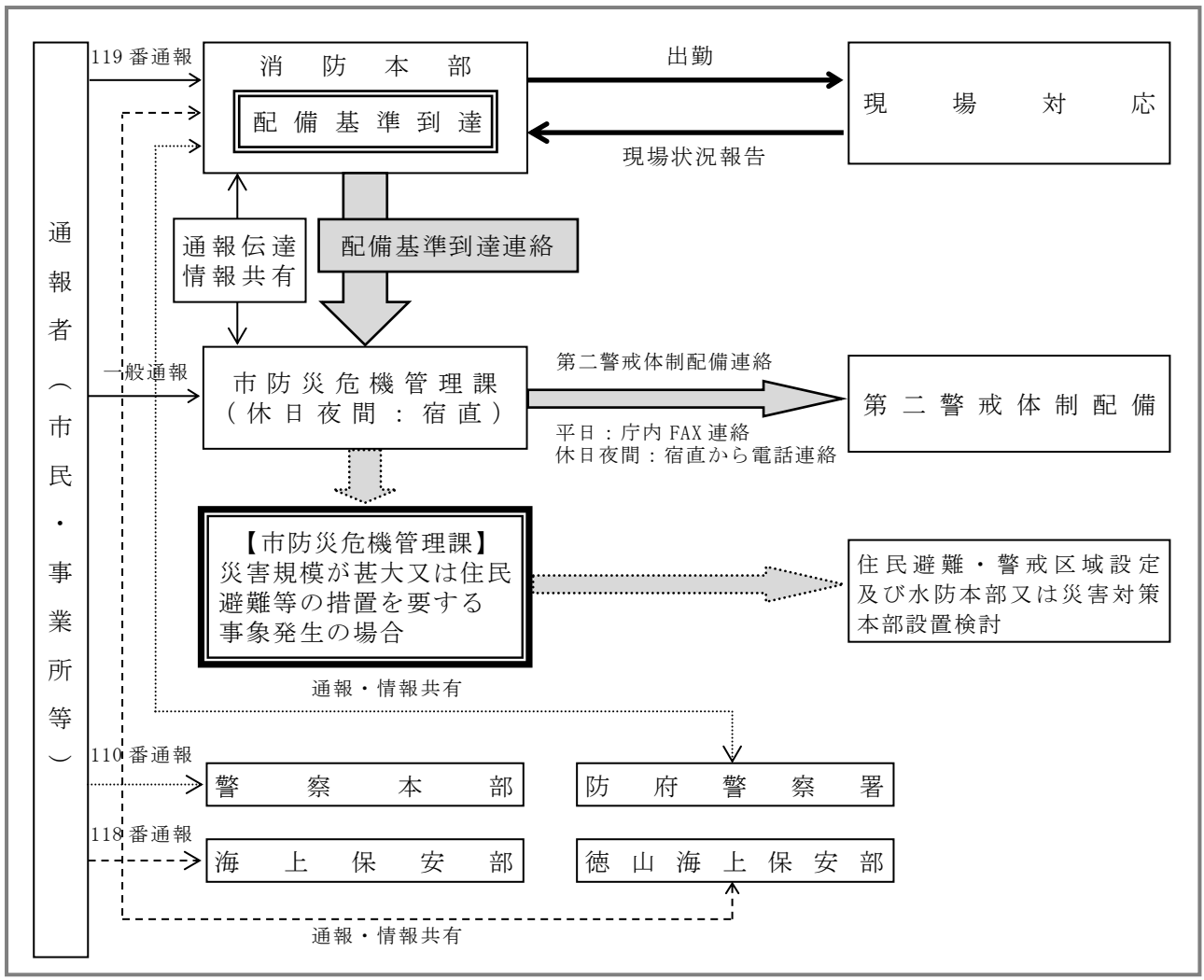

■ 3－4－10　気象情報等に関する関係機関による措置事項

1　気象特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表・伝達

関係機関	措　　置　　内　　容
気　象　台	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 資料編３－４－６「気象情報等の伝達系統」により気象情報等を関係機関に伝達する。
県	(1) 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象特別警報・警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。 (2) 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。
警察本部	(1) 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署に通知する。 (2) 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は市民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
防　府　市	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 (1) 気象特別警報・警報及び注意報等について、県から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。 この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 (2) 市民等への、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。
防　府　市 消防本部	(1) 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象特別警報・警報及び注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 (2) 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
徳山海上保安部	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象特別警報・警報及び注意報等について、気象庁等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。
ＮＴＴ西日本株式会社	特別警報及び警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。
報道機関	資料編３－３－12「放送要請取扱要領」に記述

その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 異常現象発見時の措置

異常現象の種別等

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。

異常現象	通報する基準
竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
雪崩	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの

通報系統

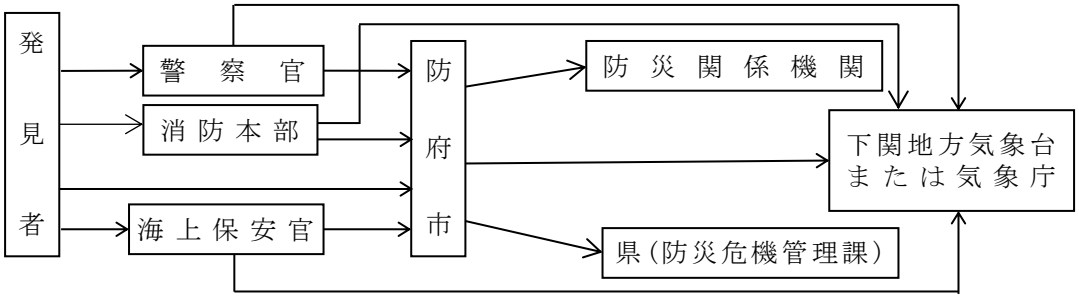

通報項目

(1) 現象名又は状況
(2) 発生場所
(3) 発現日時分（発見日時分）
(4) その他参考となる事項

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては､必要に応じて関係機関に伝達するとともに､関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

4　地震・津波情報に関する関係機関による措置事項

関係機関	措　　置　　内　　容
気　象　台 （緊急地震速報については気象庁）	大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報 ア　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 この時、予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種　類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ超 （10ｍ＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊･流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10ｍ （５ｍ＜予想高さ≦10ｍ）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2ｍ≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置付けられる。

気　象　台
（緊急地震速報については気象庁）

－ 続 き －

イ　津波警報・注意報と避難のポイント

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

(2)　津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど、津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発　表　内　容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）　津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容

津波警報等発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2ｍ以上	数値で発表
	0.2ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）　沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の

気　象　台
（緊急地震速報については気象庁）
－続き－

言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値＊）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

＊沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(3)　津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発　表　基　準	発　表　内　容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 地震情報の種類とその内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震	・震度１以上を観測した地震のう	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階

気　象　台
（緊急地震速報については気象庁）
－ 続 き －

動に関する観測情報	ち長周期地震動階級１以上を観測した場合	級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、地点毎の長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、２５０ｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を察知した場合にも発表することがある） ※国外で発生した大規模噴火を察知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を察知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表

ア　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。）	地震発生後３０分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地

気　象　台
（緊急地震速報については気象庁）
－ 続 き －

		震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

イ　緊急地震速報

(ｱ) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上が予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものは、特別警報に位置づけられる。

（注）　緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる情報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(ｲ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災無線等を通して市民に伝達する。

(ｳ) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	◆　頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ●　あわてて外へ飛び出さない。 ●　その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ●　扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	◆　館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ●　あわてて出口・階段などに殺到しない。 ●　吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	◆　ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ◆　ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ◆　丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	◆　後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ◆　ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(5) 津波予報区の範囲

気　象　台
（緊急地震速報については気象庁）
－ 続 き －

予　報　区	沿　　岸　　市　　町
山口県 日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山口県 瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町

(6)　南海トラフ地震に関連する情報

○「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
○「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
○「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から５～３０分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※１でマグニチュード 6.8 以上※２の地震※３が発生

<table>
<tr><td>気　象　台
（緊急地震速報については気象庁）
－ 続 き －</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>○１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測
○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地震発生等から最短で２時間程度</td><td>巨大地震警戒</td><td>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※４8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td></tr>
<tr><td>巨大地震注意</td><td>○監視領域内※１において、モーメントマグニチュード※４7.0以上の地震※３が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</td></tr>
<tr><td>調査終了</td><td>○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td></tr>
</table>
※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。
※２　モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。
</td></tr>
<tr><td>県</td><td>(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波に関する情報の伝達
地震、津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）又はＹＳＮにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。
この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとする。
(2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達
県内市町で震度４以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。
(3) 重要な情報の伝達
地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。
通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</td></tr>
</table>

	(4) 関係機関等における津波警報・注意報の受信様式 市町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系によりＦＡＸ送信されるが、止むを得ない場合は、音声となる。また、県出先機関については、地上系によりＦＡＸ送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報・注意報受信用紙」により受信するものとする。
警察本部	(1) 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は市民等からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
防府市	(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波に関する情報の伝達 ア　地震・津波の重要な情報等について、海上保安部、県、警察署（交番等）から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに市民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。 イ　市民等への大津波警報・津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。 ウ　漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地など行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。 (2) 近地地震、津波に対する自衛措置 ア　近海で地震が発生した場合､気象台からの津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い揺れ（震度４以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて市長は、直ちに、次の措置を講じる。 (ｱ) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の市民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示する。 (ｲ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。
	イ　市民に対する避難誘導の伝達は、放送によるほうが早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（１時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの大津波警報・津波警報が放送された場合においても、市長は、直ちに、上記による措置をとるものとする。 ウ　市長は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にあるときは、気象業務法施行令第 10 条の規定に基づき、「津波警報」をすることができる。 エ　地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記アに揚げる措置を速やかに実施するものとする。 (3) 異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（防災危機管理課）、防災関係機関及び下関地方気象台に通報する。

<table>
<tr>
<td>防府市
－続き－</td>
<td>
ア　通報系統図
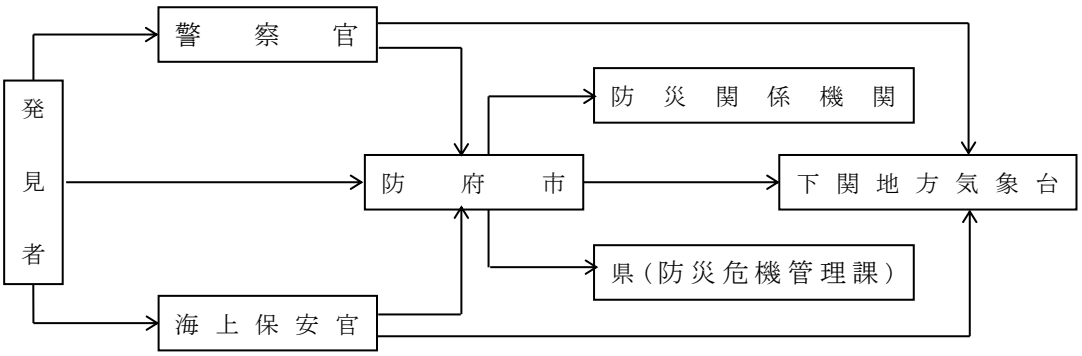

イ　通報を要する異常現象
<table>
<tr><td>異常潮位</td><td>天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合</td></tr>
<tr><td>異常波浪</td><td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td></tr>
<tr><td>地震動により引き起こされる現象</td><td>地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等</td></tr>
<tr><td>その他地震に関するもの</td><td>群発地震、噴火現象</td></tr>
</table>
ウ　通報項目
• 現象名
• 発生場所
• 発見日時分
• その他参考となる情報
(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報
地象等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。
(5) 県からの津波警報等の受信取扱い
県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系によりＦＡＸで送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。
(6) 周知に関すること
下関地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
</td>
</tr>
<tr>
<td>消防本部</td>
<td>
(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波に関する情報の伝達
地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（交番等）、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民への周知を図る。
(2) 近地地震津波に対する情報の伝達
強い地震（震度４以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸付近の市民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。
(3) 異常現象その他の情報の伝達
異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
</td>
</tr>
<tr>
<td>海上保安部</td>
<td>
(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達
地震・津波の重要な情報等について、気象庁、管区気象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。
</td>
</tr>
</table>

Ｎ　Ｔ　Ｔ 西　日　本 株 式 会 社	(1) 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁及び大阪管区気象台から伝達された警報を、ＦＡＸにより関係市町に連絡する。 (2) 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。
報道機関	資料編３－３－12「放送要請取扱要領」に記述
その他の防災関係機関	気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報等については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

●条例等

■ 3－5－1　被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔意金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 （重傷者）　１か月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷者）　１か月未満で治療できる見込みの者 ※　重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は、非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらない小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として取り扱う。)
	全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

被害区分			認定基準
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、40%以上 50%未満のもの。
	中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し､その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。
	半壊(半焼・半流失)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のもの。
	準半壊		住家が半壊又は、半焼に準ずる程度の損害を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	準半壊に至らない(一部損壊)		準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%未満のもの。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水に至らない程度浸水したもの。
非住家の被害	非住家		住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみ計上し、被害の区別は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。
	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物をいう。
	その他		神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
その他	田の流失、埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	病院		患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。
	道路		道路法(昭和 27 年法津第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
		損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。

被害区分			認定基準
	橋りょう		道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤防決壊	河川法にいう１級河川、２級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
		越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて場内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港湾・漁港		港湾法（昭和 25 年法津第 218 号）第２条第５項及び漁港法（昭和 25 年法津第 137 号）第３条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。
	砂防		砂防法（明治 30 年法津第 29 号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。
	崖崩れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第２条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流		土石等が水と一緒になって流出することにより、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。
	水道		貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。
	清掃施設		ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	被害船舶		ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	鉄道不通		災害により運転施設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運航が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	電話		災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道		上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀		倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
被災者	被災所帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	被災者		被災世帯の構成員をいう。

被害区分		認定基準
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設をいう。
公共土木施設		公共土木施設災害後復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園をいう。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。
	林産被害	〃　例えば立木、苗木等の被害をいう。
	畜産被害	〃　例えば家畜、畜舎等の被害をいう。
	水産被害	〃　例えばのり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等をいう。
被害額		建物被害の概算額千円単位で総額を計上する。

■ 3－5－2　被害発生報告書要領

1　報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応援活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるよう、次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

◆　被害が発生したとき
　速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。
◆　巡回等の結果、被害発生の兆候など異常現象等を発見したとき。
◆　住民等から被害発生の兆候など異常現象等の連絡があったとき。
◆　避難指示（住民の自主避難を含む）があったとき。

2　報告方法について

報告は、電話又はファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの報告の場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3 被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

3　被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

報告機関等	◆　「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。 ◆　「第○報○年○月○日　○時○分　現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。 ◆　「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。		
被害発生状況	**(1) 人的被害**	「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防災第 246 号消防庁長官）」により記入する。住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。	
	(2) 住家・非住家被害	「災害による被害報告について」により記入する。 被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。	
	(3) その他公共施設等	**①道路被害**	国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、該当の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。
		②河川被害	堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
		③ため池被害	堤体の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
		④土砂崩れ被害	土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

		⑤ライフライン被害	断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。
災害に対してとられた措置の概要	(1) 災害対策本部等の設置状況	災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。	
	(2) 避難措置状況	①避難指示（緊急）	災害対策基本法第 60 条の避難指示（緊急）を発令したとき、その内容を記入する。
		②避難勧告	災害対策基本法第 60 条の避難勧告を発令したとき、その内容を記入する。
		③自主避難	災害対策基本法第 60 条に規定される避難指示（緊急）、避難勧告以外の自主的な避難があった場合に記入する。
	(3) 消防機関等の出動状況	消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。	
その他	上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。		

4 配備体制解除後の対応について

各市町においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の３の(1)に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること。

■ 3-5-3 緊急警報放送実施要領

緊急警報放送の実施基準	緊急警報信号は、次の各号の一に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。 ● 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。 ● 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。 ● 災対法第 57 条に基づく、知事からの要請により放送する場合。
緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関	緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関は、日本放送協会（ＮＨＫ山口放送局）である。
利用方法等	市長は知事を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。
緊急警報受信機等の普及	緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でなく、今後、県、市町及び防災関係機関は、災害予防の観点からこれの普及に努めるものとする。

●応援・受援

■ 3－6－1　災対法による応援協力体系図

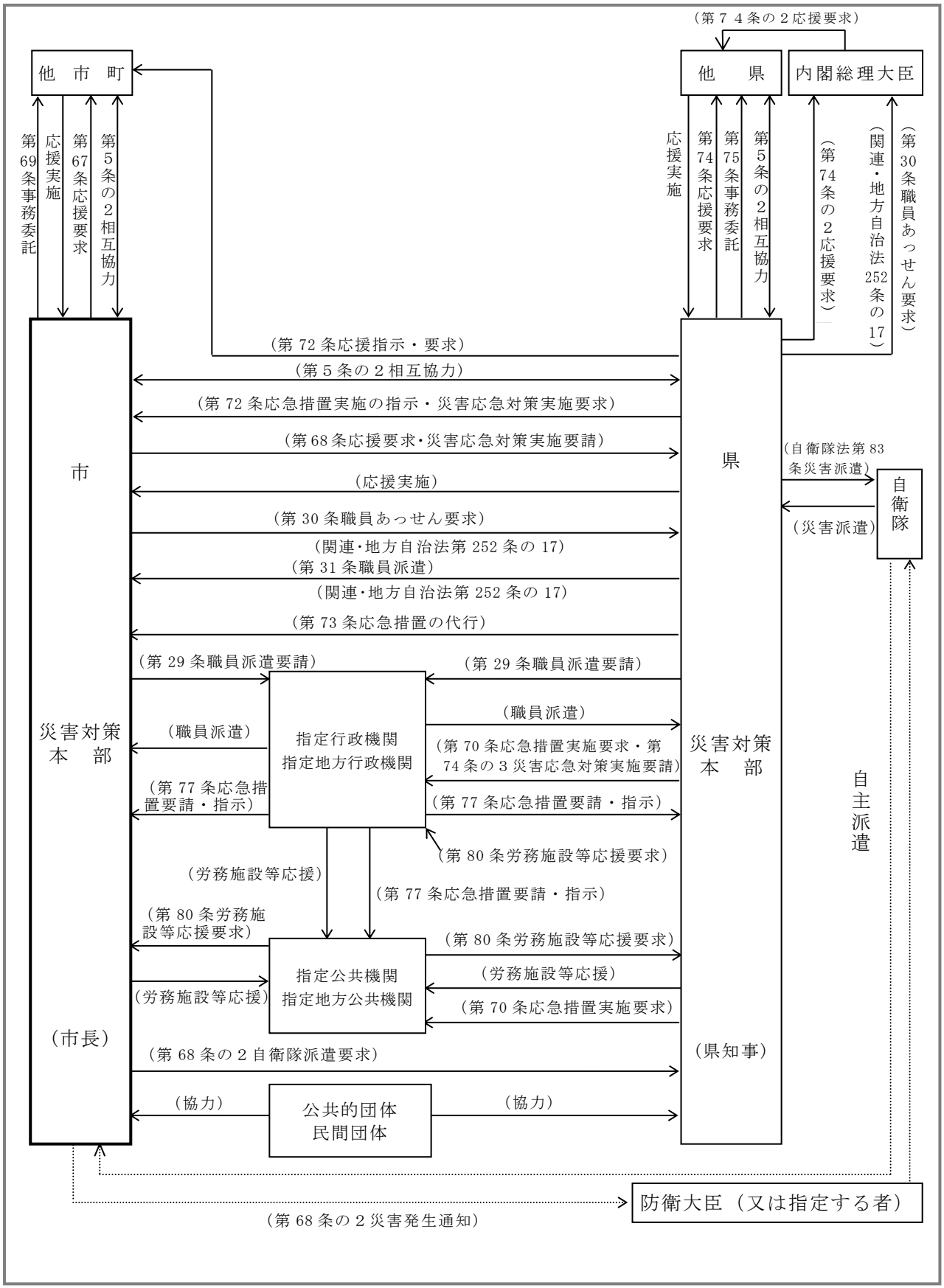

■ 3－6－2　県への応援要請の概要

【派遣の根拠法】

区　分	派　遣　の　相　手　方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関
派遣要請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	災対法第29条第２項
派遣あっせん（あっせん要請先）	災対法第30条第２項（知事）	災対法第30条第２項（知事）	災対法第30条第１項（知事）

【派遣要請の必要事項】

要　請　の　内　容	要　請　に　必　要　な　事　項	備　　考
◆　他の市町に対する応援要請 ◆　県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	1　災害の状況 2　応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 4　応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5　応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） 6　その他必要な事項	災対法 第67条 災対法 第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	共通編第３編第４章第２節「自衛隊の災害派遣要請・受入」参照	自衛隊法 第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	1　派遣のあっせんを求める理由 2　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3　派遣を必要とする期間 4　派遣される職員の給与その他の勤務条件 5　その他参考となるべき事項	災対法 第30条 地方自治法 第252条の17
他県消防の応援を求める場合	資料編３－６－９「山口県緊急消防援助隊受援計画」参照	消防組織法 第44条
放送機関への災害時放送要請	共通編第３編第３章第１節「広報活動」参照 日本放送協会山口放送局・山口放送㈱・テレビ山口㈱・㈱エフエム山口・山口朝日放送㈱・山口ケーブルビジョン㈱・㈱ぷらざＦＭ	災対法 第57条

【知事による市長の代行】

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

特に急を要する応急処置	避難の指示等	災対法第 60 条第６項
	警戒区域の設定	災対法第 63 条第１項
	応急公用負担等	災対法第 64 条第１項・第２項
	人的公用負担	災対法第 65 条第１項

■ 3-6-3　県消防防災ヘリコプターの応援要請図

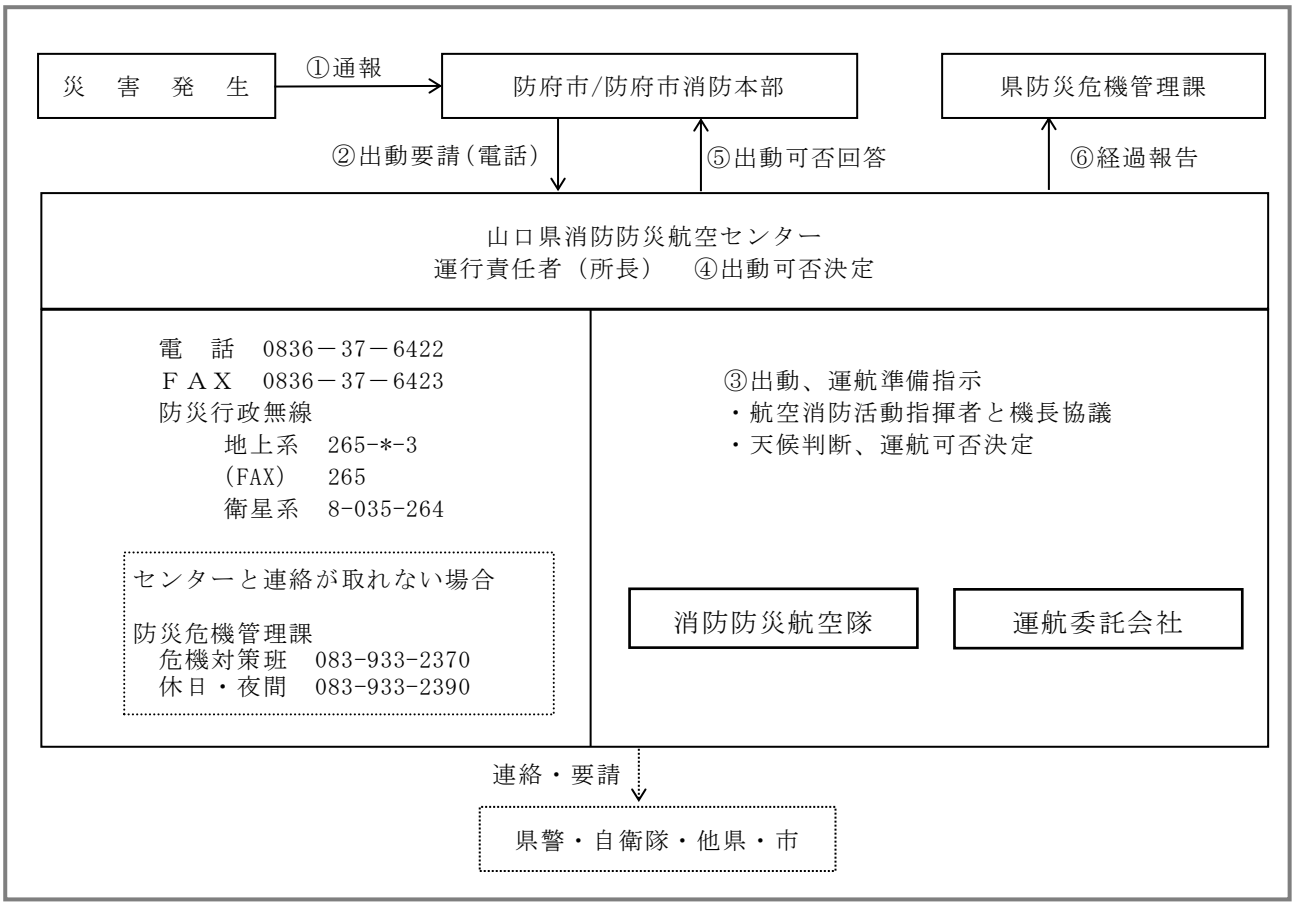

■ 3－6－4　自衛隊災害派遣要請の概要

1　災害派遣要請（要求）系統図

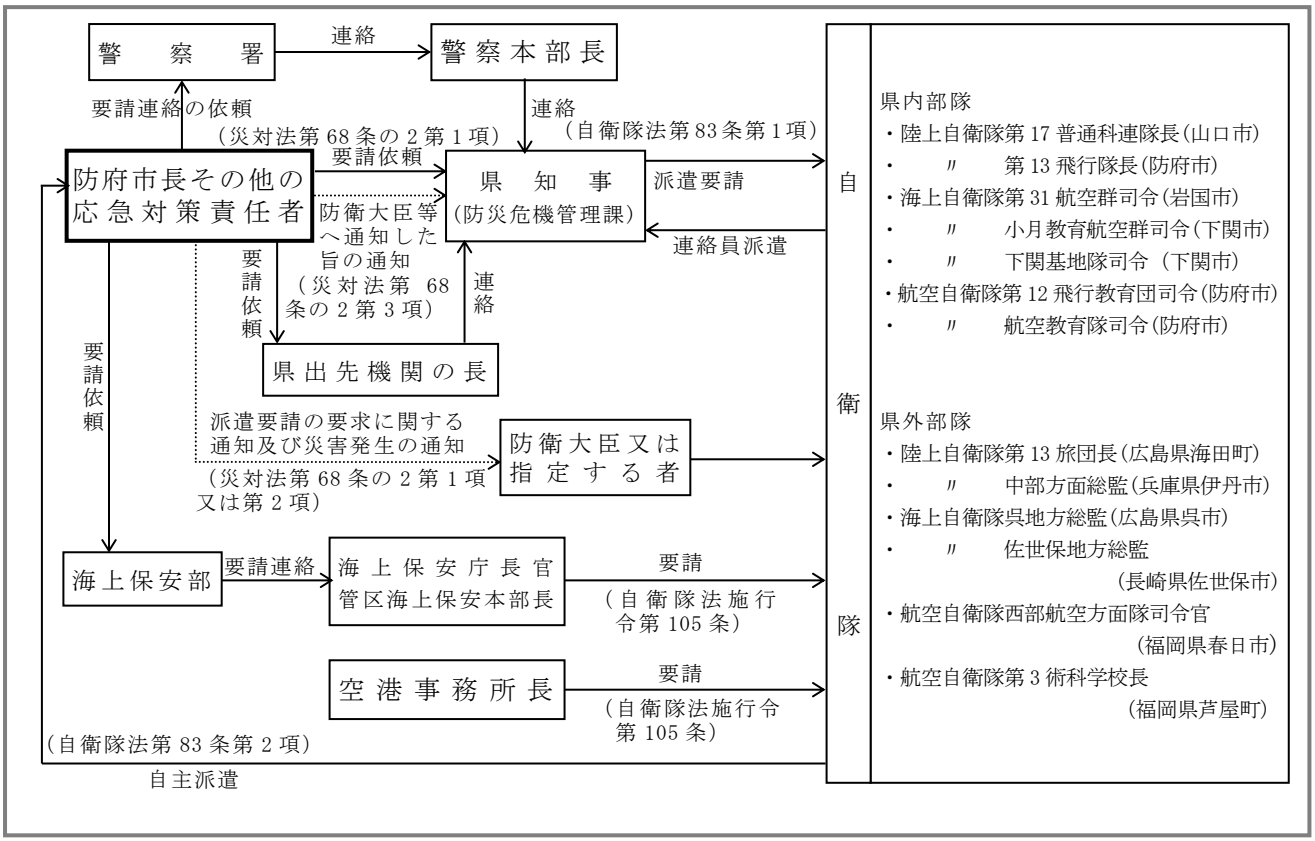

別表

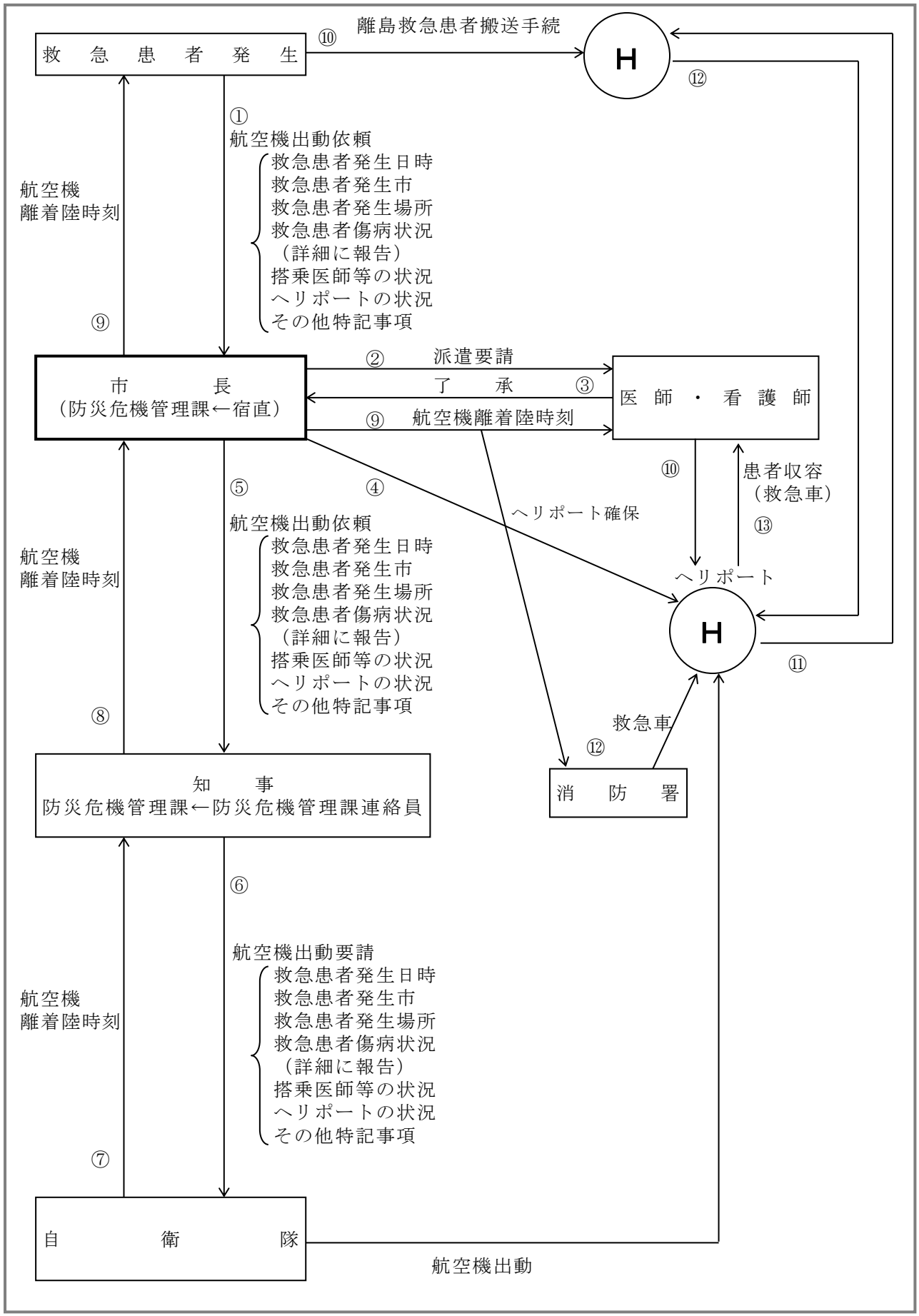
救急患者発生
⑩
離島救急患者搬送手続
H
⑫
①
航空機出動依頼
救急患者発生日時
救急患者発生市
救急患者発生場所
救急患者傷病状況
（詳細に報告）
搭乗医師等の状況
ヘリポートの状況
その他特記事項
航空機
離着陸時刻
⑨
市長
（防災危機管理課←宿直）
②
派遣要請
了承
③
医師・看護師
⑨
航空機離着陸時刻
⑩
患者収容
（救急車）
⑬
⑤
④
ヘリポート確保
航空機出動依頼
救急患者発生日時
救急患者発生市
救急患者発生場所
救急患者傷病状況
（詳細に報告）
搭乗医師等の状況
ヘリポートの状況
その他特記事項
航空機
離着陸時刻
ヘリポート
H
⑪
⑧
救急車
⑫
知事
防災危機管理課←防災危機管理課連絡員
消防署
⑥
航空機出動要請
救急患者発生日時
救急患者発生市
救急患者発生場所
救急患者傷病状況
（詳細に報告）
搭乗医師等の状況
ヘリポートの状況
その他特記事項
航空機
離着陸時刻
⑦
自衛隊
航空機出動

2　災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活　　動　　内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火活動を実施 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
そ　の　他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

３　災害派遣要請の手続き

要請権者	◆　知事（自衛隊法（昭和 29 年法第 165 号）第 83 条第 1 項）：主として陸上災害の場合 ◆　海上保安庁長官、管区海上保安本部長 （自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 105 条）：主として海上災害の場合 ◆　空港事務所長（国機関）（自衛隊法施行令第 105 条）：主として航空機遭難の場合
市長の措置	市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、1 に掲げる災害派遣要請（要求）系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。
県の要請事務処理窓口	自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。
市の要請事務処理窓口	市における連絡窓口は、本部統括部総括班（防災危機管理課）において処理し、市長が知事に対して要請依頼するものとする。
事務処理の方法	知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。 ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。 ◆　災害の状況及び派遣を要請する事由 ◆　派遣を希望する期間 ◆　派遣を希望する区域及び活動内容 ◆　その他参考となるべき事項（緊急時の措置）
市長及び災害応急対策責任者の要請依頼	市長及び災害応急対策責任者が行う県知事への派遣要請の要求は災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。 なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当市における災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において市長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること（災対法第68条の２）。
自衛隊との連絡	自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。 また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等に係る情報収集に努めるものとする。

【災害派遣連絡窓口一覧表】

区　分	要　請　先	所　　在　　地		活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784	(083-922-2281) (県庁内線　5184) (防災無線(衛星系)8-035-217)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-１	(082-822-3101) (防災無線(衛星系) 8-034-101-941-157)	
	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072-782-0001)	
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	呉市幸町8-1	(0823-22-5511) (防災無線(衛星系) 8-034-101-89-158)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町	(0956-23-7111)	
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目	(0827-22-3181)	
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町3-2-1	(083-282-1180)	
	下関基地隊司令	下関市永田本町4-8-1	(083-286-2323)	
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島	(0835-22-1950 内線231)	主として航空機による偵察・人員・物資の輸送、急患搬送等
	航空教育隊司令	防府市田島	(0835-22-1950 内線5431)	
	西部航空方面隊司令官	春日市原町3-1-1	(092-581-4031 内線2348)	
	第３術科学校長	福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1	(093-223-0981)	

■ 3－6－5　山口県内広域消防応援計画

《参考》応援から出動までのフロー（概念図）

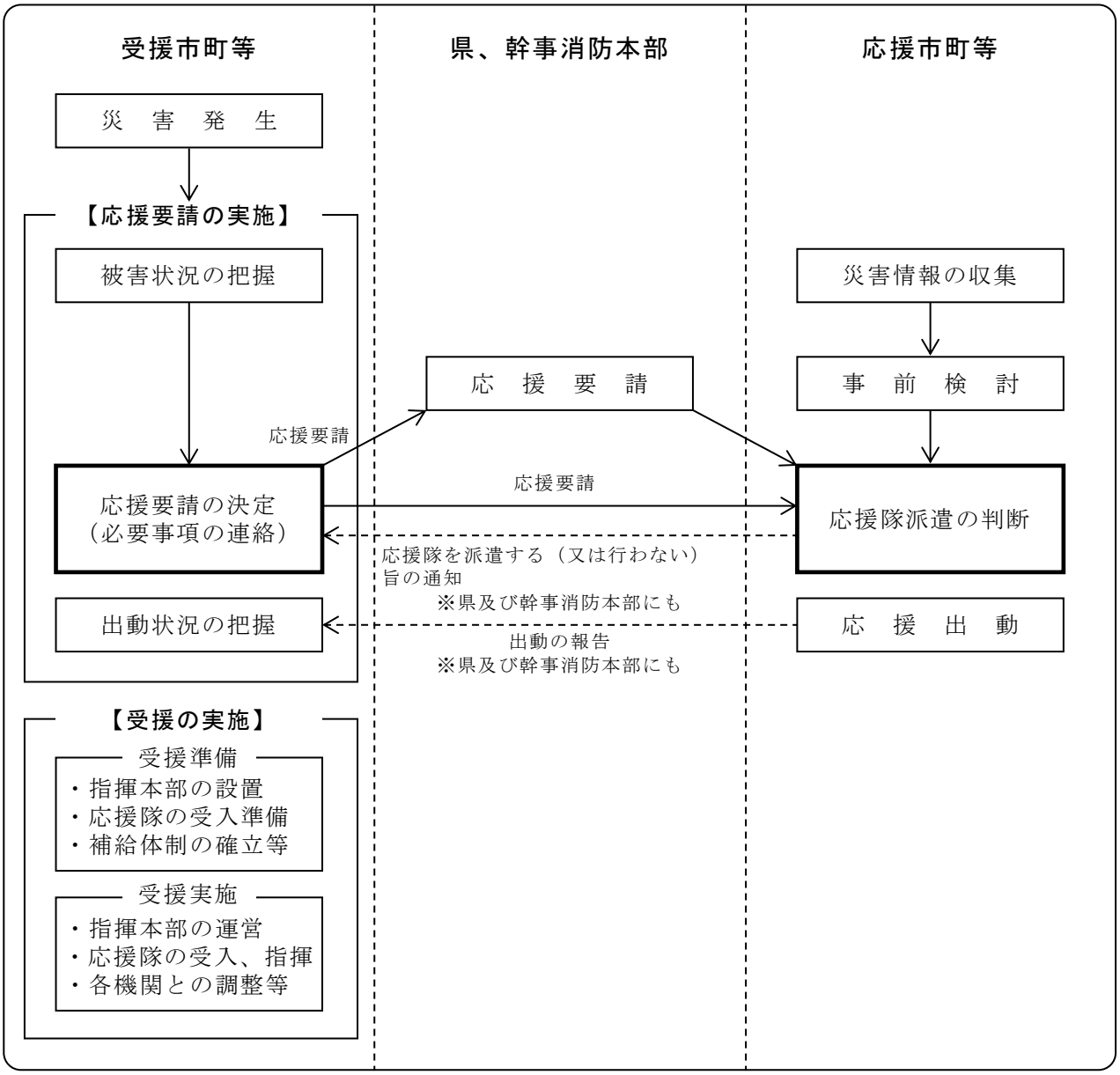

山口県内広域消防応援計画

第１章　基本的事項

１　目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成 24 年 4 月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第２章　用語の定義等

１　受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

２　応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

３　応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第１条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	〔次のいずれかに該当する場合〕 ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

４　幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第３章　連絡体制及び無線通信体制

１　応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第１のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。

ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

２　出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用するものとする。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の受援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮するものとする。

(2) 応援市町等の間の通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第４章　応援隊の編成

１　応援隊の編成

(1) 応援可能隊は、別表第２のとおりとする。

(2) 応援可能資機材は、別表第３のとおりとする。

２　指揮体制

(1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。

(2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。

(3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第５章　発災段階（受援市町等の対応）

１　応援要請の手続き

(1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請に当たっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書(実施細目別記様式第３号)を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア　災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ　要請する人員、車両等の種別、資機材の数量 ウ　応援隊の活動内容 エ　応援隊の到着希望日及び集結場所等

(2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式１）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式２）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

２　要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》応援要請の流れ

◇隣接市町等に応援要請を行う場合

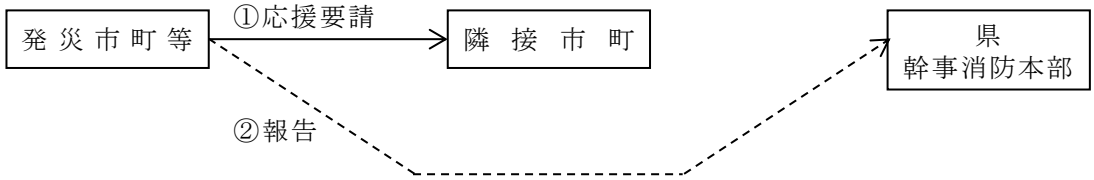

◇幹事消防本部を通じて応援要請を行う場合

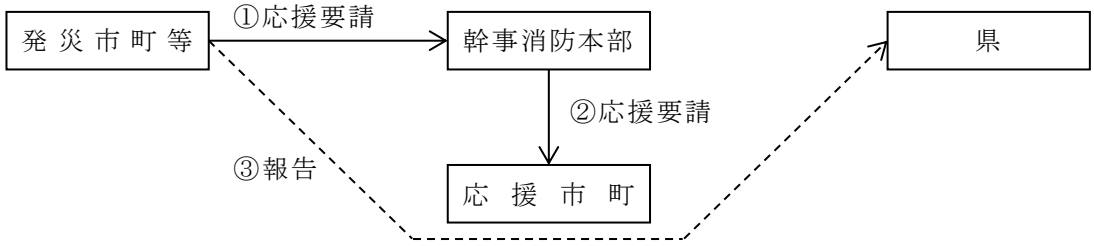

◇県を通じて応援要請を行う場合（大規模かつ広範囲の災害時を想定）

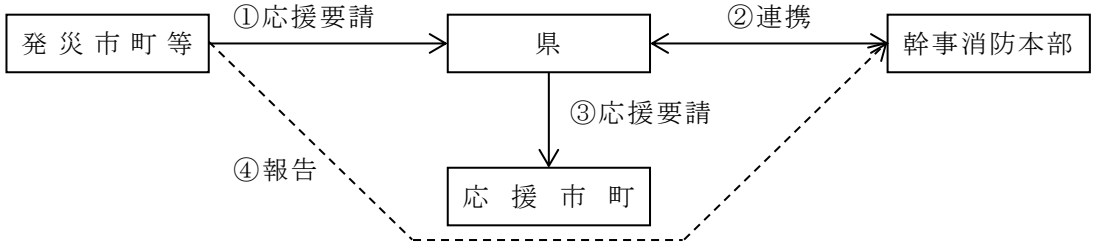

3　幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

4　集結場所の選定等

集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。

5　応援の特例（覚知による応援）

発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。

6　知事による応援の指示

知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第 43 条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式３）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第６章　発災段階（応援市町等の対応）

1　事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】

事　前　検　討	応援出場の可否の検討 応援内容の検討、応援資機材の検討、補充消防力の検討等
▽ ▽	
事前計画の確認	〔応援可能と判断した場合〕 部隊編成、必要資機材等の点検準備、連絡体制の保持、 応援隊の指揮者、集結場所、応援隊間の連絡体制等
▽ ▽	
警防体制の確認	〔応援出動による管内の消防力の低下を防ぐため〕 消防隊等の移動配備、予備車の運用、消防職団員の招集等

2　応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第７章　応援出動

1　応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア　応援隊の長の職氏名 イ　応援隊の人員・車両・資機材 ウ　集結場所への到着予定時間 エ　出動経路等

2　集結場所到着時の報告
　応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。
3　現場到着時の報告
　応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。
　なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア　応援隊の現場到着日時 イ　応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量

4　活動に係る指示事項
　応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確認事項	ア　災害の状況 イ　活動方針 ウ　活動地域及び任務 エ　使用無線系統 オ　他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ　その他必要な事項

5　応援の中断
　応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。
　なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。
6　現場引き揚げ
　指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。
　また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第４号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア　応援隊の活動概要 イ　応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ　応援隊の現場引き揚げ日時

第８章　その他
1　応援の始期及び終期
(1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
(2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。
2　経費の負担
(1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア　出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ　応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ　応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ　応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア　要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ　応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ　応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第６号）により受援市町等に対し請求するものとする。
3　各市町等における事前準備、教育訓練

(1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
(2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

附　則
1　この計画は、平成 26 年２月 21 日から施行する。
2　山口県広域消防応援・受援基本計画（平成 22 年４月１日改訂）は廃止する。

■ 3－6－6　県内広域消防応援様式

関係機関の連絡先

【国、県、県内消防本部】

名称		連絡先		ＮＴＴ回線		防災行政無線	
				電話	ＦＡＸ	電話	ＦＡＸ（　）は県内間のみ可能
国	消防庁広域応援室	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49101	048-500-90-49036
県	山口県消防保安課	昼間 夜間	消防救急班	083-933-2399	083-933-2408	201-2399	035-201-2408 （7-2408）
	山口県消防防災航空隊	昼間 夜間	消防防災航空センター	0836-37-6422	0836-37-6423	035-264	（19-265）
県内消防本部	下関市消防局	昼間 夜間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	035-451	（19-451）
	山口市消防本部	昼間 夜間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	035-453	（19-453）
	萩市消防本部	昼間 夜間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	035-454	（19-454）
	防府市消防本部	昼間 夜間	広域通信管理課	0835-24-0119	0835-23-2002	035-455-370	（19-455）
	下松市消防本部	昼間	警防課	0833-45-1781	0833-41-8202	035-456	（19-456）
		夜間	通信指令室	0833-45-3119			
	長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-9110	0837-22-0428	035-459-20	（19-459）
		夜間	通信指令室	0837-22-9111			
	美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	035-461	（19-461）
		夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564		
	周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	035-462	（19-462）
		夜間	指令課	0834-22-8765			
	柳井地区広域消防本部	昼間 夜間	警防救急課通信係	0820-22-0040	0820-22-7847	035-460	（19-460）
	光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	035-458-133	（19-458）
		夜間	中央消防署指令係	0833-74-5604	0833-72-1211		
	岩国地区消防組合消防本部	昼間 夜間	通信指令課	0827-31-0119	0827-32-1119	035-457	（19-457）
	宇部・山陽小野田消防局	昼間 夜間	通信指令課	0836-21-2866	0836-33-0745	035-452	（19-452）

（注）1　時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。
（注）2　原則として、有線電話又は有線ＦＡＸにより連絡するものとする。

【県及び県内市町の災害対策本部】

名称及び設置所在地	連　絡　先	ＮＴＴ回線		防災行政無線	
		電　話	ＦＡＸ	電　話 （　）は県内間のみ可能	ＦＡＸ （　）は県内間のみ可能
山口県災害対策本部 （山口市滝町 1-1）	防災危機管理課	083-933-2452	083-933-2479	035-201-2452	035-201-2479
下関市災害対策本部 （下関市南部町 1-1）	防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966	035-401-2172 （10-401-3）	（19-401）
宇部市災害対策本部 （宇部市常盤町 1-7-1）	防災危機管理課	0836-34-8139	0836-29-4266	035-402 （10-402-3）	（19-402）
山口市災害対策本部 （山口市亀山町 2-1）	防災危機管理課	083-934-2723	083-934-2958	035-403-2212 （10-403-3）	（19-403）
萩市災害対策本部 （萩市江向 428-2）	防災安全課	0838-25-1067	0838-21-3501	035-404-431 （10-404-3）	（19-404）
防府市災害対策本部 （防府市寿町 7-1）	防災危機管理課	0835-25-2115	0835-23-2136	035-405-682 （10-405-3）	（19-405）
下松市災害対策本部 （下松市大手町 3-3-3）	防災危機管理課	0833-45-1832	0833-44-2459	035-406-321 （10-406-3）	（19-406）
岩国市災害対策本部 （岩国市今津町 1-14-51）	危機管理課	0827-29-5119	0827-24-4213	035-407-2502 （10-407-3）	（19-407）
光市災害対策本部 （光市中央 6-1-1）	防災危機管理課	0833-72-1403	0833-72-1731	035-408 （10-408-3）	（19-408）
長門市災害対策本部 （長門市東深川 1339-2）	防災危機管理課	0837-23-1111	0837-23-1233	035-409-322 （10-409-3）	（19-409）
柳井市災害対策本部 （柳井市南町 1-10-2）	危機管理課	0820-22-2111	0820-23-4595	035-410-431 （10-410-3）	（19-410）
美祢市災害対策本部 （美祢市大嶺町 326-1）	総務課	0837-52-1110	0837-53-1959	035-411 （10-411-3）	（19-411）
周南市災害対策本部 （周南市岐山通 1-1）	防災危機管理課	0834-22-8208	0834-22-8806	035-412-208 （10-412-3）	035-412-806 （19-412）
山陽小野田市災害対策本部 （山陽小野田市日の出 1-1-1）	総務課	0836-82-1122	0836-83-2604	035-413-112 （10-413-3）	035-413-594 （19-413）
周防大島町災害対策本部 （周防大島町小松 126-2）	総務課	0820-74-1000	0820-74-1016	035-414-105 （10-414-3）	（19-414）
和木町災害対策本部 （和木町和木 1-1-1）	企画総務課	0827-52-2136	0827-52-5313	035-415-307 （10-415-3）	（19-415）
上関町災害対策本部 （上関町長島 503）	総務課	0820-62-0311	0820-62-1600	035-416 （10-416-3）	（19-416）
田布施町災害対策本部 （田布施町下田布施 3440-1）	総務課	0820-52-5802	0820-53-0140	035-417 （10-417-3）	（19-417）
平生町災害対策本部 （平生町平生町 210-1）	総務課	0820-56-7111	0820-56-3864	035-418 （10-418-3）	（19-418）
阿武町災害対策本部 （阿武町奈古 2636）	総務課	08388-2-3110	08388-2-2090	035-419 （10-419-3）	（19-419）

応援可能隊

区分	消防本部	部隊種別	隊数	隊員数	車両種別
第一要請	下関市消防局	指揮隊	1	4	指揮車
		消火隊	3	15	水槽付消防ポンプ自動車
		救助隊	2	10	救助工作車Ⅱ型
		救急隊	2	6	高規格救急自動車
		後方支援隊	2	4	支援車
		特殊装備隊	1	5	屈折はしご車
	山口市消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	萩市消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	2	その他の車両
	防府市消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		特殊装備隊	1	2	大型水槽車
	下松市消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	長門市消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	2	資機材搬送車
	美祢市消防本部	消火隊	1	5	化学消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	救急自動車
	周南市消防本部	指揮隊	1	4	指揮車
		消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅲ型
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	5	支援車Ⅰ型
	柳井地区広域消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ）
	光地区消防組合消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	岩国地区消防組合消防本部	消火隊	3	10	消防ポンプ自動車（CD-Ⅰ）
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	2	4	防火広報車 人員搬送車
		ＢＣ対応隊	1	5	多目的搬送車
	宇部・山陽小野田消防局	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	2	空気充填車
第二要請	山口市消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	防府市消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		特殊装備隊	1	2	大型水槽車
	周南市消防本部	救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
	光地区消防組合消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
	宇部・山陽小野田消防局	消火隊	1	5	化学消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
		救急隊	1	3	高規格救急自動車

応援可能資機材

区分	消防本部	資機材名	数量
第一要請	下関市消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	山口市消防本部	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	萩市消防本部	空気呼吸器	3
		発動発電機	1
		投光器	2
	防府市消防本部	可搬式ウィンチ	1
		空気呼吸器	2
		チェーンソー	5
		潜水器一式	2
		投光器	4
		発動発電機	2
	長門市消防本部	高度救急資機材一式	1
	美祢市消防本部	空気呼吸器	3
		投光器	1
		発動発電機	1
		エアテント	1
		空気ボンベ	4
		チェーンソー	1
		水のう	10
		チルホール	1
	周南市消防本部	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	柳井地区広域消防本部	三連はしご	1
		投光器	1
		携帯発電機	1
		空気呼吸器	2
		エンジンカッター	1
		チェーンソー	1
	光地区消防組合消防本部	可搬式ウィンチ	1
		三連はしご	1
		空気呼吸器	3
		照明器具一式	1
		高度救急資機材一式	1
	岩国地区消防組合消防本部	BC 対応資機材一式	1
	宇部・山陽小野田消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1
第二要請	下関市消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	山口市消防本部	第二応援隊車両積載品一式	1
	防府市消防本部	可搬式ウィンチ	1
		空気呼吸器	2
		チェーンソー	5
		潜水器一式	2
		投光器	3
		発動発電機	1
	美祢市消防本部	空気呼吸器	3
	周南市消防本部	第二応援隊車両積載資機材一式	1
	光地区消防組合消防本部	空気呼吸器	3
		照明器具一式	1
	宇部・山陽小野田消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1

■ 3－6－7　緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第１項　総則

１（目的）

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

２（用語の定義）

(1)　代表消防機関は、下関市消防局とする。

(2)　代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。

(3)　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２項　山口県大隊等の編成

３（連絡体制等）

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

ア　応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第２のとおりとする。

イ　応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第３のとおりとする。

ウ　県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線ＦＡＸ（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線ＦＡＸによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

４（山口県大隊等の編成）

(1)　山口県の登録隊は、別表第４のとおりとする。

(2)　地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第５のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

(3)　土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第６のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

(4)　地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第５及び別表第６を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

(5)　山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。

(6)　大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。

(7)　山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。

(8)　統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

(9)　中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例　下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中隊名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

(10)　小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例　萩消火隊」と呼称するものとする。 なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。

(11)　後方支援中隊の編成は、別表第７のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

(12)　ＮＢＣ災害即応部隊は、別表第８のとおり編成し、「下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

(13)　土砂・風水害機動支援部隊は、別表第９のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

５（指揮体制等）

(1)　山口県大隊等の指揮体制は、別紙第１のとおりとする。

(2)　受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式１のとおりとする。

(3)　山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。

(4)　山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。

(5)　下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(6)　山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(7)　中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。

(8)　小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第３項　山口県大隊等の出動

６（地震時等の出動等に係る取決め）

要請要綱別表Ａ－１、Ａ－２並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第 10 のとおりとする。

７（山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

(1)　別表第10に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第５）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第５）のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

イ　各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第５）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(2)　土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第６又は別表第９）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。

イ　県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第６又は別表第９）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(3)　前２項の場合のほか、消防庁から山口県大隊（ＮＢＣ災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

イ　県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数をＦＡＸで報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(4)　県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数を報告するものとする。

８（集結場所）

集結場所は、別表第11のとおりとする。

９（山口県大隊及び統合機動部隊の出動）

(1)　県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１又は同様式３－４により山口県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結

場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式４）により各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

(2)　県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第５又は別表第６に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(3)　出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア　山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね１時間以内に出動するものとする。

イ　第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね２時間３０分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

ウ　第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね３時間３０分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

エ　各消防本部は、出動小隊に原則として７２時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。

(4)　迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

10（その他の部隊の出動）

(1)　下関市長は、長官から要請要綱別記様式３－１により下関市消防局ＮＢＣ災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後３０分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

(2)　県知事は、長官から要請要綱別記様式３－１により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式４）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

11（国家的な非常災害における出動）

(1)　国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動可能隊数の報告を行うものとする。

(2)　長官から出動の指示があった場合には、第９第１項及び第３項に定める出動を行うほか、別表第５に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

(3)　県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第５に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(4)　特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね２４時間以内に集結場所に集結し、出動する

ものとする。
(5)　各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

12（山口県大隊等の出動隊数の報告）

(1)　緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書（様式５）により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書（様式５）の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。
(2)　代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書（様式５）を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣（様式６）により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
(3)　県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式２－２により出動隊数を報告するものとする。

13（緊急消防援助隊の車両表示）

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

14（集結場所への集結完了）

(1)　山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
(2)　中隊長は、山口県大隊等概要（様式７）により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

15（進出拠点への進出）

(1)　山口県大隊長、統合機動部隊長、ＮＢＣ災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長（以下「山口県大隊長等」という。）は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
(2)　被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
(3)　山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
ア　被災地の被害概要
イ　山口県大隊等の活動地域及び任務
ウ　山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート
エ　山口県大隊等の隊列
オ　その他必要な事項
(4)　集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

16（高速自動車国道等の通行）

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。
ア　被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
イ　緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第２「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
ウ　緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
エ　名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものと

する。

17（情報共有）

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

18（進出拠点到着）

(1)　山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ。）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

(2)　進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（ＮＢＣ災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

19（現地到着）

(1)　山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

ア　災害状況

イ　活動方針

ウ　活動地域及び任務

エ　山口県大隊本部の設置場所

オ　安全管理に関する体制

カ　使用無線系統

キ　地理及び水利の状況

ク　その他活動上必要な事項

(2)　山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（様式８）により後方支援本部に対して報告するものとする。

(3)　山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

(4)　統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第４項　現場活動

20（山口県大隊本部の設置）

(1)　山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。

(2)　山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

(3)　山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

(4)　山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

21（活動時における無線通信運用及び情報収集）

(1)　活動時の無線通信運用体制は、別表第 12 のとおりとする。

(2)　通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

22（各隊の保有資機材等）

(1)　後方支援中隊の保有資機材は、別表第７のとおりとする。

(2)　後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第 13 のとおりとする。

23（県大隊長への報告等）

(1)　県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項（様式９）に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。

(2)　各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書（様式 10）により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

24（日報）

山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式２により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第５項　後方支援活動

25（後方支援本部の設置）

(1)　山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。

(2)　後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。

(3)　副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。

(4)　代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。

(5)　後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

(6)　後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

ア　消防庁、指揮支援（部）隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

イ　山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

ウ　山口県大隊等の隊数及び人員数の集計

エ　山口県大隊等の活動記録の集約

オ　各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供

カ　山口県大隊等に対する災害に関する情報提供

キ　必要な資機材等の手配及び提供

ク　食糧（３日目以降）の手配に関する調整

ケ　交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

コ　その他必要な事項

(7)　各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。

(8)　前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

26（後方支援中隊の任務等）

(1)　後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

ア　後方支援本部との連絡

イ　宿営場所の設置及び維持
ウ　物資の調達及び搬送
エ　車両及び資機材の保守管理
オ　交替要員の搬送
カ　活動の記録
キ　その他必要な事項
(2)　後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

27（相互協力）

県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第６項　活動終了

28（山口県大隊等の引揚げ）

(1)　山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
(2)　山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
ア　山口県大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
イ　活動中の異常の有無
ウ　隊員の負傷の有無
エ　車両、資機材等の損傷の有無
オ　その他必要な事項

29（帰署（所）報告）

(1)　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、県に対して速やかに報告するものとする。
(2)　県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第７項　活動報告等

30（活動結果報告）

(1)　緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式５により、速やかに活動報告を行うものとする。
(2)　県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式５により、速やかに活動報告を行うものとする。

第８項　その他

31（航空部隊の応援等）

航空部隊（航空指揮支援隊を含む。）に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

32（事前準備）

(1)　各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
(2)　県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附　則

1　この計画は、平成２６年２月２１日から施行する。

2　山口県広域消防応援・受援基本計画（平成２２年４月１日改訂）は廃止する。

3　この計画は、平成２９年４月１日から施行する。

4　この計画は、平成３０年４月２０日から施行する。

5　この計画は、令和３年６月１０日から施行する。

３－６－８　緊援隊応援様式

○山口県大隊指揮体制

１　地震等大規模災害における部隊編成

(1) 消防本部ごとによる指揮体制

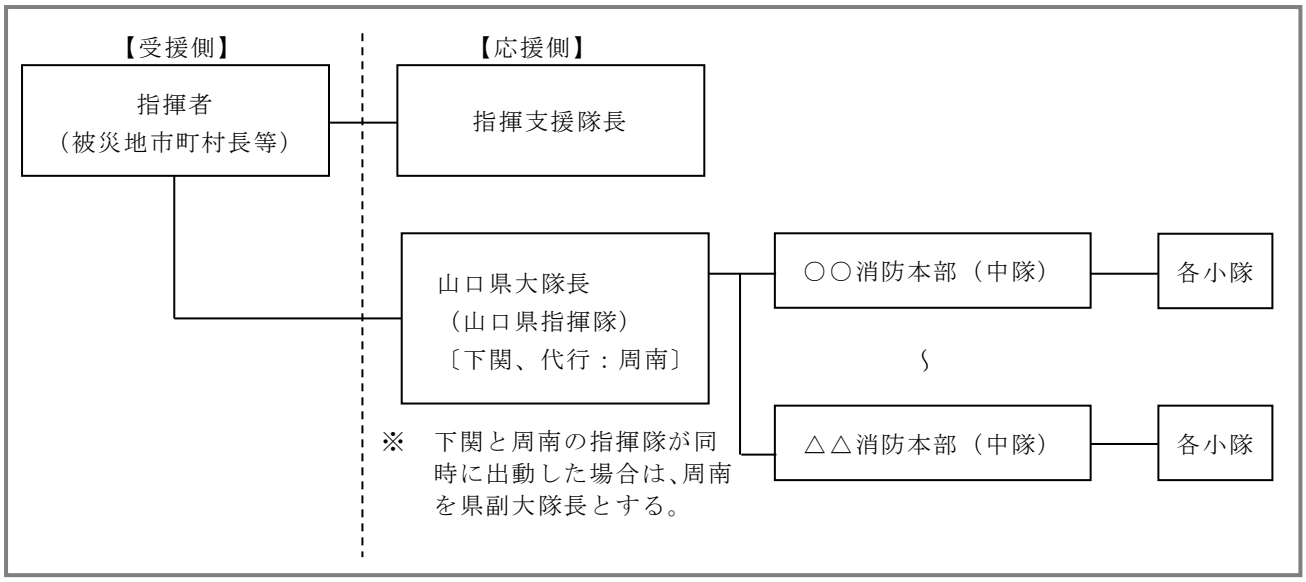

(2) 任務別による指揮体制

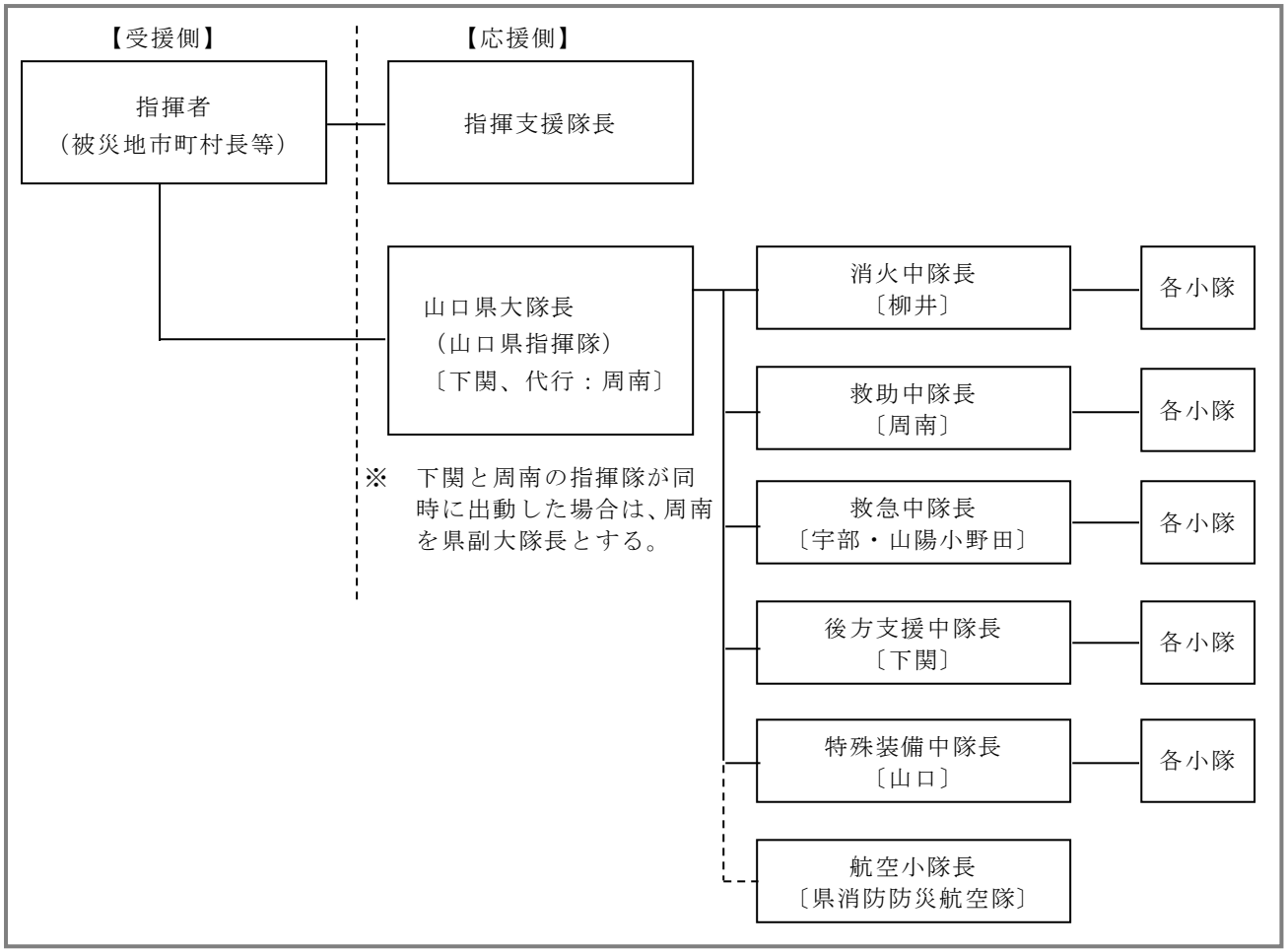

２　ＢＣ災害における部隊編成

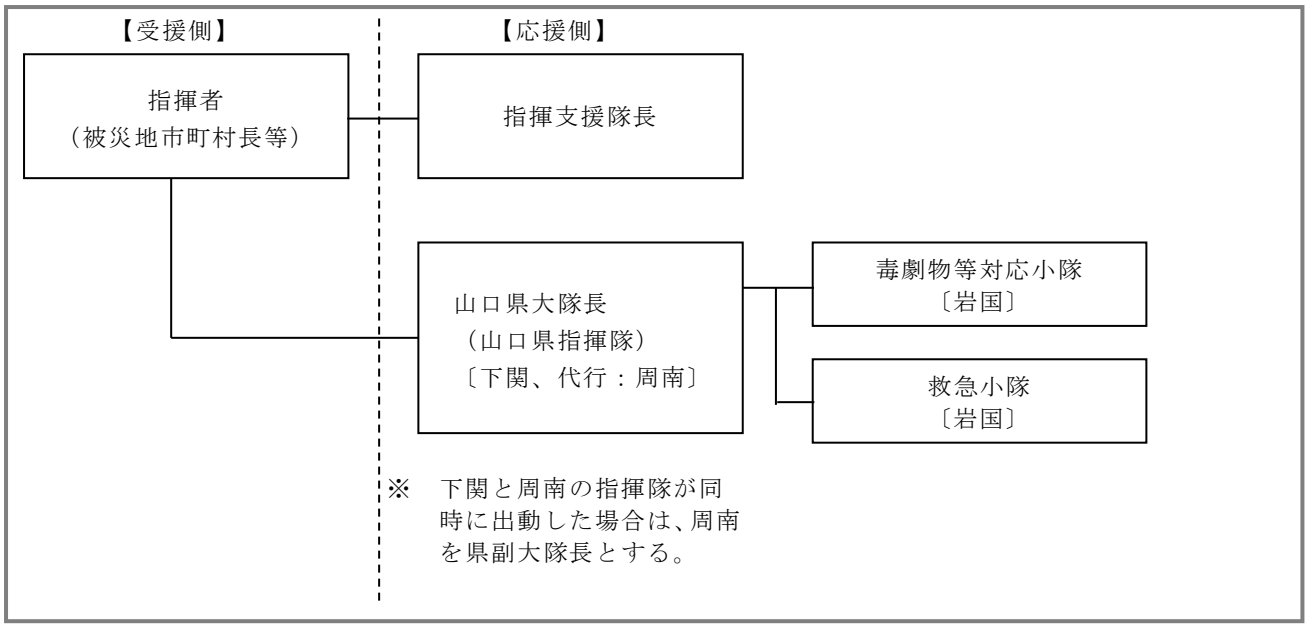

３　出動時における部隊編成

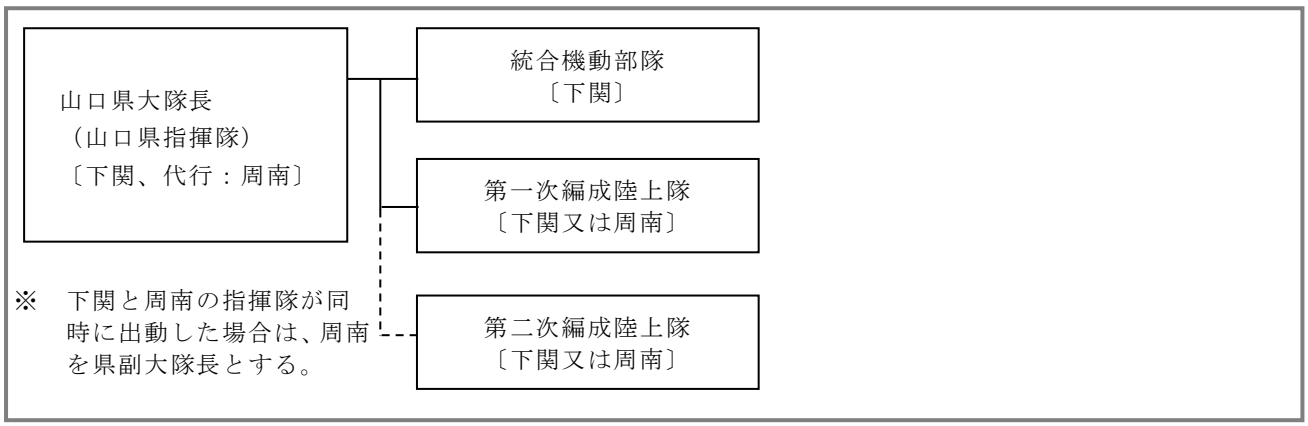

用語の定義

No.	用　　語	内　　容	備　　考
1	法	「消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年 8 月 29 日政令第 379 号）」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年２月６日策定）」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第４章４に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には、「【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第 44 条第１項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第２条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画 第 4 章 2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画 第 4 章 2(2)
12	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、設置する本部をいう。	運用要綱第 13 条
13	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第 21 条(1)
14	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
15	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(7)
16	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画 第1章第2節
17	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
18	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
19	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
20	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第 44 条の2
21	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第 25 条

No.	用　　語	内　　容	備　　考
22	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
23	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
24	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第 28 条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
27	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第 3 節1
28	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急的に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
29	NBC災害即応部隊	NBC 災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
30	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
31	迅速出動	法第 44 条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
32	国家的な非常災害	災害対策基本法第 105 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第 44 条第 5 項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
33	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震などの全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
34	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
35	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
36	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)又は出動準備に時間を要する一部の小隊(広報支援小隊等)により構成される。	

No.	用　　語	内　　容	備　　考
37	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えたうえで特別に編成する隊をいう。	
38	NBC 災害	法令第 1 条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう	政令第1条
39	部隊移動	法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下同じ）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の支持により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(21)

山口県の登録部隊

令和6年7月1日現在	統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救助工作車	内訳：津波・大規模風水害対策車	救急小隊	後方支援小隊	支援車Ⅰ型	資機材搬送車	人員輸送車	機動連絡車	燃料補給車	内訳	特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	内訳	特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊（震災工作車）	震災対応特殊車両小隊（重機及び重機搬送車）	水難救助小隊	特殊装備小隊（その他の特殊屈折はしご自動車）	特殊装備小隊（その他の水槽車）	内訳	合計	合計（重複除く）
下関市消防局	1	1	1	1	4	3	(2)	(1)	4	3	(1)	(1)			(1)		4	(4)				1									23	17
周南市消防本部		1			2	1	(1)		2	2	(1)	(1)										1									9	9
山口市消防本部					4	1	(1)		3	2		(1)		(1)								3			(1)	(1)			(1)		13	13
萩市消防本部					2				2	1			(1)																		5	5
防府市消防本部					4				2	1		(1)										1							(1)		8	8
下松市消防本部					1				2	1		(1)																			4	4
長門市消防本部					2				1	1																					4	4
美祢市消防本部					2				1	1																					4	4
柳井地区広域消防本部					2				1	1		(1)										1				(1)					5	5
光地区消防組合消防本部					2				1	1		(1)										1				(1)					5	5
岩国地区消防組合消防本部					5	1	(1)		3	1		(1)					1	(1)													11	11
宇部・山陽小野田消防局		1			6	2	(2)		2	2		(1)	(1)									1						(1)			14	14
合計	1	3	1	1	36	8	(7)	(1)	24	17	1	9	2	1	1	5	5	–	–	9	–	–	(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	105	99

山口県大隊後方支援中隊の中隊編成及び保有資機材

山口県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材

一、国民的な非常災害の災害においては、救急機動部隊、第一次編成後上隊が出動するものとする。
一、特別編成後上隊は、国民的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。

| 消防本部名 | 後方支援車両 | | | | | | 後方支援資機材 | | | | | |

山口県大隊無線通信運用体制

山口県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 応援都道府県大隊本部 応援都道府県各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
応援都道府県各隊間	主運用波3	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※　通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

無線運用イメージ図

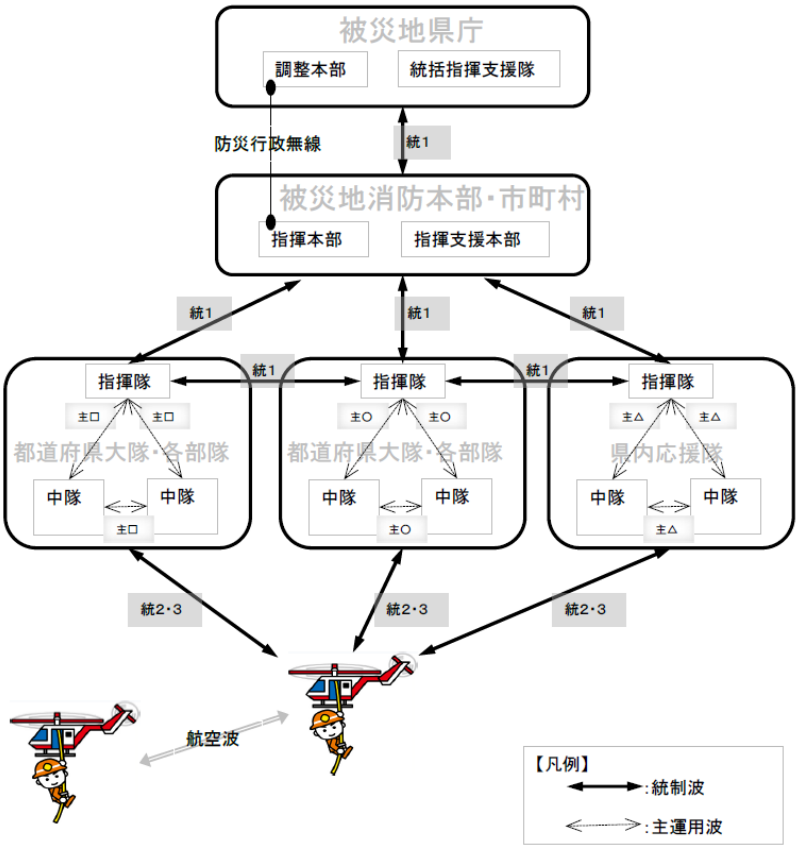

山口県大隊の出動対象都道府県等一覧

地震時等の出動等に係る取決め

地震災害時に出動等の対象となる事象（アクションプラン適用災害は除く。）

災害発生都道府県	隊種別	災害種別							
		地震						大津波警報	
		最大震度７		最大震度６強（東京都特別区６弱）		最大震度６弱（政令市等５強）			
		複数県	１県	複数県	１県	複数県	１県	複数県	１県
島根県、広島県、福岡県 （山口県大隊が第１次出動都道府県大隊となる対象の都道府県）	統合機動部隊	迅速出動　※1		迅速出動　※1		（準備）		（準備）	
	大　隊			（準備）					
鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 （山口県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県）	統合機動部隊	迅速出動 ※1	（準備）	迅速出動 ※1		（準備）		（準備）	
	大　隊			（準備）					

※1　地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

＜参考＞表の見方（地震災害時に出動等の対象となる事象）
・地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は震央管轄都道府県、震央が海域の場合は最大震度都道府県で読む。
・地震時の「複数県」・「１県」の判断は、震度６弱（政令市等については震度５強）以上を観測した都道府県の数で行う。
（例）A県が第１次出動都道府県大隊となる対象の都道府県、B県が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県の場合。
（１）A県で震度７、B県で震度５強（B県内の政令市：震度５強）を観測　→　最大震度７・複数県　の上段（第１次出動都道府県大隊）の欄を確認する。
（２）B県で震度７、A県で震度６強を観測　→　最大震度７・複数県　の下段（出動準備都道府県大隊）の欄を確認する。

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	広域進出拠点	進出拠点
＜東海地震＞ ・発生した地震の震央地名が、東海地震の想定震源域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により、強化地域８都県中２都県以上について、震度６強（政令指定都市については震度６弱）以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・東海地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	第三次応援	被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定	山陽自動車道　宮島SA		※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。
＜首都直下地震＞ ・東京23区の区域において震度６強以上が観測された場合 ・首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	神奈川県	山陽自動車道　宮島SA		東名高速道路 海老名SA
＜南海トラフ地震＞ ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の３地域のいずれにおいても、震度６強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合 ・本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	被害確認後	中部地方で被害大 近畿地方で被害大 四国地方で被害大 九州地方で被害大 長官が指示	関門自動車道 壇之浦PA	関門自動車道 壇之浦PA	※消防庁が消防応援活動調整本部等と調整の上、決定する。

■ 3－6－9　山口県緊急消防援助隊受援計画

山口県緊急消防援助隊受援計画

第１項　総則

１（目的）

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 40 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

２（用語の定義）

(1)　代表消防機関は、下関市消防局とする。

(2)　代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。

(3)　前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

３（連絡体制）

(1)　緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第２のとおりとする。

(2)　連絡方法は、原則として有線電話又はＦＡＸ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第２項 応援等の要請

４（応援等要請の手続き）

緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第１のとおり行うものとする。

５（知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

(1)　山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－１）。

ア　災害の概況

イ　出動が必要な区域や活動内容

ウ　その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

(2)　知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

(3)　知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。

(4)　知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

(5)　知事は、被災地の市町長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。

(6)　知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

６（応援等要請のための市町長等の連絡）

(1)被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第５第１項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

(2)　被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。

(3)　被災地の市町長は、知事に対して第１項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第５第１項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

(4)　被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前３項の連絡と併せて報告するものとする。

７（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

(1)　知事は、長官から要請要綱別記様式３－２により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

　なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。

(2)　県は、消防庁から要請要綱別記様式３－３により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

８（迅速出動等適用時の対応）

(1)　被災地の市町長は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

ア　最大震度６弱以上の地震が発生した場合

イ　大津波警報が発表された場合

ウ　噴火警報（居住区域）が発表された場合

(2)　知事は、要請要綱第５条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第 30 条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生

した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(3)　知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第３項　受援体制

９（消防応援活動調整本部の設置）

(1)　知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第 44 条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

(2)　調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎２階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

(3)　調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

(4)　調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

(5)　調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

ア　消防保安課の職員

イ　代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ　被災地を管轄する消防本部の職員

エ　消防防災航空隊の職員

(6)　山口県事務決裁規程（昭和 44 年山口県訓令第４号）第 15 条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

ア　消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第 44 条第１項及び第３項関係）

イ　緊急消防援助隊に対する指示（法第 44 条の３第１項関係）

(7)　調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

(8)　知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官 に対して速やかに連絡するものとする。

(9)　調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、 次に掲げる事務を行うものとする。

ア　被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

イ　被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

ウ　緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

エ　自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関との連絡調整に関すること。

オ　山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

カ　山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

キ　山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

ク　その他必要な事項に関すること。

(10)　山口県は、別表第３に定める資機材等を整備しておくものとする。

(11)　調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式１、様式２、様式３及び様式４を活用し、運用するものとする。

(12)　調整本部長は、法第 44 条の２第８項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

(13)　調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(14)　調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(15)　調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(16)　調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

10（指揮本部の設置）

(1)　被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

(2)　指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。

ア　被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

イ　被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

ウ　緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

エ　その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(3)　指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(4)　指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(5)　指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

(6)　指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

11（進出拠点）

(1)　**調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議**するものとする。

ア　陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第４のとおりとする。

イ　水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。

(2)　調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

(3)　被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

(4)　連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、ＮＢＣ災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊

等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

12（活動拠点へリベース）

航空隊の活動拠点へリベースは、別表第５のとおりとする。

13（宿営場所）

(1)　調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第６のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。

(2)　調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

(3)　被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第４項　指揮体制及び通信運用体制

14（指揮体制等）

(1)　調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

(2)　指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

(3)　指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。

(4)　指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

(5)　航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

(6)　統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

(7)　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(8)　ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

(9)　土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

(10)　都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

(11)　緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式７のとおりとする。

15（通信運用体制）

(1)　山口県内の無線通信運用体制は、別表第７のとおりとする。

(2)　消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第８のとおりとする。

第５項　消防応援活動の調整等

16（任務付与）

(1)指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

ア　被害状況

イ　活動方針
ウ　活動地域及び任務
エ　安全管理に関する体制
オ　使用無線系統
カ　地理及び水利の状況
キ　燃料補給場所
ク　その他活動上必要な事項

17（関係機関との活動調整）

知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

18（資機材の貸出し及び地図の配付）

(1)　指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

(2)　指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

19（ヘリコプター離着陸場所）

ヘリコプター離着陸場所は、別表第９のとおりとする。

20（燃料補給場所）

(1)　調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。

(2)　陸上隊の燃料補給場所は、別表第 10 のとおりとする。

(3)　航空小隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。

(4)　水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

21（燃料調達要請）

(1)　調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。

(2)　災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第 12 のとおりとする。

22（重機派遣要請）

(1)　調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。

(2)　災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第 13 のとおりとする。

(3)　調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

23（物資等調達要請）

(1)　調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。

(2)　災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第 14 のとおりとする。

24（増隊要請）

知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

25（部隊移動）

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第２又は別図第３のとおり行うものと

する。

26（長官の求め又は指示による部隊移動）

(1)　知事は、長官から要請要綱別記様式６－１により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。

(2)　被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

(3)　知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。

(4)　知事は、長官から要請要綱別記様式６－４により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。

(5)　知事は、長官から要請要綱別記様式６－５により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

27（知事による部隊移動）

(1)　知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

(2)　調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

(3)　知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式６－６により指示を行うものとする。

(4)　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式６－７により通知するものとする。

(5)　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式６－８により通知するものとする。

(6)　調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

28（部隊移動に係る連絡）

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

29（活動中止の判断）

(1)　指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙１－１を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。

なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

(2)　調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙１－２により活動中止について調整するものする。活動の再開についても同様とする。

なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第６項　応援等の引揚げの決定

30（活動終了及び引揚げの決定）

(1)　被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(2)　前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直

ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をＦＡＸにより速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式４－１）

(3)　知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第７項　その他

31（情報共有）

(1)　調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

(2)　被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるのものとする。

32（災害時の体制整備）

知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

33（都道府県の受援計画の変更）

(1)　知事は、受援計画の変更に当たっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。

(2)　知事は、受援計画の変更に当たっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

(3)　知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

34（消防本部の受援計画の策定）

(1)　各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

(2)　各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

(3)　各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

35（航空隊の受援計画）

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

36（地理情報）

各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

ア　広域地図

イ　住宅地図

ウ　ヘリコプターの離着陸場所位置図

エ　燃料補給場所位置図

オ　消防水利位置図

カ　物資等の調達可能場所位置図

（７）救急搬送医療機関位置図

37（都道府県の訓練）

山口県は、原則年１回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附　則

１　この計画は、平成２６年２月２１日から施行する。

２　山口県広域消防応援・受援基本計画（平成２２年４月１日改訂）は廃止する。

附　則

この計画は、平成２９年４月１日から施行する。

この計画は、平成３０年４月２０日から施行する。

この計画は、令和４年１月６日から施行する。

■ 3－6－10　緊援隊受援様式

○応援要請系統図

緊急消防援助隊　応援要請系統図

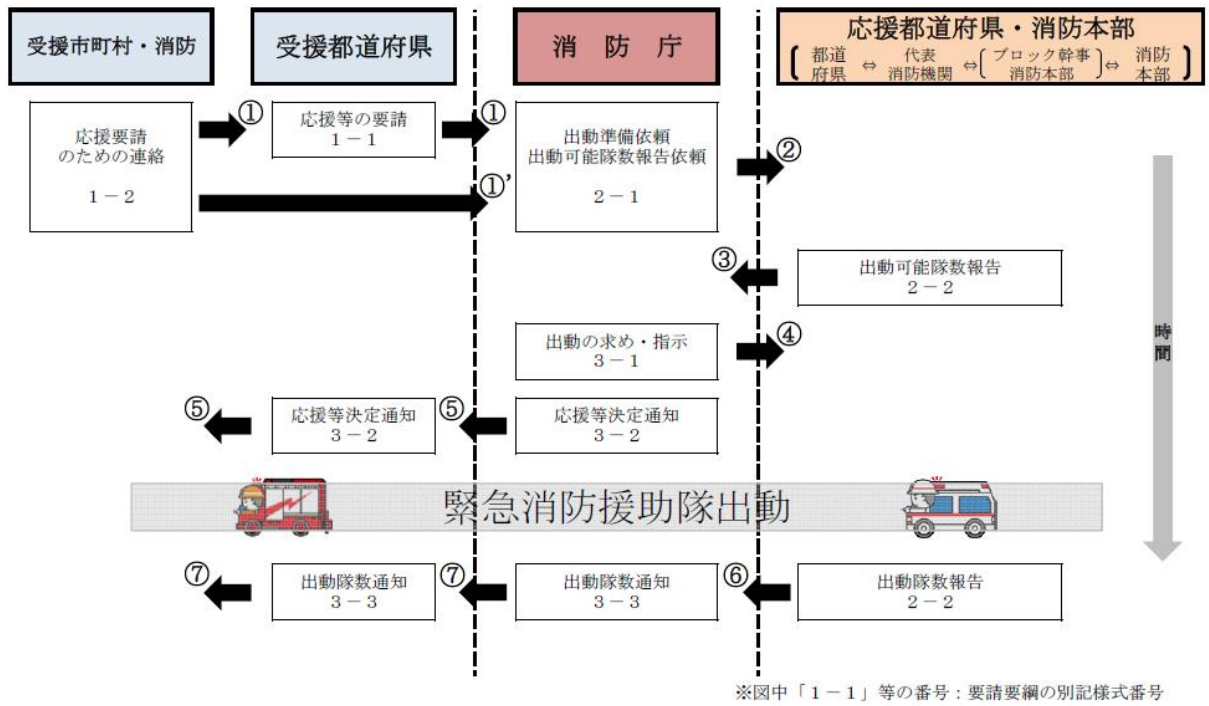

※図中「1－1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

○長官による部隊移動の求め又は指示

緊急消防援助隊　部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）※都道府県を越える部隊移動

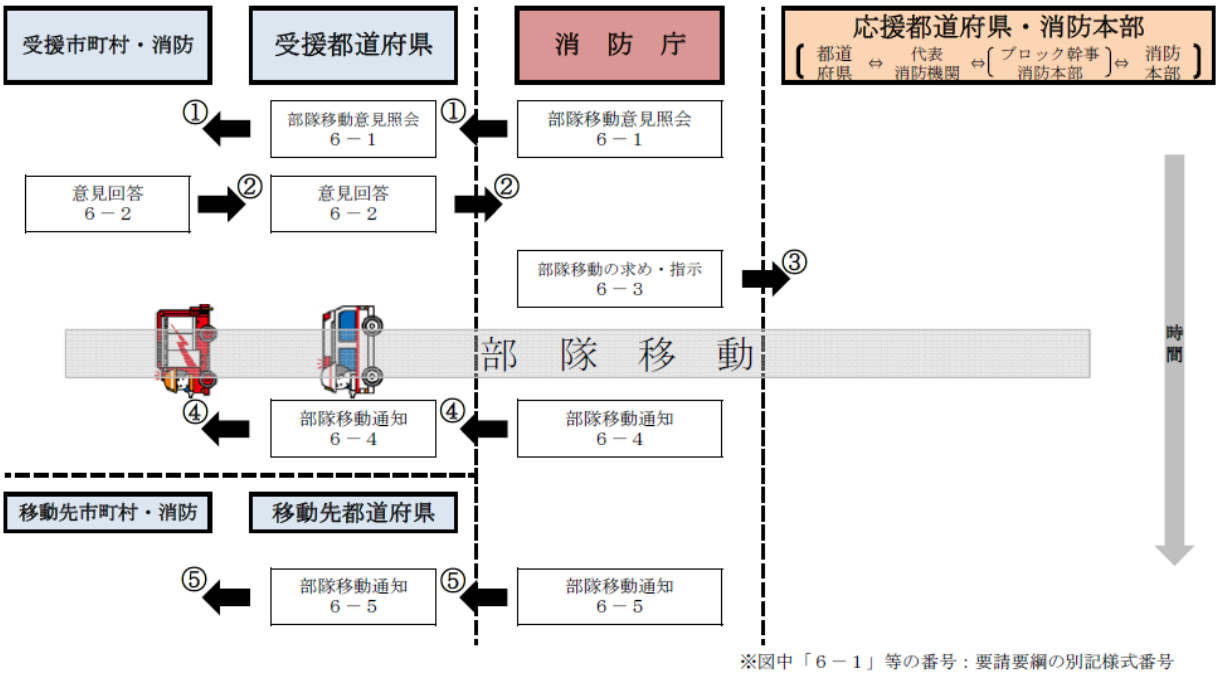

※図中「6－1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

○受援都道府県知事による部隊移動の指示

緊急消防援助隊　部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示）※都道府県内の部隊移動

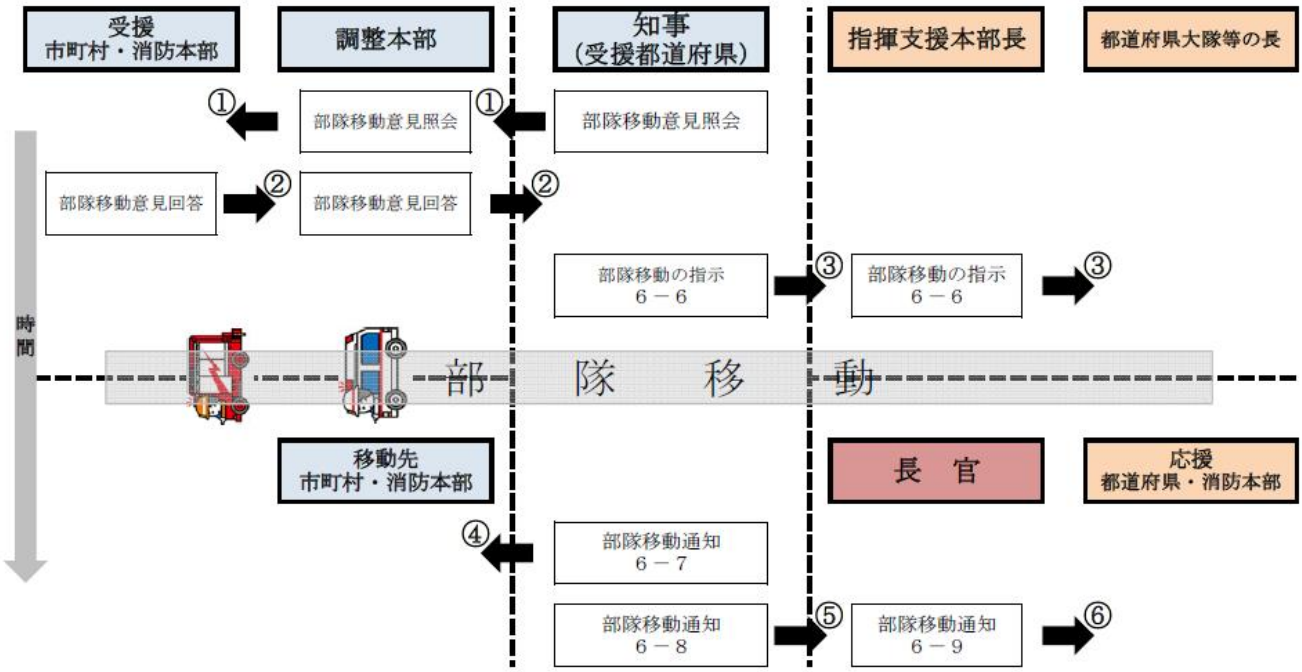

※図中「６－６」等の番号：要請要綱の別記様式番号

【山口県及び山口県内市町の災害対策本部】

令和６年７月１日現在

名称及び設置所在地	連絡先	ＮＴＴ回線		地域衛星ネットワーク		消防防災無線	
		電話	ＦＡＸ	電話 ()は県内間のみ可能	ＦＡＸ ()は県内間のみ可能	電話	ＦＡＸ
山口県災害対策本部	防災危機管理課	083-933-2452	083-933-2479	035-201-2452 (7-2452)	035-201-2479 (7-2479)	35-72360	35-868
下関市災害対策本部	防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966	035-401-2172 (10-401-3)	(19-401)		
宇部市災害対策本部	防災危機管理課	0836-34-8139	0836-29-4266	035-402 (10-402-3)	(19-402)		
山口市災害対策本部	防災危機管理課	083-934-2723	083-934-2958	035-403-2212 (10-403-3)	(19-403)		
萩市災害対策本部	防災危機管理課	0838-25-1067	0838-21-3501	035-404-431 (10-404-3)	(19-404)		
防府市災害対策本部	防災危機管理課	0835-25-2115	0835-23-2136	035-405-682 (10-405-3)	(19-405)		
下松市災害対策本部	防災危機管理課	0833-45-1832	0833-44-2459	035-406-321 (10-406-3)	(19-406)		
岩国市災害対策本部	危機管理課	0827-29-5119	0827-24-4213	035-407-2502 (10-407-3)	(19-407)		
光市災害対策本部	防災危機管理課	0833-72-1403	0833-72-1731	035-408 (10-408-3)	(19-408)		
長門市災害対策本部	防災危機管理課	0837-23-1111	0837-23-1233	035-409-322 (10-409-3)	(19-409)		
柳井市災害対策本部	危機管理課	0820-22-2111	0820-23-4595	035-410-431 (10-410-3)	(19-410)		
美祢市災害対策本部	総務課	0837-52-1110	0837-53-1959	035-411 (10-411-3)	(19-411)		
周南市災害対策本部	防災危機管理課	0834-22-8208	0834-22-8806	035-412-208 (10-412-3)	035-412-806 (19-412)		
山陽小野田市災害対策本部	総務課	0836-82-1122	0836-83-2604	035-413-112 (10-413-3)	035-413-594 (19-413)		
周防大島町災害対策本部	総務課	0820-74-1000	0820-74-1016	035-414-105 (10-414-3)	(19-414)		
和木町災害対策本部	企画総務課	0827-52-2136	0827-52-5313	035-415-307 (10-415-3)	(19-415)		
上関町災害対策本部	総務課	0820-62-0311	0820-62-1600	035-416 (10-416-3)	(19-416)		
田布施町災害対策本部	総務課	0820-52-5802	0820-53-0140	035-417 (10-417-3)	(19-417)		
平生町災害対策本部	総務課	0820-56-7111	0820-56-3864	035-418 (10-418-3)	(19-418)		
阿武町災害対策本部	総務課	08388-2-3110	08388-2-2090	035-419 (10-419-3)	(19-419)		

注）表頭「地域衛星ネットワーク」欄の（　）は、防災行政無線（地上系）。

山口県内の無線通信運用体制

対　象　範　囲	使用無線チャンネル等	備　　考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	**県防災行政無線**	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊拡大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波１	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波２又は統制波３のいずれかから使用波を指示する。
山口県内応援隊各隊間	主運用波３	【無線統制】県内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊拡大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※通信は、必要最小限にとどめるものとする。

○無線運用イメージ図

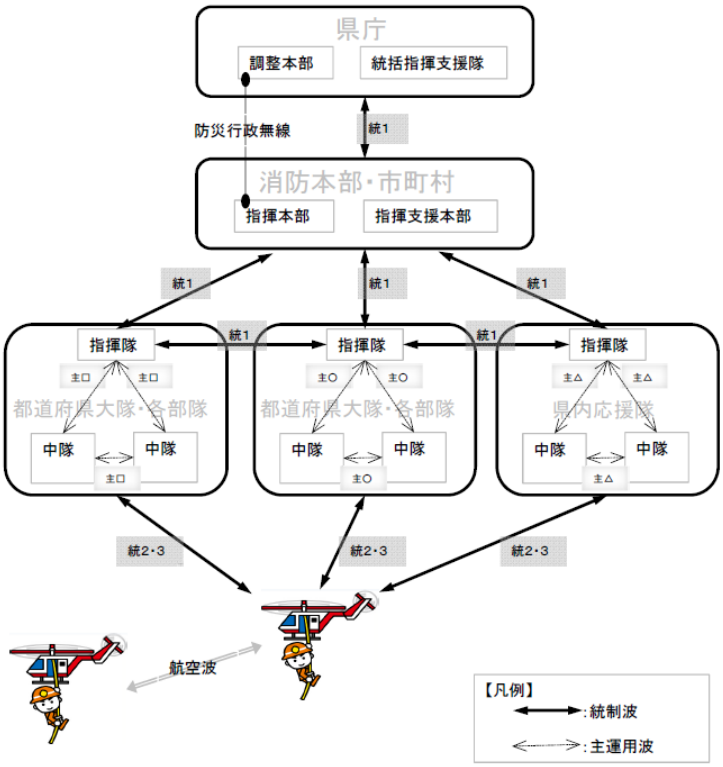

燃料等の供給に関する協定締結団体

No.	協 定 の 名 称	協 定 先 の 団 体
1	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	山口県石油商業組合

重機派遣に関する協定締結団体

No.	協 定 の 名 称	協 定 先 の 団 体
1	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)山口県建設業協会
2	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)全国クレーン建設業協会山口支部

物資調達に関する協定締結団体

No.	協 定 の 名 称	協 定 先 の 団 体
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	山口農協直販(株) 山口県パン工業協同組合 山口県乳業協同組合 生活協同組合コープやまぐち (株)下関大丸 マックスバリュ西日本(株) (株)丸久 (公財)山口県学校給食会 (株)セブンーイレブン・ジャパン (株)ローソン (株)イズミ (株)ナフコ (株)ジュンテンドー ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター (株)ファミリーマート (株)フジ 大塚製薬(株)広島支店 イオンリテール(株)中四国カンパニー (株)伊藤園 日本果実工業(株) 錦町農産加工(株)
2	災害時における仮設トイレの供給に関する協定	山口県衛生仮設資材事業協同組合
3	災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	(一社)山口県トラック協会

■ 3－6－11　山口県緊急消防援助隊(航空部隊)受援計画

山口県緊急消防援助隊(航空部隊)受援計画

第１章　基本事項

１　目的

この計画は、山口県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法(昭和22法律第226号)第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊航空部隊(以下「緊援隊航空部隊」という。)が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊運用要綱(平成16年３月26日付け消防震第19号)第25条に基づく山口県広域消防応援・受援基本計画に定めるもののほか、航空部隊の受援について必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ヘリベース(HB)

災害の終始を通じて、緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備及び宿泊(近隣宿泊を含む)が可能な拠点及び航空部隊の進出拠点(集結場所)をいう。

通常は、空港、ヘリポートなどに設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。

(2) フォワードベース(FB)

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことを目的として設置する補給点・給油点などに使用する臨時離着陸場を対象とする。

(3) ランディングポイント(LP)

上記(1)(2)以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎなど、災害救助活動のための離着陸を行う地点をいう。

なお、離着陸に係る法的な位置付けは次のとおりとする。

ア　航空法第79条ただし書きの規定に基づき、離着陸について国土交通大臣の許可を受けた地点

イ　災害救助活動上の必要性からパイロットの判断に基づき離着陸を行う地点(航空法第81条の２の規定により、同法第79条による離着陸場所の制限を受けない)

(4) 消防応援活動調整本部

被災地の応援等のため山口県及び山口県の区域内の市町が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第44条の２の規定に基づき山口県知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

山口県に集結した各機関のヘリコプターの迅速な運用と円滑な調整を図るため、山口県災害対策本部に設置されるものであり、各機関の航空担当者が活動エリアや任務の調整を行う。

(6) 航空隊後方支援隊員

緊援隊航空部隊への気象情報や飛行・離着陸障害情報の提供、食料や燃料の補給等、被災地のヘリベース等において、緊援隊航空部隊の後方支援及び運航支援を行う航空隊員及び消防職

員をいう。

(7) ヘリベース指揮者

ヘリベースにおける緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を行う者をいい、原則として山口県消防防災航空隊長又は副隊長がその任に当たるものとする。

3　緊援隊航空部隊の活動分類

この計画において、緊援隊航空部隊の活動分類については、次のとおりとする。

(1) 情報収集活動
(2) 消火活動
(3) 救急活動
(4) 救助活動
(5) 緊急人員(部隊)輸送
(6) 緊急物資輸送
(7) その他(ヘリベースの後方支援活動、ＳＣＵ支援活動、避難誘導、広報等)

第２章事前計画

1　緊急消防援助隊航空部隊に係る参集基準

(1) 山口県消防防災航空隊の参集基準

山口県消防防災航空隊の参集基準は、次表のとおりとする。

なお、本県消防防災ヘリコプターの運航受託者に対しては、これに即した参集体制を整えるよう要請するものとする。

【山口県内(地震・津波)】

最大震度	昼間	夜間
震度５弱以上 又は津波(大津波)警報	全員参集(８人)	
震度４	通常体制(４～６人)	宇部市(航空隊基地所在地) 震度４の場合のみ週休者以外 参集(４～６人)

(2) 山口県へ出動する緊援隊航空部隊の参集基準

山口県へ出動する緊援隊航空部隊の参集基準は、次表のとおりとする。

【山口県外(地震・津波・火山)】

対象災害	昼間・夜間共通	対象都道府県
震度６弱以上 (政令指定都市は震度５強以上) 又は津波警報(大津波)	全員参集 (８人)	(第一次出動都道府県・市) 島根県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、愛媛県、北九州市、福岡市 (出動準備都道府県・市) 東京、大阪市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 ※緊急消防援助隊航空部隊の応援
火山の噴火災害		

		出動の可能性がある21都道府県

2　ヘリベースの決定

山口県におけるヘリベースは、原則として山口宇部空港とする。(最大受入機体数は９機)

また、山口宇部空港ヘリベース等基本情報(資料１)については、緊援隊航空部隊として登録されている航空隊へ事前に情報提供するものとする。

なお、山口宇部空港が使用できない場合及び山口宇部空港から被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、決定する。

3　航空隊後方支援態勢の確立

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の後方支援及び運用支援を行うため、必要と認めるときは、航空隊後方支援隊員の招集を消防応援活動調整本部に依頼し、航空隊後方支援態勢を確立するものとする。

航空隊後方支援態勢の確保に関し、必要な事項については別に定める。

4　ヘリベース(山口宇部空港)への受入体制

山口県消防防災航空センター所長は、緊援隊航空部隊の応援要請を行った場合(「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」(平成20年７月１日付け消防応第104号。)に基づく迅速出動に該当する震度(津波警報等の発表も含む)が山口県で確認された場合を含む。)(以下「応援要請後」という。)は、山口宇部空港事務所長に対し、緊援隊航空部隊の受入れについて、次のとおり要請するものとする。

(1) 日中における受入れ

山口宇部空港内に緊援隊航空部隊が駐機できるよう山口宇部空港事務所長にＡエプロン(６番スポット)の駐機スポットの拡大を依頼する。

(2) 夜間における受入れ

夜間においては４(１)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼する。

5　燃料補給体制の確保

(1) 燃料補給体制

燃料補給基地は、原則として山口宇部空港とし、消防応援活動調整本部は航空機燃料取扱業者(資料１：燃料関係参照)に対し、緊援隊航空部隊の活動に必要な燃料補給を依頼する。

また、ヘリベースが山口宇部空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合の燃料補給については、ヘリベース指揮者が消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料補給方法を決定する。

(2) 夜間における燃料補給体制

消防応援活動調整本部は、夜間における燃料補給体制を確保するため、航空機燃料取扱業者に山口宇部空港における夜間給油を依頼する。

6　食料等の備蓄計画等

(1) 山口県消防防災航空隊は、緊援隊航空部隊等に対する食料を確保するため、ヘリベースにおいて駐機可能機体数に応じて、隊員数を参考に最低限必要な食料及び飲料水等を備蓄するよう努めるものとする。

(2) 緊援隊航空部隊の駐機可能機体数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知する。

7　緊援隊航空部隊等との情報連絡

応援要請後における消防庁、緊援隊航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 緊援隊航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、ヘリベース状況等の情報を様式１「受援航空隊情報提供ＦＡＸ」により、緊援隊航空部隊及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空担当(以下「消防庁航空担当」という。)に対し、速やかに情報提供するものとする。

(2) 緊援隊航空部隊からの情報収集

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を様式２「緊急消防援助隊航空部隊情報提供ＦＡＸ」により、緊援隊航空部隊及び消防庁航空担当から速やかに収集するものとする。

(3) 緊援隊航空部隊等の連絡先

緊援隊航空部隊等の連絡先については、資料２のとおりとする。

(4) 情報連絡方法

原則として防災行政無線、有線(携帯)電話、有線ファックス及び電子メールによるものとするが､有線途絶等の場合は､イリジウム衛星携帯電話等の衛星携帯電話を活用するものとする。

8　山口県消防防災航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

山口県消防防災航空隊は、応援要請後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員(隊長又は副隊長)を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は緊急消防援助隊指揮支援部隊(以下｢指揮支援部隊」という。)や航空運用調整班、消火、救助活動等を行う航空部隊・陸上部隊等との連絡調整に当たる。

なお、消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により航空運用調整班と兼務する。

9　山口県消防防災航空隊員の航空運用調整班への派遣

山口県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員(隊長又は副隊長)を派遣する。

10　指揮支援部隊長等の受入体制

(1) 指揮支援部隊長及び消防庁職員等の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、次のとおり行うものとする。

なお、被災状況により、受入れ困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空担当に連絡する。

①　日中における離着陸場所は、原則として維新百年記念公園ラグビー・サッカー場とし、離着陸時の安全管理及び県庁(消防応援活動調整本部)への移動車両の調達については消防応援活動調整本部が行うものとする。

②　夜間及び維新百年記念公園ラグビー・サッカー場が使用できない場合の離着陸場所は山口宇部空港とし、県庁(消防応援活動調整本部)への移動車両の調達については消防応援活動調整本部が行うものとする。

(2) 指揮支援隊長の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。

① 離着陸場所は、原則として終日山口宇部空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町(被災地管轄消防本部(局)等)へ移動する。

② 山口宇部空港から空路で被災市町(被災地管轄消防本部(局)庁舎等)へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、選定する。

③ 山口宇部空港から陸路で被災市町(被災地管轄消防本部(局)庁舎等)へ移動する場合の車両の調達については、消防応援活動調整本部が被災市町(被災地管轄消防本部(局)等)と調整し、調達する。

11 フォワードベースの設定

(1) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、フォワードベースを設定するものとする。

(2) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はフォワードベースの設定に当たり、被災地管轄消防本部(局)、フォワードベース(飛行場外離着陸場)管理者等と使用の可否について協議し、被災地管轄消防本部(局)に連絡するものとする。

12 フォワードベースの安全管理体制等

(1) 航空隊員、航空隊後方支援隊員、被災地消防本部職員等による安全管理体制を確保する。

(2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員(緊援隊航空部隊の航空隊員を含む。)を派遣するものとする。

(3) 消防応援活動調整本部は被災地管轄消防本部(局)等に対し、フォワードベースの運営補助を依頼するものとする。

(4) ヘリベースの指揮者は、フォワードベースにおける「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認がなされたことを確認の上、資料１の燃料関係の航空機燃料取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼する。

13 ランディングポイントの設定

(1) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況により、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、資料３の「ランディングポイント候補地一覧」中からランディングポイントを設定するものとする。

なお、ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づき、必要に応じてランディングポイントを設定することができるものとする。

(2) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班、被災地管轄消防本部(局)等と協議するものとする。

14 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料３及び資料４を参考に設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班及び離着陸場所管轄消防本部(局)又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、ＤＭＡＴ等と協議するものとする。

遠距離ＳＣＵ(広域搬送拠点)に多数の傷病者を搬送するなど、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地管轄消防本部(局)及びフォワードベース管理者及びＤＭＡＴ等医療班と協議の上、設定するものとする。

第３章　発災段階

第１節指揮体制及び通信運用

１　要請から出動までの体系

応援活動に従事する緊援隊航空部隊の要請から出動までの系統図は、資料５「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

２　航空機の無線運用体制

緊援隊航空部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、次の(1)から(4)及び資料６「無線運用図」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部と調整する。

なお、被災地が複数の都道府県にわたり、各々の都道府県において緊援隊航空部隊が活動する場合にあっては、各々の都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する全国共通波等について調整を行うものとする。

また、調整結果については、ヘリベース指揮者に連絡するものとする。

(1) 初動時の進出及び情報収集段階等での無線周波数

ア　消防波　全国共通波

イ　航空波　航空機相互間の通信周波数

災害時の飛行援助通信周波数

(2) 救助救急活動等開始以後の無線周波数

ア　消防波全国共通波1～3ｃｈ指定する周波数（ｃｈ）

イ　航空波航空機相互間の通信周波数

災害時の飛行援助通信周波数

消防波等の切り替えは、ヘリベース指揮者と消防応援活動調整本部(指揮支援部隊長)が調整の上、緊援隊航空部隊に連絡するものとする。

(3) 山口宇部空港情報圏内及び管制区内

ア　宇部レディオ

イ　小月タワー

ウ　防府タワー

エ　岩国タワー

(4) その他

防災相互波

３　ヘリコプターテレビ電送システム運用体制

緊援隊航空部隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム(以下「ヘリテレ」という。)の設定について被災地付近のフォワードベース等に可搬型受信装置を設定し、その場所から通信衛星(スーパーバード)を経由し県庁に配信するものとし、受信、運用体制については、次のとおりとする。

(1) 山口県庁統制局

山口県庁統制局は､山口県防災危機管理課に設置するものとし､ヘリテレ受信操作及び監視、映像配信の管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行う。ただし、映像配信の活用管理は山口県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示によりこれを行うものとする。

(2) 15ＧＨｚ帯の使用周波数の設定(画)

15ＧＨｚ帯消防指定４波のうち、山口県庁統制局が指定する場合を除き、山口県主運用波を

使用するものとする。

(3) 400ＭＨｚ帯の使用周波数の設定(音)

連絡用無線に係る400ＭＨｚ帯消防指定４波のうち、山口県庁統制局が指定する場合を除き、山口県主運用波を使用するものとする。

(4) 被災地付近への可搬型受信局の設置

山口県が借用している可搬型受信装置の運用について、防災危機管理課通信管理班によりフォワードベース等に設置するものとし、上記(2)(3)のほか、次のとおりとする。(サービスエリア：受信局へは指向性電波10～15km、ヘリテレへは無指向性10～15km)

なお、陸路等での搬送が長時間要する場合や搬送が困難な場合は、消防応援活動調整本部と協議の上、航空機等の活用を図る。

(5) ヘリテレ連絡用無線(400ＭＨｚ帯)呼出し名称

ア　山口県庁受信基地局

イ　可搬型受信局

(6) 山口県情報スーパーネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像を受信した場合は、総務省消防庁、被災地市町村(消防本部)に対して、積極的に通信衛星(スーパーバード)を経由して配信するものとする。

４　衛星携帯電話の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて衛星携帯電話を活用するものとする。

ただし、その運用については、消防応援活動調整本部、ヘリベース指揮者と協議の上、決定するものとする。

第２節　緊急消防援助隊航空部隊の運用等

１　ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料７のとおりとする。

２　緊援隊航空部隊の運用及び支援(資料８参照)

(1) ヘリベースの配置

ヘリベース(山口宇部空港)の配置図は、資料９のとおりとする。

(2) フォワードベース運用本部の設置

ヘリベース指揮者はフォワードベースを設定した場合において、フォワードベース運用本部を設置する。

また、フォワードベース運用本部は、航空機の安全管理体制及び地上隊との効率的な連携活動を確保するため、次の任務を行うものとする。

ア　離着陸スペースの設定

イ　無線設備の設定

ウ　衛星携帯電話等の設定

エ　傷病者等の搬送、救急車収容等の地上隊との連携体制の確保

オ　物資搬送、地上隊員搭乗等における地上隊との連携体制の確保

カ　ドラム缶燃料の貯蔵、取扱いに係る安全管理体制の確保

(3) フォワードベースの設置例については、資料10を参照。

(4) ヘリコプター交錯防止の措置等(フライトルールの設定)

航空運用調整班及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターの安全運航を確保するために関係機関と連携を密にするとともに、必要に応じ次の事項について調整を図る。

ア　活動空域名の設定

限られた活動空域に多数機が投入される場合は、関係機関と調整の上、その空域に活動空域名を付し、進出する航空機は無線によりフォワードベース運用本部活動各機に周知する。

イ　出場ルート・帰投ルート設定

活動空域への飛行ルートが限定される場合は、関係機関と調整の上、目標物を定め左側飛行を原則とし高度差を設けることとする。

3　緊援隊航空部隊への活動要請等

(1) 緊援隊航空部隊の受付

緊援隊航空部隊がヘリベースに到着した後、緊援隊航空部隊受入一覧表(様式３)により受付を行うものとする。

(2) 緊援隊航空部隊への活動要請

ア　消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に事案受付・活動指示及び結果報告書（様式４）によりヘリコプターの活動要請を行う。ヘリベース指揮者は緊援隊航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部（又は航空運用調整班）に回答する。

イ　ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の出動が可能と確認した場合は、事案受付・活動指示書及び結果報告書(様式４)により、緊援隊航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供する。

また、ヘリベース指揮者は、事案管理一覧表(様式５)により、事案に対する任務付与状況を管理する。

ウ　任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図(活動場所の緯度・経度記載)、活動場所付近の地図(送電線等の障害情報記載)及びランディングポイントの地図(要図を含む)等を添付し、行うものとする。

(3) 緊援隊航空部隊の活動報告

ア　ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、事案受付・活動指示書及び結果報告書(様式４)の提出を求める。

イ　ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の活動状況を日毎に活動日誌(様式６)によりとりまとめるとともに、活動日誌を消防応援活動調整本部、航空運用調整班及び消防庁航空担当に報告する。

(4) 緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げ

緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議調整し、災害対策本部長(知事)の指示により決定し、指揮支援部隊長からヘリベース指揮者を通して緊援隊航空部隊に対し通知するものとする。

また、消防応援活動調整本部は、消防庁航空担当に緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げの報告を行う。

4　航空情報(ノータム)の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、管轄する国土交通省空港事務所及び航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請する。

また、救助検索活動上、飛行制限空域を設定する必要がある場合は、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請し、サイレントタイムを確保する。

5　緊援隊航空部隊の受援対応訓練の実施

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の受援時において迅速かつ円滑な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本航空部隊受援計画を踏まえた受援に関するヘリベース等の運用に関するシミュレーション訓練等を定期的に実施するものとする。

■ 3-6-12　山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧

	部（局）	課（室）	班（係等）	電話	ファクシミリ	備考
総合窓口	総務部	防災危機管理課	-	25-2115	23-2136	
職員派遣	総務部	人事課	人事研修係	25-2123	25-2997	
食料、飲料水及び生活必需品の提供	総務部	行政管理課	-	25-2503	23-2231	食料
	福祉部	福祉総務課	福祉政策係	25-2349	25-2549	生活必需品
	上下水道局	総務課	企画係	25-2409	25-2269	飲料水
避難所及び収容施設並びに住宅の提供	総務部	防災危機管理課	-	25-2115	23-2136	避難所
	土木都市建設部	建築課	住宅係	25-2178	25-8863	市営住宅
医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供	保健こども部	健康増進課	地域医療係	24-2161	25-4963	医療
	生活環境部	環境政策課	環境衛生係	25-2172	25-2369	防疫
遺体の火葬のための施設の提供	生活環境部	環境政策課	環境衛生係	25-2172	25-2369	
ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供	生活環境部	クリーンセンター	-	22-4742	24-4389	
災害応急措置に必要な車両等及び資機材の提供	総務部	行政管理課	-	25-2503	23-2231	車両
	土木都市建設部	河川港湾課	維持管理係	25-2431	25-5899	水防資機材

●救急・救助

■ 3－7－1　各機関における救急・救助活動

機関名	活　　動　　内　　容
防府市 （消防本部） （消防団） （防災危機管理課）	◆ 救助・救急活動は、消防機関が行い、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 ◆ 救助・救急の必要な現場へは、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 ◆ 救助・救急活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、消防防災ヘリコプター、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 ◆ 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 ◆ 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所又は必要に応じ災害現場付近に設置した救護所で、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 ◆ 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 （防災危機管理課） （消防保安課） （厚政課）	◆ 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 ◆ 「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 ◆ 市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 ◆ 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 ◆ 災害救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。 ◆ 自衛隊、国に対し必要な派遣要請を行う。
防府警察署	◆ 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 ◆ 県、市（消防本部・消防団）、自衛隊、日本赤十字社山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する、行方不明者の捜索に当たる。 ◆ 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
徳山海上保安部	◆ 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 ◆ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 ◆ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 ◆ 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 ◆ 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 ◆ 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障

	を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	◆ 県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の捜索に当たる。

■ 3－7－2　離島患者救急搬送の概要

<table>
<tr><td>自衛隊の災害派遣の手続き</td><td colspan="2">1　市長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる運航ができない場合、知事に対し電話等で災害派遣発生情報の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請を行う。
2　知事は、市長から前項の要請があった場合、やむを得ないと認めたときは、災害派遣発生情報の記載事項により、電話等で自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。</td></tr>
<tr><td>自衛隊航空機の出動要件</td><td colspan="2">1　消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合であること。
2　自衛隊の航空救難態勢に支障を来さない範囲であること。
3　荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。
4　原則として、日出から日没までの間であること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ヘリポートの整備及び管理</td><td colspan="2">市長は、ヘリポートの整備（照明装置も含む。）及び管理を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>1　ヘリポートの整備</td><td>(1) 定期的な清掃（着陸時におけるごみ等の巻き上げ防止）特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。
(2) グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径50m内に水を散水する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止）
(3) 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。）
(4) 吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため。）</td></tr>
<tr><td>2　ヘリポート周辺の整備</td><td>(1) 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ５ｍ以上の物）
(2) 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。
（進入コース：着陸地から直径 200m 以内）</td></tr>
<tr><td>3　進入時の障害物除去</td><td>救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）
 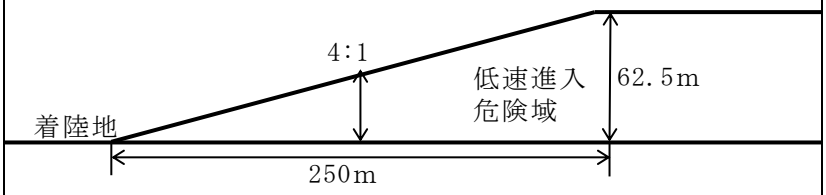
</td></tr>
<tr><td>航空機搭乗医師等の確保</td><td colspan="2">市長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師も含む。）を確保しなければならない。</td></tr>
<tr><td>搭乗者の国内旅行傷害保険</td><td colspan="2">市長は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。</td></tr>
<tr><td>航空機に搭載する医療機器等の整備</td><td colspan="2">知事は、航空機に搭載する医療機器等を整備し、必要に応じ寄託契約を締結するものとする。</td></tr>
<tr><td>搬送の手続き及び報告</td><td colspan="2">搬送の手続きは、資料編３－６－３「県消防防災ヘリコプターの応援要請図」の別表に定める順に従って行うものとし、市長は、事後速やかに防災危機管理課に災害派遣発生情報を提出するものとする。</td></tr>
</table>

■ 3－7－3　各機関における主な医療活動

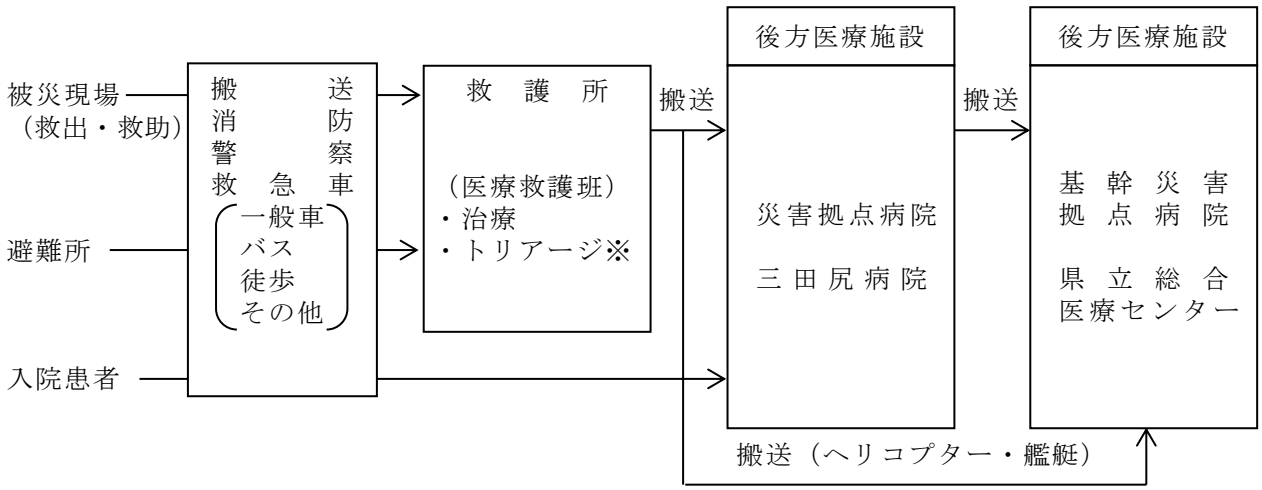

※　トリアージ

トリアージとは、傷病者の重症度、緊急度に応じて最優先治療群、非緊急治療群、軽処置群、死亡あるいは救命困難群の４区分に分類し、治療や搬送の優先順位を決めることであり、標準化されたトリアージタッグを用いて実施する。

機関名	活　　動　　内　　容
市	◆　医療救護所の指定及び整備をするとともに市民へ周知する。 ◆　防府医師会に要請し、市内医療機関による医療救護班を編成する。 ◆　県と連携してＤＭＡＴ及びＪＭＡＴやまぐちの要請を行う。 ◆　市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、山口健康福祉センター所長に応援要請を行う。 　この場合、次の事項を示した文書により要請をする（緊急時は電話・口頭により事後速やかに文書を送付する。）。 • 医療救護班の派遣場所及び派遣期間 • 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材（医師会と連携をとりながら行う。） • 応援必要班数 • 現地への進入経路、交通状況 • その他参考となる事項 ◆　緊急を要する場合は、隣接の市等に応援の要請を行い、事後山口健康福祉センターにその状況を報告する。 　この場合の要請内容は、上記に掲げる事項とする。
県	◆　必要に応じ災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。また、ＤＭＡＴを出動させる場合は、災害救助部内にＤＭＡＴ県調整本部を設置する。 ◆　山口健康福祉センター所長は、市からの要請を受けた場合、直ちに災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、管内の市又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。 ◆　医務班は、山口健康福祉センター所長から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。 • 地方独立行政法人山口県立病院機構 • 日本赤十字社山口県支部 • 独立行政法人国立病院機構 • 独立行政法人地域医療機能推進機構 • 山口大学医学部 • 災害拠点病院、ＤＭＡＴ指定病院 • 災害支援ナース派遣協定締結医療機関等 • 市　町立病院設置市町 • 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会 ◆　知事、市町長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）。 ◆ 災害救助部長は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の出動を要請する。 出動を要請する場合、災害救助部内にＤＰＡＴ県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、ＤＰＡＴの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。 ◆　災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。 ◆災害救助部長は、県内ＤＰＡＴでの対応が困難な場合は、ＤＰＡＴ統括者の判断を踏まえ、厚生労働省、ＤＰＡＴ事務局又は他都道府県へＤＰＡＴの応援派遣を要請する。 ◆　必要に応じ、災対法第７１条、救助法第７条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。 ◆　救助を行ううえで特に必要があると認める場合、救助法第９条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。 ◆　医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。
日本赤十字社山口支部	◆　県からの派遣要請、又は自らその必要を認めたときは、医療救護班（災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を含む。）を出動させる。 ◆　救助法が適用された場合は、県と締結している「災害救助又はその実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護を行う。
医師会等	◆　人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団発生傷病者救急医療対策に関す

	る協定」に基づく医療救護班やＪＭＡＴやまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、医療救護班（ＪＭＡＴやまぐちを含む。）を編成し、直ちに出動させるものとする。

■ 3－7－4　後方医療に関する主な医療活動

市	◆　後方医療機関への傷病者の搬送について、必要に応じ、県に輸送手段の優先的確保を要請する。
県（医務班）	◆　２次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。 ◆　基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。 ◆　現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整及び情報提供を実施する。
災害拠点病院及び基幹災害拠点病院	◆　災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。
医療機関	◆　負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。
山口大学医学部付属病院	◆　基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命措置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

●医療・保健

■ ３－８－１　人工透析患者・難病患者への対応

１　人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

◆　発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。
◆　救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市及び消防本部に提供する。
◆　これらの情報をもとに、県（医務班）及び市（福祉部救護班）は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等へ的確な情報を提供し、診療の確保を図る。
◆　処置に必要な水及び医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
◆　県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

【災害時の人工透析患者への対応図】

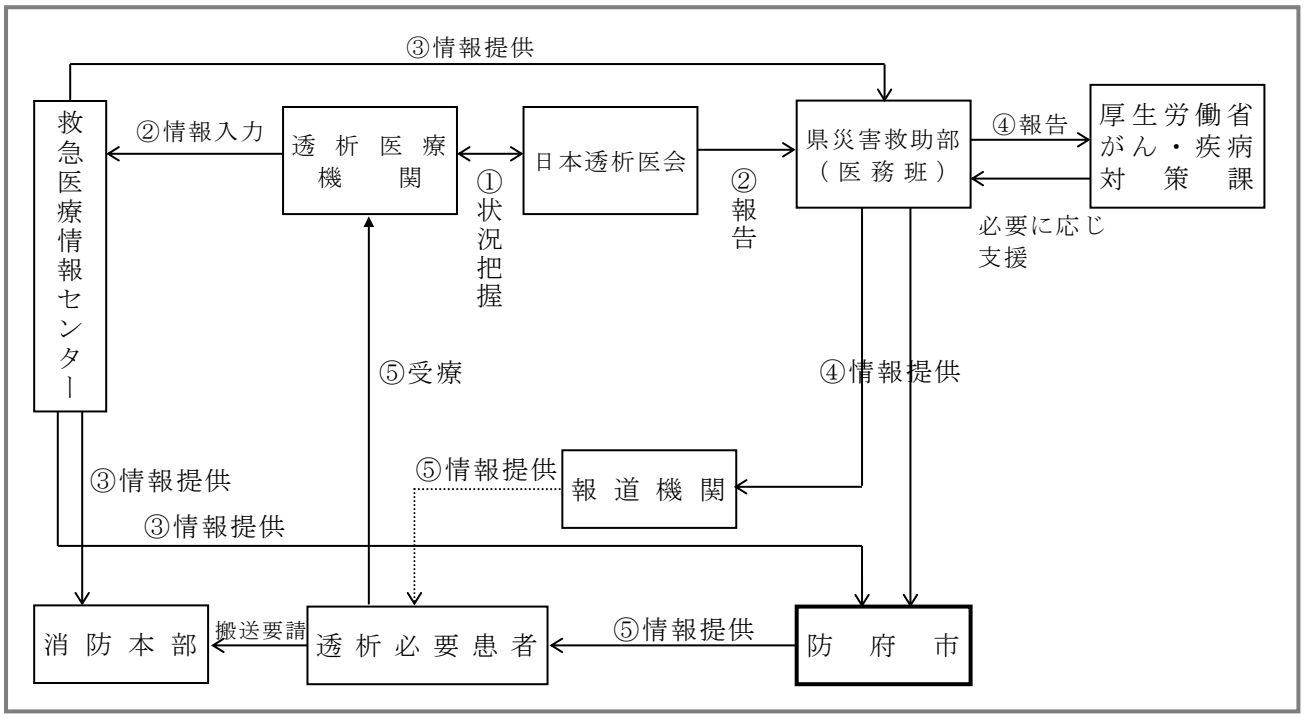

２　難病

県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

◆　医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。
◆　難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例ＡＬＳ等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

【災害時の難病患者への対応図】

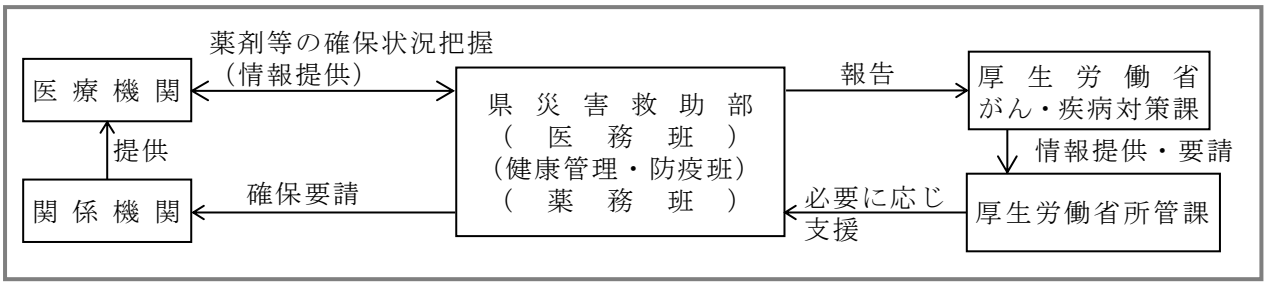

■ 3－8－2　災害救助法適用の場合の医療・助産体制の運用図

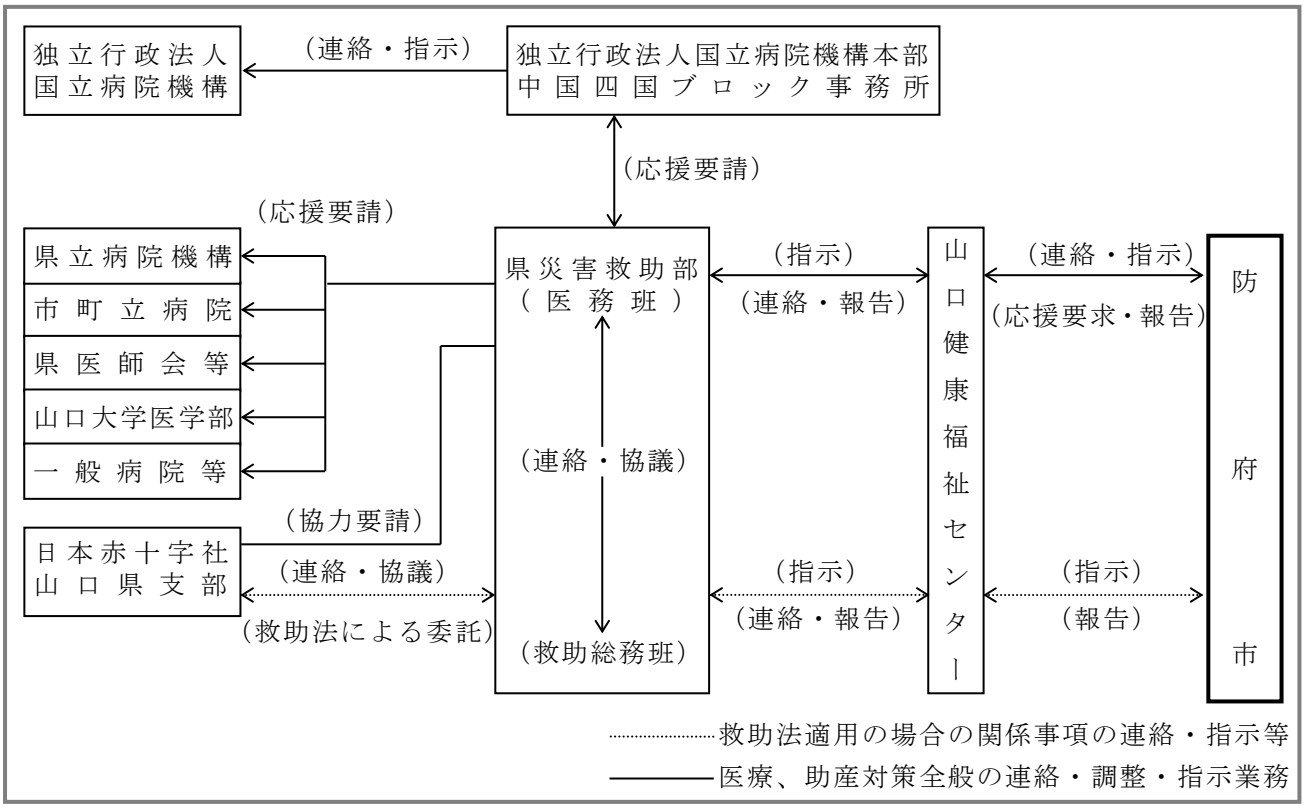

■ 3－8－3　医薬品・医療資器材の補給体制図

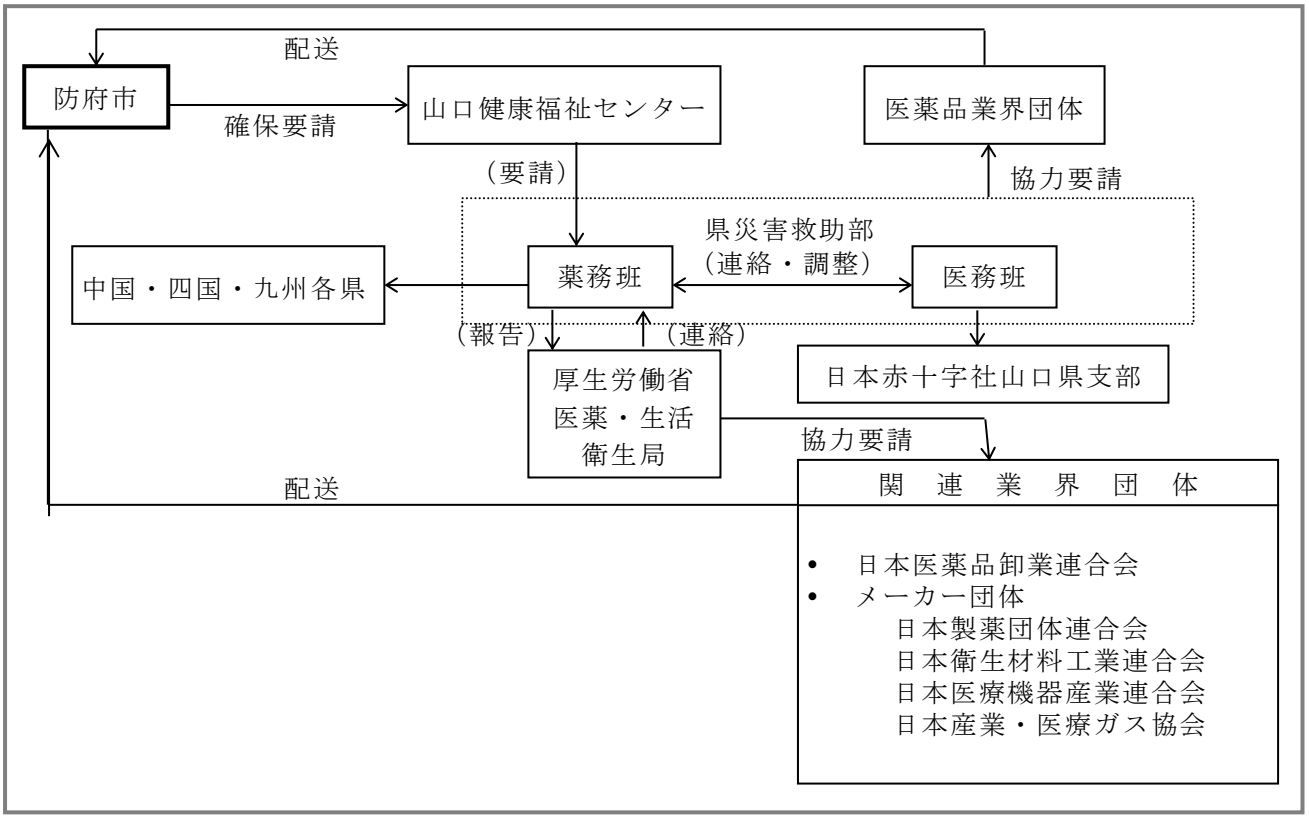

■ 3－8－4　集団発生傷病者救急医療活動の概要

1　集団発生傷病者救急医療活動の概要

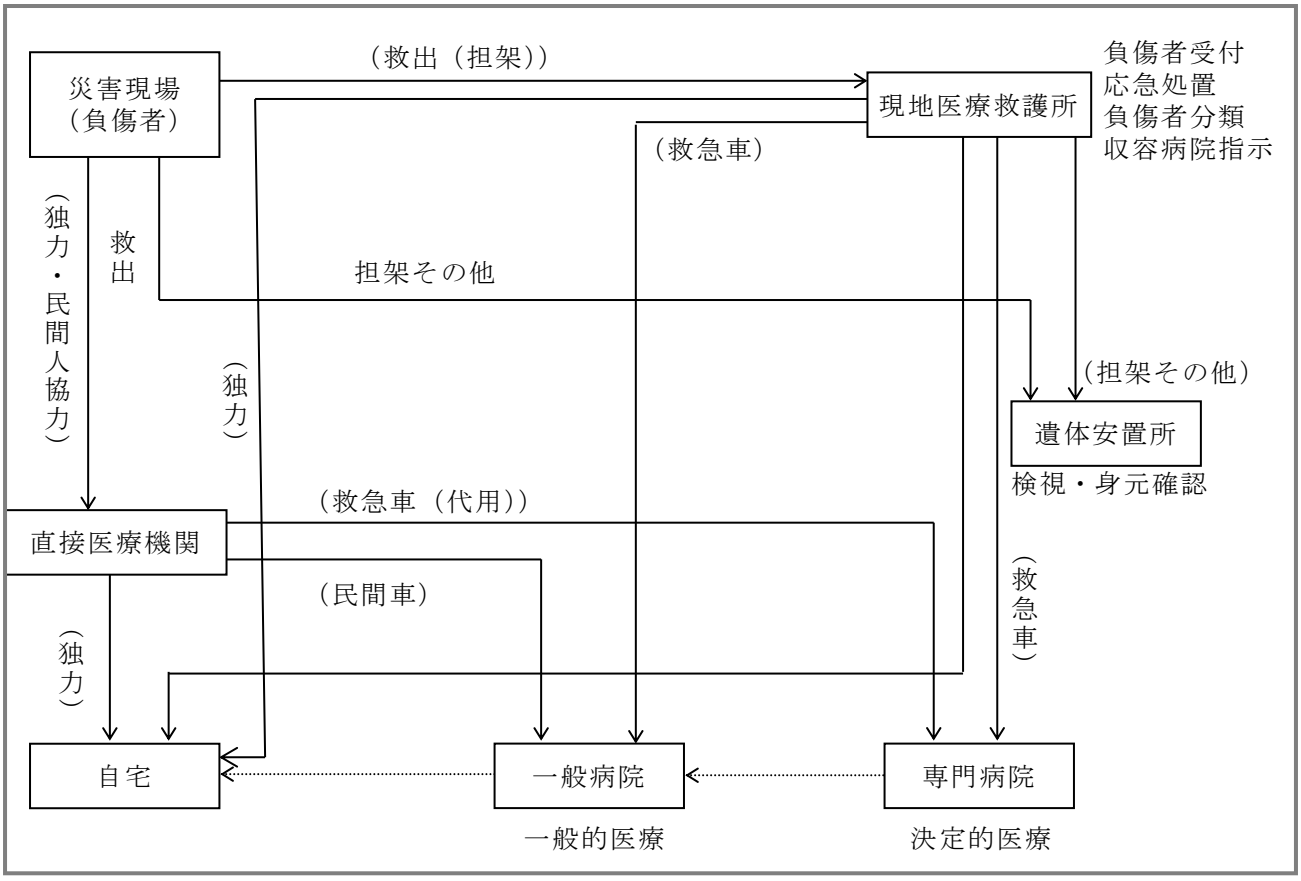

２　集団発生傷病者救急医療活動における各機関の措置

災害発生責任者の措置 **災対法第７条**	災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
消防、警察機関及び海上保安部又は空港事務所の措置	消防、警察機関及び海上保安部又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めたときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。
市の措置 **災対法第 62 条等**	市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに防府医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて医療救護班に出動を命じ、防府医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。 なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。 (1) 災害発生時における通信連絡方法 (2) 現場活動部隊、医療救護班の編成 (3) 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認 (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法 (5) その他必要な事項
県の措置 **災対法第 70 条等**	知事は、災害の状況等から市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて地方独立行政法人山口県立病院機構、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか、連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。
日本赤十字社 山口県支部の措置 **日本赤十字社法第 27 条第２項、第 28 条及び第 33 条**	日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。
医師会等の措置	県及び防府医師会等は、知事又は市長からの出動の要請があったとき又は自らその必要を認めたときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。
自衛隊の措置 **自衛隊法第 83 条**	自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は空港事務所長（国機関）から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、救出・救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。
その他の協力 **災対法第 65 条、 災害救助法第７条、第８条及び第９条、 消防法第 29 条第５項、 警察官職務執行法第４条第１項、 海上保安庁法第 16 条**	その他の関係機関、団体、企業及び市民は、知事、市長、消防職員、警察官及び海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

3　集団発生傷病者救急医療活動の災害現場における救急医療活動

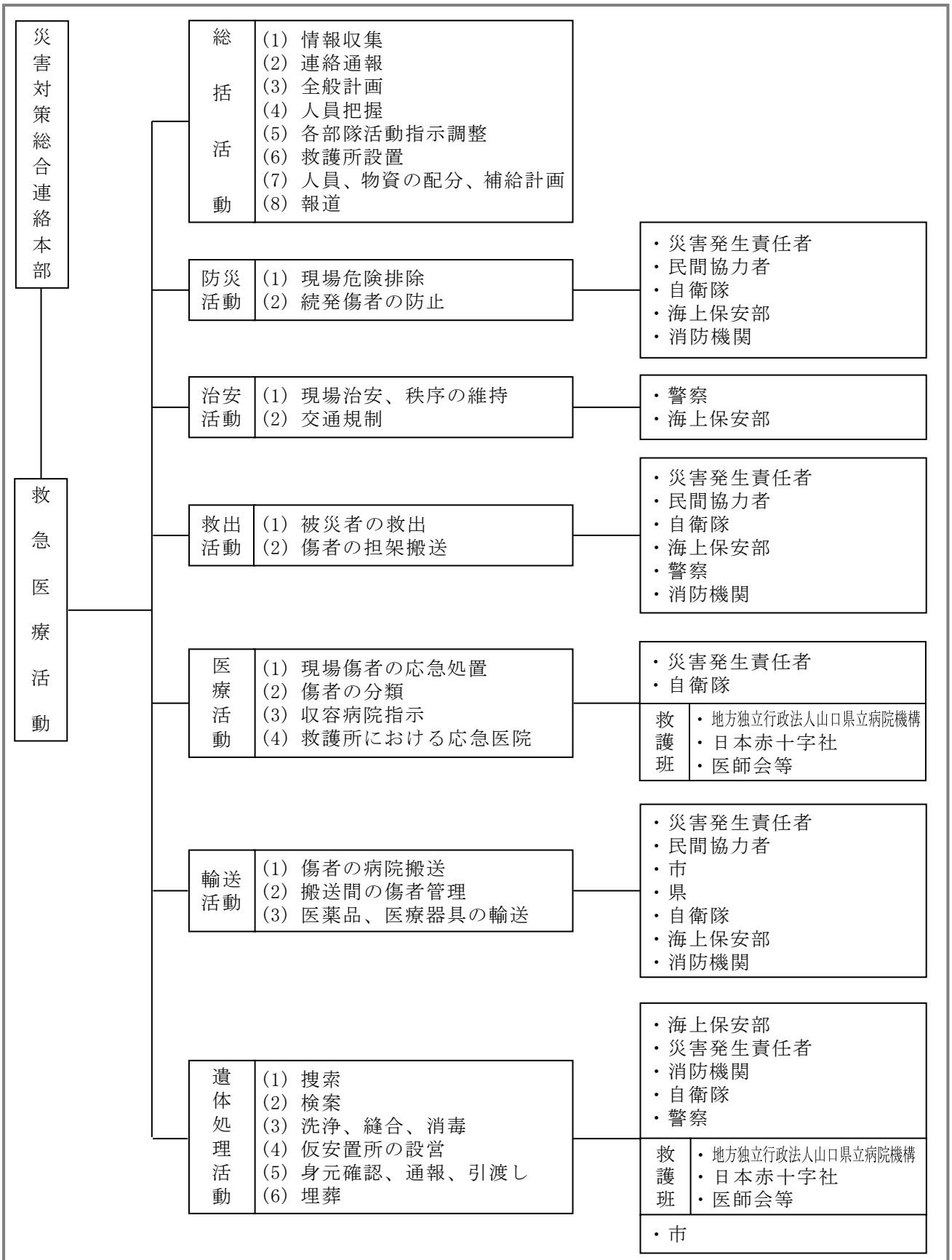

救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

費用の負担区分

実費弁償等の負担区分	災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担する。なお、特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上、定める。 ◆ 市が対策を実施する責務を有する災害で、以下の２項目以外の場合は市 ◆ 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担） ◆ 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
実費弁償	知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第５条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。 医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償する。
損害賠償	知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償する。 知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償する。

４　救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに以下に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出する。

- ◆ 出動場所
- ◆ 出動者の種別及び人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- ◆ 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- ◆ 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗破損等の数量及び金額
- ◆ 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- ◆ 救急医療活動の概要
- ◆ その他必要な事項

■ 3－8－5　県による健康管理活動の概要

健康管理班の編成	1班当たりの構成基準は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。
健康管理班の業務内容	1　避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導 2　要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導 3　メンタルヘルスケアの実施 4　避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言 5　避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策 6　関係機関との連絡調整
災害救助部長の活動内容	1　市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。 2　必要と認めるときは、県看護協会に対し、災害支援ナース等の派遣調整を要請する。 3　県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。 4　県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
山口健康福祉センター等の活動内容	1　市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について調整指示を行う。 2　被災者等及び救護活動 に従事している者のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、山口健康福祉センターの活動を支援する。
健康管理・防疫班の活動内容	1　山口健康福祉センター所長から健康管理についての 応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。 (1) 区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣 (2) 区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整 2　市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。

■ 3－8－6　県の防疫措置

【対策体系】

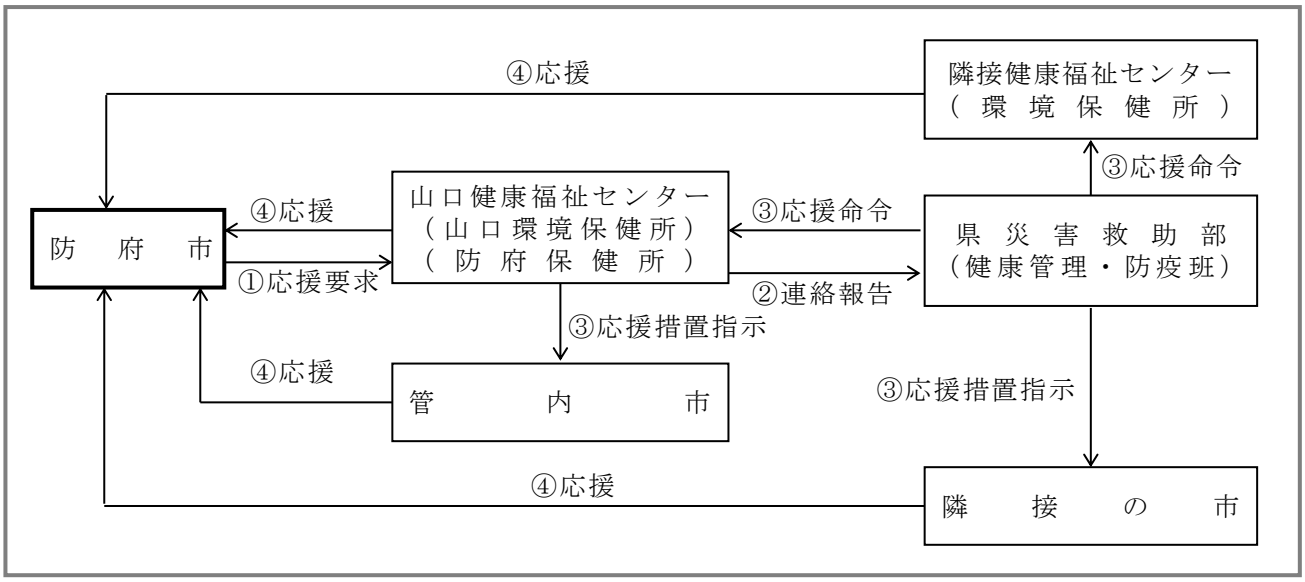

1　防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び山口健康福祉センターに防疫活動を統括する医師１名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防　疫　班	衛生技術者１名・事務職員１名・作業員１名
検病調査班	保健師又は看護師２名

2　措置事項

市に対する指導	山口健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条、第28条及び第29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。
応援の措置	(1) 災害救助部長は、市から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。 (2) 山口健康福祉センター所長は、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について、調整指示を行う。 (3) 健康管理・防疫班は、山口健康福祉センター所長から防疫措置についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。 • 区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣 • 区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整 (4) 山口健康福祉センター所長の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>防疫班</td><td>1　浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。
2　避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。
3　井戸の消毒を実施する。
4　感染症患者の住居の消毒を実施する。
5　ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。
6　生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。
7　被災地域の清掃を実施する。
8　感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）</td></tr>
<tr><td>検　病
調査班</td><td>1　災害状況により、被災地の検病検査を実施する。
• 滞水地域……週１回以上
• 避難所等……状況に応じた適切な回数
2　検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。
3　一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。
4　健康診断を実施する。
5　就業制限を実施する。
6　災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>市に対する指示及び命令</td><td>(1) 法に基づく指示
• 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（法第 27 条第２項）
• ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第２項）
• 物件に係る措置に関する指示（法第 29 条第２項）
• 生活用水の供給の指示（法第 31 条第２項）
(2) 予防接種法に基づく実施又は指示
• 臨時予防接種に関する実施又は指示（法第６条）</td></tr>
<tr><td>代執行</td><td>市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。</td></tr>
<tr><td>健康診断の実施</td><td>検病調査の結果、法第 17 条の規定により必要に応じて医師会と連携し健康診断を実施する。</td></tr>
</table>

３　記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、次の書類を整備保管するものとする。

- ◆ 被害対応状況等報告書（日報）
- ◆ 山口健康福祉センター防疫活動報告書（日報）、防府市防疫活動報告書（日報）
- ◆ 防疫活動状況報告書及び関係書類
- ◆ 各種防疫措置の指示及び命令に関する書類
- ◆ 防疫作業日誌

●輸送

■ 3－9－1　臨時ヘリポートの設置概要

1　ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

【ヘリポートの標識】

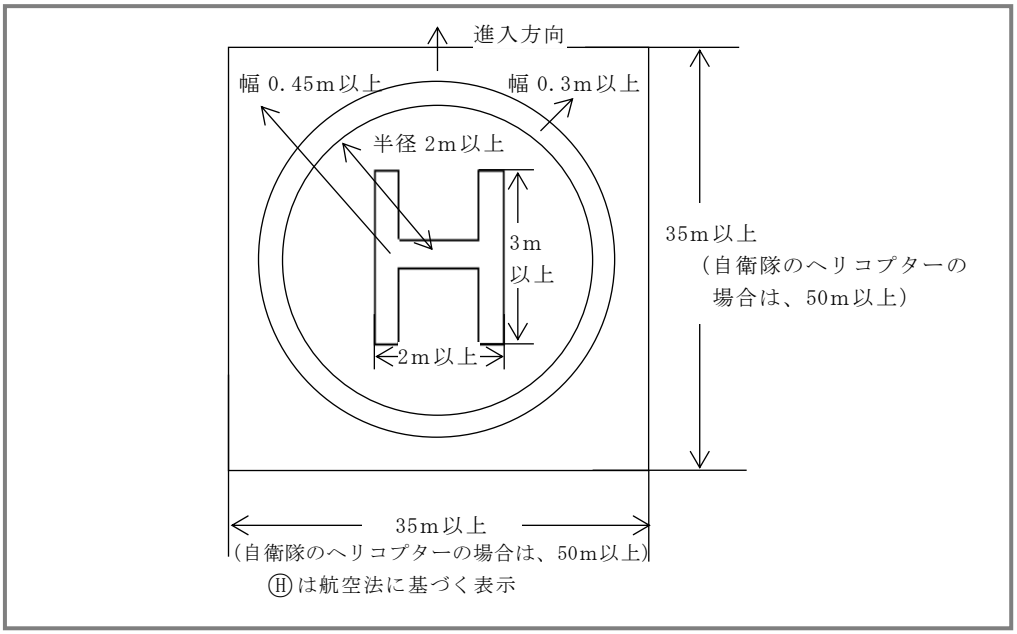

2　標示方法

表示場所の区分	具　体　的　事　項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）　ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）　原則として雪の積もっているところへの着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）。
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 （注）　ポール等（３m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

■ 3－9－2　交通規制の実施区分

実　施　者	規制種別	規　　制　　理　　由　　等	規制対象	根 拠 法 令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法 第76条第１項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩 行 者 車 両 等	道路交通法 第４条第１項
警 察 署 長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が１か月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法 第５条第１項
警　察　官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同上	道路交通法 第６条第４項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第１項

■ 3－9－3　災対法における現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官及び消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域若しくは区間において、次の措置を行うことができる。

区　分	項　目	内　容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法 第76条の３ 第１項
	命令措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法 第76条の３ 第２項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法 第76条の３ 第２項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法 第76条の３ 第３項、第４項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	１　命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により、行うものとする。 ２　措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により行うものとする。 (1) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (2) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法 第76条の３ 第６項

■ 3－9－4　災害時における車両運転者の義務

項　目	内　容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法 第76条の２ 第１項、第２項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法 第76条の２ 第１項、第２項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法 第76条の２ 第４項

■ 3－9－5　災害救助法に基づく輸送の対象範囲

救助法による実施の範囲	被災者の避難	◆　市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送
	医療及び助産	◆　重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送 ◆　救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送 ◆　救護班の人員輸送
	被災者の救出	◆　救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
	飲料水供給	◆　飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
	救済用物資輸送	◆　被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
	遺体の捜索	◆　遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送 ◆　遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送
	輸送の特例	◆　応急救助のため、輸送として上記以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行う。
実施期間	◆　災害救助法による各救助の実施期間中とする。 ◆　各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。	
費用の範囲	◆　輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。 ◆　輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。 ◆　輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。 ◆　官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）。	

■ 3－9－6　市保有車両一覧

令和７年７月１日現在

車両の種類 / 所属課	乗用車 ライトバン	マイクロバス	トラック				4WD			軽四	特種車				特殊車	合計	広報可能車両
			大型	準中型	普通	軽	準中型	普通	軽		中型	準中型	普通	軽			
行政管理課	20	2		2		1			6	42		1				74	10
地域振興課										2						2	
環境政策課										1						1	
クリーンセンター				6	1	7			1	5	1	23			3	47	
福祉総務課										4						4	
子育て推進課										3						3	
健康増進課	1									8						9	1
高齢福祉課										13						13	
農林水産振興課	1								2	2						5	1
農林漁港整備課									4							4	
競輪局									1	1						2	
建築課	1								1	1						3	
道路課	2			1					4	1		2	1	1		12	1
河川港湾課	1									3						4	
都市計画課							1									1	
都市計画課（花木センター）				1	1	1						1				4	
教育委員会教育総務課		1							1							2	
学校教育課						1										1	
文化振興課															1	1	
上下水道局	4				2					16		2	2			26	18
合計	30	3	0	10	4	10	1	0	20	102	1	29	3	1	4	218	31

■ 3－9－7　防長交通株式会社所有バスの配置状況

令和６年７月１日現在

営業所名	所在地	車両台数		
		乗合	貸切	計
防府営業所 22-3765	防府市国衙一丁目１－１５	２５	６	３１

■ 3－9－8　日本通運株式会社所有貨物自動車の配置状況

令和７年７月１日現在

支店名	所在地	車両台数			
		普通	小型	けん引	被けん引
防府支店 21-0202	防府市駅南町９－３９	３３	５	１	１

■ 3－9－9　緊急通行車両確認申請の対象となる車両により輸送する対象

第１段階	◆　救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資 ◆　消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ◆　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等 ◆　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ◆　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 ◆　災害応急対策用車両
第２段階	◆　第１段階の続行 ◆　食料、水等生命の維持に必要な物資 ◆　傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 ◆　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ◆　応急復旧対策用車両
第３段階	◆　第２段階の続行 ◆　災害復旧に必要な人員及び物資 ◆　生活必需品

■ 3－9－10　緊急通行車両確認標章

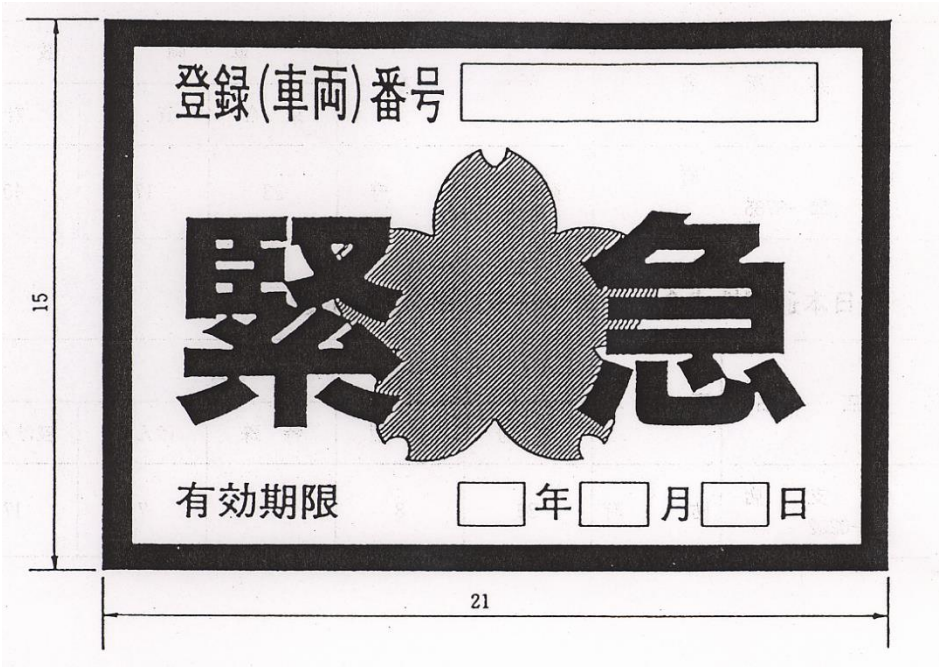

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

■ 3－9－11　緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号　　年　月　日
緊急通行車両確認証明書
知　事　㊞
公安委員会　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

●避難指示等

■ 3-10-1　避難の指示権者及び時期

指示権者		関係法令	対象となる災害の内容 （要件・時期）	指示又は指示の対象	指示又は指示の内容	取るべき措置
市長 （委任を受けた職員又は消防職員）		災対法 第60条 第１項	全災害 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示	県知事に報告（窓口防災危機管理課）
		災対法 第60条 第３項	・災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		緊急安全確保措置の指示	
知事 （委任を受けた職員）		災対法 第60条 第６項	全災害 ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法 第61条 警察官職務執行法 第４条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき、又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること必要な限度で避難の指示（特に急を要する場合）	災対法第61条による場合は、市長に通知（市長は知事に報告）
海上保安官		災対法 第61条 海上保安庁法 第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行、停止、指定場所への移動乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他必要な措置	同上
自衛官		自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第４条の規定の準用
知事 （その命を受けた県職員）		地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 （その命を受けた県職員） 水防管理者		水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞在者、その他の者	同上	同上（水防管理者による場合のみ）

■ 3-10-2　避難指示等に必要な事項と伝達手段

【避難指示等に必要な事項】

避難指示等の発令者	◆　市長又は委任を受けた職員
避難を要する理由	◆　災害の状況、市民に迫っている危険の内容
対象地区等の範囲	◆　避難の種別ごとに、市内の町丁目単位等 ◆　対象となる世帯数、人数
避難開始の時期	◆　避難指示等が伝達されたとき ◆　報道機関を通じて、避難指示を知ったとき ◆　災害の拡大などにより、身の危険を感じたとき
避難先	◆　最寄りの避難場所等（地区ごとの指定緊急避難場所等） ◆　屋内の上階層への安全確保
避難の経路	◆　避難先までの危険箇所の周知、比較的安全なルート
避難の方法	◆　原則は徒歩。（要配慮者等については車での避難も想定）
誘導者	◆　自主防災組織リーダー又は自治会等の役員など ◆　隣近所や地区単位など、まとまった避難とする
避難時の服装、携帯品	◆　帽子、ヘルメット、雨合羽、防寒用具、懐中電灯の携行など ◆　非常持出し品は食料・飲料水・医薬品、着替え、貴重品等、最低限に
避難準備事項	◆　電気ブレーカーを切り、戸締りをする ◆　水害の場合は、家財道具を高い場所へ移動させる ◆　要配慮者の避難に係る時間を考慮し、早めの避難を検討する

【避難指示等の伝達手段の例】

信号による伝達	◆　サイレン等の利用
無線、電話、メール及び放送等による伝達	◆　同報系防災行政無線、電話、ＦＡＸ、市メールサービス、エリアメール・緊急速報メール、防災ラジオ等 ◆　テレビ（ケーブルテレビ含む）及びラジオ（協力依頼体制の確立も含む） ◆　インターネットサービス（一斉配信システムや SNS サービスなど）
広報車、伝達員による直接伝達	◆　災害時における通信途絶を想定し、地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体系を整備しておく。

■ 3-10-3　避難指示等の伝達系統図

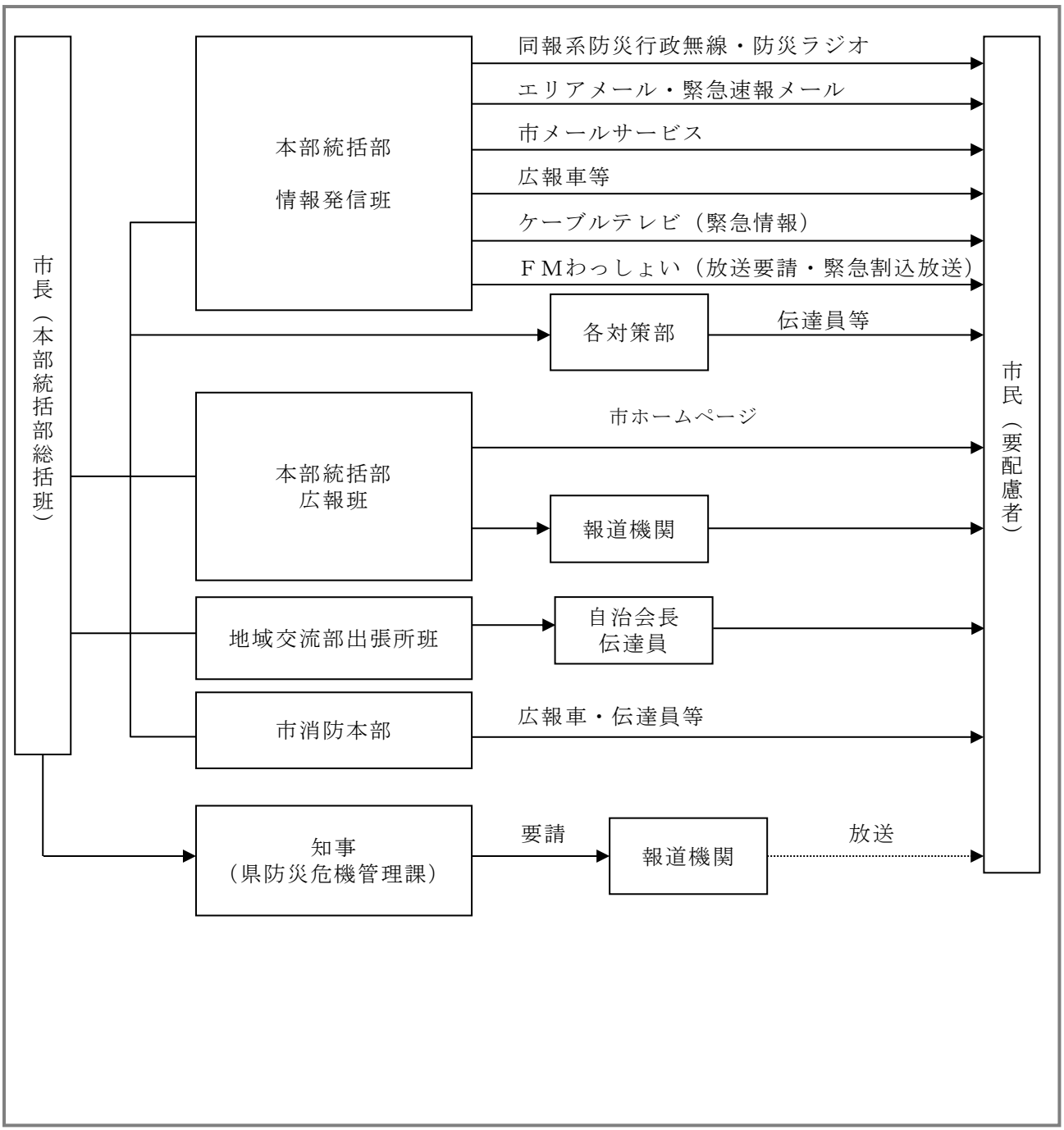

上記の伝達系統によるほか、防府警察署にも協力を要請する。

同報系防災行政無線を使用した避難情報のサイレン吹鳴等は下記の内容で放送する。

吹鳴場所	サイレン信号等
屋外スピーカー （市内６０か所）	①　10秒　休止1秒　10秒　休止1秒　10秒　休止1秒　10秒　休止1秒　10秒 ②　①のサイレン吹鳴後、避難情報内容の放送

被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

■ 3-10-4　避難の措置に関する通知・報告の処理体系

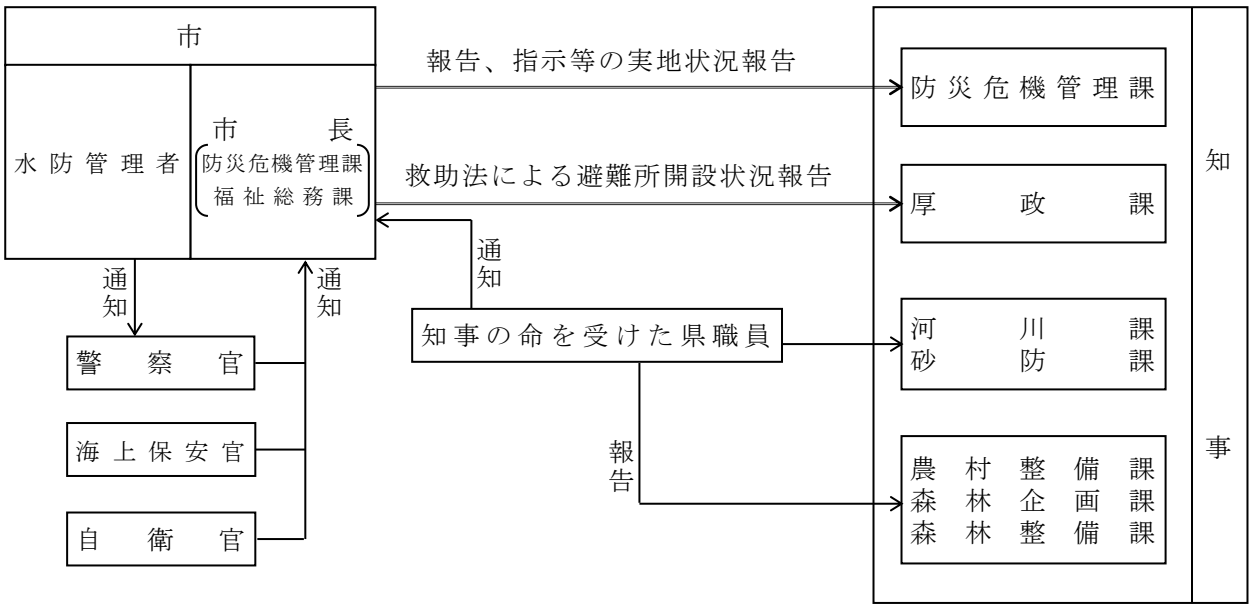

（注）　警察官、海上保安官及び自衛官は、自ら避難の措置をとったときは、上掲の通知を行うほか、それぞれの所属機関に所要の報告を行うものとする。

●警戒区域の設定

■ 3-11-1　警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内　　容	根拠法令
本部長（市長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。 なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。	災対法 第 63 条 第 73 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。	水防法 第 21 条
消防吏員 又は消防団員	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。	消防法 第 28 条
警察官 又は海上保安官	市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法 第 63 条 水防法 第 21 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災対法 第 63 条
消防長 又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第 23 条の 2

■ 3-11-2　警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
市　　長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災対法第63条
警　察　官 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長又はその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、若しくはこれらの者から要求があったとき。	〃
自　衛　官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上の場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り。	〃 （自衛隊法第94条）
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、人の生命又は身体に対する危険の防止と円滑な消防活動の遂行や、火災原因等の調査を行うために設定する。	消防法第28条
水防団長 水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

※　警戒区域の設定が、避難の指示（災対法第60条）と異なる点は、第１に、避難の指示が対人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとられて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第２に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第３に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科せられる（同法第116条第２項）ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第１項に基づいて市の職員に委任することができる。

■ 3-11-3　警戒区域の表示及び事故防止例

警戒区域の表示要領

警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗等を活用して地域を明示する。

表示板による表示の場合は、立入禁止の旨と、実施責任者（市長又はその権限を委任された者等）を明記する。また、必要に応じて区域設定理由、内容範囲、機関等を付加する。

警戒区域の表示における適切な表示及び住民等への周知（広報）について、だれがどのような形で実施するのか定めておく。

また、発生し、又は発生のおそれが危惧される災害の種別、地域、規模、被害等の要因を総合的に判断して、設定の時期、範囲、任務分担等についてあらかじめ定めておく。

看板表示例

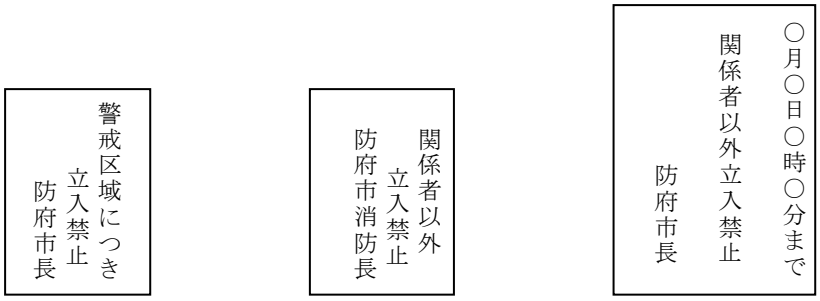

警戒区域の事故防止

- ◆ 関係者以外の立入の警戒と事故防止のため所要の警戒員の配置
- ◆ 必要資機材の携行（メガホン、笛、ロープ、照明、赤色灯等）
- ◆ 付近住民に対する広報活動

●避難場所等

■ ３-12-１　避難場所等開設時の対応

管理責任者、連絡員の決定	◆　管理責任者を任命し、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。 ◆　避難者の自活能力を高める観点等から、避難者の中から協力者を選任する。 ◆　屋外の指定緊急避難場所には、管理者を常設せず、必要に応じて指名する。
避難者名簿の作成	◆　管理責任者は、負傷者、要配慮者等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成し、安否情報、物資の配分等に活用する。 ◆　市は、避難者情報の早期把握に努める。
避難場所等の開設の周知	◆　付近住民に対して避難場所等の開設を周知する。 ◆　関係機関（山口健康福祉センター、防府警察署、防府市消防本部等）へ連絡する。 ◆　施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。
相談窓口の設置	◆　必要に応じ、情報提供に必要な窓口を避難場所等内に設ける。 ◆　被災者相談窓口は、総務班が中心となって管理し、関係部署・機関から必要な職員の派遣を求めて、尋ね人、生活相談の処理、避難後の家族の合流、避難場所等から他の場所への移動（親戚、知人宅への移動）の把握、流言（デマ）による動揺を防ぐための正しい情報の伝達等、各種の民生安定の対策を実施する。

■ 3-12-2　避難場所等の運営時の留意事項

運営体制		◆ 地域団体等の参画や施設管理者との連携等により避難所運営組織を設置し、自主的な運営体制になるよう支援する。 ◆ 運営組織のリーダー等には男女双方を配置するなど男女共同参画を推進する。 ◆ 避難所運営組織に、避難所運営マニュアルに規定された必要な班を設ける。
運営上の留意事項	衛生環境の維持	◆ 常に良好な衛生状態を保つよう努め、健康状態を把握する。 ◆ 必要に応じ救護所等を設ける。 ◆ 照明、換気等の生活環境を整備する。 ◆ 仮設トイレは、生活環境部環境班が調達する。 ◆ 避難場所等で発生した可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみについては、生活環境部環境班が回収を行う。
	情報等の提供	◆ 避難所運営組織内に、情報提供等の役割を位置づけ、整備する。 ◆ 長期避難生活となることも想定し、必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供、情報提供等生活関連の整備に配慮する。
	要配慮者対応	◆ 居住空間をトイレや救護スペースに近い場所にするなど、レイアウトに配慮する。 ◆ 冷暖房や換気等の空調管理ができる場所を優先的に使用できるようにする。 ◆ 健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。 ◆ 福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に行う。 ◆ 要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らない者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。
	男女のニーズへの配慮	◆ 男女双方の視点に立った運営を心がける。 ◆ 特に授乳スペースや男女別の更衣室、トイレ、休養スペース等、男女のニーズの違い等に配慮する。 ◆ ダンボールや間仕切用パーティション等によりプライバシーの確保に努める。
	防犯対策	◆ 避難場所等及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。
物資拠点としての対応		◆ 水、食料、毛布、医薬品、育児用品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等、必要な設備・備品を確保する。 ◆ 食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。特にミルクを必要とする乳幼児の数、食事に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。 ◆ その他、在宅避難者（下欄参照）への物資配付も想定し、周辺地域への物資流通の中継拠点としての対応にも努める。 ◆ （物資の需要供給の把握、調達及び仕分け・輸送については、共通編第３編第 10 章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」を準用する。）
地域の防災拠点としての対応		◆ やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者（在宅避難者等）に対し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。 ◆ 一人暮らしの高齢者、要介護者や障害者(児)のいる家庭など、継続した見守りが必要な在宅避難者に対しては、関係機関等と連携・協力し、状況把握に努める。

■ 3-12-3　他地区への移送に関する措置

市の措置	◆　市長は、市の区域の避難場所等に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。 ◆　広域一時滞在を要請したときは、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。 ◆　県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受け入れ体制を整備する。 ◆　移送された被災者の避難所の運営は本市が行い、受入れ自治体は避難場所等の運営に協力する。 ◆　避難場所等での生活が極めて困難な要配慮者については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容・移送など、必要な配慮を行う。
県（国）の措置	◆　市から被災者の移送の要請があった場合は、県（総務部本部室班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、又都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等に照会するなどして、被災者の移送先を決定する。 ◆　市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行う。 ◆　市及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代行する。 ◆　知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、被災者の受入れ体制を整備させる。 ◆　被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請する。

■ 3-12-4　他の被災自治体からの被災者受入れ措置

被災地からの情報収集及び連絡体制の整備	◆　広域避難者の受入れが想定される場合、被災地や県との連携を図り、避難者数や避難者住所等の情報収集に努める。その際、必要に応じて職員を派遣するなどの連携強化を図る。 ◆　県から被災住民の受入れを指示された場合は、直ちに、避難場所等を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受入体制を整備する。
収容可能な避難施設の把握開設	◆　必要に応じて、市営住宅の空室状況等を確認し、広域避難者の入居を検討する。 ◆　県から被災住民受入れを指示された場合は、直ちに、避難場所等を開設し、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受入体制を整備する。 ◆　避難場所等での生活が極めて困難な要配慮者については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容・移送など、必要な配慮を行う。 ◆　移送された被災住民の避難場所等の運営は、移送要請をした市町が行い、被災住民を受入れた場合は、避難場所等の運営に協力する。
応急仮設住宅等の提供	◆　広域避難者の健全な住生活環境の確保のため、必要に応じて、市営住宅を応急仮設住宅等として提供するものとする。 ◆　提供に当たっては、要配慮者の優先的入居などに配慮する。
被災児童生徒等の受入れ	◆　広域避難の児童生徒等の市内保育所・小中学校への通所・通学等が必要となる場合、児童生徒等及びその保護者の意向を確認し、被災地と調整し、転入所・学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。
県との協力	◆　県と、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。
避難者への被災地等からの情報提供	◆　被災地等から提供を受けた広域避難者の生活関連支援情報等について、広域避難者へ随時提供する。
避難所の閉鎖	◆　県及び被災地等からの要請に基づき、避難所の閉鎖を行う。

■ 3-12-5　避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項

要配慮者用スペースの確保	◆　要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難場所等の管理責任者は開設の際に、まず要配慮者用スペースを確保する。
避難場所等における安否確認等	◆　避難場所等を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努める。 ◆　避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。 ◆　外部からの問合せに対する情報の開示に配慮する。
要配慮者対応の相談窓口	◆　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。
生活環境への配慮	◆　要配慮者が行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。 ◆　女性や子育て家庭のニーズを踏まえた避難場所等の運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮する。
情報の伝達	◆　自らでは情報把握の困難な高齢者、障害者等（特にひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者）に的確な情報が伝わるよう、伝達手段の確保に配慮する。
物資、食料の供給	◆　生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮する。 ◆　ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。 ◆　食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

●要配慮者関係

■ 3-13-1　要配慮者への福祉サービス（概要）

要配慮者の把握等	◆　発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行う。 ◆　定期的な巡回活動によりニーズ把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。 ◆　社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う要配慮者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。
福祉サービスの提供	◆　介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。 ◆　県と連携し、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入での一時預かりを行う（児童養護施設や里親等への一時保護委託等は県が行う。）。 ◆　関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス､デイサービスなど､ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。
情報の提供	◆　災害に関する情報や、医療、生活関連情報等が、高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、市メールサービス、同報系防災行政無線、防災ラジオ、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。 ◆　視聴覚障害者について、手話・点字通訳者、要約筆記者等の確保に配意する。
生活資金等の貸付	◆　県及び社会福祉協議会による生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を行う。

■ 3-13-2　社会福祉施設における主な災害対応

入所者等の安全確保	◆　社会福祉施設の管理者は､あらかじめマニュアルに定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。 ◆　発災後は直ちに火元の点検、初期消火活動を実施し、二次災害の原因となるガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等及び給水、供電、給食等の施設設備の安全を確認する。 ◆　市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう一般送配電事業者へ要請 するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。
要配慮者の受入れ	◆　被災地の社会福祉施設は、市から要配慮者の受入れの要請を受けた場合には、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。 ◆　被災地の社会福祉施設は、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市町に対し、支援を要請する。 ◆　市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。 ◆　被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

●食料・飲料水・生活必需品等

■ 3-14-1　食料・飲料水・生活必需品等の担当部署

1　需要供給の把握

救助項目				支援物資
対象	食料	生活必需品等	飲料水	
①	本部統括部 総務班	本部統括部 総務班	上下水道対策部	福祉部救助班
②	福祉部救助班	福祉部救助班		
③	文化スポーツ観光交流部 観光班	文化スポーツ観光交流部 観光班		
④	消防対策部消防総務班			
対象内容	①避難場所等 ②在宅避難者・一時縁故先等避難者 ③旅行者 ④救助活動に従事する者		①給水機能停止地区	

2　調達

救助項目				支援物資
対象	食料	生活必需品等	飲料水	
①	本部統括部 総務班	福祉部救助班	上下水道対策部	福祉部救助班
②				
③				
④				
特記事項	効率的な調達が行えるよう、各班相互に連携・協力し調達を行う。			
	※応急用米穀等、県への要請が必要な場合は、産業振興部農林水産班により申請を行う。			
対象内容	上記１と同様			

３　仕分け・輸送

<table>
<tr><th rowspan="2">支援物資</th><th colspan="3">救　　助　　項　　目</th></tr>
<tr><th>食　　料</th><th>生活必需品等</th><th>飲　料　水</th></tr>
<tr><td>保健こども部救助班</td><td colspan="2">保健こども部物資輸送班
※救助活動に従事する者への
輸送は消防対策部が行う。</td><td rowspan="2">上下水道対策部</td></tr>
<tr><td colspan="3">効率的な輸送が行えるよう、各班相互に連携・協力するとともに、またボランティア等の活用を考慮した輸送を行う。</td></tr>
</table>

■ 3-14-2　食料の調達・輸送・配布時の留意事項

食料の調達	◆　協定業者等から調達する。 ◆　流通状況に応じ、その他の業者（市内優先）からも調達する。 ◆　文教対策部と調整の上、学校給食業務に支障のない範囲で市給食センター等を利用する。 ◆　市において食料の調達が困難な場合は、産業振興部農林水産班へ応急用米穀等の調達を依頼し、炊き出し等に備える。この場合、産業振興部農林水産班は、応急用米穀等の供給需要をとりまとめ知事に要請する。
食料の輸送方法	◆　調達した食料は、指定の集積地に集め、ボランティア等による仕分けの後、保健こども部物資輸送班を中心とする職員が、各避難場所等へ輸送する。輸送車両の手配は、総務部総務班が行う。 ◆　発災からできるだけ早期に、輸送業者への委託等により直接避難場所等へ必要数を配送できるように努める。
集積地	◆　集積地は、原則として、「防府市公設青果物地方卸売市場」とするが、状況に応じ市役所又は交通・連絡に便利な避難場所等として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する。 （共通編第３編第７章「緊急輸送」　参照）
食料の配布	◆　調達した食料は、避難場所等収容者、自主防災組織（自治会等）の協力を得て、避難者等へ配布する。 ◆　要配慮者への給与には、情報の伝達、受け渡し等に特に配慮する。 ◆　在宅避難者等避難場所等以外への避難者にも配慮する。

■ 3-14-3　県による食料の供給

米穀の供給（「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置）	救助法が適用された場合の災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。 1　救助法が適用され､通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市（産業振興部農林水産班）は、県（総務部本部室班）に災害救助用米穀の供給を要請する。 2　知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。 3　農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 4　知事又は知事の指定する者は､指示された受託事業体において災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。 5　市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。
副食等の供給	県は、次の食料について市（総務班等）から要請を受けたとき、又は県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。 ・パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等
食料の輸送	県が調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。 知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。

■ 3-14-4　災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図

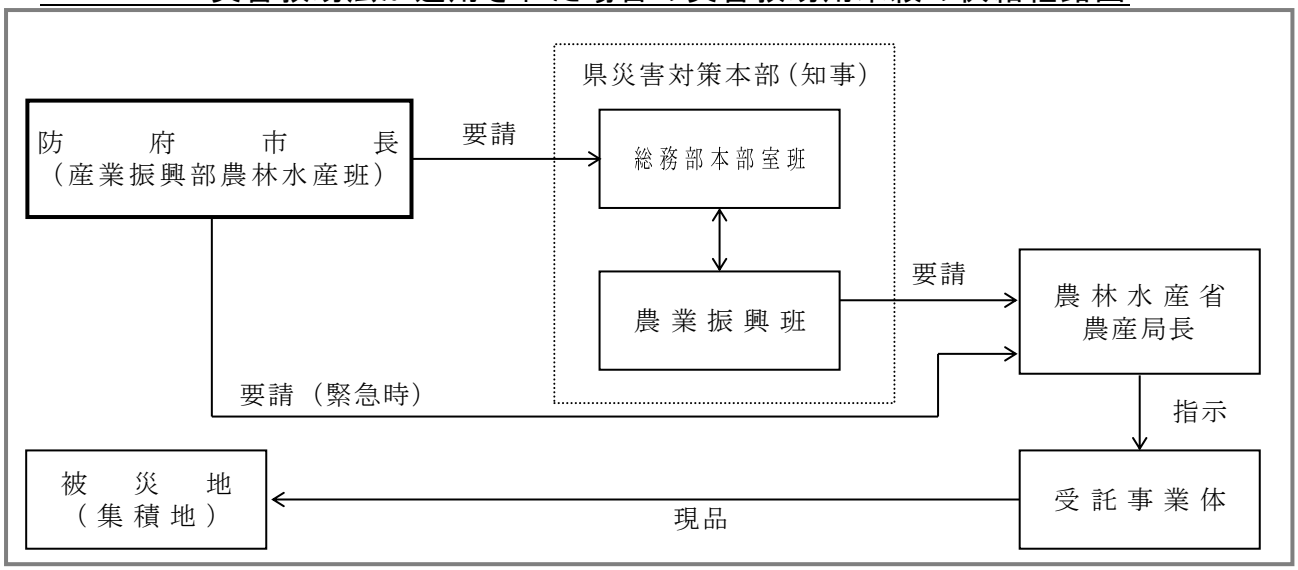

■ 3-14-5　災害救助法に基づく食料の供給に関する対象範囲

応急用食料の供給対象者	◆　避難所に収容された者。 ◆　住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。 ◆　旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、市において炊き出しの対象とすることができる。
実施期間	◆　災害発生の日から７日以内。 　ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
費用の範囲	◆　救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。 　ただし、市において、定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の分の費用については、全て市が負担することとなる。 ◆　炊き出しその他による食料の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費、のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。

■ 3-14-6　炊き出しの実施に関する留意事項

◆　給食可能設備を有する施設について、文教対策部の協力を得て、速やかに炊き出しを実施する。
◆　上記の施設が使用できない場合は、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。適当な場所がない場合は、飲食店、旅館等を使用することも認められる。この場合、炊き出しの実施は、原則として配給対象者、自主防災組織(自治会)等が中心となって行う。
◆　地域団体、日赤奉仕団、一般ボランティアの協力で、被災地域の円滑な炊き出しの実施を図る。
◆　ガスの供給が停止した場合は、一般社団法人山口県ＬＰガス協会防府徳地支部にＬＰガス及びガス器具の供給要請を検討し、状況により調達を行う。
◆　自衛隊等の協力を得て、移動炊飯器による野外炊飯の実施を考慮する。

■ 3-14-7　応急給水基準

給　水　条　件	給水基準量（１人１日当り）	備　　考
救助法による飲料水の供給	３リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、 搬送による給水ができる場合	14リットル	上記用途＋雑用水（洗面、食器洗い）
給水できる状態であるが、 現地で雑用水が確保できない場合	21リットル	上記用途＋洗濯用水
上記の場合で比較的長期に わたるときは必要の都度	35リットル	上記用途＋入浴用

■ 3-14-8　応急給水活動系統図

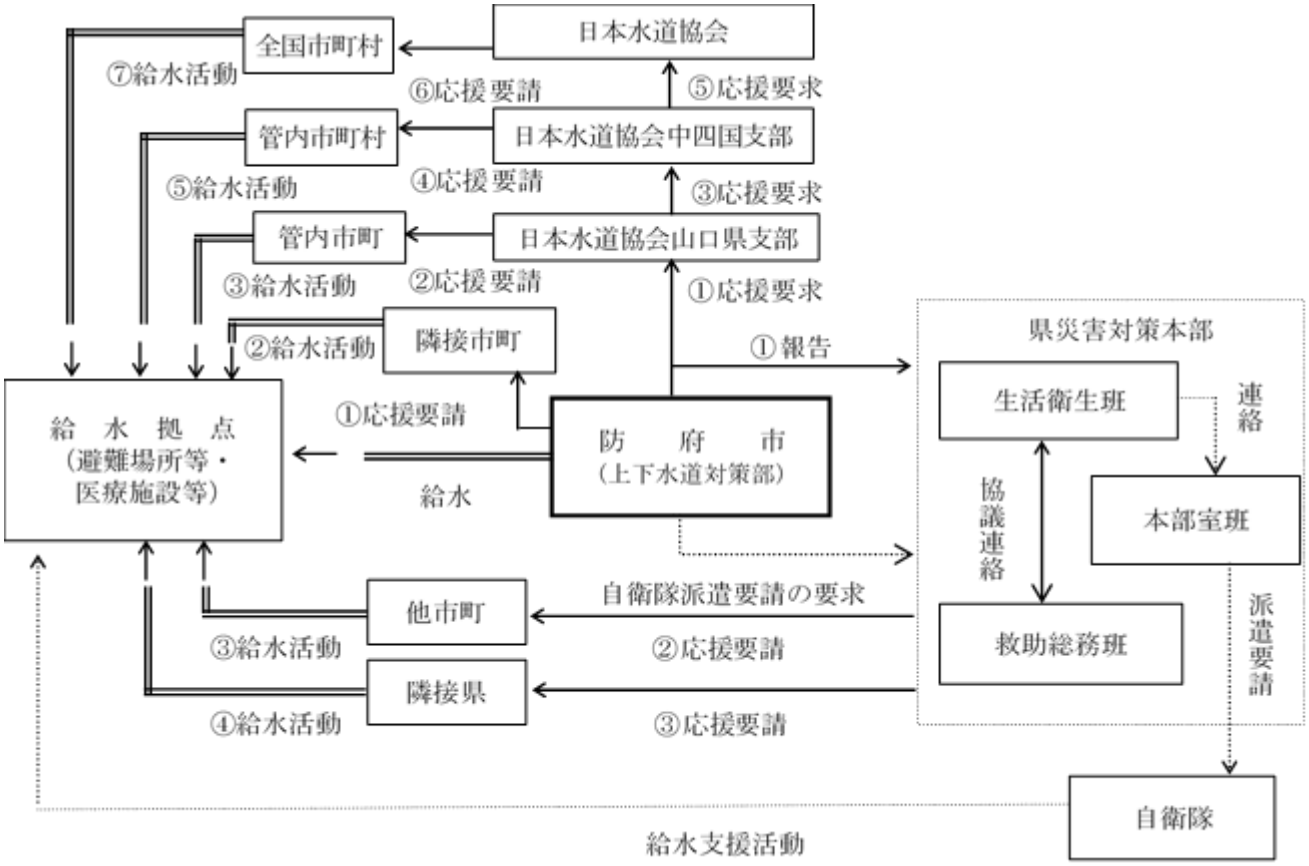

◆ 被災者に対する応急給水は、上下水道事業管理者が実施し、日本水道協会山口県支部に対しても、応援要請を行う。
◆ 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供する。
◆ 自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

■ 3-14-9　災害救助法に基づく飲料水の供給に関する対象範囲

飲料水の供給対象者	◆　災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者
給水量の基準	◆　１人１日最大おおむね３リットル ※　法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。
実施期間	◆　災害発生の日から７日以内。 ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水供給の方法	◆　災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。 ◆　飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。
費用の範囲	◆　飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。 ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になるものであること。 • 水の購入費 • 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費及び燃料費 • 浄水用の薬品及び資材費 • 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

■ 3-14-10　生活必需品の供給方針

供給方針

◆　災害発生当初から日にちの経過とともに、被災者のニーズが変化していくため、ニーズの把握と適切な生活必需品の給(貸)与に努める。
◆　傷病者及び女性用品や要配慮者に必要な生活必需品の需要把握、情報の伝達、受け渡し等に特に配慮する。
◆　市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（防災危機管理課・山口健康福祉センター）に応援を要請する。
◆　被災者の備蓄品をできる限り利用してもらうよう周知を図る。

生活必需品

被服、寝具その他生活必需品の品目は、原則として以下の８品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。これらの品目以外の物品の要望について、被災者の健康上必要と判断したものについては、緊急生活物資として調達する。

品　　目	内　　容
寝　　具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団等（季節を考慮すること）
外　　衣	洋服・作業衣・こども服
肌　　着	シャツ・パンツ等の下着類
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類
食　　器	茶碗・皿・箸等の類
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類

■ 3-14-11　生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項

生活必需品の調達	◆　協定業者等から調達する。 ◆　流通状況に応じ、その他の業者（市内優先）からも調達する。 ◆　市において生活必需品の調達及び供給が困難な場合は、県に対し確保を要請する。
生活必需品の輸送方法	◆　集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する。 ◆　市は、調達した生活必需品等は、指定の集積所に集め、ボランティア等による仕分けの後、保健こども部物資輸送班を中心とする職員が、各避難所等へ輸送する。輸送車両の手配は、総務部総務班が行う。 ◆　原則として県本部（総務部本部室班・物品管理班）が輸送を行うが、市が輸送能力 を有しかつ緊急に配分を要する事情がある場合、市が輸送を担当することもある。
集積地	◆　集積地は、原則として、防府市公設青果物地方卸売市場とするが、民間倉庫等の活用や、状況に応じ市役所若しくは交通・連絡に便利な避難場所等として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する（共通編第３編第７章「緊急輸送」を参照のこと。）。 ◆　市は、指定した集積地を県に連絡する。
生活必需品の配布	◆　市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行う。 ◆　備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。 ◆　被災者に対する物資の直接支給の配分は、市長が実施する。 ◆　調達した生活必需品は、避難場所等収容者、自主防災組織（自治会等）の協力を得て、避難者等へ配布する。 ◆　要配慮者への給与には、情報の伝達、受け渡し等に特に配慮する。 ◆　在宅避難者等避難場所等以外への避難者にも配慮する。

■ 3-14-12　生活必需品等の調達・供給経路図

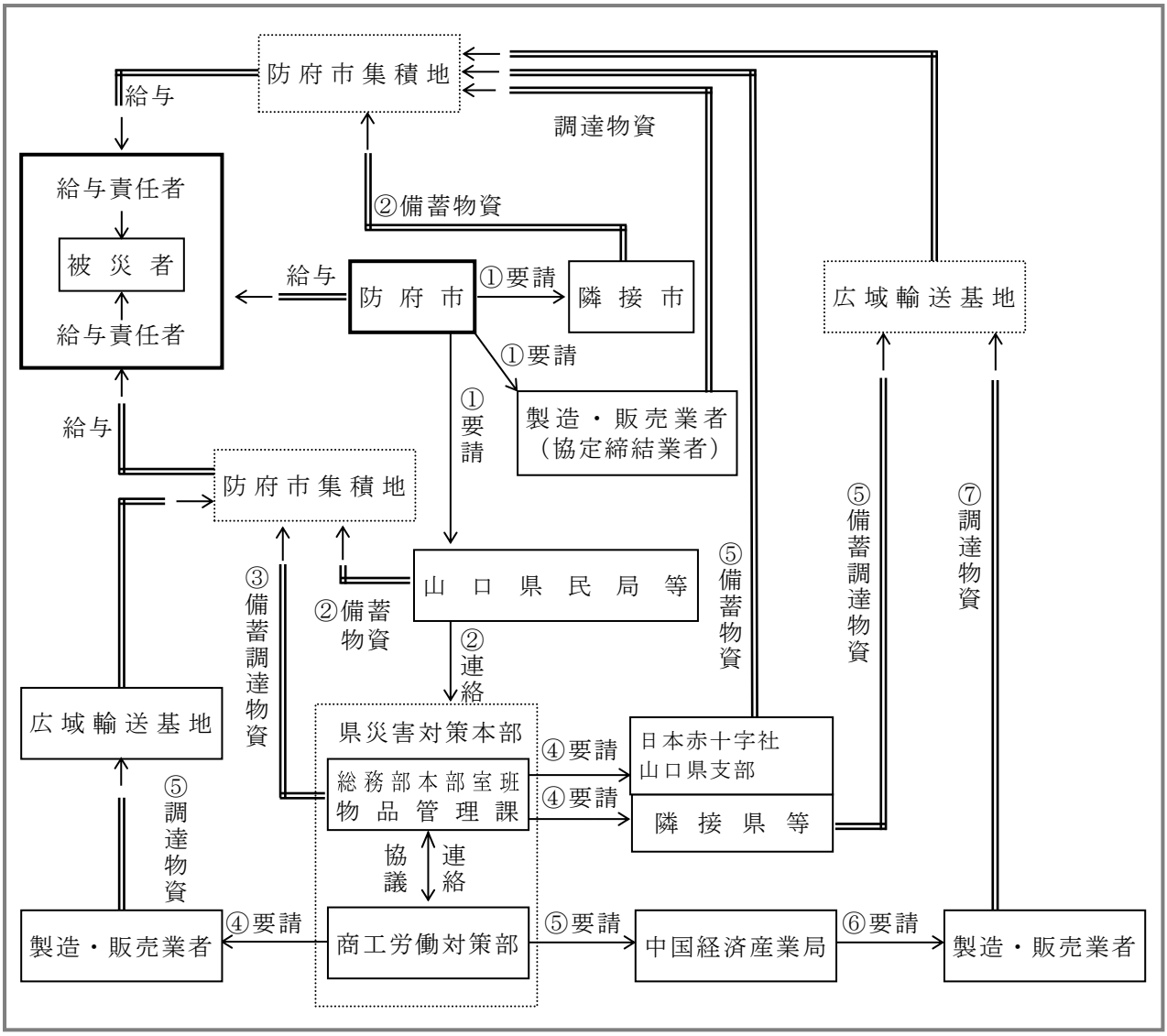

■ 3-14-13　県による救助物資の送達

◆　県防災危機管理課（山口健康福祉センター）は、市が指定する集積地に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。

◆　他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、山口健康福祉センターが、ボランティア等民間人の協力を得て、市指定場所に輸送する。

※　県は、他県等からの応援物資の受入れのための広域輸送基地として、陸上６か所（航空機離発着可能）、海上１０か所を確保している。

なお、原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうる。

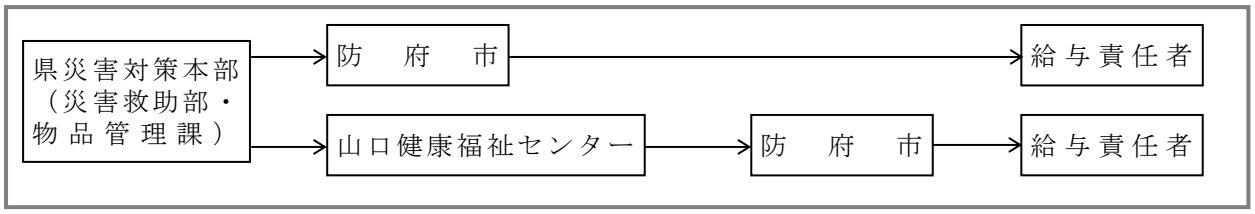

■ 3-14-14　災害救助法に基づく生活必需品の供給に関する対象範囲

生活必需品の供給対象者	◆　災害により、住家に被害を受けた者等であること。 この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。 ◆　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。 ◆　被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。
物資の購入計画	◆　物資の購入については、市（福祉部救助班）からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を樹立する。 ◆　この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成人員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。
実施期間	◆　災害発生の日から 10 日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了する。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
物資の確保及び購入の措置	◆　市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第２の調達除外物品（災害用物品）として県本部（総務部本部室班）が行う。 ◆　物資の確保について、県本部（産業総務班）が協力する。 ◆　現地において調達可能な物資については、山口健康福祉センター所長及び市長において措置する。
費用の範囲	◆　給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、１世帯の人数により基準が決められている。ただし、この基準による救助が困難な場合には、費用の限度額の変更について市（福祉総務課）と県（防災危機管理課）で協議を行い、県を通じて内閣総理大臣の同意を求める。

●防災物資・施設・資機材

■ 3-15-1　上水道の現況

令和６年度

給水人口	普及率	配水能力	１日最大配水量	１日平均配水量	年間総配水量
104,012 人	92.5%	60,500m^3	37,485m^3	33,973m^3	12,400,060m^3

■ 3-15-2　防疫体制及び防疫用器材等の保有状況

令和５年７月１日現在

防疫班員	防疫作業従事者の確保			防疫用機械器具（保有分）														
	市	県（※）	計	四兼機	三兼機	二兼機	自動噴霧	手動噴霧	ダイフォッグナ	スフォッグイン	動力散粉	手動散粉	電気煙霧	ろ水器	軽自動車	自動車	放送設備移動	ラジオ
5	8	4	12			12	1	2										

※　状況に応じ山口健康福祉センターに応援を要請

■ 3-15-3　防疫薬剤の仕様及び方法（参考）

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、規定の濃度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭（せいしき）する。
乾燥しにくい床下	規定の濃度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、規定の濃度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭（せいしき）する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族、昆虫等の駆除等のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

■ 3-15-4　清掃施設・機材等の状況

令和５年７月１日現在

区分			数	1日処理能力
処理施設	可燃ごみ	可燃ごみ処理施設	1	150t
		バイオガス化施設	1	34.4t
	し尿	し尿処理施設	1	165kl
	不燃ごみ 粗大ごみ	リサイクル施設	1	23t

区分	車種	積載量		台数	定員	備考
収集用車両	回転板式塵芥車	2	t	16	3	
		3.3	t	1	3	
	圧縮式塵芥車	2	t	4	3	
	荷箱2分割式塵芥車	2	t	3	3	
	小型ダンプ	2	t	1	3	
	小型トラック 垂直ゲート付き	1.5	t	1	3	
		2	t	5	3	
	軽四ダンプ	350	kg	7	2	
	小計			38		
処理用車両	フォークリフト	0.94	t	1	1	
	ブルドーザー			1	1	最終処分場
	パワーショベル	0.7	m^3	1	1	最終処分場
	小計			3		
管理用車両	軽四貨物車	250	kg	6	4	
	小計			6		
合計				47		

■ 3-15-5　公共下水道現況一覧

令和６年度

区　　分	全　体　計　画	事　業　計　画	現　　況
処理区域面積（ha）	２，３６２．９	２，３６２．９	２，１８３．０６
処理区域内人口（人）	７５，４７２	８１，２７３	８１，２２４
処理水量１日平均（m^3）	２９，５７１	３１，７４２	３２，９７０
処理水量１日最大（m^3）	３５，６９５	３８，３３４	４９，０９３

●建物の応急復旧

■ 3-16-1　応急危険度判定活動体系図

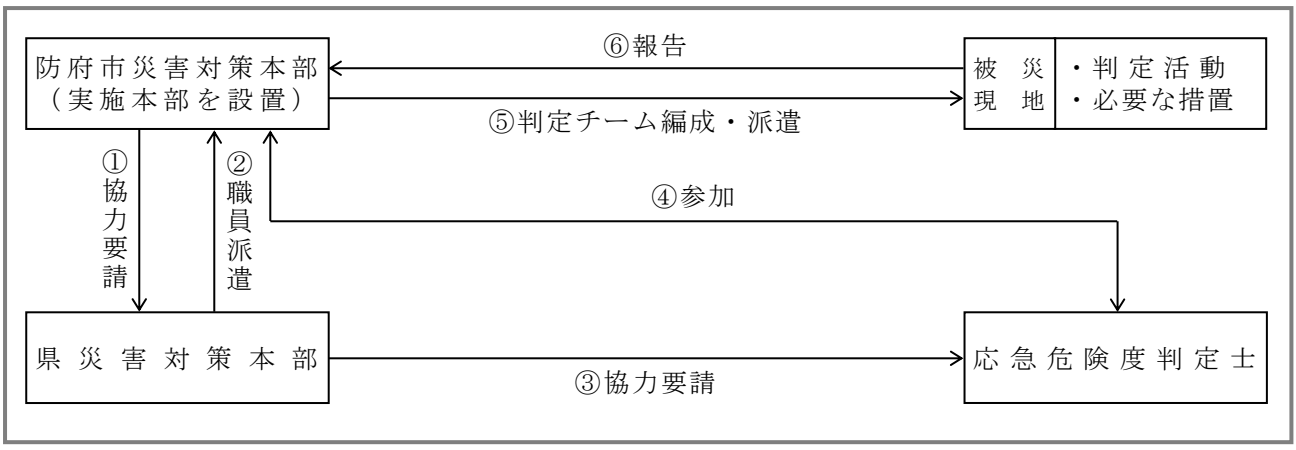

■ 3-16-2　被災建築物応急危険度判定の流れ

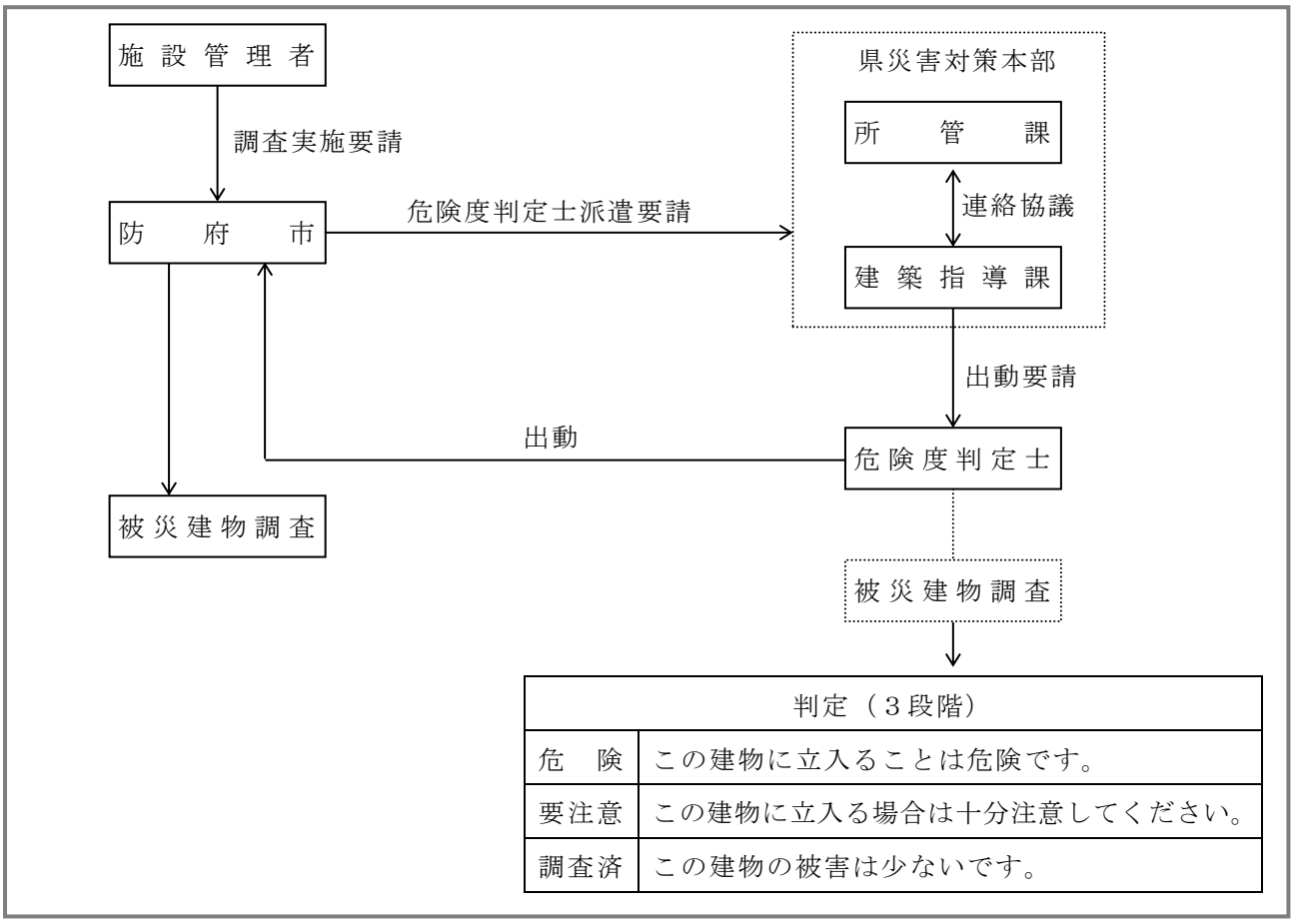

判定（3段階）	
危　険	この建物に立入ることは危険です。
要注意	この建物に立入る場合は十分注意してください。
調査済	この建物の被害は少ないです。

■ 3-16-3　災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する対象範囲

<table>
<tr><td rowspan="2">救助法による実施の範囲</td><td>応急仮設住宅に収容する被災者の条件</td><td>◆　住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
◆　自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者
これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。
• 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者
• 特定の資産がない失業者
• 特定の資産がない一人親家庭
• 特定の資産がない要配慮者
• 特定の資産がない小企業者
• 上記に準ずる経済的弱者等
◆　災害時に、現実に市に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。</td></tr>
<tr><td>建設する建物の構造等条件</td><td>◆　規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
◆　規格　１戸当たり平均 29.7 ㎡（９坪）を基準とする。
◆　構造は、１戸建、長屋建、共同住宅のいずれか適当な建て方とする。
◆　入居予定者の状況によって、高齢者・障害者向けの仕様にも配慮する。
◆　同一敷地内又は隣接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる）（規模、費用は別に定めるところによる）。
◆　高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を設置することができる。
◆　供与期間は建設工事完成日から２か年以内</td></tr>
<tr><td>建設期間</td><td colspan="2">◆　災害発生の日から 20 日以内に着工する。
◆　災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。</td></tr>
<tr><td>費用の範囲</td><td colspan="2">◆　限度額１戸当たり 7,089,000 円以内</td></tr>
</table>

●災害救助法、罹災証明等被害認定関連

■ ３-17-１　災害救助法事務処理系統図

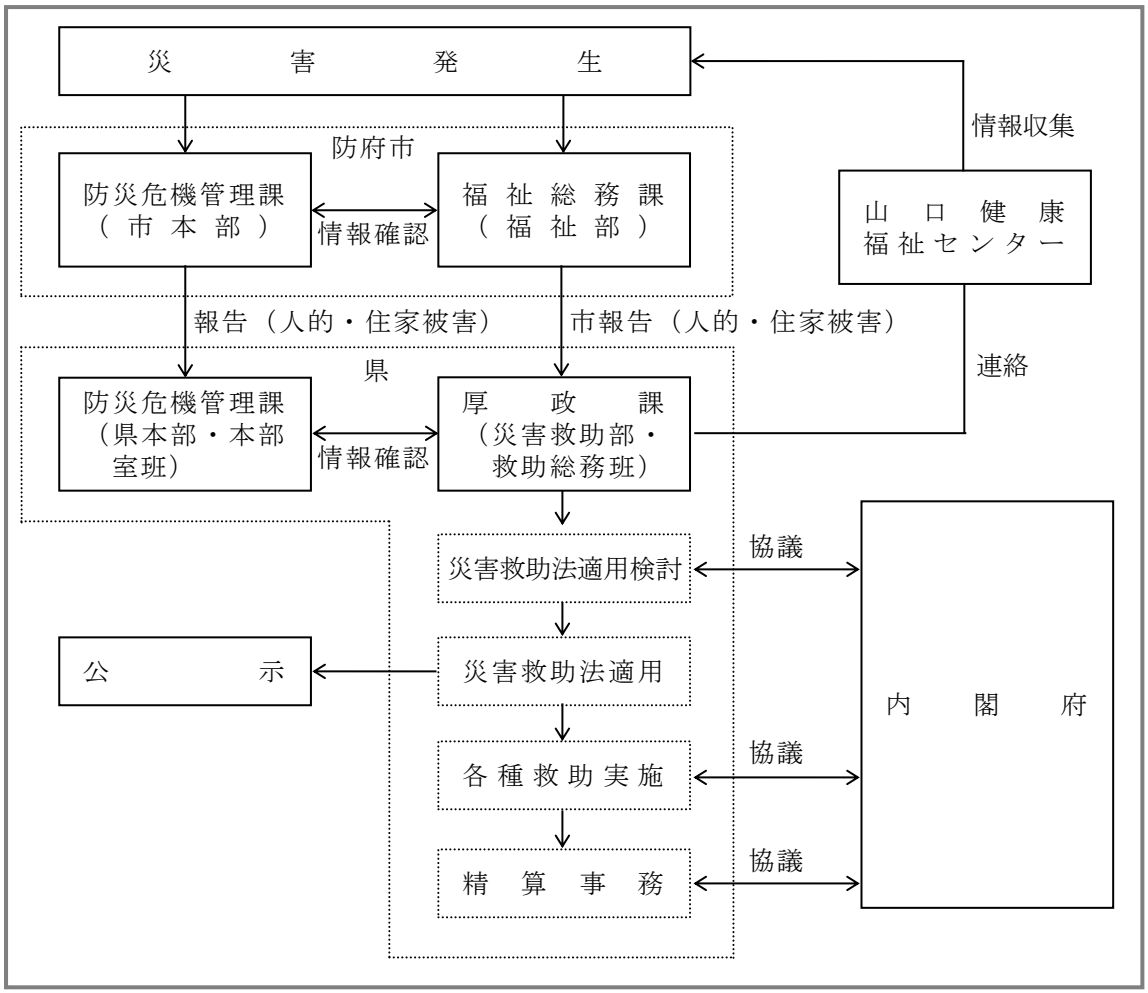

■ 3-17-2　災害救助法適用事務の実施区分

救助実施内容	実施機関			
	市	県	警察	海上保安部
1　避難所の設置	○			
2　応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	○	○		
3　炊き出しその他による食品の給与	○			
4　飲料水の供給	○			
5　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○			
6　医療及び助産	○	○		
7　被災者の救出	○		○	○
8　被災した住宅の応急修理	○			
9　生業に必要な資金の貸与		○		
１０学用品の給与	○	○		
１１埋葬	○			
１２遺体の捜索	○		○	○
１３遺体の処理	○		○	○
１４障害物（土石、竹木等）の除去	○	○		

■ 3-17-3　災害救助法の適用基準

次の１～４のいずれかに該当する災害に適用される。

1　防府市の区域内において、100 以上の世帯の住家が滅失したこと。

2　山口県の区域内において、1,500 以上の世帯の住家が滅失した場合であって、防府市において 50 以上の世帯の住家が滅失したこと。

3　山口県の区域内において、7,000 以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

＜内閣府令で定める特別の事情＞

・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

4　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

＜内閣府令で定める基準（次の①～②のいずれかに該当するもの）＞

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

5　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、県知事は、当該所管区域内の市町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる

備　考

※　住家滅失世帯基準数は、災害救助法施行令第１条各号に定められた基準を用い、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口により判断する。

※　住家滅失世帯数は、全壊・全焼・流失の世帯を基準（１世帯）とし、半壊・半焼は２分の１世帯、床上浸水・土砂の堆積は３分の１世帯とみなして換算する。

■ 3-17-4　災害救助法の適用手続きに係る事務処理事項

報告	1　市長 (1) 市長は､防府市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。 (2) 適用基準に達する見込みがない地域であっても､他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。 (3) 報告内容　被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害 (4) 報告系統　資料編３-17-１「災害救助法事務処理系統図」による。 (5) 報告主任の設置
	2　県知事 (1) 災害報告主任の設置（厚政課） (2) 内閣府に対する情報提供事項 • 災害の発生日時及び場所 • 災害の原因及び被害の概況 • 被害状況調 • 既にとった措置及びとろうとする措置 • 救助法適用の有無 • 適用した場合は、市町別適用地域名 • 適用見込みの場合は、その旨及び市町名 • 救助費概算額及びそれに対する予算措置 • その他必要な事項 (3) 情報提供の区分及び時期 • 発生情報 ――― 災害発生直後 • 中間情報 ――― 応急救助の措置が完了するまでの間逐次 • 確定情報 ――― 被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに
適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに公告するものとする。

■ 3-17-5　災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

令和７年４月１日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日につき 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から ７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は、別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@10,000円（食費込・税込）/泊・人以内とするがこれにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日につき 360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を告示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1　規模　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　1戸当たり （設置の場合） 7,089,000円以内 （解体・撤去の場合） 当該地域における実費相当額	災害発生の日から 20日以内	1　費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上避難させる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間　2年以内
		○賃貸型応急住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 当該地域における実費相当額	災害発生の日から速やかに借上、提供	1　供与期間　2年以内 2　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約締結に不可欠な費用
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し使用することができない状態となり、直ちに日常生活を営むことが困難となった者	1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　別表金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 ２　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から ７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	１　現に生命、身体が危険な状態にある者 ２　生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から ３日以内	１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 ２　輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	１　左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 ２　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から ７日以内	令和７年７月１日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害のために住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分 １世帯当たり 53,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	１　住家が半壊（焼）し、若しくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり １　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ２　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　358,000 円以内	災害発生の日から ３か月以内 （災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内）	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、使用することが出来ない状態となり、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　5,500円 中学校生徒　5,800円 高等学校生徒等　6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする者	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,700円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 （検案）救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った 1世帯当たりの平均額 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1　被災者の避難の支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　福祉サービスの提供 5　食金の供与及び飲料水の供給 6　遺体の捜索 7　遺体の処理 8　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第４条第２項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第１号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表

区分	季節	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊（焼）流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊（焼）床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

■ 3-17-6　救助の種類別業務実施区分の基準

救助の種類	該当地域防災計画編	主な担当部局名
救助の総括	共通編第３編第13章第１節 「災害救助法の適用」	福祉総務課
被害状況等の調査・報告	共通編第３編第２章第３節 「災害情報・被害情報の収集・伝達」	防災危機管理課、福祉総務課、 課税課ほか関係各課
避難所の設置	共通編第３編第８章第４節 「避難場所等の設置・運営」	行政管理課、防災危機管理課
応急仮設住宅の供与	共通編第３編第12章第２節 「応急仮設住宅の供与」	建設上の措置、対象者及び入居予定者の選定－県又は建築課 対象者、敷地の選定－福祉総務課
被災住宅の応急修理	共通編第３編第12章第３節 「被災住宅の応急修理」	建築課
炊き出しその他による食料の給与	共通編第３編第10章第１節 「食料の供給」	行政管理課、防災危機管理課
飲料水の給与	共通編第３編第10章第２節 「応急給水活動」	上下水道局
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	共通編第３編第10章第３節 「生活必需品等の供給」	確保措置及び輸送－県 調査、割当、配分－生活支援課
学用品の給与	共通編第３編第14章第１節 「応急教育対策」	教育委員会
医療及び助産	共通編第３編第６章第１節 「医療救護活動」	健康増進課、県、日本赤十字社県支部
被災者の救出	共通編第３編第５章第２節 「救急・救助活動」	防災危機管理課、健康増進課、消防本部
行方不明者の捜索	共通編第３編第18章第１節 「行方不明者の捜索」	防府警察署、消防本部、福祉総務課
遺体の処理、埋火葬	共通編第３編第18章第２節 「遺体の処理」	福祉総務課、市民課、環境政策課
障害物の除去	共通編第３編第19章第３節 「障害物除去」	道路課、河川港湾課、都市計画課、 農林漁港整備課、上下水道局
輸送車両の確保	共通編第３編第７章第４節 「輸送手段の確保」	行政管理課
賃金職員の雇い上げ	共通編第３編第13章第１節第１項４ 「救助法による賃金職員等の雇い上げ」	福祉総務課、県

●文教対策

■ ３-18-１　学校における情報収集及び伝達系統

【公立小・中学校】

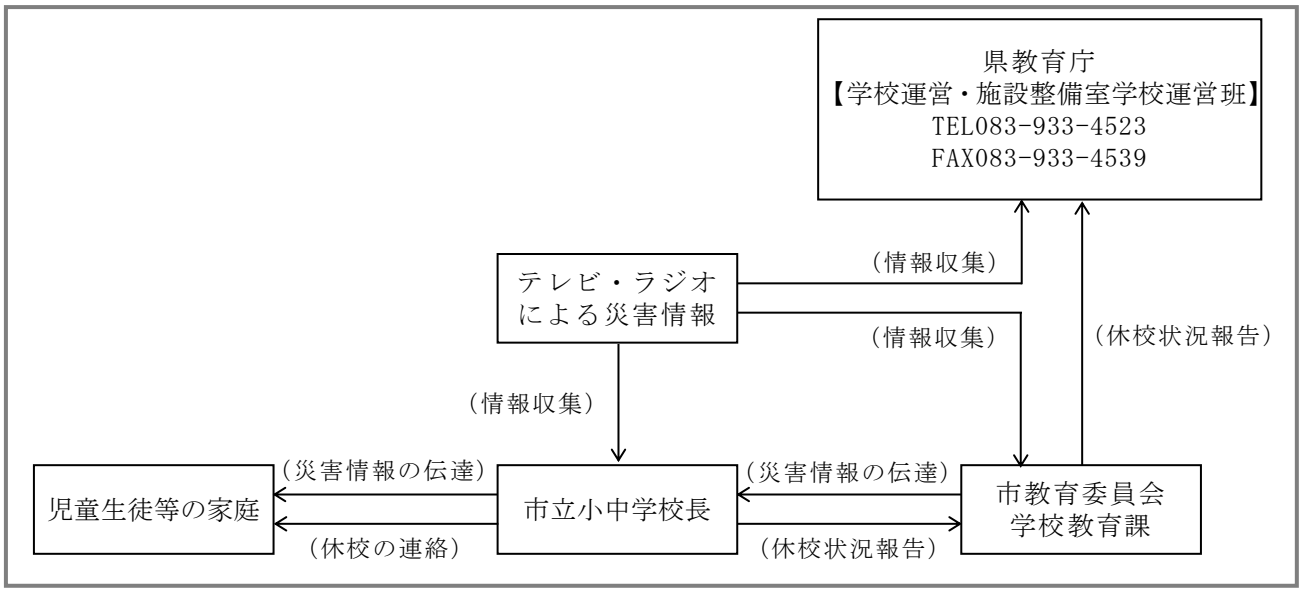

■ ３-18-２　文教対策実施系統図

【市立学校関係】

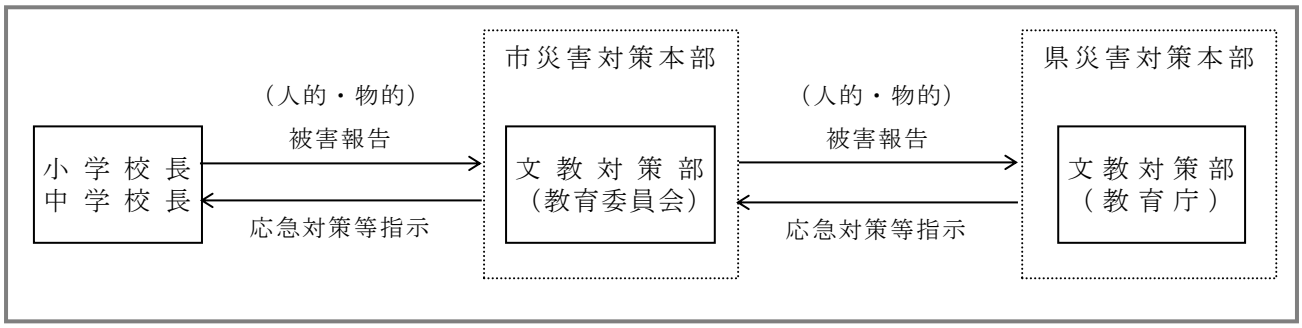

■ ３-18-３　文教対策被害報告の内容

【被害報告の内容】

被害報告の種別	◆　災害速報 ◆　公立学校人的被害に関する報告 ◆　公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ◆　学校給食関係被災状況調査報告 ◆　教職員住宅被害報告
報告者、報告系統	資料編３-18-２「文教対策実施系統図」によるものとする。
学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

■ 3-18-4　教科書の供給あっせん系統図

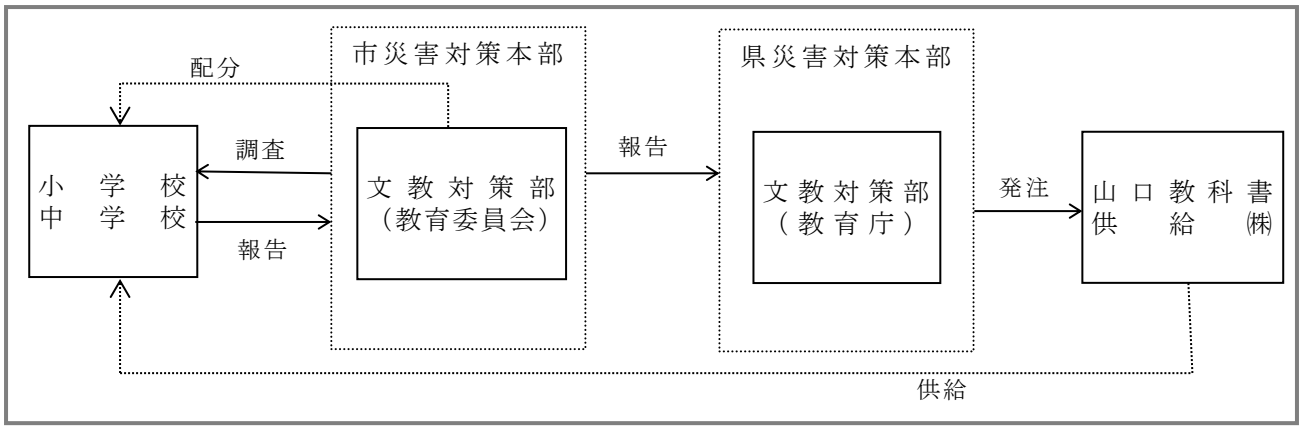

■ 3-18-5　災害救助法に基づく学用品の供給に関する対象範囲

救助法による実施の範囲	給与対象	◆　住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
給与の時期	◆　教科書・教材：災害発生の日から１か月以内 ◆　文房具及び学用品：災害発生の日から 15 日以内	
給与する学用品等	次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。 ◆　教科書及び教材 •　「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条に規定する教科書 •　教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの ◆　文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 ◆　通学用品 運動具、雨傘、カバン、雨靴等	

■ 3-18-6　学校等の施設の応急復旧及び施設機能の確保基準

学校施設の応急復旧	1　施設の安全点検と危険箇所の表示 2　応急復旧計画の樹立等の措置 3　応急復旧のための設備及び資材の確保措置 4　被害状況の詳細な記録（写真等） 5　現地指導員の派遣
学校施設の被害に応じた施設確保の基準	1　応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 2　学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 3　校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 4　特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

●廃棄物処理

■３-19-１　災害廃棄物処理体制の概要

１　本市における処理体制

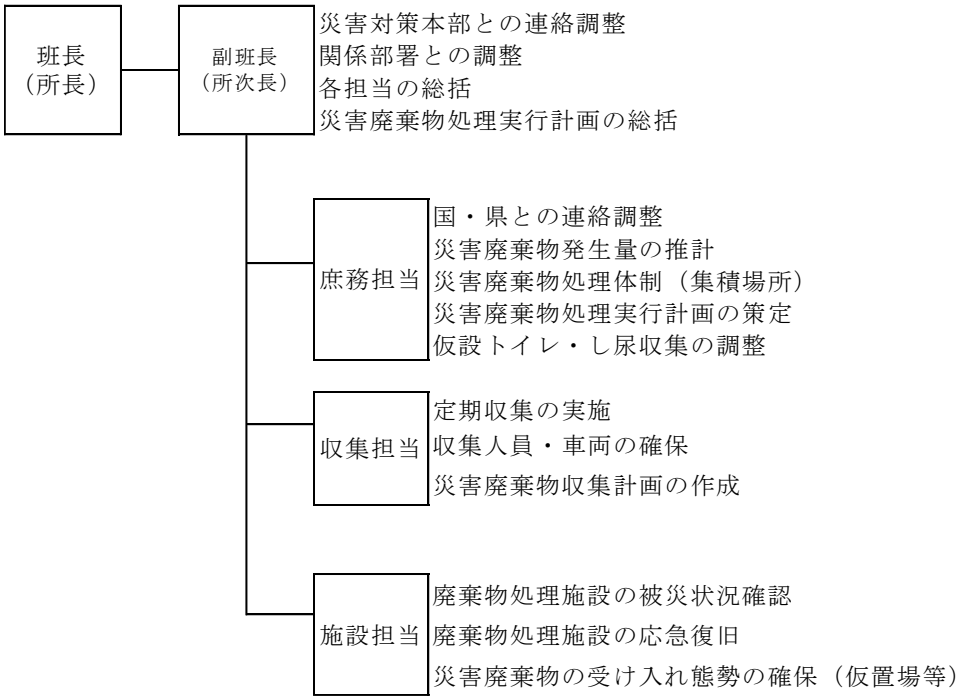

２　広域的な相互協力体制

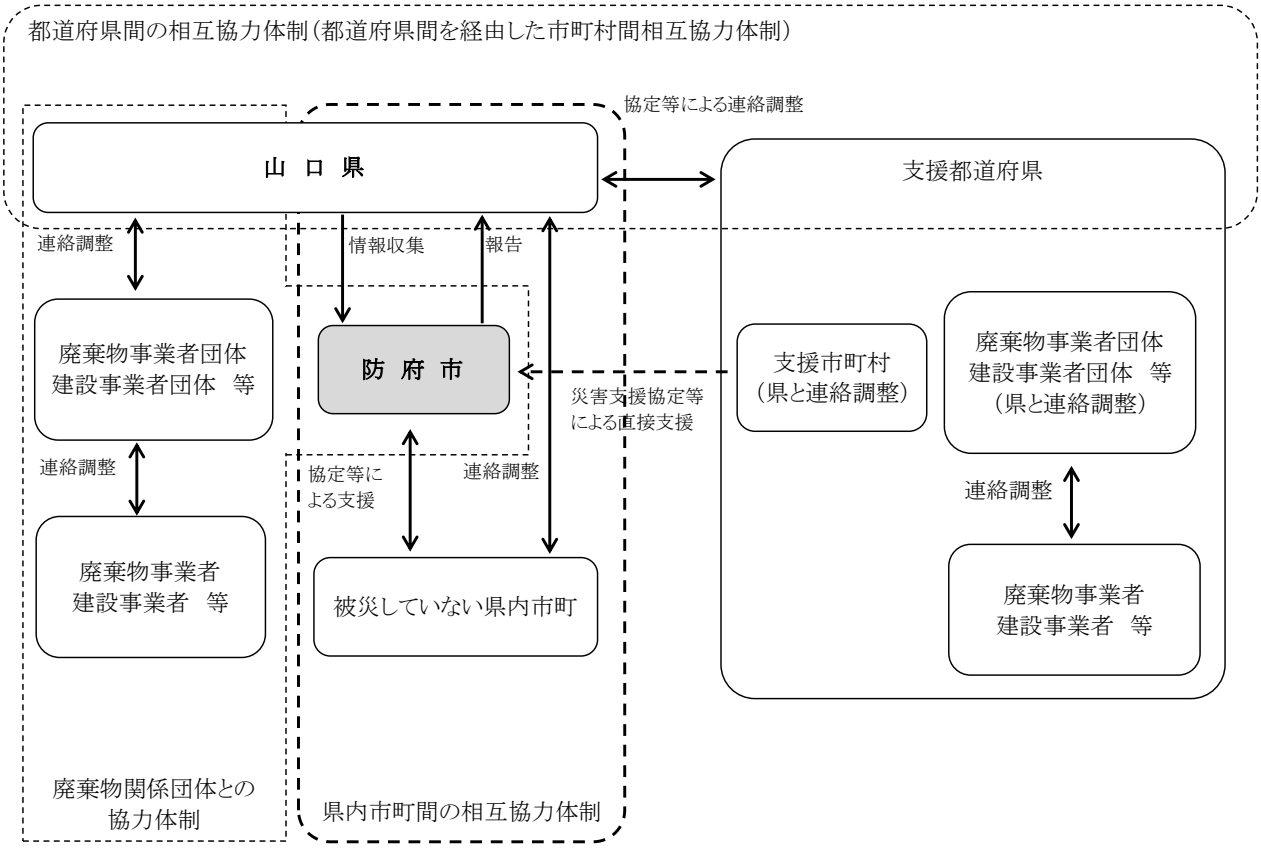

■３-19-２　災害廃棄物発生量パラメーター一覧

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×床面積あたりの廃棄物重量＝（全壊・焼失棟数）×１棟あたり床面積×床面積あたりの震災廃棄物発生量
１棟あたり平均床面積	木造：118 ㎡/棟、非木造：329 ㎡/棟
「全壊」による床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6ｔ/㎡、非木造：1.0ｔ/㎡
「焼失」による床面積あたりの廃棄物発生量	火災による焼失：0.23ｔ/㎡
「半壊」による１棟あたり廃棄物発生量	23ｔ/棟
「床上浸水」による１棟あたり廃棄物発生量	4.60ｔ/棟
「床下浸水」による１棟あたり廃棄物発生量	0.62ｔ/棟
津波浸水ごみの１棟あたり廃棄物発生量	116ｔ/棟

■３-19-３　避難所から発生する生活ごみ量算出式

項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×１人１日平均排出量

■３-19-４　し尿処理体制の概要

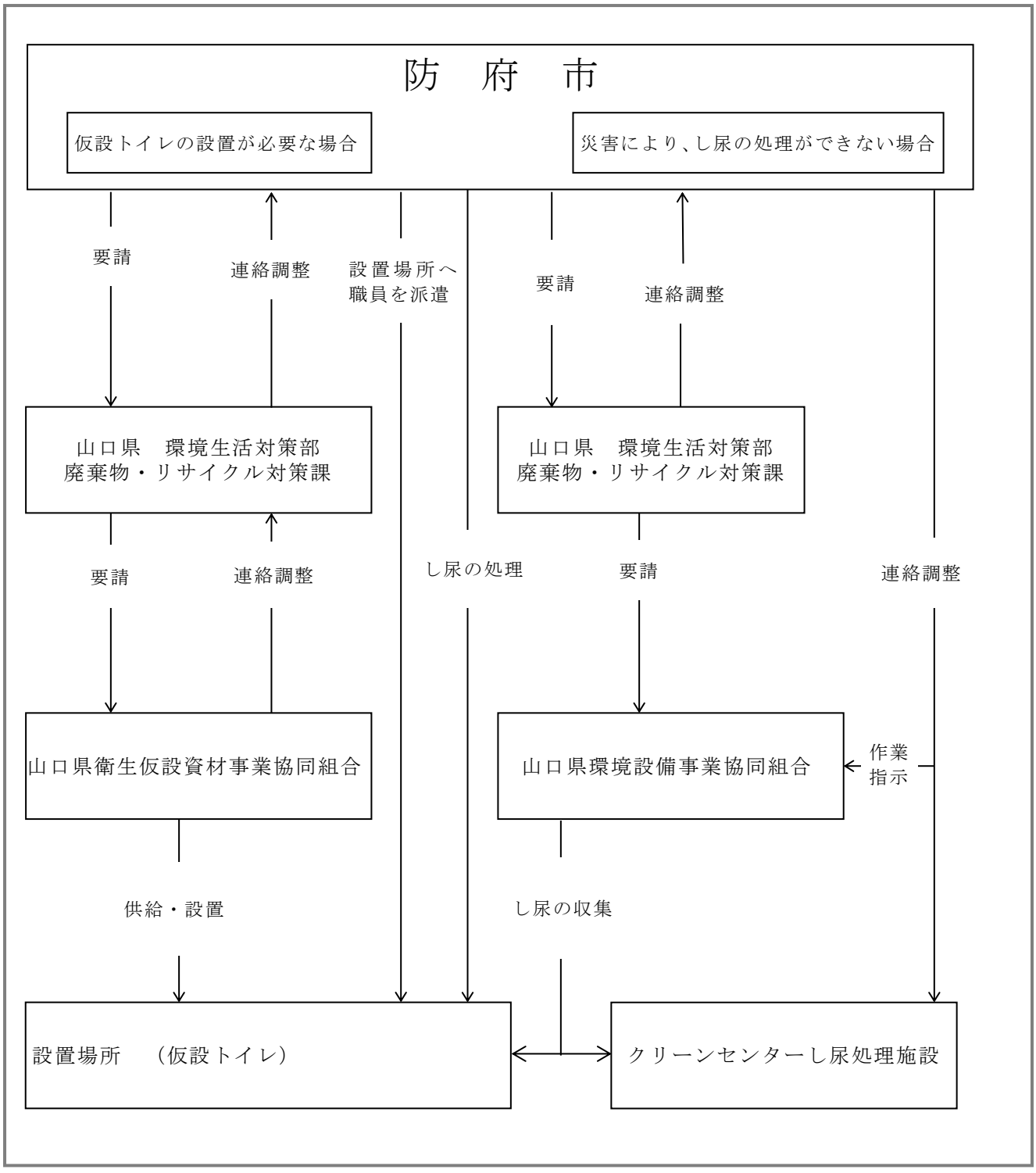

■３-19-５　し尿収集必要量パラメーター一覧

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×１人１日平均排出量 ＝（仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×１人１日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数
断水による仮設トイレ必要人数	｛水洗化人口－避難者数×（水洗化人口／総人口）｝×断水率×１／２
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口－避難者数×（し尿収集人口／総人口）
１人１日平均排出量	し尿収集量／し尿収集人口

■３-19-６　仮設トイレの必要基数

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数／仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量／し尿の１人１日平均排出量／収集頻度
仮設トイレの容量	４００ℓとする
収集頻度	３日／回

■３-19-７　道路関係障害物の除去の概要

機　関　名	対　　策
市	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 （土木建築対策部）	出先機関、市、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導及び調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
防府警察署	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国土交通省中国地方整備局	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路株式会社	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

■３-19-８　河川・港湾・漁港関係障害物除去の概要

機　関　名	対　　策
市	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 （土木建築対策部、 農林水産対策部）	所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、徳山海上保安部に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・市・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
徳山海上保安部	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

●ボランティア活動

■ 3-20-1　ボランティア活動の実施系統

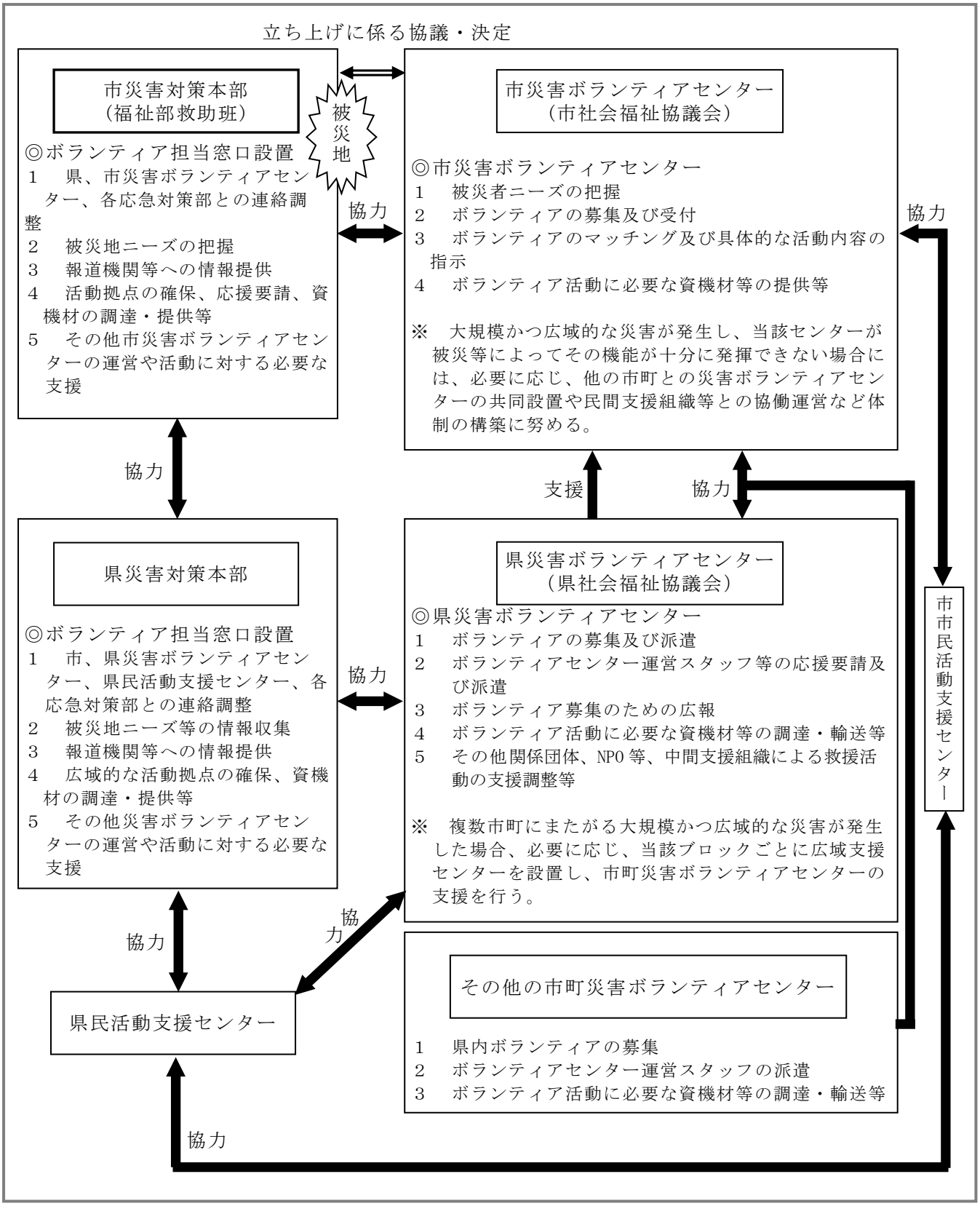

■ ３-20-２　災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ及び作業配分の全般に関する活動を行う。

また､市はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う｡災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は以下のとおり。

災害ボランティアセンターの主な活動
◆　市及び県社会福祉協議会、民間ボランティア団体等との連絡調整 ◆　各関係機関、報道機関等に対する情報提供、広報 ◆　ボランティアの受入（登録、名簿作成、腕章、登録証明書発行等） ◆　ボランティア活動保険の加入事務 ◆　ボランティア活動の環境整備（資機材調達等） ◆　被災状況等の情報収集及び提供、被災者のニーズの把握 ◆　ボランティア登録者への活動要請 ◆　ボランティア活動の企画・実施等の調整 ◆　一般ボランティア・専門ボランティアの振り分け ◆　ボランティア活動状況の把握、記録管理

●復旧対策

■ 3-21-1　主な応急復旧措置【道路・橋りょう・トンネル】

【災害時の応急措置】

<table>
<tr><th colspan="2">実施機関名</th><th>応急措置</th></tr>
<tr><td rowspan="3">県</td><td>土木建築部</td><td>1　道路、橋りょうの被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。
2　まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。
3　次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。</td></tr>
<tr><td>農林水産部</td><td>1　応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。
2　市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。
3　所管する道路及び橋りょうの被害状況を把握する。
4　海上輸送基地に指定された施設周辺の所管する道路、橋りょうの被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。</td></tr>
<tr><td>警察</td><td>1　発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。
2　各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。
3　必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。
4　危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。
5　災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">市
（土木都市建設部）
（産業振興部）</td><td>1　道路、橋りょうの被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。
2　まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な処置を講じる。
3　次に二次災害の発生のおそれのある箇所の応急処置及び所管する他の道路の啓開や障害物の除去を行う。
4　港湾、漁港関連道路及び橋りょうの被害状況を把握する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">中国地方整備局
(山口河川国道事務所)</td><td>1　所管する道路、橋りょう及びトンネルの被害状況を速やかに把握する。
2　県防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">西日本高速道路株式会社
(周南高速道路事務所)</td><td>1　災害発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。
2　県防災計画に緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。
3　パトロールカー及び情報板、看板および高速道路情報サイト「iHighway」、iHighway　のX公式アカウント等により、また、報道機関（テレビ、ラジオ）
の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。
4　地震発生時における交通規制の基準は、おおむね次により行う。
<table>
<tr><th>道路構造等</th><th>指標</th><th>速度規制協議</th><th>通行止</th></tr>
<tr><td>一般的な構造を有する区間</td><td>計測震度
（震度階級）</td><td>４．０以上５．０未満
（震度４以上）</td><td>５．０以上
（震度５強以上）</td></tr>
</table>
5　災害発生時の通報体制
県災対本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面通行止め、市民に</td></tr>
</table>

	重大な被害を与える事故の発生」とする。 災対本部が設置されていない場合は、防災危機管理課へ連絡する。

【応急復旧対策】

実施機関名	応急復旧対策
県 (土木建築部) (農林水産部)	1　応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。 2　その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 3　応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 4　上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
市 (土木都市建設部) (産業振興部)	県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送道路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社 (周南高速道路事務所)	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施するものとし、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下１車線の走行が可能な状態になるよう復旧させるものとする。

■ 3-21-2　主な応急復旧措置【河川・ため池・内水排水施設】

実施機関名	応急復旧対策
県 （土木建築部） （農林水産部）	1　災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 2　市が応急措置を実施するうえで必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 3　所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘案し適切な工法によるものとする。 4　排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、市へ派遣する。 5　特に、住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要のある対象としては、おおむね次のとおり。 (1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。 (2) 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。 (3) 護岸、床止、水門、樋門、樋管若しくは天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。 6　流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
市 (土木都市建設部) （産業振興部） （上下水道局）	1　水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 2　被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 3　排水機場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 4　下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	1　災害が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び付属設備の点検を実施する。 2　堤防・護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。

■ 3-21-3　主な応急復旧措置【港湾・漁港施設】

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
県 （土木建築部） （農林水産部）	1　港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（徳山海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 2　漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 3　海上輸送基地として指定された港湾・漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 4　港湾・漁港に係る応急工事 (1) 後背地に対する防護 高潮、高波、地震、津波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (2) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 (3) けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
市 （産業振興部）	1　漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 2　海上輸送基地として指定された漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 3　漁港に係る応急工事 (1) 後背地に対する防護 高潮、高波、地震、津波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (2) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 (3) けい留施設 物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
徳山海上保安部	災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。 1　被災区域の交通規制の実施 2　被災区域内の交通整理 3　航路障害物の除去 4　その他の防災上の措置 (1) 気象情報の収集伝達 (2) 船舶在泊状況の把握 (3) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 (4) 危険物荷役の中止勧告 (5) 港内整理及び避泊錨地の推薦 (6) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 (7) 必要に応じ、移動命令及び航行制限 (8) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 (9) 海上における流出油等の防除 (10)船舶火災、海上火災の消火活動 (11)必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請

■ 3-21-4　主な応急復旧措置【海岸保全施設】

実施機関名	応急復旧対策
県 （土木建築部） （農林水産部）	1　気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。 2　管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。 (1) 堤防 (2) 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。
市 （土木都市建設部） （産業振興部）	県が実施する応急措置に準じて必要な対策を実施する。

■ ３-21-５　主な応急復旧措置【砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設】

実施機関名	応急復旧対策
県 （土木建築部） （農林水産部）	砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため、必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。 １　砂防設備 (1) 砂防えん堤 砂防えん堤が決壊した場合は、仮土留や仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 また、状況に応じて、市や住民に対して警戒避難情報を提供するため、雨量計や土石流センサーを設置する。 (2) 渓流保全工 渓流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。 ２　地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。 ３　急傾斜地崩壊防止施設 崩壊土砂が流出するのを防止するための防護柵の設置や崩壊斜面への雨水浸入対策等の応急対策工事を行う。
市 （土木都市建設部）	県が実施する復旧対策に準じ必要な対策を実施する。

■ 3-21-6　主な応急復旧措置【治山・林道施設】

実施機関名	応急復旧対策
県 （農林水産部） 市 （産業振興部）	1　治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤及び護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。 2　林道施設 (1) 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 (2) 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 ア　林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 イ　復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 ウ　孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。

■ 3-21-7　主な応急復旧措置【中国電力ネットワーク】

【防災体制の発令・解除の考え方】

区　　分	発令の考え方	解除の考え方
警　戒　体　制 (災害準備対策室)	◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に一定の被害が予測される場合 ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に内被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	○応急対応をする必要がなくなり、かつ山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなった場合
非　常　体　制 (災害対策室)	◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合	○山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなり、かつ大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合	○山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに甚大な被害が発生する恐れがなくなり、かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

〈防災体制の自動発令〉

(1) 山口県内のネットワークセンター担当区域において、震度６弱以上の地震が発生した場合は、防災体制の発令・解除の定めにかかわらず、特別非常体制を自動発令する。

(2) 自動発令は山口ネットワークセンター所長が発令したものとみなす。

(3) 自動発令した特別非常体制の伝達および解除については、防災体制の発令・解除に定めるところによる。

■ 3-21-8　主な応急復旧措置【県営電力施設】

【県営電力施設及び電力の供給先】

電　力　施　設	供　　給　　先
佐波川発電所	中国電力ネットワーク㈱中山変電所に供給

【県営電力施設に関する情報伝達系統図】

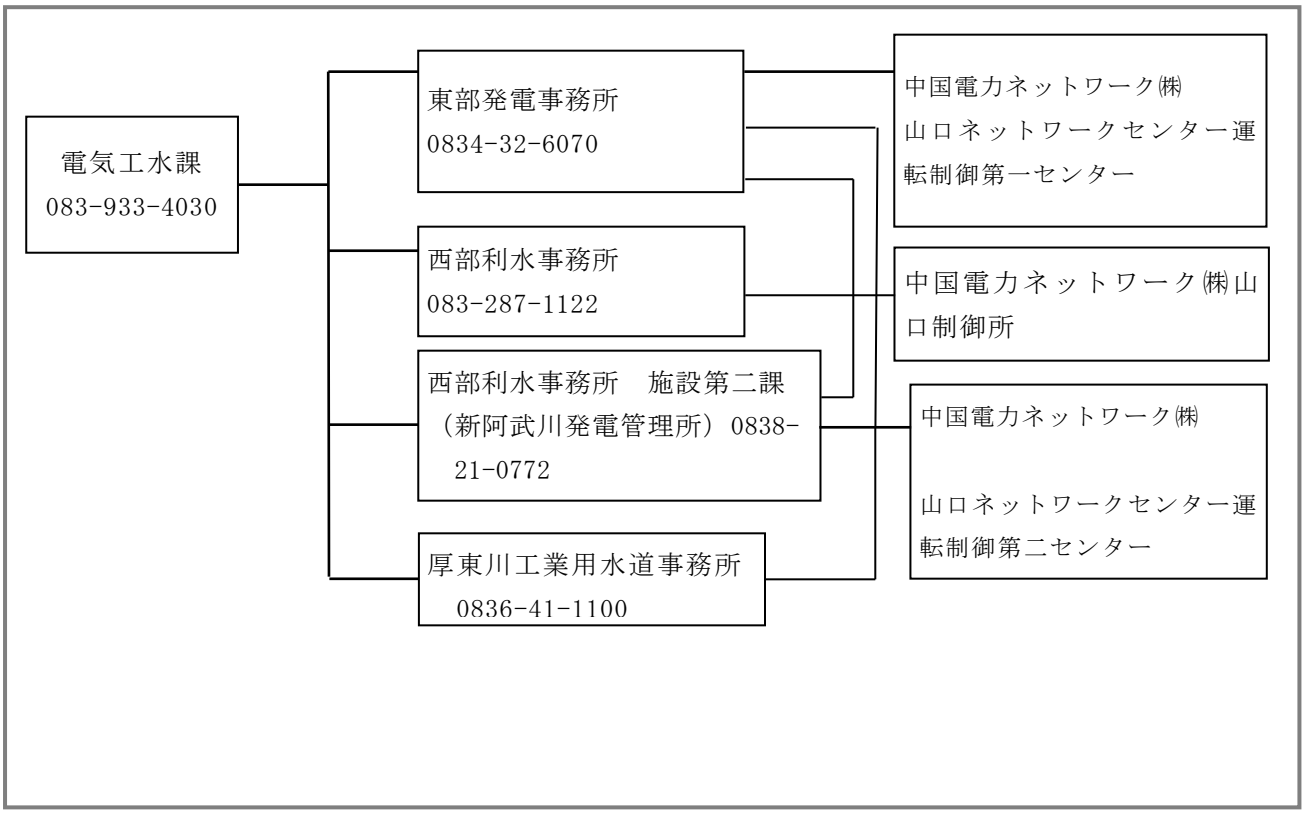

■ 3-21-9　主な応急復旧措置【ガス事業者（旧一般ガス事業者）】

【活動体制】

実施機関名	活　動　体　制
山口合同ガス株式会社	本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。 1　非常災害対策組織及び系統 2　本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 3　地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 4　非常災害時の連絡体制 5　非常時における特別出勤（動員）連絡 6　地区（支店）間相互の応援体制

【主な応急対応措置】

対策事項	実施する活動
1　災害時における初動措置	(1) 県、市防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 (2) 供給設備等の点検 (3) 工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 (4) 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 (5) その他状況に応じた措置
2　応急措置	(1) 本社、各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置に当たる。 (2) 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 (3) 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。 (4) 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 (5) ガス貯蔵施設が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
3　復旧対策	ガス設備の被災に係る保安､応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。 (1) ガス設備の復旧活動 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 ア　工場における復旧作業 イ　整圧器における復旧作業 ウ　高圧・中圧導管の復旧作業 エ　低圧導管と需要家設備の復旧作業 (2) 供給再開時における事故発生防止措置 ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。 ア　工場 ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。 イ　供給施設

対 策 事 項	実 施 す る 活 動
	二次災害を防止するための点検措置を実施する。 ウ　需要家施設 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用を再開する。
4　供給を停止した場合の需要家への周知措置	(1) ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。 ア　ガスの供給を停止したこと。(停止地区をわかりやすく) イ　ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 ウ　ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。 (2) 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。 (3) 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。
5　資機材の調達・応援体制	(1) 資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 ア　取引先、メーカー等からの調達 イ　各事業所間の流用 ウ　他ガス事業者からの融通 (2) 応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、洪水発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。

■ 3-21-10　主な応急復旧措置【水道施設】

【応急対策】

対策項目	措置内容
1　災害復旧用資機材の整備	(1) 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。 (2) 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ日本水道協会山口県支部と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。
2　施設の点検	災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。 (1) 水源施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。 (2) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。 (3) 次の管路等については、優先して点検を行う。 ア　主要送水管路 イ　医療救護施設、避難所及びこれに至る管路 ウ　都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路 エ　河川、鉄道等の横断箇所
3　応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 (1) 水源地 施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 (2) 送水・配水管 ア　漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 イ　管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

【復旧対策】

対策項目	措置内容
1　水源地の復旧活動	水源地の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。
2　管路の復旧計画	災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。 (1) 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、水源地・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。 (2) 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。 (3) 送水・配水管路における復旧の優先順位 ア　第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路 イ　第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路 (4) 給水装置の復旧活動 ア　送水管の復旧及び通水と平行して実施する。 イ　需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。
3　広報活動	(1) 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。 (2) 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。 (3) 活動体制を確立し（責任者を定めるなど)、万全を期すものとする。

■ ３-21-11　主な応急復旧措置【電気通信設備】

【活動体制】

実施機関名	活　　動　　体　　制
ＮＴＴ西日本株式会社	災害が発生した場合には、ＮＴＴ西日本株式会社山口支店が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「ＮＴＴ西日本株式会社災害等対策規定」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

１　災害情報連絡体制の確立

（1）災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図

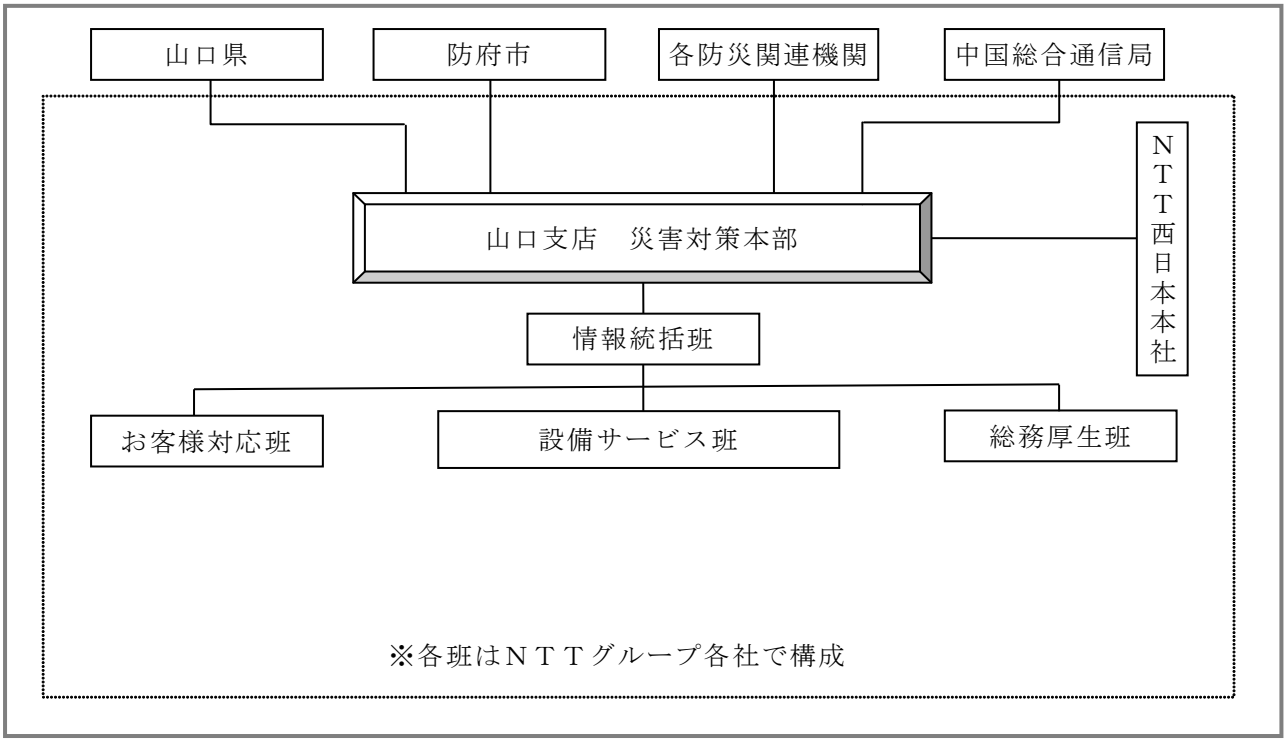

（2）災害情報の収集伝達概要

災害状況等の報告経路	山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにＮＴＴ西日本災害対策組織に連絡する。	
災害対策情報の伝達	山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。	
災害対策情報の広報及び報告	県（災害対策本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は災害対策室）が行う。	
	報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。	
	県へ伝達を要する場合	◆　重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合 ◆　気象警報発表中における一般電話のり障状況等
	伝達様式	省略
災害速報	**災害速報と災害概況**	災害が発生した場合、まず第１報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。
	報告様式	省略
	報告の期間	災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがほぼなくなるまで行うものとする。
	速報の経路	災害速報経路図による。
災害対策組織設置報告	災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正、副各１名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。 連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。	
社内外への災害情報の周知	**社内**	◆　支店内は、店内放送により災害情報を周知する。 ◆　事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。
	社外	◆　総務厚生班から災害情報を提供する。

2　応急対策

災害対策機器の配備	非常用可搬形収容装置類	災害により、山口支店の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。
	無線装置	通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。
	移動電源車	災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。
	応急復旧ケーブル	応急復旧用として各種のケーブルを保持している。
特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受付け	特設公衆電話の開設	救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。
	緊急・非常扱い電報の受付け	◆　非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号115番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。 ◆　緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。
電気通信設備の点検	災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。 ◆　電気通信設備の巡回、点検及び防護 ◆　災害対策用機器及び車両の点検、整備 ◆　応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配	
応急措置	災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。 ◆　臨時回線の作成 ◆　中継順路の変更 ◆　規制等による疎通確保 ◆　災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板(web171)の運用 ◆　特設公衆電話の設置 ◆　その他必要な措置	

3　復旧対策

復旧対策	◆　被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。 ◆　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。 ◆　復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。
災害復旧工事の計画	◆　応急復旧工事 ◆　現状復旧工事 ◆　本復旧工事
復旧の順位等	地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。

■ ３-21-12　工業用水道施設の連絡体制図

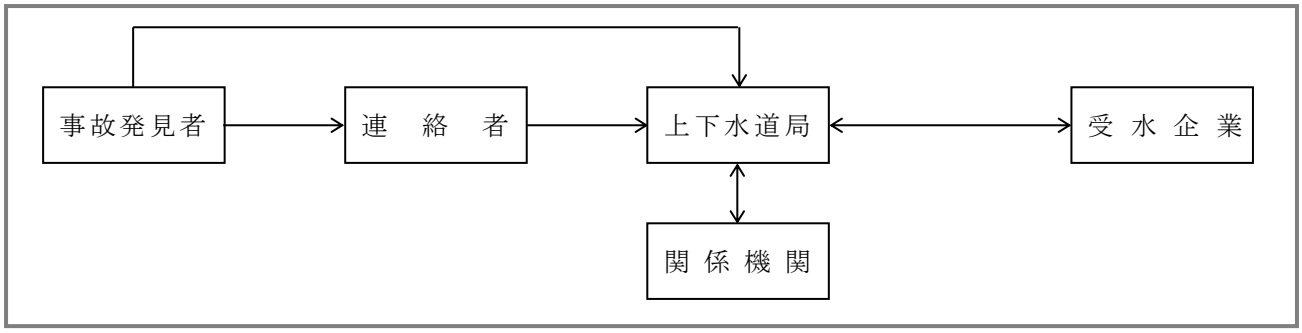

●農林業災害対策

■ ３-22-１　農産物対策全般の実施系統

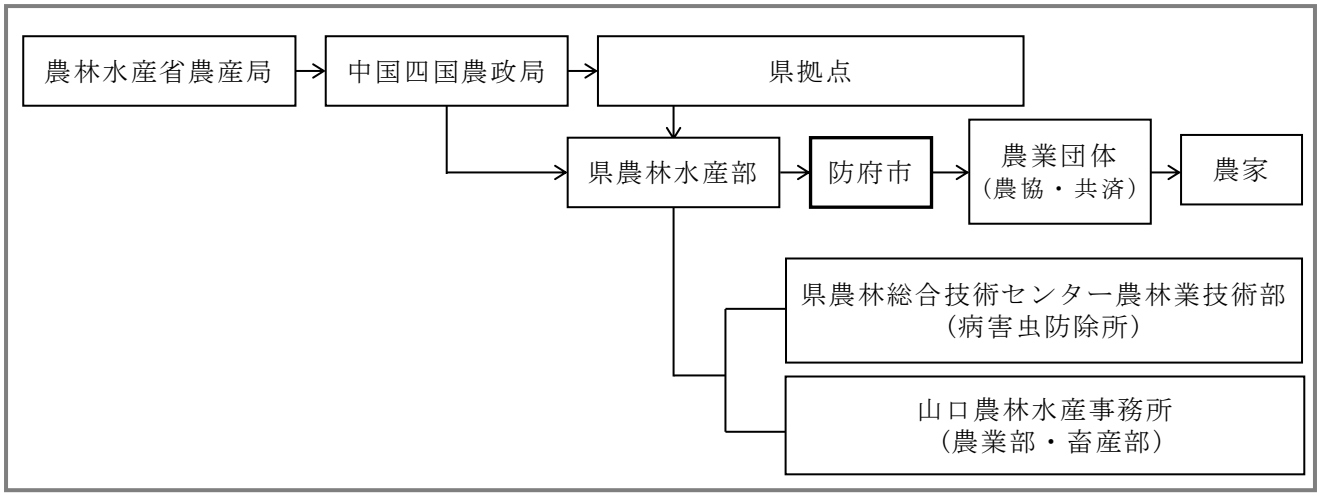

図「農産物対策全般」実施系統

■ ３-22-２　予察の実施体系

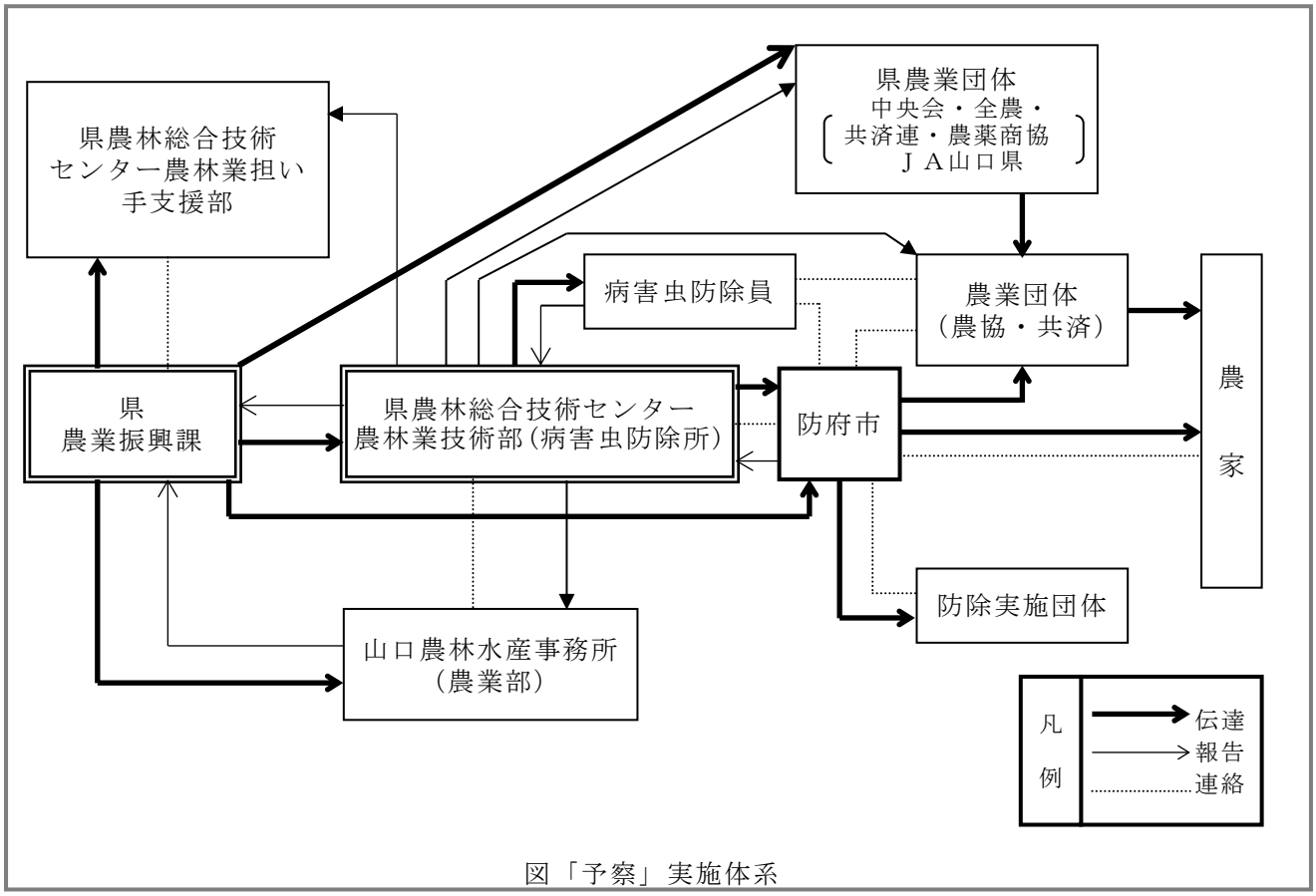

図「予察」実施体系

■ ３-22-３　病害虫防除対策実施体系

病害虫発生時の防除対策実施体系は次のとおりとする。

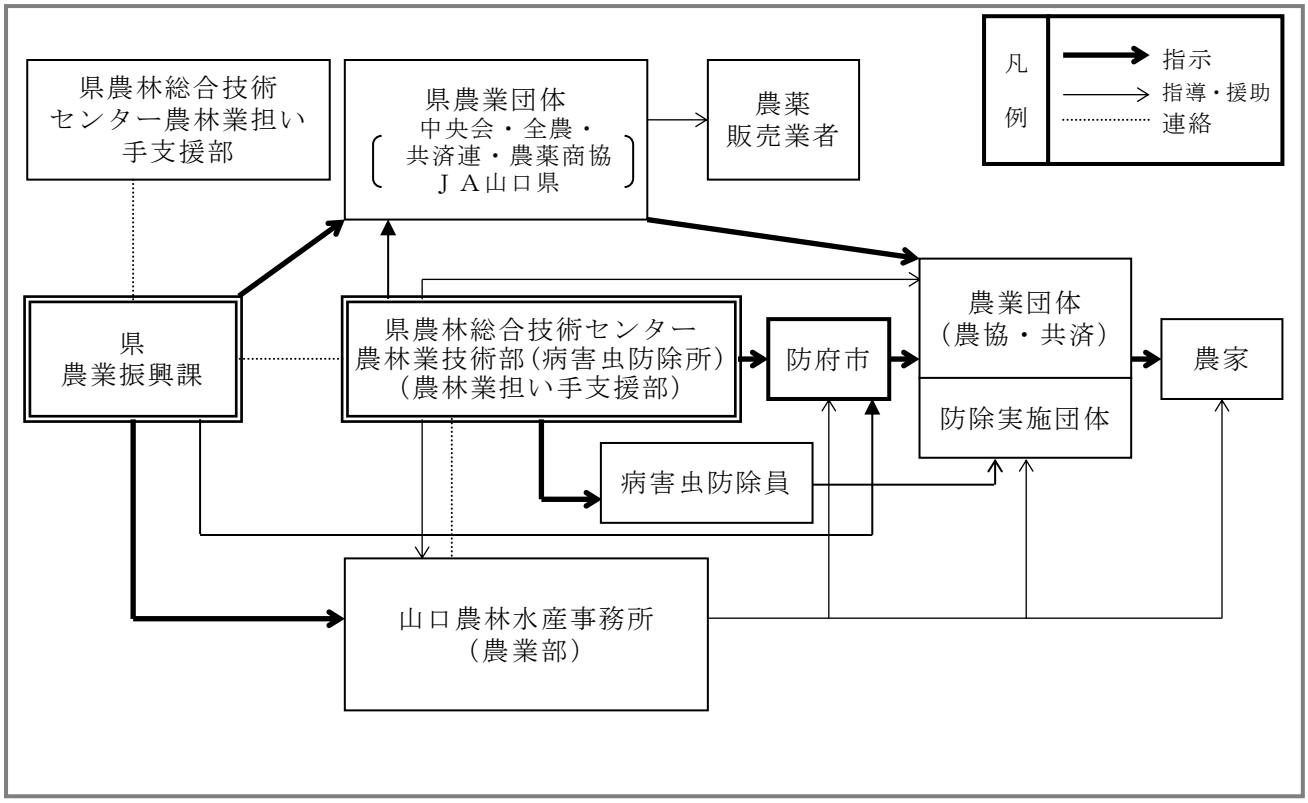

■ ３-22-４　地区家畜防疫対策協議会活動組織

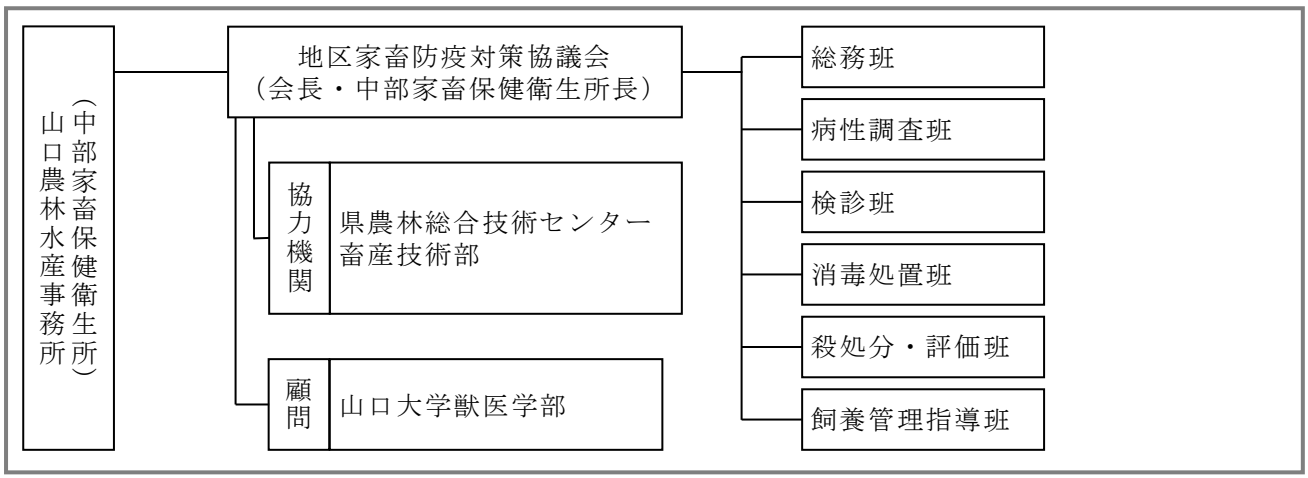

第４　復旧・復興計画

●金融・貸付等

■ ４－１－１　生活相談等受付の措置概要

<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>措　　置　　事　　項</th></tr>
<tr><td>県
（総合企画部）</td><td>
1　各種相談体制の確立
災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。
2　被害相談室の設置
被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を住民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。
(1) 配備課
県民等からの被害相談の窓口として、次の各課は職員を被害相談室に配置する。
• 総合企画部広報広聴課
• 環境生活部県民生活課
• 知事が指名する課
(2) 関係課
県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置する。
なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。
<table>
<tr><th>部　　局</th><th>課　　名</th><th>班　　名</th><th>主な相談業務内容</th></tr>
<tr><td>総務部</td><td>税務課</td><td>各担当班</td><td>税に関すること</td></tr>
<tr><td>環境生活部</td><td>生活衛生課</td><td>指導班</td><td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td></tr>
<tr><td rowspan="4">健康福祉部</td><td rowspan="3">厚政課</td><td>総務管理班</td><td>災害援護資金の貸付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域保健福祉班</td><td>被災者生活再建支援制度</td></tr>
<tr><td>生活福祉資金の貸付</td></tr>
<tr><td>こども家庭課</td><td>青少年・家庭福祉班</td><td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">産業労働部</td><td>経営金融課</td><td>金融支援班</td><td>中小企業に対する災害貸付</td></tr>
<tr><td>労働政策課</td><td>労働福祉班</td><td>勤労者向け生活資金貸付</td></tr>
<tr><td>農林水産部</td><td>ぶちうまやまぐち推進課</td><td>市場・金融班</td><td>農林漁業制度資金の貸付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土木建築部</td><td rowspan="2">住宅課</td><td>民間住宅支援班</td><td>災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）</td></tr>
<tr><td>県営住宅管理班</td><td>被災者に対する県営住宅の提供</td></tr>
</table>
3　発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。
この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。
(1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。
(2) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。
4　通訳ボランティア等の協力を得て、外国人住民に対する相談体制を確立する。
</td></tr>
<tr><td>防府市</td><td>
1　市は、被災者のための相談窓口を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。特に、庁舎では総合相談窓口を設置し、保健、福祉、法律、建築、税等の専門家による相談体制を確保するものとする。
2　解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。
3　県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容への対応の充実に努める。
4　災害ケースマネジメントの実施に努める。
</td></tr>
<tr><td>防府警察署</td><td>警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所あるいは案内所等を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。</td></tr>
<tr><td>指定公共機関
指定地方行政</td><td>支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。</td></tr>
</table>

機　関　名	措　　置　　事　　項
機関	

■ 4－1－2　住宅資金の概要

	融資・資金名		内容
住宅金融支援機構が行う災害関連融資	災害復興住宅融資		地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。 市は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。
	災害予防関連融資	地すべり等関連住宅融資	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第１項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第26条第１項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。
		宅地防災工事資金融資	宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 22 条第２項、第 23 条第１項、第２項、第 41 条第２項、第 42 条第１項、第２項、第 46 条第２項、第 47 条第１項、第２項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第９条第３項、第 10 条第１項、第２項又は建築基準法第 10 条第１項、第３項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。
その他の災害関連住宅資金	生活福祉資金の福祉資金(福祉費)		低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要とする経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。 災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。
	母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金		資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。

■ ４－１－３　各機関の租税の納期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置

実　施　機　関	租税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者等の源泉所得税の徴収猶予
県 （税務課） （市町課） （県税事務所）	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、納期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。
防府市	市が賦課する税目に関して、地方税法及び防府市税条例等に基づき、納期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※　地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

■ ４－１－４　生活福祉資金貸付条件等一覧表

○生活福祉資金貸付条件等一覧　（平成30年8月）

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	（二人以上） 月20万円以内 （単身） 月15万円以内 貸付期間： 原則として3月以内（条件を満たした場合は最長12月）	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後10年以内	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	原則必要 保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	40万円以内	貸付日から6月以内			
	一時生活再建費	60万円以内				
福祉資金	福祉費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内 ※資金の用途に応じて異なる	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	原則必要 保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	10万円以内	貸付日から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費	〈高校〉月3.5万円以内 〈高専〉月6万円以内 〈短大〉月6万円以内 〈大学〉月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要

※　不動産担保型生活資金の貸付対象は、65才以上の世帯に限る。

■　※　低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に限る。

■ 4－1－5　母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費 ※事業の例…飲食業・理美容業・販売小売り業等 母子・父子福祉団体については政令で定める事業	3,470,000円 団体　5,220,000円		1年	7年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金 ※事業の例…飲食業・理美容業・販売小売り業等 母子・父子福祉団体については政令で定める事業	1,740,000円 団体　1,740,000円		6か月	7年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童・子 父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費 例）授業料、書籍代、交通費等（生活費は含まれない）	高等学校、専修学校（高等課程） （自　宅）　45,000円 （自宅外）　52,500円 大学 （自　宅） 108,500円 （自宅外） 146,000円 専修学校（一般課程） 月額 54,000円 （私立を例示）	修学期間中	当該学校卒業後6か月	原則10年以内 専修学校（一般課程）5年以内	無利子
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別…自動車免許の取得に必要な資金 ※一括…知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	月額　68,000円 （特別 460,000円） （一括 816,000円） ※一括…最大12月分相当額を初年度に貸付ける。	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童・子 父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦の扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別…自動車免許の取得に必要な資金（就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段がない場合に限る）	月額　68,000円 （特別 460,000円）	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	無利子

種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
就職支度	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するのに必要な経費 例）被服、履物等の購入費 ※特別…通勤用自動車の購入に必要な資金 （自動車以外の通勤手段が無い場合に限る）	105,000円 （特別 330,000円） （自動車購入のみの場合 340,000円）		１年	６年以内	児童の就職に係る貸付の場合は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年1.0%
医療介護	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 寡婦	医療･介護を受けるために必要となる経費 例）医療保険の自己負担分､通院に要する交通費、医師が必要と認めた按摩･マッサージ等に係る費用等 ※当該医療･介護を受ける期間がおおむね１年以内の場合に限る	医療 340,000円 （特別 480,000円） 介護 500,000円 （特別…貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる場合）		６か月	５年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年1.0%
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得している期間 ②医療･介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間（配偶者のない女子・男子となって７年未満）の生活を維持するのに必要な経費	①の場合　月額141,000円 ②③の場合　月額108,000円 （生計中心者でない場合 月額 70,000円） ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。	①５年以内 ②１年以内 ③配偶者のない女子・男子となって７年未満で259万2千円が限度	期間終了後 ６か月	①原則10年以内 ②５年以内 ③８年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年1.0%
		失業貸付期間（離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態で離職した日の翌日から1年以内）の生活を維持するのに必要な経費	月額 105,000円 ※生計中心者でない場合 月額 70,000円	離職に係る日の翌日から１年を超えない期間	期間終了後 ６か月	５年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年1.0%
	母子家庭の母 父子家庭の父	家計急変者に対する貸付 失業はしていないものの所得が激減した場合に、その間の生活を安定させ、自立を図るために必要な経費	児童扶養手当に準拠した額（全部支給の額）の範囲内 1人につき 44,140円	原則３か月の範囲内	期間終了後 ６か月	措置期間経過後10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年1.0%
住宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し､購入し､補修し､保全し､改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合 （特別 2,000,000円）		６か月	６年以内 特別 ７年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、 年1.0%

種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
転宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するために必要な経費	260,000円		6か月	3年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
就学支度	母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦の扶養する子	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例）被服･履物等の購入費､入学金等 入学金、被服・履物等の購入費 （大学等に進学する場合は受験料も対象）	小学校（所得税非課税世帯に限る） 64,300円 中学校（所得税非課税世帯に限る） 81,000円 高等学校･専修学校(高等課程) 私立自宅外の場合 420,000円 大学・短大・高専･専修学校(専門課程) 私立自宅外の場合 590,000円 修業施設(高卒)自宅外 282,000円		当該学校卒業後6か月	原則10年以内 専修学校(一般課程)・修行施設 5年以内	無利子
結婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童･子 寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	320,000円		6か月	5年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%

注）償　還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還も可能

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年3%の違約金が徴収される。

■ ４－１－６　災害援護資金一覧表

貸　付　対　象	根拠法令等	貸付区分及び貸付限度額	貸　付　条　件
救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が次の額未満の世帯に限る １人　220万円 ２人　430万円 ３人　620万円 ４人　730万円 ５人以上 730万円に世帯人員が１人増すごとに30万円を加算した額 ただし住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	1　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） 2　実施主体 市(条例) 3　経費負担 国　2/3 県　1/3 4　対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害	1　世帯主が重傷（療養に約１か月以上かかる負傷）を負った場合 ①家財・住家とも損害がない場合 150万円 ②家財の損害1/3以上 250万円 ③住家が半壊した場合 270万円 (350万円) ④住家が全壊した場合 350万円 2　世帯主が１に該当する負傷を負わなかった場合 ①家財の損害1/3以上 150万円 ②住家が半壊した場合 170万円 (250万円) ③住家が全壊した場合 （④の場合を除く） 250万円 (350万円) ④住家の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円 (　)は、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	1　貸付申請時期 被害を受けた月の翌月から起算して３か月以内 2　据置期間 ３年 (特別の事情がある場合５年) 3　償還期間 10年 (うち据置期間３年) (特例：据置期間５年、償還期間５年) 4　償還方法 年賦、半年賦又は月賦 5　貸付利率 保証人有　年0% 保証人無　年1.5% 6　連帯保証人 各市町の条例による 保証人を付すか否かは借受人が選択できる。 付す場合は、原則として本市に居住する者他適格要件有り。

■ 4－1－7　災害弔慰金一覧表

<table>
<tr><th>種別</th><th>対象となる災害</th><th>根拠法令等</th><th>支給対象者</th><th>支給限度額</th><th>支給制限・方法等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">災害弔慰金</td><td rowspan="2">1　一つの市町において、住居滅失世帯数が５以上である場合

2　山口県内において住居滅失世帯数が５以上の市町が３以上ある場合

3　山口県内において、救助法が適用された市町が、１以上ある場合

4　救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が２以上ある場合</td><td rowspan="2">1　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

2　実施主体
市
（条例）

3　経費負担
国　1/2
県　1/4
市　1/4</td><td>死亡者の配偶者
〃　子
〃　父母
〃　孫
〃　祖父母
上記のいずれもが存しない場合において、死亡者と同居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹</td><td>1　死亡者が、死亡当時災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合
500 万円

2　その他の場合
250 万円</td><td rowspan="2">1　支給の制限
(1)死亡（障害）が本人の故意又は重大な過失による
(2) 次の規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合
①警察表彰規則
②消防表彰規定
③賞じゅつ金に関する訓令
(3) 条例に基づき市長が支給を不適当と認める場合
2　支給の方法等
市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</td></tr>
<tr><td>災害障害見舞金</td><td>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）次に掲げる程度の障害を有する住民
1　両目が失明した者
2　咀嚼及び言語の機能を廃した者
3　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
4　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
5　両上肢をひじ関節以上で失った者
6　両上肢の用を全廃した者
7　両下肢をひざ関節以上で失った者
8　両下肢の用を全廃した者
9　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</td><td>1　障害を受けた者が、障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった当時、その世帯の生計を主として維持していた場合
250 万円

2　その他の場合
125 万円</td></tr>
</table>

■ ４－１－８　災害見舞金一覧表

県内において発生した災害に係る被災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

【県（厚政課)】

対象となる事項	金額
住家の全壊、全焼又は流出	１世帯につき　１００，０００円
住家の半壊又は半焼	１世帯につき　１００，０００円
死　亡	死亡者１人につき　１００，０００円
重　傷	重傷者１人につき　５０，０００円

また、市内において発生した災害に係る被災者等に対して「防府市災害見舞金等支給要綱」に基づき、見舞金等を支給する。

対象となる事項	金額
災害死亡者	死亡者１人につき　５０，０００円
住家の全壊・全焼・流失	１世帯につき　１００，０００円
住家の半壊・半焼	１世帯につき　５０，０００円
床上浸水	１世帯につき　３０，０００円

■ ４－１－９　被災者生活再建支援法の概要

【県（厚政課）、市、被災者生活再建支援法人】

１　制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

なお、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給の際は、配偶者からの暴力の被害者等が、世帯主である配偶者と別居し、住民票を有しないまま居住していた住宅が被災した場合においても､居住の事実が確認できれば同法上の被災世帯に該当することを踏まえ、適切に対応すること。

ア　法の対象となる自然災害

(ｱ) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

(ｲ) 法の対象となる自然災害の程度

a　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害。

b　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害。

c　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。

d　ａ又はｂの市町を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口 10 万未満に限る。）の区域に係る自然災害。

e　ａ～ｃの区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害。

f　ａ若しくはｂの市町を含む都道府県又はｃの都道府県が２以上ある場合で、５世帯(人口５万人未満の市町にあっては、２世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口 10 万人未満に限る）の区域に係る自然災害。

２　被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア　支援金の支給対象となる被災世帯

前述の１(2)ア(ｲ)a～ｆの自然災害により、

①　住宅が「全壊」した世帯

②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

⑤　半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ　支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の２つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が１人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（(1)ア①に該当）	解体（(1)ア②に該当）	長期避難（(1)ア③に該当）	大規模半壊（(1)ア④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

＊　「中規模半壊世帯」は支給なし

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

＊　「中規模半壊世帯」は上記の 1/2 の額

＊　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円（「中規模半壊世帯」は 1/2 の額）

3　支援金の支給申請等

(1) 申請期間

基礎支援金については災害発生日から起算して 13 月以内、加算支援金については災害発生日から起算して 37 月以内とする。

(2) 申請時の添付書類

ア　基礎支援金：罹災証明書、住民票　等

イ　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。

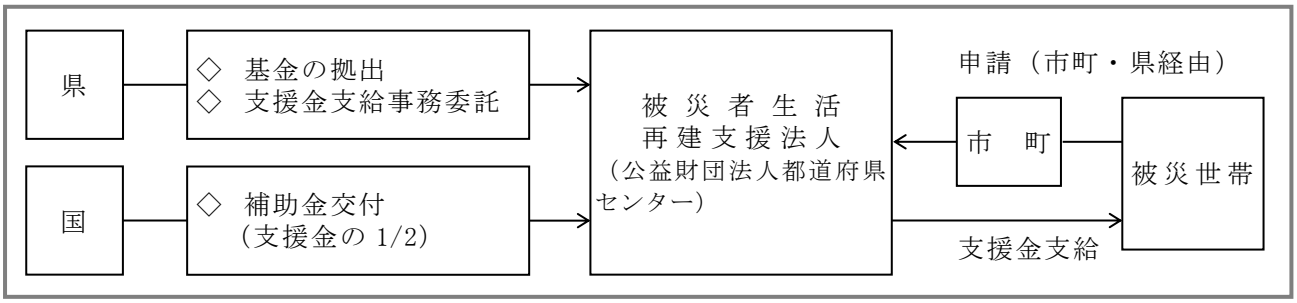

4　山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が１以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合　県 1/2、市 1/2）。

■ 4－1－10　義援金品の受付・保管・配分に係る各機関の措置

1　義援金品の受付

機 関 名	措　　置　　内　　容
県	(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。 (2) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。 (3) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。 　なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。
市	(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。 (2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。 (3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。
日本赤十字社 山口県支部等	市民及び他の都道府県から日本赤十字社等に寄託された義援金について、市及び日本赤十字社山口県支部等において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。

2　義援金品の保管

機 関 名	措　　置　　内　　容
県	(1) 義援金 　災害救助部が受け付けた義援金については、日本赤十字社山口県支部等の口座に入金する。 (2) 義援品 　他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。 　ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。
市	(1) 義援金 　義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。 (2) 義援品 　義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。 　ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。
日本赤十字社 山口県支部等	◆　義援金 　日本赤十字社山口県支部等が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。

3　義援金品の配分

機 関 名	措　　置　　内　　容
県	(1) 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。 (2) 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。
市	市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。 (1) 義援金 ア　市に直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。 イ　罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。 (2) 義援品 ア　義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。 イ　配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。
日本赤十字社 山口県支部等	(1) 日本赤十字社山口県支部等に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。 ただし、災害が２県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。 (2) 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。

■ 4－1－11　災害復旧事業に関する国庫負担の関係法令及び地方債・交付税一覧

1　国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令等は、次のとおり。

(1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法
(5) 海岸法
(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(8) 予防接種法
(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針
（昭和37年８月14日建設省都市局長通達）
(11) 生活保護法
(12) 児童福祉法
(13) 身体障害者福祉法
(14) 知的障害者福祉法
(15) 売春防止法
(16) 老人福祉法
(17) 水道法
(18) 下水道法
(19) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
(20) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
(21) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
(22) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について
（昭和59年９月７日厚生省社会局長・児童家庭局長通知）

2　地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債は、次のとおり。

(1) 補助災害復旧事業債
(2) 直轄災害復旧事業債
(3) 一般単独災害復旧事業債
(4) 地方公営企業等災害復旧事業債
(5) 火災復旧事業債
(6) 小災害復旧事業債
(7) 歳入欠かん等債

3　交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

(1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
(2) 普通交付税の繰上交付措置
(3) 特別交付税による措置

■ ４－１－12　激甚災害に対する特別な財政措置

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 公共土木施設災害復旧事業
(2) 公共土木施設災害関連事業
(3) 公立学校施設災害復旧事業
(4) 公営住宅等災害復旧事業
(5) 生活保護施設災害復旧事業
(6) 児童福祉施設災害復旧事業
(7) 老人福祉施設災害復旧事業
(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
(9) 障害者支援施設等災害復旧事業
(10) 婦人保護施設災害復旧事業
(11) 感染症指定医療機関等災害復旧事業
(12) 感染症予防事業
(13) 堆積土砂排除事業
　ア　地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
　イ　都市街地区域内のその他の堆積土砂排除事業
(14) 湛水排除事業

２　農林水産業に関する特別の助成

(1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）
(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
(7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
(8) 森林災害復旧事業に対する補助
(9) 治山施設災害復旧事業に対する補助

３　中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)による災害関係保証の特例
(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

４　その他の特別の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
(3) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
(5) 水防資材費の補助の特例
(6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
(7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
(8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

●条例等

■ ４－２－１　県災害見舞金支給要綱

１　目的

この要綱は、災害による罹災者等に対する災害見舞金（以下「見舞金」という）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

２　定義

この要綱において「災害」とは、次に掲げることにより被害が生ずることをいう。

（１）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象

（２）（１）以外であって大規模火災等知事が特に認める事象

３　見舞金の支給

県は、県内において発生した災害に係る次の罹災者等に対し、別表に定める額の見舞金を支給する。

（１）災害により住家が全壊、全焼又は流失した世帯に係る罹災者

（２）災害により住家が半壊、半焼した世帯に係る罹災者

（３）災害により死亡者が生じた場合、その遺族

（４）災害により負傷者（重傷）が生じた場合、本人

（５）この要綱における、「世帯」、「住家」、「住家の被害程度」、「死亡」及び「重傷」の認定については、昭和43年６月14日付け結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通達の統一基準によるものとする。

４　災害による死亡の推定

災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のおさまった後３か月間その生死がわからない場合には、この要綱の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

５　支給の制限

見舞金は、次の各号に揚げる場合には支給しない。

（１）住家の全壊、全焼又は流失及び半壊又は半焼の場合

ア　罹災者が、被災家屋を河川敷、急傾斜地崩壊危険区域等に適法な手続を経ずに建築したものであるとき。

イ　罹災者が、被災家屋に不法に居住を開始したものであるとき。

ウ　その他知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。

（２）災害による死亡又は重傷の場合

ア　死亡者の遺族又は重傷者が、他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金の支給を受けるとき。

イ　当該死亡又は重傷が、その者の故意又は重大な過失による場合であるとき。

ウ　災害に際し、市町長又はその他の権限のある者の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。

付　則

１　施行期日

この要綱は、昭和61年４月１日から施行する。

２　要綱の廃止

「災害り災者に対する見舞金支給要綱」（昭和58年10月18日付け社会第834号山口県民生部長通知）は廃止する。

３　経過措置

昭和61年３月31日までに発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成17年９月６日から施行する。

付　則

この要綱は、平成18年３月20日から施行する。

別表

区　　分	金　　額
住家の全壊、全焼又は流失	１世帯につき　　１００，０００円
住家の半壊又は半焼	１世帯につき　　１００，０００円
死亡	死亡者１人につき　　１００，０００円
重傷	重傷者１人につき　　５０，０００円

（注）　５の（２）のアの「他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金」とは、災害弔慰金等であり、県内の市町が独自に支給する見舞金は含まない。

■ 4-2-2　防府市災害見舞金等支給要綱

防府市災害見舞金等支給要綱

平成２年４月１日制定

（目的）

第１条　この要綱は、災害におけるり災者に対し、市が見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、り災者の援護を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における災害の定義は、別表第１のとおりとする。

（支給の対象）

第３条　市長は、市内に住所を有する者で市内において発生した災害に係るり災者のうち次の各号に掲げる世帯に対し、別表第２に規定する災害見舞金等を支給する。

（１）　災害により住家が全焼又は全壊若しくは流失した世帯

（２）　災害により住家が半焼又は半壊した世帯

（３）　災害により住家が床上浸水した世帯

（４）　災害により死亡者が生じた場合の遺族の世帯

（支給の制限）

第４条　災害見舞金等は、次の各号に該当する場合には支給しない。

（１）　当該災害又は災害による死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　当該災害が産業災害又は交通災害によって生じたものである場合

（３）　他の法令その他これに準ずる規定により同趣旨の給付金が支給される場合

（４）その他特別の事情があるため、市長が災害見舞金等の支給が適当でないと認めた場合

（支給の手続）

第５条　市長は、災害が発生したときは、速やかに被害の程度を確認し、り災者が第３条の支給対象に該当すると認めたときは災害見舞金等を支給する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年９月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年７月 27 日から施行する。ただし、改正後の別表第２の規定は、平成 21 年７月 21 日から適用する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

別表第１

区　　分	定　　義
災　　害	地震、風水害その他異常な自然現象及び火災による被害
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいう
世　　帯	生計を同一にしている実際の生活単位をいう
遺　　族	防府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年防府市条例第 45 号）第 4 条の規定を準用する。
全焼・全壊・流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が住家の延床面積の 70%以上に達したもの
半　焼　・　半　壊	住家の損壊又は焼失した部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満に達したもの （全焼・半焼は原則として消防署の火災報告書の判定による）
床　上　浸　水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

別表第２

区　　分	見舞金又は見舞品の額	弔　慰　金　の　額
災　害　死　亡　者		死亡者１人につき 50,000 円
住家の全壊・全焼・流失	１世帯につき 100,000 円	
住家の半壊・半焼	１世帯につき 50,000 円	
床　上　浸　水	１世帯につき 30,000 円	

■ 4－2－3　激甚災害の指定基準

○激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正　昭和　四十年二月　十七日
同　四十七年八月　十一日
同　五十六年四月　十日
同　五十六年十月　十四日
同　五十七年九月　十日
同　五十八年七月　九日
平成　十二年三月二十四日
同　十二年十月三十一日
同　十九年二月二十七日
同　二十一年三月　十日
同　二十八年二月　九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1　法第二章(公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（１）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。

（２）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。

2　法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3　法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るもの

に限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五％を超える災害

（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4　法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A　当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害

B　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。)の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三％をこえる都道府県が一以上あるもの

5　法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五％を超える災害

B　当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇％を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇％を超える都道府県が一以上あるもの

6　法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二％を超える災害

B　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六％を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二％を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7　法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8　法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害

B　次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（1）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害

（2）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害

9　法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。

10　上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注　昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

■ 4－2－4　局地激甚災害の指定基準

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正　昭和四十六年十月　十一日
同　五十六年十月　十四日
同　五十八年六月　十一日
平成　十二年三月二十四日
同　十九年二月二十七日
同　十九年四月　十九日
同　二十年七月　三日
同　二十一年三月　十日
同　二十三年一月　十三日
同　二十八年二月　九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

①　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇ha を超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇％を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注　昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以降に発生した災害について適用。

●復旧対策

■ ４－３－１　主な災害復旧事業一覧

公共土木施設災害復旧事業	その他の災害復旧事業
河川公共土木施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業
海岸公共土木施設災害復旧事業	都市災害復旧事業
砂防設備公共土木施設災害復旧事業	社会福祉施設災害復旧事業
林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業	公立学校災害復旧事業
地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業	公営住宅災害復旧事業
急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業	公立医療施設災害復旧事業
道路公共土木施設災害復旧事業	その他の災害復旧事業
港湾公共土木施設災害復旧事業	
漁港公共土木施設災害復旧事業	
下水道公共土木施設災害復旧事業	
公園公共土木施設災害復旧事業	

個 別 災 害 編

第５　震災対策

●被害想定

■ ５－１－１　山口県の活断層図

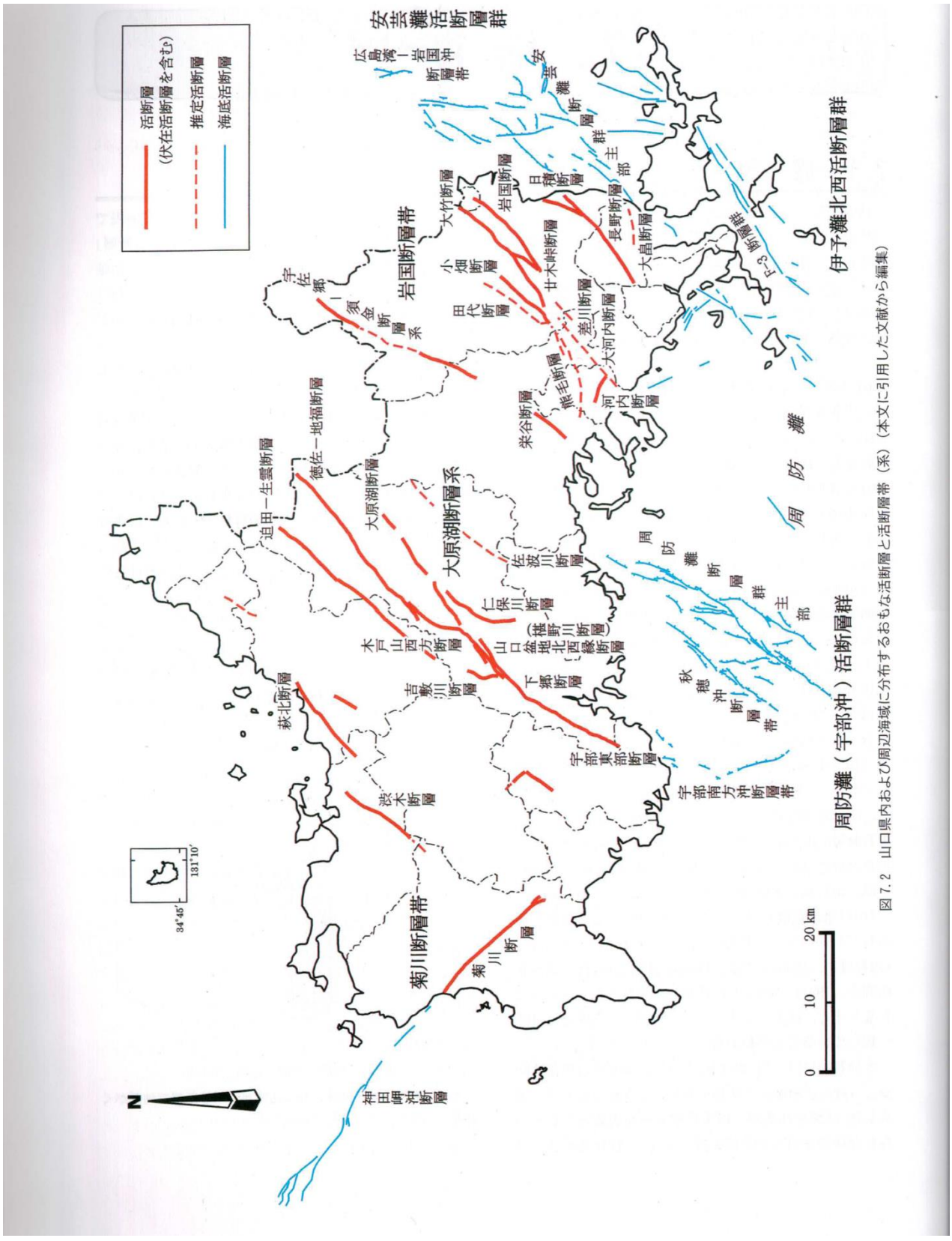

図 7.2　山口県内および周辺海域に分布するおもな活断層と活断層帯（系）（本文に引用した文献から編集）

■ ５－１－２　発災季節と発災時刻の想定

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の３ケースを想定した。

想定するシーンは、対策検討ワーキンググループが南海トラフ巨大地震で設定している発災季節と発災時刻とする。なお、風速については、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速３m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの２ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻［風速］	特　　徴	対象人口
①	冬の深夜 風速３m/s 風速15m/s	• 阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 • 建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 • また、津波からの避難が遅れることにもなる。	夜間人口
②	夏の昼12時 風速３m/s 風速15m/s	• オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 • 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 • 木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速３m/s 風速15m/s	• 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 • オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 • 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。	(0.6×昼間人口) ＋ (0.4×夜間人口)

1 冬の昼12時、風速15m/s

(1)　基礎データ

想定地震		基礎データ					地震動							土砂災害		
		人口（人）		建物棟数（棟）			最大震度	震度別面積率（%）						危険度ランクAの箇所数（箇所）		
		昼間人口	夜間人口	木造	非木造	合計		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	急傾斜地崩壊	地すべり	山腹崩壊
①	南海トラフ巨大地震	114,573	116,611	34,396	22,952	57,348	5強	0.0	0.0	0.0	4.2	48.6	47.3	3	0	0
②	佐波川断層地震	115,316	116,733	43,747	19,421	63,168	6強	0.0	67.9	31.6	0.5	0.0	0.0	197	6	29
③	周防灘断層帯主部の地震	115,316	116,733	43,747	19,421	63,168	6強	0.0	28.7	71.3	0.0	0.0	0.0	145	6	29
④	安芸灘～伊予灘の地震	115,316	116,733	43,747	19,421	63,168	5弱	0.0	0.0	0.0	0.0	67.4	32.6	0	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

1 冬の昼12時、風速15m/s

(2)　建物被害

想定地震		建物被害											
		全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）					火災による建物被害		
		原因別				合計	原因別				合計	出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）
		揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波				
①	南海トラフ巨大地震	0	10	0	209	219	3	52	0	1,470	1,525	0	0	0
②	佐波川断層地震	5,192	423	164	0	5,779	13,495	628	257	0	14,380	10	10	1,282
③	周防灘断層帯主部の地震	3,870	408	138	0	4,416	11,443	606	227	0	12,276	8	8	923
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

1　冬の昼12時、風速15m/s

(3)　人的被害

想定地震	人的被害																				
	死者（人）							負傷者（人）							重傷者（人）　［負傷者の内数］							自力脱出困難者（人）
	原因別						合計	原因別					合計		原因別					合計	
	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	その他		建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	その他		建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	その他		
①　南海トラフ巨大地震	0	(0)	0	0	1	0	1	0	(0)	0	0	13	0	14	0	(0)	0	0	5	0	5	0
②　佐波川断層地震	258	(6)	11	22	0	0	291	2,313	(102)	14	84		13	2,424	258	(22)	7	24		5	294	978
③　周防灘断層帯主部の地震	192	(5)	9	4	0	0	205	1,857	(77)	11	48		12	1,929	193	(16)	6	14		4	216	729
④　安芸灘～伊予灘の地震	1	(1)	0	0	0	0	1	14	(14)	0	0		0	15	3	(3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

1 冬の昼12時、風速15m/s

(4)　ライフライン

想定地震	ライフライン					交通			生活支障				その他施設等							経済被害		
	上水道	下水道	電力	通信	ガス	緊急輸送道路	道路	港湾	1日後			帰宅困難者（人）	重要施設(使用性×)（箇所）			ため池(危険度ランクA)		災害廃棄物発生量（万トン）	孤立集落（世帯）	直接被害（億円）	間接被害（億円）	合計（億円）
	断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回線）	供給停止（戸数）	被害箇所（箇所）	被害箇所（箇所）	被害度がかなり高い（岸壁）	避難所生活者（万人）	食糧需要（万食）	仮設トイレ需要（基）		災害対策拠点	避難拠点	医療拠点	箇所数（箇所）	影響人口（人）					
①　南海トラフ巨大地震	125	634	655	479	0	1	31	1	0.6	2.3	70	4,308	0	0	0	0	0	60	0	682	データなし	
②　佐波川断層地震	104,824	23,388	37,292	1,147	18,473	7	246	12	3.4	9.5	339	8,101	13	111	0	22	7,674	192	24			
③　周防灘断層帯主部の地震	102,464	20,258	46,888	854	0	5	114	12	3.2	8.8	316	8,101	14	101	0	10	4,336	155	24			
④　安芸灘～伊予灘の地震	0	9,118	346	0	0	1	0	0	0.0	0.0	0	8,101	0	0	0	0	0	0	0	2,151	1,968	4,119

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※帰宅困難者は昼間を対象にしているため，表タイトルの発災時刻と異なる。
※重要施設被害の合計欄は、（）内の山口県が管理する施設数を含む。但し、①の南海トラフ巨大地震は、重要施設は県管理施設を除く。
※災害廃棄物発生量は津波堆積物発生量に幅があるため、最大値を採用した結果を示す。

2 冬の早朝5時、風速3m/s　　①は、冬の深夜、風速3m/s

想定地震		建物被害			人的被害																					
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）	災害時要援護者（人）
					原因別						原因別						原因別							
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計		
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0	6	0	6	0 (0)	0	0	2	0	2	0	データなし
②	佐波川断層地震	6	2	117	327 (7)	12	1	0	0	339	2,806 (116)	15	8		0	2,829	315 (25)	7	2		0	325	1,192	104
③	周防灘断層帯主部の地震	4	1	62	243 (5)	10	1	0	0	254	2,255 (88)	12	5		0	2,272	235 (19)	6	1		0	242	888	77
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	16 (16)	0	0		0	16	4 (4)	0	0		0	4	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

3 冬の昼12時、風速3m/s

想定地震		建物被害			人的被害																			
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）
					原因別						原因別						原因別						
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0 (0)	0	0	1	0	1	0 (0)	0	0	13	0	14	0 (0)	0	0	5	0	5	0
②	佐波川断層	10	6	267	258 (6)	11	2	0	0	271	2,313 (102)	14	15		13	2,355	258 (22)	7	4		5	274	978
③	周防灘断層帯主部の地震	8	4	183	192 (5)	9	1	0	0	202	1,857 (77)	11	11		12	1,891	193 (16)	6	3		4	206	729
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	14 (14)	0	0		0	15	3 (3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

4 冬の夕方18時、風速3m/s

想定地震		建物被害			人的被害																			
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）
					原因別						原因別						原因別						
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0	10	2	12	0 (0)	0	0	4	1	4	0
②	佐波川断層地震	9	5	208	269 (6)	10	1	0	1	281	2,353 (97)	13	12		27	2,405	263 (21)	7	3		10	283	998
③	周防灘断層帯主部の地震	7	3	163	200 (4)	9	1	0	1	210	1,890 (73)	11	9		24	1,934	196 (15)	6	3		9	213	743
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	14 (14)	0	0		1	14	3 (3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

5 冬の早朝5時、風速15m/s　　①は、冬の深夜、風速15m/s

想定地震		建物被害			人的被害																				
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）	災害時要援護者（人）
					原因別						原因別						原因別							
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計		
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0　(0)	0	0	0	0	0	0　(0)	0	0	6	0	6	0　(0)	0	0	2	0	2	0	データなし
②	佐波川断層地震	6	6	698	327　(7)	12	3	0	0	341	2,806　(116)	15	27		0	2,848	315　(25)	7	8		0	330	1,192	104
③	周防灘断層帯主部の地震	4	4	418	243　(5)	10	2	0	0	255	2,255　(88)	12	14		0	2,282	235　(19)	6	4		0	245	888	77
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1　(1)	0	0	0	0	1	16　(16)	0	0		0	16	4　(4)	0	0		0	4	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

6 冬の夕方18、風速15m/s

想定地震		建物被害			人的被害																		
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）
					原因別						原因別						原因別						
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0　(0)	0	0	0	0	0	0　(0)	0	0	10	2	12	0　(0)	0	0	4	1	2	0
②	佐波川断層地震	9	9	1,024	269　(6)	10	4	0	1	284	2,353　(97)	13	56		27	2,449	263　(21)	7	16		10	296	998
③	周防灘断層帯主部の地震	7	7	792	200　(4)	9	3	0	1	212	1,890　(73)	11	33		24	1,958	196　(15)	6	9		9	220	743
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1　(1)	0	0	0	0	1	14　(14)	0	0		1	14	3　(3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

■ ５－１－３　南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定

代表地点	南海トラフ巨大地震					周防灘断層帯主部				
	最高津波水位 (T.P.m)	うち(m) 津波波高	最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇下降	最高津波水位 (T.P.m)	うち(m) 津波波高	最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇下降
秋穂漁港（大海地区）	3.2	1.6	308	59	下降	2.8	1.2	20	11	上昇
西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降	2.3	0.7	49	0	上昇
三田尻中関港（中関地区）	3.0	1.4	307	48	下降	2.9	1.3	49	0	上昇
三田尻中関港（三田尻地区）	2.8	1.2	126	51	下降	2.9	1.3	26	0	上昇
富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降	2.8	1.2	53	8	下降

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合30ｍ地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第２位を切り上げ。
※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。
※「海面変動影響開始時間」の欄の０分は、地震発生直後に±20cmの水位変化がある事を示す。

■ ５－１－４　南海トラフ巨大地震による津波の浸水面積

(ha)

１cm以上	30cm以上	１ｍ以上	２ｍ以上	５ｍ以上	10m以上
1,030	912	701	323	－	－

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合
※「－」は浸水なし

●災害対策

■ ５－２－１　落下倒壊危険物対策

物　件　名	対策実施者	措　　置　　等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管　理　者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所　有　者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	所　有　者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外　　壁	所　有　者	落下により通行人に危害を及ばさないように措置する。
大規模空間における天井	所　有　者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所　有　者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。
家　　具	所　有　者	転倒による使用者等への危害及び逃げ遅れが出ないように措置する。

■ ５－２－２　津波災害に対する活動図

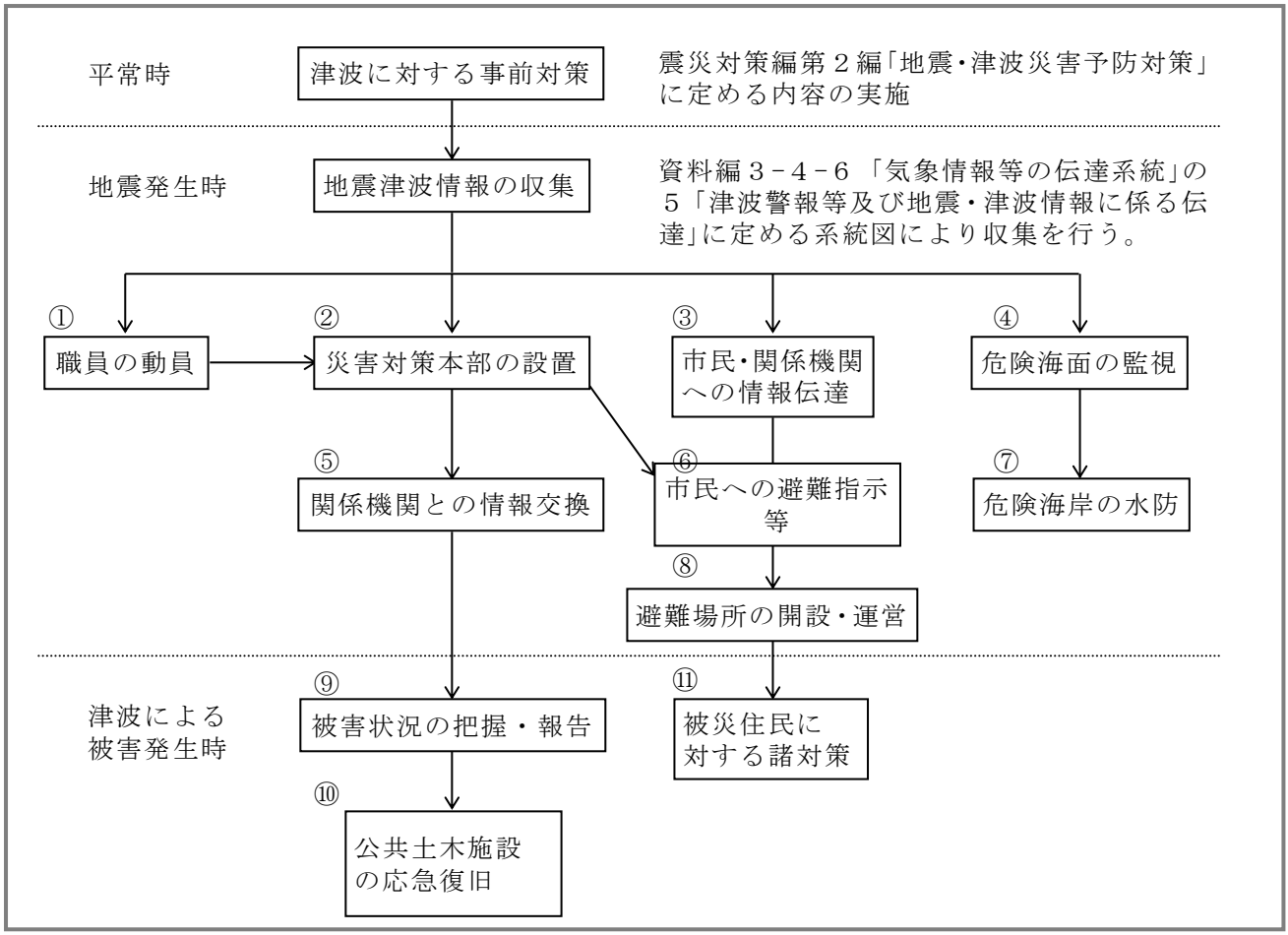

■ 5－2－3　津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置）

番号	活　動　項　目	対応する計画の記述節
1	職員の動員	共通編第２編第３章第１節「市の活動体制の整備」及び共通編第３編第１章第１節「市活動体制の確保」により動員を実施する。
2	災害対策本部の設置	共通編第３編第１章第２節「災害対策本部等の設置・運営等」により設置する。
3	住民・関係機関への情報の伝達	共通編第３編第２章第１節「災害発生直前の情報収集・伝達」により実施する。
4	危険海面の監視	震災対策編第３編第２章第１節第１項「配備体制の決定」に基づき監視を実施する。
5	関係機関との情報交換	共通編第３編第２章第３節第１項「情報収集・伝達連絡体制の確立」に基づき、体制を確保し、又は関係機関との情報交換を実施する。
6	住民の避難指示等	共通編第３編第８章第１節第１項「避難指示等の発令」に基づき実施する。
7	危険海岸の水防	「水防計画」に基づき実施する。
8	避難場所等の開設・運用	共通編第３編第８章第４節「避難場所等の設置・運営」に基づき実施する。
9	被害状況の把握・報告	共通編第３編第２章第３節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき被害状況の把握・報告を実施する。
10	公共土木施設の応急復旧	共通編第３編第22章第１節「公共土木施設の応急復旧」に基づき実施する。
11	被災住民に対する諸対策	該当する必要な応急対策活動は、震災対策編第３編「地震・津波災害応急対策」に基づき実施する。

■ 5－2－4　海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

1　災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置	(1) 所轄海上保安部、消防本部、市等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 　なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、市民に対して避難するよう警告する。 (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 　なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。 ア　大量の油等の流出があった場合 (ｱ) オイルフェンスの展張、その他流出した油等の拡大を防止するための措置の実施 (ｲ) 損傷箇所の修理等、新たな油等の流出防止措置の実施 (ｳ) 損壊タンク内等における残油等の抜取り、移替え等の措置の実施 (ｴ) 流出した油等の回収の実施 (ｵ) 油処理剤の散布等による流出油等の処理の実施 (ｶ) 関係機関への情報連絡・報告 イ　危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合 (ｱ) 損傷箇所の修理の実施 (ｲ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移替え等の措置 (ｳ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施 (ｴ) 火気の使用制限及びガス検知の実施 (ｵ) 船舶にあっては安全な海域への移動等 (ｶ) 自衛消防隊による消火活動の準備 (ｷ) 必要に応じ付近住民への避難警告 ウ　海上火災が発生した場合 (ｱ) 放水、消火薬剤による消火活動の実施 (ｲ) 事故付近の可燃物の除去 (ｳ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施 (ｴ) 火点の制御活動の実施 (ｵ) 船舶にあっては安全な海域への移動等 エ　消防機関、海上保安部等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。
2　海上保安部の措置	(1) 船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油等応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のため、船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 船体並びに流出油等の非常処分の実施 (9) 船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物等の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

3　県の措置

(1) 海上保安部、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め､関係者に伝達する。
(2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部、中国地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。
(3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。
(4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。
(5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。
(6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。
(7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。
　ア　関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援
　イ　化学消火薬剤等の調達確保
　ウ　市町、他県、国等への応援要請
　エ　必要に応じて自衛隊の災害派遣要請
　オ　市町が実施する医療・救護活動等への支援
(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。
(9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制

第１警戒体制（連絡調整会議）	○　本県近海で大量油等流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 ○　沿岸海域で少量の油等流出事故等が発生したとき。 １　体制 応急対策関係課の担当者で連絡調整会議を設置する。 （構成） ・防災危機管理課、消防保安課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚政課、農林水産政策課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課 ・関係出先機関（農林水産事務所、下関水産振興局、港湾管理事務所、土木建築事務所） ２　実施する活動の概要 (1) 早期情報収集体制の確立 ア　海上保安部、警察､自衛隊､その他関係機関等からの情報収集 イ　県所有船舶による情報収集 ウ　県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示 エ　市町（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示 オ　漁協への早期情報収集体制確立の要請 (2) 油等防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検 ア　県、市町保有分 イ　民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分 (3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認 (4) 他県からの応援要請への対応
第２警戒体制（警戒本部）	○　本県近海で大量の油等流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。 ○　県の沿岸海域で油等流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき。 １　体　制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 （構成） ・第１警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 広報広聴課、県民生活課、自然保護課、医療政策課、農林水産政策課、監理課、物品管理課、県警警備課 ・出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。 ２　実施する活動の概要 (1) 海上保安部、自衛隊その他の関係機関からの情報収集

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(2) 県所有船舶による警戒・防除活動
(3) 油等防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）
(4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）
(5) 不足資機材の確保
(6) 他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認（中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定）
(7) 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保
(8) 状況により自衛隊の派遣要請</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制</td><td>○ 流出油等が大量に本県に漂着すると認められるとき。
1 構成
知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。
この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する。
2 実施する活動の概要
(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施
（海上保安部、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等）
(2) 自衛隊の派遣要請
(3) 他県、他機関への応援要請
(4) 復旧・復興対策</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>4 市（消防機関、港湾・漁港管理者）の措置</td><td>(1) 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。
(2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。
(3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は市民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
(4) 沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の指示を行う。
(5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。
(6) 警防規程等に基づき消防隊を出動させ、海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。
(7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。
(8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
(9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
(10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</td></tr>
<tr><td>5 警察の措置</td><td>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動
(2) その他陸上災害に準じての応急対策活動
ア 警戒区域の設定、避難誘導
イ 海上保安部、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施
ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等</td></tr>
<tr><td>6 中国地方整備局の措置</td><td>油等流出事故が発生した場合、要請等を受けて油等回収船を出動させ、防除活動を行う。</td></tr>
<tr><td>7 その他の企業、関係機関・団体、市民等の措置</td><td>消火資機材、油等防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。</td></tr>
</table>

●防災物資・施設・資機材

■ ５－３－１　分団別消防水利の現況

令和６年７月１日現在

種別／分団別	合計	消火栓			防火水槽				
		小計	公設	私設	小計	公設		私設	
						４０ｔ以上	４０ｔ未満	４０ｔ以上	４０ｔ未満
宮　　市	328	304	303	1	24	20	3	1	
三田尻	277	260	231	29	17	13		4	
華　　陽	366	353	329	24	13	12		1	
華　　城	254	233	233		21	17		4	
牟　　礼	274	230	226	4	44	38		6	
向　　島	28	26	26		2	2			
野　　島	14	14	14						
西　　浦	104	97	82	15	7	6		1	
大　　道	130	121	121		9	7		2	
右　　田	141	123	123		18	16		2	
玉　　祖	98	90	90		8	8			
富　　海	57	51	51		6	5		1	
小　　野	10				10	10			
合　　計	2,081	1,902	1,829	73	179	154	3	22	0

●災害対応

■ ５－４－１　市消防機関の系統図

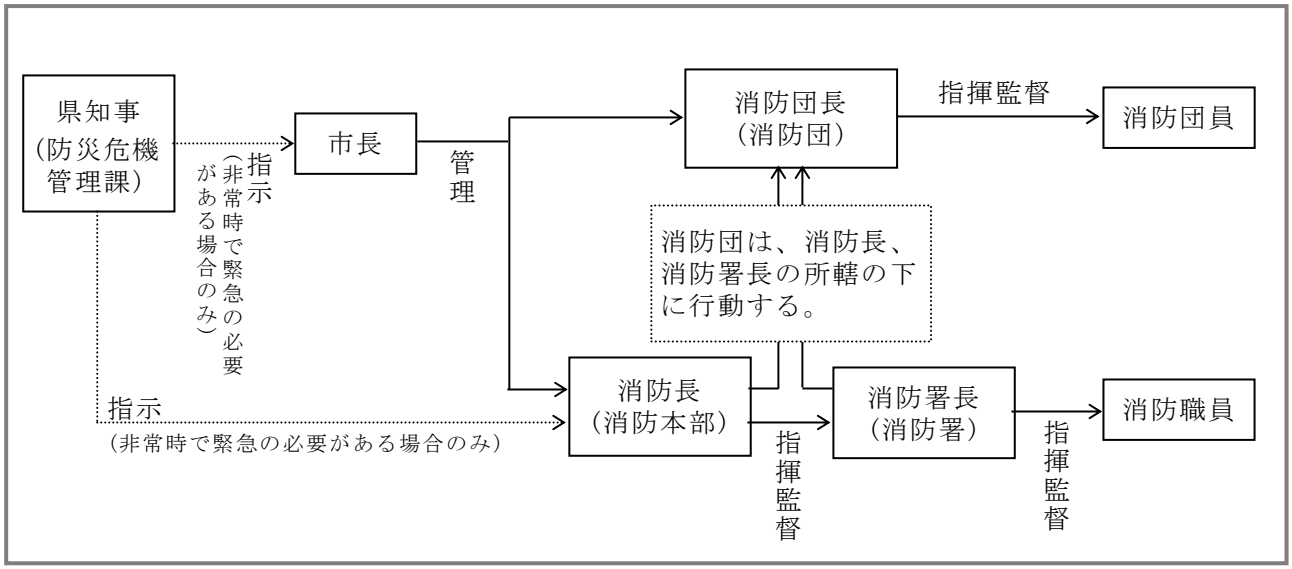

●災害情報の収集・伝達

■ ５−５−１　津波情報に関する伝達文例

（例）

Ａ　こちらは、防府市役所です。
　　ただ今、大きな地震がありました。
　　皆さん落ちついて火の始末をしてください。
　　海岸地域では、津波の危険がありますので直ちに避難の準備を進めてください。
　　避難の必要が生じましたら指示しますので落着いて行動してください。
　　避難場所は○○へ（高台など安全な場所）避難してください。
Ｂ　こちらは、防府市災害対策本部です。
　　○○時○○分大津波警報が発表されました。
　　○○地区の住民の皆さんは、直ちに安全な場所に避難してください。海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
Ｃ　こちらは、防府市災害対策本部です。
　　ただ今地震がありました。
　　海岸に出ている者、沿岸付近の住民の皆さんは、津波の危険がありますので直ちに付近の高い場所に避難してください。
　※１　注意報については、適宜アレンジして注意を促すための広報を行う。
　　２　避難広報は、対象地域を限定して、広報車等で集中的に実施するほか、個別連絡を行うことが望ましい。

■ ５−５−２　放射性物質事故等発生時の伝達系統図

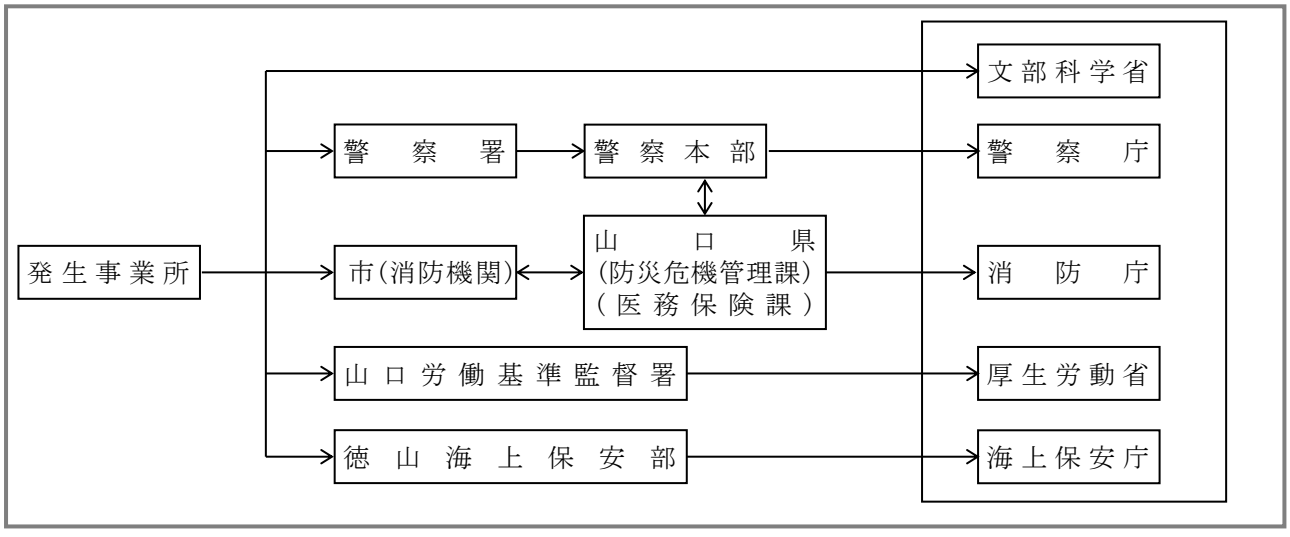

●気象情報等

■ ５－６－１　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

【津波警報等の種類と発表基準及び発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

●危険物の取扱い

■ ５－７－１　危険物の応急対策（石油類等）

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

【市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・施設管理者等】

実　施　者	措　　置　　内　　容
施設の所有者、管理者又は占有者	1　地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (2) 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (3) 地震により、人的･物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防火活動を行う。 (4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 2　地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。 なお、通報手段が途絶えない限り、第１報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が、市民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
市　　長 （消防本部） （防災危機管理課）	1　県へ災害発生について、直ちに通報する。 2　災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 3　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第１２条の３） 4　被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示をする。 5　火災の防御は、市の消防が実施するが、火災の規模又は被害の状況により、市の消防だけでは対応が困難な場合には、県内消防本部、県又は関係機関に対し要請等の措置をとる。

	6　転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。 7　災害の規模又は被害状況によっては、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 8　専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
警　　察	1　県及び市町の消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2　市町長からの要求があったときは、災対法第５９条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。
海上保安部	1　船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 2　危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 3　船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 4　被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対し、同所有者等による救出措置を指導するとともに、必要に応じて船艇による安全な場所への救出措置を講じる。 5　危険物等の防除作業にかかる指導及び船艇による応急防除作業等を行う。

■ ５-７-２　危険物の応急対策(火薬類)

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

【県（産業政策課）・市（消防本部）・警察・海上保安部・指定地方行政機関（中国四国産業保安監督部）・施設管理者等】

実施者	措置内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	１　地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 ２　地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 (1) 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 (2) 搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 (3) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の警告を行う。 (4) 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。 この他５－７－１の場合に準じた措置を講じる。
知事 （産業政策課） 市長 （消防本部）	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 １　製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。 ２　製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。 ３　火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 ４　火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。 （注）緊急措置命令（火薬類取締法第４５条） 経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。
警察	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
海上保安部	５―７―１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
中国四国産業保安監督部	１　火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合、又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。 ２　鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

■ ５－７－３　危険物の応急対策（高圧ガス）

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

【関係事業者・県（消防保安課）・市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・中国四国産業保安監督部】

実　施　者	措　　置　　内　　容
高圧ガス関係事業者	1　地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに。事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難指示等に必要な措置を講じる。 (4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。 2　地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市町、県（消防保安課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第１報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講じる。
知　　事 （消防保安課）	1　地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等 (1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。 (2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。 2　関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。

市　　長 （消防本部） （防災危機管理課）	1　救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。 2　警戒区域・避難指示・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 3　広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。
警　　察	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
海上保安部	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
中国四国産業保安監督部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

■ ５－７－４　危険物の応急対策（放射性物質）

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

【県（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）・市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・施設管理者等】

実　施　者	措　置　内　容
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 １　放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（労働基準監督署、海上保安部）、警察、市町等に通報する。 ２　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市　長 （消防本部） （防災危機管理課）	１　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 ２　放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。 ３　危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ４　消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に、「防府市特殊災害活動マニュアル」に基づき実施する。
知　事 （消防保安課） （環境政策課） （厚政課） （医務保険課） （健康増進課）	１　市町又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。 ２　応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 ３　放射性物質使用病院で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 ４　放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警　察	１　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。 ２　必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部	１　５―７―１危険物の応急対策（石油類等）１～４の措置に準じた措置を講じる。 ２　海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があったときは、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

■ ５-７-５　危険物の応急対策(毒物劇物)

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置を講じる。

【県（薬務課）・市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・製造者等】

実　施　者	措　置　内　容
製　造　者 輸　入　者 販　売　者 業務上取扱者	１　地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 ２　毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏えい、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 健康福祉センター（環境保健所)、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。 この他５－７－１の場合に準じた措置を講じる。
知　事 （薬務課）	１　毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 ２　毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 ３　中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。
市　長 （消防本部） （防災危機管理課）	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告を行う。
警　察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。

第６　風水害対策

●災害危険区域

■ ６－１－１　水防警報区域一覧

１　国土交通大臣が水防警報を発する河川及び区域

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体	延　長	位　置
佐波川	佐波川	国土交通省 山口河川国道事務所長	防府市 山口市	27,870m	左岸 山口市徳地堀字土井の内 2356番の1地先海まで 右岸 山口市徳地堀字北野835 地先から海まで

２　知事が水防警報を発する河川、海岸区域

河川・海岸名	水防警報担当者	管理団体	延　長	位　置
柳　　川	防府土木建築事務所長	防府市	2,800m	二級河川上流端～河口まで
馬　刀　川	〃	〃	2,100m	切石橋～河口まで
山口南沿岸防府市地先海岸	〃	〃	81,771m	

■ 6－1－2　災害による孤立危険区域

番号	孤立危険区域	孤立原因	役場から危険区域に至る路線(名称､幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所の状況	通信設備(双方向における非常連絡の方法)
1	樋渡	大雨による土砂くずれ､道路埋没	㊐　三田尻港徳地線 ㊍　樋渡本畑線 W＝2.6～2.9m	3世帯 3人	小野小学校	一般電話
2	赤山	〃	㊐　山口徳山線 ㊍　片地山赤山線 W=2.8～4.2m	6世帯 12人	〃	〃
3	麻生	〃	㊐　三田尻港徳地線 ㊍　麻生線 W=2.7～4.5m	2世帯 2人	〃	〃
4	本畑	〃	㊐　三田尻港徳地線 ㊍　樋渡本畑線 W=2.6～2.9m	7世帯 7人	〃	〃 同報系防災行政無線
5	小田	大雨による土砂くずれ､道路埋没	㊐　防府停車場向島線 ㊍　小田線 W=1.2～5.1m	54世帯 97人	向島小学校	〃 〃
6	野島	離　島	航路	42世帯 60人	野島小・中学校	一般電話 同報系及び移動系防災行政無線

■ 6－1－3　重要水防箇所及び避難場所

1　河川関係

(1) 国土交通省管理区間

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸 左 右	距離標	延長(m)	種別	重要度 A	重要度 B	重要度 要	重要理由	水防工法
佐波川	防府市	L1	西浦	左	0k000 ～ 0k200	200	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	L2	西浦	左	0k200 ～ 1k100	900	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	L3	西浦	左	0k200 ～ 1k100	900	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L4	西浦	左	1k100 ～ 1k500	400	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	L5	西浦	左	1k100 ～ 1k500	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L6	植松	左	1k500 ～ 1k930	430	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L7	植松	左	1k930 ～ 2k080	150	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L8	植松	左	1k930 ～ 2k080	150	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L9	植松	左	2k080 ～ 2k150	70	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L10	植松	左	2k080 ～ 2k150	70	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L11	植松	左	2k150 ～ 2k670	520	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L12	植松	左	2k670 ～ 2k750	80	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L13	植松	左	2k670 ～ 2k750	80	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L14	植松	左	2k750 ～ 3k600	850	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L15	植松	左	3k300 ～ 3k500	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L16	植松	左	3k600 ～ 3k800	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L17	植松	左	3k600 ～ 3k800	200	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L18	植松	左	3k800 ～ 4k190	390	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L19	植松	左	4k190 ～ 4k300	110	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L20	植松	左	4k190 ～ 4k300	110	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L21	植松	左	4k300 ～ 4k375	75	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L22	植松	左	4k300 ～ 4k375	75	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L23	植松	左	4k375 ～ 4k440	65	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L24	植松	左	4k375 ～ 4k440	65	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L25	植松	左	4k375 ～ 4k440	65	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L26	中泉町	左	4k440 ～ 4k445	5	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L27	中泉町	左	4k440 ～ 4k445	5	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L28	中泉町	左	4k445 ～ 4k600	155	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L29	中泉町	左	4k600 ～ 5k200	600	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L30	泉町	左	5k600 ～ 5k900	300	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L31	泉町	左	5k900 ～ 6k000	100	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L32	泉町	左	6k040 ～ 6k135	95	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L33	新橋	左	6K200 ～ 7K000	800	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L34	新橋	左・右	6k340 ～		工作物		B		余裕高不足	(新橋)

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	L35	本橋町	左	6k600 ～ 7k500	900	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L36	本橋町	左	7K200 ～ 7K600	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L37	東佐波令	左	8k100 ～ 8k300	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L38	東佐波令	左	8k500 ～ 9k900	1400	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L39	東佐波令	左･右	8k850 ～		工作物	A			余裕高不足	(人丸橋)
佐波川	防府市	L40	東佐波令	左	8k900 ～ 9k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L41	東佐波令	左	9K200 ～ 9K400	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L42	上右田	左	9k900 ～ 10k500	600	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L43	上右田	左	10k500 ～ 10k600	100	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	L44	真尾	左	10K600 ～ 12K600	2000	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L45	真尾	左	10k600 ～ 11k500	900	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	L46	真尾	左	10k900 ～ 11k500	600	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L47	真尾	左	10k900 ～ 11k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L48	真尾	左	11k100 ～ 11k300	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L49	真尾	左	11k500 ～ 11k700	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L50	真尾	左	11k700 ～ 11k900	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L51	真尾	左	11k900 ～ 12k100	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L52	真尾	左	12k100 ～ 12k300	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L53	真尾	左	12k200 ～ 12k600	400	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L54	真尾	左	12k600 ～ 12k670	70	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L55	真尾	左	12k600 ～ 12k670	70	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L56	真尾	左	12k670 ～ 12k700	30	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L57	真尾	左	12k700 ～ 13k400	700	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L58	真尾	左	12k800 ～ 13K200	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L59	真尾	左	13k400 ～ 13k900	500	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L60	和字	左	14k300 ～ 14k500	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L61	和字	左	15k000 ～ 15k200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L62	和字	左･右	15k020 ～		工作物	A			余裕高不足	(中央橋)
佐波川	防府市	L63	和字	左	15k500 ～ 16k100	600	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L64	和字	左	16k000 ～ 16k300	300	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L65	和字	左	16k100 ～ 16k200	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L66	和字	左	16k200 ～ 16k300	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L67	和字	左	16k300 ～ 16k500	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L68	和字	左	16k300 ～ 16k400	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L69	和字	左	16k400 ～ 16k700	300	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L70	和字	左	16k400 ～ 16k500	100	旧川跡			要	旧川跡	釜段工

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	L71	和字	左	16k500 ～ 16k600	100	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L72	和字	左	16k500 ～ 16k505	5	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L73	和字	左･右	16k680 ～		工作物		B		余裕高不足	(虹橋)
佐波川	防府市	L74	久兼	左	17k300 ～ 17k500	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R1	佐野	右	0k000 ～ 0k200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R2	佐野	右	0k200 ～ 0k400	200	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	R3	佐野	右	0k400 ～ 1k100	700	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	R4	佐野	右	0k400 ～ 1k100	700	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R5	佐野	右	1k100 ～ 2k240	1140	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R6	佐野	右	1k900 ～ 2k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R7	佐野	右	2k240 ～ 2k360	120	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R8	佐野	右	2k270 ～ 2k360	90	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R9	佐野	右	2k360 ～ 2k400	40	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R10	佐野	右	2k360 ～ 2k400	40	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R11	佐野	右	2k270 ～ 2k400	130	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R12	佐野	右	2k400 ～ 2k420	20	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R13	佐野	右	2k400 ～ 2k420	20	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R14	佐野	右	2k400 ～ 2k420	20	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	R15	佐野	右	2k420 ～ 2k600	180	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R16	佐野	右	2k420 ～ 2k600	180	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	R17	佐野	右	2k600 ～ 2k760	160	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R18	佐野	右	2k600 ～ 2k760	160	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R19	佐野	右	2k760 ～ 2k860	100	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R20	佐野	右	2k700 ～ 2k950	250	越水(溢水)			要	新堤防	(R4築堤)
佐波川	防府市	R21	佐野	右	2k760 ～ 2k860	100	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R22	佐野	右	2k860 ～ 3k400	540	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R23	佐野	右	2k860 ～ 3k400	540	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R24	大崎	右	3k400 ～ 3k800	400	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R25	大崎	右	3k400 ～ 3k800	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R26	大崎	右	3k400 ～ 3k800	400	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R27	大崎	右	3k800 ～ 4k100	300	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R28	大崎	右	3k800 ～ 4k100	300	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R29	大崎	右	4k100 ～ 4k300	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R30	大崎	右	4k100 ～ 4k620	520	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R31	大崎	右	4k620 ～ 4k635	15	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R32	大崎	右	4k620 ～ 4k635	15	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	R33	大崎	右	4k635 ～ 4k820	185	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R34	大崎	右	4k900 ～ 5k000	100	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R35	大崎	右	4k900 ～ 5k100	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R36	大崎	右	5k000 ～ 6k000	1000	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R37	大崎	右	5k000 ～ 5k300	300	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R38	大崎	右	5k300 ～ 5k400	100	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R39	大崎	右	5k500 ～ 5k700	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R40	髙井	右	5k900 ～ 5k980	80	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R41	髙井	右	6k200 ～ 6k230	30	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R42	髙井	右	6k230 ～ 6k400	170	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R43	髙井	右	6k230 ～ 6k400	170	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R44	髙井	左・右	6k340 ～		工作物		B		余裕高不足	(新橋)
佐波川	防府市	R45	髙井	右	6k600 ～ 6k800	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R46	下右田	右	6k860 ～ 7k060	200	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R47	下右田	右	7k000 ～ 7k200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R48	下右田	右	7k100 ～ 7k240	140	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R49	上右田	右	7k240 ～ 7k300	60	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R50	上右田	右	7k240 ～ 7k300	60	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R51	上右田	右	7k300 ～ 7k310	10	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R52	上右田	右	7k340 ～ 7k500	160	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R53	上右田	右	7k600 ～ 7k880	280	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R54	上右田	右	7k880 ～ 7k900	20	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R55	上右田	右	7k880 ～ 7k900	20	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R56	上右田	右	7k900 ～ 8k180	280	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R57	上右田	右	7k900 ～ 8k180	280	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R58	上右田	右	7k900 ～ 8k180	280	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R59	上右田	右	8k180 ～ 8k200	20	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R60	上右田	右	8k180 ～ 8k200	20	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R61	上右田	右	8k200 ～ 8k900	700	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R62	上右田	左・右	8k850 ～		工作物	A			余裕高不足	(人丸橋)
佐波川	防府市	R63	上右田	右	8k900 ～ 9K300	400	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R64	上右田	右	9K500 ～ 9K900	400	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R65	上右田	右	9K900 ～ 10k300	400	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R66	上右田	右	10k130 ～ 10k200	70	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R67	上右田	右	10k430 ～ 10k500	70	旧川跡			要	旧川跡	釜段工

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	R68	上右田	右	10k500 ～ 10k540	40	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R69	上右田	右	10k500 ～ 10k540	40	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R70	上右田	右	10k540 ～ 11k000	460	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R71	上右田	右	10k900 ～ 11k100	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R72	上右田	右	11k100 ～ 11k700	600	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R73	上右田	右	11k200 ～ 11k700	500	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R74	上右田	右	11k700 ～ 12K200	500	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R75	上右田	右	11k900 ～ 12k100	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R76	鈴屋	右	12k100 ～ 12k300	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R77	鈴屋	右	12k200 ～ 12k400	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R78	鈴屋	右	12k400 ～ 12k500	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R79	鈴屋	右	12k500 ～ 12k700	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R80	鈴屋	右	12k700 ～ 13k300	600	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R81	鈴屋	右	12k900 ～ 13k100	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R82	鈴屋	右	13K000 ～ 13K200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R83	鈴屋	右	13k100 ～ 13k300	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R84	鈴屋	右	13k300 ～ 13k344	44	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R85	鈴屋	右	13k300 ～ 13k500	200	水衝・洗堀		B			木流し
佐波川	防府市	R86	鈴屋	右	13k300 ～ 13k344	44	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R87	鈴屋	右	13k344 ～ 13k500	156	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R88	鈴屋	右	13k344 ～ 13k500	156	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R89	鈴屋、奈美	右	13k500 ～ 15k430	1930	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R90	鈴屋、奈美	右	13k500 ～ 13k700	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R91	鈴屋、奈美	右	13k700 ～ 15k430	1730	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R92	鈴屋、奈美	右	13K800 ～ 15K200	1400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R93	奈美	左・右	15k020 ～		工作物	A			余裕高不足	(中央橋)
佐波川	防府市	R94	奈美	右	15k430 ～ 15k500	70	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R95	奈美	右	15k500 ～ 15k900	400	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R96	奈美	右	15k900 ～ 16k000	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R97	奈美	右	15k900 ～ 16k100	200	水衝・洗堀		B			木流し
佐波川	防府市	R98	中山	右	16k200 ～ 16k300	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R99	中山	右	16k300 ～ 16k400	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R100	中山	右	16k400 ～ 16k600	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R101	中山	右	16k600 ～ 16k700	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R102	中山	左・右	16k680 ～		工作物		B		余裕高不足	(虹橋)
佐波川	防府市	R103	中山	右	16k700 ～ 16k900	200	水衝・洗堀	A				木流し

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	R104	中山	右	16k700 ～ 16k800	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R105	中山	右	16k800 ～ 16k900	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R106	中山	右	16K800 ～ 17K000	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R107	中山	右	16k900 ～ 17k100	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R108	中山	右	16k900 ～ 17k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R109	中山	右	17k100 ～ 17k300	200	越水(溢水)	~~A~~	B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R110	中山	右	17k300 ～ 17k400	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R111	中山	右	17k400 ～ 17k700	300	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R112	中山	右	17k400 ～ 17k540	140	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R113	中山	右	17k700 ～ 18k100	400	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R114	中山	右	17k700 ～ 17k900	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R115	中山	右	17k900 ～ 18k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R116	岸見	右	18K100 ～ 18K300	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R117	岸見	右	18k300 ～ 18k400	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R118	岸見	右	18k400 ～ 18k700	300	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R119	岸見	右	18K400 ～ 18K600	200	堤体漏水		B			月の輪工

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸右岸	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所		重要度	番号
				市町	大字等	字					人口	戸数	公共施設	冠水面積(km^2)	第一場所	第二場所		
1	佐波川	十七谷川	防府市	防府市	奈美	鈴屋	左	1,000	堤防断面	積土のう	100人	20戸		0.5	小野小学校	防府サイクリングターミナル	B	1
2	佐波川	十七谷川	防府市	防府市	奈美	鈴屋	右	1,000	堤防断面	積土のう	100人	20戸		0.9	小野小学校	防府サイクリングターミナル	B	2
3	佐波川	剣川	防府市	防府市	下右田	高井	左	1,700	堤防断面	積土のう	1,431人	357戸	2	0.9	右田小学校	右田中学校	B	3
4	佐波川	剣川	防府市	防府市	下右田	高井	右	300	堤防断面	積土のう					右田小学校	右田中学校	B	4
5	佐波川	横曽根川	防府市	防府市	切畑～台道	西山～岩淵	右	2,500	堤防断面	積土のう	358人	106戸	1	0.9	大道中学校	大道公民館	B	5
6	佐波川	横曽根川	防府市	防府市	切畑～台道	西山～岩淵	左	2,500	堤防断面	積土のう					大道小学校	大道公民館	B	6
7	佐波川	坂本川	防府市	防府市	真尾	松尾	左	600	堤防断面	積土のう	64人	20戸		0.06	防府サイクリングターミナル		B	7
8	佐波川	坂本川	防府市	防府市	真尾	松尾	右	600	堤防断面	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	8
9	佐波川	普明寺川	防府市	防府市	真尾	真尾	左	1,220	堤防断面	積土のう	325人	81戸		1.2	防府サイクリングターミナル		B	9
10	佐波川	普明寺川	防府市	防府市	真尾	真尾	右	1,220	堤防断面	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	10
11	佐波川	久兼川	防府市	防府市	久兼	久兼	左	3,140	堤防高	積土のう	130人	60戸		0.4	防府サイクリングターミナル		B	11
12	佐波川	久兼川	防府市	防府市	久兼	久兼	右	3,140	堤防高	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	12
13	佐波川	真尾川	防府市	防府市	真尾	一の瀬	左	2,400	堤防高	積土のう	320人	80戸		0.1	防府サイクリングターミナル		B	13
14	佐波川	真尾川	防府市	防府市	真尾	一の瀬	右	2,400	堤防高	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	14
15	佐波川	甲久保川	防府市	防府市	佐野	若宮	左	300	堤防高	積土のう	80人	20戸	3	0.2	玉祖小学校	玉祖福祉ｾﾝﾀｰ	B	15
16	佐波川	甲久保川	防府市	防府市	佐野	若宮	右	300	堤防高	積土のう					玉祖小学校	玉祖福祉ｾﾝﾀｰ	B	16
17	柳川	柳川	防府市	防府市	牟礼	牟礼	左	1,200	堤防断面	積土のう	1,200人	300戸	3	0.1	牟礼小学校	牟礼南小学校	B	17
18	柳川	柳川	防府市	防府市	牟礼	牟礼	右	1,200	堤防断面	積土のう					牟礼小学校	牟礼南小学校	B	18
19	馬刀川	馬刀川	防府市	防府市	今宿	今宿	左	600	堤防断面	積土のう	2,600人	1,200戸		0.6	国府中学校	牟礼南小学校	B	19
20	馬刀川	馬刀川	防府市	防府市	今宿	今宿	右	600	堤防断面	積土のう					国府中学校	牟礼南小学校	B	20
21	新川	新川	防府市	防府市	富海	朝日、戸田山	左	2,700	堤防断面	積土のう	350人	75戸		0.3	富海小学校	富海公民館	B	21
22	新川	新川	防府市	防府市	富海	朝日、戸田山	右	2,700	堤防断面	積土のう					富海小学校	富海公民館	B	22
計	22か所							33,320										計

(1)　国土交通省　港湾局所管

防府土木建築事務所

番号	海岸名	水防管理団体名	位置	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所	
							人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km^2)	第一場所	第二場所
1	三田尻	防府市	岸津2丁目 4196番20～4508番3	320	高潮	積土のう	39,000人	16,000戸	92	31	国府中学校	牟礼南小学校
2	中関	防府市	三田尻2丁目 28番1～鐘紡町338番14	370	高潮	積土のう					華浦公民館	防府高校
3	中関	防府市	大字浜方字古浜 127番11～138番2	340	高潮	積土のう					陸上競技場	新田小学校
4	中関	防府市	大字浜方字大浜四ノ桝 608番7～608番25	280	高潮	積土のう					中関公民館	中関小学校
計	4か所			1,310								

(2)　農林水産省農村振興局所管

山口農林水産事務所

番号	海岸名	水防管理団体名	位置	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所	
							人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km^2)	第一場所	第二場所
1	西浦	防府市	西浦	3,036	高潮	積土のう	4,086人	908戸		4.2	西浦小学校	華西中学校
2	台道	防府市	台道	2,250	高潮	積土のう	1,700人	370戸		4.1	大道小学校	大道公民館
計	2か所			5,286								

3　危険ため池

令和７年７月１日現在

	ため池	所轄農林事務所等	ため池規模 ※１	受益面積（㎡）	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現場 ※２	避難場所（第一場所）（第二場所）
1	ソウケ堤	山口	5.2	11.9	堤体決壊	積土のう又は切開	14	玉祖福祉センター
			133.0				4	
			4,900				1	
							7.7	
2	一ヶ谷	山口	5.5	2.3	堤体決壊	積土のう又は切開	12	大道公民館
			30.0				4	
			3,300				1	大道小学校
							3.8	
3	玉泉	山口	17.6	41.9	堤体決壊	積土のう又は切開	96	玉祖福祉センター
			66.0				32	
			124.000				1	多々良幼稚園
							31.8	
4	町寄	山口	2.9	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	6	西浦公民館
			27.0				3	
			3,300				1	華西中学校
							3.8	
5	二重町	山口	4.8	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	32	右田公民館
			33.0				16	
			900				0	
							2.0	
6	堂床堤	山口	5.2	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	22	玉祖福祉センター
			23.5				11	
			4,200				0	
							7.6	
7	南原②	山口	4.8	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	4	大道公民館
			25.5				2	
			1,400				0	大道小学校
							5.1	

※１
・ため池規模
　１段目…堤高（m）の数値
　２段目…堤長（m）の数値
　３段目…貯水量（m^3）の数値
※２
・保全対象区域の現場
　１段目…人口（人）
　２段目…戸数（戸）
　３段目…公共施設数
　４段目…冠水面積（k㎡）

4　山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
1	台道下津令	20		市道
2	〃 旦東	2		
3	〃 〃	0		県道
4	〃 遠ヶ崎	20		市道
5	〃 上代	10		
6	〃 凌厳寺	5		有料道路
7	佐野放光	5		市道
8	大崎休場	2		市道、貯水池
9	佐野押地	10		市道
10	〃 山根	10		〃
11	大崎小森	20	学校	市道、その他
12	高井持越	0		国道
13	下右田片山	60	学校	市道
14	牟礼馬床	0		林道
15	東佐波令人丸	0		県道、貯水池
16	〃 寺山	5	学校	
17	多々良一丁目	10		市道
18	迫戸天神山	20		〃
19	桑山	20		県道
20	西浦黒山	1		市道
21	〃 黒山西	20		〃
22	〃 黒山南	20		〃
23	田島白浜	30		〃
24	〃 岡庄	20		〃
25	〃 岡条	20		〃
26	向島丸山	6		県道
27	〃 本村	30		〃
28	〃 〃	30		〃
29	富海茶臼山	2		鉄道
30	江泊末田	10		国道
31	富海梶野	3		市道、鉄道
32	〃 梶野 2	20		市道、有料道路

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
33	台道国ヶ原	2		市道
34	〃 長沢	0		市道、その他
35	大崎奥長尾	20		市道
36	台道西山	10		
37	上右田下迫	8		
38	上右田三谷	0		林道
39	多々良一丁目	4		
40	江泊下西山	3		
41	大崎姫山	3		
42	高井持越	0	火葬場	
43	東佐波令寺山	2		
44	多々良二丁目	2		
45	東佐波令国分寺	5		
46	東佐波令人丸	0		市道

(2) 崩壊土砂流出危険地

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
1	台道今津令	10		市道
2	〃 下津令	1		
3	〃 木床	10		市道
4	〃 大原	6		〃
5	〃 〃	10		〃
6	〃 津山	15		国道
7	〃 長沢	15		国道、市道
8	〃 小俣	10	病院	県道
9	〃 花ヶ岳	10		有料道路
10	切畑西山	10		市道
11	〃 〃	10		〃
12	〃 東畑	10		県道
13	〃 斧磨	15		市道
14	〃 〃	15		〃
15	台道上代	10		〃
16	〃 岩淵	3		
17	〃 〃	30		市道、有料道路
18	〃 原	10		市道
19	〃 岩淵	40	学校	国道、市道
20	〃 〃	6		国道
21	佐野若宮	30		市道
22	〃 押地	7		〃
23	大崎前手斧磨	10		〃
24	〃 奥長尾	20		〃
25	〃 自由ヶ丘２	200		〃
26	〃 山田	50		〃
27	大崎山田	100		〃
28	〃 〃	50		〃
29	〃 〃	50		〃
30	高井大日	20	病院	〃
31	下右田勝坂	15		国道
32	高井勝坂	100		〃
33	〃 〃	100		国道、貯水池

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
34	下右田片山	50	学校	市道
35	〃　〃	16	〃	〃
36	上右田新町	60	その他	県道、市道
37	〃　上山	2	〃	
38	〃　〃	7	〃	
39	〃　田の口	60		県道、市道
40	〃　和田	30	その他	〃
41	〃　〃	30		県道
42	〃　〃	12		県道、市道
43	〃　峪	10		〃
44	鈴屋平	20		県道
45	奈美十七	30		〃
46	〃 奈美	10		〃
47	中山中山下	5		県道、市道
48	〃 中山上	10		県道
49	奥畑樋渡	6		県道、市道
50	〃 魚切	7		市道
51	〃 本畑	5		〃
52	〃 大迫	10	その他	〃
53	〃 打道	7		〃
54	〃 麻生	12		〃
55	久兼西河内	8		〃
56	〃 兵瀬	20	その他	県道
57	〃 中村	7		県道、市道
58	〃　〃	15		市道
59	〃 笹原	9		〃
60	〃 中村	10		県道
61	〃　〃	5		〃
62	〃 尾叩	20		〃
63	和字和字	17		県道、市道
64	和字和字	9		県道
65	〃 下和字	7		県道、市道、林道
66	〃 和字	7		県道、市道
67	〃　〃	4		県道

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
68	真尾松尾	20		県道、市道
69	〃 上田	20		市道
70	〃 一の瀬上	12		〃
71	〃 石原	8		県道、市道
72	真尾石原	20		県道、市道
73	〃 大景	21		〃
74	上右田下迫	10		〃
75	〃 下迫下	5	その他	県道
76	〃 矢筈	0		〃
77	東佐波令畑	30		県道、市道
78	〃 人丸	10		林道
79	牟礼畑峠	0		〃
81	〃 敷山	50		市道
82	〃 〃	50		〃
83	〃 〃	20		〃
84	〃 後迫	20		〃
85	〃 坂本	50		〃
86	〃 〃	100		〃
87	〃 大谷口	15		農道
88	〃 貸草	100		市道
89	〃 〃	100	その他	〃
90	〃 〃	80	学校	〃
91	江泊浮野	100		国道、市道
92	〃 末田	50		国道、市道、鉄道
93	〃 〃	20		国道、市道
94	富海梶野	20		市道
95	〃 門前中	40		国道
96	〃 地吉	20		有料道路
97	〃 石原	30		県道、市道
98	〃 戸田山下	15		市道
99	〃 野島	40	その他	〃
100	〃 大浜	0		林道、鉄道
101	江泊江泊	20		市道
102	〃 大内	100		国道、市道、鉄道

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
103	〃 沖ノ原	20		市道
104	多々良多々良	10		〃
105	東佐波令天神山	20	学校　その他	〃
106	〃　瀬波戸	14		県道、市道
107	田島中関	20		市道
108	向島丸山	13		県道
109	野島野島	40	その他	市道
110	鈴屋八幡谷	20		
111	台道大原	0		市道、農道
112	切畑才の河内	20		林道
113	牟礼敷山	30		農道
114	和宇大河内	11		県道
115	高井勝坂	50		国道
116	久兼久兼西	6		県道
117	切畑八ヶ迫	12		市道
118	大崎山田	3		県道
119	高井勝坂	20		国道
120	切畑大迫	10		市道
121	奈美松ヶ谷	56		県道
122	下右田剣川	10		国道
123	上右田田ノ口	42		県道、市道
125	佐野押地	11		市道、林道
126	切畑上才ノ河	3	その他	県道、市道、林道
127	久兼久兼上	7		市道
128	下右田剣川	13		国道、林道
129	高井前平	110		県道、市道
130	佐野押地	12		市道、林道
131	奈美大井谷	42		県道、市道
132	大崎奥長尾	9	その他	市道
133	奈美松ヶ谷	56		県道、市道、林道

5　土石流災害危険地区

(1)　砂防指定地関係災害危険箇所

番号	渓流名			位置	保全対象区域の現況			避難場所
	水系名	河川名	渓流名		人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
1	佐波川	佐波川	樋渡川	奥畑大迫	5		市道　900	小野小学校
2	〃	〃	中山谷渓流	中山	15		県道　200	〃
3	〃	〃	中山谷川	〃	8		〃　100	〃
4	〃	〃	久兼川	久兼笠原	14		〃　4,100	〃
5	〃	久兼川	滝の本川	久兼赤山	8		〃　700	〃
6	〃	佐波川	奈美川	奈美松ヶ谷	32	保育園１	市道　200	〃
7	〃	〃	真尾川	真尾堀溝	2			真尾公会堂
8	〃	〃	十七谷川	鈴屋	25		県道　500	小野小学校
9	〃	十七谷川	十七渓流	〃	5			〃
10	〃	〃	平西川	〃				〃
11	〃	〃	平川	〃	11		県道　400	〃
12	〃	〃	西平谷川	平	15		〃　800	〃
13	〃	八幡谷川	八幡谷渓流	宮ノ馬場	7		〃　300	〃
14	〃	佐波川	峪川	上右田峪	5		〃　200	ライフケア高砂
15	〃	普明寺川	壹谷川	〃　石原	7		市道　100	真尾公会堂
16	〃	佐波川	三谷川	〃　三谷	22	公会堂１	県道　200 市道　400	右田福祉センター
17	〃	清水川	阿部谷川	〃　田ノ口	17		県道　400 市道　300	〃
18	〃	佐波川	剣川	下右田勝坂	10		国道　200	右田中学校
19	〃	剣川	持越渓流	〃	8		国道　1,000	〃
20	〃	須川	素川	大崎山田	9		県道　1,000	玉祖小学校
21	〃	横曽根川	押地川	切畑上ノ庄	7		〃　400	大道小学校
22	〃	〃	弥研谷川	〃　西山	9		〃　100	〃
23	〃	〃	市ヶ谷川	〃　〃	7	病院１	県道　200 市道　1,400	〃
24	〃	〃	西金寺川	台道小俣	2			〃
25	〃	〃	斧磨渓流	切畑東畑	6		市道　400	〃
26	河内川	河内川	河内川	台道下津令	4		〃　300	高川学園
27	〃	〃	国ヶ原川	〃　大原	4		〃　300	〃
28	河内川	河内川	木床渓流	〃　木床	5		〃　400	〃
29	新立川	新立川	新立川	台道	2			旦西会館
30	新川	新川	新川	富海戸田山	3		市道　200	富海中学校
31	鮎児川	樊上川	樊上川	富海				〃

番号	渓流名			位置	保全対象区域の現況			避難場所
	水系名	河川名	渓流名		人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
32	柳川	柳川	柳川	牟礼				牟礼公民館
33	手水川	多々良川	多々良川	多々良一丁目	22			松崎小学校
34	迫戸川	迫戸川	迫戸川	迫戸町			市道 1,000	佐波中学校
35	砂川	砂川	砂川	田島遠藤	26		〃 600	中関公民館
36	野島川	野島川	野島川	野島戸倉	50 以上		〃 1,600	山口県漁業協同組合吉佐支店野島支所
37	中村川	中村川	中村川	向島郷ケ崎				向島公民館
38	江川	寺山川	寺山川及び支川	国分寺	6		市道 600	松崎小学校
39	柳川	柳川	大谷川	牟礼大光寺原				牟礼公民館
40	奥の院川	奥の院川	奥の院川	浜方				中関公民館
41	鮎児川	鮎児川	鮎児川	富海門前	10		国道 200 ＪＲ 200 市道 1,100	富海公民館
42	江川	江川	江川(支川)	東佐波令	11	高校１	市道	松崎小学校
43	佐波川	横曽根川	上代川	台道	14		〃	大道小学校
44	〃	〃	切畑川	切畑	6		〃	〃
45	水尻川	水尻川	水尻川	江泊	11		〃	牟礼南小学校
46	末田川	末田川	おこん川	江泊末田	21		国道 200	〃
47	柳川	柳川	上坂本東中川	牟礼上坂本	1	老人憩の家		牟礼中学校
48	佐波川	佐波川	和字川	和字	7		県道 200	右田福祉センター
49	〃	〃	下和字川	〃	10		〃 200	〃
50	〃	剣川	塚原川	下右田塚原		小学校１		右田中学校
51	新川	新川	戸田山川	富海				富海公民館
52	佐波川	剣川	神里川	高井				右田中学校
53	〃	真尾川	上田南川	真尾				真尾公会堂
54	〃	剣川	神里川南	高井				右田中学校
55	〃	〃	勝坂渓流	下右田				〃
56	〃	普明寺川	石原川	真尾	33			真尾公会堂
57	〃	〃	石原１	真尾				〃
58	〃	〃	石原南川	真尾				〃
59	佐波川	剣川	勝坂１	高井	4		国道	右田公民館
60	〃	阿部谷川	新町奥谷川	上右田	28		県道 220	右田福祉センター
61	〃	須川	山田上川	大崎			県道	右田公民館
62	〃	真尾川	矢筈ヶ岳東	真尾				真尾公会堂

番号	渓流名			位置	保全対象区域の現況			避難場所
	水系名	河川名	渓流名		人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
			谷川					
63	〃	佐波川	和田川	上右田				右田福祉センター
64	〃	〃	中山東谷川	中山				小野小学校
65	〃	大井谷川	大井谷川	奈美				〃
66	〃	阿部谷川	中山北川	上右田				右田福祉センター
67	〃	剣川	勝坂２	下右田				右田中学校
68	〃	〃	勝坂小川	下右田				〃
69	柳川	柳川	新長尾川	牟礼				牟礼中学校
70	佐波川	剣川	自由ヶ丘１	大崎				玉祖小学校
71	〃	佐波川	中山上川	中山	7		県道	小野小学校
72	〃	坂本川	坂本谷川	真尾				真尾公会堂
73	新川	新川	富海石原川	富海	54		市道　200	富海中学校
74	佐波川	佐波川	峪東谷川	上右田	5	公民館１	県道　184	ライフケア高砂
75	〃	〃	右田ヶ岳中谷川	下右田	49	病院１	県道　340	右田中学校
76	柳川	柳川	上坂本東大川	牟礼	54	老人憩の家１	県道　255 市道　200 ＪＲ　210	牟礼中学校
77	佐波川	普明寺川	石原南谷川	真尾	37		県道　226 市道　466	真尾公会堂

■ ６－１－４　地すべり防止区域

平成 30 年８月１日現在

番号	区域名	所在地	区域の面積	保全対象区域の現況			避難場所
				人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
1	上地	西浦赤石	5.10	7		市道　140	華西中学校
2	中浦下庄	田島	55.87	88		県道　400 市道　1860	中浦自治会館
3	中村	久兼	10.25	11		市道　258	小野小学校

●警戒区域の設定

■ ６－２－１　災害危険区域の設定基準

１河川海岸関係	◆　設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか１つの基準以上のものが設定されている。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100ｍ以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が10ha以上のもの
２漁港区域関係	◆　設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものが設定の基準とされている。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ ◆　設定の状況 山口南沿岸は、高潮に重点がおかれている。
３地すべり危険箇所	◆　設定の基準 「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」という。
４地すべり防止区域	◆　設定の基準（地すべり等防止法第３条） (1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域の面積が５ha（市街化区域にあっては２ha)以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの ア　多量の崩土が、渓流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの イ　鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ウ　官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの エ　貯水量30,000m^3以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの オ　人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの カ　農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行なうため、特に必要がある場合

５防災重点農業用ため池	(1) 設定の基準 ア　農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの イ　上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの ※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点農業用ため池から行政所有のため池を除いたもの
６危険ため池	◆　設定の基準 防災重点農業用ため池のうち、老朽化したため池であって、次のいずれか１つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家１戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 (1) 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) (2) 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損又は漏水） (3) 余水吐の老朽化及び断面不足（破損又は断面不足） ◆　設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。
７山地災害危険地区	◆　設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家１戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりＡ、Ｂ、Ｃに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…渓流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区 ◆　設定の状況 資料編１－４－１「重要水防箇所及び避難場所」を参照のこと。
８砂防指定地	◆　設定の基準（砂防法第２条） 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。

９急傾斜地崩壊危険区域	◆　設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条） （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第１条の２） 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。 (1) 高さ５ｍ以上であること。 (2) その崩壊により、５戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。
10道路橋りょう部事前規制区間	◆　設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。
11災害による孤立危険地区	◆　設定の基準 災害を受けた場合次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋りょうが決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区
12土砂災害警戒区域	◆　設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域 (1) 急傾斜地の崩壊 ア　傾斜度が30°以上で高さが５ｍ以上の区域（急傾斜地） イ　急傾斜地の上端から水平距離が10ｍ以内の区域 ウ　急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍（50ｍを超える場合は50ｍ）以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が２°以上の区域 (3) 地すべり ア　地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) イ　地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250ｍを超える場合は250ｍ）の範囲内の区域

13土砂災害特別警戒区域	◆　設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損害が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として次の基準に該当するもの (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動または堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域

第 7　火災対策

●災害危険区域

■ 7－1－1　防火重点地域

番号	地　区　名	地　域　（自　治　会）
1	宮　市　地　区	松崎町の一部
2		宮市町及び迫戸町の一部
3		上天神町及び栄町二丁目の一部
4	三　田　尻　地　区	自力町及び三田尻本町の一部
5	中　関　地　区	新地
6	向　島　地　区	郷ヶ崎第１・第２、郷ヶ崎中、郷ヶ崎西及び中村の一部
7	西　浦　地　区	新地西及び里木舟の一部
8		新地東及び里木舟の一部
9	富　海　地　区	中市、浦開作、小路口及び東浜の一部
10	大　道　地　区	大繁枝の一部
11	野　島　地　区	野島西の一部
12		野島中及び野島東の一部

○防火重点地域設定基準

1	水槽付消防ポンプ自動車の進入が可能な道路から地域の中心までが５０ｍ以上の消防活動が困難である地域
2	中心部から１４０ｍ以内において水利部署が困難である地域
3	木造建築物が多く存在し延焼危険が高く、気象条件により大規模火災に進展する危険性が高いと判断される地域を単位とし、１０，０００㎡を超える地域
4	その他、避難上、火災防御上困難性のある地域

●防災組織

■ 7－2－1　防府市の消防組織及び編成

1　組織

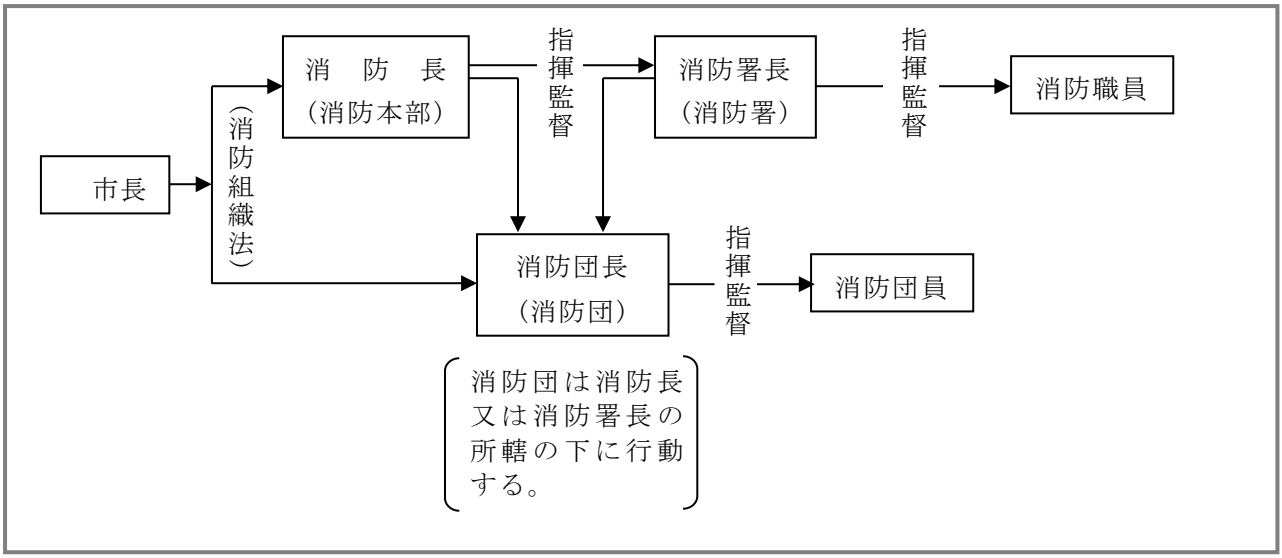

2　部隊編成

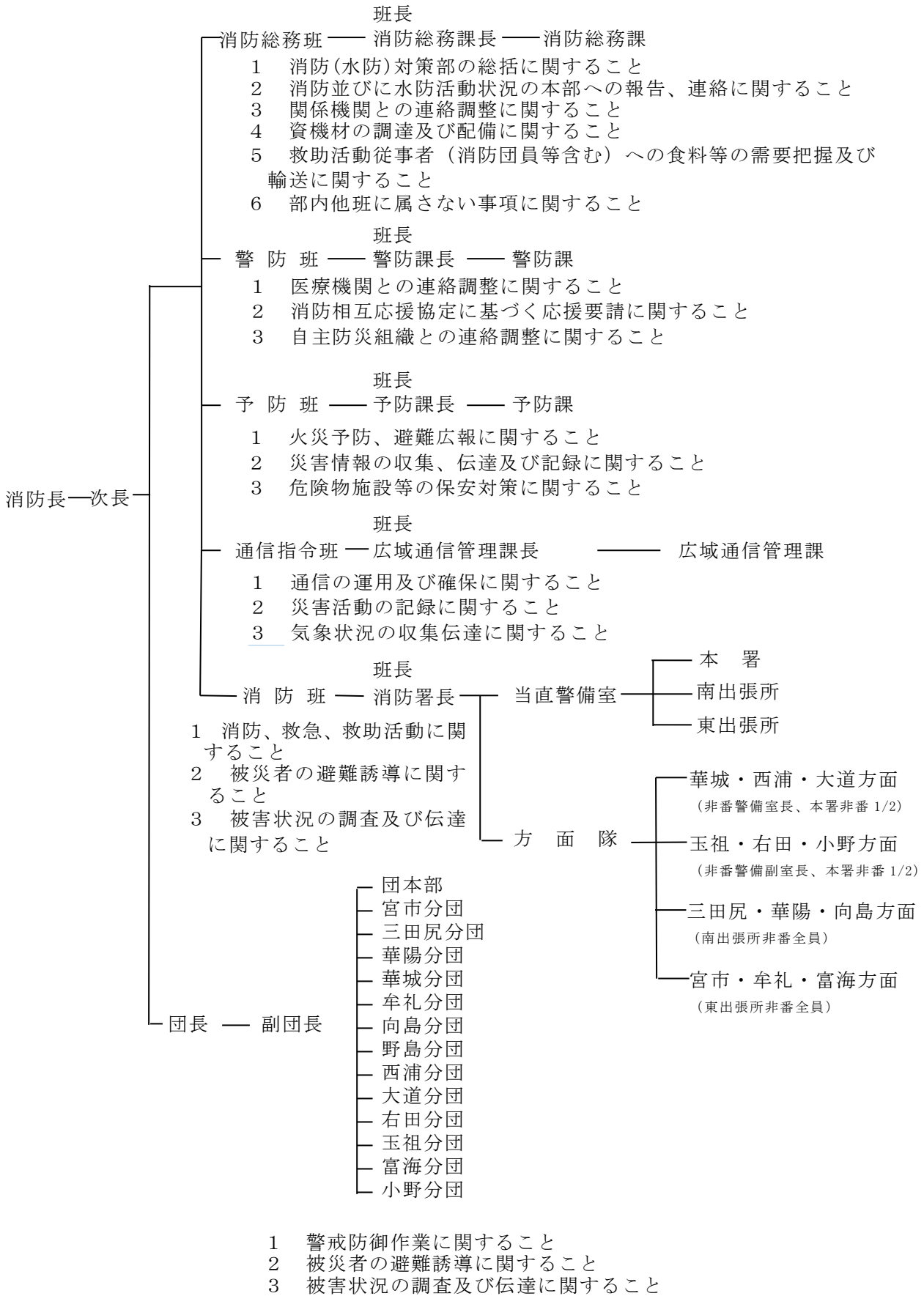
消防長
次長
消防総務班
班長
消防総務課長
消防総務課
1　消防(水防)対策部の総括に関すること
2　消防並びに水防活動状況の本部への報告、連絡に関すること
3　関係機関との連絡調整に関すること
4　資機材の調達及び配備に関すること
5　救助活動従事者（消防団員等含む）への食料等の需要把握及び輸送に関すること
6　部内他班に属さない事項に関すること
警防班
班長
警防課長
警防課
1　医療機関との連絡調整に関すること
2　消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること
3　自主防災組織との連絡調整に関すること
予防班
班長
予防課長
予防課
1　火災予防、避難広報に関すること
2　災害情報の収集、伝達及び記録に関すること
3　危険物施設等の保安対策に関すること
通信指令班
班長
広域通信管理課長
広域通信管理課
1　通信の運用及び確保に関すること
2　災害活動の記録に関すること
3　気象状況の収集伝達に関すること
消防班
班長
消防署長
当直警備室
本　署
南出張所
東出張所
方面隊
華城・西浦・大道方面
（非番警備室長、本署非番 1/2）
玉祖・右田・小野方面
（非番警備副室長、本署非番 1/2）
三田尻・華陽・向島方面
（南出張所非番全員）
宮市・牟礼・富海方面
（東出張所非番全員）
1　消防、救急、救助活動に関すること
2　被災者の避難誘導に関すること
3　被害状況の調査及び伝達に関すること
団長
副団長
団本部
宮市分団
三田尻分団
華陽分団
華城分団
牟礼分団
向島分団
野島分団
西浦分団
大道分団
右田分団
玉祖分団
富海分団
小野分団
1　警戒防御作業に関すること
2　被災者の避難誘導に関すること
3　被害状況の調査及び伝達に関すること

■ 7－2－2　消防本部及び消防団の人員

1　消防本部

令和７年７月１日現在

消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	合計
1	7	32	29	30	6	37	1	143

2　消防団

令和７年７月１日現在

区分		団長	副団長	団本部長及び分団長	団副本部長及び副分団長	部長	副部長	班長	副班長	団員	計
本部		1	2	1	2	1				1	8
分団	宮市			1	1	2	4	4	4	21	37
	三田尻			1	1	2	4	4	4	20	36
	華陽			1	1	2	4	4	4	17	33
	華城			1	1	2	3	3	3	17	30
	牟礼			1	1	2	3	3	3	16	29
	向島			1	1	2	2	3	2	9	20
	野島			1	1	2	2	2		1	9
	西浦			1	1	2	3	3	3	13	26
	大道			1	1	2	4	4	4	16	32
	右田			1	1	2	3	3	3	13	26
	玉祖			1	1	2	2	3	2	10	21
	富海			1	1	2	2	3	2	7	18
	小野			1	1	1	4	4	4	16	31
計		1	2	14	15	26	40	43	38	177	356

■ 7－2－3　火災に対する消火体制

1　小火建物火災・車両火災・船舶火災・その他火災出動体制（表１）

管轄	署所	第１次出動	第２次出動
本署管内	本　署	指揮車・タンク車・ポンプ車	（表２）のとおり
	南出張所		
	東出張所		
南管内	本　署	指揮車	
	南出張所	タンク車・ポンプ車	
	東出張所		
東管内	本　署	指揮車	
	南出張所		
	東出張所	タンク車・ポンプ車	
広域通信管理課		○小火建物火災 ・延焼していない旨の通報内容の場合 ・高所カメラで黒煙が認められない場合 ○地元消防団の出動 （車両火災を除く）	○第１次出動隊長等が建物火災の出動途上において黒煙を認めた場合又は応援要請が必要と判断したとき

※　事前命令：高速道路上の車両火災は（表２）のとおりとする。

2　建物火災・林野火災・航空機火災・トンネル火災　出動体制　（表２）

管轄	署所	第１次出動	第２次出動	第３次出動	第４次出動
西部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は 必要に応じ出動
	南	タンク車・ポンプ車		タンク車	
	東		タンク車・ポンプ車	ポンプ車	待機車両は 必要に応じ出動
東部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は 必要に応じ出動
	南		タンク車・ポンプ車	タンク車	待機車両は 必要に応じ出動
	東	タンク車・ポンプ車		ポンプ車	

高速道路	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽車等）	待機車両は 必要に応じ出動		
広域通信管理課		・高速道路上の火災 常備消防のみ出動 ・建物及び林野火災 地元分団の出動 ・航空機火災 必要に応じ、 地元分団の出動 ・必要に応じ、 第１次 非常招集	①必要に応じ、 第１次非常招集 ↓ ②要請により、 出動 ↓ ③必要に応じ、 第２次非常招集 ・必要に応じ、 団本部・隣接２個 分団出動	※第３次 非常招集 ・必要に応じ、 分団追加出動	※第４次 非常招集 ↓ 消防長特命出動 ・必要に応じ、 分団追加出動

※　事前命令

① 第１次出動の本署救急車は、当直隊で編成された１隊とする。

② 非常招集の場所は、別命の無い限り所属署所とする。

③ 第１次非常招集とは、本署救急隊・消防隊各１隊の招集とする。

④ 第２次非常招集とは、特別分隊編成のために必要な職員（本署１２人・南出張所３人、東出張所３人）を招集し、全職員を自宅待機とする。

⑤ 第３次非常招集とは、毎日勤務者を除く職員全員の招集とする。

⑥ 第４次非常招集とは、全職員を招集する。

⑦ 中高層建物の事案は、その状況に応じたはしご車を出動させる。

⑧ 林野・高速道路、無水利地区等の出動車両の追加（水槽車等）は、警備室長の判断とし、防災ヘリの要請は、通信指令課長が行うものとする。

⑨ トンネル警報盤の発報は、第１次出動とする。

⑩ トンネル火災の部署は、直近部署隊は先着予想位置とし、後着予定隊にその部署位置を通知して両方向から活動することを基本とする。行政区域を跨いだトンネルは、管轄側に部署し、管轄外を管轄する消防本部に出動要請をする。

■ 7－2－4　周辺地域の私設消防隊

地区名	消防隊名	隊員数	結成年月日	ポンプ種別
小野	久兼	23	S41. 1.15	ラビットP382M C-1級
〃	真尾	22	S44.1.1	ラビットP380L C-1級
〃	和字	10	〃	トーハツV25BS B-3級
〃	中山	12	〃	ラビットP382M C-1級
〃	奈美	20	S40.9.1	ラビットP382M C-1級
〃	鈴屋	11	S41.1.1	ラビットP382M C-1級
大道	切畑自警団	53	S30.4.10	ラビットP303 C-1級
〃	旦東 大繁枝 開作	22	H2.4.1	シバウラFT400 B-3級
〃	下津令自治 消防隊	19	S30.4.10	ラビットP380L C-1級
合計		192		

●防災物資・施設・資機材

■ 7－3－1　消防用車両等現有台数

1　消防本部・消防署

令和６年７月１日現在

車名	種別	ポンプ型式	ポンプ性能	乗車定員	購入年月日	その他
11号	指揮車			６人	平成27年３月	四輪駆動車
13号	はしご車			６人	令和３年１２月	30ｍ級はしご
14号	救助工作車			６人	平成19年３月	四輪駆動車
15号	資機材搬送車			２人	平成30年１月	2.9ｔ吊り3段ブーム クレーン付き
16号	小型動力 ポンプ付水槽車	富士ロビン P555DAN	B2級	２人	令和３年３月	水槽10,000ﾘｯﾄﾙ
17号	資機材搬送車			５人	平成21年２月	四輪駆動車
21号	消防 ポンプ自動車	吉谷 F5	A2級	５人	平成22年４月	B-3級可搬ポンプ積載
22号	消防 ポンプ自動車	モリタ MZ1	A2級	５人	平成31年2月	水槽600ﾘｯﾄﾙ C-1級可搬ポンプ積載
23号	水槽付消防 ポンプ自動車	日本機器 ALR3	A2級	６人	令和２年３月	水槽2,000ﾘｯﾄﾙ
25号	化学消防 ポンプ自動車	日本機械 R-3	A2級	６人	平成24年３月	水槽1,300ﾘｯﾄﾙ 薬液槽500ﾘｯﾄﾙ
27号	高規格救急車			７人	令和２年２月	四輪駆動車
28号	高規格救急車			７人	令和３年２月	四輪駆動車
29号	高規格救急車			７人	平成29年３月	四輪駆動車
本部 2	広報車			８人	平成29年１月	四輪駆動車
総務 1	マイクロバス			26人	平成12年８月	
総務 2	普通乗用車			８人	平成23年３月	リース車両
総務 3	普通乗用車			５人	平成23年３月	リース車両
予防 1	普通乗用車			７人	平成23年３月	リース車両
予防 2	軽乗用車			４人	平成25年２月	リース車両
予防 3	小型貨物車			５人	平成23年３月	リース車両
警防 1	普通乗用車			７人	令和5年11月	プラグインハイブリッド

2　南出張所

車名	車種	ポンプ型式	ポンプ性能	乗車定員	購入年月日	その他
31号	消防ポンプ自動車	モリタ MD260A	A2級	６人	平成22年３月	B-3級可搬ポンプ積載
32号	水槽付消防ポンプ自動車	モリタ MZ1	A2級	５人	令和5年12月	水槽800ﾘｯﾄﾙ
35号	化学消防ポンプ自動車	モリタ MZI	A2級	６人	平成26年３月	水槽1,300ﾘｯﾄﾙ 薬液槽500ﾘｯﾄﾙ
37号	高規格救急車			７人	平成30年２月	四輪駆動車
38号	高規格救急車			７人	平成22年１月	四輪駆動車
本部3	広報車			４人	平成31年１月	四輪駆動車

3　東出張所

車名	車種	ポンプ型式	ポンプ性能	乗車定員	購入年月日	その他
41号	消防ポンプ自動車	日本ドライ ND-2A	A2級	６人	平成12年12月	C-1級可搬ポンプ積載
42号	消防ポンプ自動車	吉谷 F33A-119	A2級	５人	平成29年３月	水槽700ﾘｯﾄﾙ
43号	水槽付消防ポンプ自動車	モリタ ME-5	A2級	６人	平成24年11月	水槽1,500ﾘｯﾄﾙ
47号	高規格救急車			７人	平成27年２月	四輪駆動車
本部1	広報車			５人	平成19年２月	

■ 7－3－2　文化財等の防火施設の現況

令和７年７月１日現在

指定区分	文化財名称	所在	連絡先	消火器	消火栓	自動火災報知設備	放水銃
国	周防国一宮造替神殿宝物等目録	玉祖神社	21-3915	○			
	阿弥陀寺の湯屋ほか	阿弥陀寺	38-0839	○	○	○	○
	旧毛利家本邸ほか	毛利邸	22-0001	○	○	○	
	国分寺金堂ほか	国分寺	22-0996	○	○	○	○
	「萩往還」三田尻御茶屋旧構内	英雲荘	25-2237	○	○	○	○
県	防府天満宮大専坊跡ほか	防府天満宮	23-7700	○	○	○	
市	木造薬師如来坐像	中山薬師堂	36-0601	○			
	木造釈迦如来坐像	普明寺跡		○			
	木造荒神立像ほか	普門寺	36-0042	○			
	木造阿弥陀如来坐像	徳性寺	21-5887	○			
	獅子頭２頭	熊野神社	38-1185	○			
	木造十一面観世音菩薩立像	木部観音堂	38-0602	○			
	木造地蔵菩薩立像ほか	極楽寺	38-0602	○		○	
	木造観世音菩薩立像ほか	定念寺	22-0421	○			
	金銅毘盧舎那仏坐像ほか	満願寺	22-5225				
	越氏塾資料	華浦小学校（養心館）	22-0114	○			
	木造地蔵菩薩坐像ほか	天徳寺	22-2854	○			
	宇佐八幡宮本殿・拝殿	宇佐八幡宮	36-1154	○			
	紙本毛利元就像	太平寺	25-5180	○			
	周防国府跡出土木簡	文化財郷土資料館	25-2237	○	○	○	
	末田窯業の生産工房及び登窯	文化財郷土資料館	25-2237	○	○	○	

■ 7－3－3　森林消防隊の組織及び装備

1　組織

	隊長	小　隊	分　隊	隊　員(名)		人　員(名)	
防府市森林消防隊	隊長 消防団副団長	第１小隊長　宮市分団	第１分隊長 三田尻分団	宮市分団	5	1	23
				三田尻分団	5		
			第２分隊長 華陽分団	向島分団	5		
				華陽分団	5		
		第２小隊長　大道分団	第３分隊長 西浦分団	華城分団	5		23
				西浦分団	5		
			第４分隊長 大道分団	大道分団	10		
		第３小隊長　牟礼分団	第５分隊長 牟礼分団	牟礼分団	10		23
			第６分隊長 富海分団	富海分団	10		
		第４小隊長　小野分団	第７分隊長 右田分団	玉祖分団	5		28
				右田分団	5		
			第８分隊長 小野分団	小野分団	15		
人員(名)	1	4	8		85	98	

2　装備

品名	計画数量	現在数量	品名	計画数量	現在数量
チェンソー	4	19	手おの	98	44
草刈機	4	1	スコップ	20	54
のこ	98	43	ロープ	98	113
厚かま､薄かま	98	161	拡声器	4	3
水そう	15	9			
ジェットシューター		175			
ライト	98	49			

■ 7－3－4　化学消火剤の所在状況

令和７年７月１日現在

	防府市消防本部
たん白泡剤	260 リットル
水溶性液体用泡剤	1,180 リットル
合成界面活性剤	10,400 リットル
水成膜泡剤	0 リットル

■ 7－3－5　消防資機材の貸付け手続き

借受側（市）の手続き	山口県「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあっては防災危機管理課長へ、農林水産事務所又は農林事務所（森林部）所有資機材にあっては関係（最寄りの）農林水産事務所又は農林事務所森林部長に提出する。 ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。
連絡先	◆　勤務時間内 山口県防災危機管理課（ＴＥＬ　０８３－９３３－２３６０） 岩国農林水産事務所　（　〃　０８２７－２９－１５６５） 周南　〃　（　〃　０８３４－３３－６４６１） 山口　〃　（　〃　０８３－９２２－６７００） 美祢　〃　（　〃　０８３７－５２－１０７１） 下関農林事務所　（　〃　０８３－７６６－１１８２） 萩農林水産事務所　（　〃　０８３８－２２－３３６６） ◆　勤務時間外 防災危機管理課長宅（守衛室経由） 農林水産事務所又は農林事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）
借用証の提出	借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証(別記様式第２号)」を、防災危機管理課長又は農林水産事務所又は農林事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。
貸付け条件	１　貸付資機材については、借受者の責任において管理する。 ２　災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付ける。 ３　借受者は、借受資機材の輸送、使用に係る燃料等の補給に要する経費を負担する。 ４　借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行なう。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。 ５　借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。 ６　その他貸付者が必要と認めた事項

●条例等

■ 7－4－1　山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　この要領は、山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第１４条第４項の規定により、山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第２条　緊急運航については、要綱及び山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「応援協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航基準は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害応急活動

ア　被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害、又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があるとき。

イ　救援物資等の緊急搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資､医薬品、人員等を緊急に搬送する必要がある場合。

ウ　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要がある場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合。

(2) 火災防御活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

消防防災ヘリによる消火がより効果的である場合。

イ　被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要がある場合。

ウ　消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防防災ヘリによる人員、資機材等の搬送がより有効である場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合。

(3) 救急活動（必要により医師の搭乗）

ア　事故又は急病等による搬送

事故又は急病等に起因して重症が疑われ、又は離島、山村等から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合。

イ　傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要がある場合。

ウ　高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認める場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合。

(4) 救助活動

ア　河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故又は山岳遭難事故等において、消防防災ヘリによる対応がより有効な場合。

イ　中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要な場合。

ウ　山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が困難で、救出が緊急に必要な場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

消防組織法第44条（昭和22年法律第226号）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年５月30日付け消防救第61号）、中国５県の相互応援協定（平成７年７月締結）、中国・四国９県の相互応援協定（平成７年12月締結）、九州・山口９県の相互応援協定（平成７年11月締結）等に基づく要請があった場合。

２　前項の場合において、前項(1)アと前項(1)ア以外の各号いずれにも該当する場合及び前項(1)アの活動中に前項(1)ア以外の各号に該当することとなった場合については、前項(1)ア以外の各号に該当する場合を優先するものとする。

（緊急運航の要請）

第４条　緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町、消防本部（局）又はその他の関係機関（以下「市町等」という。）の長が、航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に対し行うものとする。

（緊急運航要請の手続き）

第５条　前条の緊急運航の要請は、航空センター（特別な場合は山口県防災危機管理課）に対して電話で要請の後、山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第１号）をＦＡＸで提出するものとする。

なお、要請者は電話での要請時に次の情報を報告するものとする。

(1) 災害発生場所

(2) 災害等の内容

(3) その他必要と判断する情報

（緊急運航の決定）

第６条　運航責任者は、第５条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び気象状況等を確認の上、出動の可否を決定するとともに、運航責任補助者（防災危機管理課長及び消防防災ヘリ運航委託業者のうち運航責任者が指定する職員）又は隊長若しくは副隊長（以下「運航責任補助者等」という。）に対し、緊急運航の可否及びその他必要な事項を指示するものとする。

２　運航責任補助者等が前項の指示を受けたときは、直ちに緊急運航を要請した市町等の長（以下「要請者」という。）に対し、緊急運航の可否を連絡するとともに、速やかに要請内容に対応する出動体制を行うものとする。

（受入体制）

第７条　要請者は、航空センターと緊密な連絡を図るとともに、当該要請者の定める災害現場等の

最高指揮者に消防防災ヘリの航空消防活動指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

また、要請者は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火を必要とする場合は、給水場所の確保

(4) その他必要な事項

（情報連絡及び報告）

第８条 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た情報等を運航責任者に報告するとともに、帰還後、緊急運航報告書（様式第２号）を作成し、速やかに防災危機管理課長に報告しなければならない。

２ 防災危機管理課長は、緊急運航を行った場合及びその他重要事項について、直ちに総括管理者に報告するものとする。

３ 防災危機管理課長が災害等の状況を把握する必要があると認めるときは、災害等が収束した後、要請者に対して、災害等状況報告書（様式第３号）により報告を求めることができるものとする。

（運航不能時）

第９条 防災危機管理課長は消防防災ヘリの運航不能時等の場合は、隣接県市の消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊に派遣を要請するものとする。

なお、この場合において、本要請中の消防防災ヘリは応援ヘリコプターと読み替えるものとする。

附　則

この要領は、平成12年５月24日から施行する。

附　則

この要領は、平成14年５月27日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年３月20日から施行する。ただし組織の改編により「消防防災課」を「防災危機管理課」と改称した箇所は、平成18年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

●火災対策

■ 7－5－1　火災気象通報・火災警報の連絡系統

1　勤務時間内

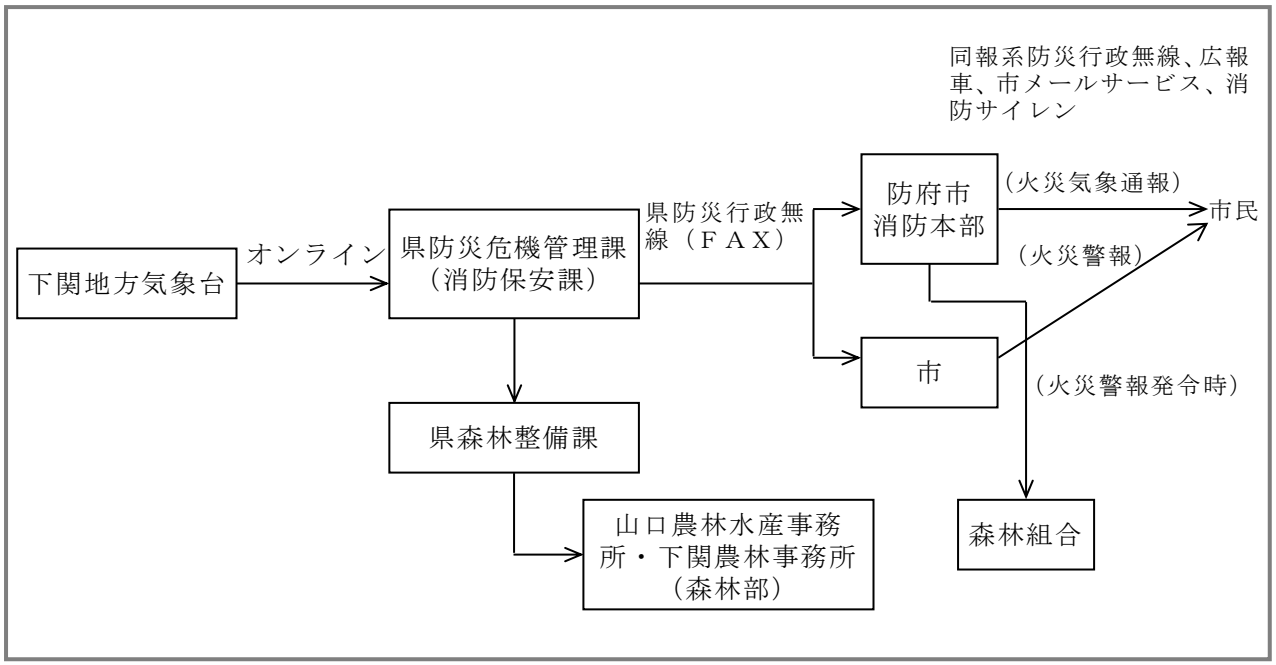

2　勤務時間外

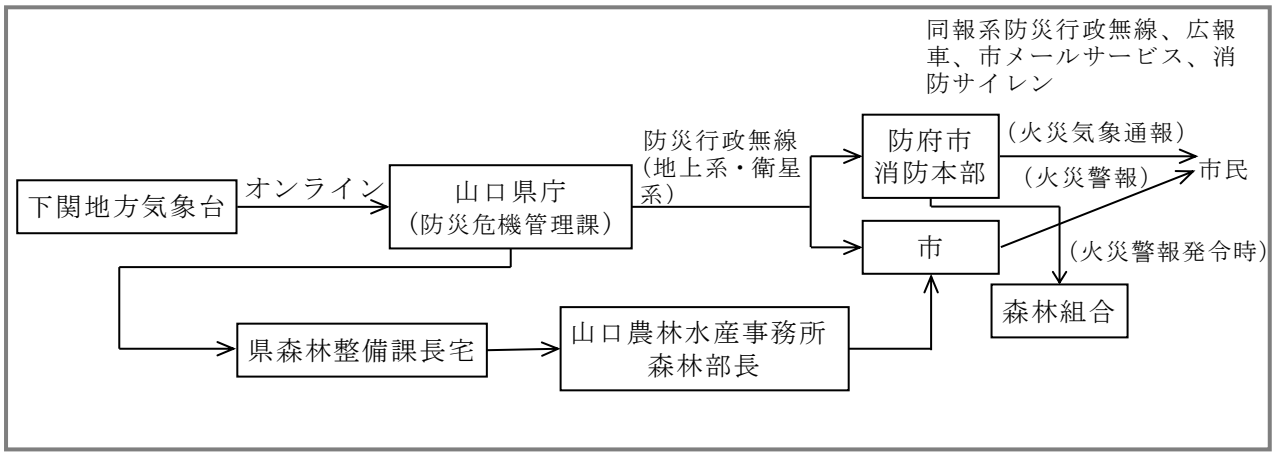

■ 7－5－2　火災発生時の避難指示等

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

一般的な避難判断基準	1　火災 (1) 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。 (2) 延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。 2　危険物の流出 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。 3　ガス等の漏えい 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他人的被害が予想されるとき。
市長等の避難指示等	共通編第３編第８章第１節「避難指示等の発令」参照
避難場所・避難誘導	避難対策については共通編第３編第８章第２節「避難誘導」及び第４節「避難場所等の設置・運営」参照 なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。 1　避難場所の決定 市指定避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。 2　避難順位 火災現場の風下に位置する住民のうち要配慮者を優先する。 3　避難方法等 火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。 4　避難経路 比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。 5　避難誘導 消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。 6　避難場所・避難跡地の警戒 警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

■ 7－5－3　林野火災対応

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1　火災警報の発令 2　広報の実施 3　森林パトロールの強化 4　出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 職員、団員の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	1　下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2　山口県 (1) 防災危機管理課 市・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 山口農林水産事務所森林部 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
出　火	覚知（通報受信） 1　覚知情報の伝達 2　出動 (1) 火災初期における防御体制 ア　職員、団員の非常招集 イ　現場指揮本部の開設 ウ　車両部署、水利部署位置の選定 エ　消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ　現場全体の状況把握と飛火警戒 3　県消防防災ヘリコプター出動要請	覚知情報入手 1　県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる状況把握 (2) 自衛隊への通報・協議 (3) 県警察ヘリによる状況把握要請 (4) 市町からの情報収集 (5) 関係先連絡 (6) 下関地方気象台からの情報収集 2　森林組合等 3　隣接市・消防機関 (1) 警戒体制 (2) 応援出動準備 ア　応援隊員の確保 イ　資機材の確保と点検 ウ　応援隊輸送準備
火災拡大	1　広域応援要請（隣接・他県消防） 2　県知事への自衛隊派遣要請の求め、自衛隊への災害状況の通知3　空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市等から空中消火資機材の確保 ア　水のう イ　消防ポンプ車 ウ　無線通信設備 4　付近住民に対する広報と協力要請 5　危険地域住民に対する避難指示 6　県消防防災ヘリ応援、広域応援、自衛隊応援に係る必要な受援体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 1　消防防災ヘリコプターによる空中消火 2　隣接県への広域応援要請 (1) 消防庁への要請 (2) 隣接県防災危機管理課への連絡 3　自衛隊災害派遣要請 (1) ヘリコプター・要員の派遣 (2) 消火資機材の搬送 (3) 地上部隊員の派遣 4　消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮　圧	1　残火処理 (1) 再発防止対策 ア　残火処理部隊の編成 イ　警戒要員の配置 2　関係機関への連絡	県の対応 1　関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2　派遣部隊撤収要請
鎮　火	1　関係機関への連絡 2　出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 使用資機材の点検 3　火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1　関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2　警察の対応 (1) 火災原因の究明等

■ 7－5－4　空中消火の実施

【ヘリコプターの要請】

1　山口県防災ヘリコプター

　山口県防災航空センターへ連絡

2　陸上自衛隊航空機

要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

（1）空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。

（2）要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間。

（3）空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間

（4）空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

（5）林野火災発見から陸上自衛隊航空機出動までの手順

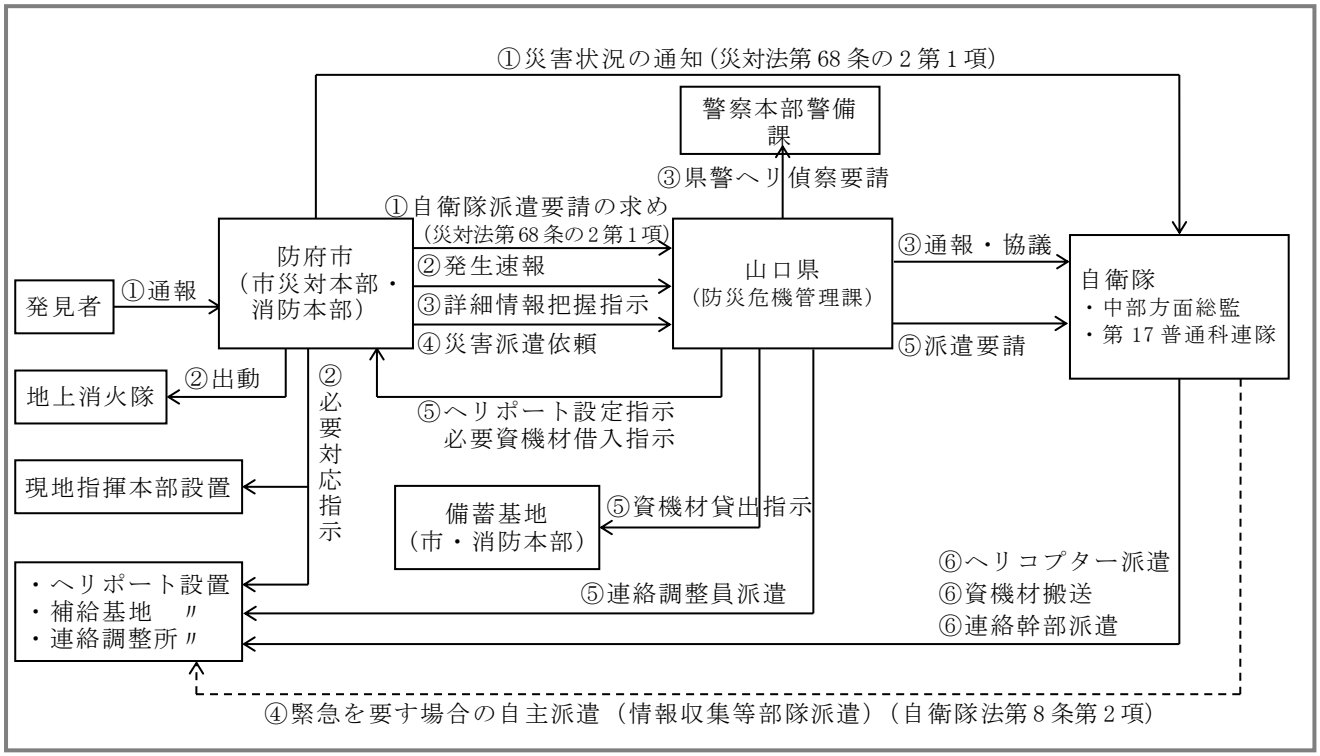

1　空中消火活動体制

現地指揮本部

(1) 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

(2) 現地指揮本部の空中消火に関する任務

ア　情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

イ　空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

補給基地ヘリポート

(1) 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

ア　ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

イ　消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

ウ　気流の安定した場所であること。

補給作業

(1) 補給作業体系

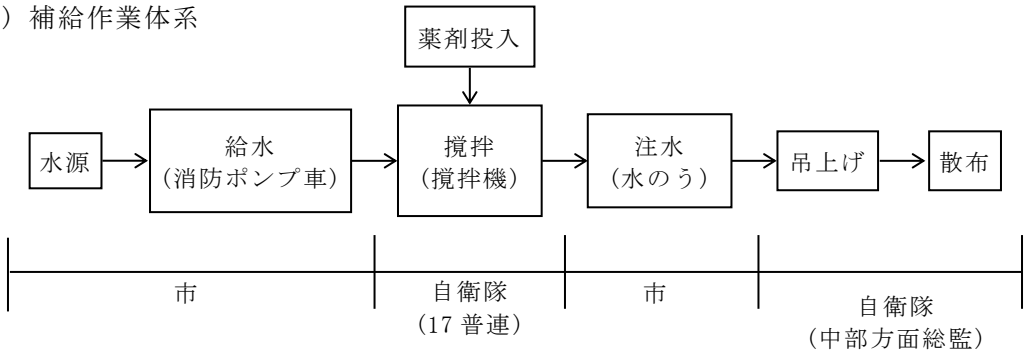

(2) 補給作業の内容

ア　給水作業

イ　薬剤準備・投入作業

ウ　撹拌作業

エ　消火剤注水作業

(3) 作業１個班の人数

市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(１台)・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

２　空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにする。

空地連絡	上空と地上の間における連絡手段、要員の配備
偵察	火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。
地上消火隊との連携	効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。
消火効果の連絡	地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

３　安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図る。

一般的注意事項	(1) 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。 (2) 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。 (3) ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。 (4) 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。 (5) 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。
ヘリコプター活動中の注意事項	(1) 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること (2) ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。 (3) ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。 (4) ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。 (5) ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

●災害情報の収集・伝達

■ 7－6－1　県への伝達（火災即報）個別基準

<table>
<tr><td>一般基準</td><td colspan="3">死者が３人以上生じたもの
死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
自衛隊に災害派遣を要請したもの</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個別基準</td><td rowspan="4">火　災</td><td>建物火災</td><td>(1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
(2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
(3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
(4) 特定違反対象物の火災
(5) 建築焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
(6) 他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災
(7) 損害額１億円以上と推定される火災</td></tr>
<tr><td>林野火災</td><td>(1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
(2) 空中消火を要請又は実施したもの
(3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの</td></tr>
<tr><td>交通機関の火災</td><td>(1) 航空機火災
(2) タンカー火災
(3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
(4) トンネル内車両火災
(5) 列車火災</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>上記に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等</td></tr>
<tr><td>危険物に係る事故</td><td colspan="2">危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
1　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
2　負傷者が５名以上発生したもの
3　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
4　500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
5　海上、河川への危険物等流出事故
6　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</td></tr>
<tr><td>原子力災害等</td><td colspan="2">1　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
2　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
3　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
4　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</td></tr>
<tr><td>その他特定の事故</td><td colspan="2">1　可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
2　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</td></tr>
<tr><td>社会的影響基準</td><td colspan="3">一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</td></tr>
</table>

■ 7－6－2　市民広報

【災害情報】

- ◆ 気象情報
- ◆ 被害状況
- ◆ 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- ◆ 安否情報
- ◆ 道路交通情報
- ◆ その他必要事項

【避難広報】

- ◆ 避難指示の出された地域の範囲等
- ◆ 避難先
  （指定緊急避難場所又は指定避難所の所在地、名称）
- ◆ 避難経路
- ◆ 避難の理由
  （危険切迫の理由）
- ◆ 避難上の留意事項
  （戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- ◆ 避難順位
- ◆ その他必要事項

■ 7－6－3　報道広報

【被害状況等】

- ◆ 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- ◆ 災害危険区域等
- ◆ 避難、警戒区域設定状況
- ◆ 避難状況、災害に対する留意事項

●警戒区域の設定

■ 7－7－1　火災警戒区域・消防警戒区域の設定

（消防法第23条の２、第28条）

火災警戒区域の設定（消防法第23条の２）	消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用を禁止し、総務省令で定める者以外の者に対して退去命令若しくは出入りの禁止若しくは制限を行う。
消防警戒区域の設定（消防法第28条）	消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、総務省令で定める者以外の者に対して退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。
設定・表示要領等	1　警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。 2　警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。 掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。 3　警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

第8　雪害対策

●災害対策

■ 8－1－1　雪害対策系統

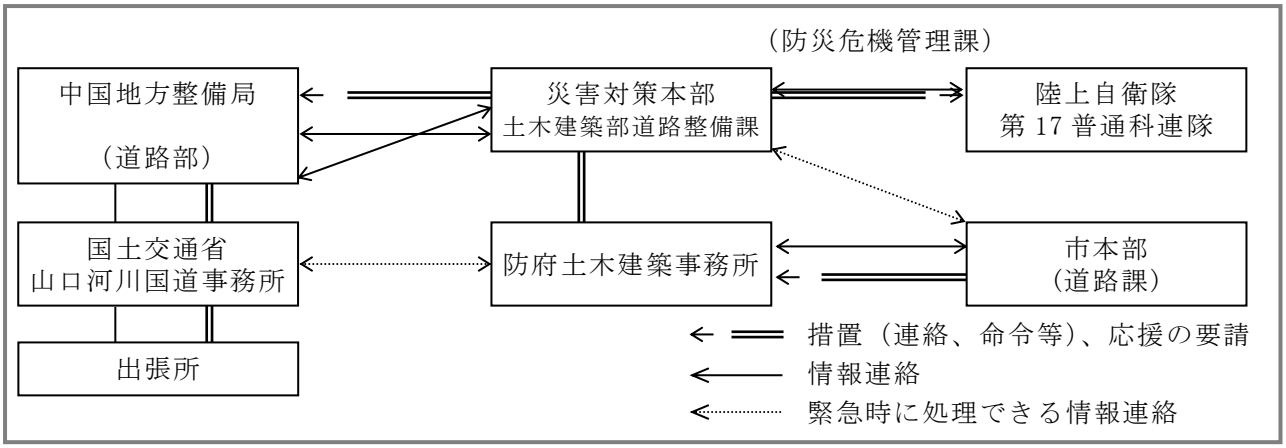

■ 8－1－2　県が行う除雪

県は、県管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図るものとする

1　除雪区分

区　分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第１種	日交通量おおむね1,000台以上の区間	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては５日以内に２車線確保を図る。
第２種	日交通量おおむね500～1,000台の区間	２車線幅員確保を原則とするが状況によっては１車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には約10日以内に２車線又は１車線確保を図る。
第３種	日交通量おおむね500台未満の区間で次に該当するもの (1) 国道その他重要な路線 (2) 代替道路のない路線又はバス路線で民政安定上特に重要路線	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。	

2　除雪路線の指定

県は、毎年対策実施時期に、防府土木建築事務所管内の除雪道路及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立する。

第９　交通災害対策

●災害対策

■ ９－１－１　関係機関の実施する措置等（海上災害予防対策）

気　象　台	海上交通安全のための情報の充実 　気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
運輸支局、海事事務所、海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者	１　海上交通安全のための情報の充実 　海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。 　水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。 ２　船舶の安全な運航の確保 　発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導を実施する。 　人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：ＰＳＣ）を積極的に実施する。 　港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。 　船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。 ・小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。 ・国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。 ・船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。 ・国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。 ３　船舶の安全性の確保 　危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。 　船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、ＰＳＣの実施を積極的に推進するとともに、ＰＳＣ実施体制のさらなる強化、整備を進める。 ４　船舶消防設備等の整備の指導 　船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。 　また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。 ５　海上災害予防運動の実施 　海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。 ６　岸壁関係者等への指導 (1) 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。 (2) 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。 ７　海上防災訓練の実施 　毎年１回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。 ８　捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

	捜索、救助・救急活動を実施するため、船艇、航空機及び潜水器材等を活用した捜索、救急救助用資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。 大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努める。 また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努める。 9　二次災害の防止活動体制の整備 海上保安部（港長）は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。 １０　海上交通環境の整備 海上保安部（港長）は航路標識の整備を行う。
消防本部	ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防本部は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。 1　ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。 2　海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。 3　係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講ずる。 (1) 係留、入渠、錨地等の実態把握 管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。 (2) 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握 管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。 (3) 通報・連絡体制の確立 港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。 (4) 情報収集体制の整備 海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。 また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。 収集する主な事項としては以下のものが考えられる。 ア　発災日時 イ　被災船の状況 (ｱ) 場所：航行位置、係留、入渠等の場所 (ｲ) 船名・船籍 (ｳ) 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等 (ｴ) 出火場所：倉庫、甲板、機関室 (ｵ) 燃焼物 (ｶ) 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等 ウ　要救助者の状況 (ｱ) 乗客、乗員の人数 (ｲ) 要救助者及び負傷者の有無とその状況 エ　その他 (ｱ) 積載物の種別、形態、危険物の有無 (ｲ) 二次災害の危険性の有無 (ｳ) 火災の対応（単独、応援者等） (ｴ) 船主、荷主会社、代理店等 (5) 消防訓練 海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、

	関係者と協力して実施する。 (6) 応援体制の整備 海上災害に関係する機関（海上保安部・署）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。
県・市（港湾・漁港等管理者）	港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。 1　港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。 2　消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。 3　関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。 4　重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 5　海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。
警察	捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努める。
事業所	荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。 1　係留船舶の火災爆発防止 (1) 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。 (2) 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。 (3) 危険物を積載した巨大船の着桟に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。 2　通報連絡体制の整備 災害発生時等における、関係機関（海上保安部（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

■ ９－１－２　関係機関の実施する措置等（道路災害予防対策）

道路管理者	１　気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。 ２　道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。 ３　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。 ４　道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。 ５　収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。 ６　危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。 ７　防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。 ８　円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておくものとする。 ９　道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。 １０　災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。 １１　一般県道・市町道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。 　これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。 　また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。
気　象　台	気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
警　　察	道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
県及び国等	主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする

■ ９－１－３　関係機関の実施する措置等（鉄道交通災害予防対策）

鉄道事業者	１　踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行うよう努めるものとする。 ２　事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行航管理体制の充実に努めるものとする。 ３　乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の実施に努めるものとする。 ４　土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。 ５　新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。 ６　事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。 ７　事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携に努めるものとする。 ８　事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。 ９　円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。 １０　路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。 １１　列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。 １２　事故災害の発生後、その徹底的な原因追及を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。 １３　事故災害の原因が判明した場合には、施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。 １４　鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備を促進する。 (1)　新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。 (2)　通勤通学輸送の強化をはかる。 (3)　貨物輸送の近代化をはかる。 (4)　地域社会との調和をはかる。
気　象　台	気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

	特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。 また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通にかける利活用の推進を図る。
県及び国等	主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。 また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

■ ９－１－４　航空機事故等発生時の応急活動体制

災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）	第１非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア　港湾課 イ　監理課 ウ　防災危機管理課 エ　消防保安課 オ　交通政策課 カ　広報広聴課 キ　出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部県民局	遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア　捜索救難調整本部、大阪航空局関西航空事務所との間の連絡調整 イ　消防庁を通じての情報収集 ウ　警察庁を通じての情報収集 エ　その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ　航空会社を通じての情報収集 (2) 利用客、家族等への広報活動 ア　遭難者数及び住所、氏名 イ　遭難発生（見込み）場所情報 ウ　航空会社、国、県等の対応状況 エ　事故後の運航状況 オ　住民等への協力依頼 カ　その他必要事項
県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合	第３非常体制 (1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。 (2) 構成対策部 ア　総務部 ア　総合政策部 イ　東京連絡部 エ　災害救助部 オ　観光スポーツ文化対策部 カ　土木建築対策部 キ　公安部 ク　災害の規模によってはその他の部の設置もある。 (3) 災害応急活動を円滑に実施する上で関係機関の調整が必要になったときは、現地災害対策本部内に応急対策機関の長を構成員とする「災害対策総合連絡本部」を設置する。（災害対策本部、現地災害対策本部及び災害対策総合連絡本部の設置及び運営等については共通編第３編第１章「応急活動体制の確立」に定めるところによる。）	県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合で、県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組む。 なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。 《応急対策活動の概要等》 発災現地の市町･消防機関、警察、海上保安部・署等防災関係機関及び県等は、前記に準じ応急対策活動を実施する。

（注）　山口宇部空港内又は周辺地域において航空機事故が発生した場合は省略

●災害情報の収集・伝達

■ ９－２－１　海上災害時における一般的な通報連絡体制図

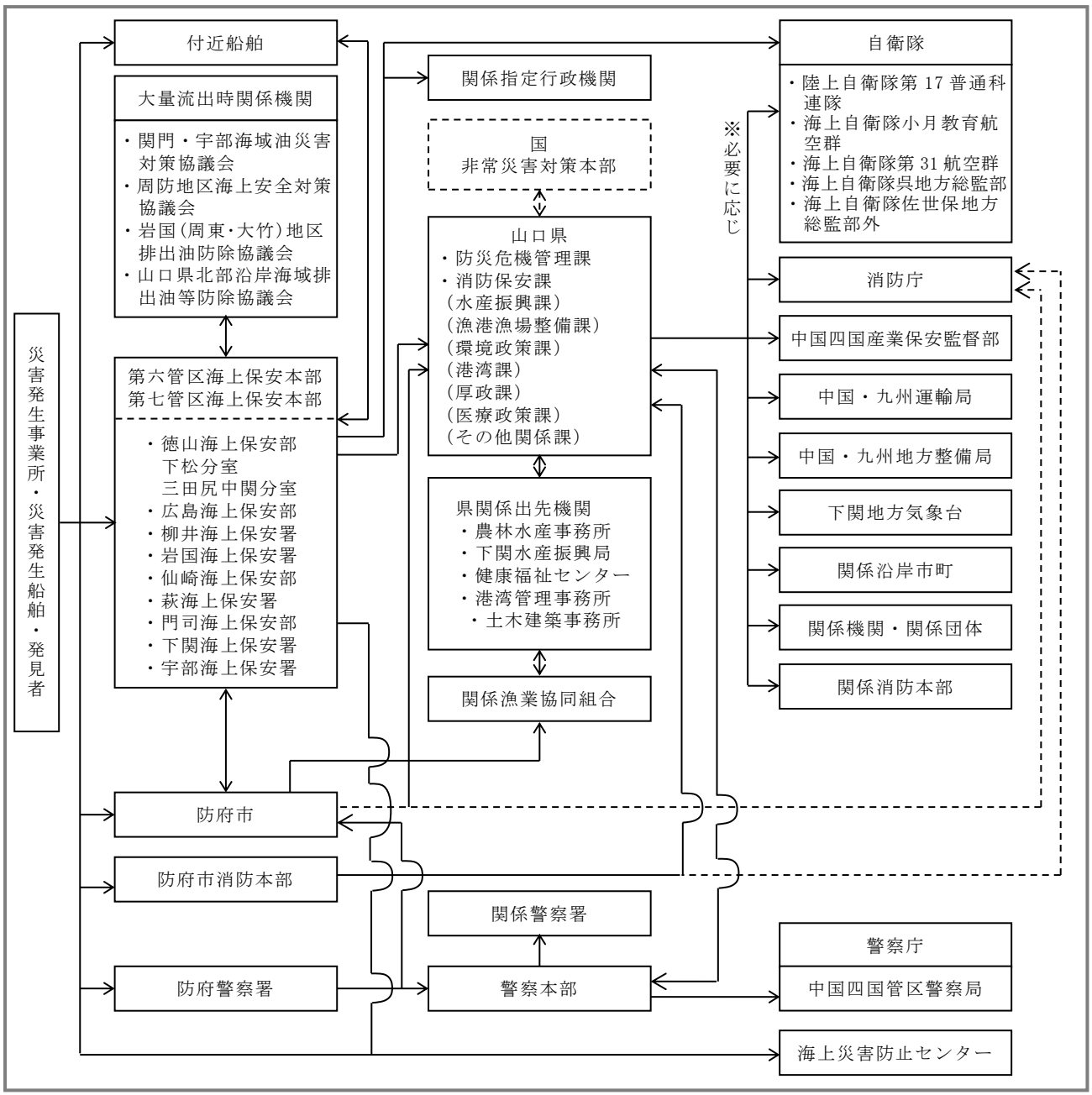

■ ９－２－２　関係機関に対する通報連絡系統

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡する。

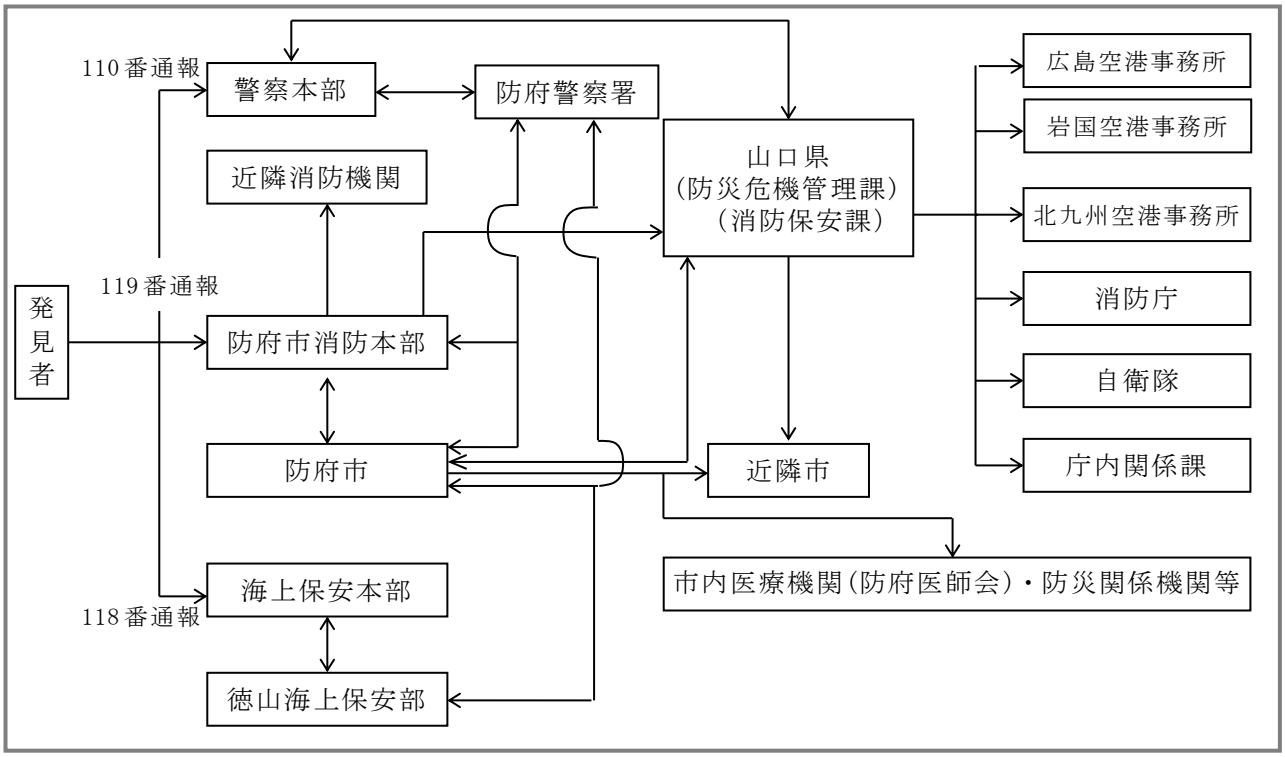

情報の伝達は、上記に定める系統によるが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、地域住民等に対して必要な情報を伝達する。

■ ９－２－３　大規模航空機事故等発生した場合における災害情報の伝達

大阪府航空局 岩国空港事務所長 ・ 山口宇部空港 事務所長	(1) 発見者、航空会社、関係機関等から事故 等の通報を受けた場合は、直ちに県港湾課及び関係機関に通報する。 (2) 山口宇部空港事務所長は、発災初期の情報収集伝達に当たっては、災害の規模により必要に応じて、宇部地域行政連絡協議会（宇部県民局）に職員の応援を要請し、必要な体制を確立する。 (3) 事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段で行う。 ア　日時、場所、状況 イ　事故機の国籍、登録番号、形式、所属 ウ　便名、出発地及び目的地 エ　機長の氏名及び旅客数 オ　事故の概要 カ　その他判明している事項 なお、第２報以降の報告は下記の市・消防本部が行う報告要領(1)(2)に準じて必要な報告を行う。
市・消防本部	(1) 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに資料編９－２－２「関係機関に対する通報連絡系統」に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課（消防保安課））、近隣市（近隣消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。 (2) 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。 (3) 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。以下取扱いを順に示す。 ア　事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。 イ　事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。 ウ　被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。
県	(1) 港湾課は、山口宇部空港事務所長から災害発生の通報を受けたときは、直ちに関係各課に連絡する。 この場合において、港湾課は必要に応じて情報収集要員を山口宇部空港に派遣し、必要な情報の収集にあたる。 (2) 関係各課は、応急活動を実施するために必要な関係機関、団体等に対して通報連絡する。 (3) 防災危機管理課（消防保安課）は、市町、港湾課、関係機関等からの通報連絡を整理し、様式により国（消防庁）に通報するとともに、警察本部、自衛隊、海上保安部、県内消防機関、隣接県等に連絡する。 (4) 山口宇部空港及び周辺地域以外における航空機事故等発生の情報を入手した場合は、消防防災ヘリコプターによる捜索を行い、必要に応じ警察航空隊、自衛隊に対して直ちに航空機による捜索の要請を行い、必要な情報の把握に努める。
防府警察署	(1) 発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに県等関係機関に連絡する。 (2) 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。
徳山海上保安部	(1) 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに県等関係機関に連絡する。 (2) 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

●条例等

■ ９－３－１　周防地区海上安全対策協議会会則

（名称）
本会は、周防地区海上安全対策協議会と称する。
（目的）
本会は、周防地区（徳山海上保安部管轄区域の地先海域をいう。）及びその周辺海域における海難の防止を図るとともに、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議することを目的とする。
２　本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の６第１項の協議会として活動する。
（排出油防除計画に係る意見の提出）
本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の６第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、瀬戸内海中部海域に係る同法律第43条の５第１項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。
（業務）
第４条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の業務を行う。
(1) 海難防止に関すること。
(2) 航路標識の整備促進に関すること。
(3) 排出油等の防除活動に関すること。
(4) 研修・訓練に関すること。
(5) その他必要な事項。
（構成）
第５条　本会は、周防地区において海難の防止及び排出油等の防除活動に関係する官公庁、会社及び団体（以下「会員機関」という。）をもって構成する。
（部会）
第６条　本会の目的を達成するため、次の部会を置く。
海難防止対策部会
排出油等防除部会
２　部会の規約は別に定める。
（役員）
第７条　本会に次の役員を置く。

会	長	１名
部	会 長	２名
幹	事	若干

２　会長は、徳山海上保安部長とする。
３　会長を除く役員の任期は２年とする。
４　会長は、本会を代表し、会務を総理する。
５　部会長は、各部会を代表し、その調整に当たる。
６　幹事は、会長及び部会長を補佐する。
（会議）
本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

第９条　会議は、次の事項を審議する。

(1) 総会

イ　業務の企画に関すること。

ロ　会則の改正に関すること。

ハ　役員の選出に関すること。

ニ　その他会長が必要と認める事項。

(2) 役員会

イ　総会に付議する事項に関すること。

ロ　その他部会長が必要と認める事項。

(3) 部会

別に定める規約による。

第10条　総会は、毎年１回会長がこれを招集する。

２　総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条　役員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

２　役員会は、各部会の役員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

３　役員は、やむを得ない事情により役員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

第12条　部会は、会長又は部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第13条　総会及び役員会の議長は、会長とする。

２　部会の議長は、部会長とする。

第14条　会員機関は、会長に対し会議の招集を求めることができる。

第15条　緊急に処理を必要とする事項については、役員会又は部会の決議をもって、総会の決議に代えることができる。

（経費）

第16条　本会の運営に必要な経費は、原則として公益財団法人海上保安協会徳山支部の協力・支援による。

２　特に経費が必要なときは、その調達の方法を役員会において決定する。

（その他）

第17条　本会の事務は、徳山海上保安部において行う。

附則１　この会則は、昭和63年６月１日から施行する。

２　周南地区外国船舶安全対策連絡協議会会則（昭和58年１月）、周南地区大量流出油災害対策協議会会則（昭和49年12月）及び徳山港船舶災害防止対策協議会会則（昭和40年６月）は、昭和63年６月１日をもって廃止する。

３　平成８年５月16日一部改正

４　平成10年５月22日一部改正

５　平成17年５月20日一部改正

６　平成20年５月27日一部改正

７　令和３年６月28日一部改正

８　令和７年７月９日一部改正

■ ９－３－２　防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、防府飛行場周辺（防府飛行場を中心とした半径９kmの圏内）において、自衛隊機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の応急活動等を適切、かつ迅速に実施するため、関係機関が連絡調整体制整備について協議するとともに、緊密化を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本会の名称を、「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」とする。

（機能）

第３条　本会は、次の事項について協議を行う。

(1) 連絡調整体制の整備に関すること

(2) 「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」の策定

第２章　委員

（委員）

第４条　本会は、別表に掲げる関係機関を代表する委員（１名）をもって構成する。

（幹事）

第５条　本会に幹事を置く。

２　幹事は、航空自衛隊の担当とする。

３　幹事は、会運営の全般事項を実施する

(1) 会運営に関する連絡、調整及び計画

(2) 庶務全般

第３章　会議

（会議）

第６条　会議は、関係機関から要請があった場合又は、必要に応じて随時開催する。

（会議の議決）

第７条　会議は、委員の２／３の出席（代決委任者を含む。）で成立し、議事は、出席者全員の同意で議決する。ただし、関係機関全部の参画を必要としない特定の事項に関しては、その当該範囲の機関による別段の取扱いにゆだねるものとする。

２　会議の議決事項は、会議議事録として関係機関に書類配布するものとする。

第４章　その他

第８条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会議でこれを定めるものとする。

附則

この会則は、昭和54年３月23日から施行する。

附則

この会則は、平成９年６月４日から施行する。

附則

この会則は、平成14年８月６日から施行する。

別表（第４条関係）

関 係 機 関 一 覧 表

関　係　機　関
山口県
山口県警察本部
防府警察署
徳山海上保安部
防府市
山口市
防府市消防本部
山口地域消防組合消防本部
航空自衛隊第12飛行教育団
陸上自衛隊第13飛行隊
航空自衛隊防府地方警務隊

■ ９−３−３　防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱

防府飛行場周辺航空事故連絡協議会は、同会則第３条の規定に基づく緊急措置要綱を次のとおり定める。

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、防府飛行場の周辺において、自衛隊機の航空事故及び航空事故に伴う人身及び財産等の災害が発生した場合の連絡通報及び応急救助活動等の要領を定めることを目的とする。

第２章　連絡通報

（連絡通報先等）

第２条　事態発生時における関係機関相互の連絡調整を図るための連絡通報先は、別表第１のとおりとする。

２　関係機関は、連絡責任者を指定するとともに、別紙第１の内容に変更があった場合、防府飛行場周辺航空事故連絡協議会幹事（航空自衛隊第12飛行教育団）に通知するものとする。

３　防府飛行場周辺航空事故連絡協議会幹事は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知する。

（連絡通報）

第３条　航空事故及び航空事故に伴う災害の発生を知った関係機関は、別図による連絡系統（基準）により連絡通報するものとする。

（通報の内容）

第４条　前条の通報を行う場合は、その内容の標準は、別紙様式による。

（現場連絡所の設置）

第５条　関係機関は、協議のうえ、必要に応じ事故現場における応急活動等を調整するため、災害現場に現場連絡所を設置するものとする。

２　前項の関係機関は、現場連絡所の確保又は提供に協力するものとする。

３　第１項の関係機関は、必要な連絡員を派遣し緊密な連絡調整に努めるものとする。

第３章　応急救急活動等

（応急活動の分担区分）

第６条　関係機関の任務権限に応じた応急救急活動の分担区分は、原則として別表第２に掲げるとおりとする。

第４章　雑則

（その他）

第７条　本要綱に定める以外の事項及び本要綱によりがたい事項に関しては、その都度関係機関の調整により処理するものとする。

附則

この要綱は、昭和54年４月１日施行する。

附則

この要綱は、平成９年６月４日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年８月６日から施行する。

別表第１（第２条関係）

連　絡　通　報　先

機　関　名	勤務時間内		勤務時間外	
	連絡責任者	電話番号	連絡責任者	電話番号
航空自衛隊 第12飛行教育団	司令部教育部 計画班長	0835-22-1950 （内線231）	基地当直幹部	0835-22-1950 （内線225,226）
陸上自衛隊 第13飛行隊	連絡訓練幹部	0835-22-1950 （内線574,584）	第13飛行隊当直	0835-22-1950 （内線387）
航空自衛隊 防府地方警務隊	警務隊長	0835-22-1950 （内線409）	当直警務官	0835-22-1950 （内線409）
山口県	防災危機管理課長	083-933-2370	連絡員室	083-933-2390
山口県警察本部	警備課長	083-933-0110	当直長	083-933-0110
防府警察署	警備課長	0835-25-0110	当直主任	0835-25-0110
徳山海上保安部	警備救難課長	0834-31-0110	警備救難当直	0834-31-0110
防府市	防災危機管理課長	0835-25-2115	宿日直者	0835-23-2111
山口市	防災危機管理課長	083-934-2723	宿日直者	083-922-4111
防府市消防本部	警防課長	0835-23-9918	通信係長	0835-24-0119
山口市消防本部	警防課長	083-932-2602	通信指令課	083-932-2603

別表第２（第６条関係）

分　担　区　分

関係機関 / 活動等	県	市・町	消防	警察	海保	自衛隊	摘　要
救助救急活動等		○	◎	◎	◎	○	１　◎印は主務機関を示す ２　○印は協力機関を示す
消火活動等			◎		◎	○	
立入制限			○	◎	◎	○	
現場保存				◎	◎	○	
現場交通整理				◎	◎	○	
財産保護・整備				◎	◎	○	

注１　海上保安庁は、海上における活動に限る。
　２　本要綱適用以降における諸活動については、関係機関相互の間の協議により分担区分を取り決めて実施する。

（別紙様式）

航空事故等発生通報記録表

（整理番号　No.　　）
発信、受信年月日：平成　　年　　月　　日　　時　　分
発信者官職、氏名：
受信者官職、氏名：

事故発生状況	1	事故の種類	墜落、不時着、落下物等
	2	事故発生の日時	
	3	事故発生の場所	
	4	航空機の種別	大型機、小型機、ヘリコプター等
	5	乗員数	名
	6	危険物搭載の有無	
災害発生状況	7	災害の概要	
	8	現場の状況	地　理： 道　路： その他：
	9	人身の被害状況	氏名　性別　年齢　負傷の程度　住所（TEL） 1　／　／　／　／ 2　／　／　／　／ 3　／　／　／　／ 4　／　／　／　／ 5　／　／　／　／
	10	財産等の被害状況	家　屋： 田　畑： その他：
	11	負傷者の救急活動	病院名　死亡　重傷　軽傷　不明 1　／　名　名　名　名 2　／　名　名　名　名 3　／　名　名　名　名
	12	消火活動	
その他	13		

別　図（第３条関係）

連　絡　通　報　系　統　図

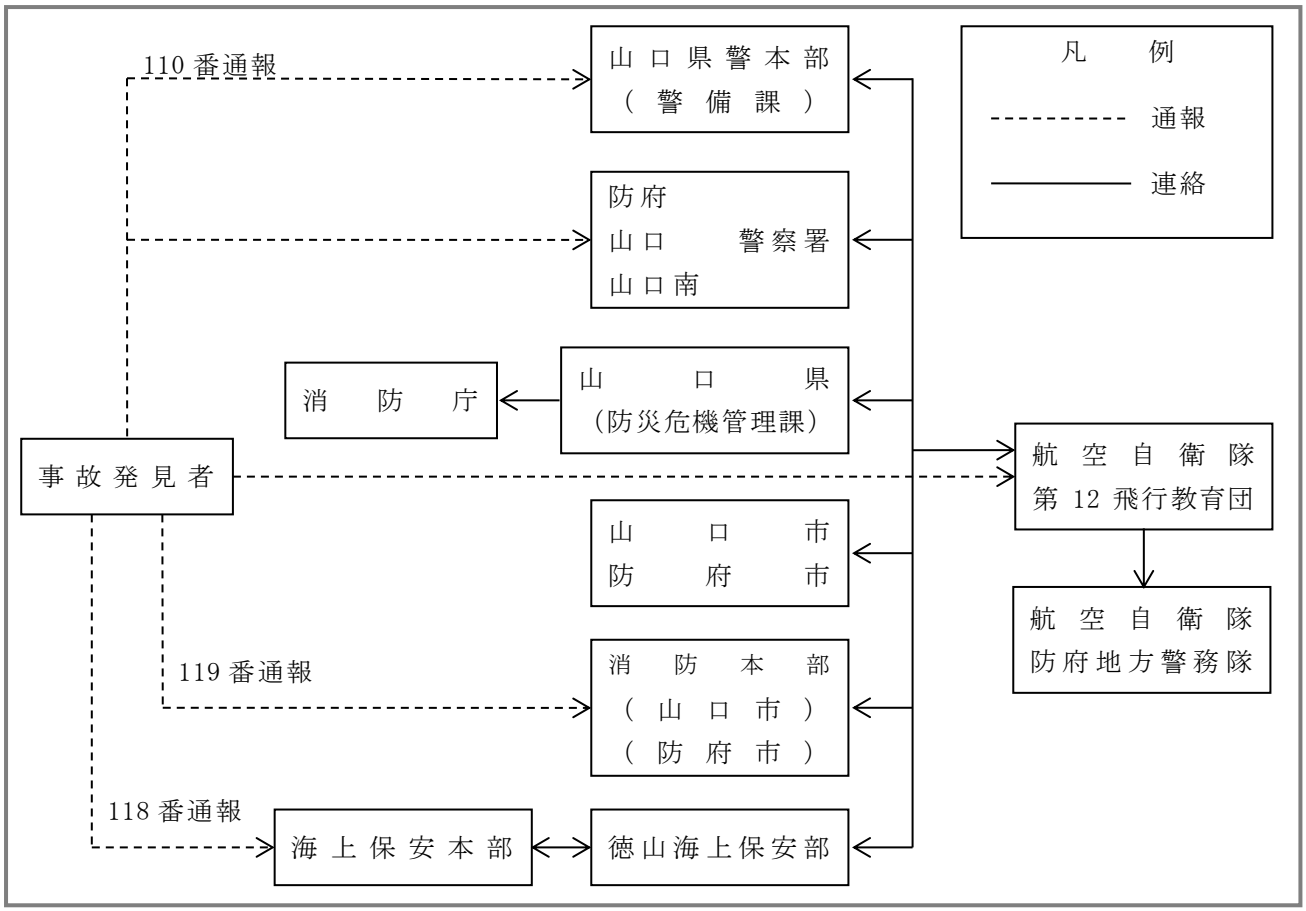

第10　産業災害対策

●災害対策

■ 10-１-１　平常時及び災害時の連携体制(企業内災害)

平常時における連携体制の整備	1　組織の整備 関係企業は、保安防災協議会を設置し、次の事項の連絡協議を行う。 (1) 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討 (2) 地域内の設備配置の適正化に関する事項 (3) 保安技術の共同研究 (4) 地域内の保安管理体制の整備に関する事項 (5) 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項 (6) 保安教育に関する共通事項 (7) その他化学工場地域の保安に関する必要事項 (8) 化学工場地域の災害事故を想定した共同防災訓練を１年に１回以上実施する。 2　平常時における連絡協調 関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常から連絡協調に努める。 (1) 相互通報に関する事項 ア　導配管による輸送時 イ　導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合 ウ　隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合 エ　ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合 オ　異常騒音の発生が予想される場合 カ　隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある火災、爆発等の事故が発生した場合 キ　装置の稼動を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合 ク　油の流出等平常時と異なり、保安上連絡を要すると考えられる場合 (2) 設備配置の相互把握事項 隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。 交換した配置図に変更があった場合は変更後すみやかに修正図を交換する。 ア　高圧ガス設備（貯槽を含む）を設置している区域 イ　危険物製造所等の設置されている区域 ウ　ア及びイに掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域 エ　ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出されるおそれのある設備を設置している区域と放出ガスの名称 オ　火気を使用する設備の位置 カ　保安施設の位置 キ　屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置 ク　その他危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置 (3) 相互了解に関する事項 関係企業は、おおむね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得る。 ア　貯蔵能力10,000m^{3}以上(液化ガスにあっては100ｔ以上)の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から100m未満の位置に設置する場合 イ　貯蔵能力10,000kl以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から100m未満の位置に設置する場合

	ウ　毒性ガスの製造設備を当該事業所の境界線から100m未満の位置に設置する場合 エ　可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から50m未満の位置に設置する場合 オ　前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から20m未満の位置に設置する場合 カ　他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合 キ　導管を設置する場合 ク　フレアースタックを設置する場合 ケ　その他必要な事項 (4) 資料等の相互交換に関する事項
災害時における相互応援体制の整備	関係企業は、災害時において必要に応じ相互に応援する。この場合相互応援措置の円滑なる実施を図るため、あらかじめ次の事項につき応援協定の締結等を通じ、合意若しくは確認しておく。 1　組織及び編成 2　応援要請時の連絡方法及び連絡系統 3　被災事業所の要請による応援者の業務 (1) 応援消防隊の派遣その他消火に必要な設備、資材、人員の提供 (2) 非常線の監視、報道関係者の接遇、非常炊出その他被災事業所に対する側面的な援助及びそれに必要な資材、人員の提供 (3) 付近住民に対する広報、連絡、避難、誘導、救護 4　台風その他地域共通の災害事故の発生又は発生のおそれのある場合の共同防衛措置 5　応援時の指揮命令系統 6　被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣 7　その他被災事業所からの要請による事項 8　消防署、警察、海上保安部等の公共機関への連絡及び応援要請 9　その他地域災害の防止に必要な措置

●危険物の取扱い

■ 10-２-１　危険物貯蔵タンクの所在状況（容量100キロリットル以上）

※不掲載

■ 10-２-２　給油取扱所所在状況

※不掲載

■ 10-２-３　ガス事業者

※不掲載

■ 10-２-４　放射性物質の所在状況

※不掲載

■ 10-２-５　火薬類販売業者

※不掲載

■ 10-２-６　火薬類取扱い規制実施責任者(知事・市長)

知　事　・　市　長　（　消　防　本　部　）　が　実　施　す　る　火　薬　類　取　扱　い　規　制
火薬類取締法 　第５条（販売営業許可） 　第８条（販売営業許可の取消） 　第11条（貯蔵の技術基準適合命令） 　第12条（火薬庫設置等許可） 　第14条（火薬庫構造等技術基準適合命令） 　第15条（火薬庫完成検査） 　第17条（火薬類譲渡・譲受許可） 　第24条（火薬類輸入許可） 　第25条（火薬類消費許可） 　第27条（火薬類廃棄許可） 　第29条（販売業者等の保安教育計画の許可・策定義務者指定） 　第34条（取扱保安責任者等解任命令） 　第35条（火薬庫保安検査） 　第35条の２（火薬庫定期自主検査立会） 　第36条（安定度試験実施命令） 　第43条（立入検査） 　第44条（販売営業許可の取消・販売事業停止の命令） 　上記に規定する知事の権限に属する事項のほか、火薬類取締法施行令第16条の規定により次に揚げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。 １　火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号焔管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第３条（製造許可）、第８条（製造許可の取消）、第９条（製造施設等技術基準適合命令）、第10条（製造施設等変更許可）、第15条（完成検査）、第28条（危害予防規程の認可）、第29条（保安教育計画の認可）、第34条（製造保安責任者等解任命令）、第35条（保安検査）、第35条の２（定期自主検査立会）、第42条（報告の徴収）第44条（製造許可の取消・製造事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項 ２　火薬庫に関する法第42条（報告の徴収）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項 ３　販売業者に関する法第42条（報告の徴収）、第44条（販売許可の取消・販売事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項 ４　取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第30条第２項）に関する法第42条（報告の徴収）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項

■ 10-２-７　高圧ガス製造所一覧

※不掲載

■ 10-２-８　有害物質を取扱う施設を有する工場一覧

※不掲載

■ 10-２-９　毒物劇物製造所一覧

※不掲載